厚生労働科学研究費補助金

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

受動喫煙の防止を進めるための
効果的な行政施策のあり方に関する研究

平成 25(2013)年度　総括・分担研究報告書

（ 3 年計画の 2 年目 ）

主任研究者　大和　浩

平成 26（2014）年　3 月

目　　次

I.　総括研究報告
受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究 ---------2

II. 分担研究報告
1. 地方自治体における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究 -------
大和　浩、太田雅規、江口泰正、今野由将、高橋（中田）ゆり

2. 自治体における受動喫煙防止条例の成立のための戦略に関する研究----
中村正和、大島　明

3. 職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討----------
河井一明

4. 受動喫煙対策が進む中での新規タバコ製品および関連製品とその課題---
欅田尚樹　研究協力者　稲葉洋平、内山茂久

資料１：受動喫煙防止対策に関する調査票（地方自治体、中央官公庁）
資料２：都道府県庁の建物内禁煙化（2007 年以降の経年変化）
資料３：都道府県庁、道府県庁所在市、特別区、政令市の受動喫煙防止対策の一覧
資料４：地方自治体と中央官公庁の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
資料５：諸外国の受動喫煙防止に関する法規制の一覧表　　訳：高橋（中田）ゆり
資料６：「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第８条に関する各国報告

III. 関連資料：本研究成果の報道記事 ----------

IV. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----------

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
平成25（2013）年度 総括研究報告書

受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究

主任研究者　産業医科大学　産業生態科学研究所　教授　　大和　浩

研究要旨：本研究の第１の目的は、受動喫煙防止対策として建物内～敷地内の全面禁煙化を推進することにより受動喫煙に起因する健康被害を抑えることである。第２の目的は、喫煙しにくい環境をつくることにより、喫煙者の禁煙企図を高め、禁煙実行者を増やし、喫煙率を減少させることによって喫煙関連疾患の減少に寄与することである。

受動喫煙防止対策の最善の方法は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO FCTC)」第８条「たばこの煙にさらされることからの保護」で示され、すでに43ヵ国で実施されているようにサービス産業を含むすべての屋内施設を全面禁煙とする受動喫煙防止法を成立させることである。また、そのような法的規制が実施された国では、国民の脳血管疾患や気管支喘息などの疾患が減少したことが報告されている。しかし、わが国ではそのような法規制を施行する準備は整っていない。逆に、厚生労働省が2002年に示した「分煙効果判定基準策定検討会報告書」、および、2003年の「職場における喫煙対策のための新ガイドライン」が推奨する「一定の要件を満たす喫煙室」の存在が全面禁煙化の阻害要因となっている事例も多く見受けられる。

本研究の成果として、先行研究を引き継ぎ官公庁、特に全国の主要な121自治体（47都道府県庁、46道府県庁所在市、23特別区、5政令市）の受動喫煙対策の５、６回目の調査を実施し、団体ごとの優劣の比較が可能な一覧表の作成、グッドプラクティスの収集を行い、各団体にフィードバックした。特に、2年目は、全面禁煙化前後の喫煙率の変化に関する情報についても提供を依頼し、全面禁煙化の前後で喫煙率が大幅に低減したことの確認も行った。また、今後、喫煙室からのタバコ煙の漏れを指摘することで全面禁煙化の契機とすることを希望する団体用に、喫煙により発生する微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）の測定機の貸し出しをする準備も行った。さらに、WHO FCTCのホームページに公開されている各国情報からG8、G20を含む60ヵ国の受動喫煙防止の法規制の精査を行い、わが国の立ち後れを指摘した（大和、太田、江口）。

また、地方自治体における受動喫煙防止条例の普及を図るため、2012年に大阪府議会に提出された条例案が取り下げとなった経緯を精査し、タバコ産業から議員・委員を通して提出される意見に対抗するための資料を海外の先行事例から収集した（中村、大島）。

喫煙によって発生するエピジェネティック（DNAの塩基配列に変化はないものの、細胞の性質が変化し、記憶継承されること）な変化について検討し、タバコ煙凝縮物の存在下でフリーラジカルによって、シトシン5位のメチル化を介して生じることが明らかとなった。今後、受動喫煙に曝露されている労働者の生体影響指標として応用できる可能性について検討した（河井）。

2010年より発売が開始された無煙タバコ4製品を模擬的に吸入する実験の結果、ニコチンとメンソールが高い濃度で吸入されることが確認されたことから、無煙タバコを禁煙区域で使用することにより喫煙者が禁煙することの抑制に繋がる可能性が示唆された。また、メンソールなどの香り成分が若者や喫煙を始めて1年以内の喫煙者に好まれる可能性があることも考えられた（分担：欅田、稲葉）。

以上の研究成果を地方自治体、さらには国全体の行政施策のあり方に反映させていくことが必要であると考えられた（本研究成果の公開：http://www.tobacco-control.jp/）。

A．研究目的

本研究の第１の目的は、喫煙室を残すことなく、建物内・敷地内全面禁煙を推進することにより受動喫煙に起因する健康被害をなくすことである。第２の目的は、全面禁煙化により喫煙しにくい環境をつくることにより、喫煙者の禁煙企図を高め、喫煙実行者を増やし、喫煙率を減少させることによって国民全体の喫煙関連疾患の減少に寄与することである。

先行研究である「受動喫煙対策にかかわる社会環境整備についての研究」「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究」「飲食店等多数の者が利用する施設における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究」において、以下の内容について実験的な検討と調査票による実態調査をおこない、わが国の受動喫煙防止対策の進むべき方向を以下のように示してきた。

１）喫煙室を設ける空間分煙では受動喫煙を防止することはできないことから、建物内・敷地内の全面禁煙が必要であること
２）官公庁では最低でも建物内全面禁煙とし、最終的には敷地内全面禁煙の達成を目標とすること、かつ、勤務時間中の喫煙を禁止する措置をとり、喫煙する職員には禁煙支援を提供すること
３）医療施設、特に、地域医療の拠点である医歯学部と大学病院は速やかに敷地内禁煙とするべきであること
４）喫煙室からのタバコ煙の漏れを防止することは不可能であるため、一般の職場においても規模の大小、業種にかかわらず、速やかに建物内全面禁煙とすべきであること
５）飲食店等のサービス産業は、利用者の受動喫煙を防止する、という観点ではなく、そこで働く従業員を職業的な受動喫煙から保護する、という観点から速やかに全面禁煙とするべきであること
６）屋外であっても風下側では数十mにわたって受動喫煙が発生するため、建物の出入口は屋内に準ずる空間として禁煙とすべきであること
７）屋外であっても通学路や公園など子どもの利用が想定される場所については、受動喫煙を防止するために全面禁煙とすべきこと
８）自家用車についても、子どもが同乗した状態での喫煙には法的規制が必要であること

今回、受動喫煙防止対策を進めるための効果的な行政施策のあり方について提言を行うために、以下の４つの研究をおこなった。

１．地方自治体、中央官庁における受動喫煙対策の実態及び課題（大和、太田、江口）
２．地方自治体における受動喫煙防止条例の導入方法、タバコ産業からの反論への対応準備（中村、大島）
３．職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討（河井）
４．嗅ぎタバコのガス状成分の測定（欅田）

B．研究方法

１．地方自治体と中央官庁における受動喫煙対策の実態及び課題

先行研究に引き続き、主要な 121 地方自治体（47 都道府県庁、46 道府県庁所在市、23 特別区、5 政令市）に調査票を郵送し、

・ 建物内・敷地内禁煙の実施状況
・ 公用車の禁煙化の実施状況
・ 勤務時間中の喫煙制限の実施状況
・ 職員に対する禁煙支援の実施状況

について６回目となる調査を行った。

今年度は、中央官庁（17 団体）についても同様の調査を行った。

２．地方自治体における受動喫煙防止条例の導入方法、タバコ産業からの反論への対応準備（中村、大島）

受動喫煙防止条例案を議会に提案したが、取り下げとなった大阪府議会における議論内容と経緯の精査を行ない、今後、同様の検討が行われる場合に備え、タバコ産業からの反論に対応する資料の収集を行った。

３．職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討（河井）

喫煙によって発生するエピジェネティックな変化を、タバコ煙凝集物の存在下で検討を行った。

４．嗅ぎタバコのガス状成分の測定（欅田）

2010 年より、燃焼を伴わず、カートリッジに充填されたタバコ葉から放散されるガス成分を吸引するタバコ製品の発売が開始された。嗅ぎタバコ使用者への有害化学物質曝露量を評価するため、吸引されるガス成分の測定、および、使用されているタバコ葉成分の変異原性を測定した。

C．研究結果

１．地方自治体と中央官庁における受動喫煙対策の実態及び課題（大和、太田、江口）

全国の主要な地方自治体 121 団体のうち、57 団体で一般庁舎の禁煙化が行われていた。特に、道府県庁の一般庁舎の建物内禁煙化は、2010 年 2 月に発出された健康局長通知以降、急速に進んだことが認められた。しかし、2013 年度に新たに禁煙化された都県はなく、禁煙化は鈍化したことが認められた。

議会棟・フロアが禁煙化されているのは 27 団体のみであり、議会の禁煙化は一般庁舎に比べて遅れていた。また、2013 年度に新たに禁煙化された団体はなかった。

敷地内禁煙が実施されていたのは大阪府、福島市、大阪市、神戸市、足立区の 5 団体で昨年度から変化がなかった。

勤務時間中の喫煙が禁止されていたのは、長野県、大阪市、堺市、北九州市、足立区の 5 団体で昨年度から変化がなかった。

公用車の禁煙化は多くの自治体で実施されていた。

中央官庁では、厚生労働省と環境省が使用する合同庁舎 5 号館は 2012 年から建物内禁煙が導入されていたが、それ以外の施設はいずれも喫煙室、もしくは、喫煙コーナーを使用していた。

２．地方自治体における受動喫煙防止条例の比較検討（中村、大島）

条例の制定を行った神奈川県と兵庫県、および、条例案を議会に提出しながらも、取り下げとなった大阪府での経験から、今後の条例制定にあたっては、検討委員会のありかた、首長・議員への働きかけ、規制の対象と内容、タバコ産業から議員や委員を経由した妨害とその対応策について十分な検討と準備を行う必要があることが確認された。また、タバコ産業からの妨害に対抗するための資料の収集を行った。

３．職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討（河井）

タバコ煙凝縮物の存在下で、フリーラジカルによって生成する 5-メチルデオキシシチジン(m^5dC)、8-メチルデオキシグアノシン(m^8dG)、8-メチルデオキシアデノシン(m^8dA)の生成が認められた。このような、エピジェネティック変化の初期に起きるシトシン５位のメチル化が、タバコ凝縮物によってフリーラジカルを介して生じることが明らかとなり、喫煙による新たな発がん機構の１つとして応用可能となる可能性が示された。

４．嗅ぎタバコのガス状成分の測定（欅田）

無煙タバコ4製品は，先行研究で分析を行った製品よりもニコチンとメンソールが高値であった。香り成分が若者，喫煙を始めて1年以内の喫煙者に好まれる可能性があり、また、無煙タバコが喫煙禁止地域での使用につながり，喫煙者の禁煙への抑制になる可能性についても文献調査から示唆された。

D．考察

本来、WHO FCTC第8条のガイドラインに沿って、すでに43ヵ国で実施されているように、飲食店等のサービス産業を含めて全面禁煙とする受動喫煙防止法をわが国も成立させ、国民を受動喫煙と喫煙による健康被害から保護せねばならない。しかし、現状では、そのような立法措置が成立する準備はまったく整っていない。

本研究の最終的な目標は、神奈川県と兵庫県で成立し、取り下げにはなったが2012年に大阪府で検討され、2014年2月に山形県で検討が始まった受動喫煙防止条例が今後も多くの自治体で議会に提出、成立することで、屋内施設の禁煙化の必要性に関する世論を醸成し、全国に適用される受動喫煙防止法の成立を促すことである。

そのためには、まず、地方自治体が喫煙室を廃止し、建物内・敷地内禁煙などの措置を促すことが必要であると考えられる。今年度、先行研究か

ら引き続き、全国の主要な121の地方自治体の受動喫煙対策について6回目の調査を行った結果、2010年の「受動喫煙防止対策について」(健発0225第2号）の健康局長通知により、急速に進み始めた地方自治体の建物内禁煙化であったが、2013年度の進捗は残念ながら小さかった。しかし、地方自治体では建物内・敷地内の全面禁煙化の前後の5年間で喫煙率が大幅に減少した、また、中央官庁では合同庁舎5号館が建物内禁煙である、という好事例を収集し、各団体へのフィードバックができたことは、今後の喫煙対策を考える上での重要なメッセージになったことが期待される。

また、諸外国でとられているWHO FCTC第8条に添ったすべての屋内施設の全面禁煙とする立法措置がとられていることの精査結果は、地方自治体と中央官公庁の両者の今後の政策を検討する上での重要資料になったことが期待できる。

特に、受動喫煙防止条例を具体的に検討している山形県などの団体にとっては、今年度の成果としてとりまとめをおこなった神奈川県と兵庫県の受動喫煙防止条例、および、取り下げとなった大阪府の条例案の比較表、その検討過程で討議された課題、タバコ産業から議員を通じた反論の内容、それに対抗するために収集された資料は、非常に重要な資料になったと思われる(中村、大島)。

2010年以降、厚生労働省で検討された受動喫煙防止対策の強化の検討では、飲食店等のサービス産業を「一律に禁煙とすることは困難」とされ、除外扱いとなっていたが、サービス産業の従業員は職業的な受動喫煙に曝されており、本来、最初に保護されねばならない集団である。受動喫煙によって発生する遺伝子障害を評価する新たな指標の検討も、今後進めねばならない（河井）。

なお、全面禁煙化がすでに導入された諸外国では、禁煙の場所でも使用が可能な噛みタバコや嗅ぎタバコ、電子タバコなどの販売が強化されはじめた。わが国も例外ではなく、日本のタバコ産業は2010年に無煙タバコを、2013年より湿式嗅ぎタバコを、2014年から電子タバコの販売を開始した。それらの生体影響を予測し、普及を阻止するための検討も、引き続き行うべき重要課題であると考えられた（欅田）。

E．結論

地方自治体と中央官公庁の受動喫煙防止対策を推進して受動喫煙の被害を防止すること、喫煙者の企図を高めていくこと、社会全体の喫煙対策の推進に寄与すること、各団体に好事例の情報提供をすることにより、「屋内施設は全面禁煙が必要」という世論の形成を促進し、最終的には、諸外国のように違反に対する罰則規定を盛り込んだ受動喫煙防止法を制定することを政策決定者に働きかけいくことが重要である。

F．健康危険情報

喫煙室の内部では、人体に有害な微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が、WHO が Air Quality Guidelines で示した基準値よりも数倍～数十倍高く、危険なレベルに達している場合があることが認められた。また、喫煙室からの漏れによる受動喫煙、および、喫煙している場所で働く場合の職業的な受動喫煙が発生しており、非喫煙者の健康上のリスクになっていることが考えられた。

G．研究発表

分担研究欄に掲載

H．知的財産権の出願・登録状況

この研究において知的財産権に該当するものはなかった。

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
平成25（2013）年度 分担研究報告書

地方自治体の受動喫煙防止対策の実態と課題に関する研究

産業医科大学　産業生態科学研究所　教授　　大和　浩
産業医科大学　産業生態科学研究所　准教授　　太田　雅規
産業医科大学　産業生態科学研究所　助教　　江口　泰正
産業医科大学　産業生態科学研究所　修練医　　今野　由将
産業医科大学　産業生態科学研究所　訪問研究員　高橋（中田）ゆり

研究要旨：「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、第８条「たばこの煙にさらされることからの保護」において、喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止することは出来ないことから建物内を 100%完全禁煙とする法律を成立させることを求めている。現在（2014 年 3 月）のわが国において、受動喫煙防止法を成立させる準備は整っていないながら、2010 年の厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(健発 0225 第 2 号)、および、2012 年にも「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発 1029 第 5 号）が発せられたことにより、地方自治体では屋内の喫煙室を廃止して、建物内を全面禁煙とする動きが始まっている。

わが国の主要な 121 地方自治体（47 都道府県庁、46 県庁所在市、23 特別区、5 政令市）の受動喫煙防止対策、および、勤務中の喫煙禁止などについて、先行研究より継続して 6 回目の調査を行った。今(2013)年度は、受動喫煙防止対策の進捗状況に加え、職員の喫煙率を調査・保存している団体には直近 5 年間のデータ提供も依頼し、建物内・敷地内の全面禁煙化や勤務時間中の喫煙禁止などの良好な対策を実施している団体では、その前後で喫煙率が大きく低下していることについて好事例をまとめた。さらに、中央官庁の受動喫煙防止対策の調査も開始した。

また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」のホームページに公開されている各国情報から G8、G20 を含む 60 ヵ国の受動喫煙防止の法規制の精査を行い、わが国の立ち後れを指摘した。

なお、2013 年 2 月に社会問題となった越境汚染による微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）であるが、「タバコは典型的な $PM_{2.5}$」としてしばしばメディアで取り上げられたことから、地方自治体に限らず、社会全体に対して全面禁煙化の必要性を啓発する際の好材料となった。

A．研究目的

2004 年 3 月、アイルランドで一般の職場や公共交通機関だけでなく、飲食店などサービス産業を含むすべての建物内を禁煙とする世界初の受動喫煙防止法が施行された。その後、ニュージーランド（2004 年 12 月）、ウルグアイ（2006 年 3 月）、スコットランド（2006 年 3 月）、イギリス全土（2007 年 7 月）で同様の受動喫煙防止法が施行された。

さらに、2007 年 6～7 月にタイで開催された「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO FCTC)」第 2 回締約国会議において、第 8 条「たばこの煙にさらされることからの保護」に関するガイドラインがコンセンサスにより採択された。このガイドラインでは、喫煙室や空気清浄機の工学的な対策では受動喫煙を防止できないこと、受動喫煙を防止するためには 100%禁煙とする措置が必要であることが述べられており、締約国は飲食店等のサービス産業も含め、多数の者が使用する屋内施設を完全に禁煙とする立法措置を取ることが求められることとなった。

その後、スペイン（2011 年）など欧米先進国のみならず、トルコ（2009 年）や香港（2009 年）など中近東～アジアでも同様の受動喫煙防止法が施行されるなど、屋内を全面禁煙とする国が急速に増えつつある。

一方、わが国では2003年に施行された健康増進法、により学校、病院、官公庁、公共施設、公共交通機関を中心に屋内の禁煙化が進みつつあるが、罰則規定のない努力義務であるため、いずれの分野も完全に禁煙化されてはいない。逆に、健康日本21（2000年）で「公共の場及び職場における分煙効果判定基準策定検討会報告書の徹底及び効果の高い分煙効果判定基準策定検討会報告書に関する知識の普及」と掲げられたこと、さらに、「分煙効果判定基準策定検討会報告書（以下、報告書）」、「職場における喫煙対策のための新ガイドライン（以下、新ガイドライン）（2003年）で示された「一定の要件を満たす喫煙室」が設置されたことにより、全面禁煙化の妨げとなる状況が増え始めている。

2010年2月25日、厚生労働省健康局長から通知された「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）において「少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい」ことが示され、さらに、2012年10月29日「受動喫煙防止対策の徹底について」（健発1029第5号）が重ねて発せられており、先行研究において、地方自治体では、建物内の既存の喫煙室を廃止して全面禁煙とする団体が増えるなど、一定の効果が発生していることを確認した。しかし、一方で喫煙室の使用を中止する予定がない自治体が存在することも事実である。

本研究の目的は以下の４つである。

1）地方自治体の喫煙対策、特に、受動喫煙防止対策の実態を統一された調査票を用いて明らかにすること

2）調査結果から得られた好事例（グッドプラクティス）を収集し、現時点で自治体が取り組むべき・取り組み得る喫煙対策をフィードバックするとともに、啓発教材を作成すること

3）地方自治体の喫煙対策担当者の連絡網を構築し、定期的な情報提供と双方向の意見交換を行うことにより、地方自治体の喫煙対策の担当者のレベルアップを図るとともに、モチベーションを維持すること、である。

B. 研究方法

1．地方自治体の受動喫煙防止対策の検討

わが国の主要な121地方自治体（47都道府県庁、46県庁所在市、23特別区、5政令市）に喫煙対策に関する調査票（**資料1-1**）を郵送し、すべての回答が得られるまで督促を行った。

2．中央官庁の受動喫煙防止対策の検討

１府12省の中央官庁の喫煙対策に関する調査票（**資料1-2**）を郵送し、回答を得た。

3．諸外国における受動喫煙防止法の精査

WHO FCTCの第8条「受動喫煙からの保護」に関するガイドラインでは「喫煙室や空気清浄機などの工学的な対策は不適切である」とされ、一般の職場だけでなく飲食店等のサービス産業を含む屋内施設を全面禁煙とすることが求められており、WHOは８つの分野（公共交通機関、医療機関、大学以外の教育機関、大学、官公庁、一般の職場、食事を主とするレストラン、アルコールを含む飲み物の提供を主とするカフェやパブ・バー）の全面禁煙化状況について定期的にモニタリングを行っている。各国の受動喫煙防止対策の情報は、WHO FCTCのホームページに公開されており、2012年時点で、以下の地図に示す色の濃い43ヵ国で、上記の8分野がすべて禁煙化されていることが示されている。今回、それらの国々を中心に、G8、G20を含む60ヵ国の受動喫煙防止法の内容について精査し、その一覧表を作成した。

SMOKE-FREE ENVIRONMENTS – HIGHEST ACHIEVING COUNTRIES, 2012

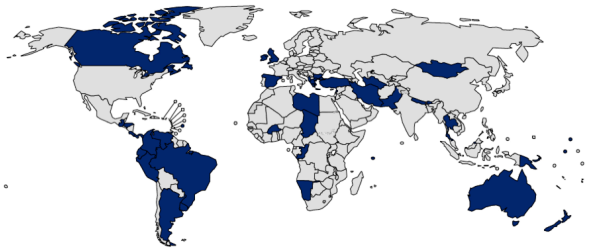

Countries and territories with the highest level of achievement: Albania, Argentina*, Australia, Barbados, Bhutan, Brazil*, Brunei Darussalam*, Bulgaria*, Burkina Faso, Canada, Chad, Colombia, Congo*, Costa Rica*, Ecuador*, Greece, Guatemala, Honduras, Iran (Islamic Republic of), Ireland, Lebanon*, Libya, Malta, Marshall Islands, Mongolia*, Namibia, Nauru, Nepal*, New Zealand, Pakistan, Panama, Papua New Guinea*, Peru, Seychelles, Spain, Thailand, Trinidad and Tobago, Turkey, Turkmenistan, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Uruguay, Venezuela* and West Bank and Gaza Strip*.

* Country or territory newly at the highest level since 31 December 2010.

（倫理面での配慮）

地方自治体における喫煙対策の調査は、郵送法による実態把握であり個人情報は全く含まれていない。また、WHO FCTCのホームページに公開された情報の精査であり、倫理的な問題は発生しない。

C．研究結果

1－1．地方自治体の受動喫煙防止対策の検討

都道府県庁の一般庁舎の受動喫煙防止対策について、2007年度から2013年度の変化を記載した一覧を**資料2**に示す。2010年2月の健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）以前から一般庁舎で建物内禁煙を実施していたのは17道府県（北海道、山形、茨城、栃木、埼玉、神奈川、富山、福井、山梨、長野、京都、大阪、兵庫、山口、高知、佐賀、沖縄）であった。通知から1年以内である2011年度に建物内禁煙が実施されたのは12県（宮城、秋田、奈良、岡山、香川、徳島、福岡、秋田、千葉、和歌山、島根、愛媛）であった。通知から2年以内である2012年度に3県（岩手、鳥取、青森）でも喫煙室が廃止され、2013年3月時点で47都道府県のうち32道府県で、3分の2の団体で建物内禁煙が実施された（大阪府は敷地内禁煙）。2010年の通知以降、急速に県庁の禁煙化が進んだことが認められた。

しかし、今(2013)年度に一般庁舎で新たに禁煙化された県庁はなく、出入口の近傍の喫煙コーナーを廃止（北海道など）、屋外の喫煙コーナーを削減（山梨県、京都府、岡山県など）などの動きが見られたのみであった。

今(2013)年度の都道府県庁の議会棟・フロアの状況、公用車の禁煙化、職員の勤務時間中の喫煙禁止まで含む受動喫煙防止対策の一覧表を**資料3-2**に示す。議会棟・フロアまで禁煙化されている県庁は福井県、山梨県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、沖縄県の9団体のみであり、議会部分の禁煙化は一般庁舎よりも遅れており、かつ、禁煙化の大きな進展はみられなかった（滋賀県では「2013年度の$PM_{2.5}$報道により議会会派控え室の禁煙化が徹底された」との回答があった）。

昨(2012)年度までに公用車は35道府県で禁煙化されており、車内の喫煙が規制されていないのは9都府県のみであったが、今(2013)年度、石川県、福井県、兵庫県、熊本県で公用車が新たに禁煙化された（それ以外に4県で現業系の車両を除く公用車は禁煙）。

46県庁所在市の状況を**資料3-3**に示す。17団体が一般庁舎内を全面禁煙としており、2013年度は青森市、前橋市、名古屋市が新たに建物内禁煙となった。うち13団体が議会棟・フロアも禁煙であった。2012年度までの公用車の全面禁煙は31団体、一般公用車のみ禁煙は6団体であったが、2013年度には盛岡市で公用車の禁煙化が実施された。

23特別区のうち、4団体が一般庁舎内を全面禁煙としており、うち、3団体が議会棟・フロアも禁煙であった。2013年度に新たに禁煙化は行われなかったが、北区では屋外の喫煙コーナーが削減された。公用車の全面禁煙は12団体、一般公用車のみ禁煙は9団体であった（**資料3-4**）。

20政令市（道府県庁所在市15団体と川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）のうち、10団体が一般庁舎内を全面禁煙としており、うち、7団体が議会棟・フロアも禁煙であった。公用車の全面禁煙は15団体、一般公用車のみ禁煙は4団体であった（**資料3-4**）。

大阪府、福島市、大阪市、神戸市、足立区の5団体では敷地内禁煙が実施されており（周囲が路上喫煙禁止であり、建物内禁煙が導入されたことで実質的な敷地内禁煙となった団体を含む）、いずれも議会部分まで含めて敷地内禁煙であったが、2013年度に新たに敷地内禁煙となった団体はなかった。

2012年度までに**長野県、大阪市、堺市、北九州市、足立区の5団体では、勤務時間中の喫煙が禁止**されており、新たに**2013年度から青森市で勤務時間中の喫煙禁止**となった。また、**静岡市では「一定配慮の呼びかけ」、松江市と鹿児島市、および、宮崎県の保健福祉部で「自粛」**となった。

昨年度の報告書にも記載したが、建物内禁煙を推進する上で重要な情報であることから、喫煙室を残すことの問題点を再掲載する。

1）「一定の要件を満たす喫煙室」であっても廊下への漏れを防止できないこと

喫煙室の内部（３台の換気扇）

「一定の要件を満たす喫煙室」からの漏れを$PM_{2.5}$で測定する者

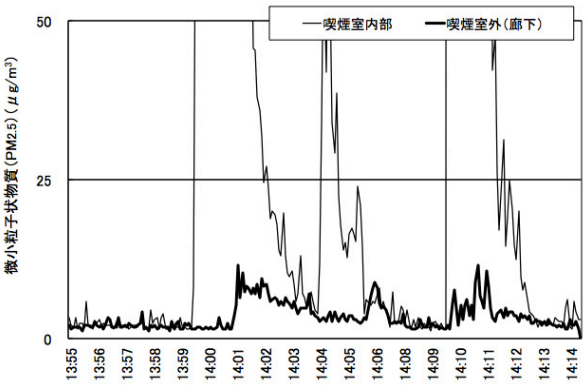

廊下へのタバコ煙（$PM_{2.5}$）の漏れ

2）掃除を担当する者にも同様の高い濃度の受動喫煙が発生すること

装着式 $PM_{2.5}$ 測定器

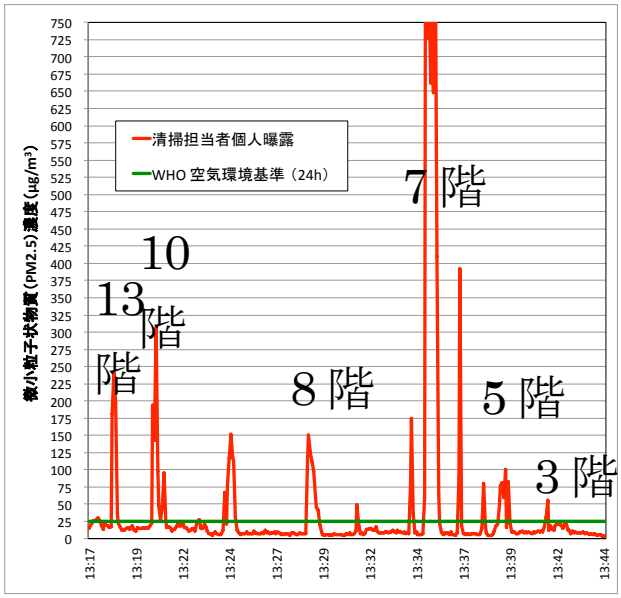

3）喫煙者自身が高い濃度の受動喫煙に曝露されること

2．受動喫煙防止対策の強化が喫煙率低下に繋がった好事例の収集

今(2013)年度は、121自治体のうち36団体から職員の喫煙率に関する情報提供が得られた。5年以上にわたる男女別の喫煙率が得られたのは17団体、かつ、その間に建物内・敷地内の全面禁煙化が導入されたのは8団体であった。そのうち、全面禁煙化の詳細を把握できた3事例を好事例として紹介する。ただし、2010年10月に実施されたタバコ代の大幅値上げ（300円→410円）の影響も含む結果である。

①敷地内全面禁煙化

自治体Aでは、2008年5月の敷地内終日全面禁煙化され、その前後2年間で男性職員の喫煙率は33.5%→29.7%→28.2%＝5.3%減少した。その後、2010年のタバコ代の大幅値上げ前後の2年間で28.2%→26.9%→25.6%＝2.6%減少した（翌年には0.5%の再上昇）。

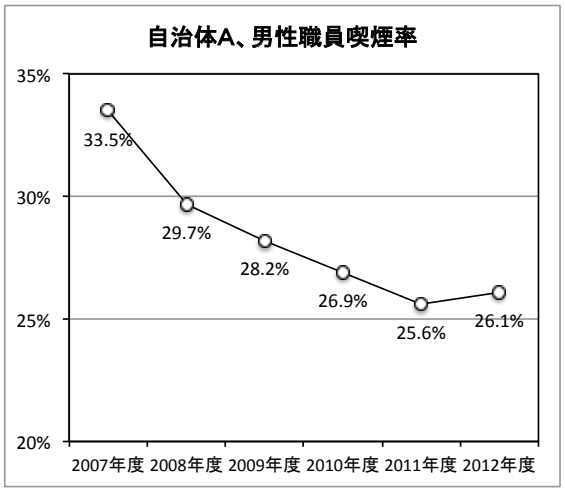

・建物内全面禁煙化と勤務時間中の喫煙禁止

②自治体Ｂでは、2004年、屋内に喫煙室が設けられて自席での喫煙が禁止されたが、その前後の喫煙率は国民全体の喫煙率の自然減少と大差はなかった。

2010年10月にタバコ代が大幅に値上げされ、さらに2ヵ月後の2011年1月から建物内全面禁煙化（敷地内の駐輪場に喫煙コーナー）、かつ、勤務時間中の喫煙禁止が行われた。その前後2年間で男性職員の喫煙率は36.2％→31.3％→27.4％＝8.8％減少した（翌年には0.3％の再上昇）。

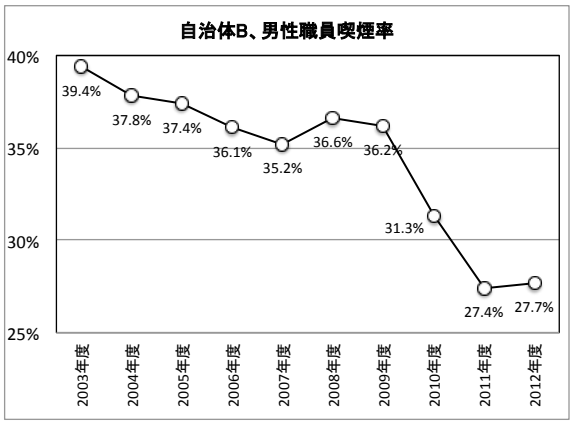

③自治体Ｃ（団体名公表の許可を得て、**資料4-1**に写真入りで解説）では、2010年4月に建物内全面禁煙化（周辺道路は路上喫煙禁止地区で、実質的な敷地内全面禁煙化）され、同年10月に勤務時間中の喫煙禁止とタバコ代の値上げが行われた。その前後2年間で男性職員の喫煙率は40.8％→36.3％→35.4％＝5.4％減少した。

さらに、2012年4月、禁止されていたはずの勤務時間中の喫煙により火事が連続し、市営地下鉄の運行に支障をきたす事態が発生したため、勤務中にタバコを持ち歩くことが禁止された。その後、定期的なパトロールも行われ、勤務時間中の喫煙が発覚した場合には停職1ヵ月の措置も取られるように厳罰化されたこともあり、2012年度の喫煙率は上昇することなく、34.3％にまで減少した。

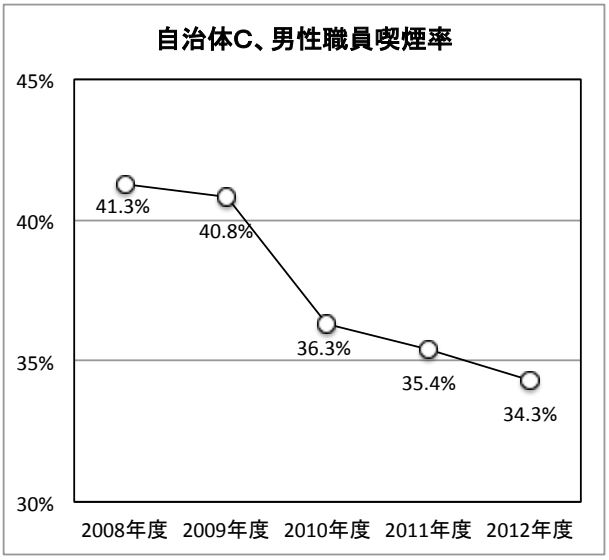

一方、屋内に喫煙室が残っており、かつ、5年間の喫煙率が得られた8の地方自治体（P～W）では、好事例のような大きな変化は認められなかった。

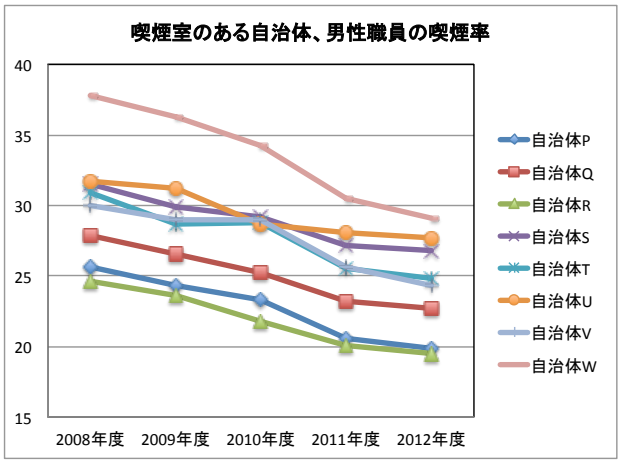

２．中央官庁の受動喫煙防止対策の検討

1府12省についても同様の内容の調査を行ったところ、厚生労働省と環境省が使用している中央合同庁舎5号館は建物内禁煙が実施されていたが、それ以外の中央官庁では喫煙室が残されていた。中には、パーティションによる喫煙コーナーにとどまっている官庁も認められた。

中央省庁のグッドプラクティスとして、合同庁舎5号館の受動喫煙防止対策を**資料4-2**に紹介する。2004年、各フロアの喫煙コーナーは廃止され、１階ロビーの喫煙室に集約された。2007年、喫煙室が廃止され、玄関脇の軒先の喫煙コーナーとなったが、通行の妨げとなる上にタバコ煙が屋内に流入するため、2006年、パー

ティションが設けられた。さらに、2012年、非喫煙者の通行が少なく、屋根がない2階テラスにパーティションごと移動した。

３．諸外国の受動喫煙防止法の精査

WHO FCTCのホームページに公開してある2012年の各国報告から、G8、G20を中心に60ヵ国について受動喫煙防止法の有無とその内容について精査し、その結果を一覧表化した（**資料5**）。わが国は、いわゆる先進国（G8、G20）の中で、官公庁だけでなく、公共交通機関、教育機関、医療機関でさえ全面禁煙化されておらず、受動喫煙防止の状況が著しく後れていた。なお、飲食店等のサービス産業に喫煙専用室を容認している国では、多くの場合、独立した排気装置が義務づけられており、その内部での飲食を禁止する条件がついていることが判明した。

D．考察

先行研究に引き続き、を2013年9月に行った全国の主要な121地方自治体の受動喫煙防止対策に関する6回目の調査結果から、

１）2010年2月に発出された健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号、平成22年2月25日）、および、2012年10月の「受動喫煙防止対策の徹底について」（健発1029第5号）により、地方自治体の建物内禁煙化は急速に進んだが、2013年以降、その動きは鈍化したこと

２）県庁所在市と特別区、政令市の禁煙化は道府県庁に比べて遅れていること

３）議会棟・フロアの禁煙化は一般庁舎に比べて遅れていること

４）公用車の禁煙化はいずれの団体でも進んでいること

５）勤務中の喫煙禁止の措置がとられているのは5団体のみであったこと

が判明した。

昨(2012)年度の報告書にも記載したように、喫煙室を使用する場合、タバコ煙と同時に空調された屋内空気を外に排気するため、喫煙室1ヵ所あたり年間11,000kWh、約25万円の経費を要する。地方自治体ではその経費が公費から支出されること、また、地方公務員法第35条、職務専念義務に鑑み、勤務時間中のタバコ離席を禁止することも受け入れられやすい団体である。その結果として、受動喫煙の防止だけでなく、喫煙者の禁煙企図を高めることにも繋がる。

実際、今(2013)年度の好事例として紹介した3つの地方自治体では、建物内・敷地内の全面禁煙化と勤務時間中の喫煙禁止が行われ、かつ、タバコ代の値上げも行われたことにより、喫煙室が残っている地方自治体にはみられなかった喫煙率の大幅な減少（男性職員）が観察されている。

来年度も、禁煙化が進んでいない地方自治体、中央官公庁の禁煙化を促すとともに、禁煙化されている地方自治体とそうでない地方自治体の喫煙率の相違、および、都道府県別の喫煙率と地方公共団体の喫煙率の比較なども含めて検討を行う予定である。得られた結果をもとに、全面禁煙化を推進する根拠、実際に禁煙化した場合の喫煙率低減効果を地方自治体にフィードバックすることで、地方自治体の禁煙化を促進し、将来、国政に反映されることを期待したい。

最終的には、受動喫煙防止法を精査した60ヵ国の中には、屋内施設が全面禁煙となったことにより国民の喫煙率が低下し、喫煙関連疾患が減少したことも多く報告されており、わが国でもそのような社会環境を実現し、国民の健康に寄与することである（平成21年度第3次対がん総合戦略研究事業、主任研究者：中村正和）。

なお、神奈川県や兵庫県で受動喫煙防止条例が検討された際に、飲食店等のサービス産業から懸念された「営業収入が低下」は発生しなかったことも国際がん研究機関（WHO IARC）のハンドブック「Evaluating the effectiveness of smoke-free policies」で結論されており、WHOが2007年に作成したリーフレットには「禁煙化すると飲食店等の営業収入が減少するおそれがある」というのは全面禁煙化を妨害するためにタバコ産業が用いる根拠のない俗説である、と結論されている。

さいわい、2013年2月以降、微小粒子状物質（PM2.5）の越境汚染が社会問題となったが、当研究班では2009年以降、受動喫煙の指標としてタバコから発生するPM2.5の測定をおこなっており、その結果がしばしば、新聞等に「タバコ煙はPM2.5、サービス産業の汚染の方が深刻」という内容で取り上げられた（**報道記事**参照）。今後、サービス産業に限らず、すべての屋内施設の禁煙化推進の材料として、活用していく予定である。

Ｅ．結論

121の主要な地方自治体の一般庁舎では、「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号、平成22年2月25日）により、屋内の喫煙室を廃止して建物内を全面禁煙とする動きが進んできたが、2013年度以降、その動きは鈍くなっていた。

一方、建物内・敷地内の全面禁煙化や勤務時間中の喫煙を禁止した地方自治体では、その前後で実施された2010年のタバコの値上げもあいまって喫煙率の減少幅が大きかった。

今回の調査結果から得られた好事例を啓発教材や下記のホームページを通してフィードバックすることで地方自治体と中央官公庁の受動喫煙防止対策の強化を進めていくことが重要であると考えられた。

http://www.tobacco-control.jp/

Ｆ．健康危険情報

喫煙室の内部では、人体に有害な微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が、WHO が Air Quality Guidelines で示した基準値よりも数倍～数十倍高く、危険なレベルに達している場合があることが認められた。また、喫煙室からの漏れによる受動喫煙、および、喫煙している場所で働く場合の職業的な受動喫煙が発生しており、非喫煙者の健康上のリスクになっていることが考えられた。

Ｇ．研究発表

１．論文発表（本研究に関連するもの）

1) Yamato H, Mori N, Horie R, Garcon L, Taniguchi M, Armada F. Designated smoking areas in streets where outdoor smoking is banned. Kobe Journal of Medical Sciences. 59(3): 93-105, 2013

2) 大和 浩. 職場における喫煙・受動喫煙対策.保健の科学. 55(9): 623-628, 2013

3) 大和 浩. 産業医学と喫煙対策. 産業医科大学雑誌. 35(Supple): 133-140, 2013

4) 大和 浩. 職場の喫煙対策の現状と未来. 産業医学レビュー. 25(4): 219-238, 2013

5) 大和 浩. 世界各国とわが国の喫煙対策, 現状と今後の方向性. 健康開発. 18(2): 14-23, 2013

6) 大和 浩. 職場の受動喫煙防止対策にかかわる労働安全衛生法の改正の動きと職場での喫煙対策の取り組み. 労働衛生工学. 52: 31-36, 2013

7) 大和 浩. 受動喫煙による障害と受動喫煙防止法・条例による効果. 日本臨床. 71(3): 464-468, 2013

8) 大和 浩. わが国の受動喫煙対策に関わる法改正の動きとその課題. 循環器専門医. 21(2): 350-355, 2013

9) 大和 浩. タバコ煙の $PM_{2.5}$ としての有害性とその安全対策. 呼吸. 32(11): 1028-1035, 2013

10) 大和 浩. タバコ関連疾患. 内科学(第 10 版). 朝倉書店. 2352-2354, 2013

11) 大和 浩. 受動喫煙防止対策と禁煙支援. 特定健康診査・特定保健指導における禁煙支援から始めるたばこ対策. 日本公衆衛生協会. 大井田隆, 中村正和, 尾崎哲則編, 53-83, 2013

12) 大和 浩. 禁煙・たばこ依存・受動喫煙. 産業安全保健ハンドブック. 労働科学研究所. 810-813, 2013

13) 大和 浩. 職場の喫煙対策. 産業保健マニュアル. 南山堂. 136, 2013

14) 大和 浩. タバコの科学.歯科衛生士のための禁煙支援ガイドブック. 医歯薬出版. 2-3, 2013

15) 大和 浩. 職域と家庭環境の喫煙状況と喫煙支援. 歯科衛生士のための禁煙支援ガイドブック. 医歯薬出版 88-91, 2013

16) 大和 浩. $PM_{2.5}$から考えるタバコの害. 少年写真新聞. 小学保健ニュース. 2013.11.18 号

２．学会発表

1) 大和 浩. 職場と日常生活における $PM_{2.5}$ 曝露実態とその対策. 第 86 回日本産業衛生学会総会（2013 年 5 月、松山）

2) 畑中陽子, 大杉茂樹, 太田雅規, 大和 浩. 喫煙によって発生する超過医療費: 20 年間の追跡調査結果から. （2013 年 5 月, 松山）

3) 垣内紀亮, 江口泰正, 太田雅規, 大神 明, 大和 浩. 自動車製造業における喫煙率の変化：「建物内禁煙の効果」と「タバコ値上げの効果」について（2013 年 5 月, 松山）

4) 守田祐作, 田中完, 今野由将, 太田雅規, 大和浩. 喫煙と業務中の怪我との関連.（2013 年 9 月, 第 23 回日本産業衛生学会 産業医・産業看護全国協議会, 名古屋）

5) 大和 浩.「タバコを減らす」から「なくす」へのマインドチェンジをおこなった国、フィンランドを目指して. 第23回日本禁煙推進医師連盟総会・学術大会(2014 年 2 月, 福岡)

6) 大和 浩. 医歯薬学生は「非喫煙／喫煙しないこと」を条件に！ 第 23 回日本禁煙推進医師連盟総会・学術大会(2013 年 2 月、福岡)

Ｈ．知的財産権の出願・登録状況

この研究において、知的財産権に該当するものはなかった。

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究
分担研究報告書

自治体における受動喫煙防止条例の成立のための戦略に関する研究

研究分担者　中村正和　大阪がん循環器病予防センター予防推進部長
分担研究協力者　大島　明　大阪府立成人病センターがん相談支援センター顧問

研究要旨
大阪府は平成 24 年度 2 月定例府議会に大阪府受動喫煙防止条例案を提出したが、残念ながら取り下げとなった。本研究では、条例案取り下げに至る経緯を大阪府衛生対策審議会や大阪府議会議事録等の資料で検討し、受動喫煙防止のための法的規制の実現のためには、議会や議員への働きかけや意見の調整を十分行うとともに、法的規制の必要性や意義についての科学的根拠をきちんと整理しておくことが重要であることを改めて確認した。また、諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析からすべての施設の屋内禁煙化が実現するためのステップとして、段階的に禁煙化を進める戦略の検討の必要性が示唆された。

A．研究目的

本研究の目的は、自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策を検討し、その普及を図ることにある。日本においては受動喫煙防止のための法的規制の取り組みが遅れている。大阪府は平成 24 年度 2 月定例府議会に大阪府受動喫煙防止条例案を提出したが、残念ながら取り下げとなった。本研究では、今回、条例案取り下げに至る経緯を大阪府議会議事録等の資料で検討し、今後国あるいは都道府県レベルでの受動喫煙防止のための法的規制に取り組む際の参考にすることを目的とする。

B．研究方法

本研究では、1. 大阪府衛生対策審議会受動喫煙防止対策検討部会の設置から答申に至るまで、2. 大阪府受動喫煙防止条例案制定に至るまで、3. 大阪府議会での条例案に関する質疑と条例案取り下げに至るまで、の 3 段階に分けて、下記の資料により、経緯をフォローした。各段階において検討した資料とその出典の URL は下記のとおりである。

1. 大阪府衛生対策審議会受動喫煙防止対策検討部会の設置から答申に至るまで

- 大阪府衛生対策審議会
  平成 24 年 4 月 20 日（諮問）大阪府受動喫煙防止対策のあり方について
  http://www.pref.osaka.jp/attach/3310/00000000/shimonsyo.doc
- 大阪府衛生対策審議会　受動喫煙防止対策検討部会
  http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/jyudokitsuenbukai.html
- 受動喫煙防止対策のあり方にかかる答申について　平成 24 年 10 月 30 日
  http://www.pref.osaka.jp/hodo/index.

php?site=fumin&pageId=11761

2. 大阪府受動喫煙防止条例案制定に至るまで

- 「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）」に対する府民意見等の募集について　2013 年 1 月 8 日
  http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/publiccomment.html
  （大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要
  http://www.pref.osaka.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=11906）
- 「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）」に対する府民意見等の募集結果について
  http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/publiccommentkekka.html
- 大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）
  http://www.pref.osaka.jp/attach/2440/00119913/4jourei.pdf

3. 大阪府議会での条例案に関する質疑と条例案取り下げに至るまで

- 大阪府議会会議録検索システム
  http://kaigiroku.gikai-web.jp/kaigiroku/osakafu/index.html

なお、考察で述べる諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析については、WHO の報告書や文献等を収集して行った。

C．結果

経緯は下記のとおりであった。以下にコメントを付して示すこととする。

１．大阪府衛生対策審議会受動喫煙防止対策検討部会の設置と答申

2012 年 4 月 20 日大阪府知事から府民をたばこの害から保護するための実効性のある対策を実現するため、今後取り組むべき「大阪府受動喫煙防止対策のあり方」に係る下記の事項、すなわち、1.府の受動喫煙防止対策の基本的考え方について　2.公共性の高い施設における受動喫煙防止対策について　3.民間施設、特に未成年者や妊婦が利用する施設における受動喫煙防止対策について諮問をうけた大阪府衛生対策審議会は、受動喫煙防止対策検討部会を設置、部会は 2012 年 5 月 25 日から 9 月 27 日まで計 4 回会議を開催して、報告書を策定した。

大阪府衛生対策審議会は、2012 年 10 月 25 日受動喫煙防止対策検討部会の報告書について審議し、10 月 30 日知事に「当審議会受動喫煙防止対策検討部会が報告した『大阪府受動喫煙防止対策のあり方について報告』の『２．大阪府受動喫煙防止対策のあり方』のとおりとすることが適当である」と答申した。なお、府において施策を進めるにあたっては、以下の点に留意するよう付言した。① 受動喫煙防止対策を講じるにあたっては、速やかに法制化を図るとともに、定期的に点検し施策を推進すること、② 子どもや妊婦などを、受動喫煙等たばこの害から守るため、家庭や屋外（公園、通学路等）における啓発等の取組みを進めること。

部会での議論やこれを受けての報告書を見ると、部会は先行の神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例[1)]と兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例[2)]には下記の問題点があると認識していたと考えられる。

①　神奈川県の条例の対象は「公共的空間」に限定され「居室、事務室は除く」とされている。このため、官公庁、病院、学校等の施設においても建物内に、喫煙室を設置することは可能であること。

②　兵庫県の条例では、官公庁、病院、学校等の施設は全館禁煙（学校は敷地内禁煙）であるが、他の施設は分煙を可とし県が分煙施設設置のための財政支援を行えることとしていること。

一方で、一部の部会委員からは、飲食店、旅館等の建物内禁煙の義務化を強行すると利用客が減り営業上深刻な問題が生じるとして強い反対意見が出された。この結果、条例では官公庁、医療機関、学校等の公共的性格の強い施設に限って建物内全面禁煙を規定することとし、その他の施設ではガイドラインで対応することとなった。

また、兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書[3)]で示された「禁煙に至るまでの暫定的措置として分煙を認める施設については、事業者の負担軽減を図るため、分煙設備の設置に要する費用に対し、県として、貸付や補助等の制度を設けることも検討する必要がある。」といった文言は、報告書に盛り込まれなかった。

２．大阪府受動喫煙の防止等に関する条例案の策定

2013 年 1 月 8 日に「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要」が公表された（資料１）。この概要は、部会報告を踏まえたもので、この概要に対して 2 月 6 日まで府民の意見が募集された。

しかし、条例の素案は示されることなく、経過措置や対象の除外規定などの重要な部分の規定の詳細は公表されず、従って府民の意見を求めることはなかった。そして、2 月 21 日大阪府議会の開会日に、大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要に対する府民の意見募集の結果とともに条例（案）が示された（資料２）。

３．大阪府議会平成 24 年度 2 月定例本会議および 2 月定例会健康福祉常任委員会における質問と答弁

受動喫煙防止条例案を取り上げての質問が定例本会議において 6 名の議員から（代表質問 3 名、一般質問 3 名）、健康福祉常任委員会において 5 名の委員から出された。

大阪府議会会議録検索システムから各議員の質問内容を確認したところ、知事与党・野党を問わず、いずれの議員も、条例案の問題点を指摘する、あるいは条例案に反対の立場からの質問であった。このなかで、今後の条例制定にむけて重要と考える 2 名の議員（Ａ議員、Ｂ議員）の質問と理事者側の答弁（資料３，４）を取り上げ、その概要と論点を示す。

Ａ議員の質問（資料３）の要旨は、公共施設の建物内禁煙は条例を制定しなくても十分進んでおり、条例を制定することの意義を確認することであったと理解される。これは、受動喫煙防止対策検討部会報告の記述「これまで府は、公共の場における受動喫煙防止について、平成 20 年度策定の大阪府健康増進計画に基づき、5 カ年計画で公共施設の全面禁煙 100%をめざし取り組みを行ってきたが、最終評価年である平成 24 年度においても、公立小中高学校が 100%となった以外では、官公庁 96.4%、病院 86.3%、私立学校 82.1%であり、100%

達成には至っておらず、今後これらの施設における対策の検討が必要となっている」を受けたものである。このもととなった資料は、同部会報告に示されている平成２４年度大阪府内受動喫煙防止対策実施状況調査結果一覧表[4]（図表１）である。ここでいう官公庁は府の庁舎・所管施設を指しているが、確かに、府の庁舎・所管施設において建物内禁煙を達成できている割合は96.4%と高いが、市町村庁舎（本庁舎、議会スペース、出先機関）、私立学校、大学、病院はまだ十分といえるものではない。特に市町村庁舎における建物内禁煙の割合は議会関係スペース 58.1%、本庁舎 69.8%、出先機関 46.5%とまだまだ改善の余地がある。

さらに、府の庁舎・施設に関して、原資料である「府庁舎・所管施設における受動喫煙防止の実施状況」[4]により、建物内禁煙を達成できていなかった 7 施設(3.6%)の内容を調べると、下記のとおりであった。

・大阪府女性相談センター（一時保護所）一部喫煙箇所設置

・大阪府中央卸売市場　一部集会所において全面禁煙

・府営住宅（集会所、管理事務所、児童遊園、棟内のエレベーター、廊下及び階段）一部集会所において全面禁煙

・大阪府警察本部　　建物内に喫煙可能な場所がある

・警察署（64 署）　職員は建物内全面禁煙であるが、3 箇所の施設については来庁者用喫煙室がある

・門真運転免許試験場 建物内に喫煙可能な場所がある

・光明池運転免許試験場 建物内に喫煙可能な場所がある

ここで、大阪府警察の職員数が知事部局一般行政職の職員数の 3 倍近く多いことを考えると、建物内禁煙の実施割合の算出において施設の単位の取り方に問題があり、過大評価につながり、対策の必要性をアピールする上で障碍となったと思われる。

次に、Ｂ議員の質問（資料４）の要旨は、受動喫煙防止の法規制の健康面での効果として引用される海外のデータの信憑性に関するものであった。Ｂ議員がまず示したのは図表２で、これは Pell 論文[5]の主要結果であり、第１回検討部会にて資料として配布されたものである。次に示した図表３[6]は法規制の約 8 年前からの ACS (Acute Coronary Syndrome、急性冠症候群：心筋梗塞と不安定狭心症)による入院患者数の推移であり、法規制以前から ACS による入院患者数が減少していることがわかる。time trend を考慮せずに屋内禁煙法施行前後の ACS の比較だけをしてこれを法規制の効果だというのは不適切だとするのはＢ議員の指摘の通りである。

理事者側の答弁の中で示されたレビュー論文は法前後の ACS を比較した研究のメタアナリシス[7]であるが、time trend を考慮したものばかりではないが、実際には、法施行前の長期間の time trend を考慮に入れた研究が複数存在することを説明すればより説得力ある答弁になったと考える。屋内禁煙法施行前の time trend を考慮に入れて、Segmented regression analysis of interrupted time series[8]を行い、法施行後の step change と slope change を示した研究のうち、Juster 論文[9]と Sims 論文[10]の主要な結果を以下に示す。

Juster 論文（2007）によると、ニューヨーク州の屋内禁煙法により心筋梗塞の入院は直ちに有意に減少（step change）はしなかったが、有意な slope change が認められた。これは脳卒中と対照的である（図表４、図表５）。 Sims 論文（2010）では、イングランドの屋内禁煙法の施行により心筋梗塞の入院数の有意な step change と slope change（総計）が認められたことが示された（図表６）。

４．条例案の取り下げ

これまで示した府議会での議論を経て、2013 年 2 月 19 日健康福祉常任委員会で健康福祉部長は、条例案を取り下げることを表明した。知事は、報道陣の取材に対して、「条例の効果、影響について部局側が十二分に説明できなかった」とコメントした。

しかし、知事提出の案件に対して知事与党を含めてすべての政党・会派が賛成せず、条例案の取り下げに至ったのは予想外の事態であった。

Ｄ．考察

１．大阪府受動喫煙防止条例案取り下げの経緯の検討

昨年度の本研究班[11)]において、条例を制定した神奈川県と兵庫県について、その条例の制定に関わった関係者を対象として情報交換会を開催し、条例制定の経緯や規制内容の検討を行うとともに、今後の条例制定にあたっての検討点の整理・分析を行った。その結果、条例制定にあたり、①検討委員会のありかた、②首長・議員への働きかけ、③規制の対象と内容、について十分な検討と対策を行う必要性を確認した。これら 3 つの留意点を今回の大阪府での取り組みにあてはめて問題点を考察する。

検討委員会のありかたについては、神奈川県方式（検討委員会が条例の基本的な考え方や骨子案を検討、議会とも常任委員会などを通して意見交換を実施）と兵庫県方式（検討委員会のミッションは条例化にむけた報告書の作成にとどまり、条例案そのものの作成は県が行い、検討委員会はそのプロセスには関与しない）があるが、大阪は後者であった。しかも開催回数が 4 ヵ月間に 4 回と、神奈川県や兵庫県と比べて検討期間や回数が少なかった。さらに、条例の概要案のみ示して府民から意見募集をしただけにとどまり、あとは府議会での議論に任せることとなったのは、手続き的に十分ではなかったと考える。また、府議会において条例化に反対する立場からの質問がほとんどであったことを考えると、神奈川県のように検討委員会が条例の基本的な考え方や骨子案を検討し、議会と意見交換をおこなう機会を設けるといった手順が必要であったと考えられる。

首長・議員への働きかけについては、検討委員会が理想的な条例案を作成しても、条例を審議するのは議会であり、議員の条例についての認識が低いと条例の内容は検討委員会が目指す内容とはかけ離れたものとなる。今回の大阪での経験からみても、条例の検討段階から首長や議員に対して条例制定の検討にあたって、その必要性と意義、国際的な状況等について最低限必要な認識を持つように働きかけを行うことが必要と思われた。また、議会での検討にむけて条例化に賛同・協力する議員をできるだけ多く発掘しておくことも必要であったと考えられる。

規制の対象と内容については、大阪府の条

例案では公共性の高い官公庁、学校、医療機関のほか、社会福祉施設、公共交通機関、運動施設などについては、建物内禁煙を条例により義務化するとした（図表７）。また、神奈川県や兵庫県での条例制定にむけての過程で反発の強かった飲食店等のサービス産業については、条例ではなく強制力のないガイドラインで建物内禁煙の方向性を示すこととし、分煙の義務化と分煙設備整備の助成は行わないこととした。この方針は日本の現実を考慮した場合、一定の合理性があると考える。しかし、飲食店等のサービス産業からは、当面は強制力のないガイドラインであっても、いずれ条例による規制がされるものと理解され、反発があった。神奈川県や兵庫県に比べてより先進的な規制の内容を目指すのであれば、前述したその他の 2 つの留意点についての対策を十分行うべきであったと思われる。また、神奈川県や兵庫県での条例制定の過程で飲食店等からの反発が強かったという現実を考慮すると、サービス産業を含めて建物内禁煙化を最初から目指すのか、実行可能性の高い官公庁施設、医療機関、学校に限って建物内禁煙化（または敷地内禁煙化）をまず実現して、次に職場、さらに飲食店等のサービス産業へと段階的に進めるなど、法的規制の強化にむけた戦略を立てる必要がある。このことは後述する諸外国の先行事例の分析からも示唆される。

なお、大阪府の条例案において、居住の用に供する部分や精神科病院及び緩和ケアを行う病院を除くとしたことは他にも例があるが、警察の用に供する施設も除外されたのは他に例がなく、先進的な規制の内容から考えると不十分と言わざるを得ない。

２．諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析

WHO の MPOWER 2013[12] によると、高所得国 51 か国のうち最高ランク（すべての公共の場所（医療施設、大学以外の教育施設、大学、政府施設、屋内のオフィス、レストラン、パブおよびバー、公共輸送機関）が全面禁煙または少なくとも人口の 90%が地方の完全な禁煙法によってカバーされている）の評価を受けた国は 11 か国あった（図表８）。G8 に限ってみると、2013 年 6 月にロシアが受動喫煙防止法を施行したので、日本以外は国あるいは州レベルで罰則のある法的規制を実施している。

米国は、国レベルではなく州レベルでの法規制である。CDC の Office on Smoking and Health の State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE)システム[13] から米国各州の屋内禁煙の法的規制の状況を調べると、ワシントン DC を含む 51 州のうち多くの州でバーやレストランなどを含めて多くの職場・公共の場が屋内禁煙法によって 100%完全禁煙とされている（図表９）。しかし、これまでの経緯を見ると、官公庁職場、公共交通機関、デイケアセンター、病院などから 100%完全禁煙が拡がっていったことがわかる。なお、表には示していないが、同じく STATE システムから 2013 年第 1 四半期における学校の禁煙状況を調べると、公立学校（K-12 幼稚園から高校まで）では 19 州で、私立学校（K-12）では 7 州で、公立のカレッジでは 3 州で、私立のカレッジでは 1 州で、敷地内禁煙を義務付ける法が施行されていた。

ヨーロッパ地域の 48 か国の 68 の屋内禁煙法（2011 年 7 月から 9 月に効力を有して

いたもの）を調査して、28 の施設における受動喫煙からの保護の状況を調べた研究によると、例外なしの 100%完全禁煙の施設の割合は、教育施設 68.2%～86.4%、公共交通機関で 56.9%～72.5%、スポーツ施設 57.6%、一般医療施設 50.0%、文化施設 43.9%、政府施設 41.8%を除くと、他の施設ではまだまだ少ないことが報告されている[14]（図表１０）。また、受動喫煙防止のための法律の制定をするとしても、実行可能性を確保するため各国の実情に合わせて一定の例外が設けられていることもわかる。

28 施設のうち 20 以上の施設を例外なしの 100%完全禁煙としている国は、キプロス（25 施設）、ギリシャ（24 施設）、ルクセンブルグ（20 施設）、リトアニア（21 施設）、マルタ（25 施設）、スロバキア（24 施設）、スペイン（24 施設）、タジキスタン（26 施設）、前ユーゴスラビア共和国（27 施設）、連合王国イングランド（21 施設）、連合王国北アイルランド（22 施設）であった。

このほか、Tobacco Control Laws のサイト[15]からも世界各国の屋内禁煙法の最新の状況の詳細を見ることもできる。このサイトからの情報を見ても、すべての施設を例外なしの 100%完全禁煙としている国はまだない。イングランドの屋内禁煙法の詳細[16]をこのサイトから見ると、ホスピスや緩和ケア提供の保健医療施設の居住空間、大学・職業学校（個人的居室）、商店（たばこ屋）、ホテル、監獄・更生施設等は 100%完全禁煙ではなかった。

以上の点から、わが国の現状を踏まえると、すべての施設の屋内禁煙化が実現するためのステップとして、段階的に禁煙化を進める戦略を検討することの必要性が示唆された。

E. 結論

大阪府受動喫煙防止条例案取り下げの経緯の検討から、議会や議員への働きかけや意見の調整を十分行うとともに、法的規制の必要性や意義についての科学的根拠をきちんと整理しておくことが重要であることが改めて確認された。また、諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析から、すべての施設の屋内禁煙化が実現するためのステップとして、段階的に禁煙化を進める戦略の検討の必要性が示唆された。条例案制定を検討する自治体において、小論を参考資料として準備の過程で活用し、都道府県レベルでの受動喫煙防止条例が多数制定されるようになることを期待している。

【引用文献】

1) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 (http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/p23021.html)
2) 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例 (http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/judoukitsuen_jourei.html)
3) 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書 （http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw13/documents/000185259.pdf）
4) 大阪府健康医療部保健医療室 健康づくり課調査 （http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/attach/hodo-10369_4.pdf）
5) Pell JP et al. Smoke-free legislation and hospitalization for acute

coronary syndrome. N Engl J Med 2008; 359:482-491

6) Velvet Glove, Iron Fist The website of Christopher Snowdon (http://www.velvetgloveironfist.com/index.php?page_id=65)

7) Lightwood JM and Glantz SA. Declines in Acute Myocardial Infarction AfterSmoke-Free Laws and Individual Risk Attributable to Secondhand Smoke. Circulation. 2009;120:1373-1379.

8) Wagner AK. Segmented regression analysis of interrupted time series studies in medication use research. Journal of Clinical Pharmacy and Therapeutics (2002) 27, 299–309

9) Juster HR et al. Declines in Hospital Admissions for Acute Myocardial Infarction in New York State After Implementation of a Comprehensive Smoking Ban. American Journal of Public Health: November 2007, Vol. 97, No. 11, pp. 2035-2039.

10) Sims M et al. A. Short Term Impact of Smoke-Free Legislation in England: Retrospective Analysis of Hospital Admissions for Myocardial Infarction. BMJ. 2010;340:c2161.

11) 中村正和: 自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究. 生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究（研究代表者：大和浩）平成 24 年度総括・分担研究報告書. 2013.

12) WHO report on the global tobacco epidemic, 2013, WHO, Geneva, 2013 (http://www.who.int/tobacco/global_report/2013/en/)

13) State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE) System (http://apps.nccd.cdc.gov/statesystem/ComparisonReport/ComparisonReports.aspx)

14) Martinez C et al. Protection from secondhand smoke in countries belonging to the WHO European Region: an assessment of legislation. Tobacco Control Published Online First 17 April 2013

15) Tobacco Control Laws （http://www.tobaccocontrollaws.org/）

16) Country Details For England Indoor Place (http://www.tobaccocontrollaws.org/legislation/country/england/sf-indoor)

図表1. 大阪府内受動喫煙防止対策実施調査結果、平成 24 年 4 月

6. 平成24年度 大阪府内受動喫煙防止対策実施状況調査結果一覧表

受動喫煙防止対策の実施状況調査結果一覧表
（大阪府健康医療部 保健医療室 健康づくり課調査 回収率100%）

		敷地内禁煙（%）			建物内禁煙（%）			建物内に喫煙場所あり（%）		
		平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日
府庁舎・所管施設	府庁舎・所管施設	64.6	73.7	76.9	21.2	22.0	19.5	14.2	4.3	3.6
市町村	本庁舎	4.6	14.0	11.6	53.5	53.5	58.2	41.9	32.5	30.2
	議会関係スペース	2.3	11.6	11.6	46.5	41.9	46.5	51.2	46.5	41.9
	出先機関(市町村単位)	0	11.6	9.3	51.2	34.9	37.2	48.8	53.5	53.5
	保育所	89.0	92.2	93.7	11.0	7.8	6.3	0	0	0
	幼稚園	98.3	99.4	99.1	1.7	0.3	0.9	0	0.3	0
	小学校	88.7	93.6	96.5	5.3	2.4	3.1	6.0	4.0	0.4
	中学校	86.4	91.0	93.8	6.3	4.1	5.6	7.3	4.9	0.6
私立学校	小学校	76.5	58.8	58.8	23.5	35.3	41.2	0	5.9	0
	中学校	37.9	51.5	51.5	30.3	30.3	28.8	31.8	18.2	19.7
	高等学校	34.7	47.5	50.5	27.7	32.7	29.7	37.6	19.8	19.8
大学・短期大学(部)（キャンパス単位）	国公立大学	18.2	9.1	20.0	81.8	90.9	60.0	0	0	20.0
	私立大学	18.3	21.3	24.2	66.7	63.9	66.7	15.0	14.8	9.1
	私立短期大学(部)	42.4	45.5	42.4	54.5	54.5	48.5	3.0	0	9.1
病院		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	国公立及び独立行政法人の病院	66.7	65.6	74.2	28.2	31.3	22.6	5.1	3.1	3.2
	国公立及び独立行政法人以外の病院	34.3	40.6	49.6	44.9	42.2	36.1	20.8	17.2	14.3

※これら施設の調査結果の詳細及び「大阪府業務用車両」「鉄道車両・駅構内・ホーム」の調査結果は別添参照。

図表2. Pell 論文において示されたスコットランドの 9 病院における ACS の推移

Pell論文において示されたスコットランドの9病院における
ACSの推移 屋内禁煙法施行は2006年3月末以降）

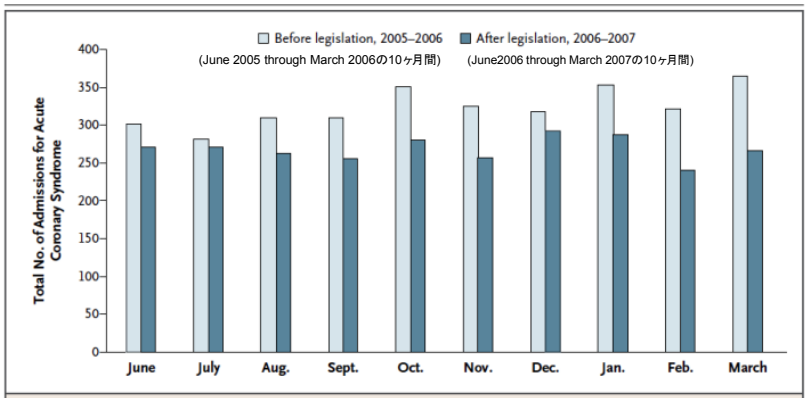

Figure 1. Admissions for Acute Coronary Syndrome According to Month before and after Smoke-free Legislation.

スコットランド510万人の人口のうち、300万人の医療を担当する9病院を対象として調査。ACSの発症は、胸痛発症による緊急入院時のルーチン採血の項目、心臓由来のトロポニンで確認されている。

図表３．平成 24 年度 2 月定例本会議の一般質問で提示されたスライドの原資料

Hospitalisations for acute coronary syndrome in the last 10 years.
$ource: Information Services Division ISD Scotland ）

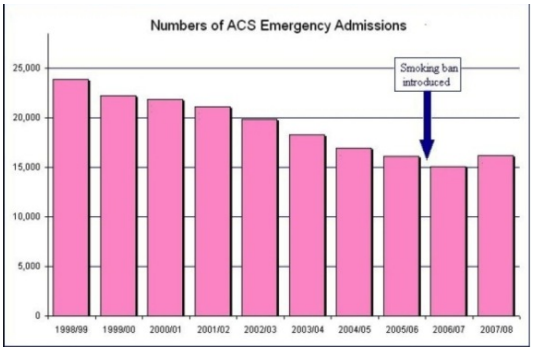

Velvet Glove, Iron Fist
The website of Christopher Snowdon
(http://www.velvetgloveironfist.com/index.php?page_id=65)

図表４．ニューヨーク州における屋内禁煙法の効果、trend を考慮に入れた解析

TABLE 2—Interrupted Time-Series Results Predicting Monthly Hospital Admission Rates per 100 000 Population for Acute Myocardial Infarction (AMI) and Stroke as a Function of Smoking Restrictions and Secular Trends: New York State, 1995–2004

	AMI		Stroke	
Smoking Restriction	b (95% CI)	*t*	b (95% CI)	*t*
Comprehensive smoking ban	−0.80 (−2.7, 1.1)	−0.81	−1.14 (−2.6, .30)	−1.55
Comprehensive smoking ban × time interaction	−0.32*** (−.47, −.16)	−4.10	0.06 (−.06, .18)	0.94
Moderate smoking restrictions	−1.1 (−2.3, .13)	−1.75	1.3* (.26, 2.26)	2.46
Moderate smoking restrictions × time interaction	−0.15** (−.25, −.06)	−3.10	0.05 (−.03, .14)	1.30
Overall F-test (138 7301)	98.92***		65.09***	

Note. Regression models also include indicator variables for month of admission (11 variables), county (61 variables), and a time-by-county interaction (61 variables).
*$P<.05$; **$P<.01$;***$P<.001$

図表５．ニューヨーク州における急性心筋梗入院数、モデルによる予測値と実測値

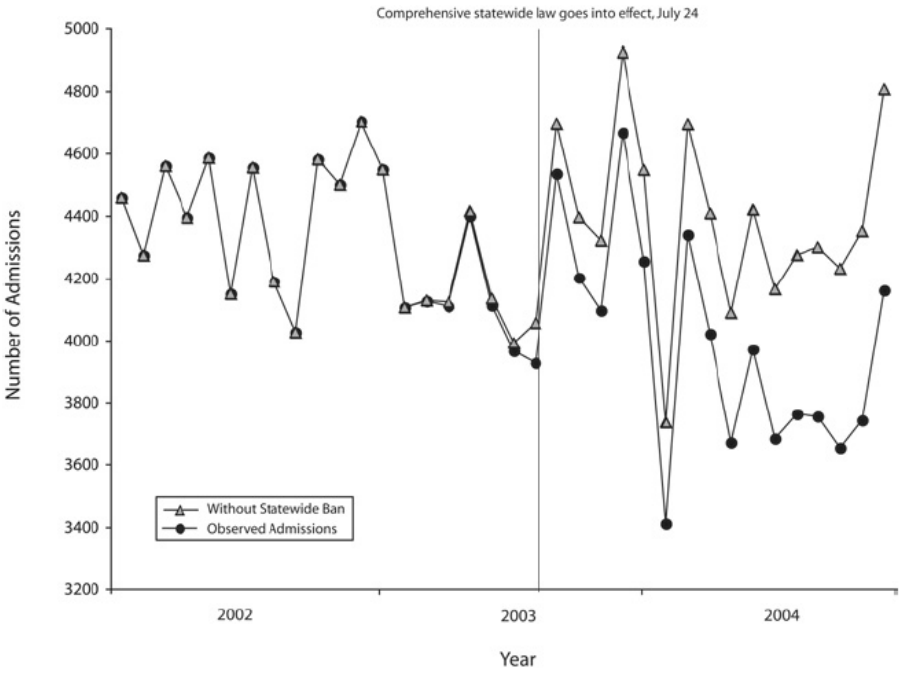

FIGURE 1—Observed number of hospital admissions for acute myocardial infarction and predicted number of hospital admissions in the absence of a comprehensive smoking ban, by month: New York State, 2002–2004.

図表６．イングランドの屋内禁煙法の効果、trend を考慮に入れた解析

Table 2 | Results of Poisson regression analyses to detect association between smoke-free legislation in England and emergency admissions for myocardial infarction

		Men		Women	
Final models*	All events	<60	≥60	<60	≥60
% change after smoke-free legislation† (95% CI)	−2.37‡ (−4.06 to −0.66)	−3.46‡ (−5.99 to −0.85)	−3.07‡ (−4.86 to −1.25)	−2.46 (−7.62 to 3.00)	−3.82‡ (−6.48 to −1.09)
Other predictors kept in analysis:					
Time (long term trend)	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Temperature§	Yes	No	Yes	No	Yes
Flu	No	No	No	No	No
Christmas holidays	Yes	No	Yes	Yes	Yes
Week of year	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Residuals:					
AR(1) model	Yes	No	No	No	Yes

*All regression models were adjusted for population size, number of days, and smoke-free legislation.
†Calculated by exponentiating estimated regression coefficient for smoke-free legislation predictor.
‡P<0.01.
§In previous week.

図表7. 神奈川県、兵庫県の条例と大阪府条例案の比較

		神奈川県条例	兵庫県条例	大阪府条例案
目的		公共的施設における受動喫煙による健康への悪影響を防止	受動喫煙を防止し、健康で快適な生活の維持	受動喫煙より保護し、府民の命と健康を守ること
条例の概要	学校・医療機関・官公庁	◆禁煙(居室、事務室を除く)（喫煙所設置可）	◆建物内禁煙 学校は敷地内禁煙、大学は分煙可、精神科病棟、緩和ケア病棟を除外	◆建物内禁煙 <条例> ただし、警察の用に供するもの、精神科病院、緩和ケアを行う病院を除外。
	社会福祉施設、公共交通機関、運動施設、映画館、金融機関、百貨店等	◆禁煙(居室、事務室を除く)（喫煙所設置可）	◆禁煙または分煙	◆建物内禁煙 <条例> 社会福祉施設：住宅の用に供すものは除外。 公共交通機関、映画館、金融機関、百貨店などはガイドラインによる推進。
	規模の大きい飲食店・宿泊施設等	◆禁煙または分煙	◆禁煙または分煙	◆建物内禁煙 <ガイドライン>
	規模の小さい飲食店、宿泊施設、風営法対象施設等	◆禁煙または分煙（努力義務）	◆禁煙または分煙または喫煙可 ※表示すれば全て喫煙可とできる、	◆建物内禁煙 <ガイドライン>
過料		違反をした人は 2 万円以下の過料、条例規定の義務を履行しない施設管理者に対しては 5 万円以下の過料	違反をした人は 2 万円以下の過料、県が発した命令に従わなかった施設管理者には 30 万円以下の罰金	命令に違反した施設管理者には 5 万円以下の過料
特記事項		分煙設備資金の融資制度あり	分煙設備資金の助成事業ならびに融資制度あり	分煙の義務化は行わない、分煙設備整備の助成なし

図表8. MPOWER 2013 における受動喫煙防止のための法的規制の取組みの評価

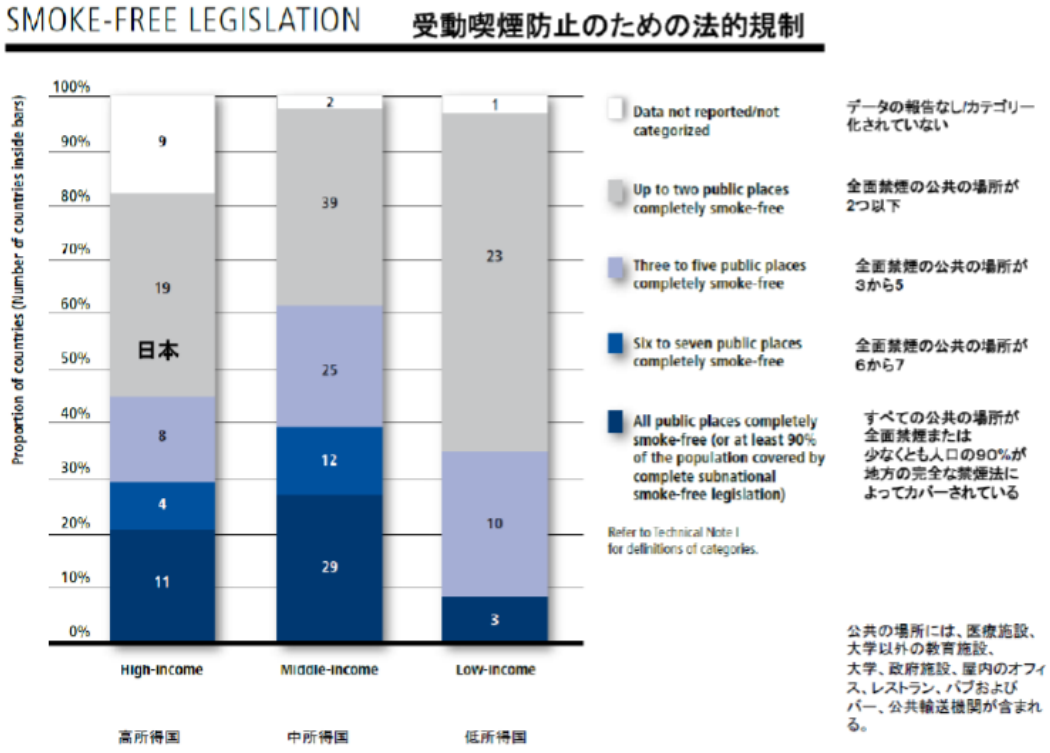

図表９．米国における各州の屋内禁煙の法的規制の状況、2013 年第 1 四半期

米国における各州の屋内禁煙の法的規制の状況（2013年第1四半期）

Source: Office on Smoking and Health (OSH)

	Banned 100% Smokefree	Separate Ventilated Areas	Designated Areas	Total Number of States with Any Restriction	No Restrictions
Bars	28* (0, 0, 6, 27)	3	2	33	18
Commercial Day Care Centers	40*† (19, 22, 29, 39)	0	3	43	8
Enclosed Arenas	34* (2, 2,11, 32)	2	7	43	8
Government Worksites	38* (8, 11, 17 36),	4	6	48	3
Grocery Stores	35* (6, 6, 12, 33)	2	6	43	8
Home-based Day Care Centers	37*† (11, 12, 23, 37)	0	3	40	11
Hospitals	34* (5, 5, 14, 33)	2	10	46	5
Malls	33* (1, 1, 9 30),	2	4	39	12
Prisons	10 (0, 2, 4, 9),	1	5	16	35*
Private Worksites	34* (0, 0, 9, 33)	2	6	42	9
Public Transportation	40* (15, 16, 22, 40)	1	6	47	4
Restaurants	34* (1, 1, 10, 32)	5	5	44	7

Banned 100% Smokefreeの（　　）内の3つの数値は、1995年、2000年、2005年、2010年の各第4四半期におけるものである。

* Includes Washington, DC

† Includes 12 states where smoking is banned when children are on premises for Commercial Day Care centers and 26 states for those of Home-based Day Care Centers.

図表１０． WHO ヨーロッパ地域の各国における受動喫煙防止の状況

Table 3 Level of protection according to the WHO guideline (2007)

		Level of protection								
	Sample n	0 Absence of protection (%)	1 Under conditions without designated and/or ventilated areas (%)	2 Under conditions with designated and/or ventilated areas (%)	3 In designated and ventilated areas (%)	4 In ventilated areas (%)	5 In designated areas (%)	6 100% smokefree areas without exception (%)	No information (%)	Median (IQR)
Healthcare sector										
General health facility	66.0	0.0	1.5	39.4	4.5	0.0	3.0	50.0	1.5	6 (2–6)
Mental health (long stay)	66.0	0.0	43.9	10.6	3.0	0.0	21.2	4.5	16.7	2 (2–6)
Mental health (short stay)	66.0	0.0	43.9	10.6	3.0	0.0	21.2	6.1	15.2	2 (2–5)
Mental health outpatients	66.0	6.1	1.5	42.4	9.1	0.0	3.0	22.7	15.2	2 (2–6)
Nursing home (long stay)	66.0	3.0	1.5	42.4	9.1	0.0	6.1	21.2	16.7	2 (2–6)
Nursing home (short stay)	66.0	3.0	1.5	42.4	9.1	0.0	6.1	22.7	15.2	2 (2–6)
Nursing home ambulatory	66.0	3.0	0.0	42.4	9.1	0.0	6.1	24.2	15.2	2 (2–6)
Social care	66.0	3.0	0.0	42.4	9.1	0.0	6.1	22.7	16.7	2 (2–6)
Education										
Primary school	66.0	0.0	0.0	9.1	3.0	0.0	1.5	86.4	0.0	6 (6–6)
Secondary school	66.0	0.0	0.0	9.1	3.0	0.0	1.5	86.4	0.0	6 (6–6)
University	66.0	0.0	0.0	16.7	6.1	0.0	9.1	68.2	0.0	6 (5–6)
Other	66.0	0.0	3.0	10.6	6.1	0.0	1.5	78.8	0.0	6 (6–6)
Public places and workplaces										
Governmental facilities	67.0	1.5	4.5	41.8	9.0	0.0	1.5	41.8	0.0	3 (2–6)
Prisons	65.0	1.5	3.1	36.9	4.6	0.0	9.2	4.6	40.0	2 (2–3)
Health Ministry	66.0	1.5	4.5	39.4	7.6	0.0	4.5	40.9	1.5	3 (2–6)
Cultural facilities	66.0	1.5	3.0	36.4	9.1	0.0	1.5	43.9	4.5	3 (2–6)
Recreational facilities	66.0	1.5	3.0	19.7	13.6	0.0	1.5	30.3	30.3	3 (2–6)
Shopping facilities	66.0	3.0	1.5	22.7	10.6	0.0	1.5	36.4	24.2	4 (2–6)
Sports facilities	66.0	3.0	1.5	18.2	9.1	0.0	0.0	57.6	10.6	6 (3–6)
Offices	51.0	3.9	5.9	29.4	13.7	0.0	3.9	37.3	5.9	3 (2–6)
Manufacturers	51.0	2.0	5.9	29.4	13.7	0.0	3.9	37.3	7.8	3 (2–6)
Hospitality and transport										
Restaurants and cafeterias	66.0	6.1	1.5	53.0	3.0	1.5	4.5	25.8	4.5	2 (2–6)
Pubs, bars, nightclubs	66.0	7.6	1.5	51.5	6.1	1.5	4.5	22.7	4.5	2 (2–5)
Hotels	66.0	4.5	3.0	34.8	9.1	3.0	3.0	6.1	36.4	2 (2–3)
Public vehicles	51.0	3.9	3.9	11.8	2.0	2.0	0.0	72.5	3.9	6 (6–6)
Trains	51.0	2.0	5.9	23.5	0.0	0.0	0.0	60.8	7.8	6 (2–6)
Ships	51.0	2.0	5.9	19.6	0.0	0.0	0.0	58.8	13.7	6 (2–6)
Stations	51.0	2.0	3.9	19.6	2.0	0.0	0.0	56.9	15.7	6 (2–6)

0=absence of protection; 1=allow smoking under certain conditions without designated and/or ventilated areas prescribed; 2=allow smoking under certain conditions with designated and/or ventilated areas prescribed; 3=allow smoking if designated and ventilated areas are both prescribed; 4=allow smoking if ventilated areas prescribed; 5=allow smoking if designated areas prescribed; 6=100% smokefree without exceptions.

資料 1. 大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要

１　条例制定の背景

（１）受動喫煙が死亡、疾病及び障がいを引き起こすことは科学的に明らかである。

（２）大阪府健康増進計画（平成２０年８月策定、平成２０年度から２４年度の５カ年計画）において、公共施設の（官公庁・医療機関・学校・公共交通機関）の全面禁煙１００％をめざすが、いまだ１００％は未達成であり、新たな対策が必要となった。

【参考】平成２４年度調査において、官公庁９６．４％、病院８６．３％、私立学校８２．１％であった。

（３）大阪府内の飲食店における受動喫煙防止対策実施状況調査において、平成２２年度の調査では府内の終日全面禁煙の飲食店は１７．５％にとどまった。したがって、今後は民間施設を含めた対策の方針が必要である。

（４）平成２４年度の府民調査では、「公共の場の禁煙推進」を望む人が８９．７％（非喫煙者に限れば９５．５％）、「病院・学校」が９８％、「官公庁・公共交通機関」９５％、「子どもの利用が想定される飲食店」９２．８％と、多くの府民が公共の場の禁煙を望んでいる。

（５）そこで、平成２４年４月に、大阪府衛生対策審議会に「大阪府受動喫煙防止対策のあり方」について、諮問し、１０月に「公共性の高い施設では、条例による義務化、その他の施設はガイドラインによる対策の推進が必要」との答申を得た。

（６）答申をふまえ、府の方針として、効果が不確実な分煙の義務化はせず、全面禁煙を推進する、段階的に全面禁煙義務化の対象施設を拡大することとした。

２　条例の目的・基本的な施策

（１）目的

この条例は、受動喫煙のない社会を目指して、府、施設管理者及び府民の責務を明らかにするとともに受動喫煙防止のために必要な施策等を定め、府民を受動喫煙より保護することなどにより、全ての府民の命と健康を守ることを目的とする。

（２）基本的な施策

・分煙による受動喫煙防止効果は不確実なため、分煙の義務化は行わない。
・受動喫煙等たばこによる害についての情報提供、周知・啓発
・各機関の役割の明示、施策推進・監視・指導体制の整備
・ガイドラインに基づくその他の施設における対策の推進

（３）内容

・対象施設の指定
・施設における受動喫煙防止対策の実施、禁煙指定区域範囲内での喫煙の禁止
・府が求める受動喫煙防止対策実施状況に関する調査、勧告、公表、命令、過料

（４）その他

・義務化対象施設の拡大について、定期的な検討を行う

３　条例の概要

（１）対象施設と対策（別表）

○敷地内全面禁煙を努力義務、建物内全面禁煙を法的義務とする施設（第１分類）

学校、医療機関、官公庁

公共交通機関（車両以外）、児童・母子福祉施設、社会福祉施設、運動施設、社会教育施設

○ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策を推進する施設（条例にガイドラインを定める旨を規定）

・建物内全面禁煙を推進する施設（第２分類）

飲食店、宿泊施設、物品販売、サービス店舗等

・建物内全面禁煙又は分煙を推進する施設（第３分類）

風俗営業法対象施設

・啓発等に取り組む施設（第４分類）

公園、通学路等

※特に第２分類のうち、子どもの利用が多い施設、より公共性の高い施設について、全面禁煙の推進を図り、段階的に条例による義務化への検討を行う。

（２）義務化の内容

ア　施設管理者の義務

・施設を管理する者は、施設建物内において府の定める受動喫煙防止の措置を講じなければならない。さらに、敷地内においても、受動喫煙防止の措置を講じるよう努めなければならない。

・府の定める受動喫煙防止の措置とは、建物内又は敷地内を禁煙区域とし、禁煙区域に灰皿その他の喫煙の用に供する器具又は設備を設置しないこととする。

・施設が禁煙である旨を利用者が認知できるよう、表示等を行うよう努めるものとする。

・管理する施設の禁煙区域内で喫煙を行っている者に対して、ただちに喫煙を中止し、又は禁煙区域から退出するよう求めなければならない。

・その他、施設利用者が受動喫煙の害を被らないよう努めなければならない。

イ　府の措置

【指導・助言】府は、指導・助言を行い、必要時には、施設管理者に報告書の提出や立ち入って状況を調査し、必要な指導・助言を行う。

【勧告・公表・命令】府は、義務を遵守していないと認められるときは勧告を行い、勧告後なおその義務を遵守していないと認められるときは公表し、命令を行う。

【過料】府は、施設管理者が、命令に違反した場合に５万円以下の過料を科す。

ウ　施設利用者の責務

・施設管理者の指定する禁煙区域で喫煙してはならない。

エ　その他

・別表に定めるほか、必要な経過措置については、検討するものとする。

別表（案）

分類		対象施設区分	方法	必要な対策	対象とする区域	特別措置等について
第1分類	1	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	義務化	・建物内全面禁煙義務 ・敷地内全面禁煙努力義務	居室又は居室に準ずる環境（専ら居住者のみが利用する空間等）を除く	
	2	病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局、その他の医療を提供する施設（助産所）				精神科・緩和ケア病棟のある病院については、当面の間、全面禁煙を努力義務とする経過措置をもうける
	3	官公庁の庁舎				人を収容又は拘置する施設については、当面の間、全面禁煙を努力義務とする経過措置をもうける
	4	保育園、児童厚生施設、その他これに類するもの（児童福祉施設、母子福祉施設、母子健康センター等）				
	5	大学及び高等専門学校、専修学校、各種学校				
	6	老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、身体障がい者福祉センターその他これに類するもの（保護施設、救護施設、婦人保護施設、障がい者支援施設、介護老人福祉施設等）				
	7	体育館、水泳場等				
	8	図書館、博物館、美術館その他これらに類する社会教育施設				
	9	公共交通機関を利用する旅客乗降、待合いその他の用に供する施設				当面の間、全面禁煙を努力義務とする経過措置をもうける
第2分類		学校教育法に規定する学校以外のもので、学校と同様な用途に供される教育施設（学習塾、そろばん塾、華道教室、編み物教室、料理教室等）	ガイドライン	建物内全面禁煙の推進	宿泊施設については、出入り口・廊下・階段・エレベーター・便所その他の公共の用に供される区域（公共的空間）を対象とする。	
		医療法における医療提供施設以外の薬局、 医療類似行為を行う施設（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所等）				
		官公庁のうち庁舎以外の施設（他の対象施設の区分に該当するものを除く）				
		競技性を備えた施設以外の運動施設（スポーツクラブ、バッティングセンター、ゴルフ練習場等）				
		飲食店				
		ホテル・旅館その他これらに類するもの（簡易宿泊所）				
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
		銀行その他の金融機関				
		郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所				
		集会場又は公会堂				
		展示場				
		神社、寺院、教会その他これに類するもの 火葬場又は納骨堂				
		理容・美容所				
		公衆浴場（銭湯、サウナ、スーパー銭湯等含む）				
		劇場、映画館又は演芸場				
		屋内観覧場				
		遊技施設（ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場）等				
第3分類		風俗営業法対象施設 （料亭、バー、スナック、パチンコ店、マージャン屋、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、宿泊施設等）等		建物内禁煙又は分煙の推進	宿泊施設については、出入り口・廊下・階段・エレベーター・便所その他の公共の用に供される区域（公共的空間）を対象とする。	
第4分類		都市公園		ガイドラインによる方向性の提示と啓発等の取り組み	特に、子どもや妊婦が利用する空間、多くの者が利用する空間など	
		通学路				
		動物園、植物園、遊園地その他これに類するもの				
		屋外の観覧場				

○定義
・ 敷地内全面禁煙とは、建物の屋内又はそれに準ずる環境が常に禁煙の状態に加え、施設敷地内の屋外も常に禁煙の状態。
・ 建物内全面禁煙とは、建物の屋内又はそれに準ずる環境が常に禁煙の状態。

資料 2. 大阪府受動喫煙の防止に関する条例案

（目的）

第一条　この条例は、受動喫煙のない社会の形成に関し、基本理念を定め、府、施設を管理する者及び府民の責務を明らかにするとともに、受動喫煙の防止のために必要な規制等を行うことにより、府民の生命及び健康を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　受動喫煙　室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。

二　特定施設　多数の者が利用する施設（以下「施設」という。）であって、特に受動喫煙を防止する必要があるものとして別表に掲げるものをいう。

三　特定施設管理者　特定施設を管理する者をいう。

（基本理念）

第三条　受動喫煙の防止のために必要な施策は、たばこの煙が健康に影響を及ぼすものであり、特に妊婦、子ども等は重大な悪影響を受けるおそれがあることから特段の配慮がなされなければならないことに鑑み、施設の特性を考慮しつつ、総合的かつ計画的に実施されなければならない。

（府の責務）

第四条　府は、前条に定める基本理念にのっとり、受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、並びに国、市町村及び府民と協力してこれを実施する責務を有する。

（施設を管理する者の責務）

第五条　施設を管理する者は、第三条に定める基本理念にのっとり、当該施設における受動喫煙を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

（府民の責務）

第六条　府民は、第三条に定める基本理念にのっとり、受動喫煙による健康への影響に関する理解を深めるとともに、府が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

２　府民は、自らの喫煙により受動喫煙をもたらすことのないよう配慮しなければならない。

（基本指針の策定）

第七条　知事は、第四条に規定する総合的な施策及び第五条の規定により講ずべき措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

２　基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　受動喫煙の防止に関する施策の基本的な事項

二　施設において受動喫煙を防止するために必要な事項
三　前二号に掲げるもののほか、受動喫煙を防止するための環境の整備に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
３　知事は、基本指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
（推進体制の整備）
第八条　府は、受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。
（特定施設管理者の義務）
第九条　特定施設管理者は、当該特定施設の建物（当該特定施設が建物の部分である場合は、当該部分をいい、附帯施設を含む。以下同じ。）の内部（居住の用に供する部分を除く。以下同じ。）における喫煙を禁止しなければならない。
２　特定施設管理者は、当該特定施設の建物の内部に専ら喫煙の用に供する場所又は灰皿その他のたばこの吸い殻を入れる容器を設けてはならない。
３　特定施設管理者は、当該特定施設の敷地（建物の内部を除く。）において、当該施設の利用者が他人のたばこの煙を吸わされることがないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（立入調査等）
第十条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設管理者に対し、当該特定施設の管理に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該特定施設に立ち入り、当該特定施設の状況その他必要な事項を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
２　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
（勧告等）
第十一条　知事は、特定施設管理者が第九条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導することができる。
２　知事は、前項の規定による指導を受けた特定施設管理者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、同項の措置を講ずるよう勧告することができる。
（公表）
第十二条　知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた特定施設管理者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該特定施設の名称及び所在地並びに当該勧告の内容を公表することができる。
２　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該特定施設管理者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。
（命令）

第十三条　知事は、第十一条第二項の規定による勧告を受けた特定施設管理者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（規則への委任）

第十四条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第十五条　第十三条の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条から第八条までの規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　別表一の項及び五の項の規定の適用については、当分の間、同表一の項中「施設若しくは」とあるのは「施設（警察の用に供する施設を除く。）若しくは」と、同表五の項中「病院」とあるのは「病院（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）及び緩和ケアを行う病院を除く。）」とする。

（検討）

３　府は、この条例の施行後適当な時期において、第九条及び別表の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

１地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所、同法第百五十五条第一項に規定する支所若しくは出張所、同法第百五十六条第一項に規定する行政機関の施設若しくは同条第四項に規定する国の地方行政機関の施設（税務署その他規則で定めるものに限る。）又は裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条第一項に規定する下級裁判所の施設（他の項に該当するものを除く。）

２地方公共団体が設置する体育館

３学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校（他の項に該当するものを除く。）

４図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館又は博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館若しくは同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

５医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項

に規定する診療所若しくは同法第二条第一項に規定する助産所又は薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項に規定する薬局

６児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（五の項に該当するものを除く。）

７老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター

資料３．大阪府議会平成 24 年度 2 月定例本会議―A議員の質問内容と答弁

◎A議員の質問内容

次に、受動喫煙防止条例についてお尋ねをいたします。

私は、たばこは吸いません。いつでも、どこでも、周りを気にせずたばこを吸われている状況については、改善をしてほしいと常々考えておりましたが、近年、受動喫煙防止の機運が高まって、非喫煙者への配慮が当然のこととして考えられるようになったことを大変喜んでおります。

しかし、今回上程されている受動喫煙防止条例案は、そんな私から見ても、余りに行き過ぎの感があります。

平成二十年度策定の大阪府健康増進計画において、五カ年計画で公共施設の全面禁煙一〇〇％を目指し取り組まれた結果、平成二十四年度において、公立の小中高等学校で一〇〇％、官公庁九六・四％、病院八六・三％、私立学校八二・一％と達成をされております。これを見て、私は、ここまで達成できているんならば十分ではないかというふうに思ったわけです。

例えば、がん検診受診率など、目標値を大きく下回る項目がたくさんあります。そんな中で、なぜたばこの問題だけ今回のような条例をつくって完璧を目指さなければならないのか、健康医療部長の見解をお聞かせください。

◎理事者側の答弁

受動喫煙防止条例についてお答え申し上げます。

本府におきましては、これまで受動喫煙防止対策に取り組んできましたが、府民調査 におきましても、多くの府民が、公共の場における禁煙を希望しているとの結果がございました。特に学校や病院、官公庁などの公共性の高い施設における受動 喫煙防止対策は、健康影響に鑑み、重要な課題であり、対策が必要であると考えております。

つい最近公表されました平均寿命の全国平均、全国順位では、大阪府はいまだ低位にございまして、その主な原因であるがんや心臓病、こういったものの予防のためにも、受動喫煙防止対策は喫緊の課題であると考えておりまして、着実に取り組む必要があると考えております。

こういったことを踏まえまして、府は、本条例案においては、子どもや妊婦を含む利用者が、当該施設を利用するかどうか選択することが困難な公共性の高い施設を中心に、確実に受動喫煙を防止するため、建物内の全面禁煙を義務化するものでございます。

資料4. 大阪府議会平成 24 年度 2 月定例本会議—B議員の質問内容と答弁

◎B議員の質問内容

これは、スコットランドの法律を例にとって、法律施行前と施行後、これを比較した ら、一七％心筋梗塞や狭心症の入院数が減りましたよという、そういうグラフなんですが、これを見て何かおかしいなと思ったんです。何かといいますと、これ はあくまでも法律施行の前後だけしか見てませんから、これ数年前からどういう状況だったんかなということで資料を取り寄せました。それが、これです。

これ、一九九九年から二〇〇八年のグラフなんですが、先ほど申し上げた法律施行前後十カ月は、ここです。ここなんですね。要は、これ見ていただいたらわかりますように、もう大分以前から減少傾向でした、ずっと。年二％から八％、これ減り続けてたんです。

ちなみに、法律施行前、一年前は、何％下がったかといいますとーー出してもらえますか。次、お願いしますーーー年目は七・二％減少してます。しかし、二年後は七・八％、逆に増加してるんです。その後、膠着状態になったり、また減ったり ということで、そもそもこの資料ーーもとに戻してもらえますか、最初の検討部会でされた資料ですね。この資料、間違いじゃないんです、確かに。間違いじゃ ないんですが、同時に、委員の皆さんをあおってる資料でもあると私は思います。こういう資料で、この検討部会の中で議論されると、フラットに考えておられる皆さんは、そら法律必要やなと、条例も必要やなと間違いなく思うと思うんです。

こういう資料でやりとりされることについてどう思われるか、部長の見解をお伺いします。

◎理事者側の答弁

議員お示しのデータなんですけども、その新たに取り寄せられました詳細については、ちょっと私ども今把握しておりませんが、このデータにつきましては、スコットランド以外にも、受動喫煙防止法施行による効果については、アメリ カ、イタリア、英国、カナダ、アイルランド、フランス、アルゼンチン、七カ国の十件以上の報告がございまして、それらを全てまとめて分析したものでございまして、一年目で心筋梗塞、不安定狭心症等は一七％減少したというのが、審議会において報告されたものでございます。

それで、これはさらにその後フォローされておりまして、三年目には三〇％の減少が 報告されておりまして、議員取り上げられましたスコットランドのデータについても、またその後のデータの分析もあっての報告でございまして、この受動喫煙を防止した上での急性影響につきましては、グローバルスタンダードとしては確かなものということで認められてるものでございまして、衛生対策審議会におきましても、そういうことで、皆さん、認めていただいたものと理解しております。

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究
分担研究報告書

職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討

研究分担者　河井一明　産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性腫瘍学 教授

研究要旨
最近、エピジェネティック変化と生活習慣病の関わりが注目されている。エピジェネティック機構による発がん過程において、フリーラジカルを介して生じるシトシンのメチル化は、タバコ煙のエピジェネティック発がんへの関与の評価に応用できると考えられる。今回、タバコ煙凝縮物によって、フリーラジカルを介して生成する 8-メチルデオキシグアノシン、8-メチルデオキシアデノシン、5-メチルデオキシシチジンの生成が認められた。エピジェネティック変化の初期に起きるシトシン 5 位のメチル化が、タバコ凝縮物によってフリーラジカルを介して生じることが明らかとなり、喫煙による新たな発がん機構の１つとして注目される。さらに今後、フリーラジカルを介して生成する DNA 塩基のメチル化は、喫煙による健康影響の新たなリスク評価指標としての応用に期待が持たれる。

A．研究目的

近年、DNA の塩基配列に変化はないものの、細胞の性質が変化し、記憶継承されるいわゆるエピジェネティクスに注目が集まっている。生体のエピジェネティックな変化は、がんをはじめとするさまざまな生活習慣病に関わることが明らかとなってきており、その変化には日常生活環境が密接に関連しているともいわれている。我々はエピジェネティック機構による発がん過程において、フリーラジカルを介して生じるシトシンのメチル化がエピジェネティック変化の初期段階で重要な働きをしていると考え、これまでに次のような結果を得ている。工業的に多量に生産され、発がんプロモーターとしても知られている *tert*-ブチルヒドロペルオキシドやクメンヒドロペルオキシドが、メチルラジカルの生成を介して、シトシンの５位をメチル化する[1)]ことや DMSO や内因性のメチルスルホキシドがフェントン反応共存下でメチルラジカルを介したシトシンのメチル化を行う[2)]ことを報告してきた。本研究では、生活習慣病の重要な要因とされている喫煙に関連したがんにおいて、がん抑制遺伝子のプロモーター領域のメチル化亢進がしばしば見受けられることから、タバコ煙凝縮物による DNA のメチル化について検討した。

B．研究方法

デオキシシチジン(dC)、デオキシグアノシン(dG)、デオキシアデノシン(dA)などのヌクレオシドならびに DNA に対して、水を用いて捕集した後濃縮して得たタバコ煙凝縮物を反応させ、フリーラジカルを介して生成する塩基のメチル化を HPLC-UV に

より解析した。反応は、各ヌクレオシド 1 mg に対して、タバコ 1 本分の煙凝縮物を室温で作用させて行った。

C．結果

タバコ煙凝縮物の存在下で、フリーラジカルによって生成する 5-メチルデオキシシチジン(m^5dC)、8-メチルデオキシグアノシン(m^8dG)、8-メチルデオキシアデノシン(m^8dA)の生成が認められた(図 1～3)。それぞれの反応生成物については、HPLC クロマトの溶出位置ならびに吸収スペクトルを標準品と比較して確認、定量を行った。

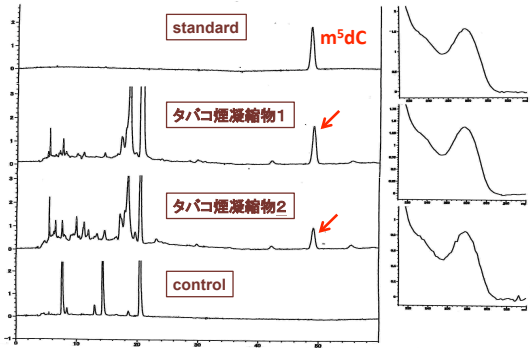

図 1　タバコ煙凝縮物と dC 反応生成物の HPLC クロマトと吸収スペクトル

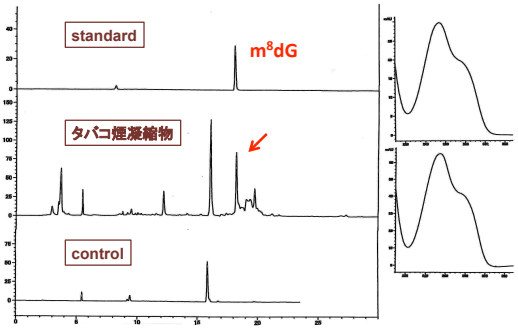

図 2　タバコ煙凝縮物と dG 反応生成物の HPLC クロマトと吸収スペクトル

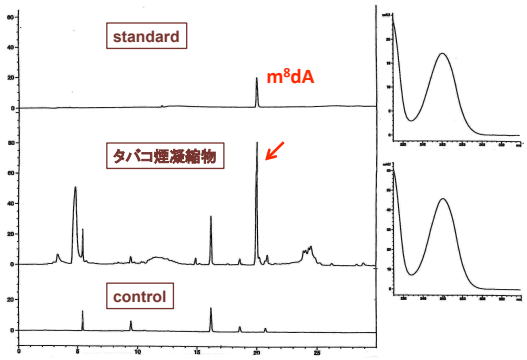

図 3　タバコ煙凝縮物と dA 反応生成物の HPLC クロマトと吸収スペクトル

D．考察

エピジェネティック変化の初期に起きるシトシン 5 位のメチル化が、タバコ凝縮物によってフリーラジカルを介して生じることが明らかとなり、喫煙による新たな発がん機構の 1 つとして注目される。また、ヌクレオシドモノマーに対するメチル化は 2 本鎖 DNA に対するメチル化より数十倍多く見られた。これは DNA 塩基がフリーで存在するより、DNA の 2 重らせん中では、メチル化反応位置に立体障害が生じることによるものと考えられる。これらの反応が、タバコ煙凝縮物に起因するフリーラジカルを介してのメチル化であることは、8–メチルデオキシグアノシンならびに 8–メチルデオキシアデノシンが同時に生成したことから推察できる [3]。今後、DNA 塩基のメチル化の解析は、喫煙によるエピジェネティック発がんの評価に応用できると考えられ、喫煙による健康影響の新たなリスク評価指標として期待が持たれる。

E．文献

1) Kasai, H., Kawai, K., and Li, Y. S. (2011) DNA methylation at the C-5

position of cytosine by a methyl radical: A link between environmental agents and epigenetic change. *Genes and Environment*, *33*, 61-65.

2) Kawai, K., Li, Y.-S., Song, M.-F., Ootsuyama, Y., Kakehashi, A., Wanibuchi, H., Ootsuyama, A., Norimura, T., and Kasai, H. (2012) Methionine sulfoxide stimulates hepatocarcinogenesis in non-alcoholic steatohepatitis (NASH) mouse: Possible role of free radical-mediated DNA methylation. *Genes and Environment*, *34*, 123-128.

3) Kasai, H., Kawai, K., Song, M.-F., Li, Y.-S., Hattori, T., and Matsuda, T. (2013) Analyses of 8-methyldeoxyadenosine and 8-methyldeoxyguanosine as markers of free radical-mediated DNA methylation in mouse. *Genes and Environment*, *35*, 5-9.

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

受動喫煙対策が進む中での新規タバコ製品および関連製品とその課題

研究分担者　欅田尚樹　国立保健医療科学院生活環境研究部
分担研究協力者　稲葉洋平　国立保健医療科学院生活環境研究部
内山茂久　国立保健医療科学院生活環境研究部

研究要旨
受動喫煙対策が進む中、新たな形体のタバコ製品の販売が拡大してきている。ここでは、それらの販売の動向を紹介するとともに、これら無煙タバコの健康影響について、文献的検討を行った。さらに、電子タバコやネオシーダーといったタバコ関連製品についても検討し、これら新規タバコ製品およびタバコ関連製品の販売拡大の防止の必要性について検討した。

A．研究目的

近年国内でも受動喫煙対策が進む中、タバコ産業では、新たな喫煙者の獲得と、現在喫煙者の禁煙志向を阻止しようとする意図を持ったと思われる新たなタバコ製品、および関連製品の新規販売が続いている。本研究ではこれらの製品の動向と課題について文献的な検討を行う。

B．研究方法

PubMed 等の文献データベース、国内外の研究機関の公開する WEB 情報より、電子タバコを含む無煙タバコに関する情報、その他の新規タバコ関連情報について検討した。

C．結果および考察

国内の成人喫煙率は、平成 15 年施行された健康増進法において公共の場における受動喫煙の防止、平成 17 年にたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）が発効、平成 22 年 2 月の厚生労働省健康局長通知の受動喫煙防止対策について、平成 22 年 10 月のタバコの値上げなどを機に、一般市民においても喫煙に関する関心が随分と高まり、図 1 に示すように国民健康・栄養調査結果においても喫煙率の低下が認められている。しかしながら、先進諸国の中でいまだ非常に高い喫煙率が保持されており、また近年若年女性の喫煙率の増加が問題視されている。2011 年 9 月の医学雑誌 Lancet の日本特集号の中で，日本の予防可能な最大の危険因子は「喫煙」であると示された。このような背景のもと、健康日本２１（第二次）及びがん対策推進基本計画では,「成人の喫煙率を平成 34 年度までに 12%」に低減など新たな数値目標が盛り込まれた。

若年壮年者の喫煙状況に関しては、図 1 に示すように、平成 23 年国民健康・栄養調査では、20 代、30 代、40 代の喫煙率はそ

れぞれ、男性 39.2%, 43.9%, 40.2%、女性 12.8%, 16.6%, 16.5%と報告されている[1)]。一方、環境省が実施している、大規模な疫学調査「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」において得られた結果[2)]では、72,826 件の回答による暫定的な結果としながらも、図２に示すように、25 歳未満の妊婦においては、現在喫煙しているが 9.6%、吸っていたが今回の妊娠に気づいて止めたが 25.9%、合計すると妊娠判明時点で 35.5%の喫煙率と非常に高い状況である。さらにその夫・パートナーの喫煙状況は 65.4%が現在も喫煙していると回答している。既存の調査とは調査時期や調査対象、聞き方が異なるため単純な比較は難しいが、 エコチル調査の結果は、21 世紀出生児縦断調査(厚労省)の結果と類似している一方、 JT(日本たばこ)の調査や国民健康・栄養調査と比べると、男性の喫煙率はかなり高かったと述べられている。一方、飲酒に関しては、25 歳未満の妊婦において以前飲んでいたが妊娠に気づき止めたが 48.4%、現在も飲酒しているが 2.5%と、妊娠に気づき行動を変容している割合が喫煙よりも大きいことが見て取れる。

このような中、一般環境においても受動喫煙対策が進められ、公共の場において喫煙できる環境が制限され禁煙を試みようとする人が増加しつつある中、電子タバコや各種無煙タバコの国内導入も進んできている。

電子タバコに関しては、海外では急速に普及が進み喫煙対策において大きな課題となっている。国内においては、平成 22 年 8 月 18 日付け独立行政法人国民生活センターから一部の電子タバコからニコチンが検出されたことが報告された[3)]。ニコチンを含む電子タバコの販売は薬事法に違反することが疑われることなどから、販売元等に販売中止や回収等の指導が行われるとともに、消費者に対しても消費者庁から注意喚起が発出された[4)]。これらの結果、現在国内で電子タバコの正確な流通状況は把握できないが、国内での普及は一時的なものであり、現在は減少してきているものと思われる。

一方、電子タバコの問題は、国内ではニコチンを含むことが薬事法違反になることから注目されたが、健康影響の面から見た場合には、それ以上に、電子タバコの使用時において非意図的に非常に高濃度のアルデヒド類を中心としたガス状成分の発生が起こりうること、しかもこの現象が、製品ロットの不安定性から銘柄による差異だけでなく、同一銘柄においてもロット間により非常に大きな差異が見いだされることを、我々は以前に示し、十分な法的規制、安全性の確認がなされない製品が流通する可能性について報告した[5、6)]。

平成 22 年 4 月の神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行など、受動喫煙対策が進むなか、JT 日本たばこ株式会社は同年 5 月に無煙タバコ「嗅ぎタバコ・ゼロスタイル」の販売を開始した。これは、カートリッジに細切したタバコ葉を保持し、そのカートリッジを入れたパイプを点火すること無く吸いガス状成分を吸入するものである。なお、FCTC では、健康被害が少ないメッセージを誤って提示するような、「マイルド」などをタバコ銘柄に使用することを禁止しているが、「ゼロ」はその中に含まれて無く、タバコ産業の新たなブラン

ド戦略として毒性が少ないものというイメージ戦略を取ろうとして、このような銘柄名を使用していることも伺われ注意が必要である。

平成 24 年には新たなゼルスタイルシリーズの販売を行い、平成 25 年 8 月より、口腔内にいれる無煙タバコであるスヌースの発売が「ゼロスタイル・スヌース」として国内で開始された。スヌースについては、これまで個人輸入の形では国内でも入手可能であったものの、今回の販売開始によって国内において本格的に販売が開始されることとなった。

スヌースの使用は、諸外国でも口腔がんを初めとする種々のがんの誘発、子供の誤飲事故等、悪影響が報告され、WHO でも Technical Report Series, No. 955 「タバコ製品の規制に関する科学的な基礎についての報告書」[7] において無煙タバコについて、製品の成分を管理することによって規制すべきであるとし、具体的には、いくつかの化学物質の規制値を設定することを推奨している。またドイツ癌研究所などからは、依存性、特に若人の喫煙習慣の獲得、総タバコ消費量の増加要因となること、禁煙に対する効果が期待されないことなど、警告している。

最近の報告からも、無煙タバコの使用者は、ほとんどが従来の紙巻きタバコも使用するデュアルユースの状況にあり、無煙タバコの使用は、すべてのタバコ製品が有害であるという認識の低さおよびタバコ支持の社会的影響と関連していると述べている[8]。

なお、約 10 年前には、ガムタバコをスエーデンから輸入販売され始めた際には、厚労省からも「注意喚起」が出され、販売中止になった経緯がある。

また平成 22 年 10 月のたばこ増税後、喫煙者の鎮咳・去痰を目的とした一般用医薬品（第 2 類医薬品）として薬局で販売されているネオシーダーがタバコの安価な代替品として販売を拡大していることが懸念された。ネオシーダーに含まれる化学成分を分析したところ、ニコチン、タールを含むだけでなく、タバコ特異的ニトロソアミン TSNA も検出された。さらに、主流煙中のアセトアルデヒドなどのカルボニル類、一酸化炭素などのガス状成分は通常の紙巻きタバコと同等かより高濃度に曝露される可能性が確認された[9]。

D．結論

受動喫煙対策が進む中、タバコ産業では、新規喫煙者の確保と喫煙者の喫煙習慣保持を目的としたと思われる、新たな形体のタバコ及び関連製品の販売が活発となっている。喫煙に伴う健康影響を予防し、タバコフリーを目指すために、これらの製品の状況を常にモニタリングし、加えてそれらに含まれる有害化学成分の評価を含め、紙巻きタバコだけでなくあらゆるタバコ製品が有害であるという科学的エビデンスを含む情報を的確に国民に開示し、販売拡大の防止に努めていくことが大事である。

【引用文献】

1） 厚生労働省．平成 23 年 国民健康・栄養調査結果の概要
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002q1st-att/2r9852000002q1wo.pdf

2） 環境省．エコチル調査 3 周年記念シンポジウム
http://www.env.go.jp/chemi/ceh/action/index.html#h251115
3） 国民生活センター　電子タバコの安全性を考える（平成 22 年 8 月 18 日）
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20100818_1.pdf
4） 消費者庁　電子タバコに関して厚生労働大臣から提供のあった資料及びその対応について（平成 22 年 12 月 27 日）
http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/101227adjustments_1.pdf
5） Uchiyama, S.; Ohta, K.; Inaba, Y.; Kunugita, N. Determination of carbonyl compounds generated from the e-cigarette using coupled silica cartridges impregnated with hydroquinone and 2,4-dinitrophenylhydrazine, followed by high-performance liquid chromatography. Analytical Sciences, 2013, 29(12), 1219-1222.
6） 太田和司，内山茂久，稲葉洋平，中込秀樹，欅田尚樹．ハイドロキノンと 2,4-ジニトロフェニルヒドラジンを含浸させた二連シリカカートリッジを用いる電子タバコから発生するカルボニル化合物の分析　分析化学　2011 ; 60(10) : 791-7.
7） WHO Technical Report Series, no. 955. WHO Study Group on Tobacco Product Regulation Report on the Scientific Basis of Tobacco Product Regulation
http://www.who.int/tobacco/global_interaction/tobreg/publications/tsr_955/en/
8） Agaku IT, Ayo-Yusuf OA, Vardavas CI, Alpert HR, Connolly GN. Use of conventional and novel smokeless tobacco products among US adolescents. *Pediatrics* 2013; 132(3): e578-86.
9） 稲葉洋平，大久保忠利，杉田和俊，内山茂久，緒方裕光，欅田尚樹．薬用吸煙剤ネオシーダーの葉中及び主流煙中の有害化学成分と変異原活性の測定 日本衛生学雑誌 2014, 69, 31-38.

原著論文

(1) Uchiyama, S.; Ohta, K.; Inaba, Y.; Kunugita, N. Determination of carbonyl compounds generated from the e-cigarette using coupled silica cartridges impregnated with hydroquinone and 2,4-dinitrophenylhydrazine, followed by high-performance liquid chromatography. Analytical Sciences, 2013, 29(12), 1219-1222.

(2) 稲葉洋平，大久保忠利，杉田和俊，内山茂久，緒方裕光，欅田尚樹．薬用吸煙剤ネオシーダーの葉中及び主流煙中の有害化学成分と変異原活性の測定 日本衛生学雑誌 2014, 69, 31-38..

総説

（1） 稲葉洋平，内山茂久，欅田尚樹．国産たばこ製品の有害性の評価．日本小児禁煙研究会雑誌；2013;3:31-39.

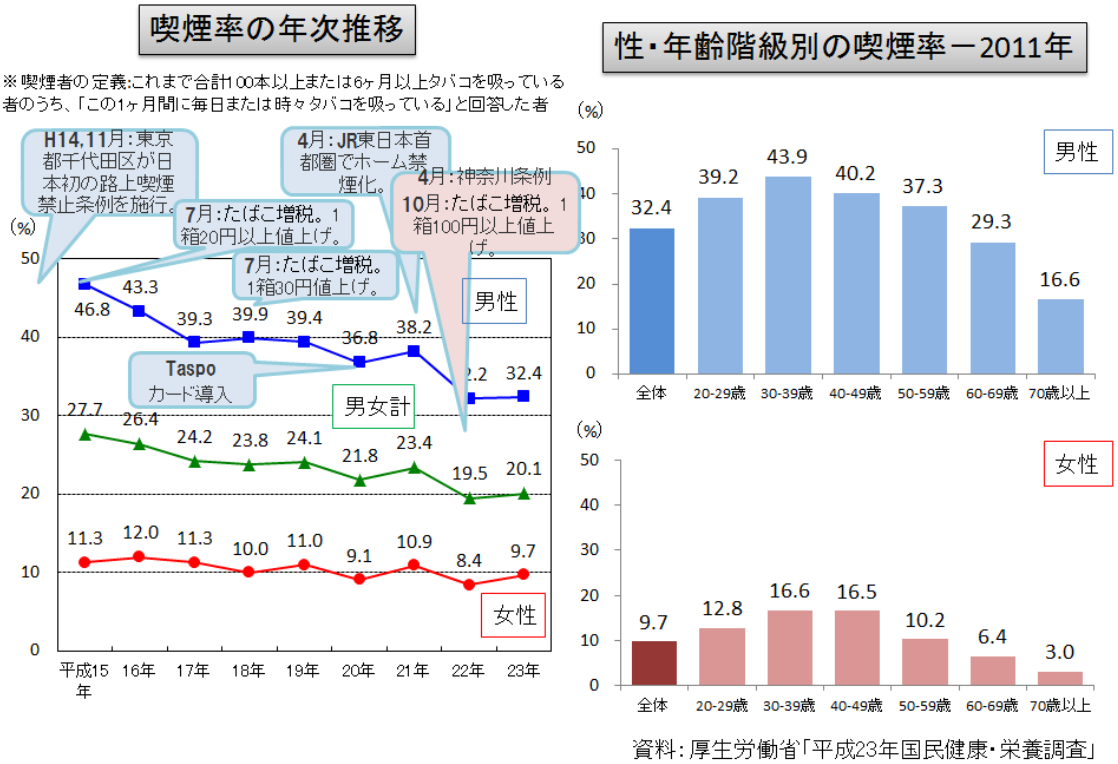

資料:厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」

図1　わが国の喫煙率の推移(20歳以上)

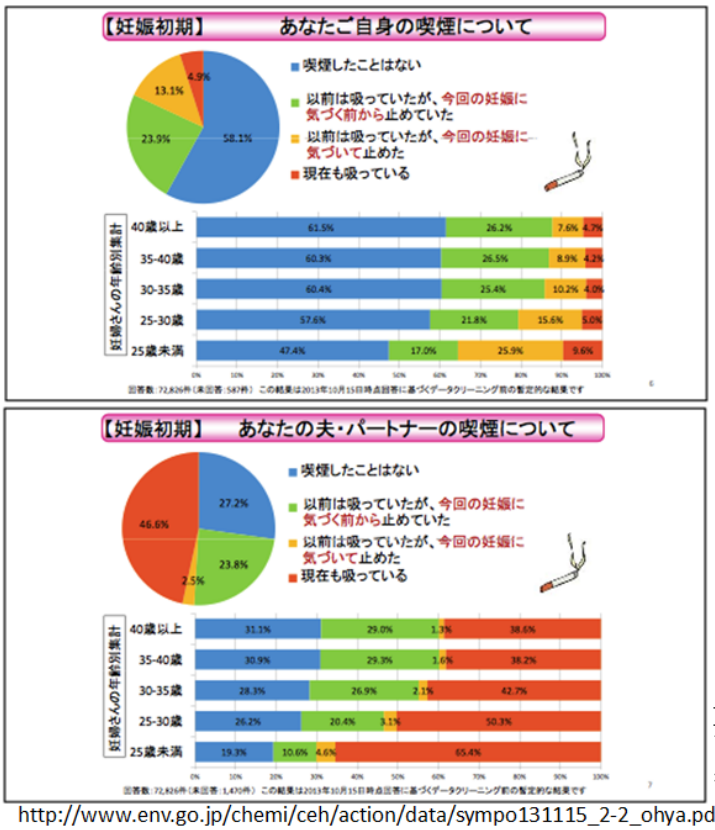

エコチル調査国際シンポジウム in 名古屋
日時:平成25年11月15日
資料より

http://www.env.go.jp/chemi/ceh/action/data/sympo131115_2-2_ohya.pdf

図2　エコチル調査における妊婦および夫・パートナーの喫煙率

図3　近年の無煙タバコの販売動向

厚生労働科学研究費補助金

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

受動喫煙の防止を進めるための
効果的な行政施策のあり方に関する研究

平成 25(2013)年度　総括・分担研究報告書

（ 3 年計画の 2 年目 ）

主任研究者　大和　浩

平成 26（2014）年　3 月

目　　次

I.　総括研究報告
受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究 ---------2

II. 分担研究報告
1. 地方自治体における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究 -------
大和　浩、太田雅規、江口泰正、今野由将、高橋（中田）ゆり

2. 自治体における受動喫煙防止条例の成立のための戦略に関する研究----
中村正和、大島　明

3. 職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討----------
河井一明

4. 受動喫煙対策が進む中での新規タバコ製品および関連製品とその課題---
欅田尚樹　研究協力者　稲葉洋平、内山茂久

資料１：受動喫煙防止対策に関する調査票（地方自治体、中央官公庁）
資料２：都道府県庁の建物内禁煙化（2007 年以降の経年変化）
資料３：都道府県庁、道府県庁所在市、特別区、政令市の受動喫煙防止対策の一覧
資料４：地方自治体と中央官公庁の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
資料５：諸外国の受動喫煙防止に関する法規制の一覧表　　訳：高橋（中田）ゆり
資料６：「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第８条に関する各国報告

III. 関連資料：本研究成果の報道記事 ----------

IV. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----------

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
平成25（2013）年度 総括研究報告書

受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究

主任研究者　産業医科大学　産業生態科学研究所　教授　　大和　浩

研究要旨：本研究の第１の目的は、受動喫煙防止対策として建物内～敷地内の全面禁煙化を推進することにより受動喫煙に起因する健康被害を抑えることである。第２の目的は、喫煙しにくい環境をつくることにより、喫煙者の禁煙企図を高め、禁煙実行者を増やし、喫煙率を減少させることによって喫煙関連疾患の減少に寄与することである。

受動喫煙防止対策の最善の方法は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO FCTC)」第８条「たばこの煙にさらされることからの保護」で示され、すでに43ヵ国で実施されているようにサービス産業を含むすべての屋内施設を全面禁煙とする受動喫煙防止法を成立させることである。また、そのような法的規制が実施された国では、国民の脳血管疾患や気管支喘息などの疾患が減少したことが報告されている。しかし、わが国ではそのような法規制を施行する準備は整っていない。逆に、厚生労働省が2002年に示した「分煙効果判定基準策定検討会報告書」、および、2003年の「職場における喫煙対策のための新ガイドライン」が推奨する「一定の要件を満たす喫煙室」の存在が全面禁煙化の阻害要因となっている事例も多く見受けられる。

本研究の成果として、先行研究を引き継ぎ官公庁、特に全国の主要な121自治体（47都道府県庁、46道府県庁所在市、23特別区、5政令市）の受動喫煙対策の５、６回目の調査を実施し、団体ごとの優劣の比較が可能な一覧表の作成、グッドプラクティスの収集を行い、各団体にフィードバックした。特に、2年目は、全面禁煙化前後の喫煙率の変化に関する情報についても提供を依頼し、全面禁煙化の前後で喫煙率が大幅に低減したことの確認も行った。また、今後、喫煙室からのタバコ煙の漏れを指摘することで全面禁煙化の契機とすることを希望する団体用に、喫煙により発生する微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）の測定機の貸し出しをする準備も行った。さらに、WHO FCTCのホームページに公開されている各国情報からG8、G20を含む60ヵ国の受動喫煙防止の法規制の精査を行い、わが国の立ち後れを指摘した（大和、太田、江口）。

また、地方自治体における受動喫煙防止条例の普及を図るため、2012年に大阪府議会に提出された条例案が取り下げとなった経緯を精査し、タバコ産業から議員・委員を通して提出される意見に対抗するための資料を海外の先行事例から収集した（中村、大島）。

喫煙によって発生するエピジェネティック（DNAの塩基配列に変化はないものの、細胞の性質が変化し、記憶継承されること）な変化について検討し、タバコ煙凝縮物の存在下でフリーラジカルによって、シトシン5位のメチル化を介して生じることが明らかとなった。今後、受動喫煙に曝露されている労働者の生体影響指標として応用できる可能性について検討した（河井）。

2010年より発売が開始された無煙タバコ4製品を模擬的に吸入する実験の結果、ニコチンとメンソールが高い濃度で吸入されることが確認されたことから、無煙タバコを禁煙区域で使用することにより喫煙者が禁煙することの抑制に繋がる可能性が示唆された。また、メンソールなどの香り成分が若者や喫煙を始めて1年以内の喫煙者に好まれる可能性があることも考えられた（分担：欅田、稲葉）。

以上の研究成果を地方自治体、さらには国全体の行政施策のあり方に反映させていくことが必要であると考えられた（本研究成果の公開：http://www.tobacco-control.jp/）。

A．研究目的

本研究の第１の目的は、喫煙室を残すことなく、建物内・敷地内全面禁煙を推進することにより受動喫煙に起因する健康被害をなくすことである。第２の目的は、全面禁煙化により喫煙しにくい環境をつくることにより、喫煙者の禁煙企図を高め、喫煙実行者を増やし、喫煙率を減少させることによって国民全体の喫煙関連疾患の減少に寄与することである。

先行研究である「受動喫煙対策にかかわる社会環境整備についての研究」「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究」「飲食店等多数の者が利用する施設における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究」において、以下の内容について実験的な検討と調査票による実態調査をおこない、わが国の受動喫煙防止対策の進むべき方向を以下のように示してきた。

１）喫煙室を設ける空間分煙では受動喫煙を防止することはできないことから、建物内・敷地内の全面禁煙が必要であること
２）官公庁では最低でも建物内全面禁煙とし、最終的には敷地内全面禁煙の達成を目標とすること、かつ、勤務時間中の喫煙を禁止する措置をとり、喫煙する職員には禁煙支援を提供すること
３）医療施設、特に、地域医療の拠点である医歯学部と大学病院は速やかに敷地内禁煙とするべきであること
４）喫煙室からのタバコ煙の漏れを防止することは不可能であるため、一般の職場においても規模の大小、業種にかかわらず、速やかに建物内全面禁煙とすべきであること
５）飲食店等のサービス産業は、利用者の受動喫煙を防止する、という観点ではなく、そこで働く従業員を職業的な受動喫煙から保護する、という観点から速やかに全面禁煙とするべきであること
６）屋外であっても風下側では数十mにわたって受動喫煙が発生するため、建物の出入口は屋内に準ずる空間として禁煙とすべきであること
７）屋外であっても通学路や公園など子どもの利用が想定される場所については、受動喫煙を防止するために全面禁煙とすべきこと
８）自家用車についても、子どもが同乗した状態での喫煙には法的規制が必要であること

今回、受動喫煙防止対策を進めるための効果的な行政施策のあり方について提言を行うために、以下の４つの研究をおこなった。

１．地方自治体、中央官庁における受動喫煙対策の実態及び課題（大和、太田、江口）
２．地方自治体における受動喫煙防止条例の導入方法、タバコ産業からの反論への対応準備（中村、大島）
３．職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討（河井）
４．嗅ぎタバコのガス状成分の測定（欅田）

B．研究方法

１．地方自治体と中央官庁における受動喫煙対策の実態及び課題

先行研究に引き続き、主要な 121 地方自治体（47 都道府県庁、46 道府県庁所在市、23 特別区、5 政令市）に調査票を郵送し、

・ 建物内・敷地内禁煙の実施状況
・ 公用車の禁煙化の実施状況
・ 勤務時間中の喫煙制限の実施状況
・ 職員に対する禁煙支援の実施状況

について６回目となる調査を行った。

今年度は、中央官庁（17 団体）についても同様の調査を行った。

２．地方自治体における受動喫煙防止条例の導入方法、タバコ産業からの反論への対応準備（中村、大島）

受動喫煙防止条例案を議会に提案したが、取り下げとなった大阪府議会における議論内容と経緯の精査を行ない、今後、同様の検討が行われる場合に備え、タバコ産業からの反論に対応する資料の収集を行った。

３．職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討（河井）

喫煙によって発生するエピジェネティックな変化を、タバコ煙凝集物の存在下で検討を行った。

４．嗅ぎタバコのガス状成分の測定（欅田）

2010 年より、燃焼を伴わず、カートリッジに充填されたタバコ葉から放散されるガス成分を吸引するタバコ製品の発売が開始された。嗅ぎタバコ使用者への有害化学物質曝露量を評価するため、吸引されるガス成分の測定、および、使用されているタバコ葉成分の変異原性を測定した。

C．研究結果

１．地方自治体と中央官庁における受動喫煙対策の実態及び課題（大和、太田、江口）

全国の主要な地方自治体 121 団体のうち、57 団体で一般庁舎の禁煙化が行われていた。特に、道府県庁の一般庁舎の建物内禁煙化は、2010 年 2 月に発出された健康局長通知以降、急速に進んだことが認められた。しかし、2013 年度に新たに禁煙化された都県はなく、禁煙化は鈍化したことが認められた。

議会棟・フロアが禁煙化されているのは 27 団体のみであり、議会の禁煙化は一般庁舎に比べて遅れていた。また、2013 年度に新たに禁煙化された団体はなかった。

敷地内禁煙が実施されていたのは大阪府、福島市、大阪市、神戸市、足立区の 5 団体で昨年度から変化がなかった。

勤務時間中の喫煙が禁止されていたのは、長野県、大阪市、堺市、北九州市、足立区の 5 団体で昨年度から変化がなかった。

公用車の禁煙化は多くの自治体で実施されていた。

中央官庁では、厚生労働省と環境省が使用する合同庁舎 5 号館は 2012 年から建物内禁煙が導入されていたが、それ以外の施設はいずれも喫煙室、もしくは、喫煙コーナーを使用していた。

２．地方自治体における受動喫煙防止条例の比較検討（中村、大島）

条例の制定を行った神奈川県と兵庫県、および、条例案を議会に提出しながらも、取り下げとなった大阪府での経験から、今後の条例制定にあたっては、検討委員会のありかた、首長・議員への働きかけ、規制の対象と内容、タバコ産業から議員や委員を経由した妨害とその対応策について十分な検討と準備を行う必要があることが確認された。また、タバコ産業からの妨害に対抗するための資料の収集を行った。

３．職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討（河井）

タバコ煙凝縮物の存在下で、フリーラジカルによって生成する 5-メチルデオキシシチジン(m^5dC)、8-メチルデオキシグアノシン(m^8dG)、8-メチルデオキシアデノシン(m^8dA)の生成が認められた。このような、エピジェネティック変化の初期に起きるシトシン５位のメチル化が、タバコ凝縮物によってフリーラジカルを介して生じることが明らかとなり、喫煙による新たな発がん機構の１つとして応用可能となる可能性が示された。

４．嗅ぎタバコのガス状成分の測定（欅田）

無煙タバコ4製品は，先行研究で分析を行った製品よりもニコチンとメンソールが高値であった。香り成分が若者，喫煙を始めて1年以内の喫煙者に好まれる可能性があり、また、無煙タバコが喫煙禁止地域での使用につながり，喫煙者の禁煙への抑制になる可能性についても文献調査から示唆された。

D．考察

本来、WHO FCTC第8条のガイドラインに沿って、すでに43ヵ国で実施されているように、飲食店等のサービス産業を含めて全面禁煙とする受動喫煙防止法をわが国も成立させ、国民を受動喫煙と喫煙による健康被害から保護せねばならない。しかし、現状では、そのような立法措置が成立する準備はまったく整っていない。

本研究の最終的な目標は、神奈川県と兵庫県で成立し、取り下げにはなったが2012年に大阪府で検討され、2014年2月に山形県で検討が始まった受動喫煙防止条例が今後も多くの自治体で議会に提出、成立することで、屋内施設の禁煙化の必要性に関する世論を醸成し、全国に適用される受動喫煙防止法の成立を促すことである。

そのためには、まず、地方自治体が喫煙室を廃止し、建物内・敷地内禁煙などの措置を促すことが必要であると考えられる。今年度、先行研究か

ら引き続き、全国の主要な121の地方自治体の受動喫煙対策について6回目の調査を行った結果、2010年の「受動喫煙防止対策について」(健発0225第2号）の健康局長通知により、急速に進み始めた地方自治体の建物内禁煙化であったが、2013年度の進捗は残念ながら小さかった。しかし、地方自治体では建物内・敷地内の全面禁煙化の前後の5年間で喫煙率が大幅に減少した、また、中央官庁では合同庁舎5号館が建物内禁煙である、という好事例を収集し、各団体へのフィードバックができたことは、今後の喫煙対策を考える上での重要なメッセージになったことが期待される。

また、諸外国でとられているWHO FCTC第8条に添ったすべての屋内施設の全面禁煙とする立法措置がとられていることの精査結果は、地方自治体と中央官公庁の両者の今後の政策を検討する上での重要資料になったことが期待できる。

特に、受動喫煙防止条例を具体的に検討している山形県などの団体にとっては、今年度の成果としてとりまとめをおこなった神奈川県と兵庫県の受動喫煙防止条例、および、取り下げとなった大阪府の条例案の比較表、その検討過程で討議された課題、タバコ産業から議員を通じた反論の内容、それに対抗するために収集された資料は、非常に重要な資料になったと思われる(中村、大島)。

2010年以降、厚生労働省で検討された受動喫煙防止対策の強化の検討では、飲食店等のサービス産業を「一律に禁煙とすることは困難」とされ、除外扱いとなっていたが、サービス産業の従業員は職業的な受動喫煙に曝されており、本来、最初に保護されねばならない集団である。受動喫煙によって発生する遺伝子障害を評価する新たな指標の検討も、今後進めねばならない（河井）。

なお、全面禁煙化がすでに導入された諸外国では、禁煙の場所でも使用が可能な噛みタバコや嗅ぎタバコ、電子タバコなどの販売が強化されはじめた。わが国も例外ではなく、日本のタバコ産業は2010年に無煙タバコを、2013年より湿式嗅ぎタバコを、2014年から電子タバコの販売を開始した。それらの生体影響を予測し、普及を阻止するための検討も、引き続き行うべき重要課題であると考えられた（欅田）。

E．結論

地方自治体と中央官公庁の受動喫煙防止対策を推進して受動喫煙の被害を防止すること、喫煙者の企図を高めていくこと、社会全体の喫煙対策の推進に寄与すること、各団体に好事例の情報提供をすることにより、「屋内施設は全面禁煙が必要」という世論の形成を促進し、最終的には、諸外国のように違反に対する罰則規定を盛り込んだ受動喫煙防止法を制定することを政策決定者に働きかけいくことが重要である。

F．健康危険情報

喫煙室の内部では、人体に有害な微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が、WHO が Air Quality Guidelines で示した基準値よりも数倍～数十倍高く、危険なレベルに達している場合があることが認められた。また、喫煙室からの漏れによる受動喫煙、および、喫煙している場所で働く場合の職業的な受動喫煙が発生しており、非喫煙者の健康上のリスクになっていることが考えられた。

G．研究発表

分担研究欄に掲載

H．知的財産権の出願・登録状況

この研究において知的財産権に該当するものはなかった。

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
平成25（2013）年度 分担研究報告書

地方自治体の受動喫煙防止対策の実態と課題に関する研究

産業医科大学　産業生態科学研究所　教授　　大和　浩
産業医科大学　産業生態科学研究所　准教授　　太田　雅規
産業医科大学　産業生態科学研究所　助教　　江口　泰正
産業医科大学　産業生態科学研究所　修練医　　今野　由将
産業医科大学　産業生態科学研究所　訪問研究員　高橋（中田）ゆり

研究要旨：「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、第８条「たばこの煙にさらされることからの保護」において、喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止することは出来ないことから建物内を 100%完全禁煙とする法律を成立させることを求めている。現在（2014 年 3 月）のわが国において、受動喫煙防止法を成立させる準備は整っていないながら、2010 年の厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(健発 0225 第 2 号)、および、2012 年にも「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発 1029 第 5 号）が発せられたことにより、地方自治体では屋内の喫煙室を廃止して、建物内を全面禁煙とする動きが始まっている。

わが国の主要な 121 地方自治体（47 都道府県庁、46 県庁所在市、23 特別区、5 政令市）の受動喫煙防止対策、および、勤務中の喫煙禁止などについて、先行研究より継続して 6 回目の調査を行った。今(2013)年度は、受動喫煙防止対策の進捗状況に加え、職員の喫煙率を調査・保存している団体には直近 5 年間のデータ提供も依頼し、建物内・敷地内の全面禁煙化や勤務時間中の喫煙禁止などの良好な対策を実施している団体では、その前後で喫煙率が大きく低下していることについて好事例をまとめた。さらに、中央官庁の受動喫煙防止対策の調査も開始した。

また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」のホームページに公開されている各国情報から G8、G20 を含む 60 ヵ国の受動喫煙防止の法規制の精査を行い、わが国の立ち後れを指摘した。

なお、2013 年 2 月に社会問題となった越境汚染による微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）であるが、「タバコは典型的な $PM_{2.5}$」としてしばしばメディアで取り上げられたことから、地方自治体に限らず、社会全体に対して全面禁煙化の必要性を啓発する際の好材料となった。

A．研究目的

2004 年 3 月、アイルランドで一般の職場や公共交通機関だけでなく、飲食店などサービス産業を含むすべての建物内を禁煙とする世界初の受動喫煙防止法が施行された。その後、ニュージーランド（2004 年 12 月）、ウルグアイ（2006 年 3 月）、スコットランド（2006 年 3 月）、イギリス全土（2007 年 7 月）で同様の受動喫煙防止法が施行された。

さらに、2007 年 6～7 月にタイで開催された「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO FCTC)」第 2 回締約国会議において、第 8 条「たばこの煙にさらされることからの保護」に関するガイドラインがコンセンサスにより採択された。このガイドラインでは、喫煙室や空気清浄機の工学的な対策では受動喫煙を防止できないこと、受動喫煙を防止するためには 100%禁煙とする措置が必要であることが述べられており、締約国は飲食店等のサービス産業も含め、多数の者が使用する屋内施設を完全に禁煙とする立法措置を取ることが求められることとなった。

その後、スペイン（2011 年）など欧米先進国のみならず、トルコ（2009 年）や香港（2009 年）など中近東～アジアでも同様の受動喫煙防止法が施行されるなど、屋内を全面禁煙とする国が急速に増えつつある。

一方、わが国では2003年に施行された健康増進法、により学校、病院、官公庁、公共施設、公共交通機関を中心に屋内の禁煙化が進みつつあるが、罰則規定のない努力義務であるため、いずれの分野も完全に禁煙化されてはいない。逆に、健康日本21（2000年）で「公共の場及び職場における分煙効果判定基準策定検討会報告書の徹底及び効果の高い分煙効果判定基準策定検討会報告書に関する知識の普及」と掲げられたこと、さらに、「分煙効果判定基準策定検討会報告書（以下、報告書）」、「職場における喫煙対策のための新ガイドライン（以下、新ガイドライン）（2003年）で示された「一定の要件を満たす喫煙室」が設置されたことにより、全面禁煙化の妨げとなる状況が増え始めている。

2010年2月25日、厚生労働省健康局長から通知された「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）において「少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい」ことが示され、さらに、2012年10月29日「受動喫煙防止対策の徹底について」（健発1029第5号）が重ねて発せられており、先行研究において、地方自治体では、建物内の既存の喫煙室を廃止して全面禁煙とする団体が増えるなど、一定の効果が発生していることを確認した。しかし、一方で喫煙室の使用を中止する予定がない自治体が存在することも事実である。

本研究の目的は以下の４つである。

1）地方自治体の喫煙対策、特に、受動喫煙防止対策の実態を統一された調査票を用いて明らかにすること

2）調査結果から得られた好事例（グッドプラクティス）を収集し、現時点で自治体が取り組むべき・取り組み得る喫煙対策をフィードバックするとともに、啓発教材を作成すること

3）地方自治体の喫煙対策担当者の連絡網を構築し、定期的な情報提供と双方向の意見交換を行うことにより、地方自治体の喫煙対策の担当者のレベルアップを図るとともに、モチベーションを維持すること、である。

B. 研究方法

1．地方自治体の受動喫煙防止対策の検討

わが国の主要な121地方自治体（47都道府県庁、46県庁所在市、23特別区、5政令市）に喫煙対策に関する調査票（**資料1-1**）を郵送し、すべての回答が得られるまで督促を行った。

2．中央官庁の受動喫煙防止対策の検討

１府12省の中央官庁の喫煙対策に関する調査票（**資料1-2**）を郵送し、回答を得た。

3．諸外国における受動喫煙防止法の精査

WHO FCTCの第8条「受動喫煙からの保護」に関するガイドラインでは「喫煙室や空気清浄機などの工学的な対策は不適切である」とされ、一般の職場だけでなく飲食店等のサービス産業を含む屋内施設を全面禁煙とすることが求められており、WHOは８つの分野（公共交通機関、医療機関、大学以外の教育機関、大学、官公庁、一般の職場、食事を主とするレストラン、アルコールを含む飲み物の提供を主とするカフェやパブ・バー）の全面禁煙化状況について定期的にモニタリングを行っている。各国の受動喫煙防止対策の情報は、WHO FCTCのホームページに公開されており、2012年時点で、以下の地図に示す色の濃い43ヵ国で、上記の8分野がすべて禁煙化されていることが示されている。今回、それらの国々を中心に、G8、G20を含む60ヵ国の受動喫煙防止法の内容について精査し、その一覧表を作成した。

SMOKE-FREE ENVIRONMENTS – HIGHEST ACHIEVING COUNTRIES, 2012

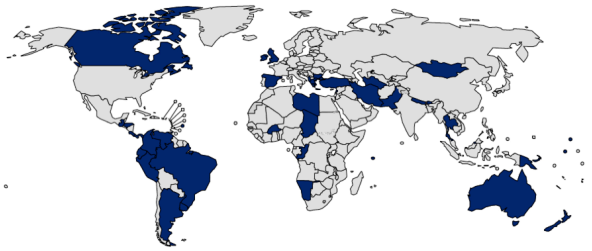

Countries and territories with the highest level of achievement: Albania, Argentina*, Australia, Barbados, Bhutan, Brazil*, Brunei Darussalam*, Bulgaria*, Burkina Faso, Canada, Chad, Colombia, Congo*, Costa Rica*, Ecuador*, Greece, Guatemala, Honduras, Iran (Islamic Republic of), Ireland, Lebanon*, Libya, Malta, Marshall Islands, Mongolia*, Namibia, Nauru, Nepal*, New Zealand, Pakistan, Panama, Papua New Guinea*, Peru, Seychelles, Spain, Thailand, Trinidad and Tobago, Turkey, Turkmenistan, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Uruguay, Venezuela* and West Bank and Gaza Strip*.

* Country or territory newly at the highest level since 31 December 2010.

（倫理面での配慮）

地方自治体における喫煙対策の調査は、郵送法による実態把握であり個人情報は全く含まれていない。また、WHO FCTCのホームページに公開された情報の精査であり、倫理的な問題は発生しない。

C．研究結果

1－1．地方自治体の受動喫煙防止対策の検討

都道府県庁の一般庁舎の受動喫煙防止対策について、2007年度から2013年度の変化を記載した一覧を**資料2**に示す。2010年2月の健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）以前から一般庁舎で建物内禁煙を実施していたのは17道府県（北海道、山形、茨城、栃木、埼玉、神奈川、富山、福井、山梨、長野、京都、大阪、兵庫、山口、高知、佐賀、沖縄）であった。通知から1年以内である2011年度に建物内禁煙が実施されたのは12県（宮城、秋田、奈良、岡山、香川、徳島、福岡、秋田、千葉、和歌山、島根、愛媛）であった。通知から2年以内である2012年度に3県（岩手、鳥取、青森）でも喫煙室が廃止され、2013年3月時点で47都道府県のうち32道府県で、3分の2の団体で建物内禁煙が実施された（大阪府は敷地内禁煙）。2010年の通知以降、急速に県庁の禁煙化が進んだことが認められた。

しかし、今(2013)年度に一般庁舎で新たに禁煙化された県庁はなく、出入口の近傍の喫煙コーナーを廃止（北海道など）、屋外の喫煙コーナーを削減（山梨県、京都府、岡山県など）などの動きが見られたのみであった。

今(2013)年度の都道府県庁の議会棟・フロアの状況、公用車の禁煙化、職員の勤務時間中の喫煙禁止まで含む受動喫煙防止対策の一覧表を**資料3-2**に示す。議会棟・フロアまで禁煙化されている県庁は福井県、山梨県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、沖縄県の9団体のみであり、議会部分の禁煙化は一般庁舎よりも遅れており、かつ、禁煙化の大きな進展はみられなかった（滋賀県では「2013年度の$PM_{2.5}$報道により議会会派控え室の禁煙化が徹底された」との回答があった）。

昨(2012)年度までに公用車は35道府県で禁煙化されており、車内の喫煙が規制されていないのは9都府県のみであったが、今(2013)年度、石川県、福井県、兵庫県、熊本県で公用車が新たに禁煙化された（それ以外に4県で現業系の車両を除く公用車は禁煙）。

46県庁所在市の状況を**資料3-3**に示す。17団体が一般庁舎内を全面禁煙としており、2013年度は青森市、前橋市、名古屋市が新たに建物内禁煙となった。うち13団体が議会棟・フロアも禁煙であった。2012年度までの公用車の全面禁煙は31団体、一般公用車のみ禁煙は6団体であったが、2013年度には盛岡市で公用車の禁煙化が実施された。

23特別区のうち、4団体が一般庁舎内を全面禁煙としており、うち、3団体が議会棟・フロアも禁煙であった。2013年度に新たに禁煙化は行われなかったが、北区では屋外の喫煙コーナーが削減された。公用車の全面禁煙は12団体、一般公用車のみ禁煙は9団体であった（**資料3-4**）。

20政令市（道府県庁所在市15団体と川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）のうち、10団体が一般庁舎内を全面禁煙としており、うち、7団体が議会棟・フロアも禁煙であった。公用車の全面禁煙は15団体、一般公用車のみ禁煙は4団体であった（**資料3-4**）。

大阪府、福島市、大阪市、神戸市、足立区の5団体では敷地内禁煙が実施されており（周囲が路上喫煙禁止であり、建物内禁煙が導入されたことで実質的な敷地内禁煙となった団体を含む）、いずれも議会部分まで含めて敷地内禁煙であったが、2013年度に新たに敷地内禁煙となった団体はなかった。

2012年度までに**長野県、大阪市、堺市、北九州市、足立区の5団体では、勤務時間中の喫煙が禁止**されており、新たに**2013年度から青森市で勤務時間中の喫煙禁止**となった。また、**静岡市では「一定配慮の呼びかけ」、松江市と鹿児島市、および、宮崎県の保健福祉部で「自粛」**となった。

昨年度の報告書にも記載したが、建物内禁煙を推進する上で重要な情報であることから、喫煙室を残すことの問題点を再掲載する。

1）「一定の要件を満たす喫煙室」であっても廊下への漏れを防止できないこと

喫煙室の内部（３台の換気扇）

「一定の要件を満たす喫煙室」からの漏れを$PM_{2.5}$で測定する者

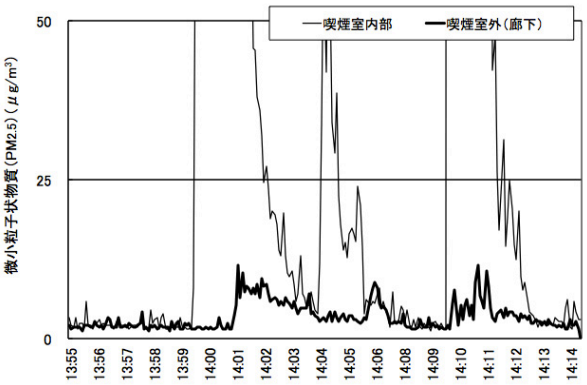

廊下へのタバコ煙（$PM_{2.5}$）の漏れ

2）掃除を担当する者にも同様の高い濃度の受動喫煙が発生すること

装着式 $PM_{2.5}$ 測定器

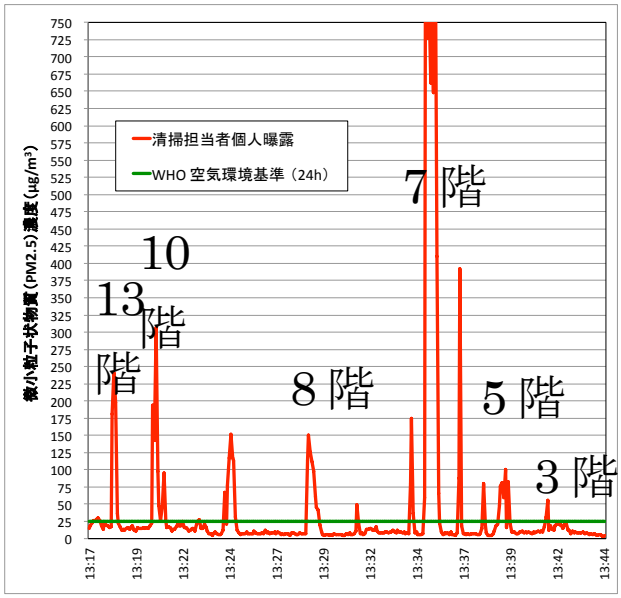

3）喫煙者自身が高い濃度の受動喫煙に曝露されること

2．受動喫煙防止対策の強化が喫煙率低下に繋がった好事例の収集

今(2013)年度は、121自治体のうち36団体から職員の喫煙率に関する情報提供が得られた。5年以上にわたる男女別の喫煙率が得られたのは17団体、かつ、その間に建物内・敷地内の全面禁煙化が導入されたのは8団体であった。そのうち、全面禁煙化の詳細を把握できた3事例を好事例として紹介する。ただし、2010年10月に実施されたタバコ代の大幅値上げ（300円→410円）の影響も含む結果である。

①敷地内全面禁煙化

自治体Aでは、2008年5月の敷地内終日全面禁煙化され、その前後2年間で男性職員の喫煙率は33.5%→29.7%→28.2%＝5.3%減少した。その後、2010年のタバコ代の大幅値上げ前後の2年間で28.2%→26.9%→25.6%＝2.6%減少した（翌年には0.5%の再上昇）。

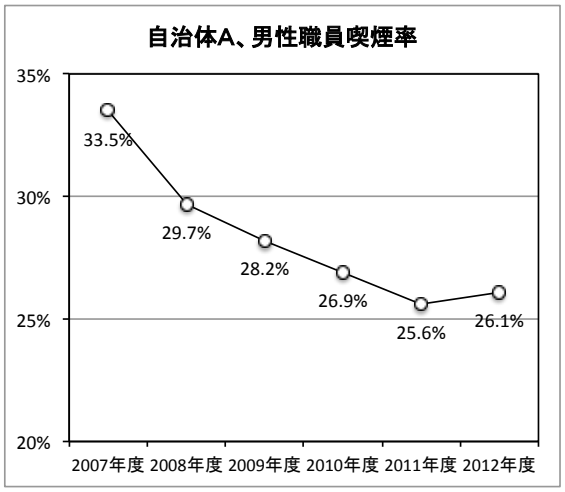

・建物内全面禁煙化と勤務時間中の喫煙禁止

②自治体Ｂでは、2004年、屋内に喫煙室が設けられて自席での喫煙が禁止されたが、その前後の喫煙率は国民全体の喫煙率の自然減少と大差はなかった。

2010年10月にタバコ代が大幅に値上げされ、さらに2ヵ月後の2011年1月から建物内全面禁煙化（敷地内の駐輪場に喫煙コーナー）、かつ、勤務時間中の喫煙禁止が行われた。その前後2年間で男性職員の喫煙率は36.2％→31.3％→27.4％＝8.8％減少した（翌年には0.3％の再上昇）。

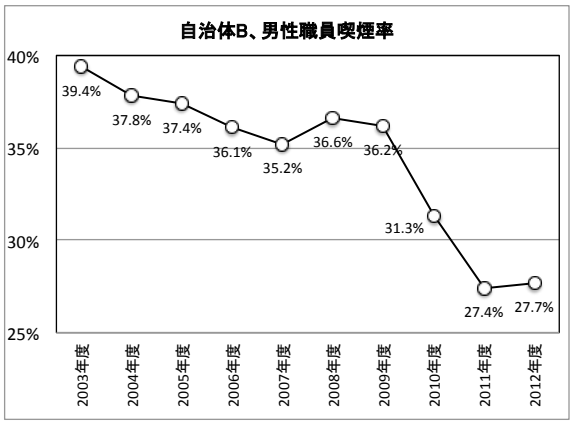

③自治体Ｃ（団体名公表の許可を得て、**資料4-1**に写真入りで解説）では、2010年4月に建物内全面禁煙化（周辺道路は路上喫煙禁止地区で、実質的な敷地内全面禁煙化）され、同年10月に勤務時間中の喫煙禁止とタバコ代の値上げが行われた。その前後2年間で男性職員の喫煙率は40.8％→36.3％→35.4％＝5.4％減少した。

さらに、2012年4月、禁止されていたはずの勤務時間中の喫煙により火事が連続し、市営地下鉄の運行に支障をきたす事態が発生したため、勤務中にタバコを持ち歩くことが禁止された。その後、定期的なパトロールも行われ、勤務時間中の喫煙が発覚した場合には停職1ヵ月の措置も取られるように厳罰化されたこともあり、2012年度の喫煙率は上昇することなく、34.3％にまで減少した。

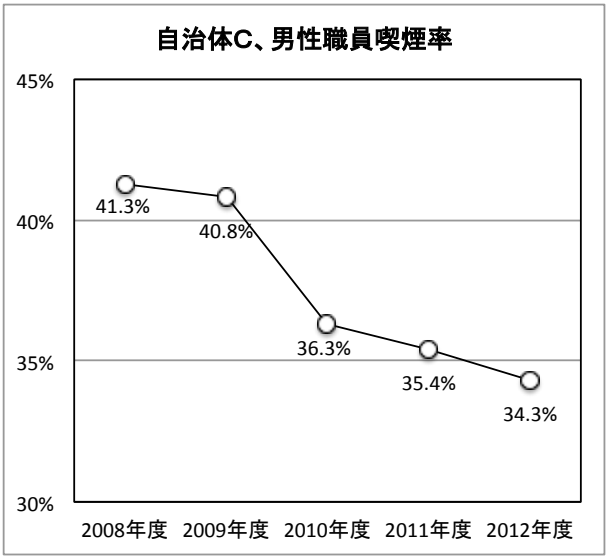

一方、屋内に喫煙室が残っており、かつ、5年間の喫煙率が得られた8の地方自治体（P～W）では、好事例のような大きな変化は認められなかった。

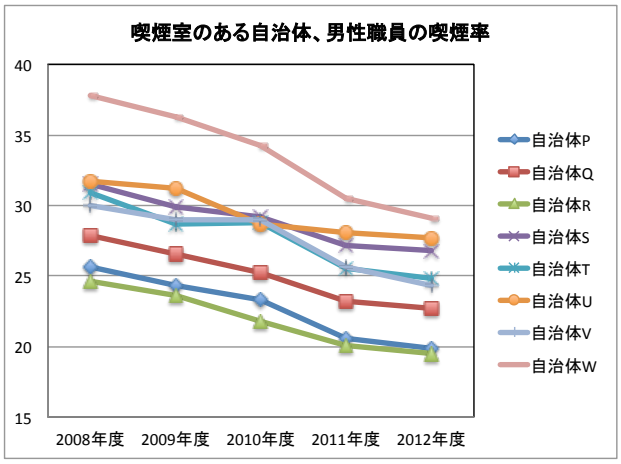

２．中央官庁の受動喫煙防止対策の検討

1府12省についても同様の内容の調査を行ったところ、厚生労働省と環境省が使用している中央合同庁舎5号館は建物内禁煙が実施されていたが、それ以外の中央官庁では喫煙室が残されていた。中には、パーティションによる喫煙コーナーにとどまっている官庁も認められた。

中央省庁のグッドプラクティスとして、合同庁舎5号館の受動喫煙防止対策を**資料4-2**に紹介する。2004年、各フロアの喫煙コーナーは廃止され、１階ロビーの喫煙室に集約された。2007年、喫煙室が廃止され、玄関脇の軒先の喫煙コーナーとなったが、通行の妨げとなる上にタバコ煙が屋内に流入するため、2006年、パー

ティションが設けられた。さらに、2012年、非喫煙者の通行が少なく、屋根がない2階テラスにパーティションごと移動した。

３．諸外国の受動喫煙防止法の精査

WHO FCTCのホームページに公開してある2012年の各国報告から、G8、G20を中心に60ヵ国について受動喫煙防止法の有無とその内容について精査し、その結果を一覧表化した（**資料5**）。わが国は、いわゆる先進国（G8、G20）の中で、官公庁だけでなく、公共交通機関、教育機関、医療機関でさえ全面禁煙化されておらず、受動喫煙防止の状況が著しく後れていた。なお、飲食店等のサービス産業に喫煙専用室を容認している国では、多くの場合、独立した排気装置が義務づけられており、その内部での飲食を禁止する条件がついていることが判明した。

D．考察

先行研究に引き続き、を2013年9月に行った全国の主要な121地方自治体の受動喫煙防止対策に関する6回目の調査結果から、

１）2010年2月に発出された健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号、平成22年2月25日）、および、2012年10月の「受動喫煙防止対策の徹底について」（健発1029第5号）により、地方自治体の建物内禁煙化は急速に進んだが、2013年以降、その動きは鈍化したこと

２）県庁所在市と特別区、政令市の禁煙化は道府県庁に比べて遅れていること

３）議会棟・フロアの禁煙化は一般庁舎に比べて遅れていること

４）公用車の禁煙化はいずれの団体でも進んでいること

５）勤務中の喫煙禁止の措置がとられているのは5団体のみであったこと

が判明した。

昨(2012)年度の報告書にも記載したように、喫煙室を使用する場合、タバコ煙と同時に空調された屋内空気を外に排気するため、喫煙室1ヵ所あたり年間11,000kWh、約25万円の経費を要する。地方自治体ではその経費が公費から支出されること、また、地方公務員法第35条、職務専念義務に鑑み、勤務時間中のタバコ離席を禁止することも受け入れられやすい団体である。その結果として、受動喫煙の防止だけでなく、喫煙者の禁煙企図を高めることにも繋がる。

実際、今(2013)年度の好事例として紹介した3つの地方自治体では、建物内・敷地内の全面禁煙化と勤務時間中の喫煙禁止が行われ、かつ、タバコ代の値上げも行われたことにより、喫煙室が残っている地方自治体にはみられなかった喫煙率の大幅な減少（男性職員）が観察されている。

来年度も、禁煙化が進んでいない地方自治体、中央官公庁の禁煙化を促すとともに、禁煙化されている地方自治体とそうでない地方自治体の喫煙率の相違、および、都道府県別の喫煙率と地方公共団体の喫煙率の比較なども含めて検討を行う予定である。得られた結果をもとに、全面禁煙化を推進する根拠、実際に禁煙化した場合の喫煙率低減効果を地方自治体にフィードバックすることで、地方自治体の禁煙化を促進し、将来、国政に反映されることを期待したい。

最終的には、受動喫煙防止法を精査した60ヵ国の中には、屋内施設が全面禁煙となったことにより国民の喫煙率が低下し、喫煙関連疾患が減少したことも多く報告されており、わが国でもそのような社会環境を実現し、国民の健康に寄与することである（平成21年度第3次対がん総合戦略研究事業、主任研究者：中村正和）。

なお、神奈川県や兵庫県で受動喫煙防止条例が検討された際に、飲食店等のサービス産業から懸念された「営業収入が低下」は発生しなかったことも国際がん研究機関（WHO IARC）のハンドブック「Evaluating the effectiveness of smoke-free policies」で結論されており、WHOが2007年に作成したリーフレットには「禁煙化すると飲食店等の営業収入が減少するおそれがある」というのは全面禁煙化を妨害するためにタバコ産業が用いる根拠のない俗説である、と結論されている。

さいわい、2013年2月以降、微小粒子状物質（PM2.5）の越境汚染が社会問題となったが、当研究班では2009年以降、受動喫煙の指標としてタバコから発生するPM2.5の測定をおこなっており、その結果がしばしば、新聞等に「タバコ煙はPM2.5、サービス産業の汚染の方が深刻」という内容で取り上げられた（**報道記事**参照）。今後、サービス産業に限らず、すべての屋内施設の禁煙化推進の材料として、活用していく予定である。

Ｅ．結論

121の主要な地方自治体の一般庁舎では、「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号、平成22年2月25日）により、屋内の喫煙室を廃止して建物内を全面禁煙とする動きが進んできたが、2013年度以降、その動きは鈍くなっていた。

一方、建物内・敷地内の全面禁煙化や勤務時間中の喫煙を禁止した地方自治体では、その前後で実施された2010年のタバコの値上げもあいまって喫煙率の減少幅が大きかった。

今回の調査結果から得られた好事例を啓発教材や下記のホームページを通してフィードバックすることで地方自治体と中央官公庁の受動喫煙防止対策の強化を進めていくことが重要であると考えられた。

http://www.tobacco-control.jp/

Ｆ．健康危険情報

喫煙室の内部では、人体に有害な微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が、WHO が Air Quality Guidelines で示した基準値よりも数倍～数十倍高く、危険なレベルに達している場合があることが認められた。また、喫煙室からの漏れによる受動喫煙、および、喫煙している場所で働く場合の職業的な受動喫煙が発生しており、非喫煙者の健康上のリスクになっていることが考えられた。

Ｇ．研究発表

１．論文発表（本研究に関連するもの）

1) Yamato H, Mori N, Horie R, Garcon L, Taniguchi M, Armada F. Designated smoking areas in streets where outdoor smoking is banned. Kobe Journal of Medical Sciences. 59(3): 93-105, 2013

2) 大和 浩. 職場における喫煙・受動喫煙対策.保健の科学. 55(9): 623-628, 2013

3) 大和 浩. 産業医学と喫煙対策. 産業医科大学雑誌. 35(Supple): 133-140, 2013

4) 大和 浩. 職場の喫煙対策の現状と未来. 産業医学レビュー. 25(4): 219-238, 2013

5) 大和 浩. 世界各国とわが国の喫煙対策, 現状と今後の方向性. 健康開発. 18(2): 14-23, 2013

6) 大和 浩. 職場の受動喫煙防止対策にかかわる労働安全衛生法の改正の動きと職場での喫煙対策の取り組み. 労働衛生工学. 52: 31-36, 2013

7) 大和 浩. 受動喫煙による障害と受動喫煙防止法・条例による効果. 日本臨床. 71(3): 464-468, 2013

8) 大和 浩. わが国の受動喫煙対策に関わる法改正の動きとその課題. 循環器専門医. 21(2): 350-355, 2013

9) 大和 浩. タバコ煙の $PM_{2.5}$ としての有害性とその安全対策. 呼吸. 32(11): 1028-1035, 2013

10) 大和 浩. タバコ関連疾患. 内科学(第 10 版). 朝倉書店. 2352-2354, 2013

11) 大和 浩. 受動喫煙防止対策と禁煙支援. 特定健康診査・特定保健指導における禁煙支援から始めるたばこ対策. 日本公衆衛生協会. 大井田隆, 中村正和, 尾崎哲則編, 53-83, 2013

12) 大和 浩. 禁煙・たばこ依存・受動喫煙. 産業安全保健ハンドブック. 労働科学研究所. 810-813, 2013

13) 大和 浩. 職場の喫煙対策. 産業保健マニュアル. 南山堂. 136, 2013

14) 大和 浩. タバコの科学.歯科衛生士のための禁煙支援ガイドブック. 医歯薬出版. 2-3, 2013

15) 大和 浩. 職域と家庭環境の喫煙状況と喫煙支援. 歯科衛生士のための禁煙支援ガイドブック. 医歯薬出版 88-91, 2013

16) 大和 浩. $PM_{2.5}$から考えるタバコの害. 少年写真新聞. 小学保健ニュース. 2013.11.18 号

２．学会発表

1) 大和 浩. 職場と日常生活における $PM_{2.5}$ 曝露実態とその対策. 第 86 回日本産業衛生学会総会（2013 年 5 月、松山）

2) 畑中陽子, 大杉茂樹, 太田雅規, 大和 浩. 喫煙によって発生する超過医療費: 20 年間の追跡調査結果から. （2013 年 5 月, 松山）

3) 垣内紀亮, 江口泰正, 太田雅規, 大神 明, 大和 浩. 自動車製造業における喫煙率の変化：「建物内禁煙の効果」と「タバコ値上げの効果」について（2013 年 5 月, 松山）

4) 守田祐作, 田中完, 今野由将, 太田雅規, 大和浩. 喫煙と業務中の怪我との関連.（2013 年 9 月, 第 23 回日本産業衛生学会 産業医・産業看護全国協議会, 名古屋）

5) 大和 浩.「タバコを減らす」から「なくす」へのマインドチェンジをおこなった国、フィンランドを目指して. 第23回日本禁煙推進医師連盟総会・学術大会(2014 年 2 月, 福岡)

6) 大和 浩. 医歯薬学生は「非喫煙／喫煙しないこと」を条件に！ 第 23 回日本禁煙推進医師連盟総会・学術大会(2013 年 2 月、福岡)

Ｈ．知的財産権の出願・登録状況

この研究において、知的財産権に該当するものはなかった。

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究
分担研究報告書

自治体における受動喫煙防止条例の成立のための戦略に関する研究

研究分担者　中村正和　大阪がん循環器病予防センター予防推進部長
分担研究協力者　大島　明　大阪府立成人病センターがん相談支援センター顧問

研究要旨
大阪府は平成 24 年度 2 月定例府議会に大阪府受動喫煙防止条例案を提出したが、残念ながら取り下げとなった。本研究では、条例案取り下げに至る経緯を大阪府衛生対策審議会や大阪府議会議事録等の資料で検討し、受動喫煙防止のための法的規制の実現のためには、議会や議員への働きかけや意見の調整を十分行うとともに、法的規制の必要性や意義についての科学的根拠をきちんと整理しておくことが重要であることを改めて確認した。また、諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析からすべての施設の屋内禁煙化が実現するためのステップとして、段階的に禁煙化を進める戦略の検討の必要性が示唆された。

A．研究目的

本研究の目的は、自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策を検討し、その普及を図ることにある。日本においては受動喫煙防止のための法的規制の取り組みが遅れている。大阪府は平成 24 年度 2 月定例府議会に大阪府受動喫煙防止条例案を提出したが、残念ながら取り下げとなった。本研究では、今回、条例案取り下げに至る経緯を大阪府議会議事録等の資料で検討し、今後国あるいは都道府県レベルでの受動喫煙防止のための法的規制に取り組む際の参考にすることを目的とする。

B．研究方法

本研究では、1. 大阪府衛生対策審議会受動喫煙防止対策検討部会の設置から答申に至るまで、2. 大阪府受動喫煙防止条例案制定に至るまで、3. 大阪府議会での条例案に関する質疑と条例案取り下げに至るまで、の 3 段階に分けて、下記の資料により、経緯をフォローした。各段階において検討した資料とその出典の URL は下記のとおりである。

1. 大阪府衛生対策審議会受動喫煙防止対策検討部会の設置から答申に至るまで

- 大阪府衛生対策審議会
  平成 24 年 4 月 20 日（諮問）大阪府受動喫煙防止対策のあり方について
  http://www.pref.osaka.jp/attach/3310/00000000/shimonsyo.doc
- 大阪府衛生対策審議会　受動喫煙防止対策検討部会
  http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/jyudokitsuenbukai.html
- 受動喫煙防止対策のあり方にかかる答申について　平成 24 年 10 月 30 日
  http://www.pref.osaka.jp/hodo/index.

php?site=fumin&pageId=11761

2. 大阪府受動喫煙防止条例案制定に至るまで

- 「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）」に対する府民意見等の募集について　2013 年 1 月 8 日
  http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/publiccomment.html
  （大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要
  http://www.pref.osaka.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=11906）
- 「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）」に対する府民意見等の募集結果について
  http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/publiccommentkekka.html
- 大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）
  http://www.pref.osaka.jp/attach/2440/00119913/4jourei.pdf

3. 大阪府議会での条例案に関する質疑と条例案取り下げに至るまで

- 大阪府議会会議録検索システム
  http://kaigiroku.gikai-web.jp/kaigiroku/osakafu/index.html

なお、考察で述べる諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析については、WHO の報告書や文献等を収集して行った。

C．結果

経緯は下記のとおりであった。以下にコメントを付して示すこととする。

１．大阪府衛生対策審議会受動喫煙防止対策検討部会の設置と答申

2012 年 4 月 20 日大阪府知事から府民をたばこの害から保護するための実効性のある対策を実現するため、今後取り組むべき「大阪府受動喫煙防止対策のあり方」に係る下記の事項、すなわち、1.府の受動喫煙防止対策の基本的考え方について　2.公共性の高い施設における受動喫煙防止対策について　3.民間施設、特に未成年者や妊婦が利用する施設における受動喫煙防止対策について諮問をうけた大阪府衛生対策審議会は、受動喫煙防止対策検討部会を設置、部会は 2012 年 5 月 25 日から 9 月 27 日まで計 4 回会議を開催して、報告書を策定した。

大阪府衛生対策審議会は、2012 年 10 月 25 日受動喫煙防止対策検討部会の報告書について審議し、10 月 30 日知事に「当審議会受動喫煙防止対策検討部会が報告した『大阪府受動喫煙防止対策のあり方について報告』の『２．大阪府受動喫煙防止対策のあり方』のとおりとすることが適当である」と答申した。なお、府において施策を進めるにあたっては、以下の点に留意するよう付言した。① 受動喫煙防止対策を講じるにあたっては、速やかに法制化を図るとともに、定期的に点検し施策を推進すること、② 子どもや妊婦などを、受動喫煙等たばこの害から守るため、家庭や屋外（公園、通学路等）における啓発等の取組みを進めること。

部会での議論やこれを受けての報告書を見ると、部会は先行の神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例[1)]と兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例[2)]には下記の問題点があると認識していたと考えられる。

①　神奈川県の条例の対象は「公共的空間」に限定され「居室、事務室は除く」とされている。このため、官公庁、病院、学校等の施設においても建物内に、喫煙室を設置することは可能であること。

②　兵庫県の条例では、官公庁、病院、学校等の施設は全館禁煙（学校は敷地内禁煙）であるが、他の施設は分煙を可とし県が分煙施設設置のための財政支援を行えることとしていること。

一方で、一部の部会委員からは、飲食店、旅館等の建物内禁煙の義務化を強行すると利用客が減り営業上深刻な問題が生じるとして強い反対意見が出された。この結果、条例では官公庁、医療機関、学校等の公共的性格の強い施設に限って建物内全面禁煙を規定することとし、その他の施設ではガイドラインで対応することとなった。

また、兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書[3)]で示された「禁煙に至るまでの暫定的措置として分煙を認める施設については、事業者の負担軽減を図るため、分煙設備の設置に要する費用に対し、県として、貸付や補助等の制度を設けることも検討する必要がある。」といった文言は、報告書に盛り込まれなかった。

２．大阪府受動喫煙の防止等に関する条例案の策定

2013 年 1 月 8 日に「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要」が公表された（資料１）。この概要は、部会報告を踏まえたもので、この概要に対して 2 月 6 日まで府民の意見が募集された。

しかし、条例の素案は示されることなく、経過措置や対象の除外規定などの重要な部分の規定の詳細は公表されず、従って府民の意見を求めることはなかった。そして、2 月 21 日大阪府議会の開会日に、大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要に対する府民の意見募集の結果とともに条例（案）が示された（資料２）。

３．大阪府議会平成 24 年度 2 月定例本会議および 2 月定例会健康福祉常任委員会における質問と答弁

受動喫煙防止条例案を取り上げての質問が定例本会議において 6 名の議員から（代表質問 3 名、一般質問 3 名）、健康福祉常任委員会において 5 名の委員から出された。

大阪府議会会議録検索システムから各議員の質問内容を確認したところ、知事与党・野党を問わず、いずれの議員も、条例案の問題点を指摘する、あるいは条例案に反対の立場からの質問であった。このなかで、今後の条例制定にむけて重要と考える 2 名の議員（Ａ議員、Ｂ議員）の質問と理事者側の答弁（資料３，４）を取り上げ、その概要と論点を示す。

Ａ議員の質問（資料３）の要旨は、公共施設の建物内禁煙は条例を制定しなくても十分進んでおり、条例を制定することの意義を確認することであったと理解される。これは、受動喫煙防止対策検討部会報告の記述「これまで府は、公共の場における受動喫煙防止について、平成 20 年度策定の大阪府健康増進計画に基づき、5 カ年計画で公共施設の全面禁煙 100%をめざし取り組みを行ってきたが、最終評価年である平成 24 年度においても、公立小中高学校が 100%となった以外では、官公庁 96.4%、病院 86.3%、私立学校 82.1%であり、100%

達成には至っておらず、今後これらの施設における対策の検討が必要となっている」を受けたものである。このもととなった資料は、同部会報告に示されている平成２４年度大阪府内受動喫煙防止対策実施状況調査結果一覧表[4]（図表１）である。ここでいう官公庁は府の庁舎・所管施設を指しているが、確かに、府の庁舎・所管施設において建物内禁煙を達成できている割合は96.4%と高いが、市町村庁舎（本庁舎、議会スペース、出先機関）、私立学校、大学、病院はまだ十分といえるものではない。特に市町村庁舎における建物内禁煙の割合は議会関係スペース 58.1%、本庁舎 69.8%、出先機関 46.5%とまだまだ改善の余地がある。

さらに、府の庁舎・施設に関して、原資料である「府庁舎・所管施設における受動喫煙防止の実施状況」[4]により、建物内禁煙を達成できていなかった 7 施設(3.6%)の内容を調べると、下記のとおりであった。

・大阪府女性相談センター（一時保護所）一部喫煙箇所設置

・大阪府中央卸売市場　一部集会所において全面禁煙

・府営住宅（集会所、管理事務所、児童遊園、棟内のエレベーター、廊下及び階段）一部集会所において全面禁煙

・大阪府警察本部　　建物内に喫煙可能な場所がある

・警察署（64 署）　職員は建物内全面禁煙であるが、3 箇所の施設については来庁者用喫煙室がある

・門真運転免許試験場 建物内に喫煙可能な場所がある

・光明池運転免許試験場 建物内に喫煙可能な場所がある

ここで、大阪府警察の職員数が知事部局一般行政職の職員数の 3 倍近く多いことを考えると、建物内禁煙の実施割合の算出において施設の単位の取り方に問題があり、過大評価につながり、対策の必要性をアピールする上で障碍となったと思われる。

次に、Ｂ議員の質問（資料４）の要旨は、受動喫煙防止の法規制の健康面での効果として引用される海外のデータの信憑性に関するものであった。Ｂ議員がまず示したのは図表２で、これは Pell 論文[5]の主要結果であり、第１回検討部会にて資料として配布されたものである。次に示した図表３[6]は法規制の約 8 年前からの ACS (Acute Coronary Syndrome、急性冠症候群：心筋梗塞と不安定狭心症)による入院患者数の推移であり、法規制以前から ACS による入院患者数が減少していることがわかる。time trend を考慮せずに屋内禁煙法施行前後の ACS の比較だけをしてこれを法規制の効果だというのは不適切だとするのはＢ議員の指摘の通りである。

理事者側の答弁の中で示されたレビュー論文は法前後の ACS を比較した研究のメタアナリシス[7]であるが、time trend を考慮したものばかりではないが、実際には、法施行前の長期間の time trend を考慮に入れた研究が複数存在することを説明すればより説得力ある答弁になったと考える。屋内禁煙法施行前の time trend を考慮に入れて、Segmented regression analysis of interrupted time series[8]を行い、法施行後の step change と slope change を示した研究のうち、Juster 論文[9]と Sims 論文[10]の主要な結果を以下に示す。

Juster 論文（2007）によると、ニューヨーク州の屋内禁煙法により心筋梗塞の入院は直ちに有意に減少（step change）はしなかったが、有意な slope change が認められた。これは脳卒中と対照的である（図表４、図表５）。 Sims 論文（2010）では、イングランドの屋内禁煙法の施行により心筋梗塞の入院数の有意な step change と slope change（総計）が認められたことが示された（図表６）。

４．条例案の取り下げ

これまで示した府議会での議論を経て、2013 年 2 月 19 日健康福祉常任委員会で健康福祉部長は、条例案を取り下げることを表明した。知事は、報道陣の取材に対して、「条例の効果、影響について部局側が十二分に説明できなかった」とコメントした。

しかし、知事提出の案件に対して知事与党を含めてすべての政党・会派が賛成せず、条例案の取り下げに至ったのは予想外の事態であった。

Ｄ．考察

１．大阪府受動喫煙防止条例案取り下げの経緯の検討

昨年度の本研究班[11)]において、条例を制定した神奈川県と兵庫県について、その条例の制定に関わった関係者を対象として情報交換会を開催し、条例制定の経緯や規制内容の検討を行うとともに、今後の条例制定にあたっての検討点の整理・分析を行った。その結果、条例制定にあたり、①検討委員会のありかた、②首長・議員への働きかけ、③規制の対象と内容、について十分な検討と対策を行う必要性を確認した。これら 3 つの留意点を今回の大阪府での取り組みにあてはめて問題点を考察する。

検討委員会のありかたについては、神奈川県方式（検討委員会が条例の基本的な考え方や骨子案を検討、議会とも常任委員会などを通して意見交換を実施）と兵庫県方式（検討委員会のミッションは条例化にむけた報告書の作成にとどまり、条例案そのものの作成は県が行い、検討委員会はそのプロセスには関与しない）があるが、大阪は後者であった。しかも開催回数が 4 ヵ月間に 4 回と、神奈川県や兵庫県と比べて検討期間や回数が少なかった。さらに、条例の概要案のみ示して府民から意見募集をしただけにとどまり、あとは府議会での議論に任せることとなったのは、手続き的に十分ではなかったと考える。また、府議会において条例化に反対する立場からの質問がほとんどであったことを考えると、神奈川県のように検討委員会が条例の基本的な考え方や骨子案を検討し、議会と意見交換をおこなう機会を設けるといった手順が必要であったと考えられる。

首長・議員への働きかけについては、検討委員会が理想的な条例案を作成しても、条例を審議するのは議会であり、議員の条例についての認識が低いと条例の内容は検討委員会が目指す内容とはかけ離れたものとなる。今回の大阪での経験からみても、条例の検討段階から首長や議員に対して条例制定の検討にあたって、その必要性と意義、国際的な状況等について最低限必要な認識を持つように働きかけを行うことが必要と思われた。また、議会での検討にむけて条例化に賛同・協力する議員をできるだけ多く発掘しておくことも必要であったと考えられる。

規制の対象と内容については、大阪府の条

例案では公共性の高い官公庁、学校、医療機関のほか、社会福祉施設、公共交通機関、運動施設などについては、建物内禁煙を条例により義務化するとした（図表７）。また、神奈川県や兵庫県での条例制定にむけての過程で反発の強かった飲食店等のサービス産業については、条例ではなく強制力のないガイドラインで建物内禁煙の方向性を示すこととし、分煙の義務化と分煙設備整備の助成は行わないこととした。この方針は日本の現実を考慮した場合、一定の合理性があると考える。しかし、飲食店等のサービス産業からは、当面は強制力のないガイドラインであっても、いずれ条例による規制がされるものと理解され、反発があった。神奈川県や兵庫県に比べてより先進的な規制の内容を目指すのであれば、前述したその他の 2 つの留意点についての対策を十分行うべきであったと思われる。また、神奈川県や兵庫県での条例制定の過程で飲食店等からの反発が強かったという現実を考慮すると、サービス産業を含めて建物内禁煙化を最初から目指すのか、実行可能性の高い官公庁施設、医療機関、学校に限って建物内禁煙化（または敷地内禁煙化）をまず実現して、次に職場、さらに飲食店等のサービス産業へと段階的に進めるなど、法的規制の強化にむけた戦略を立てる必要がある。このことは後述する諸外国の先行事例の分析からも示唆される。

なお、大阪府の条例案において、居住の用に供する部分や精神科病院及び緩和ケアを行う病院を除くとしたことは他にも例があるが、警察の用に供する施設も除外されたのは他に例がなく、先進的な規制の内容から考えると不十分と言わざるを得ない。

２．諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析

WHO の MPOWER 2013[12] によると、高所得国 51 か国のうち最高ランク（すべての公共の場所（医療施設、大学以外の教育施設、大学、政府施設、屋内のオフィス、レストラン、パブおよびバー、公共輸送機関）が全面禁煙または少なくとも人口の 90%が地方の完全な禁煙法によってカバーされている）の評価を受けた国は 11 か国あった（図表８）。G8 に限ってみると、2013 年 6 月にロシアが受動喫煙防止法を施行したので、日本以外は国あるいは州レベルで罰則のある法的規制を実施している。

米国は、国レベルではなく州レベルでの法規制である。CDC の Office on Smoking and Health の State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE)システム[13] から米国各州の屋内禁煙の法的規制の状況を調べると、ワシントン DC を含む 51 州のうち多くの州でバーやレストランなどを含めて多くの職場・公共の場が屋内禁煙法によって 100%完全禁煙とされている（図表９）。しかし、これまでの経緯を見ると、官公庁職場、公共交通機関、デイケアセンター、病院などから 100%完全禁煙が拡がっていったことがわかる。なお、表には示していないが、同じく STATE システムから 2013 年第 1 四半期における学校の禁煙状況を調べると、公立学校（K-12 幼稚園から高校まで）では 19 州で、私立学校（K-12）では 7 州で、公立のカレッジでは 3 州で、私立のカレッジでは 1 州で、敷地内禁煙を義務付ける法が施行されていた。

ヨーロッパ地域の 48 か国の 68 の屋内禁煙法（2011 年 7 月から 9 月に効力を有して

いたもの）を調査して、28 の施設における受動喫煙からの保護の状況を調べた研究によると、例外なしの 100%完全禁煙の施設の割合は、教育施設 68.2%～86.4%、公共交通機関で 56.9%～72.5%、スポーツ施設 57.6%、一般医療施設 50.0%、文化施設 43.9%、政府施設 41.8%を除くと、他の施設ではまだまだ少ないことが報告されている[14]（図表１０）。また、受動喫煙防止のための法律の制定をするとしても、実行可能性を確保するため各国の実情に合わせて一定の例外が設けられていることもわかる。

28 施設のうち 20 以上の施設を例外なしの 100%完全禁煙としている国は、キプロス（25 施設）、ギリシャ（24 施設）、ルクセンブルグ（20 施設）、リトアニア（21 施設）、マルタ（25 施設）、スロバキア（24 施設）、スペイン（24 施設）、タジキスタン（26 施設）、前ユーゴスラビア共和国（27 施設）、連合王国イングランド（21 施設）、連合王国北アイルランド（22 施設）であった。

このほか、Tobacco Control Laws のサイト[15]からも世界各国の屋内禁煙法の最新の状況の詳細を見ることもできる。このサイトからの情報を見ても、すべての施設を例外なしの 100%完全禁煙としている国はまだない。イングランドの屋内禁煙法の詳細[16]をこのサイトから見ると、ホスピスや緩和ケア提供の保健医療施設の居住空間、大学・職業学校（個人的居室）、商店（たばこ屋）、ホテル、監獄・更生施設等は 100%完全禁煙ではなかった。

以上の点から、わが国の現状を踏まえると、すべての施設の屋内禁煙化が実現するためのステップとして、段階的に禁煙化を進める戦略を検討することの必要性が示唆された。

E. 結論

大阪府受動喫煙防止条例案取り下げの経緯の検討から、議会や議員への働きかけや意見の調整を十分行うとともに、法的規制の必要性や意義についての科学的根拠をきちんと整理しておくことが重要であることが改めて確認された。また、諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析から、すべての施設の屋内禁煙化が実現するためのステップとして、段階的に禁煙化を進める戦略の検討の必要性が示唆された。条例案制定を検討する自治体において、小論を参考資料として準備の過程で活用し、都道府県レベルでの受動喫煙防止条例が多数制定されるようになることを期待している。

【引用文献】

1) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 (http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/p23021.html)
2) 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例 (http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/judoukitsuen_jourei.html)
3) 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書 （http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw13/documents/000185259.pdf）
4) 大阪府健康医療部保健医療室 健康づくり課調査 （http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/attach/hodo-10369_4.pdf）
5) Pell JP et al. Smoke-free legislation and hospitalization for acute

coronary syndrome. N Engl J Med 2008; 359:482-491

6) Velvet Glove, Iron Fist The website of Christopher Snowdon (http://www.velvetgloveironfist.com/index.php?page_id=65)

7) Lightwood JM and Glantz SA. Declines in Acute Myocardial Infarction AfterSmoke-Free Laws and Individual Risk Attributable to Secondhand Smoke. Circulation. 2009;120:1373-1379.

8) Wagner AK. Segmented regression analysis of interrupted time series studies in medication use research. Journal of Clinical Pharmacy and Therapeutics (2002) 27, 299–309

9) Juster HR et al. Declines in Hospital Admissions for Acute Myocardial Infarction in New York State After Implementation of a Comprehensive Smoking Ban. American Journal of Public Health: November 2007, Vol. 97, No. 11, pp. 2035-2039.

10) Sims M et al. A. Short Term Impact of Smoke-Free Legislation in England: Retrospective Analysis of Hospital Admissions for Myocardial Infarction. BMJ. 2010;340:c2161.

11) 中村正和: 自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究. 生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究（研究代表者：大和浩）平成 24 年度総括・分担研究報告書. 2013.

12) WHO report on the global tobacco epidemic, 2013, WHO, Geneva, 2013 (http://www.who.int/tobacco/global_report/2013/en/)

13) State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE) System (http://apps.nccd.cdc.gov/statesystem/ComparisonReport/ComparisonReports.aspx)

14) Martinez C et al. Protection from secondhand smoke in countries belonging to the WHO European Region: an assessment of legislation. Tobacco Control Published Online First 17 April 2013

15) Tobacco Control Laws （http://www.tobaccocontrollaws.org/）

16) Country Details For England Indoor Place (http://www.tobaccocontrollaws.org/legislation/country/england/sf-indoor)

図表1. 大阪府内受動喫煙防止対策実施調査結果、平成 24 年 4 月

6. 平成24年度 大阪府内受動喫煙防止対策実施状況調査結果一覧表

受動喫煙防止対策の実施状況調査結果一覧表
（大阪府健康医療部 保健医療室 健康づくり課調査 回収率100%）

		敷地内禁煙（%）			建物内禁煙（%）			建物内に喫煙場所あり（%）		
		平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日
府庁舎・所管施設	府庁舎・所管施設	64.6	73.7	76.9	21.2	22.0	19.5	14.2	4.3	3.6
市町村	本庁舎	4.6	14.0	11.6	53.5	53.5	58.2	41.9	32.5	30.2
	議会関係スペース	2.3	11.6	11.6	46.5	41.9	46.5	51.2	46.5	41.9
	出先機関(市町村単位)	0	11.6	9.3	51.2	34.9	37.2	48.8	53.5	53.5
	保育所	89.0	92.2	93.7	11.0	7.8	6.3	0	0	0
	幼稚園	98.3	99.4	99.1	1.7	0.3	0.9	0	0.3	0
	小学校	88.7	93.6	96.5	5.3	2.4	3.1	6.0	4.0	0.4
	中学校	86.4	91.0	93.8	6.3	4.1	5.6	7.3	4.9	0.6
私立学校	小学校	76.5	58.8	58.8	23.5	35.3	41.2	0	5.9	0
	中学校	37.9	51.5	51.5	30.3	30.3	28.8	31.8	18.2	19.7
	高等学校	34.7	47.5	50.5	27.7	32.7	29.7	37.6	19.8	19.8
大学・短期大学(部)（キャンパス単位）	国公立大学	18.2	9.1	20.0	81.8	90.9	60.0	0	0	20.0
	私立大学	18.3	21.3	24.2	66.7	63.9	66.7	15.0	14.8	9.1
	私立短期大学(部)	42.4	45.5	42.4	54.5	54.5	48.5	3.0	0	9.1
病院		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	国公立及び独立行政法人の病院	66.7	65.6	74.2	28.2	31.3	22.6	5.1	3.1	3.2
	国公立及び独立行政法人以外の病院	34.3	40.6	49.6	44.9	42.2	36.1	20.8	17.2	14.3

※これら施設の調査結果の詳細及び「大阪府業務用車両」「鉄道車両・駅構内・ホーム」の調査結果は別添参照。

図表2. Pell 論文において示されたスコットランドの 9 病院における ACS の推移

Pell論文において示されたスコットランドの9病院における
ACSの推移 屋内禁煙法施行は2006年3月末以降）

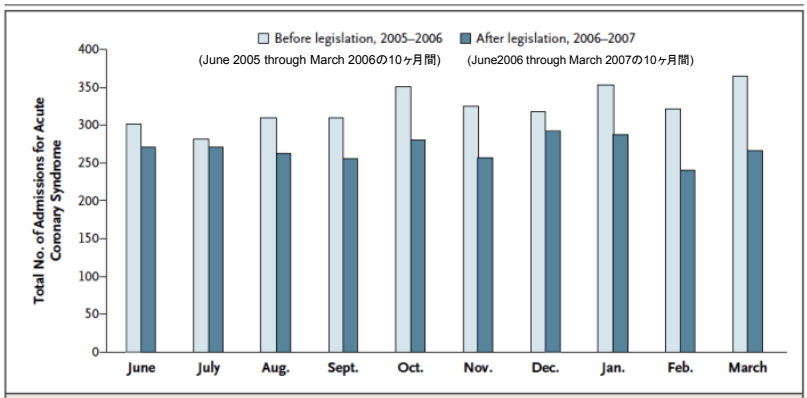

Figure 1. Admissions for Acute Coronary Syndrome According to Month before and after Smoke-free Legislation.

スコットランド510万人の人口のうち、300万人の医療を担当する9病院を対象として調査。ACSの発症は、胸痛発症による緊急入院時のルーチン採血の項目、心臓由来のトロポニンで確認されている。

図表３．平成 24 年度 2 月定例本会議の一般質問で提示されたスライドの原資料

Hospitalisations for acute coronary syndrome in the last 10 years.
$ource: Information Services Division ISD Scotland ）

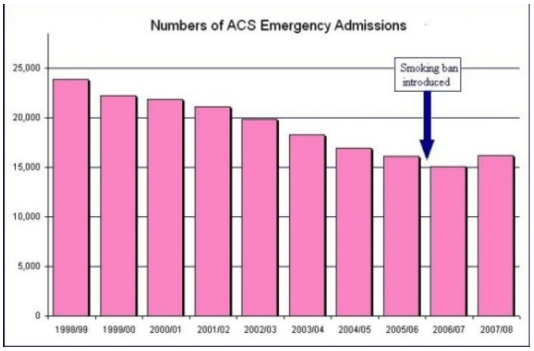

Velvet Glove, Iron Fist
The website of Christopher Snowdon
(http://www.velvetgloveironfist.com/index.php?page_id=65)

図表４．ニューヨーク州における屋内禁煙法の効果、trend を考慮に入れた解析

TABLE 2—Interrupted Time-Series Results Predicting Monthly Hospital Admission Rates per 100 000 Population for Acute Myocardial Infarction (AMI) and Stroke as a Function of Smoking Restrictions and Secular Trends: New York State, 1995–2004

	AMI		Stroke	
Smoking Restriction	b (95% CI)	*t*	b (95% CI)	*t*
Comprehensive smoking ban	−0.80 (−2.7, 1.1)	−0.81	−1.14 (−2.6, .30)	−1.55
Comprehensive smoking ban × time interaction	−0.32*** (−.47, −.16)	−4.10	0.06 (−.06, .18)	0.94
Moderate smoking restrictions	−1.1 (−2.3, .13)	−1.75	1.3* (.26, 2.26)	2.46
Moderate smoking restrictions × time interaction	−0.15** (−.25, −.06)	−3.10	0.05 (−.03, .14)	1.30
Overall F-test (138 7301)	98.92***		65.09***	

Note. Regression models also include indicator variables for month of admission (11 variables), county (61 variables), and a time-by-county interaction (61 variables).
*$P<.05$; **$P<.01$;***$P<.001$

図表５．ニューヨーク州における急性心筋梗入院数、モデルによる予測値と実測値

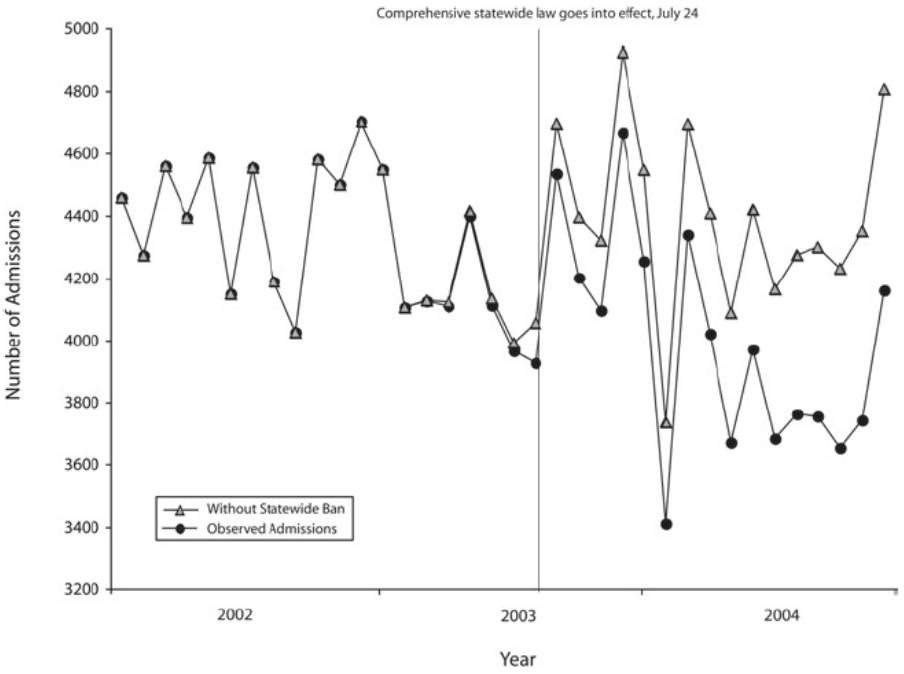

FIGURE 1—Observed number of hospital admissions for acute myocardial infarction and predicted number of hospital admissions in the absence of a comprehensive smoking ban, by month: New York State, 2002–2004.

図表６．イングランドの屋内禁煙法の効果、trend を考慮に入れた解析

Table 2 | Results of Poisson regression analyses to detect association between smoke-free legislation in England and emergency admissions for myocardial infarction

		Men		Women	
Final models*	All events	<60	≥60	<60	≥60
% change after smoke-free legislation† (95% CI)	−2.37‡ (−4.06 to −0.66)	−3.46‡ (−5.99 to −0.85)	−3.07‡ (−4.86 to −1.25)	−2.46 (−7.62 to 3.00)	−3.82‡ (−6.48 to −1.09)
Other predictors kept in analysis:					
Time (long term trend)	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Temperature§	Yes	No	Yes	No	Yes
Flu	No	No	No	No	No
Christmas holidays	Yes	No	Yes	Yes	Yes
Week of year	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Residuals:					
AR(1) model	Yes	No	No	No	Yes

*All regression models were adjusted for population size, number of days, and smoke-free legislation.
†Calculated by exponentiating estimated regression coefficient for smoke-free legislation predictor.
‡P<0.01.
§In previous week.

図表7. 神奈川県、兵庫県の条例と大阪府条例案の比較

		神奈川県条例	兵庫県条例	大阪府条例案
目的		公共的施設における受動喫煙による健康への悪影響を防止	受動喫煙を防止し、健康で快適な生活の維持	受動喫煙より保護し、府民の命と健康を守ること
条例の概要	学校・医療機関・官公庁	◆禁煙(居室、事務室を除く)（喫煙所設置可）	◆建物内禁煙 学校は敷地内禁煙、大学は分煙可、精神科病棟、緩和ケア病棟を除外	◆建物内禁煙 <条例> ただし、警察の用に供するもの、精神科病院、緩和ケアを行う病院を除外。
	社会福祉施設、公共交通機関、運動施設、映画館、金融機関、百貨店等	◆禁煙(居室、事務室を除く)（喫煙所設置可）	◆禁煙または分煙	◆建物内禁煙 <条例> 社会福祉施設：住宅の用に供すものは除外。 公共交通機関、映画館、金融機関、百貨店などはガイドラインによる推進。
	規模の大きい飲食店・宿泊施設等	◆禁煙または分煙	◆禁煙または分煙	◆建物内禁煙 <ガイドライン>
	規模の小さい飲食店、宿泊施設、風営法対象施設等	◆禁煙または分煙（努力義務）	◆禁煙または分煙または喫煙可 ※表示すれば全て喫煙可とできる、	◆建物内禁煙 <ガイドライン>
過料		違反をした人は 2 万円以下の過料、条例規定の義務を履行しない施設管理者に対しては 5 万円以下の過料	違反をした人は 2 万円以下の過料、県が発した命令に従わなかった施設管理者には 30 万円以下の罰金	命令に違反した施設管理者には 5 万円以下の過料
特記事項		分煙設備資金の融資制度あり	分煙設備資金の助成事業ならびに融資制度あり	分煙の義務化は行わない、分煙設備整備の助成なし

図表8. MPOWER 2013 における受動喫煙防止のための法的規制の取組みの評価

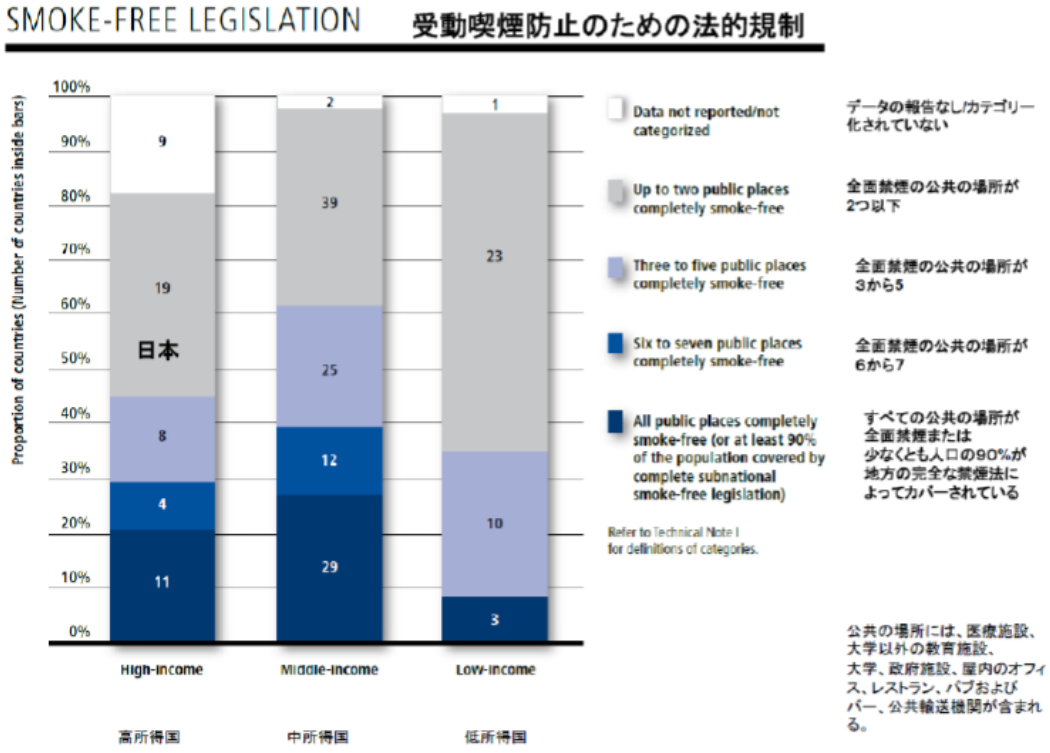

図表９．米国における各州の屋内禁煙の法的規制の状況、2013 年第 1 四半期

米国における各州の屋内禁煙の法的規制の状況（2013年第1四半期）

Source: Office on Smoking and Health (OSH)

	Banned 100% Smokefree	Separate Ventilated Areas	Designated Areas	Total Number of States with Any Restriction	No Restrictions
Bars	28* (0, 0, 6, 27)	3	2	33	18
Commercial Day Care Centers	40*† (19, 22, 29, 39)	0	3	43	8
Enclosed Arenas	34* (2, 2,11, 32)	2	7	43	8
Government Worksites	38* (8, 11, 17 36),	4	6	48	3
Grocery Stores	35* (6, 6, 12, 33)	2	6	43	8
Home-based Day Care Centers	37*† (11, 12, 23, 37)	0	3	40	11
Hospitals	34* (5, 5, 14, 33)	2	10	46	5
Malls	33* (1, 1, 9 30),	2	4	39	12
Prisons	10 (0, 2, 4, 9),	1	5	16	35*
Private Worksites	34* (0, 0, 9, 33)	2	6	42	9
Public Transportation	40* (15, 16, 22, 40)	1	6	47	4
Restaurants	34* (1, 1, 10, 32)	5	5	44	7

Banned 100% Smokefreeの（　　）内の3つの数値は、1995年、2000年、2005年、2010年の各第4四半期におけるものである。

* Includes Washington, DC

† Includes 12 states where smoking is banned when children are on premises for Commercial Day Care centers and 26 states for those of Home-based Day Care Centers.

図表１０． WHO ヨーロッパ地域の各国における受動喫煙防止の状況

Table 3 Level of protection according to the WHO guideline (2007)

		Level of protection								
	Sample n	0 Absence of protection (%)	1 Under conditions without designated and/or ventilated areas (%)	2 Under conditions with designated and/or ventilated areas (%)	3 In designated and ventilated areas (%)	4 In ventilated areas (%)	5 In designated areas (%)	6 100% smokefree areas without exception (%)	No information (%)	Median (IQR)
Healthcare sector										
General health facility	66.0	0.0	1.5	39.4	4.5	0.0	3.0	50.0	1.5	6 (2–6)
Mental health (long stay)	66.0	0.0	43.9	10.6	3.0	0.0	21.2	4.5	16.7	2 (2–6)
Mental health (short stay)	66.0	0.0	43.9	10.6	3.0	0.0	21.2	6.1	15.2	2 (2–5)
Mental health outpatients	66.0	6.1	1.5	42.4	9.1	0.0	3.0	22.7	15.2	2 (2–6)
Nursing home (long stay)	66.0	3.0	1.5	42.4	9.1	0.0	6.1	21.2	16.7	2 (2–6)
Nursing home (short stay)	66.0	3.0	1.5	42.4	9.1	0.0	6.1	22.7	15.2	2 (2–6)
Nursing home ambulatory	66.0	3.0	0.0	42.4	9.1	0.0	6.1	24.2	15.2	2 (2–6)
Social care	66.0	3.0	0.0	42.4	9.1	0.0	6.1	22.7	16.7	2 (2–6)
Education										
Primary school	66.0	0.0	0.0	9.1	3.0	0.0	1.5	86.4	0.0	6 (6–6)
Secondary school	66.0	0.0	0.0	9.1	3.0	0.0	1.5	86.4	0.0	6 (6–6)
University	66.0	0.0	0.0	16.7	6.1	0.0	9.1	68.2	0.0	6 (5–6)
Other	66.0	0.0	3.0	10.6	6.1	0.0	1.5	78.8	0.0	6 (6–6)
Public places and workplaces										
Governmental facilities	67.0	1.5	4.5	41.8	9.0	0.0	1.5	41.8	0.0	3 (2–6)
Prisons	65.0	1.5	3.1	36.9	4.6	0.0	9.2	4.6	40.0	2 (2–3)
Health Ministry	66.0	1.5	4.5	39.4	7.6	0.0	4.5	40.9	1.5	3 (2–6)
Cultural facilities	66.0	1.5	3.0	36.4	9.1	0.0	1.5	43.9	4.5	3 (2–6)
Recreational facilities	66.0	1.5	3.0	19.7	13.6	0.0	1.5	30.3	30.3	3 (2–6)
Shopping facilities	66.0	3.0	1.5	22.7	10.6	0.0	1.5	36.4	24.2	4 (2–6)
Sports facilities	66.0	3.0	1.5	18.2	9.1	0.0	0.0	57.6	10.6	6 (3–6)
Offices	51.0	3.9	5.9	29.4	13.7	0.0	3.9	37.3	5.9	3 (2–6)
Manufacturers	51.0	2.0	5.9	29.4	13.7	0.0	3.9	37.3	7.8	3 (2–6)
Hospitality and transport										
Restaurants and cafeterias	66.0	6.1	1.5	53.0	3.0	1.5	4.5	25.8	4.5	2 (2–6)
Pubs, bars, nightclubs	66.0	7.6	1.5	51.5	6.1	1.5	4.5	22.7	4.5	2 (2–5)
Hotels	66.0	4.5	3.0	34.8	9.1	3.0	3.0	6.1	36.4	2 (2–3)
Public vehicles	51.0	3.9	3.9	11.8	2.0	2.0	0.0	72.5	3.9	6 (6–6)
Trains	51.0	2.0	5.9	23.5	0.0	0.0	0.0	60.8	7.8	6 (2–6)
Ships	51.0	2.0	5.9	19.6	0.0	0.0	0.0	58.8	13.7	6 (2–6)
Stations	51.0	2.0	3.9	19.6	2.0	0.0	0.0	56.9	15.7	6 (2–6)

0=absence of protection; 1=allow smoking under certain conditions without designated and/or ventilated areas prescribed; 2=allow smoking under certain conditions with designated and/or ventilated areas prescribed; 3=allow smoking if designated and ventilated areas are both prescribed; 4=allow smoking if ventilated areas prescribed; 5=allow smoking if designated areas prescribed; 6=100% smokefree without exceptions.

資料 1. 大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要

１　条例制定の背景

（１）受動喫煙が死亡、疾病及び障がいを引き起こすことは科学的に明らかである。

（２）大阪府健康増進計画（平成２０年８月策定、平成２０年度から２４年度の５カ年計画）において、公共施設の（官公庁・医療機関・学校・公共交通機関）の全面禁煙１００％をめざすが、いまだ１００％は未達成であり、新たな対策が必要となった。

【参考】平成２４年度調査において、官公庁９６．４％、病院８６．３％、私立学校８２．１％であった。

（３）大阪府内の飲食店における受動喫煙防止対策実施状況調査において、平成２２年度の調査では府内の終日全面禁煙の飲食店は１７．５％にとどまった。したがって、今後は民間施設を含めた対策の方針が必要である。

（４）平成２４年度の府民調査では、「公共の場の禁煙推進」を望む人が８９．７％（非喫煙者に限れば９５．５％）、「病院・学校」が９８％、「官公庁・公共交通機関」９５％、「子どもの利用が想定される飲食店」９２．８％と、多くの府民が公共の場の禁煙を望んでいる。

（５）そこで、平成２４年４月に、大阪府衛生対策審議会に「大阪府受動喫煙防止対策のあり方」について、諮問し、１０月に「公共性の高い施設では、条例による義務化、その他の施設はガイドラインによる対策の推進が必要」との答申を得た。

（６）答申をふまえ、府の方針として、効果が不確実な分煙の義務化はせず、全面禁煙を推進する、段階的に全面禁煙義務化の対象施設を拡大することとした。

２　条例の目的・基本的な施策

（１）目的

この条例は、受動喫煙のない社会を目指して、府、施設管理者及び府民の責務を明らかにするとともに受動喫煙防止のために必要な施策等を定め、府民を受動喫煙より保護することなどにより、全ての府民の命と健康を守ることを目的とする。

（２）基本的な施策

・分煙による受動喫煙防止効果は不確実なため、分煙の義務化は行わない。
・受動喫煙等たばこによる害についての情報提供、周知・啓発
・各機関の役割の明示、施策推進・監視・指導体制の整備
・ガイドラインに基づくその他の施設における対策の推進

（３）内容

・対象施設の指定
・施設における受動喫煙防止対策の実施、禁煙指定区域範囲内での喫煙の禁止
・府が求める受動喫煙防止対策実施状況に関する調査、勧告、公表、命令、過料

（４）その他

・義務化対象施設の拡大について、定期的な検討を行う

３　条例の概要

（１）対象施設と対策（別表）

○敷地内全面禁煙を努力義務、建物内全面禁煙を法的義務とする施設（第１分類）

学校、医療機関、官公庁

公共交通機関（車両以外）、児童・母子福祉施設、社会福祉施設、運動施設、社会教育施設

○ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策を推進する施設（条例にガイドラインを定める旨を規定）

・建物内全面禁煙を推進する施設（第２分類）

飲食店、宿泊施設、物品販売、サービス店舗等

・建物内全面禁煙又は分煙を推進する施設（第３分類）

風俗営業法対象施設

・啓発等に取り組む施設（第４分類）

公園、通学路等

※特に第２分類のうち、子どもの利用が多い施設、より公共性の高い施設について、全面禁煙の推進を図り、段階的に条例による義務化への検討を行う。

（２）義務化の内容

ア　施設管理者の義務

・施設を管理する者は、施設建物内において府の定める受動喫煙防止の措置を講じなければならない。さらに、敷地内においても、受動喫煙防止の措置を講じるよう努めなければならない。

・府の定める受動喫煙防止の措置とは、建物内又は敷地内を禁煙区域とし、禁煙区域に灰皿その他の喫煙の用に供する器具又は設備を設置しないこととする。

・施設が禁煙である旨を利用者が認知できるよう、表示等を行うよう努めるものとする。

・管理する施設の禁煙区域内で喫煙を行っている者に対して、ただちに喫煙を中止し、又は禁煙区域から退出するよう求めなければならない。

・その他、施設利用者が受動喫煙の害を被らないよう努めなければならない。

イ　府の措置

【指導・助言】府は、指導・助言を行い、必要時には、施設管理者に報告書の提出や立ち入って状況を調査し、必要な指導・助言を行う。

【勧告・公表・命令】府は、義務を遵守していないと認められるときは勧告を行い、勧告後なおその義務を遵守していないと認められるときは公表し、命令を行う。

【過料】府は、施設管理者が、命令に違反した場合に５万円以下の過料を科す。

ウ　施設利用者の責務

・施設管理者の指定する禁煙区域で喫煙してはならない。

エ　その他

・別表に定めるほか、必要な経過措置については、検討するものとする。

別表（案）

分類		対象施設区分	方法	必要な対策	対象とする区域	特別措置等について
第1分類	1	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	義務化	・建物内全面禁煙義務 ・敷地内全面禁煙努力義務	居室又は居室に準ずる環境（専ら居住者のみが利用する空間等）を除く	
	2	病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局、その他の医療を提供する施設（助産所）				精神科・緩和ケア病棟のある病院については、当面の間、全面禁煙を努力義務とする経過措置をもうける
	3	官公庁の庁舎				人を収容又は拘置する施設については、当面の間、全面禁煙を努力義務とする経過措置をもうける
	4	保育園、児童厚生施設、その他これに類するもの（児童福祉施設、母子福祉施設、母子健康センター等）				
	5	大学及び高等専門学校、専修学校、各種学校				
	6	老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、身体障がい者福祉センターその他これに類するもの（保護施設、救護施設、婦人保護施設、障がい者支援施設、介護老人福祉施設等）				
	7	体育館、水泳場等				
	8	図書館、博物館、美術館その他これらに類する社会教育施設				
	9	公共交通機関を利用する旅客乗降、待合いその他の用に供する施設				当面の間、全面禁煙を努力義務とする経過措置をもうける
第2分類		学校教育法に規定する学校以外のもので、学校と同様な用途に供される教育施設（学習塾、そろばん塾、華道教室、編み物教室、料理教室等）	ガイドライン	建物内全面禁煙の推進	宿泊施設については、出入り口・廊下・階段・エレベーター・便所その他の公共の用に供される区域（公共的空間）を対象とする。	
		医療法における医療提供施設以外の薬局、 医療類似行為を行う施設（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所等）				
		官公庁のうち庁舎以外の施設（他の対象施設の区分に該当するものを除く）				
		競技性を備えた施設以外の運動施設（スポーツクラブ、バッティングセンター、ゴルフ練習場等）				
		飲食店				
		ホテル・旅館その他これらに類するもの（簡易宿泊所）				
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
		銀行その他の金融機関				
		郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所				
		集会場又は公会堂				
		展示場				
		神社、寺院、教会その他これに類するもの 火葬場又は納骨堂				
		理容・美容所				
		公衆浴場（銭湯、サウナ、スーパー銭湯等含む）				
		劇場、映画館又は演芸場				
		屋内観覧場				
		遊技施設（ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場）等				
第3分類		風俗営業法対象施設 （料亭、バー、スナック、パチンコ店、マージャン屋、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、宿泊施設等）等		建物内禁煙又は分煙の推進	宿泊施設については、出入り口・廊下・階段・エレベーター・便所その他の公共の用に供される区域（公共的空間）を対象とする。	
第4分類		都市公園		ガイドラインによる方向性の提示と啓発等の取り組み	特に、子どもや妊婦が利用する空間、多くの者が利用する空間など	
		通学路				
		動物園、植物園、遊園地その他これに類するもの				
		屋外の観覧場				

○定義
・ 敷地内全面禁煙とは、建物の屋内又はそれに準ずる環境が常に禁煙の状態に加え、施設敷地内の屋外も常に禁煙の状態。
・ 建物内全面禁煙とは、建物の屋内又はそれに準ずる環境が常に禁煙の状態。

資料 2. 大阪府受動喫煙の防止に関する条例案

（目的）

第一条　この条例は、受動喫煙のない社会の形成に関し、基本理念を定め、府、施設を管理する者及び府民の責務を明らかにするとともに、受動喫煙の防止のために必要な規制等を行うことにより、府民の生命及び健康を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　受動喫煙　室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。

二　特定施設　多数の者が利用する施設（以下「施設」という。）であって、特に受動喫煙を防止する必要があるものとして別表に掲げるものをいう。

三　特定施設管理者　特定施設を管理する者をいう。

（基本理念）

第三条　受動喫煙の防止のために必要な施策は、たばこの煙が健康に影響を及ぼすものであり、特に妊婦、子ども等は重大な悪影響を受けるおそれがあることから特段の配慮がなされなければならないことに鑑み、施設の特性を考慮しつつ、総合的かつ計画的に実施されなければならない。

（府の責務）

第四条　府は、前条に定める基本理念にのっとり、受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、並びに国、市町村及び府民と協力してこれを実施する責務を有する。

（施設を管理する者の責務）

第五条　施設を管理する者は、第三条に定める基本理念にのっとり、当該施設における受動喫煙を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

（府民の責務）

第六条　府民は、第三条に定める基本理念にのっとり、受動喫煙による健康への影響に関する理解を深めるとともに、府が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

２　府民は、自らの喫煙により受動喫煙をもたらすことのないよう配慮しなければならない。

（基本指針の策定）

第七条　知事は、第四条に規定する総合的な施策及び第五条の規定により講ずべき措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

２　基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　受動喫煙の防止に関する施策の基本的な事項

二　施設において受動喫煙を防止するために必要な事項
三　前二号に掲げるもののほか、受動喫煙を防止するための環境の整備に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
３　知事は、基本指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
（推進体制の整備）
第八条　府は、受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。
（特定施設管理者の義務）
第九条　特定施設管理者は、当該特定施設の建物（当該特定施設が建物の部分である場合は、当該部分をいい、附帯施設を含む。以下同じ。）の内部（居住の用に供する部分を除く。以下同じ。）における喫煙を禁止しなければならない。
２　特定施設管理者は、当該特定施設の建物の内部に専ら喫煙の用に供する場所又は灰皿その他のたばこの吸い殻を入れる容器を設けてはならない。
３　特定施設管理者は、当該特定施設の敷地（建物の内部を除く。）において、当該施設の利用者が他人のたばこの煙を吸わされることがないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（立入調査等）
第十条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設管理者に対し、当該特定施設の管理に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該特定施設に立ち入り、当該特定施設の状況その他必要な事項を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
２　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
（勧告等）
第十一条　知事は、特定施設管理者が第九条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導することができる。
２　知事は、前項の規定による指導を受けた特定施設管理者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、同項の措置を講ずるよう勧告することができる。
（公表）
第十二条　知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた特定施設管理者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該特定施設の名称及び所在地並びに当該勧告の内容を公表することができる。
２　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該特定施設管理者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。
（命令）

第十三条　知事は、第十一条第二項の規定による勧告を受けた特定施設管理者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（規則への委任）

第十四条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第十五条　第十三条の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条から第八条までの規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　別表一の項及び五の項の規定の適用については、当分の間、同表一の項中「施設若しくは」とあるのは「施設（警察の用に供する施設を除く。）若しくは」と、同表五の項中「病院」とあるのは「病院（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）及び緩和ケアを行う病院を除く。）」とする。

（検討）

３　府は、この条例の施行後適当な時期において、第九条及び別表の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

１地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所、同法第百五十五条第一項に規定する支所若しくは出張所、同法第百五十六条第一項に規定する行政機関の施設若しくは同条第四項に規定する国の地方行政機関の施設（税務署その他規則で定めるものに限る。）又は裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条第一項に規定する下級裁判所の施設（他の項に該当するものを除く。）

２地方公共団体が設置する体育館

３学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校（他の項に該当するものを除く。）

４図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館又は博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館若しくは同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

５医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項

に規定する診療所若しくは同法第二条第一項に規定する助産所又は薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項に規定する薬局

６児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（五の項に該当するものを除く。）

７老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター

資料３．大阪府議会平成 24 年度 2 月定例本会議―A議員の質問内容と答弁

◎A議員の質問内容

次に、受動喫煙防止条例についてお尋ねをいたします。

私は、たばこは吸いません。いつでも、どこでも、周りを気にせずたばこを吸われている状況については、改善をしてほしいと常々考えておりましたが、近年、受動喫煙防止の機運が高まって、非喫煙者への配慮が当然のこととして考えられるようになったことを大変喜んでおります。

しかし、今回上程されている受動喫煙防止条例案は、そんな私から見ても、余りに行き過ぎの感があります。

平成二十年度策定の大阪府健康増進計画において、五カ年計画で公共施設の全面禁煙一〇〇％を目指し取り組まれた結果、平成二十四年度において、公立の小中高等学校で一〇〇％、官公庁九六・四％、病院八六・三％、私立学校八二・一％と達成をされております。これを見て、私は、ここまで達成できているんならば十分ではないかというふうに思ったわけです。

例えば、がん検診受診率など、目標値を大きく下回る項目がたくさんあります。そんな中で、なぜたばこの問題だけ今回のような条例をつくって完璧を目指さなければならないのか、健康医療部長の見解をお聞かせください。

◎理事者側の答弁

受動喫煙防止条例についてお答え申し上げます。

本府におきましては、これまで受動喫煙防止対策に取り組んできましたが、府民調査 におきましても、多くの府民が、公共の場における禁煙を希望しているとの結果がございました。特に学校や病院、官公庁などの公共性の高い施設における受動 喫煙防止対策は、健康影響に鑑み、重要な課題であり、対策が必要であると考えております。

つい最近公表されました平均寿命の全国平均、全国順位では、大阪府はいまだ低位にございまして、その主な原因であるがんや心臓病、こういったものの予防のためにも、受動喫煙防止対策は喫緊の課題であると考えておりまして、着実に取り組む必要があると考えております。

こういったことを踏まえまして、府は、本条例案においては、子どもや妊婦を含む利用者が、当該施設を利用するかどうか選択することが困難な公共性の高い施設を中心に、確実に受動喫煙を防止するため、建物内の全面禁煙を義務化するものでございます。

資料4. 大阪府議会平成 24 年度 2 月定例本会議—B議員の質問内容と答弁

◎B議員の質問内容

これは、スコットランドの法律を例にとって、法律施行前と施行後、これを比較した ら、一七％心筋梗塞や狭心症の入院数が減りましたよという、そういうグラフなんですが、これを見て何かおかしいなと思ったんです。何かといいますと、これ はあくまでも法律施行の前後だけしか見てませんから、これ数年前からどういう状況だったんかなということで資料を取り寄せました。それが、これです。

これ、一九九九年から二〇〇八年のグラフなんですが、先ほど申し上げた法律施行前後十カ月は、ここです。ここなんですね。要は、これ見ていただいたらわかりますように、もう大分以前から減少傾向でした、ずっと。年二％から八％、これ減り続けてたんです。

ちなみに、法律施行前、一年前は、何％下がったかといいますとーー出してもらえますか。次、お願いしますーーー年目は七・二％減少してます。しかし、二年後は七・八％、逆に増加してるんです。その後、膠着状態になったり、また減ったり ということで、そもそもこの資料ーーもとに戻してもらえますか、最初の検討部会でされた資料ですね。この資料、間違いじゃないんです、確かに。間違いじゃ ないんですが、同時に、委員の皆さんをあおってる資料でもあると私は思います。こういう資料で、この検討部会の中で議論されると、フラットに考えておられる皆さんは、そら法律必要やなと、条例も必要やなと間違いなく思うと思うんです。

こういう資料でやりとりされることについてどう思われるか、部長の見解をお伺いします。

◎理事者側の答弁

議員お示しのデータなんですけども、その新たに取り寄せられました詳細については、ちょっと私ども今把握しておりませんが、このデータにつきましては、スコットランド以外にも、受動喫煙防止法施行による効果については、アメリ カ、イタリア、英国、カナダ、アイルランド、フランス、アルゼンチン、七カ国の十件以上の報告がございまして、それらを全てまとめて分析したものでございまして、一年目で心筋梗塞、不安定狭心症等は一七％減少したというのが、審議会において報告されたものでございます。

それで、これはさらにその後フォローされておりまして、三年目には三〇％の減少が 報告されておりまして、議員取り上げられましたスコットランドのデータについても、またその後のデータの分析もあっての報告でございまして、この受動喫煙を防止した上での急性影響につきましては、グローバルスタンダードとしては確かなものということで認められてるものでございまして、衛生対策審議会におきましても、そういうことで、皆さん、認めていただいたものと理解しております。

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究
分担研究報告書

職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討

研究分担者　河井一明　産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性腫瘍学 教授

研究要旨
最近、エピジェネティック変化と生活習慣病の関わりが注目されている。エピジェネティック機構による発がん過程において、フリーラジカルを介して生じるシトシンのメチル化は、タバコ煙のエピジェネティック発がんへの関与の評価に応用できると考えられる。今回、タバコ煙凝縮物によって、フリーラジカルを介して生成する 8-メチルデオキシグアノシン、8-メチルデオキシアデノシン、5-メチルデオキシシチジンの生成が認められた。エピジェネティック変化の初期に起きるシトシン 5 位のメチル化が、タバコ凝縮物によってフリーラジカルを介して生じることが明らかとなり、喫煙による新たな発がん機構の１つとして注目される。さらに今後、フリーラジカルを介して生成する DNA 塩基のメチル化は、喫煙による健康影響の新たなリスク評価指標としての応用に期待が持たれる。

A．研究目的

近年、DNA の塩基配列に変化はないものの、細胞の性質が変化し、記憶継承されるいわゆるエピジェネティクスに注目が集まっている。生体のエピジェネティックな変化は、がんをはじめとするさまざまな生活習慣病に関わることが明らかとなってきており、その変化には日常生活環境が密接に関連しているともいわれている。我々はエピジェネティック機構による発がん過程において、フリーラジカルを介して生じるシトシンのメチル化がエピジェネティック変化の初期段階で重要な働きをしていると考え、これまでに次のような結果を得ている。工業的に多量に生産され、発がんプロモーターとしても知られている *tert*-ブチルヒドロペルオキシドやクメンヒドロペルオキシドが、メチルラジカルの生成を介して、シトシンの５位をメチル化する[1)]ことや DMSO や内因性のメチルスルホキシドがフェントン反応共存下でメチルラジカルを介したシトシンのメチル化を行う[2)]ことを報告してきた。本研究では、生活習慣病の重要な要因とされている喫煙に関連したがんにおいて、がん抑制遺伝子のプロモーター領域のメチル化亢進がしばしば見受けられることから、タバコ煙凝縮物による DNA のメチル化について検討した。

B．研究方法

デオキシシチジン(dC)、デオキシグアノシン(dG)、デオキシアデノシン(dA)などのヌクレオシドならびに DNA に対して、水を用いて捕集した後濃縮して得たタバコ煙凝縮物を反応させ、フリーラジカルを介して生成する塩基のメチル化を HPLC-UV に

より解析した。反応は、各ヌクレオシド 1 mg に対して、タバコ 1 本分の煙凝縮物を室温で作用させて行った。

C．結果

タバコ煙凝縮物の存在下で、フリーラジカルによって生成する 5-メチルデオキシシチジン(m^5dC)、8-メチルデオキシグアノシン(m^8dG)、8-メチルデオキシアデノシン(m^8dA)の生成が認められた(図 1～3)。それぞれの反応生成物については、HPLC クロマトの溶出位置ならびに吸収スペクトルを標準品と比較して確認、定量を行った。

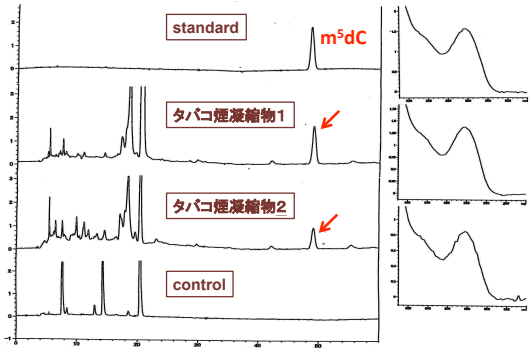

図 1　タバコ煙凝縮物と dC 反応生成物の HPLC クロマトと吸収スペクトル

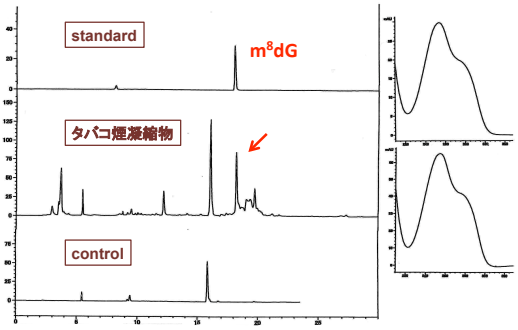

図 2　タバコ煙凝縮物と dG 反応生成物の HPLC クロマトと吸収スペクトル

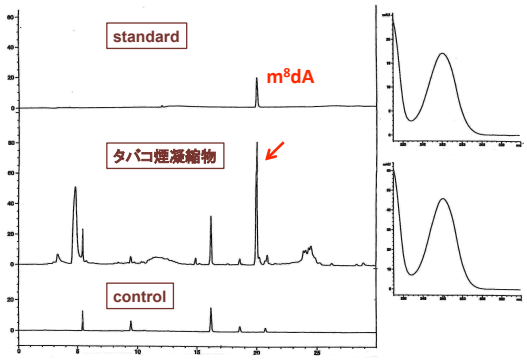

図 3　タバコ煙凝縮物と dA 反応生成物の HPLC クロマトと吸収スペクトル

D．考察

エピジェネティック変化の初期に起きるシトシン 5 位のメチル化が、タバコ凝縮物によってフリーラジカルを介して生じることが明らかとなり、喫煙による新たな発がん機構の 1 つとして注目される。また、ヌクレオシドモノマーに対するメチル化は 2 本鎖 DNA に対するメチル化より数十倍多く見られた。これは DNA 塩基がフリーで存在するより、DNA の 2 重らせん中では、メチル化反応位置に立体障害が生じることによるものと考えられる。これらの反応が、タバコ煙凝縮物に起因するフリーラジカルを介してのメチル化であることは、8–メチルデオキシグアノシンならびに 8–メチルデオキシアデノシンが同時に生成したことから推察できる [3]。今後、DNA 塩基のメチル化の解析は、喫煙によるエピジェネティック発がんの評価に応用できると考えられ、喫煙による健康影響の新たなリスク評価指標として期待が持たれる。

E．文献

1) Kasai, H., Kawai, K., and Li, Y. S. (2011) DNA methylation at the C-5

position of cytosine by a methyl radical: A link between environmental agents and epigenetic change. *Genes and Environment*, *33*, 61-65.

2) Kawai, K., Li, Y.-S., Song, M.-F., Ootsuyama, Y., Kakehashi, A., Wanibuchi, H., Ootsuyama, A., Norimura, T., and Kasai, H. (2012) Methionine sulfoxide stimulates hepatocarcinogenesis in non-alcoholic steatohepatitis (NASH) mouse: Possible role of free radical-mediated DNA methylation. *Genes and Environment*, *34*, 123-128.

3) Kasai, H., Kawai, K., Song, M.-F., Li, Y.-S., Hattori, T., and Matsuda, T. (2013) Analyses of 8-methyldeoxyadenosine and 8-methyldeoxyguanosine as markers of free radical-mediated DNA methylation in mouse. *Genes and Environment*, *35*, 5-9.

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

受動喫煙対策が進む中での新規タバコ製品および関連製品とその課題

研究分担者　欅田尚樹　国立保健医療科学院生活環境研究部
分担研究協力者　稲葉洋平　国立保健医療科学院生活環境研究部
内山茂久　国立保健医療科学院生活環境研究部

研究要旨
受動喫煙対策が進む中、新たな形体のタバコ製品の販売が拡大してきている。ここでは、それらの販売の動向を紹介するとともに、これら無煙タバコの健康影響について、文献的検討を行った。さらに、電子タバコやネオシーダーといったタバコ関連製品についても検討し、これら新規タバコ製品およびタバコ関連製品の販売拡大の防止の必要性について検討した。

A．研究目的

近年国内でも受動喫煙対策が進む中、タバコ産業では、新たな喫煙者の獲得と、現在喫煙者の禁煙志向を阻止しようとする意図を持ったと思われる新たなタバコ製品、および関連製品の新規販売が続いている。本研究ではこれらの製品の動向と課題について文献的な検討を行う。

B．研究方法

PubMed 等の文献データベース、国内外の研究機関の公開する WEB 情報より、電子タバコを含む無煙タバコに関する情報、その他の新規タバコ関連情報について検討した。

C．結果および考察

国内の成人喫煙率は、平成 15 年施行された健康増進法において公共の場における受動喫煙の防止、平成 17 年にたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）が発効、平成 22 年 2 月の厚生労働省健康局長通知の受動喫煙防止対策について、平成 22 年 10 月のタバコの値上げなどを機に、一般市民においても喫煙に関する関心が随分と高まり、図 1 に示すように国民健康・栄養調査結果においても喫煙率の低下が認められている。しかしながら、先進諸国の中でいまだ非常に高い喫煙率が保持されており、また近年若年女性の喫煙率の増加が問題視されている。2011 年 9 月の医学雑誌 Lancet の日本特集号の中で，日本の予防可能な最大の危険因子は「喫煙」であると示された。このような背景のもと、健康日本２１（第二次）及びがん対策推進基本計画では,「成人の喫煙率を平成 34 年度までに 12%」に低減など新たな数値目標が盛り込まれた。

若年壮年者の喫煙状況に関しては、図 1 に示すように、平成 23 年国民健康・栄養調査では、20 代、30 代、40 代の喫煙率はそ

れぞれ、男性 39.2%, 43.9%, 40.2%、女性 12.8%, 16.6%, 16.5%と報告されている[1)]。一方、環境省が実施している、大規模な疫学調査「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」において得られた結果[2)]では、72,826 件の回答による暫定的な結果としながらも、図２に示すように、25 歳未満の妊婦においては、現在喫煙しているが 9.6%、吸っていたが今回の妊娠に気づいて止めたが 25.9%、合計すると妊娠判明時点で 35.5%の喫煙率と非常に高い状況である。さらにその夫・パートナーの喫煙状況は 65.4%が現在も喫煙していると回答している。既存の調査とは調査時期や調査対象、聞き方が異なるため単純な比較は難しいが、 エコチル調査の結果は、21 世紀出生児縦断調査(厚労省)の結果と類似している一方、 JT(日本たばこ)の調査や国民健康・栄養調査と比べると、男性の喫煙率はかなり高かったと述べられている。一方、飲酒に関しては、25 歳未満の妊婦において以前飲んでいたが妊娠に気づき止めたが 48.4%、現在も飲酒しているが 2.5%と、妊娠に気づき行動を変容している割合が喫煙よりも大きいことが見て取れる。

このような中、一般環境においても受動喫煙対策が進められ、公共の場において喫煙できる環境が制限され禁煙を試みようとする人が増加しつつある中、電子タバコや各種無煙タバコの国内導入も進んできている。

電子タバコに関しては、海外では急速に普及が進み喫煙対策において大きな課題となっている。国内においては、平成 22 年 8 月 18 日付け独立行政法人国民生活センターから一部の電子タバコからニコチンが検出されたことが報告された[3)]。ニコチンを含む電子タバコの販売は薬事法に違反することが疑われることなどから、販売元等に販売中止や回収等の指導が行われるとともに、消費者に対しても消費者庁から注意喚起が発出された[4)]。これらの結果、現在国内で電子タバコの正確な流通状況は把握できないが、国内での普及は一時的なものであり、現在は減少してきているものと思われる。

一方、電子タバコの問題は、国内ではニコチンを含むことが薬事法違反になることから注目されたが、健康影響の面から見た場合には、それ以上に、電子タバコの使用時において非意図的に非常に高濃度のアルデヒド類を中心としたガス状成分の発生が起こりうること、しかもこの現象が、製品ロットの不安定性から銘柄による差異だけでなく、同一銘柄においてもロット間により非常に大きな差異が見いだされることを、我々は以前に示し、十分な法的規制、安全性の確認がなされない製品が流通する可能性について報告した[5、6)]。

平成 22 年 4 月の神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行など、受動喫煙対策が進むなか、JT 日本たばこ株式会社は同年 5 月に無煙タバコ「嗅ぎタバコ・ゼロスタイル」の販売を開始した。これは、カートリッジに細切したタバコ葉を保持し、そのカートリッジを入れたパイプを点火すること無く吸いガス状成分を吸入するものである。なお、FCTC では、健康被害が少ないメッセージを誤って提示するような、「マイルド」などをタバコ銘柄に使用することを禁止しているが、「ゼロ」はその中に含まれて無く、タバコ産業の新たなブラン

ド戦略として毒性が少ないものというイメージ戦略を取ろうとして、このような銘柄名を使用していることも伺われ注意が必要である。

平成 24 年には新たなゼルスタイルシリーズの販売を行い、平成 25 年 8 月より、口腔内にいれる無煙タバコであるスヌースの発売が「ゼロスタイル・スヌース」として国内で開始された。スヌースについては、これまで個人輸入の形では国内でも入手可能であったものの、今回の販売開始によって国内において本格的に販売が開始されることとなった。

スヌースの使用は、諸外国でも口腔がんを初めとする種々のがんの誘発、子供の誤飲事故等、悪影響が報告され、WHO でも Technical Report Series, No. 955 「タバコ製品の規制に関する科学的な基礎についての報告書」[7] において無煙タバコについて、製品の成分を管理することによって規制すべきであるとし、具体的には、いくつかの化学物質の規制値を設定することを推奨している。またドイツ癌研究所などからは、依存性、特に若人の喫煙習慣の獲得、総タバコ消費量の増加要因となること、禁煙に対する効果が期待されないことなど、警告している。

最近の報告からも、無煙タバコの使用者は、ほとんどが従来の紙巻きタバコも使用するデュアルユースの状況にあり、無煙タバコの使用は、すべてのタバコ製品が有害であるという認識の低さおよびタバコ支持の社会的影響と関連していると述べている[8]。

なお、約 10 年前には、ガムタバコをスエーデンから輸入販売され始めた際には、厚労省からも「注意喚起」が出され、販売中止になった経緯がある。

また平成 22 年 10 月のたばこ増税後、喫煙者の鎮咳・去痰を目的とした一般用医薬品（第 2 類医薬品）として薬局で販売されているネオシーダーがタバコの安価な代替品として販売を拡大していることが懸念された。ネオシーダーに含まれる化学成分を分析したところ、ニコチン、タールを含むだけでなく、タバコ特異的ニトロソアミン TSNA も検出された。さらに、主流煙中のアセトアルデヒドなどのカルボニル類、一酸化炭素などのガス状成分は通常の紙巻きタバコと同等かより高濃度に曝露される可能性が確認された[9]。

D．結論

受動喫煙対策が進む中、タバコ産業では、新規喫煙者の確保と喫煙者の喫煙習慣保持を目的としたと思われる、新たな形体のタバコ及び関連製品の販売が活発となっている。喫煙に伴う健康影響を予防し、タバコフリーを目指すために、これらの製品の状況を常にモニタリングし、加えてそれらに含まれる有害化学成分の評価を含め、紙巻きタバコだけでなくあらゆるタバコ製品が有害であるという科学的エビデンスを含む情報を的確に国民に開示し、販売拡大の防止に努めていくことが大事である。

【引用文献】

1） 厚生労働省．平成 23 年 国民健康・栄養調査結果の概要
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002q1st-att/2r9852000002q1wo.pdf

2） 環境省．エコチル調査 3 周年記念シンポジウム
http://www.env.go.jp/chemi/ceh/action/index.html#h251115
3） 国民生活センター　電子タバコの安全性を考える（平成 22 年 8 月 18 日）
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20100818_1.pdf
4） 消費者庁　電子タバコに関して厚生労働大臣から提供のあった資料及びその対応について（平成 22 年 12 月 27 日）
http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/101227adjustments_1.pdf
5） Uchiyama, S.; Ohta, K.; Inaba, Y.; Kunugita, N. Determination of carbonyl compounds generated from the e-cigarette using coupled silica cartridges impregnated with hydroquinone and 2,4-dinitrophenylhydrazine, followed by high-performance liquid chromatography. Analytical Sciences, 2013, 29(12), 1219-1222.
6） 太田和司，内山茂久，稲葉洋平，中込秀樹，欅田尚樹．ハイドロキノンと 2,4-ジニトロフェニルヒドラジンを含浸させた二連シリカカートリッジを用いる電子タバコから発生するカルボニル化合物の分析　分析化学　2011 ; 60(10) : 791-7.
7） WHO Technical Report Series, no. 955. WHO Study Group on Tobacco Product Regulation Report on the Scientific Basis of Tobacco Product Regulation
http://www.who.int/tobacco/global_interaction/tobreg/publications/tsr_955/en/
8） Agaku IT, Ayo-Yusuf OA, Vardavas CI, Alpert HR, Connolly GN. Use of conventional and novel smokeless tobacco products among US adolescents. *Pediatrics* 2013; 132(3): e578-86.
9） 稲葉洋平，大久保忠利，杉田和俊，内山茂久，緒方裕光，欅田尚樹．薬用吸煙剤ネオシーダーの葉中及び主流煙中の有害化学成分と変異原活性の測定 日本衛生学雑誌 2014, 69, 31-38.

原著論文

(1) Uchiyama, S.; Ohta, K.; Inaba, Y.; Kunugita, N. Determination of carbonyl compounds generated from the e-cigarette using coupled silica cartridges impregnated with hydroquinone and 2,4-dinitrophenylhydrazine, followed by high-performance liquid chromatography. Analytical Sciences, 2013, 29(12), 1219-1222.

(2) 稲葉洋平，大久保忠利，杉田和俊，内山茂久，緒方裕光，欅田尚樹．薬用吸煙剤ネオシーダーの葉中及び主流煙中の有害化学成分と変異原活性の測定 日本衛生学雑誌 2014, 69, 31-38..

総説

（1） 稲葉洋平，内山茂久，欅田尚樹．国産たばこ製品の有害性の評価．日本小児禁煙研究会雑誌；2013;3:31-39.

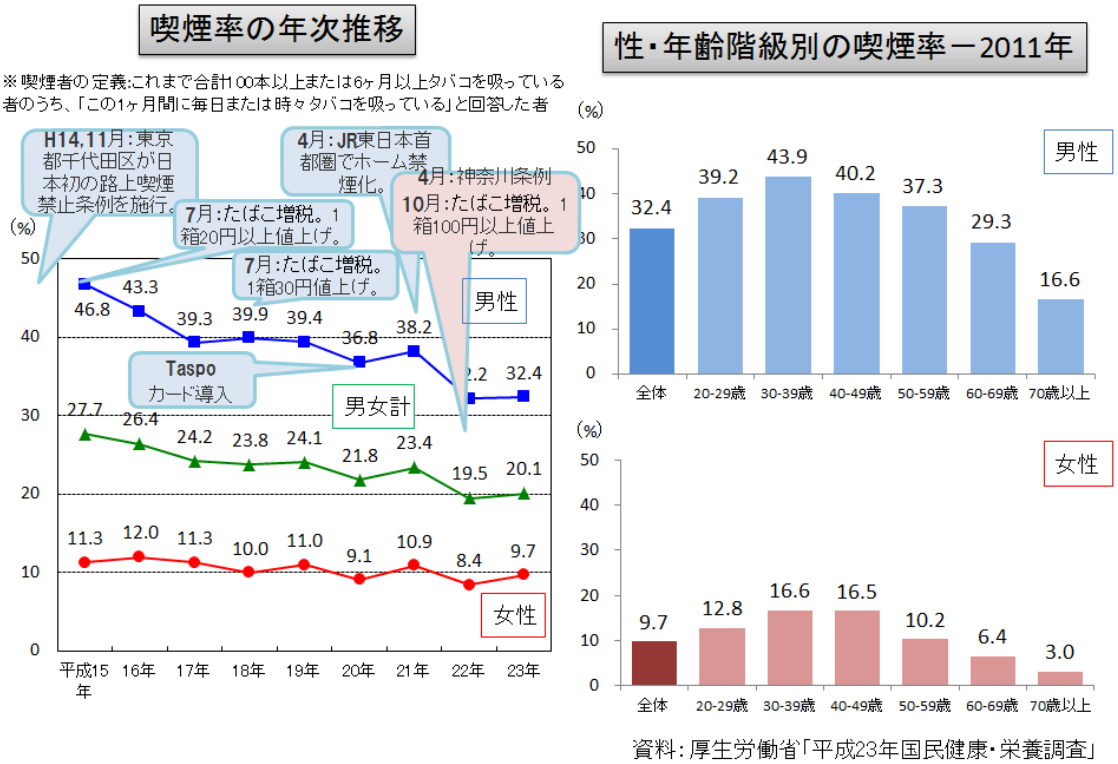

資料:厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」

図1　わが国の喫煙率の推移(20歳以上)

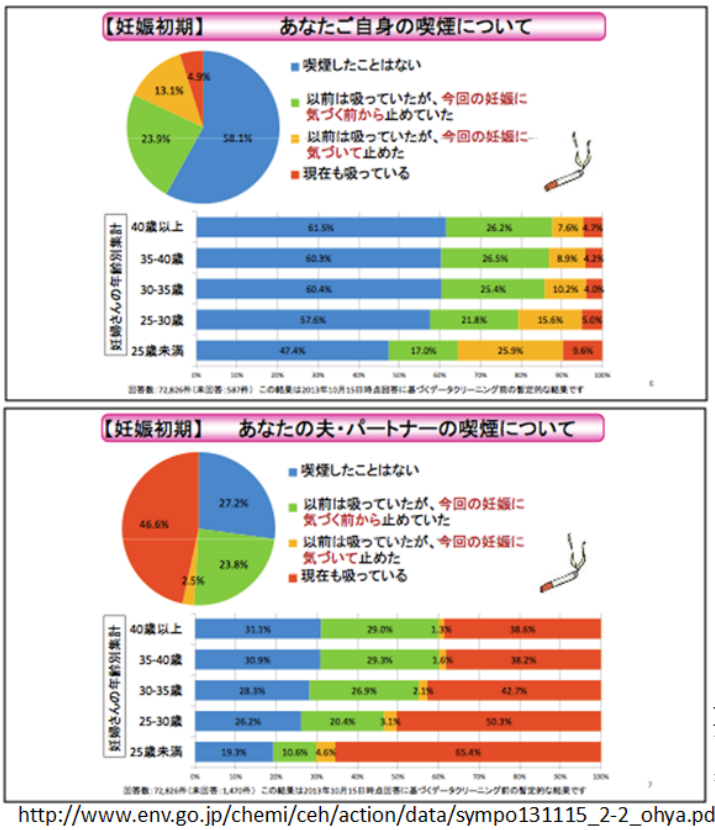

エコチル調査国際シンポジウム in 名古屋
日時:平成25年11月15日
資料より

http://www.env.go.jp/chemi/ceh/action/data/sympo131115_2-2_ohya.pdf

図2　エコチル調査における妊婦および夫・パートナーの喫煙率

図3　近年の無煙タバコの販売動向

厚生労働科学研究費補助金

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

受動喫煙の防止を進めるための
効果的な行政施策のあり方に関する研究

平成 25(2013)年度　総括・分担研究報告書

（ 3 年計画の 2 年目 ）

主任研究者　大和　浩

平成 26（2014）年　3 月

目　　次

I.　総括研究報告
受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究 ---------2

II. 分担研究報告
1. 地方自治体における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究 -------
大和　浩、太田雅規、江口泰正、今野由将、高橋（中田）ゆり

2. 自治体における受動喫煙防止条例の成立のための戦略に関する研究----
中村正和、大島　明

3. 職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討----------
河井一明

4. 受動喫煙対策が進む中での新規タバコ製品および関連製品とその課題---
欅田尚樹　研究協力者　稲葉洋平、内山茂久

資料１：受動喫煙防止対策に関する調査票（地方自治体、中央官公庁）
資料２：都道府県庁の建物内禁煙化（2007 年以降の経年変化）
資料３：都道府県庁、道府県庁所在市、特別区、政令市の受動喫煙防止対策の一覧
資料４：地方自治体と中央官公庁の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
資料５：諸外国の受動喫煙防止に関する法規制の一覧表　訳：高橋（中田）ゆり
資料６：「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第８条に関する各国報告

III. 関連資料：本研究成果の報道記事 ----------

IV. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----------

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
平成25（2013）年度 総括研究報告書

受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究

主任研究者　産業医科大学　産業生態科学研究所　教授　　大和　浩

研究要旨：本研究の第１の目的は、受動喫煙防止対策として建物内～敷地内の全面禁煙化を推進することにより受動喫煙に起因する健康被害を抑えることである。第２の目的は、喫煙しにくい環境をつくることにより、喫煙者の禁煙企図を高め、禁煙実行者を増やし、喫煙率を減少させることによって喫煙関連疾患の減少に寄与することである。

受動喫煙防止対策の最善の方法は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO FCTC)」第８条「たばこの煙にさらされることからの保護」で示され、すでに43ヵ国で実施されているようにサービス産業を含むすべての屋内施設を全面禁煙とする受動喫煙防止法を成立させることである。また、そのような法的規制が実施された国では、国民の脳血管疾患や気管支喘息などの疾患が減少したことが報告されている。しかし、わが国ではそのような法規制を施行する準備は整っていない。逆に、厚生労働省が2002年に示した「分煙効果判定基準策定検討会報告書」、および、2003年の「職場における喫煙対策のための新ガイドライン」が推奨する「一定の要件を満たす喫煙室」の存在が全面禁煙化の阻害要因となっている事例も多く見受けられる。

本研究の成果として、先行研究を引き継ぎ官公庁、特に全国の主要な121自治体（47都道府県庁、46道府県庁所在市、23特別区、5政令市）の受動喫煙対策の５、６回目の調査を実施し、団体ごとの優劣の比較が可能な一覧表の作成、グッドプラクティスの収集を行い、各団体にフィードバックした。特に、2年目は、全面禁煙化前後の喫煙率の変化に関する情報についても提供を依頼し、全面禁煙化の前後で喫煙率が大幅に低減したことの確認も行った。また、今後、喫煙室からのタバコ煙の漏れを指摘することで全面禁煙化の契機とすることを希望する団体用に、喫煙により発生する微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）の測定機の貸し出しをする準備も行った。さらに、WHO FCTCのホームページに公開されている各国情報からG8、G20を含む60ヵ国の受動喫煙防止の法規制の精査を行い、わが国の立ち後れを指摘した（大和、太田、江口）。

また、地方自治体における受動喫煙防止条例の普及を図るため、2012年に大阪府議会に提出された条例案が取り下げとなった経緯を精査し、タバコ産業から議員・委員を通して提出される意見に対抗するための資料を海外の先行事例から収集した（中村、大島）。

喫煙によって発生するエピジェネティック（DNAの塩基配列に変化はないものの、細胞の性質が変化し、記憶継承されること）な変化について検討し、タバコ煙凝縮物の存在下でフリーラジカルによって、シトシン5位のメチル化を介して生じることが明らかとなった。今後、受動喫煙に曝露されている労働者の生体影響指標として応用できる可能性について検討した（河井）。

2010年より発売が開始された無煙タバコ4製品を模擬的に吸入する実験の結果、ニコチンとメンソールが高い濃度で吸入されることが確認されたことから、無煙タバコを禁煙区域で使用することにより喫煙者が禁煙することの抑制に繋がる可能性が示唆された。また、メンソールなどの香り成分が若者や喫煙を始めて1年以内の喫煙者に好まれる可能性があることも考えられた（分担：欅田、稲葉）。

以上の研究成果を地方自治体、さらには国全体の行政施策のあり方に反映させていくことが必要であると考えられた（本研究成果の公開：http://www.tobacco-control.jp/）。

A．研究目的

本研究の第１の目的は、喫煙室を残すことなく、建物内・敷地内全面禁煙を推進することにより受動喫煙に起因する健康被害をなくすことである。第２の目的は、全面禁煙化により喫煙しにくい環境をつくることにより、喫煙者の禁煙企図を高め、喫煙実行者を増やし、喫煙率を減少させることによって国民全体の喫煙関連疾患の減少に寄与することである。

先行研究である「受動喫煙対策にかかわる社会環境整備についての研究」「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究」「飲食店等多数の者が利用する施設における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究」において、以下の内容について実験的な検討と調査票による実態調査をおこない、わが国の受動喫煙防止対策の進むべき方向を以下のように示してきた。

１）喫煙室を設ける空間分煙では受動喫煙を防止することはできないことから、建物内・敷地内の全面禁煙が必要であること
２）官公庁では最低でも建物内全面禁煙とし、最終的には敷地内全面禁煙の達成を目標とすること、かつ、勤務時間中の喫煙を禁止する措置をとり、喫煙する職員には禁煙支援を提供すること
３）医療施設、特に、地域医療の拠点である医歯学部と大学病院は速やかに敷地内禁煙とするべきであること
４）喫煙室からのタバコ煙の漏れを防止することは不可能であるため、一般の職場においても規模の大小、業種にかかわらず、速やかに建物内全面禁煙とすべきであること
５）飲食店等のサービス産業は、利用者の受動喫煙を防止する、という観点ではなく、そこで働く従業員を職業的な受動喫煙から保護する、という観点から速やかに全面禁煙とするべきであること
６）屋外であっても風下側では数十mにわたって受動喫煙が発生するため、建物の出入口は屋内に準ずる空間として禁煙とすべきであること
７）屋外であっても通学路や公園など子どもの利用が想定される場所については、受動喫煙を防止するために全面禁煙とすべきこと
８）自家用車についても、子どもが同乗した状態での喫煙には法的規制が必要であること

今回、受動喫煙防止対策を進めるための効果的な行政施策のあり方について提言を行うために、以下の４つの研究をおこなった。

１．地方自治体、中央官庁における受動喫煙対策の実態及び課題（大和、太田、江口）
２．地方自治体における受動喫煙防止条例の導入方法、タバコ産業からの反論への対応準備（中村、大島）
３．職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討（河井）
４．嗅ぎタバコのガス状成分の測定（欅田）

B．研究方法

１．地方自治体と中央官庁における受動喫煙対策の実態及び課題

先行研究に引き続き、主要な 121 地方自治体（47 都道府県庁、46 道府県庁所在市、23 特別区、5 政令市）に調査票を郵送し、

・ 建物内・敷地内禁煙の実施状況
・ 公用車の禁煙化の実施状況
・ 勤務時間中の喫煙制限の実施状況
・ 職員に対する禁煙支援の実施状況

について６回目となる調査を行った。

今年度は、中央官庁（17 団体）についても同様の調査を行った。

２．地方自治体における受動喫煙防止条例の導入方法、タバコ産業からの反論への対応準備（中村、大島）

受動喫煙防止条例案を議会に提案したが、取り下げとなった大阪府議会における議論内容と経緯の精査を行ない、今後、同様の検討が行われる場合に備え、タバコ産業からの反論に対応する資料の収集を行った。

３．職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討（河井）

喫煙によって発生するエピジェネティックな変化を、タバコ煙凝集物の存在下で検討を行った。

４．嗅ぎタバコのガス状成分の測定（欅田）

2010 年より、燃焼を伴わず、カートリッジに充填されたタバコ葉から放散されるガス成分を吸引するタバコ製品の発売が開始された。嗅ぎタバコ使用者への有害化学物質曝露量を評価するため、吸引されるガス成分の測定、および、使用されているタバコ葉成分の変異原性を測定した。

C．研究結果

１．地方自治体と中央官庁における受動喫煙対策の実態及び課題（大和、太田、江口）

全国の主要な地方自治体 121 団体のうち、57 団体で一般庁舎の禁煙化が行われていた。特に、道府県庁の一般庁舎の建物内禁煙化は、2010 年 2 月に発出された健康局長通知以降、急速に進んだことが認められた。しかし、2013 年度に新たに禁煙化された都県はなく、禁煙化は鈍化したことが認められた。

議会棟・フロアが禁煙化されているのは 27 団体のみであり、議会の禁煙化は一般庁舎に比べて遅れていた。また、2013 年度に新たに禁煙化された団体はなかった。

敷地内禁煙が実施されていたのは大阪府、福島市、大阪市、神戸市、足立区の 5 団体で昨年度から変化がなかった。

勤務時間中の喫煙が禁止されていたのは、長野県、大阪市、堺市、北九州市、足立区の 5 団体で昨年度から変化がなかった。

公用車の禁煙化は多くの自治体で実施されていた。

中央官庁では、厚生労働省と環境省が使用する合同庁舎 5 号館は 2012 年から建物内禁煙が導入されていたが、それ以外の施設はいずれも喫煙室、もしくは、喫煙コーナーを使用していた。

２．地方自治体における受動喫煙防止条例の比較検討（中村、大島）

条例の制定を行った神奈川県と兵庫県、および、条例案を議会に提出しながらも、取り下げとなった大阪府での経験から、今後の条例制定にあたっては、検討委員会のありかた、首長・議員への働きかけ、規制の対象と内容、タバコ産業から議員や委員を経由した妨害とその対応策について十分な検討と準備を行う必要があることが確認された。また、タバコ産業からの妨害に対抗するための資料の収集を行った。

３．職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討（河井）

タバコ煙凝縮物の存在下で、フリーラジカルによって生成する 5-メチルデオキシシチジン(m^5dC)、8-メチルデオキシグアノシン(m^8dG)、8-メチルデオキシアデノシン(m^8dA)の生成が認められた。このような、エピジェネティック変化の初期に起きるシトシン５位のメチル化が、タバコ凝縮物によってフリーラジカルを介して生じることが明らかとなり、喫煙による新たな発がん機構の１つとして応用可能となる可能性が示された。

４．嗅ぎタバコのガス状成分の測定（欅田）

無煙タバコ4製品は，先行研究で分析を行った製品よりもニコチンとメンソールが高値であった。香り成分が若者，喫煙を始めて1年以内の喫煙者に好まれる可能性があり、また、無煙タバコが喫煙禁止地域での使用につながり，喫煙者の禁煙への抑制になる可能性についても文献調査から示唆された。

D．考察

本来、WHO FCTC第8条のガイドラインに沿って、すでに43ヵ国で実施されているように、飲食店等のサービス産業を含めて全面禁煙とする受動喫煙防止法をわが国も成立させ、国民を受動喫煙と喫煙による健康被害から保護せねばならない。しかし、現状では、そのような立法措置が成立する準備はまったく整っていない。

本研究の最終的な目標は、神奈川県と兵庫県で成立し、取り下げにはなったが2012年に大阪府で検討され、2014年2月に山形県で検討が始まった受動喫煙防止条例が今後も多くの自治体で議会に提出、成立することで、屋内施設の禁煙化の必要性に関する世論を醸成し、全国に適用される受動喫煙防止法の成立を促すことである。

そのためには、まず、地方自治体が喫煙室を廃止し、建物内・敷地内禁煙などの措置を促すことが必要であると考えられる。今年度、先行研究か

ら引き続き、全国の主要な121の地方自治体の受動喫煙対策について6回目の調査を行った結果、2010年の「受動喫煙防止対策について」(健発0225第2号）の健康局長通知により、急速に進み始めた地方自治体の建物内禁煙化であったが、2013年度の進捗は残念ながら小さかった。しかし、地方自治体では建物内・敷地内の全面禁煙化の前後の5年間で喫煙率が大幅に減少した、また、中央官庁では合同庁舎5号館が建物内禁煙である、という好事例を収集し、各団体へのフィードバックができたことは、今後の喫煙対策を考える上での重要なメッセージになったことが期待される。

また、諸外国でとられているWHO FCTC第8条に添ったすべての屋内施設の全面禁煙とする立法措置がとられていることの精査結果は、地方自治体と中央官公庁の両者の今後の政策を検討する上での重要資料になったことが期待できる。

特に、受動喫煙防止条例を具体的に検討している山形県などの団体にとっては、今年度の成果としてとりまとめをおこなった神奈川県と兵庫県の受動喫煙防止条例、および、取り下げとなった大阪府の条例案の比較表、その検討過程で討議された課題、タバコ産業から議員を通じた反論の内容、それに対抗するために収集された資料は、非常に重要な資料になったと思われる(中村、大島)。

2010年以降、厚生労働省で検討された受動喫煙防止対策の強化の検討では、飲食店等のサービス産業を「一律に禁煙とすることは困難」とされ、除外扱いとなっていたが、サービス産業の従業員は職業的な受動喫煙に曝されており、本来、最初に保護されねばならない集団である。受動喫煙によって発生する遺伝子障害を評価する新たな指標の検討も、今後進めねばならない（河井）。

なお、全面禁煙化がすでに導入された諸外国では、禁煙の場所でも使用が可能な噛みタバコや嗅ぎタバコ、電子タバコなどの販売が強化されはじめた。わが国も例外ではなく、日本のタバコ産業は2010年に無煙タバコを、2013年より湿式嗅ぎタバコを、2014年から電子タバコの販売を開始した。それらの生体影響を予測し、普及を阻止するための検討も、引き続き行うべき重要課題であると考えられた（欅田）。

E．結論

地方自治体と中央官公庁の受動喫煙防止対策を推進して受動喫煙の被害を防止すること、喫煙者の企図を高めていくこと、社会全体の喫煙対策の推進に寄与すること、各団体に好事例の情報提供をすることにより、「屋内施設は全面禁煙が必要」という世論の形成を促進し、最終的には、諸外国のように違反に対する罰則規定を盛り込んだ受動喫煙防止法を制定することを政策決定者に働きかけいくことが重要である。

F．健康危険情報

喫煙室の内部では、人体に有害な微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が、WHO が Air Quality Guidelines で示した基準値よりも数倍～数十倍高く、危険なレベルに達している場合があることが認められた。また、喫煙室からの漏れによる受動喫煙、および、喫煙している場所で働く場合の職業的な受動喫煙が発生しており、非喫煙者の健康上のリスクになっていることが考えられた。

G．研究発表

分担研究欄に掲載

H．知的財産権の出願・登録状況

この研究において知的財産権に該当するものはなかった。

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
平成25（2013）年度 分担研究報告書

地方自治体の受動喫煙防止対策の実態と課題に関する研究

産業医科大学　産業生態科学研究所　教授　　大和　浩
産業医科大学　産業生態科学研究所　准教授　　太田　雅規
産業医科大学　産業生態科学研究所　助教　　江口　泰正
産業医科大学　産業生態科学研究所　修練医　　今野　由将
産業医科大学　産業生態科学研究所　訪問研究員　高橋（中田）ゆり

研究要旨：「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、第８条「たばこの煙にさらされることからの保護」において、喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止することは出来ないことから建物内を 100%完全禁煙とする法律を成立させることを求めている。現在（2014 年 3 月）のわが国において、受動喫煙防止法を成立させる準備は整っていないながら、2010 年の厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(健発 0225 第 2 号)、および、2012 年にも「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発 1029 第 5 号）が発せられたことにより、地方自治体では屋内の喫煙室を廃止して、建物内を全面禁煙とする動きが始まっている。

わが国の主要な 121 地方自治体（47 都道府県庁、46 県庁所在市、23 特別区、5 政令市）の受動喫煙防止対策、および、勤務中の喫煙禁止などについて、先行研究より継続して 6 回目の調査を行った。今(2013)年度は、受動喫煙防止対策の進捗状況に加え、職員の喫煙率を調査・保存している団体には直近 5 年間のデータ提供も依頼し、建物内・敷地内の全面禁煙化や勤務時間中の喫煙禁止などの良好な対策を実施している団体では、その前後で喫煙率が大きく低下していることについて好事例をまとめた。さらに、中央官庁の受動喫煙防止対策の調査も開始した。

また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」のホームページに公開されている各国情報から G8、G20 を含む 60 ヵ国の受動喫煙防止の法規制の精査を行い、わが国の立ち後れを指摘した。

なお、2013 年 2 月に社会問題となった越境汚染による微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）であるが、「タバコは典型的な $PM_{2.5}$」としてしばしばメディアで取り上げられたことから、地方自治体に限らず、社会全体に対して全面禁煙化の必要性を啓発する際の好材料となった。

A．研究目的

2004 年 3 月、アイルランドで一般の職場や公共交通機関だけでなく、飲食店などサービス産業を含むすべての建物内を禁煙とする世界初の受動喫煙防止法が施行された。その後、ニュージーランド（2004 年 12 月）、ウルグアイ（2006 年 3 月）、スコットランド（2006 年 3 月）、イギリス全土（2007 年 7 月）で同様の受動喫煙防止法が施行された。

さらに、2007 年 6～7 月にタイで開催された「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO FCTC)」第 2 回締約国会議において、第 8 条「たばこの煙にさらされることからの保護」に関するガイドラインがコンセンサスにより採択された。このガイドラインでは、喫煙室や空気清浄機の工学的な対策では受動喫煙を防止できないこと、受動喫煙を防止するためには 100%禁煙とする措置が必要であることが述べられており、締約国は飲食店等のサービス産業も含め、多数の者が使用する屋内施設を完全に禁煙とする立法措置を取ることが求められることとなった。

その後、スペイン（2011 年）など欧米先進国のみならず、トルコ（2009 年）や香港（2009 年）など中近東～アジアでも同様の受動喫煙防止法が施行されるなど、屋内を全面禁煙とする国が急速に増えつつある。

一方、わが国では2003年に施行された健康増進法、により学校、病院、官公庁、公共施設、公共交通機関を中心に屋内の禁煙化が進みつつあるが、罰則規定のない努力義務であるため、いずれの分野も完全に禁煙化されてはいない。逆に、健康日本21（2000年）で「公共の場及び職場における分煙効果判定基準策定検討会報告書の徹底及び効果の高い分煙効果判定基準策定検討会報告書に関する知識の普及」と掲げられたこと、さらに、「分煙効果判定基準策定検討会報告書（以下、報告書）」、「職場における喫煙対策のための新ガイドライン（以下、新ガイドライン）（2003年）で示された「一定の要件を満たす喫煙室」が設置されたことにより、全面禁煙化の妨げとなる状況が増え始めている。

2010年2月25日、厚生労働省健康局長から通知された「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）において「少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい」ことが示され、さらに、2012年10月29日「受動喫煙防止対策の徹底について」（健発1029第5号）が重ねて発せられており、先行研究において、地方自治体では、建物内の既存の喫煙室を廃止して全面禁煙とする団体が増えるなど、一定の効果が発生していることを確認した。しかし、一方で喫煙室の使用を中止する予定がない自治体が存在することも事実である。

本研究の目的は以下の４つである。

1）地方自治体の喫煙対策、特に、受動喫煙防止対策の実態を統一された調査票を用いて明らかにすること

2）調査結果から得られた好事例（グッドプラクティス）を収集し、現時点で自治体が取り組むべき・取り組み得る喫煙対策をフィードバックするとともに、啓発教材を作成すること

3）地方自治体の喫煙対策担当者の連絡網を構築し、定期的な情報提供と双方向の意見交換を行うことにより、地方自治体の喫煙対策の担当者のレベルアップを図るとともに、モチベーションを維持すること、である。

B. 研究方法

1．地方自治体の受動喫煙防止対策の検討

わが国の主要な121地方自治体（47都道府県庁、46県庁所在市、23特別区、5政令市）に喫煙対策に関する調査票（**資料1-1**）を郵送し、すべての回答が得られるまで督促を行った。

2．中央官庁の受動喫煙防止対策の検討

１府12省の中央官庁の喫煙対策に関する調査票（**資料1-2**）を郵送し、回答を得た。

3．諸外国における受動喫煙防止法の精査

WHO FCTCの第8条「受動喫煙からの保護」に関するガイドラインでは「喫煙室や空気清浄機などの工学的な対策は不適切である」とされ、一般の職場だけでなく飲食店等のサービス産業を含む屋内施設を全面禁煙とすることが求められており、WHOは８つの分野（公共交通機関、医療機関、大学以外の教育機関、大学、官公庁、一般の職場、食事を主とするレストラン、アルコールを含む飲み物の提供を主とするカフェやパブ・バー）の全面禁煙化状況について定期的にモニタリングを行っている。各国の受動喫煙防止対策の情報は、WHO FCTCのホームページに公開されており、2012年時点で、以下の地図に示す色の濃い43ヵ国で、上記の8分野がすべて禁煙化されていることが示されている。今回、それらの国々を中心に、G8、G20を含む60ヵ国の受動喫煙防止法の内容について精査し、その一覧表を作成した。

SMOKE-FREE ENVIRONMENTS – HIGHEST ACHIEVING COUNTRIES, 2012

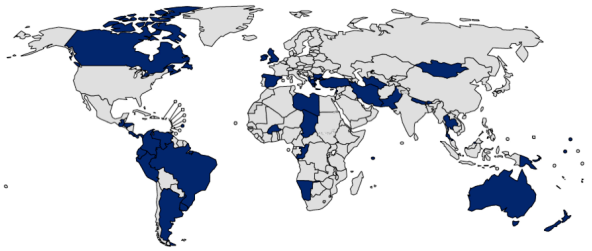

Countries and territories with the highest level of achievement: Albania, Argentina*, Australia, Barbados, Bhutan, Brazil*, Brunei Darussalam*, Bulgaria*, Burkina Faso, Canada, Chad, Colombia, Congo*, Costa Rica*, Ecuador*, Greece, Guatemala, Honduras, Iran (Islamic Republic of), Ireland, Lebanon*, Libya, Malta, Marshall Islands, Mongolia*, Namibia, Nauru, Nepal*, New Zealand, Pakistan, Panama, Papua New Guinea*, Peru, Seychelles, Spain, Thailand, Trinidad and Tobago, Turkey, Turkmenistan, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Uruguay, Venezuela* and West Bank and Gaza Strip*.

* Country or territory newly at the highest level since 31 December 2010.

（倫理面での配慮）

地方自治体における喫煙対策の調査は、郵送法による実態把握であり個人情報は全く含まれていない。また、WHO FCTCのホームページに公開された情報の精査であり、倫理的な問題は発生しない。

C．研究結果

1－1．地方自治体の受動喫煙防止対策の検討

都道府県庁の一般庁舎の受動喫煙防止対策について、2007年度から2013年度の変化を記載した一覧を**資料2**に示す。2010年2月の健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）以前から一般庁舎で建物内禁煙を実施していたのは17道府県（北海道、山形、茨城、栃木、埼玉、神奈川、富山、福井、山梨、長野、京都、大阪、兵庫、山口、高知、佐賀、沖縄）であった。通知から1年以内である2011年度に建物内禁煙が実施されたのは12県（宮城、秋田、奈良、岡山、香川、徳島、福岡、秋田、千葉、和歌山、島根、愛媛）であった。通知から2年以内である2012年度に3県（岩手、鳥取、青森）でも喫煙室が廃止され、2013年3月時点で47都道府県のうち32道府県で、3分の2の団体で建物内禁煙が実施された（大阪府は敷地内禁煙）。2010年の通知以降、急速に県庁の禁煙化が進んだことが認められた。

しかし、今(2013)年度に一般庁舎で新たに禁煙化された県庁はなく、出入口の近傍の喫煙コーナーを廃止（北海道など）、屋外の喫煙コーナーを削減（山梨県、京都府、岡山県など）などの動きが見られたのみであった。

今(2013)年度の都道府県庁の議会棟・フロアの状況、公用車の禁煙化、職員の勤務時間中の喫煙禁止まで含む受動喫煙防止対策の一覧表を**資料3-2**に示す。議会棟・フロアまで禁煙化されている県庁は福井県、山梨県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、沖縄県の9団体のみであり、議会部分の禁煙化は一般庁舎よりも遅れており、かつ、禁煙化の大きな進展はみられなかった（滋賀県では「2013年度の$PM_{2.5}$報道により議会会派控え室の禁煙化が徹底された」との回答があった）。

昨(2012)年度までに公用車は35道府県で禁煙化されており、車内の喫煙が規制されていないのは9都府県のみであったが、今(2013)年度、石川県、福井県、兵庫県、熊本県で公用車が新たに禁煙化された（それ以外に4県で現業系の車両を除く公用車は禁煙）。

46県庁所在市の状況を**資料3-3**に示す。17団体が一般庁舎内を全面禁煙としており、2013年度は青森市、前橋市、名古屋市が新たに建物内禁煙となった。うち13団体が議会棟・フロアも禁煙であった。2012年度までの公用車の全面禁煙は31団体、一般公用車のみ禁煙は6団体であったが、2013年度には盛岡市で公用車の禁煙化が実施された。

23特別区のうち、4団体が一般庁舎内を全面禁煙としており、うち、3団体が議会棟・フロアも禁煙であった。2013年度に新たに禁煙化は行われなかったが、北区では屋外の喫煙コーナーが削減された。公用車の全面禁煙は12団体、一般公用車のみ禁煙は9団体であった（**資料3-4**）。

20政令市（道府県庁所在市15団体と川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）のうち、10団体が一般庁舎内を全面禁煙としており、うち、7団体が議会棟・フロアも禁煙であった。公用車の全面禁煙は15団体、一般公用車のみ禁煙は4団体であった（**資料3-4**）。

大阪府、福島市、大阪市、神戸市、足立区の5団体では敷地内禁煙が実施されており（周囲が路上喫煙禁止であり、建物内禁煙が導入されたことで実質的な敷地内禁煙となった団体を含む）、いずれも議会部分まで含めて敷地内禁煙であったが、2013年度に新たに敷地内禁煙となった団体はなかった。

2012年度までに**長野県、大阪市、堺市、北九州市、足立区の5団体では、勤務時間中の喫煙が禁止**されており、新たに**2013年度から青森市で勤務時間中の喫煙禁止**となった。また、**静岡市では「一定配慮の呼びかけ」、松江市と鹿児島市、および、宮崎県の保健福祉部で「自粛」**となった。

昨年度の報告書にも記載したが、建物内禁煙を推進する上で重要な情報であることから、喫煙室を残すことの問題点を再掲載する。

1）「一定の要件を満たす喫煙室」であっても廊下への漏れを防止できないこと

喫煙室の内部（３台の換気扇）

「一定の要件を満たす喫煙室」からの漏れを$PM_{2.5}$で測定する者

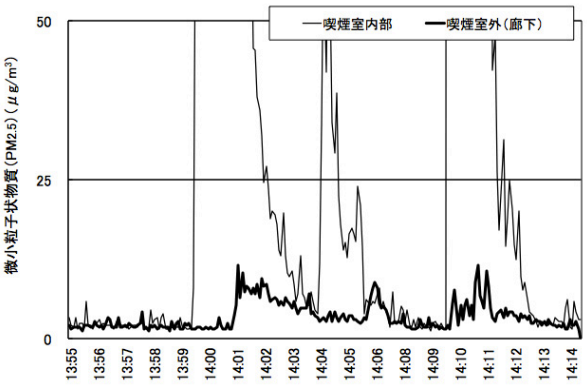

廊下へのタバコ煙（$PM_{2.5}$）の漏れ

2）掃除を担当する者にも同様の高い濃度の受動喫煙が発生すること

装着式 $PM_{2.5}$ 測定器

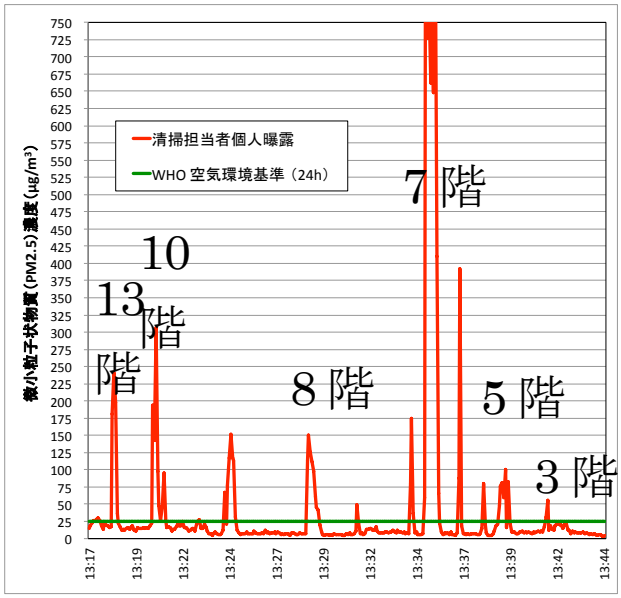

3）喫煙者自身が高い濃度の受動喫煙に曝露されること

2．受動喫煙防止対策の強化が喫煙率低下に繋がった好事例の収集

今(2013)年度は、121自治体のうち36団体から職員の喫煙率に関する情報提供が得られた。5年以上にわたる男女別の喫煙率が得られたのは17団体、かつ、その間に建物内・敷地内の全面禁煙化が導入されたのは8団体であった。そのうち、全面禁煙化の詳細を把握できた3事例を好事例として紹介する。ただし、2010年10月に実施されたタバコ代の大幅値上げ（300円→410円）の影響も含む結果である。

①敷地内全面禁煙化

自治体Aでは、2008年5月の敷地内終日全面禁煙化され、その前後2年間で男性職員の喫煙率は33.5%→29.7%→28.2%＝5.3%減少した。その後、2010年のタバコ代の大幅値上げ前後の2年間で28.2%→26.9%→25.6%＝2.6%減少した（翌年には0.5%の再上昇）。

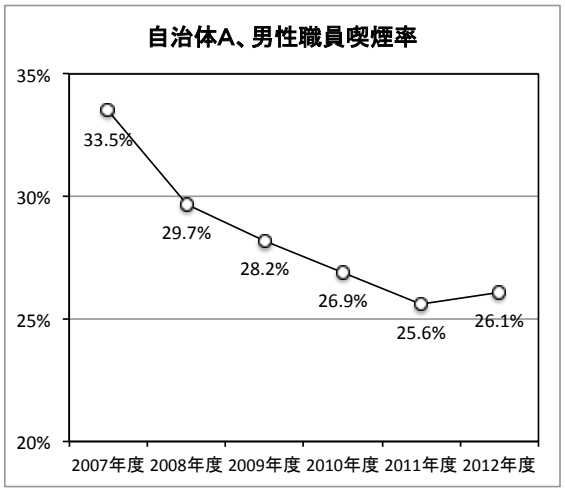

・建物内全面禁煙化と勤務時間中の喫煙禁止

②自治体Ｂでは、2004年、屋内に喫煙室が設けられて自席での喫煙が禁止されたが、その前後の喫煙率は国民全体の喫煙率の自然減少と大差はなかった。

2010年10月にタバコ代が大幅に値上げされ、さらに2ヵ月後の2011年1月から建物内全面禁煙化（敷地内の駐輪場に喫煙コーナー）、かつ、勤務時間中の喫煙禁止が行われた。その前後2年間で男性職員の喫煙率は36.2％→31.3％→27.4％＝8.8％減少した（翌年には0.3％の再上昇）。

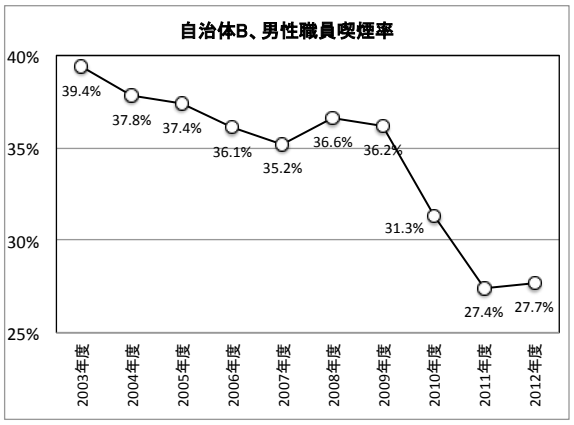

③自治体Ｃ（団体名公表の許可を得て、**資料4-1**に写真入りで解説）では、2010年4月に建物内全面禁煙化（周辺道路は路上喫煙禁止地区で、実質的な敷地内全面禁煙化）され、同年10月に勤務時間中の喫煙禁止とタバコ代の値上げが行われた。その前後2年間で男性職員の喫煙率は40.8％→36.3％→35.4％＝5.4％減少した。

さらに、2012年4月、禁止されていたはずの勤務時間中の喫煙により火事が連続し、市営地下鉄の運行に支障をきたす事態が発生したため、勤務中にタバコを持ち歩くことが禁止された。その後、定期的なパトロールも行われ、勤務時間中の喫煙が発覚した場合には停職1ヵ月の措置も取られるように厳罰化されたこともあり、2012年度の喫煙率は上昇することなく、34.3％にまで減少した。

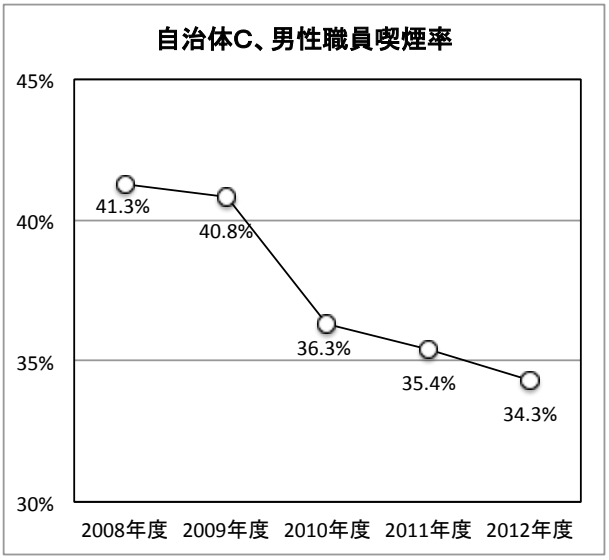

一方、屋内に喫煙室が残っており、かつ、5年間の喫煙率が得られた8の地方自治体（P～W）では、好事例のような大きな変化は認められなかった。

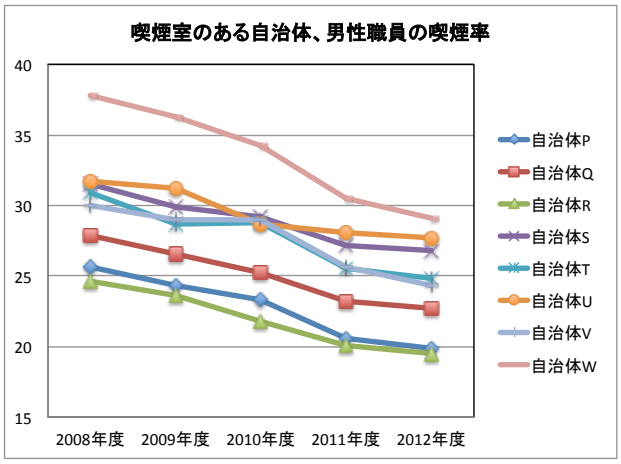

２．中央官庁の受動喫煙防止対策の検討

1府12省についても同様の内容の調査を行ったところ、厚生労働省と環境省が使用している中央合同庁舎5号館は建物内禁煙が実施されていたが、それ以外の中央官庁では喫煙室が残されていた。中には、パーティションによる喫煙コーナーにとどまっている官庁も認められた。

中央省庁のグッドプラクティスとして、合同庁舎5号館の受動喫煙防止対策を**資料4-2**に紹介する。2004年、各フロアの喫煙コーナーは廃止され、１階ロビーの喫煙室に集約された。2007年、喫煙室が廃止され、玄関脇の軒先の喫煙コーナーとなったが、通行の妨げとなる上にタバコ煙が屋内に流入するため、2006年、パー

ティションが設けられた。さらに、2012年、非喫煙者の通行が少なく、屋根がない2階テラスにパーティションごと移動した。

３．諸外国の受動喫煙防止法の精査

WHO FCTCのホームページに公開してある2012年の各国報告から、G8、G20を中心に60ヵ国について受動喫煙防止法の有無とその内容について精査し、その結果を一覧表化した（**資料5**）。わが国は、いわゆる先進国（G8、G20）の中で、官公庁だけでなく、公共交通機関、教育機関、医療機関でさえ全面禁煙化されておらず、受動喫煙防止の状況が著しく後れていた。なお、飲食店等のサービス産業に喫煙専用室を容認している国では、多くの場合、独立した排気装置が義務づけられており、その内部での飲食を禁止する条件がついていることが判明した。

D．考察

先行研究に引き続き、を2013年9月に行った全国の主要な121地方自治体の受動喫煙防止対策に関する6回目の調査結果から、

１）2010年2月に発出された健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号、平成22年2月25日）、および、2012年10月の「受動喫煙防止対策の徹底について」（健発1029第5号）により、地方自治体の建物内禁煙化は急速に進んだが、2013年以降、その動きは鈍化したこと

２）県庁所在市と特別区、政令市の禁煙化は道府県庁に比べて遅れていること

３）議会棟・フロアの禁煙化は一般庁舎に比べて遅れていること

４）公用車の禁煙化はいずれの団体でも進んでいること

５）勤務中の喫煙禁止の措置がとられているのは5団体のみであったこと

が判明した。

昨(2012)年度の報告書にも記載したように、喫煙室を使用する場合、タバコ煙と同時に空調された屋内空気を外に排気するため、喫煙室1ヵ所あたり年間11,000kWh、約25万円の経費を要する。地方自治体ではその経費が公費から支出されること、また、地方公務員法第35条、職務専念義務に鑑み、勤務時間中のタバコ離席を禁止することも受け入れられやすい団体である。その結果として、受動喫煙の防止だけでなく、喫煙者の禁煙企図を高めることにも繋がる。

実際、今(2013)年度の好事例として紹介した3つの地方自治体では、建物内・敷地内の全面禁煙化と勤務時間中の喫煙禁止が行われ、かつ、タバコ代の値上げも行われたことにより、喫煙室が残っている地方自治体にはみられなかった喫煙率の大幅な減少（男性職員）が観察されている。

来年度も、禁煙化が進んでいない地方自治体、中央官公庁の禁煙化を促すとともに、禁煙化されている地方自治体とそうでない地方自治体の喫煙率の相違、および、都道府県別の喫煙率と地方公共団体の喫煙率の比較なども含めて検討を行う予定である。得られた結果をもとに、全面禁煙化を推進する根拠、実際に禁煙化した場合の喫煙率低減効果を地方自治体にフィードバックすることで、地方自治体の禁煙化を促進し、将来、国政に反映されることを期待したい。

最終的には、受動喫煙防止法を精査した60ヵ国の中には、屋内施設が全面禁煙となったことにより国民の喫煙率が低下し、喫煙関連疾患が減少したことも多く報告されており、わが国でもそのような社会環境を実現し、国民の健康に寄与することである（平成21年度第3次対がん総合戦略研究事業、主任研究者：中村正和）。

なお、神奈川県や兵庫県で受動喫煙防止条例が検討された際に、飲食店等のサービス産業から懸念された「営業収入が低下」は発生しなかったことも国際がん研究機関（WHO IARC）のハンドブック「Evaluating the effectiveness of smoke-free policies」で結論されており、WHOが2007年に作成したリーフレットには「禁煙化すると飲食店等の営業収入が減少するおそれがある」というのは全面禁煙化を妨害するためにタバコ産業が用いる根拠のない俗説である、と結論されている。

さいわい、2013年2月以降、微小粒子状物質（PM2.5）の越境汚染が社会問題となったが、当研究班では2009年以降、受動喫煙の指標としてタバコから発生するPM2.5の測定をおこなっており、その結果がしばしば、新聞等に「タバコ煙はPM2.5、サービス産業の汚染の方が深刻」という内容で取り上げられた（**報道記事**参照）。今後、サービス産業に限らず、すべての屋内施設の禁煙化推進の材料として、活用していく予定である。

Ｅ．結論

121の主要な地方自治体の一般庁舎では、「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号、平成22年2月25日）により、屋内の喫煙室を廃止して建物内を全面禁煙とする動きが進んできたが、2013年度以降、その動きは鈍くなっていた。

一方、建物内・敷地内の全面禁煙化や勤務時間中の喫煙を禁止した地方自治体では、その前後で実施された2010年のタバコの値上げもあいまって喫煙率の減少幅が大きかった。

今回の調査結果から得られた好事例を啓発教材や下記のホームページを通してフィードバックすることで地方自治体と中央官公庁の受動喫煙防止対策の強化を進めていくことが重要であると考えられた。

http://www.tobacco-control.jp/

Ｆ．健康危険情報

喫煙室の内部では、人体に有害な微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が、WHO が Air Quality Guidelines で示した基準値よりも数倍～数十倍高く、危険なレベルに達している場合があることが認められた。また、喫煙室からの漏れによる受動喫煙、および、喫煙している場所で働く場合の職業的な受動喫煙が発生しており、非喫煙者の健康上のリスクになっていることが考えられた。

Ｇ．研究発表

１．論文発表（本研究に関連するもの）

1) Yamato H, Mori N, Horie R, Garcon L, Taniguchi M, Armada F. Designated smoking areas in streets where outdoor smoking is banned. Kobe Journal of Medical Sciences. 59(3): 93-105, 2013

2) 大和 浩. 職場における喫煙・受動喫煙対策.保健の科学. 55(9): 623-628, 2013

3) 大和 浩. 産業医学と喫煙対策. 産業医科大学雑誌. 35(Supple): 133-140, 2013

4) 大和 浩. 職場の喫煙対策の現状と未来. 産業医学レビュー. 25(4): 219-238, 2013

5) 大和 浩. 世界各国とわが国の喫煙対策, 現状と今後の方向性. 健康開発. 18(2): 14-23, 2013

6) 大和 浩. 職場の受動喫煙防止対策にかかわる労働安全衛生法の改正の動きと職場での喫煙対策の取り組み. 労働衛生工学. 52: 31-36, 2013

7) 大和 浩. 受動喫煙による障害と受動喫煙防止法・条例による効果. 日本臨床. 71(3): 464-468, 2013

8) 大和 浩. わが国の受動喫煙対策に関わる法改正の動きとその課題. 循環器専門医. 21(2): 350-355, 2013

9) 大和 浩. タバコ煙の $PM_{2.5}$ としての有害性とその安全対策. 呼吸. 32(11): 1028-1035, 2013

10) 大和 浩. タバコ関連疾患. 内科学(第 10 版). 朝倉書店. 2352-2354, 2013

11) 大和 浩. 受動喫煙防止対策と禁煙支援. 特定健康診査・特定保健指導における禁煙支援から始めるたばこ対策. 日本公衆衛生協会. 大井田隆, 中村正和, 尾崎哲則編, 53-83, 2013

12) 大和 浩. 禁煙・たばこ依存・受動喫煙. 産業安全保健ハンドブック. 労働科学研究所. 810-813, 2013

13) 大和 浩. 職場の喫煙対策. 産業保健マニュアル. 南山堂. 136, 2013

14) 大和 浩. タバコの科学.歯科衛生士のための禁煙支援ガイドブック. 医歯薬出版. 2-3, 2013

15) 大和 浩. 職域と家庭環境の喫煙状況と喫煙支援. 歯科衛生士のための禁煙支援ガイドブック. 医歯薬出版 88-91, 2013

16) 大和 浩. $PM_{2.5}$から考えるタバコの害. 少年写真新聞. 小学保健ニュース. 2013.11.18 号

２．学会発表

1) 大和 浩. 職場と日常生活における $PM_{2.5}$ 曝露実態とその対策. 第 86 回日本産業衛生学会総会（2013 年 5 月、松山）

2) 畑中陽子, 大杉茂樹, 太田雅規, 大和 浩. 喫煙によって発生する超過医療費: 20 年間の追跡調査結果から. （2013 年 5 月, 松山）

3) 垣内紀亮, 江口泰正, 太田雅規, 大神 明, 大和 浩. 自動車製造業における喫煙率の変化：「建物内禁煙の効果」と「タバコ値上げの効果」について（2013 年 5 月, 松山）

4) 守田祐作, 田中完, 今野由将, 太田雅規, 大和浩. 喫煙と業務中の怪我との関連.（2013 年 9 月, 第 23 回日本産業衛生学会 産業医・産業看護全国協議会, 名古屋）

5) 大和 浩.「タバコを減らす」から「なくす」へのマインドチェンジをおこなった国、フィンランドを目指して. 第23回日本禁煙推進医師連盟総会・学術大会(2014 年 2 月, 福岡)

6) 大和 浩. 医歯薬学生は「非喫煙／喫煙しないこと」を条件に！ 第 23 回日本禁煙推進医師連盟総会・学術大会(2013 年 2 月、福岡)

Ｈ．知的財産権の出願・登録状況

この研究において、知的財産権に該当するものはなかった。

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究
分担研究報告書

自治体における受動喫煙防止条例の成立のための戦略に関する研究

研究分担者　中村正和　大阪がん循環器病予防センター予防推進部長
分担研究協力者　大島　明　大阪府立成人病センターがん相談支援センター顧問

研究要旨
大阪府は平成 24 年度 2 月定例府議会に大阪府受動喫煙防止条例案を提出したが、残念ながら取り下げとなった。本研究では、条例案取り下げに至る経緯を大阪府衛生対策審議会や大阪府議会議事録等の資料で検討し、受動喫煙防止のための法的規制の実現のためには、議会や議員への働きかけや意見の調整を十分行うとともに、法的規制の必要性や意義についての科学的根拠をきちんと整理しておくことが重要であることを改めて確認した。また、諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析からすべての施設の屋内禁煙化が実現するためのステップとして、段階的に禁煙化を進める戦略の検討の必要性が示唆された。

A．研究目的

本研究の目的は、自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策を検討し、その普及を図ることにある。日本においては受動喫煙防止のための法的規制の取り組みが遅れている。大阪府は平成 24 年度 2 月定例府議会に大阪府受動喫煙防止条例案を提出したが、残念ながら取り下げとなった。本研究では、今回、条例案取り下げに至る経緯を大阪府議会議事録等の資料で検討し、今後国あるいは都道府県レベルでの受動喫煙防止のための法的規制に取り組む際の参考にすることを目的とする。

B．研究方法

本研究では、1. 大阪府衛生対策審議会受動喫煙防止対策検討部会の設置から答申に至るまで、2. 大阪府受動喫煙防止条例案制定に至るまで、3. 大阪府議会での条例案に関する質疑と条例案取り下げに至るまで、の 3 段階に分けて、下記の資料により、経緯をフォローした。各段階において検討した資料とその出典の URL は下記のとおりである。

1. 大阪府衛生対策審議会受動喫煙防止対策検討部会の設置から答申に至るまで

- 大阪府衛生対策審議会
  平成 24 年 4 月 20 日（諮問）大阪府受動喫煙防止対策のあり方について
  http://www.pref.osaka.jp/attach/3310/00000000/shimonsyo.doc
- 大阪府衛生対策審議会　受動喫煙防止対策検討部会
  http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/jyudokitsuenbukai.html
- 受動喫煙防止対策のあり方にかかる答申について　平成 24 年 10 月 30 日
  http://www.pref.osaka.jp/hodo/index.

php?site=fumin&pageId=11761

2. 大阪府受動喫煙防止条例案制定に至るまで

- 「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）」に対する府民意見等の募集について　2013 年 1 月 8 日
  http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/publiccomment.html
  （大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要
  http://www.pref.osaka.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=11906）
- 「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）」に対する府民意見等の募集結果について
  http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/publiccommentkekka.html
- 大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）
  http://www.pref.osaka.jp/attach/2440/00119913/4jourei.pdf

3. 大阪府議会での条例案に関する質疑と条例案取り下げに至るまで

- 大阪府議会会議録検索システム
  http://kaigiroku.gikai-web.jp/kaigiroku/osakafu/index.html

なお、考察で述べる諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析については、WHO の報告書や文献等を収集して行った。

C．結果

経緯は下記のとおりであった。以下にコメントを付して示すこととする。

１．大阪府衛生対策審議会受動喫煙防止対策検討部会の設置と答申

2012 年 4 月 20 日大阪府知事から府民をたばこの害から保護するための実効性のある対策を実現するため、今後取り組むべき「大阪府受動喫煙防止対策のあり方」に係る下記の事項、すなわち、1.府の受動喫煙防止対策の基本的考え方について　2.公共性の高い施設における受動喫煙防止対策について　3.民間施設、特に未成年者や妊婦が利用する施設における受動喫煙防止対策について諮問をうけた大阪府衛生対策審議会は、受動喫煙防止対策検討部会を設置、部会は 2012 年 5 月 25 日から 9 月 27 日まで計 4 回会議を開催して、報告書を策定した。

大阪府衛生対策審議会は、2012 年 10 月 25 日受動喫煙防止対策検討部会の報告書について審議し、10 月 30 日知事に「当審議会受動喫煙防止対策検討部会が報告した『大阪府受動喫煙防止対策のあり方について報告』の『２．大阪府受動喫煙防止対策のあり方』のとおりとすることが適当である」と答申した。なお、府において施策を進めるにあたっては、以下の点に留意するよう付言した。① 受動喫煙防止対策を講じるにあたっては、速やかに法制化を図るとともに、定期的に点検し施策を推進すること、② 子どもや妊婦などを、受動喫煙等たばこの害から守るため、家庭や屋外（公園、通学路等）における啓発等の取組みを進めること。

部会での議論やこれを受けての報告書を見ると、部会は先行の神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例[1)]と兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例[2)]には下記の問題点があると認識していたと考えられる。

①　神奈川県の条例の対象は「公共的空間」に限定され「居室、事務室は除く」とされている。このため、官公庁、病院、学校等の施設においても建物内に、喫煙室を設置することは可能であること。

②　兵庫県の条例では、官公庁、病院、学校等の施設は全館禁煙（学校は敷地内禁煙）であるが、他の施設は分煙を可とし県が分煙施設設置のための財政支援を行えることとしていること。

一方で、一部の部会委員からは、飲食店、旅館等の建物内禁煙の義務化を強行すると利用客が減り営業上深刻な問題が生じるとして強い反対意見が出された。この結果、条例では官公庁、医療機関、学校等の公共的性格の強い施設に限って建物内全面禁煙を規定することとし、その他の施設ではガイドラインで対応することとなった。

また、兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書[3)]で示された「禁煙に至るまでの暫定的措置として分煙を認める施設については、事業者の負担軽減を図るため、分煙設備の設置に要する費用に対し、県として、貸付や補助等の制度を設けることも検討する必要がある。」といった文言は、報告書に盛り込まれなかった。

２．大阪府受動喫煙の防止等に関する条例案の策定

2013 年 1 月 8 日に「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要」が公表された（資料１）。この概要は、部会報告を踏まえたもので、この概要に対して 2 月 6 日まで府民の意見が募集された。

しかし、条例の素案は示されることなく、経過措置や対象の除外規定などの重要な部分の規定の詳細は公表されず、従って府民の意見を求めることはなかった。そして、2 月 21 日大阪府議会の開会日に、大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要に対する府民の意見募集の結果とともに条例（案）が示された（資料２）。

３．大阪府議会平成 24 年度 2 月定例本会議および 2 月定例会健康福祉常任委員会における質問と答弁

受動喫煙防止条例案を取り上げての質問が定例本会議において 6 名の議員から（代表質問 3 名、一般質問 3 名）、健康福祉常任委員会において 5 名の委員から出された。

大阪府議会会議録検索システムから各議員の質問内容を確認したところ、知事与党・野党を問わず、いずれの議員も、条例案の問題点を指摘する、あるいは条例案に反対の立場からの質問であった。このなかで、今後の条例制定にむけて重要と考える 2 名の議員（Ａ議員、Ｂ議員）の質問と理事者側の答弁（資料３，４）を取り上げ、その概要と論点を示す。

Ａ議員の質問（資料３）の要旨は、公共施設の建物内禁煙は条例を制定しなくても十分進んでおり、条例を制定することの意義を確認することであったと理解される。これは、受動喫煙防止対策検討部会報告の記述「これまで府は、公共の場における受動喫煙防止について、平成 20 年度策定の大阪府健康増進計画に基づき、5 カ年計画で公共施設の全面禁煙 100%をめざし取り組みを行ってきたが、最終評価年である平成 24 年度においても、公立小中高学校が 100%となった以外では、官公庁 96.4%、病院 86.3%、私立学校 82.1%であり、100%

達成には至っておらず、今後これらの施設における対策の検討が必要となっている」を受けたものである。このもととなった資料は、同部会報告に示されている平成２４年度大阪府内受動喫煙防止対策実施状況調査結果一覧表[4]（図表１）である。ここでいう官公庁は府の庁舎・所管施設を指しているが、確かに、府の庁舎・所管施設において建物内禁煙を達成できている割合は96.4%と高いが、市町村庁舎（本庁舎、議会スペース、出先機関）、私立学校、大学、病院はまだ十分といえるものではない。特に市町村庁舎における建物内禁煙の割合は議会関係スペース 58.1%、本庁舎 69.8%、出先機関 46.5%とまだまだ改善の余地がある。

さらに、府の庁舎・施設に関して、原資料である「府庁舎・所管施設における受動喫煙防止の実施状況」[4]により、建物内禁煙を達成できていなかった 7 施設(3.6%)の内容を調べると、下記のとおりであった。

・大阪府女性相談センター（一時保護所）一部喫煙箇所設置

・大阪府中央卸売市場　一部集会所において全面禁煙

・府営住宅（集会所、管理事務所、児童遊園、棟内のエレベーター、廊下及び階段）一部集会所において全面禁煙

・大阪府警察本部　　建物内に喫煙可能な場所がある

・警察署（64 署）　職員は建物内全面禁煙であるが、3 箇所の施設については来庁者用喫煙室がある

・門真運転免許試験場 建物内に喫煙可能な場所がある

・光明池運転免許試験場 建物内に喫煙可能な場所がある

ここで、大阪府警察の職員数が知事部局一般行政職の職員数の 3 倍近く多いことを考えると、建物内禁煙の実施割合の算出において施設の単位の取り方に問題があり、過大評価につながり、対策の必要性をアピールする上で障碍となったと思われる。

次に、Ｂ議員の質問（資料４）の要旨は、受動喫煙防止の法規制の健康面での効果として引用される海外のデータの信憑性に関するものであった。Ｂ議員がまず示したのは図表２で、これは Pell 論文[5]の主要結果であり、第１回検討部会にて資料として配布されたものである。次に示した図表３[6]は法規制の約 8 年前からの ACS (Acute Coronary Syndrome、急性冠症候群：心筋梗塞と不安定狭心症)による入院患者数の推移であり、法規制以前から ACS による入院患者数が減少していることがわかる。time trend を考慮せずに屋内禁煙法施行前後の ACS の比較だけをしてこれを法規制の効果だというのは不適切だとするのはＢ議員の指摘の通りである。

理事者側の答弁の中で示されたレビュー論文は法前後の ACS を比較した研究のメタアナリシス[7]であるが、time trend を考慮したものばかりではないが、実際には、法施行前の長期間の time trend を考慮に入れた研究が複数存在することを説明すればより説得力ある答弁になったと考える。屋内禁煙法施行前の time trend を考慮に入れて、Segmented regression analysis of interrupted time series[8]を行い、法施行後の step change と slope change を示した研究のうち、Juster 論文[9]と Sims 論文[10]の主要な結果を以下に示す。

Juster 論文（2007）によると、ニューヨーク州の屋内禁煙法により心筋梗塞の入院は直ちに有意に減少（step change）はしなかったが、有意な slope change が認められた。これは脳卒中と対照的である（図表４、図表５）。 Sims 論文（2010）では、イングランドの屋内禁煙法の施行により心筋梗塞の入院数の有意な step change と slope change（総計）が認められたことが示された（図表６）。

４．条例案の取り下げ

これまで示した府議会での議論を経て、2013 年 2 月 19 日健康福祉常任委員会で健康福祉部長は、条例案を取り下げることを表明した。知事は、報道陣の取材に対して、「条例の効果、影響について部局側が十二分に説明できなかった」とコメントした。

しかし、知事提出の案件に対して知事与党を含めてすべての政党・会派が賛成せず、条例案の取り下げに至ったのは予想外の事態であった。

Ｄ．考察

１．大阪府受動喫煙防止条例案取り下げの経緯の検討

昨年度の本研究班[11)]において、条例を制定した神奈川県と兵庫県について、その条例の制定に関わった関係者を対象として情報交換会を開催し、条例制定の経緯や規制内容の検討を行うとともに、今後の条例制定にあたっての検討点の整理・分析を行った。その結果、条例制定にあたり、①検討委員会のありかた、②首長・議員への働きかけ、③規制の対象と内容、について十分な検討と対策を行う必要性を確認した。これら 3 つの留意点を今回の大阪府での取り組みにあてはめて問題点を考察する。

検討委員会のありかたについては、神奈川県方式（検討委員会が条例の基本的な考え方や骨子案を検討、議会とも常任委員会などを通して意見交換を実施）と兵庫県方式（検討委員会のミッションは条例化にむけた報告書の作成にとどまり、条例案そのものの作成は県が行い、検討委員会はそのプロセスには関与しない）があるが、大阪は後者であった。しかも開催回数が 4 ヵ月間に 4 回と、神奈川県や兵庫県と比べて検討期間や回数が少なかった。さらに、条例の概要案のみ示して府民から意見募集をしただけにとどまり、あとは府議会での議論に任せることとなったのは、手続き的に十分ではなかったと考える。また、府議会において条例化に反対する立場からの質問がほとんどであったことを考えると、神奈川県のように検討委員会が条例の基本的な考え方や骨子案を検討し、議会と意見交換をおこなう機会を設けるといった手順が必要であったと考えられる。

首長・議員への働きかけについては、検討委員会が理想的な条例案を作成しても、条例を審議するのは議会であり、議員の条例についての認識が低いと条例の内容は検討委員会が目指す内容とはかけ離れたものとなる。今回の大阪での経験からみても、条例の検討段階から首長や議員に対して条例制定の検討にあたって、その必要性と意義、国際的な状況等について最低限必要な認識を持つように働きかけを行うことが必要と思われた。また、議会での検討にむけて条例化に賛同・協力する議員をできるだけ多く発掘しておくことも必要であったと考えられる。

規制の対象と内容については、大阪府の条

例案では公共性の高い官公庁、学校、医療機関のほか、社会福祉施設、公共交通機関、運動施設などについては、建物内禁煙を条例により義務化するとした（図表７）。また、神奈川県や兵庫県での条例制定にむけての過程で反発の強かった飲食店等のサービス産業については、条例ではなく強制力のないガイドラインで建物内禁煙の方向性を示すこととし、分煙の義務化と分煙設備整備の助成は行わないこととした。この方針は日本の現実を考慮した場合、一定の合理性があると考える。しかし、飲食店等のサービス産業からは、当面は強制力のないガイドラインであっても、いずれ条例による規制がされるものと理解され、反発があった。神奈川県や兵庫県に比べてより先進的な規制の内容を目指すのであれば、前述したその他の 2 つの留意点についての対策を十分行うべきであったと思われる。また、神奈川県や兵庫県での条例制定の過程で飲食店等からの反発が強かったという現実を考慮すると、サービス産業を含めて建物内禁煙化を最初から目指すのか、実行可能性の高い官公庁施設、医療機関、学校に限って建物内禁煙化（または敷地内禁煙化）をまず実現して、次に職場、さらに飲食店等のサービス産業へと段階的に進めるなど、法的規制の強化にむけた戦略を立てる必要がある。このことは後述する諸外国の先行事例の分析からも示唆される。

なお、大阪府の条例案において、居住の用に供する部分や精神科病院及び緩和ケアを行う病院を除くとしたことは他にも例があるが、警察の用に供する施設も除外されたのは他に例がなく、先進的な規制の内容から考えると不十分と言わざるを得ない。

２．諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析

WHO の MPOWER 2013[12] によると、高所得国 51 か国のうち最高ランク（すべての公共の場所（医療施設、大学以外の教育施設、大学、政府施設、屋内のオフィス、レストラン、パブおよびバー、公共輸送機関）が全面禁煙または少なくとも人口の 90%が地方の完全な禁煙法によってカバーされている）の評価を受けた国は 11 か国あった（図表８）。G8 に限ってみると、2013 年 6 月にロシアが受動喫煙防止法を施行したので、日本以外は国あるいは州レベルで罰則のある法的規制を実施している。

米国は、国レベルではなく州レベルでの法規制である。CDC の Office on Smoking and Health の State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE)システム[13] から米国各州の屋内禁煙の法的規制の状況を調べると、ワシントン DC を含む 51 州のうち多くの州でバーやレストランなどを含めて多くの職場・公共の場が屋内禁煙法によって 100%完全禁煙とされている（図表９）。しかし、これまでの経緯を見ると、官公庁職場、公共交通機関、デイケアセンター、病院などから 100%完全禁煙が拡がっていったことがわかる。なお、表には示していないが、同じく STATE システムから 2013 年第 1 四半期における学校の禁煙状況を調べると、公立学校（K-12 幼稚園から高校まで）では 19 州で、私立学校（K-12）では 7 州で、公立のカレッジでは 3 州で、私立のカレッジでは 1 州で、敷地内禁煙を義務付ける法が施行されていた。

ヨーロッパ地域の 48 か国の 68 の屋内禁煙法（2011 年 7 月から 9 月に効力を有して

いたもの）を調査して、28 の施設における受動喫煙からの保護の状況を調べた研究によると、例外なしの 100%完全禁煙の施設の割合は、教育施設 68.2%～86.4%、公共交通機関で 56.9%～72.5%、スポーツ施設 57.6%、一般医療施設 50.0%、文化施設 43.9%、政府施設 41.8%を除くと、他の施設ではまだまだ少ないことが報告されている[14]（図表１０）。また、受動喫煙防止のための法律の制定をするとしても、実行可能性を確保するため各国の実情に合わせて一定の例外が設けられていることもわかる。

28 施設のうち 20 以上の施設を例外なしの 100%完全禁煙としている国は、キプロス（25 施設）、ギリシャ（24 施設）、ルクセンブルグ（20 施設）、リトアニア（21 施設）、マルタ（25 施設）、スロバキア（24 施設）、スペイン（24 施設）、タジキスタン（26 施設）、前ユーゴスラビア共和国（27 施設）、連合王国イングランド（21 施設）、連合王国北アイルランド（22 施設）であった。

このほか、Tobacco Control Laws のサイト[15]からも世界各国の屋内禁煙法の最新の状況の詳細を見ることもできる。このサイトからの情報を見ても、すべての施設を例外なしの 100%完全禁煙としている国はまだない。イングランドの屋内禁煙法の詳細[16]をこのサイトから見ると、ホスピスや緩和ケア提供の保健医療施設の居住空間、大学・職業学校（個人的居室）、商店（たばこ屋）、ホテル、監獄・更生施設等は 100%完全禁煙ではなかった。

以上の点から、わが国の現状を踏まえると、すべての施設の屋内禁煙化が実現するためのステップとして、段階的に禁煙化を進める戦略を検討することの必要性が示唆された。

E. 結論

大阪府受動喫煙防止条例案取り下げの経緯の検討から、議会や議員への働きかけや意見の調整を十分行うとともに、法的規制の必要性や意義についての科学的根拠をきちんと整理しておくことが重要であることが改めて確認された。また、諸外国の受動喫煙防止に関わる法規制の分析から、すべての施設の屋内禁煙化が実現するためのステップとして、段階的に禁煙化を進める戦略の検討の必要性が示唆された。条例案制定を検討する自治体において、小論を参考資料として準備の過程で活用し、都道府県レベルでの受動喫煙防止条例が多数制定されるようになることを期待している。

【引用文献】

1) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 (http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/p23021.html)
2) 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例 (http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/judoukitsuen_jourei.html)
3) 兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書 （http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw13/documents/000185259.pdf）
4) 大阪府健康医療部保健医療室 健康づくり課調査 （http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/attach/hodo-10369_4.pdf）
5) Pell JP et al. Smoke-free legislation and hospitalization for acute

coronary syndrome. N Engl J Med 2008; 359:482-491

6) Velvet Glove, Iron Fist The website of Christopher Snowdon (http://www.velvetgloveironfist.com/index.php?page_id=65)

7) Lightwood JM and Glantz SA. Declines in Acute Myocardial Infarction AfterSmoke-Free Laws and Individual Risk Attributable to Secondhand Smoke. Circulation. 2009;120:1373-1379.

8) Wagner AK. Segmented regression analysis of interrupted time series studies in medication use research. Journal of Clinical Pharmacy and Therapeutics (2002) 27, 299–309

9) Juster HR et al. Declines in Hospital Admissions for Acute Myocardial Infarction in New York State After Implementation of a Comprehensive Smoking Ban. American Journal of Public Health: November 2007, Vol. 97, No. 11, pp. 2035-2039.

10) Sims M et al. A. Short Term Impact of Smoke-Free Legislation in England: Retrospective Analysis of Hospital Admissions for Myocardial Infarction. BMJ. 2010;340:c2161.

11) 中村正和: 自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究. 生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究（研究代表者：大和浩）平成 24 年度総括・分担研究報告書. 2013.

12) WHO report on the global tobacco epidemic, 2013, WHO, Geneva, 2013 (http://www.who.int/tobacco/global_report/2013/en/)

13) State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE) System (http://apps.nccd.cdc.gov/statesystem/ComparisonReport/ComparisonReports.aspx)

14) Martinez C et al. Protection from secondhand smoke in countries belonging to the WHO European Region: an assessment of legislation. Tobacco Control Published Online First 17 April 2013

15) Tobacco Control Laws （http://www.tobaccocontrollaws.org/）

16) Country Details For England Indoor Place (http://www.tobaccocontrollaws.org/legislation/country/england/sf-indoor)

図表1. 大阪府内受動喫煙防止対策実施調査結果、平成 24 年 4 月

6. 平成24年度 大阪府内受動喫煙防止対策実施状況調査結果一覧表

受動喫煙防止対策の実施状況調査結果一覧表
（大阪府健康医療部 保健医療室 健康づくり課調査 回収率100%）

		敷地内禁煙（%）			建物内禁煙（%）			建物内に喫煙場所あり（%）		
		平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日
府庁舎・所管施設	府庁舎・所管施設	64.6	73.7	76.9	21.2	22.0	19.5	14.2	4.3	3.6
市町村	本庁舎	4.6	14.0	11.6	53.5	53.5	58.2	41.9	32.5	30.2
	議会関係スペース	2.3	11.6	11.6	46.5	41.9	46.5	51.2	46.5	41.9
	出先機関(市町村単位)	0	11.6	9.3	51.2	34.9	37.2	48.8	53.5	53.5
	保育所	89.0	92.2	93.7	11.0	7.8	6.3	0	0	0
	幼稚園	98.3	99.4	99.1	1.7	0.3	0.9	0	0.3	0
	小学校	88.7	93.6	96.5	5.3	2.4	3.1	6.0	4.0	0.4
	中学校	86.4	91.0	93.8	6.3	4.1	5.6	7.3	4.9	0.6
私立学校	小学校	76.5	58.8	58.8	23.5	35.3	41.2	0	5.9	0
	中学校	37.9	51.5	51.5	30.3	30.3	28.8	31.8	18.2	19.7
	高等学校	34.7	47.5	50.5	27.7	32.7	29.7	37.6	19.8	19.8
大学・短期大学(部)（キャンパス単位）	国公立大学	18.2	9.1	20.0	81.8	90.9	60.0	0	0	20.0
	私立大学	18.3	21.3	24.2	66.7	63.9	66.7	15.0	14.8	9.1
	私立短期大学(部)	42.4	45.5	42.4	54.5	54.5	48.5	3.0	0	9.1
病院		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	国公立及び独立行政法人の病院	66.7	65.6	74.2	28.2	31.3	22.6	5.1	3.1	3.2
	国公立及び独立行政法人以外の病院	34.3	40.6	49.6	44.9	42.2	36.1	20.8	17.2	14.3

※これら施設の調査結果の詳細及び「大阪府業務用車両」「鉄道車両・駅構内・ホーム」の調査結果は別添参照。

図表2. Pell 論文において示されたスコットランドの 9 病院における ACS の推移

Pell論文において示されたスコットランドの9病院における
ACSの推移 屋内禁煙法施行は2006年3月末以降）

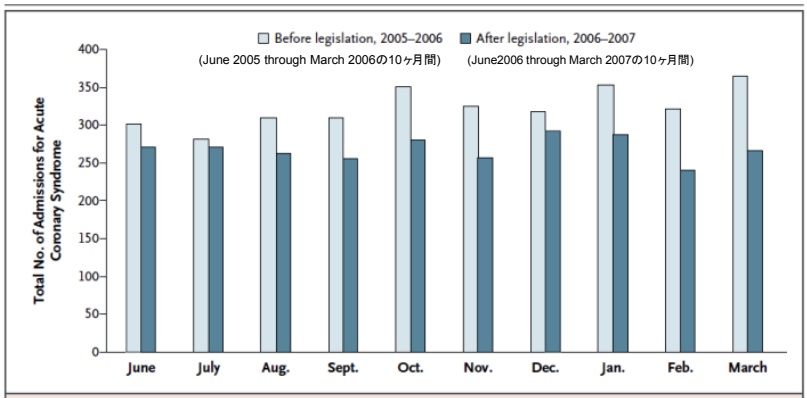

Figure 1. Admissions for Acute Coronary Syndrome According to Month before and after Smoke-free Legislation.

スコットランド510万人の人口のうち、300万人の医療を担当する9病院を対象として調査。ACSの発症は、胸痛発症による緊急入院時のルーチン採血の項目、心臓由来のトロポニンで確認されている。

図表３．平成 24 年度 2 月定例本会議の一般質問で提示されたスライドの原資料

Hospitalisations for acute coronary syndrome in the last 10 years.
$ource: Information Services Division ISD Scotland ）

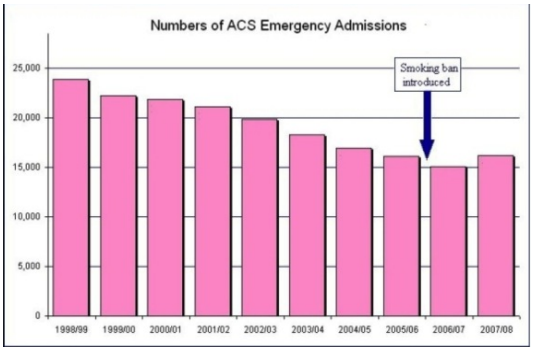

Velvet Glove, Iron Fist
The website of Christopher Snowdon
(http://www.velvetgloveironfist.com/index.php?page_id=65)

図表４．ニューヨーク州における屋内禁煙法の効果、trend を考慮に入れた解析

TABLE 2—Interrupted Time-Series Results Predicting Monthly Hospital Admission Rates per 100 000 Population for Acute Myocardial Infarction (AMI) and Stroke as a Function of Smoking Restrictions and Secular Trends: New York State, 1995–2004

	AMI		Stroke	
Smoking Restriction	b (95% CI)	*t*	b (95% CI)	*t*
Comprehensive smoking ban	−0.80 (−2.7, 1.1)	−0.81	−1.14 (−2.6, .30)	−1.55
Comprehensive smoking ban × time interaction	−0.32*** (−.47, −.16)	−4.10	0.06 (−.06, .18)	0.94
Moderate smoking restrictions	−1.1 (−2.3, .13)	−1.75	1.3* (.26, 2.26)	2.46
Moderate smoking restrictions × time interaction	−0.15** (−.25, −.06)	−3.10	0.05 (−.03, .14)	1.30
Overall F-test (138 7301)	98.92***		65.09***	

Note. Regression models also include indicator variables for month of admission (11 variables), county (61 variables), and a time-by-county interaction (61 variables).
*$P<.05$; **$P<.01$;***$P<.001$

図表５．ニューヨーク州における急性心筋梗入院数、モデルによる予測値と実測値

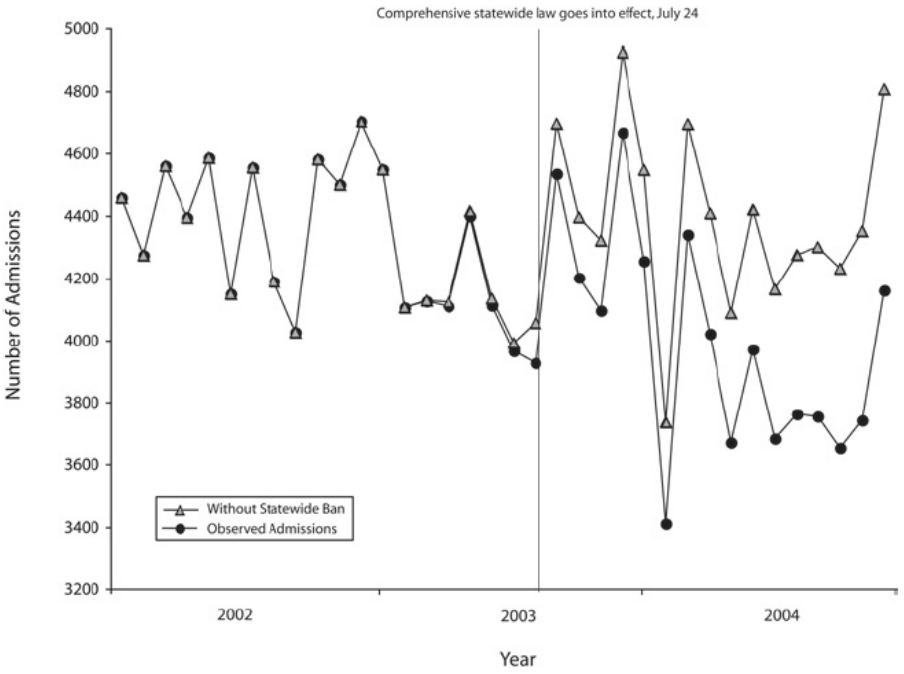

FIGURE 1—Observed number of hospital admissions for acute myocardial infarction and predicted number of hospital admissions in the absence of a comprehensive smoking ban, by month: New York State, 2002–2004.

図表６．イングランドの屋内禁煙法の効果、trend を考慮に入れた解析

Table 2 | Results of Poisson regression analyses to detect association between smoke-free legislation in England and emergency admissions for myocardial infarction

		Men		Women	
Final models*	All events	<60	≥60	<60	≥60
% change after smoke-free legislation† (95% CI)	−2.37‡ (−4.06 to −0.66)	−3.46‡ (−5.99 to −0.85)	−3.07‡ (−4.86 to −1.25)	−2.46 (−7.62 to 3.00)	−3.82‡ (−6.48 to −1.09)
Other predictors kept in analysis:					
Time (long term trend)	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Temperature§	Yes	No	Yes	No	Yes
Flu	No	No	No	No	No
Christmas holidays	Yes	No	Yes	Yes	Yes
Week of year	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Residuals:					
AR(1) model	Yes	No	No	No	Yes

*All regression models were adjusted for population size, number of days, and smoke-free legislation.
†Calculated by exponentiating estimated regression coefficient for smoke-free legislation predictor.
‡P<0.01.
§In previous week.

図表7. 神奈川県、兵庫県の条例と大阪府条例案の比較

		神奈川県条例	兵庫県条例	大阪府条例案
目的		公共的施設における受動喫煙による健康への悪影響を防止	受動喫煙を防止し、健康で快適な生活の維持	受動喫煙より保護し、府民の命と健康を守ること
条例の概要	学校・医療機関・官公庁	◆禁煙(居室、事務室を除く)（喫煙所設置可）	◆建物内禁煙 学校は敷地内禁煙、大学は分煙可、精神科病棟、緩和ケア病棟を除外	◆建物内禁煙 <条例> ただし、警察の用に供するもの、精神科病院、緩和ケアを行う病院を除外。
	社会福祉施設、公共交通機関、運動施設、映画館、金融機関、百貨店等	◆禁煙(居室、事務室を除く)（喫煙所設置可）	◆禁煙または分煙	◆建物内禁煙 <条例> 社会福祉施設：住宅の用に供すものは除外。 公共交通機関、映画館、金融機関、百貨店などはガイドラインによる推進。
	規模の大きい飲食店・宿泊施設等	◆禁煙または分煙	◆禁煙または分煙	◆建物内禁煙 <ガイドライン>
	規模の小さい飲食店、宿泊施設、風営法対象施設等	◆禁煙または分煙（努力義務）	◆禁煙または分煙または喫煙可 ※表示すれば全て喫煙可とできる、	◆建物内禁煙 <ガイドライン>
過料		違反をした人は 2 万円以下の過料、条例規定の義務を履行しない施設管理者に対しては 5 万円以下の過料	違反をした人は 2 万円以下の過料、県が発した命令に従わなかった施設管理者には 30 万円以下の罰金	命令に違反した施設管理者には 5 万円以下の過料
特記事項		分煙設備資金の融資制度あり	分煙設備資金の助成事業ならびに融資制度あり	分煙の義務化は行わない、分煙設備整備の助成なし

図表8. MPOWER 2013 における受動喫煙防止のための法的規制の取組みの評価

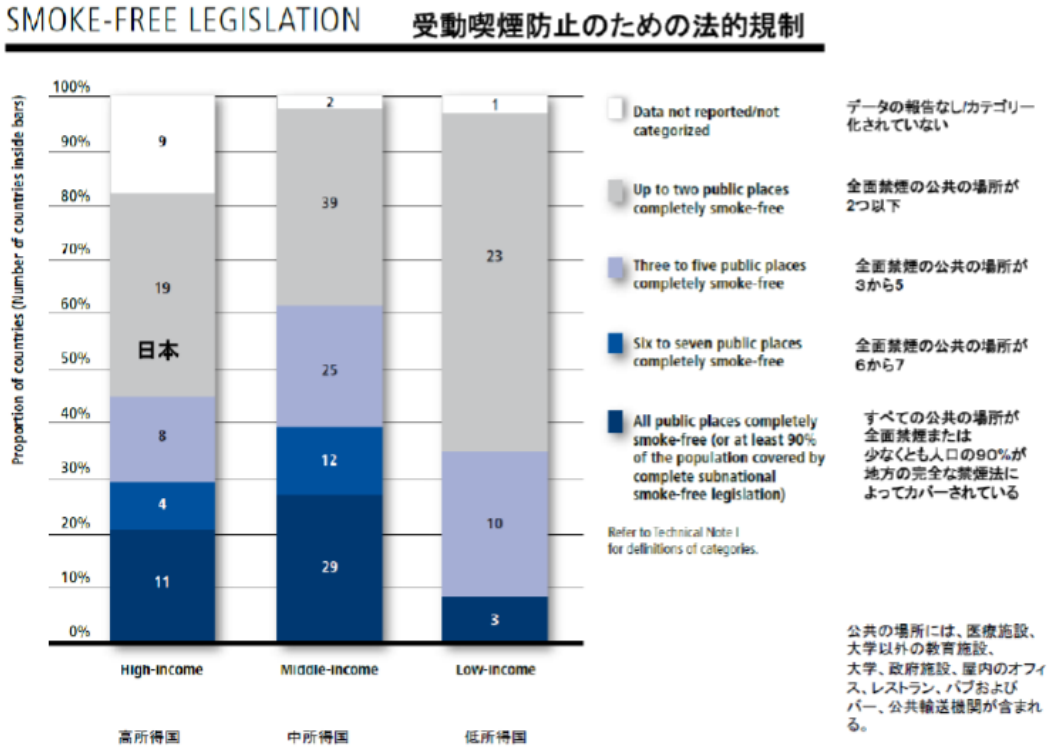

図表９．米国における各州の屋内禁煙の法的規制の状況、2013 年第 1 四半期

米国における各州の屋内禁煙の法的規制の状況（2013年第1四半期）

Source: Office on Smoking and Health (OSH)

	Banned 100% Smokefree	Separate Ventilated Areas	Designated Areas	Total Number of States with Any Restriction	No Restrictions
Bars	28* (0, 0, 6, 27)	3	2	33	18
Commercial Day Care Centers	40*† (19, 22, 29, 39)	0	3	43	8
Enclosed Arenas	34* (2, 2,11, 32)	2	7	43	8
Government Worksites	38* (8, 11, 17 36),	4	6	48	3
Grocery Stores	35* (6, 6, 12, 33)	2	6	43	8
Home-based Day Care Centers	37*† (11, 12, 23, 37)	0	3	40	11
Hospitals	34* (5, 5, 14, 33)	2	10	46	5
Malls	33* (1, 1, 9 30),	2	4	39	12
Prisons	10 (0, 2, 4, 9),	1	5	16	35*
Private Worksites	34* (0, 0, 9, 33)	2	6	42	9
Public Transportation	40* (15, 16, 22, 40)	1	6	47	4
Restaurants	34* (1, 1, 10, 32)	5	5	44	7

Banned 100% Smokefreeの（　　）内の3つの数値は、1995年、2000年、2005年、2010年の各第4四半期におけるものである。

* Includes Washington, DC

† Includes 12 states where smoking is banned when children are on premises for Commercial Day Care centers and 26 states for those of Home-based Day Care Centers.

図表１０． WHO ヨーロッパ地域の各国における受動喫煙防止の状況

Table 3 Level of protection according to the WHO guideline (2007)

		Level of protection								
	Sample n	0 Absence of protection (%)	1 Under conditions without designated and/or ventilated areas (%)	2 Under conditions with designated and/or ventilated areas (%)	3 In designated and ventilated areas (%)	4 In ventilated areas (%)	5 In designated areas (%)	6 100% smokefree areas without exception (%)	No information (%)	Median (IQR)
Healthcare sector										
General health facility	66.0	0.0	1.5	39.4	4.5	0.0	3.0	50.0	1.5	6 (2–6)
Mental health (long stay)	66.0	0.0	43.9	10.6	3.0	0.0	21.2	4.5	16.7	2 (2–6)
Mental health (short stay)	66.0	0.0	43.9	10.6	3.0	0.0	21.2	6.1	15.2	2 (2–5)
Mental health outpatients	66.0	6.1	1.5	42.4	9.1	0.0	3.0	22.7	15.2	2 (2–6)
Nursing home (long stay)	66.0	3.0	1.5	42.4	9.1	0.0	6.1	21.2	16.7	2 (2–6)
Nursing home (short stay)	66.0	3.0	1.5	42.4	9.1	0.0	6.1	22.7	15.2	2 (2–6)
Nursing home ambulatory	66.0	3.0	0.0	42.4	9.1	0.0	6.1	24.2	15.2	2 (2–6)
Social care	66.0	3.0	0.0	42.4	9.1	0.0	6.1	22.7	16.7	2 (2–6)
Education										
Primary school	66.0	0.0	0.0	9.1	3.0	0.0	1.5	86.4	0.0	6 (6–6)
Secondary school	66.0	0.0	0.0	9.1	3.0	0.0	1.5	86.4	0.0	6 (6–6)
University	66.0	0.0	0.0	16.7	6.1	0.0	9.1	68.2	0.0	6 (5–6)
Other	66.0	0.0	3.0	10.6	6.1	0.0	1.5	78.8	0.0	6 (6–6)
Public places and workplaces										
Governmental facilities	67.0	1.5	4.5	41.8	9.0	0.0	1.5	41.8	0.0	3 (2–6)
Prisons	65.0	1.5	3.1	36.9	4.6	0.0	9.2	4.6	40.0	2 (2–3)
Health Ministry	66.0	1.5	4.5	39.4	7.6	0.0	4.5	40.9	1.5	3 (2–6)
Cultural facilities	66.0	1.5	3.0	36.4	9.1	0.0	1.5	43.9	4.5	3 (2–6)
Recreational facilities	66.0	1.5	3.0	19.7	13.6	0.0	1.5	30.3	30.3	3 (2–6)
Shopping facilities	66.0	3.0	1.5	22.7	10.6	0.0	1.5	36.4	24.2	4 (2–6)
Sports facilities	66.0	3.0	1.5	18.2	9.1	0.0	0.0	57.6	10.6	6 (3–6)
Offices	51.0	3.9	5.9	29.4	13.7	0.0	3.9	37.3	5.9	3 (2–6)
Manufacturers	51.0	2.0	5.9	29.4	13.7	0.0	3.9	37.3	7.8	3 (2–6)
Hospitality and transport										
Restaurants and cafeterias	66.0	6.1	1.5	53.0	3.0	1.5	4.5	25.8	4.5	2 (2–6)
Pubs, bars, nightclubs	66.0	7.6	1.5	51.5	6.1	1.5	4.5	22.7	4.5	2 (2–5)
Hotels	66.0	4.5	3.0	34.8	9.1	3.0	3.0	6.1	36.4	2 (2–3)
Public vehicles	51.0	3.9	3.9	11.8	2.0	2.0	0.0	72.5	3.9	6 (6–6)
Trains	51.0	2.0	5.9	23.5	0.0	0.0	0.0	60.8	7.8	6 (2–6)
Ships	51.0	2.0	5.9	19.6	0.0	0.0	0.0	58.8	13.7	6 (2–6)
Stations	51.0	2.0	3.9	19.6	2.0	0.0	0.0	56.9	15.7	6 (2–6)

0=absence of protection; 1=allow smoking under certain conditions without designated and/or ventilated areas prescribed; 2=allow smoking under certain conditions with designated and/or ventilated areas prescribed; 3=allow smoking if designated and ventilated areas are both prescribed; 4=allow smoking if ventilated areas prescribed; 5=allow smoking if designated areas prescribed; 6=100% smokefree without exceptions.

資料 1. 大阪府受動喫煙の防止等に関する条例（案）の概要

１　条例制定の背景

（１）受動喫煙が死亡、疾病及び障がいを引き起こすことは科学的に明らかである。

（２）大阪府健康増進計画（平成２０年８月策定、平成２０年度から２４年度の５カ年計画）において、公共施設の（官公庁・医療機関・学校・公共交通機関）の全面禁煙１００％をめざすが、いまだ１００％は未達成であり、新たな対策が必要となった。

【参考】平成２４年度調査において、官公庁９６．４％、病院８６．３％、私立学校８２．１％であった。

（３）大阪府内の飲食店における受動喫煙防止対策実施状況調査において、平成２２年度の調査では府内の終日全面禁煙の飲食店は１７．５％にとどまった。したがって、今後は民間施設を含めた対策の方針が必要である。

（４）平成２４年度の府民調査では、「公共の場の禁煙推進」を望む人が８９．７％（非喫煙者に限れば９５．５％）、「病院・学校」が９８％、「官公庁・公共交通機関」９５％、「子どもの利用が想定される飲食店」９２．８％と、多くの府民が公共の場の禁煙を望んでいる。

（５）そこで、平成２４年４月に、大阪府衛生対策審議会に「大阪府受動喫煙防止対策のあり方」について、諮問し、１０月に「公共性の高い施設では、条例による義務化、その他の施設はガイドラインによる対策の推進が必要」との答申を得た。

（６）答申をふまえ、府の方針として、効果が不確実な分煙の義務化はせず、全面禁煙を推進する、段階的に全面禁煙義務化の対象施設を拡大することとした。

２　条例の目的・基本的な施策

（１）目的

この条例は、受動喫煙のない社会を目指して、府、施設管理者及び府民の責務を明らかにするとともに受動喫煙防止のために必要な施策等を定め、府民を受動喫煙より保護することなどにより、全ての府民の命と健康を守ることを目的とする。

（２）基本的な施策

・分煙による受動喫煙防止効果は不確実なため、分煙の義務化は行わない。
・受動喫煙等たばこによる害についての情報提供、周知・啓発
・各機関の役割の明示、施策推進・監視・指導体制の整備
・ガイドラインに基づくその他の施設における対策の推進

（３）内容

・対象施設の指定
・施設における受動喫煙防止対策の実施、禁煙指定区域範囲内での喫煙の禁止
・府が求める受動喫煙防止対策実施状況に関する調査、勧告、公表、命令、過料

（４）その他

・義務化対象施設の拡大について、定期的な検討を行う

３　条例の概要

（１）対象施設と対策（別表）

○敷地内全面禁煙を努力義務、建物内全面禁煙を法的義務とする施設（第１分類）

学校、医療機関、官公庁

公共交通機関（車両以外）、児童・母子福祉施設、社会福祉施設、運動施設、社会教育施設

○ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策を推進する施設（条例にガイドラインを定める旨を規定）

・建物内全面禁煙を推進する施設（第２分類）

飲食店、宿泊施設、物品販売、サービス店舗等

・建物内全面禁煙又は分煙を推進する施設（第３分類）

風俗営業法対象施設

・啓発等に取り組む施設（第４分類）

公園、通学路等

※特に第２分類のうち、子どもの利用が多い施設、より公共性の高い施設について、全面禁煙の推進を図り、段階的に条例による義務化への検討を行う。

（２）義務化の内容

ア　施設管理者の義務

・施設を管理する者は、施設建物内において府の定める受動喫煙防止の措置を講じなければならない。さらに、敷地内においても、受動喫煙防止の措置を講じるよう努めなければならない。

・府の定める受動喫煙防止の措置とは、建物内又は敷地内を禁煙区域とし、禁煙区域に灰皿その他の喫煙の用に供する器具又は設備を設置しないこととする。

・施設が禁煙である旨を利用者が認知できるよう、表示等を行うよう努めるものとする。

・管理する施設の禁煙区域内で喫煙を行っている者に対して、ただちに喫煙を中止し、又は禁煙区域から退出するよう求めなければならない。

・その他、施設利用者が受動喫煙の害を被らないよう努めなければならない。

イ　府の措置

【指導・助言】府は、指導・助言を行い、必要時には、施設管理者に報告書の提出や立ち入って状況を調査し、必要な指導・助言を行う。

【勧告・公表・命令】府は、義務を遵守していないと認められるときは勧告を行い、勧告後なおその義務を遵守していないと認められるときは公表し、命令を行う。

【過料】府は、施設管理者が、命令に違反した場合に５万円以下の過料を科す。

ウ　施設利用者の責務

・施設管理者の指定する禁煙区域で喫煙してはならない。

エ　その他

・別表に定めるほか、必要な経過措置については、検討するものとする。

別表（案）

分類		対象施設区分	方法	必要な対策	対象とする区域	特別措置等について
第1分類	1	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	義務化	・建物内全面禁煙義務 ・敷地内全面禁煙努力義務	居室又は居室に準ずる環境（専ら居住者のみが利用する空間等）を除く	
	2	病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局、その他の医療を提供する施設（助産所）				精神科・緩和ケア病棟のある病院については、当面の間、全面禁煙を努力義務とする経過措置をもうける
	3	官公庁の庁舎				人を収容又は拘置する施設については、当面の間、全面禁煙を努力義務とする経過措置をもうける
	4	保育園、児童厚生施設、その他これに類するもの（児童福祉施設、母子福祉施設、母子健康センター等）				
	5	大学及び高等専門学校、専修学校、各種学校				
	6	老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、身体障がい者福祉センターその他これに類するもの（保護施設、救護施設、婦人保護施設、障がい者支援施設、介護老人福祉施設等）				
	7	体育館、水泳場等				
	8	図書館、博物館、美術館その他これらに類する社会教育施設				
	9	公共交通機関を利用する旅客乗降、待合いその他の用に供する施設				当面の間、全面禁煙を努力義務とする経過措置をもうける
第2分類		学校教育法に規定する学校以外のもので、学校と同様な用途に供される教育施設（学習塾、そろばん塾、華道教室、編み物教室、料理教室等）	ガイドライン	建物内全面禁煙の推進	宿泊施設については、出入り口・廊下・階段・エレベーター・便所その他の公共の用に供される区域（公共的空間）を対象とする。	
		医療法における医療提供施設以外の薬局、 医療類似行為を行う施設（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所等）				
		官公庁のうち庁舎以外の施設（他の対象施設の区分に該当するものを除く）				
		競技性を備えた施設以外の運動施設（スポーツクラブ、バッティングセンター、ゴルフ練習場等）				
		飲食店				
		ホテル・旅館その他これらに類するもの（簡易宿泊所）				
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
		銀行その他の金融機関				
		郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所				
		集会場又は公会堂				
		展示場				
		神社、寺院、教会その他これに類するもの 火葬場又は納骨堂				
		理容・美容所				
		公衆浴場（銭湯、サウナ、スーパー銭湯等含む）				
		劇場、映画館又は演芸場				
		屋内観覧場				
		遊技施設（ゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場）等				
第3分類		風俗営業法対象施設 （料亭、バー、スナック、パチンコ店、マージャン屋、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、宿泊施設等）等		建物内禁煙又は分煙の推進	宿泊施設については、出入り口・廊下・階段・エレベーター・便所その他の公共の用に供される区域（公共的空間）を対象とする。	
第4分類		都市公園		ガイドラインによる方向性の提示と啓発等の取り組み	特に、子どもや妊婦が利用する空間、多くの者が利用する空間など	
		通学路				
		動物園、植物園、遊園地その他これに類するもの				
		屋外の観覧場				

○定義
・ 敷地内全面禁煙とは、建物の屋内又はそれに準ずる環境が常に禁煙の状態に加え、施設敷地内の屋外も常に禁煙の状態。
・ 建物内全面禁煙とは、建物の屋内又はそれに準ずる環境が常に禁煙の状態。

資料 2. 大阪府受動喫煙の防止に関する条例案

（目的）

第一条　この条例は、受動喫煙のない社会の形成に関し、基本理念を定め、府、施設を管理する者及び府民の責務を明らかにするとともに、受動喫煙の防止のために必要な規制等を行うことにより、府民の生命及び健康を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　受動喫煙　室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。

二　特定施設　多数の者が利用する施設（以下「施設」という。）であって、特に受動喫煙を防止する必要があるものとして別表に掲げるものをいう。

三　特定施設管理者　特定施設を管理する者をいう。

（基本理念）

第三条　受動喫煙の防止のために必要な施策は、たばこの煙が健康に影響を及ぼすものであり、特に妊婦、子ども等は重大な悪影響を受けるおそれがあることから特段の配慮がなされなければならないことに鑑み、施設の特性を考慮しつつ、総合的かつ計画的に実施されなければならない。

（府の責務）

第四条　府は、前条に定める基本理念にのっとり、受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、並びに国、市町村及び府民と協力してこれを実施する責務を有する。

（施設を管理する者の責務）

第五条　施設を管理する者は、第三条に定める基本理念にのっとり、当該施設における受動喫煙を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

（府民の責務）

第六条　府民は、第三条に定める基本理念にのっとり、受動喫煙による健康への影響に関する理解を深めるとともに、府が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

２　府民は、自らの喫煙により受動喫煙をもたらすことのないよう配慮しなければならない。

（基本指針の策定）

第七条　知事は、第四条に規定する総合的な施策及び第五条の規定により講ずべき措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

２　基本指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　受動喫煙の防止に関する施策の基本的な事項

二　施設において受動喫煙を防止するために必要な事項
三　前二号に掲げるもののほか、受動喫煙を防止するための環境の整備に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
３　知事は、基本指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
（推進体制の整備）
第八条　府は、受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。
（特定施設管理者の義務）
第九条　特定施設管理者は、当該特定施設の建物（当該特定施設が建物の部分である場合は、当該部分をいい、附帯施設を含む。以下同じ。）の内部（居住の用に供する部分を除く。以下同じ。）における喫煙を禁止しなければならない。
２　特定施設管理者は、当該特定施設の建物の内部に専ら喫煙の用に供する場所又は灰皿その他のたばこの吸い殻を入れる容器を設けてはならない。
３　特定施設管理者は、当該特定施設の敷地（建物の内部を除く。）において、当該施設の利用者が他人のたばこの煙を吸わされることがないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（立入調査等）
第十条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設管理者に対し、当該特定施設の管理に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該特定施設に立ち入り、当該特定施設の状況その他必要な事項を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
２　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
（勧告等）
第十一条　知事は、特定施設管理者が第九条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導することができる。
２　知事は、前項の規定による指導を受けた特定施設管理者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、同項の措置を講ずるよう勧告することができる。
（公表）
第十二条　知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた特定施設管理者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該特定施設の名称及び所在地並びに当該勧告の内容を公表することができる。
２　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該特定施設管理者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。
（命令）

第十三条　知事は、第十一条第二項の規定による勧告を受けた特定施設管理者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（規則への委任）

第十四条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第十五条　第十三条の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条から第八条までの規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　別表一の項及び五の項の規定の適用については、当分の間、同表一の項中「施設若しくは」とあるのは「施設（警察の用に供する施設を除く。）若しくは」と、同表五の項中「病院」とあるのは「病院（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）及び緩和ケアを行う病院を除く。）」とする。

（検討）

３　府は、この条例の施行後適当な時期において、第九条及び別表の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

１地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所、同法第百五十五条第一項に規定する支所若しくは出張所、同法第百五十六条第一項に規定する行政機関の施設若しくは同条第四項に規定する国の地方行政機関の施設（税務署その他規則で定めるものに限る。）又は裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条第一項に規定する下級裁判所の施設（他の項に該当するものを除く。）

２地方公共団体が設置する体育館

３学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校（他の項に該当するものを除く。）

４図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館又は博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館若しくは同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

５医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項

に規定する診療所若しくは同法第二条第一項に規定する助産所又は薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項に規定する薬局

６児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（五の項に該当するものを除く。）

７老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター

資料３．大阪府議会平成 24 年度 2 月定例本会議―A議員の質問内容と答弁

◎A議員の質問内容

次に、受動喫煙防止条例についてお尋ねをいたします。

私は、たばこは吸いません。いつでも、どこでも、周りを気にせずたばこを吸われている状況については、改善をしてほしいと常々考えておりましたが、近年、受動喫煙防止の機運が高まって、非喫煙者への配慮が当然のこととして考えられるようになったことを大変喜んでおります。

しかし、今回上程されている受動喫煙防止条例案は、そんな私から見ても、余りに行き過ぎの感があります。

平成二十年度策定の大阪府健康増進計画において、五カ年計画で公共施設の全面禁煙一〇〇％を目指し取り組まれた結果、平成二十四年度において、公立の小中高等学校で一〇〇％、官公庁九六・四％、病院八六・三％、私立学校八二・一％と達成をされております。これを見て、私は、ここまで達成できているんならば十分ではないかというふうに思ったわけです。

例えば、がん検診受診率など、目標値を大きく下回る項目がたくさんあります。そんな中で、なぜたばこの問題だけ今回のような条例をつくって完璧を目指さなければならないのか、健康医療部長の見解をお聞かせください。

◎理事者側の答弁

受動喫煙防止条例についてお答え申し上げます。

本府におきましては、これまで受動喫煙防止対策に取り組んできましたが、府民調査 におきましても、多くの府民が、公共の場における禁煙を希望しているとの結果がございました。特に学校や病院、官公庁などの公共性の高い施設における受動 喫煙防止対策は、健康影響に鑑み、重要な課題であり、対策が必要であると考えております。

つい最近公表されました平均寿命の全国平均、全国順位では、大阪府はいまだ低位にございまして、その主な原因であるがんや心臓病、こういったものの予防のためにも、受動喫煙防止対策は喫緊の課題であると考えておりまして、着実に取り組む必要があると考えております。

こういったことを踏まえまして、府は、本条例案においては、子どもや妊婦を含む利用者が、当該施設を利用するかどうか選択することが困難な公共性の高い施設を中心に、確実に受動喫煙を防止するため、建物内の全面禁煙を義務化するものでございます。

資料4. 大阪府議会平成 24 年度 2 月定例本会議—B議員の質問内容と答弁

◎B議員の質問内容

これは、スコットランドの法律を例にとって、法律施行前と施行後、これを比較した ら、一七％心筋梗塞や狭心症の入院数が減りましたよという、そういうグラフなんですが、これを見て何かおかしいなと思ったんです。何かといいますと、これ はあくまでも法律施行の前後だけしか見てませんから、これ数年前からどういう状況だったんかなということで資料を取り寄せました。それが、これです。

これ、一九九九年から二〇〇八年のグラフなんですが、先ほど申し上げた法律施行前後十カ月は、ここです。ここなんですね。要は、これ見ていただいたらわかりますように、もう大分以前から減少傾向でした、ずっと。年二％から八％、これ減り続けてたんです。

ちなみに、法律施行前、一年前は、何％下がったかといいますとーー出してもらえますか。次、お願いしますーーー年目は七・二％減少してます。しかし、二年後は七・八％、逆に増加してるんです。その後、膠着状態になったり、また減ったり ということで、そもそもこの資料ーーもとに戻してもらえますか、最初の検討部会でされた資料ですね。この資料、間違いじゃないんです、確かに。間違いじゃ ないんですが、同時に、委員の皆さんをあおってる資料でもあると私は思います。こういう資料で、この検討部会の中で議論されると、フラットに考えておられる皆さんは、そら法律必要やなと、条例も必要やなと間違いなく思うと思うんです。

こういう資料でやりとりされることについてどう思われるか、部長の見解をお伺いします。

◎理事者側の答弁

議員お示しのデータなんですけども、その新たに取り寄せられました詳細については、ちょっと私ども今把握しておりませんが、このデータにつきましては、スコットランド以外にも、受動喫煙防止法施行による効果については、アメリ カ、イタリア、英国、カナダ、アイルランド、フランス、アルゼンチン、七カ国の十件以上の報告がございまして、それらを全てまとめて分析したものでございまして、一年目で心筋梗塞、不安定狭心症等は一七％減少したというのが、審議会において報告されたものでございます。

それで、これはさらにその後フォローされておりまして、三年目には三〇％の減少が 報告されておりまして、議員取り上げられましたスコットランドのデータについても、またその後のデータの分析もあっての報告でございまして、この受動喫煙を防止した上での急性影響につきましては、グローバルスタンダードとしては確かなものということで認められてるものでございまして、衛生対策審議会におきましても、そういうことで、皆さん、認めていただいたものと理解しております。

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
自治体における受動喫煙防止対策の効果的な推進方策の検討と普及に関する研究
分担研究報告書

職業的な受動喫煙による遺伝子障害の指標の検討

研究分担者　河井一明　産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性腫瘍学 教授

研究要旨
最近、エピジェネティック変化と生活習慣病の関わりが注目されている。エピジェネティック機構による発がん過程において、フリーラジカルを介して生じるシトシンのメチル化は、タバコ煙のエピジェネティック発がんへの関与の評価に応用できると考えられる。今回、タバコ煙凝縮物によって、フリーラジカルを介して生成する 8-メチルデオキシグアノシン、8-メチルデオキシアデノシン、5-メチルデオキシシチジンの生成が認められた。エピジェネティック変化の初期に起きるシトシン 5 位のメチル化が、タバコ凝縮物によってフリーラジカルを介して生じることが明らかとなり、喫煙による新たな発がん機構の１つとして注目される。さらに今後、フリーラジカルを介して生成する DNA 塩基のメチル化は、喫煙による健康影響の新たなリスク評価指標としての応用に期待が持たれる。

A．研究目的

近年、DNA の塩基配列に変化はないものの、細胞の性質が変化し、記憶継承されるいわゆるエピジェネティクスに注目が集まっている。生体のエピジェネティックな変化は、がんをはじめとするさまざまな生活習慣病に関わることが明らかとなってきており、その変化には日常生活環境が密接に関連しているともいわれている。我々はエピジェネティック機構による発がん過程において、フリーラジカルを介して生じるシトシンのメチル化がエピジェネティック変化の初期段階で重要な働きをしていると考え、これまでに次のような結果を得ている。工業的に多量に生産され、発がんプロモーターとしても知られている *tert*-ブチルヒドロペルオキシドやクメンヒドロペルオキシドが、メチルラジカルの生成を介して、シトシンの５位をメチル化する[1)]ことや DMSO や内因性のメチルスルホキシドがフェントン反応共存下でメチルラジカルを介したシトシンのメチル化を行う[2)]ことを報告してきた。本研究では、生活習慣病の重要な要因とされている喫煙に関連したがんにおいて、がん抑制遺伝子のプロモーター領域のメチル化亢進がしばしば見受けられることから、タバコ煙凝縮物による DNA のメチル化について検討した。

B．研究方法

デオキシシチジン(dC)、デオキシグアノシン(dG)、デオキシアデノシン(dA)などのヌクレオシドならびに DNA に対して、水を用いて捕集した後濃縮して得たタバコ煙凝縮物を反応させ、フリーラジカルを介して生成する塩基のメチル化を HPLC-UV に

より解析した。反応は、各ヌクレオシド 1 mg に対して、タバコ 1 本分の煙凝縮物を室温で作用させて行った。

C．結果

タバコ煙凝縮物の存在下で、フリーラジカルによって生成する 5-メチルデオキシシチジン(m^5dC)、8-メチルデオキシグアノシン(m^8dG)、8-メチルデオキシアデノシン(m^8dA)の生成が認められた(図 1～3)。それぞれの反応生成物については、HPLC クロマトの溶出位置ならびに吸収スペクトルを標準品と比較して確認、定量を行った。

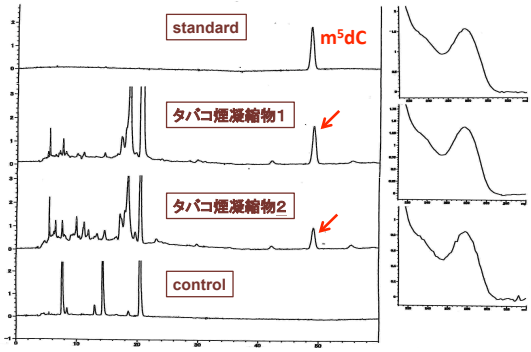

図 1　タバコ煙凝縮物と dC 反応生成物の HPLC クロマトと吸収スペクトル

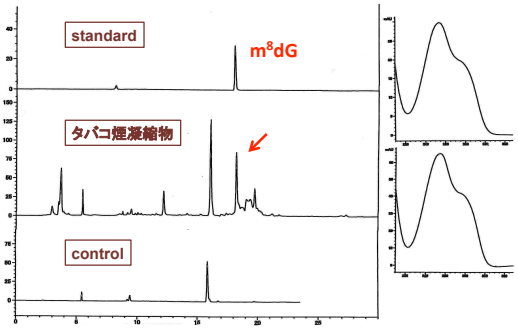

図 2　タバコ煙凝縮物と dG 反応生成物の HPLC クロマトと吸収スペクトル

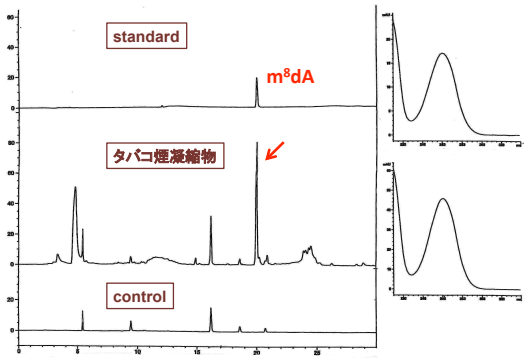

図 3　タバコ煙凝縮物と dA 反応生成物の HPLC クロマトと吸収スペクトル

D．考察

エピジェネティック変化の初期に起きるシトシン 5 位のメチル化が、タバコ凝縮物によってフリーラジカルを介して生じることが明らかとなり、喫煙による新たな発がん機構の 1 つとして注目される。また、ヌクレオシドモノマーに対するメチル化は 2 本鎖 DNA に対するメチル化より数十倍多く見られた。これは DNA 塩基がフリーで存在するより、DNA の 2 重らせん中では、メチル化反応位置に立体障害が生じることによるものと考えられる。これらの反応が、タバコ煙凝縮物に起因するフリーラジカルを介してのメチル化であることは、8–メチルデオキシグアノシンならびに 8–メチルデオキシアデノシンが同時に生成したことから推察できる [3]。今後、DNA 塩基のメチル化の解析は、喫煙によるエピジェネティック発がんの評価に応用できると考えられ、喫煙による健康影響の新たなリスク評価指標として期待が持たれる。

E．文献

1) Kasai, H., Kawai, K., and Li, Y. S. (2011) DNA methylation at the C-5

position of cytosine by a methyl radical: A link between environmental agents and epigenetic change. *Genes and Environment*, *33*, 61-65.

2) Kawai, K., Li, Y.-S., Song, M.-F., Ootsuyama, Y., Kakehashi, A., Wanibuchi, H., Ootsuyama, A., Norimura, T., and Kasai, H. (2012) Methionine sulfoxide stimulates hepatocarcinogenesis in non-alcoholic steatohepatitis (NASH) mouse: Possible role of free radical-mediated DNA methylation. *Genes and Environment*, *34*, 123-128.

3) Kasai, H., Kawai, K., Song, M.-F., Li, Y.-S., Hattori, T., and Matsuda, T. (2013) Analyses of 8-methyldeoxyadenosine and 8-methyldeoxyguanosine as markers of free radical-mediated DNA methylation in mouse. *Genes and Environment*, *35*, 5-9.

厚生労働科学研究費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

受動喫煙対策が進む中での新規タバコ製品および関連製品とその課題

研究分担者　欅田尚樹　国立保健医療科学院生活環境研究部
分担研究協力者　稲葉洋平　国立保健医療科学院生活環境研究部
内山茂久　国立保健医療科学院生活環境研究部

研究要旨
受動喫煙対策が進む中、新たな形体のタバコ製品の販売が拡大してきている。ここでは、それらの販売の動向を紹介するとともに、これら無煙タバコの健康影響について、文献的検討を行った。さらに、電子タバコやネオシーダーといったタバコ関連製品についても検討し、これら新規タバコ製品およびタバコ関連製品の販売拡大の防止の必要性について検討した。

A．研究目的

近年国内でも受動喫煙対策が進む中、タバコ産業では、新たな喫煙者の獲得と、現在喫煙者の禁煙志向を阻止しようとする意図を持ったと思われる新たなタバコ製品、および関連製品の新規販売が続いている。本研究ではこれらの製品の動向と課題について文献的な検討を行う。

B．研究方法

PubMed 等の文献データベース、国内外の研究機関の公開する WEB 情報より、電子タバコを含む無煙タバコに関する情報、その他の新規タバコ関連情報について検討した。

C．結果および考察

国内の成人喫煙率は、平成 15 年施行された健康増進法において公共の場における受動喫煙の防止、平成 17 年にたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）が発効、平成 22 年 2 月の厚生労働省健康局長通知の受動喫煙防止対策について、平成 22 年 10 月のタバコの値上げなどを機に、一般市民においても喫煙に関する関心が随分と高まり、図 1 に示すように国民健康・栄養調査結果においても喫煙率の低下が認められている。しかしながら、先進諸国の中でいまだ非常に高い喫煙率が保持されており、また近年若年女性の喫煙率の増加が問題視されている。2011 年 9 月の医学雑誌 Lancet の日本特集号の中で，日本の予防可能な最大の危険因子は「喫煙」であると示された。このような背景のもと、健康日本２１（第二次）及びがん対策推進基本計画では,「成人の喫煙率を平成 34 年度までに 12%」に低減など新たな数値目標が盛り込まれた。

若年壮年者の喫煙状況に関しては、図 1 に示すように、平成 23 年国民健康・栄養調査では、20 代、30 代、40 代の喫煙率はそ

れぞれ、男性 39.2%, 43.9%, 40.2%、女性 12.8%, 16.6%, 16.5%と報告されている[1)]。一方、環境省が実施している、大規模な疫学調査「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」において得られた結果[2)]では、72,826 件の回答による暫定的な結果としながらも、図２に示すように、25 歳未満の妊婦においては、現在喫煙しているが 9.6%、吸っていたが今回の妊娠に気づいて止めたが 25.9%、合計すると妊娠判明時点で 35.5%の喫煙率と非常に高い状況である。さらにその夫・パートナーの喫煙状況は 65.4%が現在も喫煙していると回答している。既存の調査とは調査時期や調査対象、聞き方が異なるため単純な比較は難しいが、 エコチル調査の結果は、21 世紀出生児縦断調査(厚労省)の結果と類似している一方、 JT(日本たばこ)の調査や国民健康・栄養調査と比べると、男性の喫煙率はかなり高かったと述べられている。一方、飲酒に関しては、25 歳未満の妊婦において以前飲んでいたが妊娠に気づき止めたが 48.4%、現在も飲酒しているが 2.5%と、妊娠に気づき行動を変容している割合が喫煙よりも大きいことが見て取れる。

このような中、一般環境においても受動喫煙対策が進められ、公共の場において喫煙できる環境が制限され禁煙を試みようとする人が増加しつつある中、電子タバコや各種無煙タバコの国内導入も進んできている。

電子タバコに関しては、海外では急速に普及が進み喫煙対策において大きな課題となっている。国内においては、平成 22 年 8 月 18 日付け独立行政法人国民生活センターから一部の電子タバコからニコチンが検出されたことが報告された[3)]。ニコチンを含む電子タバコの販売は薬事法に違反することが疑われることなどから、販売元等に販売中止や回収等の指導が行われるとともに、消費者に対しても消費者庁から注意喚起が発出された[4)]。これらの結果、現在国内で電子タバコの正確な流通状況は把握できないが、国内での普及は一時的なものであり、現在は減少してきているものと思われる。

一方、電子タバコの問題は、国内ではニコチンを含むことが薬事法違反になることから注目されたが、健康影響の面から見た場合には、それ以上に、電子タバコの使用時において非意図的に非常に高濃度のアルデヒド類を中心としたガス状成分の発生が起こりうること、しかもこの現象が、製品ロットの不安定性から銘柄による差異だけでなく、同一銘柄においてもロット間により非常に大きな差異が見いだされることを、我々は以前に示し、十分な法的規制、安全性の確認がなされない製品が流通する可能性について報告した[5、6)]。

平成 22 年 4 月の神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行など、受動喫煙対策が進むなか、JT 日本たばこ株式会社は同年 5 月に無煙タバコ「嗅ぎタバコ・ゼロスタイル」の販売を開始した。これは、カートリッジに細切したタバコ葉を保持し、そのカートリッジを入れたパイプを点火すること無く吸いガス状成分を吸入するものである。なお、FCTC では、健康被害が少ないメッセージを誤って提示するような、「マイルド」などをタバコ銘柄に使用することを禁止しているが、「ゼロ」はその中に含まれて無く、タバコ産業の新たなブラン

ド戦略として毒性が少ないものというイメージ戦略を取ろうとして、このような銘柄名を使用していることも伺われ注意が必要である。

平成 24 年には新たなゼルスタイルシリーズの販売を行い、平成 25 年 8 月より、口腔内にいれる無煙タバコであるスヌースの発売が「ゼロスタイル・スヌース」として国内で開始された。スヌースについては、これまで個人輸入の形では国内でも入手可能であったものの、今回の販売開始によって国内において本格的に販売が開始されることとなった。

スヌースの使用は、諸外国でも口腔がんを初めとする種々のがんの誘発、子供の誤飲事故等、悪影響が報告され、WHO でも Technical Report Series, No. 955 「タバコ製品の規制に関する科学的な基礎についての報告書」[7] において無煙タバコについて、製品の成分を管理することによって規制すべきであるとし、具体的には、いくつかの化学物質の規制値を設定することを推奨している。またドイツ癌研究所などからは、依存性、特に若人の喫煙習慣の獲得、総タバコ消費量の増加要因となること、禁煙に対する効果が期待されないことなど、警告している。

最近の報告からも、無煙タバコの使用者は、ほとんどが従来の紙巻きタバコも使用するデュアルユースの状況にあり、無煙タバコの使用は、すべてのタバコ製品が有害であるという認識の低さおよびタバコ支持の社会的影響と関連していると述べている[8]。

なお、約 10 年前には、ガムタバコをスエーデンから輸入販売され始めた際には、厚労省からも「注意喚起」が出され、販売中止になった経緯がある。

また平成 22 年 10 月のたばこ増税後、喫煙者の鎮咳・去痰を目的とした一般用医薬品（第 2 類医薬品）として薬局で販売されているネオシーダーがタバコの安価な代替品として販売を拡大していることが懸念された。ネオシーダーに含まれる化学成分を分析したところ、ニコチン、タールを含むだけでなく、タバコ特異的ニトロソアミン TSNA も検出された。さらに、主流煙中のアセトアルデヒドなどのカルボニル類、一酸化炭素などのガス状成分は通常の紙巻きタバコと同等かより高濃度に曝露される可能性が確認された[9]。

D．結論

受動喫煙対策が進む中、タバコ産業では、新規喫煙者の確保と喫煙者の喫煙習慣保持を目的としたと思われる、新たな形体のタバコ及び関連製品の販売が活発となっている。喫煙に伴う健康影響を予防し、タバコフリーを目指すために、これらの製品の状況を常にモニタリングし、加えてそれらに含まれる有害化学成分の評価を含め、紙巻きタバコだけでなくあらゆるタバコ製品が有害であるという科学的エビデンスを含む情報を的確に国民に開示し、販売拡大の防止に努めていくことが大事である。

【引用文献】

1） 厚生労働省．平成 23 年 国民健康・栄養調査結果の概要
http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002q1st-att/2r9852000002q1wo.pdf

2） 環境省．エコチル調査 3 周年記念シンポジウム
http://www.env.go.jp/chemi/ceh/action/index.html#h251115
3） 国民生活センター　電子タバコの安全性を考える（平成 22 年 8 月 18 日）
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20100818_1.pdf
4） 消費者庁　電子タバコに関して厚生労働大臣から提供のあった資料及びその対応について（平成 22 年 12 月 27 日）
http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/101227adjustments_1.pdf
5） Uchiyama, S.; Ohta, K.; Inaba, Y.; Kunugita, N. Determination of carbonyl compounds generated from the e-cigarette using coupled silica cartridges impregnated with hydroquinone and 2,4-dinitrophenylhydrazine, followed by high-performance liquid chromatography. Analytical Sciences, 2013, 29(12), 1219-1222.
6） 太田和司，内山茂久，稲葉洋平，中込秀樹，欅田尚樹．ハイドロキノンと 2,4-ジニトロフェニルヒドラジンを含浸させた二連シリカカートリッジを用いる電子タバコから発生するカルボニル化合物の分析　分析化学　2011 ; 60(10) : 791-7.
7） WHO Technical Report Series, no. 955. WHO Study Group on Tobacco Product Regulation Report on the Scientific Basis of Tobacco Product Regulation
http://www.who.int/tobacco/global_interaction/tobreg/publications/tsr_955/en/
8） Agaku IT, Ayo-Yusuf OA, Vardavas CI, Alpert HR, Connolly GN. Use of conventional and novel smokeless tobacco products among US adolescents. *Pediatrics* 2013; 132(3): e578-86.
9） 稲葉洋平，大久保忠利，杉田和俊，内山茂久，緒方裕光，欅田尚樹．薬用吸煙剤ネオシーダーの葉中及び主流煙中の有害化学成分と変異原活性の測定 日本衛生学雑誌 2014, 69, 31-38.

原著論文

(1) Uchiyama, S.; Ohta, K.; Inaba, Y.; Kunugita, N. Determination of carbonyl compounds generated from the e-cigarette using coupled silica cartridges impregnated with hydroquinone and 2,4-dinitrophenylhydrazine, followed by high-performance liquid chromatography. Analytical Sciences, 2013, 29(12), 1219-1222.

(2) 稲葉洋平，大久保忠利，杉田和俊，内山茂久，緒方裕光，欅田尚樹．薬用吸煙剤ネオシーダーの葉中及び主流煙中の有害化学成分と変異原活性の測定 日本衛生学雑誌 2014, 69, 31-38..

総説

（1） 稲葉洋平，内山茂久，欅田尚樹．国産たばこ製品の有害性の評価．日本小児禁煙研究会雑誌；2013;3:31-39.

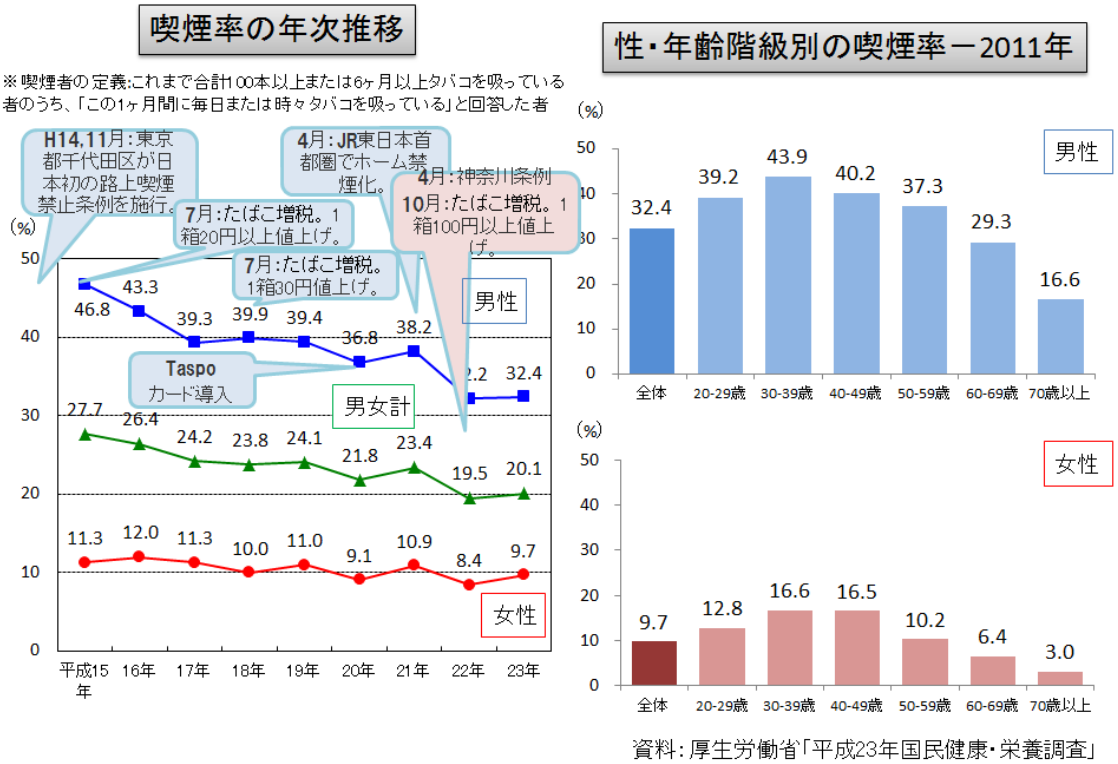

資料:厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」

図1　わが国の喫煙率の推移(20歳以上)

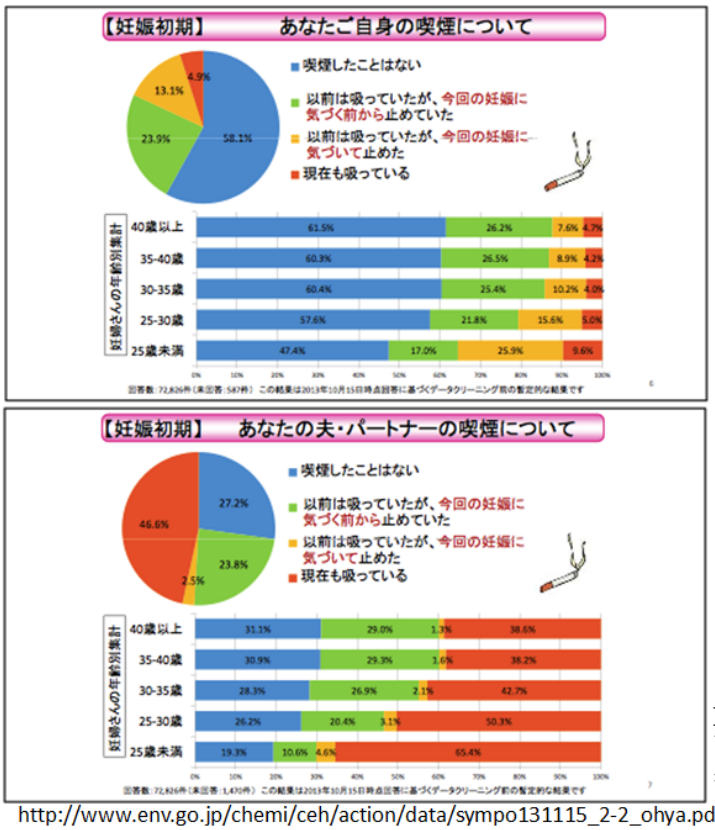

エコチル調査国際シンポジウム in 名古屋
日時:平成25年11月15日
資料より

http://www.env.go.jp/chemi/ceh/action/data/sympo131115_2-2_ohya.pdf

図2　エコチル調査における妊婦および夫・パートナーの喫煙率

図3　近年の無煙タバコの販売動向

資料１：平成25年度厚労科研「受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究」

平成 25(2013)年 9 月 19 日（**10 月 11 日までに投函して下さい**）

都道府県庁、県庁所在市、政令市、23 特別区の受動喫煙対策に関する調査票（６回目）

自治体名（必ず記入をお願いします）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答者の所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　メール：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答についてお尋ねすることがありますので、名刺を同封して頂けないでしょうか。

質問の当てはまるところに☑でお答えください。（ ）内は選択肢の数字にマルをつけて下さい。

問１．本庁舎は敷地内全面禁煙（敷地内に喫煙場所がまったくない）、もしくは、建物内全面禁煙（屋内に喫煙場所がまったくない）ですか（議会部分は裏面です）。

□敷地内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□建物内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□建物内全面禁煙について検討中であるが、禁煙化の期日は未定である
□建物内全面禁煙について検討をしたが、当面、喫煙場所を残すことにした
□建物内全面禁煙について検討はおこなわれていない

問２．本庁舎（議会部分を除く）の建物内／敷地内に喫煙できる場所がありますか（複数回答可）。

屋内	喫煙室 （部屋として隔離）	カ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
	喫煙コーナー（開放型～カーテンなど簡単な仕切りのみ）	カ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
建物外	屋外の閉鎖型の喫煙室	カ所	
	庁舎に隣接しない屋外の喫煙コーナー（駐車場、駐輪場など）	カ所	
	庁舎に隣接した（出入口近傍の）喫煙コーナー	カ所	
	テラス・ベランダの喫煙コーナー	カ所	
	屋上の喫煙コーナー	カ所	

□ 敷地内には喫煙できる場所は一切ない（問１と同じ内容ですが念のための確認です）

問 3-1. 屋外の喫煙場所から建物内にタバコ煙が入り込んでくる、という苦情がありますか

□ しばしばある　□ 時々ある　□ほとんどない　□まったくない　□わからない

問 3-2. 屋外（敷地内）の喫煙場所の周囲がタバコ臭い、という苦情がありますか

□ しばしばある　□ 時々ある　□ほとんどない　□まったくない　□わからない

問 3-3. 屋内の喫煙室・喫煙コーナーの周囲がタバコ臭い、という苦情がありますか

□ しばしばある　□ 時々ある　□ほとんどない　□まったくない　□わからない

問４．公用車の喫煙についてお尋ねします。

□公用車は清掃車などを含めすべて禁煙である
□一般の公用車（現業系の清掃車などを除く）は禁煙である
□公用車内の禁煙は規定されていない（＝喫煙している）

問５．職員の勤務時間中の喫煙についてお尋ねします。

□勤務時間内の喫煙は**禁止**されている→（　　年　　月より）
□勤務時間内の喫煙は**自粛**するように呼びかけている
□勤務時間内の喫煙は禁止されていない／規定はない（＝勤務中に喫煙できる）

問６．貴施設周囲の路上では、条例によって路上喫煙が禁止（努力義務も含む）されていますか

□ はい　□ いいえ　□ わからない

問７．公費で購入した空気清浄機を保有していますか。

□ない　　□ある⇒本庁舎に（　　）台、議会部分に（　　）台

問８．「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とすべき」と示された厚労省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(健発0225第2号、平成22年2月25日)に続き、「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発1029第5号、平成24年10月29日)が発せられ、禁煙化の徹底が求められていることについてご存じですか。

□知っていた　　□知らなかった

問９．受動喫煙を防止する観点から、屋外の喫煙場所を「建物から極力離す」ことが厚生労働省から事務連絡（平成22年7月30日）として通知されていることを知っていますか。

□知っていた　　□知らなかった

問10．健康局長通知で「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間（児童公園、遊園地、通学路）では、受動喫煙防止のための配慮が必要」とされたことをご存じですか。

□知っていた　　□知らなかった

問11．貴施設の管理する公園は全面禁煙化されていますか。

□ すべて禁煙である　　□一部、禁煙である　　□知らなかった　　□わからない
□ 当自治体として管理する公園はない

問12．全国の自治体の対策のうち、貴自治体で実施していることをすべてチェックして下さい。

□ 自治体としての受動喫煙防止条例を施行ずみ・施行について検討している
□ 本庁だけでなく、出先機関も含めて建物内全面禁煙としている
□ 本庁周囲の道路も禁煙としている
□ 所管する施設の受動喫煙対策を定期的に調査している
□ 路上喫煙禁止区域を設け、定期的にパトロールを行っている
□ 路上喫煙禁止区域を設け、違反者には過料を科している　→（H25年度実績：　　件）
□ 路上喫煙禁止区域を設けているが、過料は設定していない
□ 喫煙する職員に禁煙の啓発活動をおこなっている
□ 管理監督者／全職員を対象に喫煙対策推進の必要性を解説する講習会を開催している
□ 職員の(1.禁煙治療　2.市販の禁煙補助薬)の費用を(1.一部　2.全部)負担している
□ 職員の勤務時間中の禁煙外来受診を許可している
□ 職員が喫煙しない日を設定している（1. 世界禁煙デー　2.その他：　　）
□ 市民を対象に禁煙教室を開催している
□ 市民を対象に禁煙治療が受けられる医療機関を紹介している
□ 建物内／敷地内禁煙の施設を認証／表彰する制度がある
□ 全面禁煙の飲食店を認証／表彰／ホームページで紹介している
□ 職員の喫煙率の変化をチェックしている

問13-1．議会棟・フロアは全面禁煙ですか。

□ 敷地内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□ 建物内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□ 建物内全面禁煙について検討中であるが、禁煙化の期日は未定である
□ 建物内全面禁煙について検討をしたが、当面、喫煙場所を残すことにした
□ 建物内全面禁煙について検討はおこなわれていない

問13-2．議会棟・フロアで喫煙が行われている場合、それはどこですか（複数回答可）。

□ 喫煙専用室　　□ 喫煙コーナー（開放型、簡単な仕切りのみ）
□ 会議室／委員会室　　□ 議会部分の喫茶店
□ 議員／会派控え室　　□ 喫煙できる場所はない

昨年8月以降の喫煙対策の変化、その他のご意見があれば余白にお願い致します。

資料１：平成25年度厚労科研「受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究」

平成 26(2014)年 1 月 10 日（1 月 31 日までに投函していただけないでしょうか）

中央省庁の受動喫煙対策に関する調査票（１回目）

省庁名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答者の所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ メール：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答についてお尋ねすることがありますので、名刺を同封して頂けないでしょうか。

質問の当てはまるところに☑でお答えください。（ ）内は選択肢の数字にマルをつけて下さい。

本調査票の Word ファイルが必要な場合、yamato@med.uoeh-u.ac.jp にご一報願います。

貴省庁の主要な建物（例：厚生労働省であれば中央合同庁舎第 5 号館）の対策について、ご回答いただければ結構です。

問１．当該庁舎は建物内全面禁煙ですか。

☐建物内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
☐建物内全面禁煙について検討中であるが、禁煙化の期日は未定である
☐建物内全面禁煙について検討をしたが、当面、喫煙場所を残すことにした
☐建物内全面禁煙について検討はおこなわれていない

問２．本庁舎の建物内／敷地内に喫煙できる場所がありますか（複数回答可）。

屋内	喫煙専用室 （部屋として隔離）	ヵ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
	喫煙コーナー （開放型～カーテン、パーティションなど簡単な仕切りのみ）	ヵ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
建物外	屋外の閉鎖型の喫煙室	ヵ所	
	庁舎に隣接しない屋外の喫煙コーナー（駐車場、駐輪場など）	ヵ所	
	庁舎に隣接した（出入口近傍の）喫煙コーナー	ヵ所	
	テラスやベランダの喫煙コーナー	ヵ所	
	屋上の喫煙コーナー	ヵ所	

問３．屋内の喫煙室・喫煙コーナーの周囲がタバコ臭い、という苦情がありますか

☐ しばしばある　☐ 時々ある　☐ほとんどない　☐まったくない　☐分からない

問４．公用車の喫煙についてお尋ねします。

☐公用車はすべて禁煙である
☐公用車内の禁煙は規定されていない（＝喫煙している）

問５．職員の勤務時間中の喫煙についてお尋ねします。

☐勤務時間内の喫煙は**禁止**されている→（　　年　　月より）
☐勤務時間内の喫煙は**自粛**するように呼びかけている
☐勤務時間内の喫煙は禁止されていない／規定はない（＝勤務中に喫煙できる）

問６．公費で購入した喫煙専用の空気清浄機を保有していますか。

□ない　　□ある⇒本庁舎に（　　）台

問７．「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とすべき」と示された厚労省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(健発0225第2号、平成22年2月25日）に続き、「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発1029第5号、平成24年10月29日）が発せられ、禁煙化の徹底が求められていることについてご存じですか。

□知っていた　　□知らなかった　　□分からない

問８．受動喫煙を防止する観点から、屋外の喫煙場所を「施設の出入口から極力離す」ことが厚生労働省から事務連絡（平成25年2月12日）として通知されていることを知っていますか。

□知っていた　　□知らなかった　　□分からない

問９．貴省庁の喫煙対策として実施していることをすべてチェックして下さい。

□ 本庁だけでなく、出先機関も含めて建物内全面禁煙としている
□ 所管する施設の受動喫煙対策を定期的に調査している
□ 喫煙する職員に禁煙の啓発活動をおこなっている
□ 管理監督者／全職員を対象に喫煙対策推進の必要性を解説する講習会を開催している
□ 職員の(1.禁煙治療　2.市販の禁煙補助薬)の費用を(1.一部　2.全部)負担している
□ 職員の勤務時間中の禁煙外来受診を許可している
□ 職員が喫煙しない日を設定している（1. 世界禁煙デー　2.その他：　　）
□ 建物内／敷地内禁煙の施設を認証／表彰する制度がある
□ 職員の喫煙率の変化をチェックしている

問10. 貴庁舎内でタバコの販売をしていますか。

□ 自動販売機も対面販売も行っている
□ 自動販売機のみである
□ 対面販売のみである
□ 販売中止を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）

問11. 貴庁舎内で喫煙専用場所以外で、喫煙している場所がありますか（複数回答可）。

□ 喫茶店
□ レストラン
□ 部長室などの個室
□ 議員／会派などの控え室
□ 会議室
□ 委員会室

その他のご意見があれば余白にお願い致します。

資料2: 都道府県庁の一般庁舎における禁煙実施状況の変化

望ましい変化	未検討 →	検討中 →	禁煙化予定→	建物内禁煙→	敷地内禁煙
望ましくない変化	未検討 →	検討中 →	喫煙場所を残す		

	一般庁舎の禁煙実施状況							喫煙場所	
	2007年度	2008年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	禁煙化日	屋内	屋外
北海道	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年4月	なし	喫煙室1
青森県	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	建物内禁煙	建物内禁煙	2013年1月	なし	出入口近傍喫煙コーナー1
岩手県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年9月	なし	喫煙室1
宮城県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年7月	なし	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1
秋田県	検討中	未検討	建物内禁煙 (試行期間を経て)	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年9月	なし	テラス・ベランダ2
山形県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年10月	なし	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1
福島県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室1	なし
茨城県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2007年4月	なし	喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3
栃木県	禁煙化予定	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2009年7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2
群馬県	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ5
埼玉県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2004年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ3　屋上1
千葉県	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年5月	なし	出入口近傍喫煙コーナー3
東京都	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		喫煙室31 (うち来庁者専用5)	なし
神奈川県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1、屋上2
新潟県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室15	なし
富山県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年11月	なし	隣接しない喫煙コーナー3
石川県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室11 (うち来庁者専用2)	なし
福井県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー1
山梨県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年5月	なし	隣接しない喫煙コーナー3 テラス・ベランダ4
長野県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年9月	なし	喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー1 屋上1
岐阜県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室4	なし
静岡県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室13	なし
愛知県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室8 (うち来庁者専用2)	なし
三重県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室6	喫煙室1
滋賀県	検討中	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2009年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1
京都府	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年6月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1
大阪府	未検討	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2008年5月	なし	なし
兵庫県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2007年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ6
奈良県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年9月	なし	隣接しない喫煙コーナー2
和歌山県	未検討	未検討	検討中	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年7月	なし	喫煙室4
鳥取県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	2012年1月	なし	喫煙室1 テラス・ベランダ1 屋上1
島根県	未検討	未検討	検討中	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年5月	なし	隣接しない喫煙コーナ3 出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1
岡山県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ3
広島県	検討中	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年10月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1
山口県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー10 テラス・ベランダ14
徳島県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1
香川県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ1、屋上1
愛媛県	未検討	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4
高知県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年11月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー(来庁者専用)1 屋上1
福岡県	未検討	未検討	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー5 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ8
佐賀県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年5月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4
長崎県	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		喫煙室7 喫煙コーナー1	出入口近傍喫煙コーナー1
熊本県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討		喫煙室6 喫煙コーナー5	なし
大分県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室2 喫煙コーナー11	なし
宮崎県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討		喫煙室5	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー5
鹿児島県	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		来庁者用喫煙室1	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー5
沖縄県	未検討	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4

資料3-1： 都道府県庁の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2014年3月11日時点）

禁煙実施状況	屋内喫煙場所＊
建物内禁煙	なし
禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	＊：禁煙実施状況の色は、当該団体で最も状況が悪い場所の色を使用

公用車	勤務中の喫煙
すべて禁煙	勤務時間中禁煙
禁煙化予定	
一般車両の禁煙	自粛の呼びかけ
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
建物内禁煙	建物内禁煙
禁煙化予定	議員・会派控え室
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議室・委員会室 喫茶店

	問1-1	問2		問4	問5	問11	問13-1	問13-2	問7	
	都道府県庁：一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア		空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	屋外の喫煙場所				禁煙実施状況	禁煙実施状況	一般庁舎	議会
北海道	建物内禁煙 2008.4.		喫煙室1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
青森県	建物内禁煙 2013.1.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	分煙	検討中	喫煙専用室	0	0
岩手県	建物内禁煙 2011.9.		喫煙室1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室	0	0
宮城県	建物内禁煙 2010.7.		喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	規定なし	規定なし	すべて喫煙	検討中	喫煙専用室	0	3
秋田県	建物内禁煙 2010.9.		テラス・ベランダ2	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	わからない	未検討	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
山形県	建物内禁煙 2005.10.		隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	すべて禁煙	規定なし	施設内 （建物内禁煙）	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
福島県	検討中	喫煙室1	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙ではない	未検討	議員・会派控室	2	9
茨城県	建物内禁煙 2007.4.		喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
栃木県	建物内禁煙 2009.7.		出入口近傍喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	5
群馬県	喫煙場所を残す	喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ5	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室 喫煙コーナー	0	3
埼玉県	建物内禁煙 2004.4.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ3、 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー	0	0
千葉県	建物内禁煙 2011.5		出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
東京都	喫煙場所を残す	喫煙室31（うち来庁者専用5）	なし	規定なし	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	3
神奈川県	建物内禁煙 2005.4.		出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1、屋上2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	1
新潟県	検討中	喫煙室15	出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	7
富山県	建物内禁煙2008.11.		隣接しない喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	1
石川県	検討中	喫煙室11（うち来庁者専用2）	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	4	1
福井県	建物内禁煙 2008.10.		隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	禁煙ではない	建物内禁煙 2010.6.		0	0
山梨県	建物内禁煙 2005.5.		隣接しない喫煙コーナー3 テラス・ベランダ4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
長野県	建物内禁煙 2003.9.		喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	すべて禁煙	勤務時間中禁煙	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	1	0
岐阜県	喫煙場所を残す	喫煙室4	なし	すべて禁煙	規定なし	禁煙ではない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	4	3
静岡県	検討中	喫煙室13	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	一般庁舎フロアの喫煙専用室	0	0
愛知県	検討中	喫煙室8 （うち来庁者専用2）	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
三重県	検討中	喫煙室6	閉鎖型喫煙1	すべて禁煙	規定なし	禁煙ではない	未検討	議員・会派控室	0	0
滋賀県	建物内禁煙 2009.4.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ 2012.2	一部禁煙	建物内禁煙 2009.4.		0	0
京都府	建物内禁煙 2008.6.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1	規定なし （自粛呼びかけ）	自粛の呼びかけ 2008.6	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
大阪府	敷地内禁煙 2008.5.		なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.4.		0	0
兵庫県	建物内禁煙 2007.4.		出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ6	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2007.4.		0	0
奈良県	建物内禁煙 2010.9.		隣接しない喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2010.9.		0	0
和歌山県	建物内禁煙 2011.7.		喫煙室4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室	1	0
鳥取県	建物内禁煙 2012.1.		閉鎖型喫煙1 テラス・ベランダ1 屋上1	すべて禁煙	規定なし（必要最小限、10分程度で）	一部禁煙	建物内禁煙 2012.1.		1	0
島根県	建物内禁煙 2011.5.		隣接しない喫煙コーナ3 出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.11.		0	0
岡山県	建物内禁煙 2010.10.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.4.		0	0
広島県	建物内禁煙 2011.10.		出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	わからない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
山口県	建物内禁煙 2003.7.		出入口近傍喫煙コーナー10 テラス・ベランダ14	すべて禁煙	規定なし	わからない	未検討	議員・会派控室	0	0
徳島県	建物内禁煙 2011.4.		隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室	0	0
香川県	建物内禁煙 2010.7.		出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ1、屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
愛媛県	建物内禁煙 2011.4.		出入口近傍喫煙コーナー4	規定なし	規定なし	屋内施設は禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
高知県	建物内禁煙 2005.11.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1 （うち来庁者専用1）、屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	未使用 3
福岡県	建物内禁煙 2011.4.		隣接しない喫煙コーナー5 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ8	すべて禁煙化の予定 2014.4.1.より	規定なし	一部禁煙	未検討	会議室・委員会室 喫煙コーナー 喫茶店 議員・会派控室	0	0
佐賀県	建物内禁煙 2003.5.		出入口近傍喫煙コーナー4	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙ではない	未検討	喫煙専用室	0	0
長崎県	喫煙場所を残す	喫煙室7 喫煙コーナー1	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
熊本県	喫煙場所を残す	喫煙室6 喫煙コーナー5	なし	すべて禁煙	規定なし	喫煙コーナーあり	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	13	2
大分県	喫煙場所を残す	喫煙室2 喫煙コーナー11	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
宮崎県	喫煙場所を残す	喫煙室5	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー5	すべて禁煙	規定なし（福祉保健部のみ自粛）	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	5	0
鹿児島県	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室1	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー5	すべて禁煙	節度ある喫煙を指示	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
沖縄県	建物内禁煙 2008.4.		出入口近傍喫煙コーナー4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2008.3.		0	0

資料3-2: 道府県庁所在市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2014年3月11日時点）

禁煙実施状況	屋内喫煙場所＊
建物内禁煙	なし
禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	＊:禁煙実施状況の色は、当該団体で最も状況が悪い場所の色を使用

公用車	勤務中の喫煙
すべて禁煙	勤務時間中禁煙
禁煙化予定	
一般車両の禁煙	自粛の呼びかけ
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
建物内禁煙	建物内禁煙
禁煙化予定	議員・会派控え室
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議室・委員会室 喫茶店

	問1-1	問2		問4	問5	問11	問13-1	問13-2	問7	
	都道府県庁:一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア		空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋内)	屋外の喫煙場所				禁煙実施状況	禁煙実施状況	一般庁舎	議会
札幌市	検討中	喫煙室10	なし	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	喫煙制限区域あり	喫煙場所を残す	喫煙専用室	7	2
青森市	建物内禁煙 2013.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2013.4.	一部看板等で啓発	建物内禁煙 2013.4.		0	0
盛岡市	検討中	喫煙室3 喫煙コーナー1	なし	すべて禁煙	規定なし	灰皿は撤去	未検討	議員・会派控室	0	0
仙台市	禁煙化予定 2015.4.	喫煙室7 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室 喫煙コーナー	0	1
秋田市	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室1	閉鎖型喫煙室1 庁舎に隣接しない喫煙コーナー3	一般公用車は禁煙	規定なし	すべて禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
山形市	建物内禁煙 2005.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー4 出入口近傍喫煙コーナー2	大部分禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2012.9.		0	0
福島市	敷地内禁煙2011.1.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.5	禁煙の表示なし	建物内禁煙 2011.1.		0	0
水戸市	検討中:仮庁舎は建物内禁煙		出入口近傍喫煙コーナー6	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	未検討	議員・会派控室	0	0
宇都宮市	建物内禁煙 2012.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2012.4.		0	0
前橋市	建物内禁煙 2013.4.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
さいたま市	喫煙場所を残す	喫煙室2	出入口近傍喫煙コーナー2	規定なし	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
千葉市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2012.4.		0	0
23特別区は別掲										
横浜市	禁煙化予定 2014.4.	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	4	2
新潟市	喫煙場所を残す	喫煙室10 (うち来庁者専用3)	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員/会派控え室	0	0
富山市	未検討	喫煙室2	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	わからない	未検討	喫煙専用室	1	1
金沢市	未検討	喫煙室9 (うち来庁者専用2)	なし	規定なし	規定なし	すべて禁煙	未検討	喫煙専用室 議員/会派控え室	0	1
福井市	検討中	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	未検討	議員・会派控室	0	0
甲府市	建物内禁煙 2004.10.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 (喫煙場所は設けていないが売店でタバコは販売)	公用車禁煙(一部除く)	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2004.6.		0	0
長野市	検討中	喫煙室5	なし	規定なし	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	検討中	喫煙専用室	0	0
岐阜市	検討中	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	3
静岡市	喫煙場所を残す	喫煙室4	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
名古屋市	建物内禁煙 2013.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2013.4.		0	0
津市	検討中	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	喫煙専用室	3	1
大津市	喫煙場所を残す	喫煙室2 (うち来庁者専用1)	屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	1
京都市	建物内禁煙 20011.8.		屋外の閉鎖型の喫煙室1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.8.		3	0
大阪市	敷地内禁煙 2010.4.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2010.10.	すべて禁煙	建物内禁煙 2012.6.		0	1
神戸市	敷地内禁煙 2011.5.		なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2011.5.		0	0
奈良市	建物内禁煙 2004.6.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 テラス・ベランダ1	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
和歌山市	喫煙場所を残す	喫煙室7 (うち来庁者専用1)	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー	9	0
鳥取市	検討中	喫煙室1 喫煙コーナー2	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
松江市	建物内禁煙 2011.8.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁 2011.8.		0	0
岡山市	喫煙場所を残す	喫煙室2 (うち来庁者専用2)	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
広島市	建物内禁煙 2008.9.		テラス・ベランダ1、屋上1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
山口市	建物内禁煙 2011.4.		喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー5	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2011.4.		0	0
徳島市	喫煙場所を残す	喫煙室12 (うち来庁者専用1) 来庁者用喫煙コーナー13	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	15	2
高松市	喫煙場所を残す	喫煙室2 (うち来庁者専用1) 喫煙コーナー2	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	2	1
松山市	喫煙場所を残す	喫煙室6 (うち来庁者専用2)	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	13	2
高知市	未検討	喫煙室4 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	未検討	議員・会派控室	0	0
福岡市	検討中	喫煙コーナー7	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	検討中	喫煙コーナー	0	0
佐賀市	喫煙場所を残す	喫煙室1	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙2003.5		0	0
長崎市	検討中	喫煙室6 (うち来庁者専用1)	出入口近傍喫煙コーナー4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
熊本市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー3 (うち来庁者専用1) テラス・ベランダ1	すべて禁煙	規定なし	灰皿設置	未検討	喫煙専用室	0	0
大分市	建物内禁煙 2004.4.		出入口近傍喫煙コーナー4 テラス・ベランダ8	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	4
宮崎市	建物内禁煙 2011.4.		庁舎に隣接する喫煙コーナー3 屋上の喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.4.		0	0
鹿児島市	建物内禁煙 2010.9.		出入口近傍喫煙コーナー7	規定なし	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2010.9.		0	0
那覇市	建物内禁煙 2003.6.		屋上の喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	わからない	建物内禁煙 2003.6.		0	0

資料3-3： 23特別区、政令市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2014年3月11日時点）

禁煙実施状況	屋内喫煙場所＊
建物内禁煙	なし
禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	＊:禁煙実施状況の色は、当該団体で最も状況が悪い場所の色を使用

公用車	勤務中の喫煙
すべて禁煙	勤務時間中禁煙
禁煙化予定	
一般車両の禁煙	自粛の呼びかけ
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
建物内禁煙	建物内禁煙
禁煙化予定	議員・会派控え室
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議室・委員会室 喫茶店

	問1-1	問2		問4	問5	問11	問13-1	問13-2	問7	
	都道府県庁：一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア		空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	屋外の喫煙場所				禁煙実施状況	禁煙実施状況	一般庁舎	議会
千代田区	喫煙場所を残す	喫煙室4	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部検討中	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	0
中央区	未検討	喫煙室4	なし	すべて禁煙	規定なし	公園一部喫煙可	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	1
港区	禁煙化予定 2015.4.	喫煙室1	なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2013.4.	一部禁煙（児童遊園はすべて禁煙）	喫煙場所を残す	喫煙専用室	1	0
新宿区	喫煙場所を残す	喫煙室1	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	規定なし	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	1
文京区	喫煙場所を残す	喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	6	1
台東区	喫煙場所を残す	喫煙室6	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	10	0
墨田区	検討中	喫煙室1	庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1	一般公用車は禁煙	規定なし		喫煙場所を残す	議員・会派控室	2	0
江東区	未検討	喫煙室3	テラス・ベランダ5	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控え室	1	0
品川区	喫煙場所を残す	喫煙室8 （うち来庁者専用2）	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
目黒区	敷地内禁煙化予定 2016.4.	喫煙室12	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	敷地内禁煙化決定 2016.4.	喫煙専用室	0	0
大田区	未検討	喫煙コーナー10	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	0	0
世田谷区	未検討	喫煙室1	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	1	1
渋谷区	喫煙場所を残す	喫煙コーナー4	出入口近傍1 テラス・ベランダ4	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	1	0
中野区	喫煙場所を残す	喫煙室3 （うち来庁者専用1）	なし	規定なし	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
杉並区	喫煙場所を残す	喫煙室2	なし	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	1
豊島区	喫煙場所を残す	喫煙室1	出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
北区	建物内禁煙　2004.6.		出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2012.4.		0	0
荒川区	建物内禁煙　2012.3.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	すべて禁煙	建物内禁煙　2012.3.		1	0
板橋区	禁煙化予定 2015.4	喫煙室2 （うち来庁者専用1）	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
練馬区	未検討	喫煙室6	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控え室	7	4
足立区	敷地内禁煙 2012.4.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.4.	すべて禁煙	敷地内禁煙 2012.4.		0	0
葛飾区	建物内禁煙 2010.1.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上3	一般公用車は禁煙	規定なし		喫煙場所を残す	議員・会派控室	3	0
江戸川区	喫煙場所を残す	喫煙室5	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0

	政令市（道府県庁所在市を含む）：一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア 禁煙実施状況	議会棟.フロア 喫煙場所	空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	喫煙場所（屋外）						一般庁舎	議会
札幌市	検討中	喫煙室10	なし	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	喫煙制限区域あり	喫煙場所を残す	喫煙専用室	7	2
仙台市	禁煙化予定 2015.7.	喫煙室7 （うち来庁者専用1）	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室 喫煙コーナー	0	1
さいたま市	喫煙場所を残す	喫煙室2	出入口近傍喫煙コーナー2	規定なし	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
千葉市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2012.4.		0	0
横浜市	禁煙化予定 2014.4.	喫煙室3 （うち来庁者専用1）	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	4	2
川崎市	未検討	喫煙室2	屋外の閉鎖型喫煙コーナー1 テラス・ベランダ1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	0	0
相模原市	喫煙場所を残す	喫煙室10	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	未検討	喫煙専用室	10	0
新潟市	喫煙場所を残す	喫煙室10 （うち来庁者専用3）	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
静岡市	喫煙場所を残す	喫煙室4	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
浜松市	建物内禁煙 2011.4.		屋外の閉鎖型喫煙コーナー1 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2011.4		0	0
名古屋市	建物内禁煙 2013.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2013.4		0	0
京都市	建物内禁煙 2011.8.		屋外の閉鎖型の喫煙室1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2011.8		3	0
大阪市	敷地内禁煙　2010.4.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2010.10.	すべて禁煙	建物内禁煙2012.6		0	1
堺市	建物内禁煙 2004.4.		出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.4.	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	2
神戸市	敷地内禁煙　2011.5.		なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁煙2011.5		0	0
岡山市	喫煙場所を残す	喫煙室2 （うち来庁者専用2）	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
広島市	建物内禁煙　2008.9.		テラス・ベランダ1、屋上1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
福岡市	検討中	喫煙コーナー7	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	検討中	喫煙コーナー	0	0
北九州市	建物内禁煙 2011.1.		屋外の閉鎖型喫煙コーナー1 庁舎に隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.1.	一部禁煙	建物内禁煙2011.1		1	2
熊本市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー3 （うち来庁者専用1） テラス・ベランダ1	すべて禁煙	規定なし	灰皿設置	検討なし	喫煙専用室	0	0

資料4-1：地方自治体の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
敷地内禁煙、勤務時間中の喫煙を禁止した大阪市役所の事例

・大阪市役所の周囲は2007年より路上喫煙禁止、違反の過料は1000円。
・2010年4月より建物内禁煙が実施されたことにより、実質的な敷地内禁煙に、最寄りの喫煙可能場所は堂島川を越えた場所にある喫煙コーナー。
・2010年10月より17時30分までの勤務時間中が喫煙禁止になると同時に、タバコ代の大幅値上げ（300円→410円）も行われた。

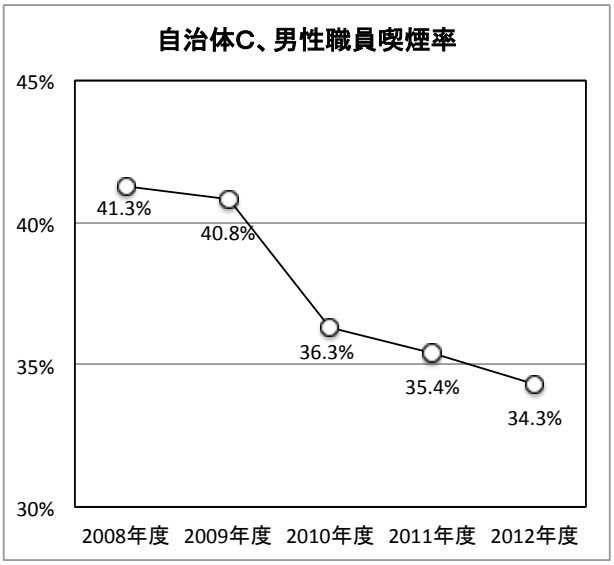

※職員定期健康診断問診票より集計
※消防局、交通局、水道局、病院局及び学校園の職員を除く

資料4-1：地方自治体の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
敷地内禁煙、勤務時間中の喫煙を禁止した大阪市役所の事例

日新聞　新聞定価 朝夕刊月ぎめ 3,925円（本体価格 3,738円、消費税 187円）、1部売り（税込み）朝刊 150円、夕刊 50円　第3種郵便物認可

隠れ喫煙 査察の目

大阪市厳罰化

職員停職 1年で50人

大阪市で、市職員の勤務時間中の喫煙に対する厳罰化が進んでいる。橋下徹市長の号令のもと、「隠れたばこ」を取り締まる査察チームも結成、喫煙による停職処分は1年で50人にのぼり、依願退職に追い込まれた職員もいる。「まるでたばこ狩りだ」。愛煙家の職員たちから悲鳴が上がる。

吸い殻がないか、トイレのバケツの中まで調べる大阪市水道局の巡視チーム＝6月6日、大阪市福島区海老江5丁目、川田厚史撮影

大阪市役所のすぐ南側を流れる土佐堀川沿いの遊歩道。昼休みになると、多いときで20～30人の市職員が集まり、紫煙をくゆらす。

市役所周辺は「路上喫煙禁止地区」だ。市役所内にも喫煙スペースはない。ぎりぎり禁止地区外にあたる遊歩道が愛煙家職員のオアシスになっている。

市が勤務時間中の喫煙を内規で禁じたのは昨年5月。4月に市営地下鉄の駅長室で助役が喫煙して火災報知機が作動し、電車が遅れたことがきっかけだった。激怒した橋下市長は「服務規律を厳格化する市長のメッセージを無視した。厳罰でいく」と表明。交通局は助役を停職3カ月とし、それから「勤務時間中の喫煙は停職」が定着した。

人事室によると、例えば40代の職員が停職1カ月の懲戒処分を受けると、140万円以上の生涯賃金が減る。村上龍一副市長は「たばこ1本100万円」と禁煙徹底を呼びかける。

処分者の相次ぐ環境局では昨年12月、警察OB2人を含む4人体制の特別査察チームを組んだ。水道局でも6月に職員約60人で巡視チームを結成した。しかし、摘発に力を入れれば入れるほど処分者が増える悪循環」（市人事室関係者）。処分者は今年5月までの1年間で50人にのぼり、先月は消防署長が依願退職に追い込まれた。

自治体の禁煙実態を調べた大和浩・産業医科大教授によると、全国の都道府県と県庁所在地の市、政令指定市、東京都23区の計121自治体のうち、今年3月時点で大阪市のほかに、長野県、堺市、北九州市、東京都足立区が勤務中の喫煙を禁じている。ただこの4自治体で違反者を処分した事例はないという。

北九州市の人事担当者は「個人的な意見だが、大阪市の停職処分は厳しいと思う」と指摘する。

大阪市の幹部は「厳罰化は『決められたルールは守る』という橋下流服務規律の象徴」として手を緩めるつもりはない。

「ルールを守れないなら公務員失格。たばこやめるか、職員やめるかだ」

（川田厚史、神志那源）

ロッカー室・便所…抜き打ち巡視

勤務時間中の喫煙を取り締まる市水道局の巡視チームの査察に同行した。

6月6日午後5時半、大阪市福島区の国道沿いにある水道局野田営業所。ワイシャツ姿の2人の男性が裏口に回った。インターホンを押さず、紙袋から取り出したカード型の合鍵で扉を開けて所内に踏み込んだ。

片手には営業所の見取り図。ロッカー室、トイレ、浴場、駐輪場。順番に見て回り、げた箱やロッカーの隙間をのぞき込む。吸い殻が落ちていないかの確認だ。居合わせた職員たちが困惑した表情で見守る。

この日は喫煙の実態は確認できなかったが、巡視チームの法務監査担当課長は「また来ますから」と声をかけ、営業所を去った。

市は4月から勤務時間中のたばこの携帯も禁じている。大阪市北区の市北部環境事業センターでは、ゴミ収集車が並ぶ車庫の机にケースを置いた。収集作業に出かける職員が、たばこを預けるためだ。多い時で約20人がたばこやライターを置いていく。

西川邦彦センター所長は「預ける場所を用意することで喫煙を水際で防ぐことができる」というが、1日約20本を吸うという男性職員（54）は「中学校や高校よりも厳しい」と嘆いた。

独裁的ルール

1日30本のヘビースモーカーの経済アナリスト、森永卓郎さんの話　まるで喫煙者を犯罪者扱いするような規則。ヒトラーやムソリーニの禁煙運動をもほうふつさせる。自分と違うスタイルの人間を認めないかのような独裁者的なルールだ。非喫煙者はひとごとと思っているかもしれないが、同じようなことがいつ自分の身にふりかかってくるか分からない。

禁煙環境必要

日本禁煙学会の作田学理事長の話　米国や豪州、カナダでは非喫煙者のみを雇用する企業も多い。禁煙対策が比較的遅れている日本の中で、大阪市は先進的な取り組みをしているといえる。ただ、たばこは依存性・中毒性が強い。勤務時間中に禁煙外来に通うのを許可したり、禁煙パッチや禁煙ガムを配るなど、たばこをやめやすい環境を整えることも必要だ。

2013年7月2日
朝日新聞

資料4-2：中央官庁の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
建物内禁煙を実施した厚生労働省、環境省（合同庁舎5号館）の事例

合同庁舎5号館、2006年、唯一の喫煙室（左）を談話室（右）として、建物内禁煙を実施

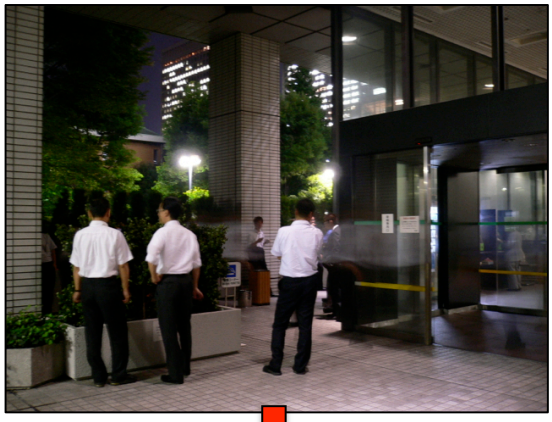

出入口の喫煙は通行の妨げ、
屋内へのタバコ煙流入の原因に。

衝立の奥を喫煙コーナーとするも、出入口に近いため受動喫煙の原因に。
2012年、この場所も禁煙化され、衝立ごと2階テラスへ移動。

資料4-2：中央官庁の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
建物内禁煙を実施した厚生労働省、環境省（合同庁舎5号館）の事例

2012年、出入口近傍の喫煙コーナーは衝立ごと2階テラスへ移動。

喫煙コーナー用の置き傘

合同庁舎5号館のレストランも全面禁煙

世界禁煙デー（5月31日）と
禁煙週間（6月１～6日）は自販機停止

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（G8）

			各種施設						公共交通機関および自家用車				公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
G8-1	イギリス	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○		罰金50£。 15日以内に支払えば30£	※注1
G8-2	ドイツ	国法・州法	○	○	△	△	△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		※注2
G8-3	カナダ	国法・州法、行政命令 自主協定、条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△		※注3
G8-4	フランス	国法	○	○	○	△	△	△	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		
G8-5	イタリア	国法	△	○	△	△	△	×	○	○	○	−	△	△	△	△	△	あり	初回違反27.5€、最大275€。	※注4
G8-6	アメリカ（52州）	州法	38	35	NA	NA	34	NA	公共交通機関の全面禁煙：40州			5	NA	30	28	NA	34	△		※注5
G8-7	ロシア	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2014年6月、全面禁煙					※注6
G8-8	日本	なし	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	「一定の要件を満たす喫煙室」		

※注1　イギリス全土に受動喫煙防止法が適用され、地方官庁により実施されている。

※注2　ババリア州とザールランド州は第8条に添った完全禁煙の州法あり。飲食店等のサービス産業などで、隔離された喫煙室の設置が認められている州もある。

※注3　一部の州では、緩和ケアや依存症治療施設、伝統的な施設が居住地である場合などの特殊は状況での喫煙を容認している。

※注4　バーなど「全席喫煙」の選択も可能であるが、それを選択しているのは3%以下。妊婦、子どもが居る場所での違反の罰則金は2倍。

※注5　州により対策が異なるため、CDC State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE) Systemを用い、2013年第4四半期時点で、完全禁煙の州の数を記載。NAは情報なし。

※注6　2013年6月、受動喫煙防止法を施行（2014年の冬季オリンピックのため、ソチで先行的に施行）。ホテルの客室も禁煙化。唯一の例外は長距離客船。

なお、ロシアの報告は英語ではないため、対策の実施状況のみ転記した。

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（G20）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
G20-1	オーストラリア	国法、州法 行政命令	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○		北部準州の罰金 AUD$200～400	※注7
G20-2	ブラジル	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	△	△	△	△	あり		
G20-3	中国	国法	△	○	○	ー	△	△	△	ー	△	ー	△	ー	×	×	△			
G20-4	インド	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	○	○	○	○	△	あり	罰金	※注8
G20-5	韓国	国法、州法、行政命令 自主協定、その他	○	○	○	○	○	ー	○	○	×	×	○	○	△	×	△	あり	罰金 100,000ウォン	
G20-6	メキシコ	国法、州法 行政命令	△	△	○	△	△	○	○	△	○	×	△	○	△	△	△			
G20-7	南アフリカ 共和国	国法	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	△	△	△	△	△	あり	罰金	※注9
G20-8	トルコ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			※注10

※注7　子どもを乗せている場合、自家用車内の喫煙は禁止

※注8　〇公会堂、スタジアム、鉄道駅、バス停 △ホテル、空港

※注9　〇個人宅使用の場合も含む営利目的の託児施設、学習塾、12歳未満の子どもが同乗する自動車両

※注10　2010年7月の受動喫煙防止法の完全実施当初から、喘息の危機的発作や呼吸器感染症による外来診療件数が20%減少した。

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（その他の国1）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
Other-1	ニュージーランド	国法、州法	○	△	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△		※注11
Other-2	スペイン	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			
Other-3	ギリシャ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり	罰則は国法に規定	※注12
Other-4	ベルギー	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり		※注13
Other-5	スロベニア	国法	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	△	×	△	△	△		※注14
Other-6	スロバキア	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	△	×	△	△			
Other-7	ルクセンブルグ	国法	○	○	○	○	△	○	○	ー	○	×	○	○	×	×	○			
Other-8	アイルランド	国法	○	○	○	○	○	○	○	△	○	ー	○	○	○	○	○	△		※注15
Other-9	オランダ	国法	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	△	○	○	あり		
Other-10	マルタ	国法、州法	○	○	○	ー	○	○	ー	ー	○	ー	○	ー	○	○	○			
Other-11	ハンガリー	国法、州法	○	○	○	○	○	△	○	△	△	×	○	○	○	○	○	△	罰金	
Other-12	ポルトガル	国法、州法	△	○	○	○	△	○	○	ー	○	×	○	△	△	△	△	あり		
Other-13	オーストリア	国法、州法 行政命令、自主協定	△	△	○	△	△	○	○	○	○	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-14	ノルウェー	国法	△	△	○	△	△	○	△	△	○	×	△	△	○	○	○	あり	罰金	
Other-15	ラトビア	国法	△	△	○	○	△	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり	罰金　個人10ラッツ以下 法人150～250ラッツ	※注16

※注11　1990年、全ての屋内が禁煙、例外は精神科病棟と終末医療施設では喫煙室を容認。2011年、刑務所が全面禁煙化。
※注12　×300㎡以上のカジノ、ナイトクラブ
※注13　×カジノ
※注14　○屋内とみなされない場所であっても、児童保育施設や教育施設に付随した場所では、喫煙が禁じられている。
※注15　2004年、全ての施設が禁煙化。
※注16　△カジノ、ゲームセンター

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（その他の国2）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
Other-16	デンマーク	国法	△	△	△	△	△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		
Other-17	スウェーデン	国法、行政命令 自主協定、政策	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-18	フィンランド	国法、自主協定	△	△	○	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-19	エストニア	国法、行政命令 自主協定	△	△	○	△	△	○	△	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		
Other-20	ポーランド	国法、州法	△	○	○	△	△	○	○	△	○	×	○	○	△	△	△	あり		※注17
Other-21	リトアニア	国法	△	○	○	△	△	○	△	△	○	×	○	○	○	△	○	△		
Other-22	ブルガリア	国法、州法 行政命令、自主協定	△	△	△	△	△	○	○	×	○	×	△	△	△	×	△	あり		
Other-23	イラン	国法、州法 行政命令、自主協定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	存在しない		○			※注18
Other-24	レバノン	国法	○	○	○	○	×	○	○	○	○	ー	○	○	○	○	○			
Other-25	タイ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり （空港ビルのみ）		※注19
Other-26	パキスタン	国法、州法 行政命令	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○			※注20
Other-27	シンガポール	国法、行政命令	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○	○	△	△	○		罰金 SGD$1000以下	
Other-28	マレーシア	国法	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×	○	○	×	×	△			※注21
Other-29	ブータン	国法、行政命令	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	○	○	○	○	○	○	あり （ホテル のみ）		
Other-30	ネパール	国法	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○			

※注17　○バス停、路面電車の駅

※注18　（イスラムの）宗教的信条を尊重し、イラン・イスラム共和国にはパブやバーは存在しない。

※注19　○輸送用バイク、通学バス、公用車、タクシー、劇場、図書館、マッサージサロン、屋内（スポーツ）施設／スタジアム、会議室、薬局ビル、外来病院、ネットゲームセンター、カラオケサービス、飲食物の販売所等

※注20　○大学、講堂、会議場、待合ラウンジ、娯楽施設、官公庁、映画館、ホテルラウンジ、図書館

※注21　○建物内や車両内、多くの者が利用するエレベーター、トイレ、公用車、公共交通機関の駅、空港 △エアコンを使用している飲食店・店舗

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（その他の国3）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
Other-31	ベトナム	政府決定	○	○	○	ー	△	○	○	ー	○	ー	○	ー	△	△	△		罰金	※注22
Other-32	ブルネイ	国法	○	○	○	○	△	○	×	×	○	×	○	○			○	あり	罰金	
Other-33	モンゴル	国法	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	あり	罰金	※注23
Other-34	エクアドル	国法、行政命令 条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			
Other-35	ウルグアイ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○		罰金	
Other-36	コロンビア	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
Other-37	バルバドス	国法	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	×	○	○	○	○	○			
Other-38	グアテマラ	国法	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	ー	○	○	○	○	○	ホテルの 客室	罰金	※注24
Other-39	チリ	国法、行政命令 自主協定	△	△	○	△	△	△	○	○	△	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-40	メキシコ	国法、州法 行政命令	△	△	○	△	△	○	○	△	○	×	△	○	△	△	△			
Other-41	ナミビア	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			
Other-42	チャド	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	○	△	△	×	×	ー			
Other-43	ケニア		○	○	○	ー	○	○	○	ー	○	ー	○	ー	○	○	○			
Other-44	タンザニア	行政命令、自主協定	△	○	○	△	○	△	○	○	△	×	△	△	×	×	×			
Other-45	コンゴ	自主協定	△	△	△	△	△	△	×	×	△	×	×	△	×	△	△			※注25

※注22　○火災・爆発が起こりやすい場所
※注23　○ガソリンスタンド、ガソリン・可燃物倉庫
※注24　△ホテル
※注25　△ホテル

なお、エクアドル、ウルグアイ、コロンビア、グアテマラ、チリ、メキシコ、チャド、コンゴの報告は英語ではないため、実施状況のみ転記した。

資料 6

WHO FCTC が 2012 年に実施した批准国の調査結果をもとに作成

翻訳：高橋（中田）ゆり、監訳：大和　浩

G8-1　イギリス

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	□いいえ	
		● 行政命令	□はい	□いいえ	
		● 自主協定	□はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Across the UK, smokefree legislation is enforced by local authorities. イギリス全土で、地方自治体が受動喫煙防止条例を施行している。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 ● （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 ● （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Legislation is in place throughout the United Kingdom prohibiting smoking in enclosed parts of workplaces and public places.　Throughout the United Kingdom, virtually all enclosed public places and workplaces must be smokefree, including all pubs, members clubs, cafes and restaurants as of 1 July 2007. イギリス全土の屋内の職場・多数の者が利用する施設での喫煙を禁じる法律が施行されている。2007 年 1 月よりパブ、会員制クラブ、カフェ、レストランを含む多数の者が利用するすべての施設と職場はイギリス全土で実質的に禁煙。			

		In England, the relevant legislation is within the Health Act 2006, the Smoke-free (Premises and Enforcement) Regulations (set out what is meant by enclosed and substantially enclosed and bodies responsible for enforcing smoke-free), the Smoke-free (Penalties and Discounted Amounts) Regulations (set out the levels of penalties for offences under smoke-free legislation, and the Smoke-free (Signs) Regulations (set out the requirements for no-smoking signs required under smoke-free legislation). イングランドにおける受動喫煙防止に関する法律には、2006 年の健康法がある。禁煙（その根拠と施行）規制（屋内の場所での禁煙政策を管轄する機関）、禁煙（罰則と減刑）規制（受動喫煙防止法違反への罰則規模）、禁煙（標識）規制（受動喫煙防止法に準じた禁煙標識）が規定されている。
		● 公共交通機関での禁煙
		The Smoke-free (Exemptions and Vehicles) Regulations set out the vehicles required to be smokefree including those used by member of the public. The Smoke-free (Vehicle Operators and penalty Notices) Regulations set out the responsibility on vehicle operators to prevent smoking in smokefree vehicles and the form for fixed penalty notices. 禁煙（例外と車両）規制は、公共交通機関も禁煙の対象にした。禁煙（運転士と罰則通知）規定は、運転士には禁煙車両での喫煙を防止する責任があるとした。また、罰則通知の書式も規定している。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		See above. 同上。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Across the United Kingdom, comprehensive smokefree legislation has been in place since at least July 2007. In England, compliance rates are around 98% according to the final complaince data report received in mid-2010. More than three-quarters of people say they support smokefree laws. イギリス全土において、包括的な受動喫煙防止法は、遅くとも2007年の段階で整備されていた。イングランドが2010年半ばに集計した最新の遵守に関する調査では、遵守率は98％である。4分の3を超える国民が受動喫煙防止法を支持している。	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**	
	Health Act 2006 available online at: 2006年の健康法は、オンラインで閲覧可能。 http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/28/contents	

	The "Smokefree England: One Year On" report presents a review of the legislation covering compliance, public opinion, the views of businesses and academic research into the health benefits of a smokefree England. Available online at: http://www.smokefreeengland.co.uk/thefacts/latest-research.html 「イングランド　禁煙化から1年レポート」では、イングランドに禁煙化がもたらした健康利益、コンプライアンス、世論、ビジネス観、学術研究等について詳述。上記URLで閲覧可能。 Summary of the findings of the smokefree legislation compliance data collection from local authorities in England from July 2007 to July 2010 available online at: http://www.smokefreeengland.co.uk/files/83840-coi-smokefree-compliance_period_tagged-13.pdf 2007年～2010年イングランド地方自治体受動喫煙防止法遵守調査結果概要データ集は、上記URLで閲覧可能。 In 2011, an academic review of the evidence of the impact of the smokefree legislation that was implemented in England in 2007 was published. The evidence is clear that smokefree legislation has had beneficial effects on health. The report is available at: http://www.dh.gov.uk/prod_consum_dh/groups/dh_digitalassets/documents/digitalasset/dh_124959.pdf 2011年、2007年の受動喫煙防止法がイングランドに与えた影響のエビデンスに関する学術考察が発表された。受動喫煙防止法が健康に有益であるというエビデンスが明確になった。レポートは上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in England is available online at: http://www.smokefreengland.co.uk/ イングランドの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in Scotland is available online at: http://www.clearingtheairscotland.com/ スコットランドの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in Wales is available online at:

	http://wales.gov.uk/smokingbanwalessub/home/?lang=en ウェールズの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in Northern Ireland is available online at: http://www.spacetobreathe.org.uk/ 北アイルランドの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記 URL で閲覧可能。

G8-2 ドイツ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Workplace - general (national workplace ordinance) 職場 - 全般（国家職場法） The employers has to take necessary measures to protect non-smoking emplyees from tobacco related health risk. If necessary, the employer must issue a general smoking ban or one restricted to individual areas of the workplace. 雇用主はタバコに関連した健康リスクからタバコを吸わない従業員を守るために、必要な対策を取らなければならない。雇用主は、必要に応じて職場全体を禁煙にするか、職場内にひとつ特定の禁煙エリアを設けなければならない。		

資料 6

		Regulations at federal level: 連邦規模の規制 : The employer has to take “all necessary measures to effectively protect non-smoking employees against the health hazards of tobacco smoke in the workplace”. The amendment in 2008 specified that a ban on smoking in the workplace is one of the ways to provide protection. In workplaces open to the public (i.e. primarily hospitality sector but also other areas where smoking by customers and visitors is allowed) the employers’ obligations are more limited. The federal government prohibited smoking in government buildings, on public transport (including taxis) and at public transport stations. 雇用主は"タバコを吸わない従業員をタバコの害から守るために必要な対策をすべて"取らなければならない。2008年の法改正は、受動喫煙対策のひとつとして、職場での禁煙に特化した。多数の者が出入りできるような職場（飲食店だけでなく、顧客や訪問者による喫煙が認められている場所）では、雇用主の義務はわずかである。連邦政府は官公庁、公共交通機関（タクシー含む）、公共交通機関の駅での喫煙を禁止した。 **Regulations at Länder (state) level:** 州規模の規制 : In March 2007 the Germany`s 16 Länder concluded a framework agreement with the federal government on introducing a smoking ban in the areas where the states have responsibility (Land, local institutions,educational facilities, health care facilities, cultural institutions, sport facilities, hospitality venues and other public places). Each Land had to enact the law through its own legislature. 2007 年 3 月、ドイツ連邦政府と 16 の州は、管轄地域（土地、地方施設、教育施設、医療施設、文化施設、スポーツ施設、飲食店等の多数の者が利用する施設）を禁煙とする枠組みについて合意した。各州が州議会で、法律を制定した。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Law enforcement lies within the responsibility of the local level, there are fines defined within the law. 地方政府が取り締まりを行う。法には罰金規定がある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場 :			

		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Employers obliged to protect non-smokers against passive smoking at federal and Länder (state) level except for workplaces accessible to the public			

		連邦・州規模で、タバコを吸わない従業員を受動喫煙から保護することが、雇用主に義務付けられている。多数の者が訪れるような職場は例外となっている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Yes 禁煙である。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Yes, separate smoking rooms are allowed 禁煙である。隔離された喫煙室の設置が認められている。
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	New law on Länder (state) level with a complete smoking ban in Bavaria, Saarland. バイエルン州とザールラント州で、完全禁煙を盛り込んだ新しい州法が制定された。	

G8-3 カナダ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：州法による規制）	×はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Canada has comprehensive national and sub national legislation protecting Canadians from exposure to tobacco smoke. Annex A provides a summary of select federal, provincial and municipal measures. カナダでは、国民を受動喫煙から保護するための包括的な国法、州法が制定さ		

		れている。連邦法、州法、地方条例の概要は添付資料Aに記載。 **Annex A** **Sub national measures protecting Canadians from exposure to tobacco smoke.** **添付資料A　州法によるカナダ国民の受動喫煙からの保護** **Nunavut　ヌナブト準州** Nunavut's Tobacco Control Act prohibits the sale of tobacco products to persons under 19, the prohibition of sale of products appearing to be tobacco products, due diligience and vicarious liability, tobacco displays and sales, prohibition of sale of tobacco in certain settlings (nursing homes, health facilities, pharmacies, etc.), packaging and signs, and controls related to smoking tobacco (prohibition of smoking in the workplace, and a minimum distance from public entries and exits).　There are also provisions in the Act related to inspection and enforcement of the Act. ヌナブト準州のタバコ規制法は、19歳未満の者へのタバコの販売禁止、タバコに類似した製品の販売禁止、タバコの陳列と販売方法、特定の場所でのタバコの販売禁止（老人ホーム、医療施設、薬局等）、包装とマーク、喫煙規制（職場、出入り口から近い場所での喫煙禁止）等を定めている。同法には、検査と取り締まりに関する規定も存在。 **British Columbia　ブリティッシュコロンビア州** The government of British Columbia has enacted the Tobacco Control ACT (TCA) section 2.3 and the Tobacco Control Regulation (TCR) section 4.22 which bans smoking in indoor public and work spaces and provides a 3 meter buffer zone from doorways, open windows and air intakes.　This legislation applies throughout British Columbia (BC). ブリティッシュコロンビア州政府は、タバコ規制法（TCA）第2.3条とタバコ規制法第4.22条を施行した。同法は多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、屋内の職場、出入り口や窓の開口部から3m以内の場所を禁煙にしている。この州法は、ブリティッシュコロンビア州全域で適用されている。 **Alberta　アルバータ州** In Alberta, the Tobacco Reduction Act and Tobacco Reduction Regulation prohibit smoking in indoor public places, workplaces, public vehicles, work vehicles and within 5 metres from a doorway, window or air intake to a public place or workplace. アルバータ州では、タバコ削減法とタバコ削減規制法により、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、職場、公用車、商用車、出入り

		口から5m以内、窓から5m以内、建物の吸気口から5m以内での喫煙が禁じられている。 In Alberta, certain communities have bylaws that are more restrictive than the provincial legislation.　These bylaws offer further protection from second-hand smoke. Some of them include bans on smoking in cars with children present, while other municipalities ban smoking within hotel rooms. アルバータ州では、州法よりも厳しい条例のある自治体もある。このような条例には、さらなる受動喫煙保護対策が盛り込まれている。ホテルのすべての客室内での喫煙を禁止、あるいは、子どもを乗せた自家用車での喫煙を禁止した地方自治体が存在する。 The Alberta Health Services Tobacco and Smoke Free Environments Policy prohibit the use of tobacco products and prevent exposure to second hand smoke at Alberta Health Services sites across the province. アルバータ州保健局による禁煙環境政策は、管轄している州内全域において葉巻やシガーを含むすべてのタバコ製品の使用を禁止し、受動喫煙を防止している。 **Saskatchewan　サスカチュワン州** The Ministry of Health's Tobacco Control Act prohibits smoking or holding lit tobacco in enclosed public places (EPP), within 3 metres of an EPP, and bans all tobacco use on school grounds. The Act and Regulations can be found at: http://www.qp.gov.sk.ca/documents/english/Statutes/Statutes/t14-1.pdf http://www.qp.gov.sk.ca/documents/english/Regulations/Regulations/t14-1r1.pdf 保健省によるタバコ規制法は喫煙、点火されたタバコを屋内で持つこと、屋内から3m以内で持つことを禁止し、学校の敷地内ですべてのタバコ製品の使用を禁止している。タバコ規制法と規制は、上記URLを参照。 Smoking is banned in all enclosed workplaces and worksites in Saskatchewan by section 77 of the Saskatchewan Occupational Health and Safety Regulations. There are some exemptions that are listed in the link below: http://www.lrws.gov.sk.ca/new-workplace-smoking-ban-faq サスカチュワン州の労働衛生安全規制法第77条により、サスカチュワン州では、すべての屋内の職場や仕事場での喫煙が禁止されている。上記URLの一覧表にあるような例外もある。 In some municipalities, the bylaws go beyond the provincial legislation to ban smoking in certain outdoor spaces, such as outdoor eating areas. Some stadiums are also voluntarily designated as smoke-free spaces.

		地方自治体によっては、飲食店の屋外のテラス席等の屋外の場所も禁煙とする等、州法よりも厳しい条例が施行されている。自主的に全面禁煙としたスタジアムもある。 **Manitoba　マニトバ州** Manitoba provides a complete ban on smoking in enclosed public places and indoor workplaces. マニトバ州では、多数の者が利用するすべての施設と職場が完全禁煙。 **Ontario　オンタリオ州** The Smoke-Free Ontario Act (SFOA) came into force on May 31, 2006.　The SFOA prohibits smoking in all enclosed public places and workplaces and prohibits retailers from selling tobacco products to a person less than 19 years of age. http://www.e-laws.gov.on.ca/html/statutes/english/elaws_statutes_94t10_e.htm http://www.e-laws.gov.on.ca/html/regs/english/elaws_regs_060048_e.htm 受動喫煙防止法が2006年3月31日に施行された。受動喫煙防止法は、すべての多数の者が利用する施設と職場での喫煙を禁止し、小売業者が19歳未満の者へタバコを販売することを禁止した。詳しくは、上記URLを参照。 **Québec　ケベック州** L'usage du tabac est interdit dans pratiquement tous les lieux fermés autre qu'une demeure. Dans certains lieux précis, pour les personnes hébergées, il est possible de fumer dans un fumoir fermé et ventilé. 屋内の喫煙は、すべての密閉空間で禁止されている。ただし、個人の居住区、および、排気装置のある喫煙室は除外されている。 **Prince Edward Island　プリンスエドワード島** Provincial Smoke-Free Places Act:　受動喫煙防止に関する州法 http://www.gov.pe.ca/health/index.php3?number=1020688&lang=E **Nova Scotia　ノバスコシア州** Smoke Free Places Act prohibits smoking in indoor workplaces, 4 meters away from air intake vents and opening windows, prohibits smoking in vehicles with passengers under 19 and in outdoor places where alchool and food are served. 受動喫煙防止法により、屋内の職場、および、建物の吸気口や窓の開口部から4m以内、19歳未満の子どもを乗せた車両、アルコール類や食事が提供される屋外の場所での喫煙を禁止している。 **Newfoundland and Labrador　ニューファンドランド・ラブラドール州**

資料 6

		The *Smoke-Free Environment Act,2005 prohibits* smoking in enclosed public places (e.g., restaurants, bars including patio decks, bingo halls, ferries), workplaces and in motor vehicles when people under the age of 16 are present as passengers. http://assembly.nl.ca/Legislation/sr/statutes/s16-2.htm 2005年の受動喫煙防止法により、多数の者が利用する施設内（例：レストラン、テラスデッキを含むバー、ビンゴホール、フェリー）、職場、16未満の子どもが同乗している自動車での喫煙を禁止している。詳しくは、上記URLを参照。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		National, sub national and municipal legislation provides enforcement support related to specific legislation and regulations. Annex B provides a highlight of the various mechanisms and infrastructure for support. 国法、州法、地方条例は、特定の立法に関連した規制の取り締まり支援について定めている。様々な仕組みや社会基盤の概要は、添付資料 B に記載。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他 （詳細：Designated smoking rooms (DSR) are permitted by a few sub-national jurisdictions in very limited circumstances (eg: in some cases on a compassionate basis) where traditional public spaces are deemed to be residential.(ie: palliative care and addiction treatment facilities where residents have permanent or extended	□	×	□

		residency). In most instances the compliance regulations renders the DSRs impractical and while permitted they are not widely used. 喫煙可能な部屋 (DSR)はいくつかの州法において、例えば、多数の者が利用する伝統的な施設が居住地である場合、もしくは、心情的な理由（例：居住者が永住または延長して居住するような緩和ケアや中毒治療施設）により、認められている場合がある）。多くの場合、遵守規定により、喫煙室 (DSR)は非現実的となり、認められてはいてもあまり広くは利用されていない。）			
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他	□	×	□

		（詳細：Group living facilities and specified hotel rooms. Extensive regulations exsist for ventilation and for resident use only 集団生活の場、ホテルの一部の喫煙用の客室。換気装置のある喫煙専用室。）			
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Canada has comprehensive smoke free legislation in public workplaces, primarily governed through sub national jurisdictions. Recognizing that over 98% of indoor workplaces in Canada are smoke free, there do exist in a limited number of jurisdictions provisions for tightly regulated designated smoking rooms in indoor workplaces. カナダは公共の職場を対象とした包括的な受動喫煙防止法を制定しており、州で施行されている。カナダの98%を越える屋内の職場が禁煙となっている。限られた州においてではあるが、厳しい規定の下で喫煙室が屋内の職場に設置されている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		National and sub-national jurisdictions provide for complete smoking bans in public transportation. A number of jurisdictions have implemented smoking bans in private vehicles where children are present. (The majority of jurisdictions identify children as under 16 with one jurisdiction under 19 years of age.) 国、州は公共交通機関を完全禁煙にしている。多くの州は子どもを乗せた自家用車での喫煙を禁止している。（ほとんどの州は16未満の子どもを対象としている。1つの州のみ19歳未満を対象。）			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Canada has virtually eliminated smoking in all indoor public places with the exception of group living facilities and specified hotel rooms. The number of designated smoking rooms has been drastically reduced. カナダは多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙を実質的に禁止したが、集団生活施設や特定のホテルの部屋は例外としている。喫煙室の数は大幅に減少している。			
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				

	There have been extensive developments in implementing Article 8. Comprehensive smoke-free legislation has been passed in all sub-national jurisdictions and numerous municipalities in Canada have adopted bylaws or policies to prohibit smoking in public places such as patios, play grounds and parks. 枠組条約第 8 条履行にあたり大きな進歩があった。包括的な受動喫煙防止法はカナダのすべての州や多くの自治体で可決され、テラス、遊び場、公園等の多数の者が利用する施設での喫煙を禁止する付属定款や方針が採用された。 Health Canada has provided funding for the development of tools, resources, guidebooks and knowledge transfer impacting smoke-free places and the dangers of second hand smoke. NGOs, universities, other governmental departments and agencies have received project funding supporting web based and hard copy resource material impacting smoke-free spaces in the home, car, public places, workplaces and public health and educational facilities. A detailed report on activities supporting the implementation of Article 8 is attached as Annex C カナダ保健省は、職場における禁煙や受動喫煙の危険性を啓発するツール、資料、ガイドブック等の開発、団体間での知識共有を行うための財政支援を行った。NGO、大学、その他の政府省庁・機関が、家庭、車、多数の者が利用する施設、職場、公衆衛生施設、教育施設での禁煙について取り扱った、インターネットや書類ベースの資料作成のための財政支援を受け取った。枠組条約第8条履行についての活動の詳細は添付資料Cに記載。

G8-5 イタリア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	□はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ

資料 6

3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（ambulances 救急車）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	× タクシー 救急車	□	× 配達車
		● 自家用車	□	□	□
		● その他 （詳細：クルーズ船、フェリー）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			

		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Partial ban since January, 10th 2005.　Fines for smoking were not allowed and for irregular or non signs posted.　No obligation exists for anybody in Italy, as a consequence of the smoking ban, to establish "smokers only" premises.　This should rather be understood as an option available to public commercial shops and services and workplaces intending to offer such premises to smokers.　In such a case, premises have to comply with the technical requirements imposed by the above-mentioned Decree 23 December 2003.　Obviously, if the premise is not in full compliance with the requirements of this Decree. It can only be used as a "no-smoking" premise. 2005年1月10日から部分的に禁煙となった。禁煙の場所で喫煙した場合、違反した場合、標識を掲示していない場合には、罰金が科せられる。イタリアでは、禁煙政策によって誰かが"喫煙者専用"施設を造る義務は発生しない。むしろ、この政策により多数の者が利用する商業施設、サービス、職場に、“喫煙者専用”施設を提供する選択肢が与えられたと理解されるべきである。その場合、施設は上述の2003年12月の法律が課す技術的な要件を満たさなければならない。しかし、施設が法律の要件を満たしていなければ、"非喫煙者専用"施設としてのみ利用されなければならない。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		complete ban since January, 10th 2005.　Fines for smoking where not allowed and for irregular or non signs posted 2005年1月に完全禁煙化が完了した。禁煙の場所で喫煙した場合、違反した場合、標識を掲示していない場合は、罰金が科せられる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Partial ban since January, 10th 2005.　Fines for smoking were not allowed and for irregular or non signs posted.　No obligation exists for anybody in Italy, as a			

		consequence of the smoking ban, to establish "smokers only" premises. This should rather be understood as an option available to public commercial shops and services and workplaces intending to offer such premises to smokers. In such a case, premises have to comply with the technical requirements imposed by the above-mentioned Decree 23 December 2003. Obviously, if the premise is not in full compliance with the requirements of this Decree. It can only be used as a "no-smoking" premise. 2005年1月10日から部分的に禁煙となった。禁煙の場所で喫煙した場合、違反した場合、標識を掲示していない場合には、罰金が科せられる。イタリアでは、禁煙政策によって誰かが"喫煙者専用"施設を造る義務は発生しない。むしろ、この政策により多数の者が利用する商業施設、サービス、職場に、“喫煙者専用”施設を提供する選択肢が与えられたと理解されるべきである。その場合、施設は上述の2003年12月の法律が課す技術的な要件を満たさなければならない。しかし、施設が法律の要件を満たしていなければ、"非喫煙者専用"施設としてのみ利用されなければならない。
3.2.2.8	**条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**	
	The "smokers only" premises are allowed by the Italian smoking ban but they are not very spread. Less than 3% of bar and restaurant organized such premises. Some Italian Municipalities established smoking ban in parks when in presence of children and pregnant women. “喫煙者専用”施設はイタリアで認められているものの、その数はあまり多くはない。わずか3%以下のバーやレストランが"喫煙者専用"施設として運営されている。子どもや妊娠中の女性が利用する公園を禁煙にしたイタリアの地方自治体もある。	

G8-8 日本

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	□はい	×いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	□はい	×いいえ
		● **州法**	□はい	×いいえ

資料 6

		● 行政命令	□はい		×いいえ
		● 自主協定	□はい		×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい		×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい		×いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	□	×
		● 医療施設	□	□	×
		● 教育施設	□	□	×
		● 大学	□	□	×
		● 一般企業	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	×
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	□	×
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	□	×
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	□	×
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	×

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	□	□	×
		● ショッピングセンター	□	□	×
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	□	×
		● その他（詳細:　）	□	□	×
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Occupational Safety and Health Act (Act No. 57 of June 8, 1972) stipulates the effort of employers to establish comfortable working environment including measures against passive smoking, and Guidelines on Restrict Smoking Area, etc. is provided. 労働安全衛生法（1972 年 6 月 8 日法律第 57 号）は雇用主に、受動喫煙対策等を含めた快適な職場環境を作る努力を要請し、喫煙エリアに関するガイドラインが定めている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Article 25 of the Health Promotion Act requires each facility manager to implement necessary measures regulating protection from exposure to tobacco smoke. Since the article does not specify the scope of the restriction, the actual application is left to the decision of each manager. 健康増進法第 25 条は施設管理者が受動喫煙を防止するために必要な対策を取るよう求めている。 同条は具体的な適用範囲を定めていないため、実際の適用範囲は施設管理者の判断に委ねられている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Article 25 of the Health Promotion Act requires each facility manager to implement necessary measures regulating protection from exposure to tobacco smoke. Since the article does not specify the scope of the restriction, the actual application is left to the descretion of each manager. 健康増進法第25条は、施設管理者が受動喫煙を防止するために必要な対策を取るよう求めている。同条は、具体的な適用範囲を定めていないため、実際			

		の適用範囲は施設管理者の判断に委ねられている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In 2010, Director-general of health service bureau notified that public space should be smoke-free. In 2010, cabinet decided to achieve smoke-free workplace before 2020. 2010 年、厚生労働省大臣が多数の者が利用する施設は禁煙であるべきだと発言した。 2010 年に内閣は 2020 年までに職場での禁煙を達成することを閣議決定した。	

資料 6

G20-1　オーストラリア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		In Australia, protection from exposure to tobacco smoke is primarily the responsibility of State and Territory governments. オーストラリアでは、受動喫煙対策は主に州・準州政府の責任で行われている。 Each State and Territory government has implemented tobacco control laws which include provisions to protect the public from exposure to tobacco smoke. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the primary tobacco control legislation in each State and Territory. 各州・準州政府は、受動喫煙から多数の者を保護する規定を含んだタバコ規制法を施行した。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		All Australian State and Territory tobacco control legislation has penalty and enforcement provisions.　Most States and Territories provide for enforcement and inspection mechanisms additional to the statutory penalty provisions. すべてのオーストラリアの州・準州のタバコ規制法には罰金と取り締まり規定が定められている。ほとんどの州・準州の法には罰則規定があり、取り締まりと検査		

		を行う仕組みが存在する。 The Victorian government provides funding to local councils to undertake inspections, education and enforcement activities in relation to tobacco smoke in dining and drinking venues. The arrangement is specified under a Service Agreement between the Victorian Department of Health and the Municipal Association of Victoria (the peak body representing local government authorities in Victoria). Inspection and enforcement activity for other workplaces is the responsibility of WorkSafe Victoria under a Memorandum of Understanding between the Department of Health and WorkSafe. Victorian police enforce the ban on smoking in cars with minors. ビクトリア州政府は、飲食店での喫煙に関する検査、教育、取り締まり活動のために地方自治体を財政支援している。ビクトリア州保健局とビクトリア州自治体協会（ビクトリアの地方政府機関の代表的組織）のサービス合意の下、このような取り決めが行われた。その他の職場の検査と取り締まり活動は、保健局と労働安全局間の覚書の下で、保健局と労働安全局が管轄している。ビクトリア州警察は、未成年者による車両内での喫煙を取り締まっている。 In New South Wales, compliance monitoring and investigation is carried out by authorised officers in Public Health Units of the fifteen Local Health Districts across the State. Enforcement activity is also undertaken by the New South Wales Ministry of Health. ニューサウスウェールズ州では、州内の15の地域健康区域で、公衆衛生局の担当職員が遵守の監視・調査を行っている。取り締まりはニューサウスウェールズの保健省でも行われている。 In South Australia, breaches of the legislation are enforced by South Australian police and monitored by Department of Health authorised officers. 南オーストラリア州では、南オーストラリア州警察が違反を取り締まり、保健局の職員が違反を監視する。 In Tasmania, nominated officers (volunteers) can be appointed to assist with enforcement of the legislation. タスマニア州では、任命された（ボランティアの）職員が取り締まりを支援する。 In Western Australia, investigators are gazetted to enforce the legislation. Restricted powers are also given to police and local authorities. 西オーストラリア州では、法の取り締まりを行う調査員が官報に掲載される。警察と地域団体に取り締まりの権限が与えられている。

		In the Australian Capital Territory, powers for the inspection of premises are regulated under the Smoke-Free Public Places Act 2003 (ACT). Police also have the power to stop vehicles to enforce the ban on smoking in cars with minors. オーストラリア首都特別地域では、2003年の多数の者が利用する施設における受動喫煙防止法に検査権限ついての規定がある。警察は未成年が車内で喫煙している車両を止める権限を持つ。 In the Northern Territory, non-compliance with the legislation is subject to on-the-spot fines of AUD $200-400 or prosecution. Authorised persons employed by the Northern Territory health department are also able to assist with enforcement. 北部準州で法に違反すると、現行犯の場合 AUD$200～400 の罰金または起訴となる。北部準州の保健局から任命された職員が取り締まりを支援する。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	×	□

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smoking is prohibited in all enclosed public places in Australia, including workplaces, with some limited exceptions varying between the States and Territories (including in relation to defined areas of casinos in New South Wales, Western Australia and Victoria; and certain other defined locations in Victoria). Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. オーストラリアでは、職場を含む多数の者が利用する施設内での喫煙は禁じられている。州・準州政府により多少の差異がある（ニューサウスウェールズ州・西オーストラリア州・ビクトリア州のカジノ関連区域、その他ビクトリア州の地域）。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Smoking is prohibited in all forms of public transport in Australia. This includes trains, buses, trams, airplanes, taxis, hire cars, ferries, covered areas of railway platforms, and bus shelters. In Queensland, Western Australia, Victoria, the Australian Capital Territory, New South Wales, Tasmania and South Australia, smoking is also banned in private motor vehicles where minors are present. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. オーストラリアのすべての公共交通機関で喫煙が禁じられている。電車、バス、飛行機、タクシー、レンタカー、フェリー、プラットフォーム内の対象エリア、バス			

		の待合所が対象となっている。クイーンズランド州、西オーストラリア州、ビクトリア州、オーストラリア首都特別地域、ニューサウスウェールズ州、タスマニア州、南オーストラリア州では、未成年者が同乗している場合は自家用車での喫煙が禁じられている。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Smoking is prohibited in all enclosed public places in Australia, with some limited exceptions varying between the States and Territories. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. オーストラリアでは、多数の者が利用する施設内のすべてで喫煙が禁じられている。州・準州政府により多少の差異がある。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は、添付資料 2 を参照。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	States and Territories have lead responsibility for smoking restrictions to prevent second-hand or passive smoking in Australia. Smoking is now banned in all indoor public places and transport and most jurisdictions have begun to extend bans on smoking to some outdoor public places. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. 州・準州政府は、オーストラリアの喫煙規制や、受動喫煙からの保護対策を牽引してきた。多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてと交通機関で喫煙が禁じられるようになった。ほとんどの州・準州政府が、多数の者が利用する屋外施設の一部までに禁煙の範囲を拡大している。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。	

G20-2 ブラジル

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ

		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		In Brazil, since 1996 there is a Federal Law that prohibits smoking in public enclosed places, but allows smoking designated areas and demands them to be "properly isolated and ventilated". Different interpretations on the language of the law have allowed different levels of implementation nationwide, ranging from a total ban mainly in companies, health-care units and government facilities to situations where smoking and non smoking areas share the same room. This last situation has been very usual mainly in bars, restaurants and other entertainment and hospitality sectors. ブラジルでは1996年より、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙を禁じる連邦法が施行されている。しかし"適切に隔離・換気された"喫煙室は認められている。法解釈の違いから、国内で施行規準が異なっている。主に企業、医療施設、官公庁は完全禁煙だが、喫煙エリアと禁煙エリアが同じ部屋内に存在することもある。主にバー、レストランやその他の娯楽・飲食店では、それが常態化している。 Another important problem with the current Federal law is related to the lack of inspection and penalties application by sanitary authorities in municipal level, what by its turn is a result from the low understanding of second hand smoke as a threat to health by policy makers in local level. 現在の連邦法の抱えるその他の重大な問題点は、地方衛生局による検査と罰則の適用が不十分なことである。原因は、地方の政治家の間で受動喫煙の害がよく理解されていないことである。 Since 2008 two Bills of law (BL 315/08 and BL 316/08), related to the Federal law, are under appreciation in Senate. But they are competitive: the BL 315/08 proposes a total ban and the BL 316/08 proposes to keep smoking designated areas, worsening the current federal legislation as it takes out the rule establishing that the smoking designated areas must be exclusively to smoke. There is a strong lobby from tobacco industry in National Congress to dismiss BL 315 and approve BL 316. 2008年から地方議会にて、連邦法に関連した二つの法律が制定された。しか		

		し、これらの法が矛盾している。"BL 315/08"は全面禁煙を提案しているのに対し、"BL 316/08"は喫煙室を容認し続けている。喫煙室の使用目的を喫煙のみとする連邦法の制定は、この矛盾によって困難な状況になっている。"BL 315"を却下して"BL 316"を承認させるため、タバコ業界は国民会議で強力なロビー活動をしている。 By the other hand from 2008 on, states and municipalities started to approve their own legislation on this matter. Currently 21 states and the Federal District (FD) approved their own legislation. From this total, 7 adopted a total ban (following the BL 315) and other 14 and the FD adopted a legislation following the BL 316 (keeping smoking in designated areas). In municipal level, 23 municipalities approved legislation banning smoking designated areas and 09 approved laws keeping it. Those states that banned smoking designated areas are being challenged in Court by organizations affiliated to tobacco industry under the argument that state and municipal laws are unconstitucional if more restrictive than the federal law. Until now it is awaiting to be judged by the Supreme Court. 一方、2008 年からは、州と連邦直轄地区はそれぞれにこの分野の法律を制定し始めた。現在、21 の州と連邦直轄地区が各々の法律を承認した。そのうち 7 州が全面禁煙を認め（BL 315 に準拠）、残りの 14 州・連邦直轄地区が喫煙室の継続を認めた（BL 316 に準拠）。地方自治体規模では、23 の地方自治体が喫煙エリアを禁じたが、9 の地方自治体は喫煙エリアの存続を認めた。連邦法よりも州法や地方自治体の条例が厳しいのは非合法的であるという議論の下、喫煙エリアを禁止した州は、タバコ産業の関連団体に訴訟を起こされている。現在もまだ最高裁での判決が出ていない。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		The municipal sanitary authoritie is responsible for the inspection and penalties application. 検査・罰則の適用は地方衛生局が管轄している。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙の実施手段の概要、部分的禁煙の実施手段の概要・詳細。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The latest national awareness campaigns conducted by the National Cancer Institute focused on workers' exposure to environmental tobacco smoke. ブラジル国立がん研究所が労働者の受動喫煙についての最新の啓発キャンペ			

		ーンを行っている。 Sensitizing labor and trader organizations, at state and local levels, about the importance of adopting tobacco-free environments. 州と地方の労働組合や貿易機関に、受動喫煙のない環境を作ることの重要性を訴えている。 Dissemination of studies and preparation of technical notes to support these actions. 研究成果を発表し、技術をわかりやすく解説していくことで、啓発活動が推進されている。
		● **公共交通機関での禁煙**
		This measure is largely fulfilled. 十分な成果が出ている。
		● **多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙**
		See information on workplaces, above. 上記の“屋内の職場での禁煙”を参照。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In Brazil, since 1996 there is a Federal Law that prohibits smoking in public enclosed places, but allows smoking designated areas and demands them to be “properly isolated and ventilated”. Different interpretations on the language of the law have allowed different levels of implementation nationwide, ranging from a total ban mainly in companies, health-care units and government facilities to situations where smoking and non smoking areas share the same room. This last situation has been very usual mainly in bars, restaurants and other entertainment and hospitality sectors. Another important problem with the current Federal law is related to the lack of inspection and penalties application by sanitary authorities in municipal level, what by its turn is a result from the low understanding of second hand smoke as a threat to health by policy makers in local level. ブラジルでは1996年より、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙を禁じる連邦法が施行されている。しかし“適切に隔離・換気された”喫煙室は認められている。法解釈の違いから、国内で施行規準が異なっている。主に企業、医療施設、官公庁は完全禁煙だが、喫煙エリアと禁煙エリアが同じ部屋内に存在することもある。主にバー、レストランやその他の娯楽・飲食店では、それが常態化している。現在の連邦法の抱えるその他の重大な問題点は、地方衛生局による検査と罰則の適用が不十分なことである。原因は、地方の政治家の間で受動喫煙の害がよく理解されていないことである。 Since 2008 two Bills of law (BL 315/08 and BL 316/08), related to the Federal law, are	

	under appreciation in Senate. But they are competitive: the BL 315/08 proposes a total ban and the BL 316/08 proposes to keep smoking designated areas, worsening the current federal legislation as it takes out the rule establishing that the smoking designated areas must be exclusively to smoke. There is a strong lobby from tobacco industry in National Congress to dismiss BL 315 and approve BL 316. 2008年から地方議会にて連邦法に関連した二つの法律が制定された。しかし、これらの法が矛盾している。"BL 315/08"は全面禁煙を提案しているのに対し、"BL 316/08"は喫煙室を容認し続けている。喫煙室の使用目的を喫煙のみとする連邦法の制定は、この矛盾によって困難な状況になっている。"BL 315"を却下して"BL 316"を承認させるため、タバコ業界は国民会議で強力なロビー活動をしている。 By the other hand from 2008 on, states and municipalities started to approve their own legislation on this matter. Currently 21 states and the Federal District (FD) approved their own legislation. From this total, 7 adopted a total ban (following the BL 315) and other 14 and the FD adopted a legislation following the BL 316 (keeping smoking in designated areas). In municipal level, 23 municipalities approved legislation banning smoking designated areas and 09 approved laws keeping it. Those states that banned smoking designated areas are being challenged in Court by organizations affiliated to tobacco industry under the argument that state and municipal laws are unconstitucional if more restrictive than the federal law. Until now it is awaiting to be judged by the Supreme Court. 一方 2008 年からは、州と連邦直轄地区はそれぞれにこの問題に向けた法律を制定し始めた。現在、21 の州と連邦直轄地区が各々の法律を承認した。そのうち 7 州が全面禁煙を認め（BL 315 に準拠）、残りの 14 州・連邦直轄地区が喫煙室の継続を認めた（BL 316 に準拠）。地方自治体規模では、23 の地方自治体が喫煙エリアを禁じたが、9 の地方自治体は喫煙エリアの存続を認めた。連邦法よりも州法や地方自治体の条例が厳しいのは非合法的であるという議論の下、喫煙エリアを禁止した州は、タバコ産業の関連団体に訴訟を起こされている。現在もまだ最高裁での判決が出ていない。

G20-4 インド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ

資料 6

		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The definition of 'public place' is comprehensive and includes all places visted by public whether as of right or not and includes all public places and private workplaces but does not include any open space. In addition, smoking is also prohibited at the open spaces that are visited by the public like open auditoriums, stadiums, railway stations, bus stops and such other places. 'No Smoking' signages as per provided specifications have to be prominently displayed in all public places. A physically segregated smoking area, subject to specifications provided by rules, may only be allowed in the following places:- “多数の者が利用する施設”は、多数の者が訪れるすべての場所を総合的に指している。これには一般企業も含まれるが、屋根のない場所は対象外である。さらに、屋根がなくても多数の者が訪れるような公会堂、スタジアム、鉄道駅、バス停留所のような場所は禁煙である。それらすべての施設で、規定の“禁煙”標識を目立つように表示させなければならない。規定により、隔離して設置されている喫煙エリアは以下の場所でのみ認められている。 Airports 空港。 Hotels with 30 or more rooms. 30 部屋以上あるホテル。 Restaurants with 30 or more seats. 30 席以上あるレストラン。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		The rules have designated 21 categories of authorized officers to ensure enforcement of smokefree rules in public places. As per these rules the owner/in-charge/proprietor/manager of a public place must ensure that: 権限別に21のカテゴリーに分けられた担当職員が、多数の者が利用する施設の禁煙規制の取り締まりを遂行する。規定により、多数の者が利用する施設の所有者、責任者、地権者、運営者は以下のことを必ず行わなければならない。 ● No person smokes in the public place under his jurisdiction		

		自らが管理する多数の者が利用する施設で誰にも喫煙させない。 ● A 60 X 30cm board saying, Smoking Here is an Offence" is prominently displayed at each entrance, floors, staircases, entrance of the lifts and at conspicuous place(s) inside "禁煙エリア　この場所での喫煙は違法です"と書かれた60×30cmのボードを入り口、フロア、階段、エレベーターの入り口、屋内の良く見える場所に目立つように掲示する。 ● Name of the person to whom a complaint may be made is prominently displayed 通報先の担当者名を目立つように掲示する。 ● No ashtrays, lighters matchsticks etc. are provided. 灰皿、ライター、マッチ等を提供しない。 ● 'Smoking area or space' is not provided at the entrance or exit of a restaurant, hotel or airport. Such area is distinctively marked as "Smoking Area" in English and the local language. "Smoking Area" is used only for the purposes of smoking and no service(s) are allowed therein. "喫煙エリアまたは喫煙スペース"をレストラン、ホテル、空港の出入り口に設けない。"喫煙エリア"であることを英語と現地語で明確に表示する。"喫煙エリア"内は喫煙目的のみで使用し、他の目的で使用したり、サービスの提供を行ったりすることは禁じられている。 If owner, manager, supervisor etc. fails to act upon any complaint he is liable to a fine equivalent to the number of individual offences recorded on his premises. もし所有者、経営者、管理者等が通報に対応しなかった場合、施設内で記録された違反の数に見合った罰金を支払わなければならない。 Guidelines have been developed and disseminated by Ministry of Health & Family Welfare to facilitate the state governments in implementation of the smokefree Rules. 州政府の禁煙政策を支援するため、保健家族福祉省がガイドラインを作成し配布した。 National level toll free reporting helpline has been established (1800110456) for reporting violations. 国の違反通報用無料電話相談サービスが開設された。(1800110456)			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● **官公庁**	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：auditorium, stadium, railway station, bus stand/stop 公会堂、スタジアム、鉄道駅、バス停）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関（バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両（タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他(詳細：ホテル、空港)	□	×	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The definition of 'public places' is comprehensive and includes all places visted by public whether as of right or not and includes auditorium, hospital buildings, railway waiting rooms, amusement centres, restrurants, public offices, court			

		buildings, educational institutions, libraries, public conveyances, refreshment rooms, banquet halls, discotheques, canteen, coffee house, pubs, bar, airport lounge, shopping malls, cinema halls and the like. However hotels having 30 or more rooms and restrurants having seating capacity of 30 or more persons and airports may create a separate smoking rooms as per the specifications and ventilation standards provided in rules. “多数の者が利用する施設”は、多数の者が訪れるすべての場所を総合的に指している（公会堂、病院の建物、鉄道の待合室、娯楽施設、レストラン、官公庁、裁判所の建物、教育機関、図書館、公的輸送機関、カフェテリア、バンケットホール、ディスコ、食堂、喫茶店、パブ、バー、空港ラウンジ、ショッピングセンター、映画館等）。ただし、30 部屋以上あるホテル、収容人数が 30 人以上のレストラン、空港には、換気装置付きで隔離されている等の管理基準に適合した喫煙室を設けることができる。
		● 公共交通機関での禁煙
		All public conveyance including railways. In addition sale of tobacco is banned in railways and its premises. 鉄道を含むすべての公共交通機関は、禁煙である。また、鉄道と鉄道施設内でのタバコの販売は、禁止されている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Public place includes all indoor workplaces, including private workplaces. 一般企業も含む屋内の職場等、多数の者が利用する施設は、禁煙である。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Regular communications are sent to the states to implement the smokefree Rules. Public advertisements are published from time to time in the leading national and regional dailies. The number of jurisdictions becoming smokefree has been increasing. Regular mass media campaign is being carried out under the National Tobacco Control programme to increase awareness against tobacco use and smokefree rules. Violations of anti-tobacco laws have been made part of monthly crime reporting by police authorities. 禁煙規制の実施のため、州への定期報告が実施されており、主要新聞と地方新聞に時折、公共広告が掲載されている。禁煙区域の数は増加している。国の禁煙プログラムに基づき、喫煙と受動喫煙防止法に関するマスメディアを使った啓発プログラムが定期的に行われている。受動喫煙防止法の違反は、警察当局によって毎月報告されている。 A series of advocacy workshops have been organised at state level to sensitise the key stakeholders on tobacco control laws.	

	受動喫煙防止法の主要な関係者の啓発を目的として、州規模で一連の支援ワークショップが行われた。 The orders of the various courts of law for implementation of the smokefree rules have been shared with all the states to strengthen implementation of the smokefree rules. 受動喫煙防止法施行のための様々な裁判所命令が、すべての州の間で共有された。 With the enforcement of smoke free rules in October 2008, a mechanism for monitoring of smoke free laws has been established. Various states have started conducting raids and challans by the dedicated staff for the violations related to ban on smoking in public places. There are also examples of cities, states, districts, villages going smokefree, all over the country. 2008 年 10 月の受動喫煙防止法施行にともない、受動喫煙防止法の監視機構が設立された。多数の者が利用する施設での禁煙規制違反に対応するため、多くの州が担当職員による強制捜査を行った。インドでは、禁煙を行った市、州、県、村の事例も多くある。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**
	Ministry of Health & FW has been advocating with the State Governments to make compliance to anti-tobacco laws a necessary condition for issue of licenses to eataries. 健康・家族福祉省は国と共に、受動喫煙防止法の遵守を飲食店向けの免許発行に必要な条件にすることを提唱している。

G20-5 韓国

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下のいずれかのような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	×はい	□いいえ
		● **行政命令**	×はい	□いいえ

資料 6

		● 自主協定	×はい	□いいえ	
		● その他（詳細：　）	×はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Non smoking areas in accordance with National Health Promotion has set the target facility. 国民健康増進法の禁煙エリアの対象となる施設が決定した。 For smoking in smoke-free areas, offenders will be fined up to KRW 100,000. 禁煙エリアで喫煙した者には、100,000 ウォン以下の罰金が科せられる。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Regulatory enforcement and crackdown is carried out by local government 地方自治体が、規制の実施と取締まりを行う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：託児施設）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両	□	□	×

資料 6

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	×
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	×
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The whole of the following facilities will be designated as smoking area. 以下の施設は施設全体が禁煙エリアに指定される。 - Government offices, public institutions, schools, health-care facilities, child nursing facilities, private institutes, office buildings, factories and multipurpose buildings, which are with a floor area of 1,000 m² and more. 1000㎡以上の床面積を持つ、官公庁、公共機関、学校、医療施設、保育施設、一般企業、オフィスビル、工場、多目的ビル。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The whole of the following facilities will be designated as smoking area. 以下の施設は施設全体が禁煙エリアに指定される。 - The public transport including lobbies, plaltforms and underground passagges in transportation facilities such as airports, ferries, railway stations, bus terminals, other types of transportation with more than 16 seats, children transport behicles 公共交通機関の施設内のロビー、プラットフォーム、地下通路。公共交通機関の施設には、空港、フェリー、鉄道駅、バスターミナル、その他の 16 席を超える公共交通機関、子どもを乗せる車両が含まれる。			

資料 6

		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		The whole of the following facilities will be designated as smoking area. 以下の施設は施設全体が禁煙エリアに指定される。 1. Youth activity center, library, children's play facilities ： 若者活動センター、図書館、子どもの遊戯施設 2. theaters with more than 300 seats, large stores ： 300席を超える劇場、大型店舗 3. underground shopping malls ： 地下のショッピングモール 4. tourist accommodations ： 宿泊施設 5. sports facilities whose capacity is more than 1,000 spectators. ： 収容人数が1,000人を超えるスポーツ施設 6. welfare facilities, public baths ： 福祉施設、公衆浴場 7. Game software suppliers targetting both youth and adults, internet computer game facilities and multimedia game content facilities. ： 若者や成人を対象としたゲームセンター、インターネットコンピューターゲームの娯楽施設、マルチメディアゲームの娯楽施設 8. Large restaurants, cafeteria and bakery, comic book stores. ： 大型レストラン、カフェテリア、ベーカリー、漫画書店
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	On 7 June 2011, the National Health Promotion Act was amended to introduce a comprehensive ban on smoking in public facilities, which came into effect from 8 Dec.2012. 2011年6月7日、国民健康増進法が改正され、多数の者が利用する施設での喫煙が総合的に禁止された。2012年8月に施行された。 In addition to the extension of non-smoking areas, it contains stricter rules concerning operation of public facilities and setting up of indoor smoking rooms. 禁煙エリアの拡大に加えて、多数の者が利用する施設と屋内の喫煙室の設置に関するさらに厳しい規則が含まれている。	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**	
	Under a comprehensive ban on smoking in public facilities, setting up of indoor smoking room is also allowed. 多数の者が利用する施設は全面的に禁煙だが、屋内に喫煙室を設けることは認められている。	

資料 6

G20-7　南アフリカ共和国

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		Individuals may be fined for smoking in non-smoking areas. 禁煙エリアで喫煙した者には罰金が科せられる。 Owners and managers of public places are responsible for ensuring that nobody smokis in nonsmoking areas and can be fined breaches of the law. 多数の者が利用する施設の所有者・管理者は禁煙エリアで喫煙する者がいないことを保証する責任があり、違反すると罰金が科せられる。 Environmental Health Practitioners monitor coplinace with the law. 環境衛生士が法の遵守を監視する。 Citizens can log complaints of establishments that d not comply with the law to the Tobacco or Health Information line 一般市民は法律違反の施設をタバコおよび健康情報ラインに通報できる。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：commercial child care or child tutoring facilities, even if in a private home 個人宅使用の場合も含む営利目的の託児施設、学習塾）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	×	□
		● その他 （詳細：motor vehicle when children under 12 years are passengers 12歳未満の子どもが同乗する自動車）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□

		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		All indoor workplaces are smokefree, however, currently smoking is allowed in designated areas which are no more than 25% of the public place, separately ventillated, physically isolated and signposted. すべての屋内の職場は禁煙だが、現状では喫煙室での喫煙が認められている。喫煙室は個別に換気・隔離されて標識があり、多数の者が利用する施設の面積の25%以下でなければならない。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Smoking is prohibited on public transport but trains can have smoking carriages 公共交通機関での喫煙は禁じられているが、電車には喫煙車両を設けることができる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		All indoor public places are smokefree, however, currently smoking is allowed in designated areas which are no more than 25% of the public place, separately ventillated, physically isolated and signposted. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべては禁煙だが、現状では、喫煙室での喫煙が認められている。喫煙室は個別に換気・隔離されて標識があり、多数の者が利用する施設の面積の25%以下でなければならない。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				

	The ban on smoking was extended to include partially covered public places and within a prescribed distance of an entrance to an enclosed public place. The Minister may also regulate smoking in selected outdoor areas where people congregate. Smoking is prohibited in motor vehicles when children under 12 years are passengers in the vehicle. Refer to Annex 1 – Tobacco Products Control Ammendment Act 2007. 禁煙の範囲は、部分的に屋根のある場所や、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）の出入り口から一定の距離内にまで拡大された。担当大臣により、人が集まる特定の屋外の場所についても喫煙が制限される可能性がある。12歳未満の子どもを乗せた自動車は、禁煙となった。添付資料1参照 – 改正タバコ製品規制法（2007年）

G20-8 トルコ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		100% smokefree law has been implemented in indoor workplaces, public transport and in indoor public places like bars, coffees and restaurants. 屋内の職場、公共交通機関、バー・カフェ・レストラン等の多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）を完全禁煙にする受動喫煙防止法が施行された。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		

資料 6

		Countrywide, in 81 provinces there are currently 2848 inspection teams who inspect and enforce the law when a violation takes place. 国内 81 県に現在 2,848 の検査チームがあり、 検査と法律違反の取り締まりを行っている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□

		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smokefree Law bans smoking in all indoor areas and on public transport, including in taxis and in hospitality venues.　As of 2011 total number of inspections in indoor workplaces is 148.745 受動喫煙防止法は、タクシー、飲食店を含むすべての屋内の場所での喫煙を禁止している。2011年現在、屋内の職場で行われた検査総数は、148.745件である。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		As of 2011, total number of inspections in public transport is 59.555. 2011年現在、公共交通機関で行われた検査総数は、59.555件である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		As of 2011, total number of inspections in public places like the hospitality venues ones is 1.119.060 2011年現在、飲食店のような多数の者が利用する施設で行われた検査総数は、1.119.060件である。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
3.2.2.9	このセクションで網羅されていない関連情報がある場合、以下の欄に記入。				
	Although it is free, smokers have decreased their smoking at 35% at home.　Moreover, a decline by 20% was determined in the applications to outpatient clinics due to asthma crisis and respiratory infections since the beginning of the full implementation of Smokefree Law until July 2010. 強制されたわけではないが、喫煙者の自宅内での喫煙が 35%減少した。さらに、2010 年 7 月の受動喫煙防止法の完全実施当初から、喘息の重責発作や呼吸器感染症による外来診療件数が 20%減少した。				

資料 6

Other-1　ニュージーランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking is banned in the enclosed areas of all workplaces, on all school grounds, in public transport, including buses and taxis, the indoor areas of restaurants, cafes and bars.　The provisions are set out in a 2003 anendment to the Smoke-free Environments Act 1990.　Many local authorities have no-smoking policies for parks, sports grounds, children's playgrounds and the like. 屋内空間にあるすべての職場、すべての学校の敷地内、バス・タクシーを含む公共交通機関、レストランの屋内部分、カフェ、バーで喫煙することは、禁じられている。1990年の禁煙環境法の改正は、2003年に実施された。多くの地方自治体は方針として公園、運動場、子どもの遊び場等を禁煙にしている。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		Smoke-free Officers attached to District Health Boards are located throughout the country.　They initiate investigations or receive complaints and investigate possible breaches of the Smoke-free Environments Act 1990, work to seek compliance or if appropriate prepare papers for prosecutions to be taken through through the Courts. 地区保健局の禁煙担当職員が全国に配備されている。担当職員は、調査や苦情の対応を行う。1990年の禁煙環境法への違反があれば捜査し、遵守するよう働きかけるか、必要であれば裁判に向けて資料を準備する。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

3.2.2.7		**完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。**
		● **屋内の職場での禁煙**
		The Smoke-free Environments Act 1990 requires all indoor workplaces to be smoke-free. There is a partial exemption for hospital care (mental health institutions) and for rest home where residents may be permitted to smoke in a dedicated smoking room which must be mechanically ventilated, and from which the escape of smoke is minimised (see section 6 of the Smoke-free Environments Act 1990). Prisons became smokefree in 2011. 1990年の禁煙環境法は、すべての屋内の職場での喫煙を禁止している。病院での看護施設（精神医療施設）、入居者が喫煙室での喫煙が認められている介護施設は、部分的に例外となっている。喫煙室には換気設備を設置して、漏出する煙を最小限に留めなければならない（1990年の禁煙環境法第6条を参照）。2011年から刑務所も禁煙となった。
		● **公共交通機関での禁煙**
		The Smoke-free Environments Act 1990 prohibits smoking in all passenger service vehicles, for example, buses, taxis 1990 年の禁煙環境法は、バスやタクシー等のすべての旅客輸送車両での喫煙を禁止している。
		● **多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙**
		The Smoke-free Environments Act 1990 prohibits smoking in certain public places including all school grounds at all times. 1990 年の禁煙環境法は、すべての学校の敷地を含む特定の多数の者が利用する施設での喫煙を、いかなるときも禁止している。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	New Zealand has been running mass media campaigns on the dangers of exposure to second-hand smoke. These campaigns have focused on smoke-free homes and smoke-free cars in recent years. ニュージーランドは、受動喫煙にさらされることの危険性についてマスメディアキャンペーンを行っている。近年のキャンペーンでは、家や車での禁煙について取り上げている。	

資料 6

Other-2　スペイン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	×はい	□いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Modificación de la Ley 28/2005 (Ley 42/2010): 法律2005年第28号を改正した法律2010年第42号が施行された。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□

		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：カジノ）	□	□	□

Other-3　ギリシャ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ

資料 6

		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		National law that prohibits smoking in all public places except casinos and night clubs more than 300 square meters 国法により、300 ㎡を超えるカジノ、ナイトクラブを除く、多数の者が利用するすべての施設での喫煙は禁じられている。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Penalties for violations are described in national law 違反への罰則は、国法に定められている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他	□	□	×

資料 6

		（詳細：casinos, night clubs more than 300 square meters **300** ㎡を超えるカジノ、ナイトクラブ）			
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：casinos, night clubs more than 300 square meters **300** ㎡を超えるカジノ、ナイトクラブ）	□	□	×
		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		● 公共交通機関での禁煙			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	A complete ban was implemented. The only exceptions are casinos and night clubs more than 300 square meters which have to pay a fee on an annual basis 完全禁煙が実施された。年会費のある300㎡を越えるカジノ・ナイトクラブのみ例外となっている。				

Other-4 ベルギー

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	□はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		

資料 6

		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Interdiction totale de fumer dans les lieux publics fermés sans exceptions. Seul un fumoir peut être installé sous certaines conditions très strictes (fermé, pas une zone de passage,extraction, 25% maximum de la surface du lieu, service interdit) 完全閉鎖の喫煙室で、一般の通行区域から離れた場所にあり、独立した排気装置を備え、かつ、そこで飲食や給仕は不可の場合にのみ許可される。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Le contrôle du respect de la législation est assuré en fonction des lieux par les services d'inspection du SPF Santé publique, de l'agence fédérale pour la sécurité de la chaine alimentaire ou du SPF Emploi. La police est compétente pour le contrôle de l'ensemble des lieux. 法律の施行は連邦公共衛生管理局（厚生省に相当）、食糧衛生管理連邦事務局、または、連邦雇用管理局（労働省に相当）の監査を受けた場所において保証される。警察はすべての場所の禁煙が遵守されていることを監視する責任がある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	□	□
		● 業務用車両 (タクシー、救急車、配達車)	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他(詳細:)	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など):			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他(詳細:カジノ)	□	□	×
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The ban is total but the employers can install a separated, ventilated and closed smoking room for smokers. Only smoking is allowed in this room. 完全禁煙であるが、雇用主は隔離・換気・密閉された喫煙室を設けることができる。喫煙は、喫煙室でのみ認められている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The ban is total. 完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)での禁煙			
		In bars where no food is served and in nigthclubs where a smoking zone can be			

		installed on 50 % on the surface.　食事の提供されないバー、ナイトクラブには面積の50%に喫煙ゾーンを設けることができる。 In casinos (gaming zone) there are no restrictions. カジノ(ゲームゾーン)には喫煙の制限がない。 In all other facilities (restaurants, cultural facilities,…) the ban is total with the possibility for the owner to install a separated, ventilated and closed smoking room for smokers.　Only smoking is allowed in this room. その他のすべての施設(レストラン、文化施設等)は完全禁煙であるが、所有者が隔離・換気・密閉された喫煙室を設けることができる。喫煙は、喫煙室でのみ認められている。
3.2.2.8	**条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	A new law have been implemented since January 2010.　It's stricter than the former one where it was still possible to smoke in bars where food was served.　The principle of the total smoking ban has been accepted and will be implemented on 1 July 2011.　See Annex 2 of this report. 新たな受動喫煙防止法が2010年1月に施行された。新法は、食事が提供されるバーでもまだ喫煙が可能だった旧法よりも、さらに厳しくなっている。完全禁煙の原則が認められ、2011年1月から施行される。添付資料2を参照。 The total ban without the exception of bars, nigthclubs and casinons will be implemented at the latest in July 2014 and at the shortest in January 2012.　A political decision is still to be taken. バー、ナイトクラブ、カジノの例外措置は遅くとも2014年7月に、早ければ2012年1月に廃止される。政治判断がまだ必要とされている。 In Flanders the general judicial framework was complemented with additional, stricter rules voor educational facilities (decree of 6/6/2008).　Smoking was banned on all school-related territory (inhouse and outhouse), not only for students and teachers, but also for parents and visitors.　Smoking is now also prohibited on educational trips. 教育機関にさらに厳しい条件を付け加えたことが、フランダースの司法業界全体から評価されている(2008年6月6日の法令)。生徒と教師だけでなく、親や訪問者も学校に関係するすべての場所で(屋内と屋外で)喫煙が禁止された。今では、社会見学でも喫煙が禁止されている。	

	A similar decree exists for the french community フランス共同体にも類似した法令がある。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**
	Annex 4 contains detailed information on the enforcement of the smoke-free legislation. 受動喫煙防止法の実施に関する詳細情報は添付資料 4 を参照。

Other-5　スロベニア

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	□はい	□いいえ
		● **行政命令**	□はい	□いいえ
		● **自主協定**	□はい	□いいえ
		● **その他の手段（詳細：　）**	□はい	□いいえ
3.2.2.3		**禁煙の実施手段の概要を記入。**		
		Act provides a total ban on smoking in all enclosed public places and workplaces, including bars and restaurants.　Smoking shall be still allowed: 受動喫煙防止法により、バーやレストランを含む多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてと職場での喫煙は、完全に禁止。以下の場所ではまだ喫煙が認められている。 - in areas specially designated for smokers at residential facilities and other accommodation providers, 住居やその他の宿泊施設で喫煙者専用に用意された場所。 - in senior citizens' homes and jails in areas not intended for common use, should smokers alone reside there, 老人ホームや刑務所内の共用でない場所で、喫煙者が一人で住んでいる場所。 - in areas specially designated for smokers in psychiatric hospitals and in areas		

		specially designated for smokers at other treatment providers for mental patients, 精神病院内や精神病患者向けの治療施設等で、喫煙者専用に用意された場所。 - in smoking rooms 喫煙専用室。 Public places pursuant to this act are those designed for activities in the fields of healthcare, childcare, education, social work, traffic, public transport, trade, catering and tourism, sport and recreation, and culture. 受動喫煙防止法にある多数の者が利用する施設とは、医療、児童保育、教育、社会福祉、運輸、公共交通、貿易、飲食や観光、スポーツやレクリエーション、文化等の活が行われる場所を指す。 Public places specified in the previous paragraph are specifically waiting rooms, conference rooms, cinema halls, theatres, health, childcare, education and social institutes, catering premises, shops, sports halls, means of public transport, lifts, cable cars, public toilets and other spaces where non-smokers are exposed to cigarette smoke against their will. Workplaces pursuant to this act means any closed area under the control of an employer where work and services are performed for the employer. 具体的には、待合室、会議室、映画館、劇場、医療施設、児童保育施設、教育施設、社会福祉施設、飲食施設、小売店、スポーツホール、公共交通機関、エレベーター、ケーブルカー、公衆トイレ等の、非喫煙者が自らの意思とは関係なくタバコの煙にさらされるような場所を指す。受動喫煙防止法の指す職場とは、雇用主が管理する場所で、雇用主のために労働が行われる場所のことである。 Any space with a roof where more than half of the area of the appurtenant walls is completely closed shall be deemed an enclosed public place or work premises. Smoking shall also be prohibited in areas that pursuant to this act are not deemed enclosed spaces, if they are part of the appurtenant functional land of areas where childcare and education are provided. 屋根があり半分を超える面積が壁で囲まれた場所は、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）または職場とみなされる。屋内とみなされない場所であっても、児童保育施設や教育施設に付随した場所では、法の下で喫煙が禁じられている。 A smoking room is an enclosed area that is physically separate from other

		enclosed areas, and is specially regulated exclusively for smoking, with service not allowed in the space. Food and beverages also may not be consumed in the smoking room. 喫煙室は、他の屋内の場所から隔離・密閉されて設置される。喫煙室は喫煙専用のため、中では接客も飲食も行われない。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい		□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Supervision of the implementation of the law shall be conducted by the Health Inspectorate of the Republic of Slovenia, the Labour Inspectorate of the Republic of Slovenia, the Market Inspectorate of the Republic of Slovenia, and the Customs Administration of the Republic of Slovenia. 受動喫煙防止法の施行・取り締まりは、スロベニア共和国の衛生監督局、労働監督局、市場監督局、関税局が行う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細: Smoking shall also be prohibited in areas that are not deemed enclosed places, if they are part of the appurtenant functional land of areas where childcare and education are provided. 屋内とみなされない場所であっても、児童保育施設や教育施設に付随した場所では、喫煙が禁じられている。）	×	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□

		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細: Public places are those designed for activities in the fields of healthcare, childcare, education, social work, traffic, public transport, trade, catering and tourism, sport and recreation, and culture. 医療、児童保育、教育、社会福祉、輸送、公共交通、貿易、飲食や観光、スポーツやレクリエーション、文化等の活動が行われる多数の者が利用する施設）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		On 5 August 2007 the Act Amending the Restriction of the Use of Tobacco Products Act entered into force in Slovenia, prohibiting smoking in all enclosed workplaces. すべての屋内の職場での喫煙を禁止する受動喫煙防止法（改正喫煙規制法）が、2007年8月5日にスロベニアで施行された。			

		Workplace pursuant to this act means any closed area under the control of an employer where work and services are performed for the employer. The principal goal of the act is total protection of the employees in all occupational groups against the exposure to harmful effects of the tobacco smoke at the workplace. 受動喫煙防止法の指す職場とは、雇用主が管理する屋内の場所で、雇用主のために労働や業務が行われる場所のことである。受動喫煙防止法の主な目的は、すべての職業の労働者を職場内で有害な受動喫煙から保護することである。 The Act allows smoking only in separate smoking rooms of the accommodation facilities and other facilities that provide overnight stays, in the residential rooms of the old people's homes and in prisons, in separate smoking rooms of the psychiatric hospitals and in the rooms designed specially for smoking- the so called smoking rooms. It is not allowed to bring or serve food and drinks inside smoking rooms and they can comprise no more than 20% of the total area of the public or workplace. Smoking rooms are not allowed in places to which total ban of smoking has applied so far, i.e. healthcare and educational institutions. 受動喫煙防止法は、宿泊施設等の中にある喫煙室、老人ホームや刑務所内の居住用の個室、精神病院内の隔離された喫煙室、喫煙専用に設置された喫煙室の中でのみ、喫煙を許可している。喫煙室内に飲食物を持ち込んだり、提供したりすることは禁止されている。喫煙室の面積は多数の者が利用する施設・職場の面積の20%を超えてはならない。完全禁煙が適用されている場所に、喫煙室を設けることは認められていない。 例:医療機関、教育機関。 Smoking rooms must meet the following conditions: - the space must be regulated so that air contaminated with tobacco smoke cannot flow freely from it into other spaces, - the space may not be designed for passage into other areas, and may not exceed more than 20% of the total surface area of the public space and/or work premises, - the space must be designed exclusively for smoking, with service not allowed in the space, - food and beverages may not be consumed in the space. 喫煙室には以下の条件が課されている。 - タバコの煙に汚染された空気が他の空間に漏出しないように管理されてい

		なければならない。他の場所に通じる通路に設置してはならない。多数の者が利用する施設・職場の面積の20%を超えてはならない。 - 喫煙のみの目的で使用され、いかなる業務も行われない。 - 飲食は禁止。 We have very strict Rules on the conditions which must be fulfilled by smoking rooms. 喫煙室にはたいへん厳しい条件が課されている。
		● 公共交通機関での禁煙
		The Act Amending the Restriction of the Use of Tobacco Products Act bans smoking in all means of public transport. 受動喫煙防止法（改正喫煙規制法）はすべての公共交通機関での喫煙を禁止している。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		On 5 August 2007 the Act Amending the Restriction of the Use of Tobacco Products Act entered into force in Slovenia, prohibiting smoking in all public places, including bars and restaurants. バー・レストランを含む、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてにおいて喫煙を禁止する受動喫煙防止法（改正喫煙規制法）が2007年8月5日にスロベニアで施行された。 Public places pursuant to this act are those designed for activities in the fields of healthcare, childcare, education, social work, traffic, public transport, trade, catering and tourism, sport and recreation, and culture. Public places specified in the previous paragraph are specifically waiting rooms, conference rooms, cinema halls, theatres, health, childcare, education and social institutes, catering premises, shops, sports halls, means of public transport, lifts, cable cars, public toilets and other spaces where non-smokers are exposed to cigarette smoke against their will. 受動喫煙防止法の対象となる多数の者が利用する施設とは、医療、児童保育、教育、社会福祉、運輸、貿易、飲食や観光、スポーツやレクリエーション、文化等の活動が行われる場所である。具体的には、待合室、会議室、映画館、劇場、医療施設、児童保育施設、教育施設、社会福祉施設、飲食施設、小売店、スポーツホール、公共交通機関、エレベーター、ケーブルカー、公衆トイレ等で非喫煙者が自らの意思とは関係なくタバコの煙にさらされるような場所を指す。 The Act allows smoking only in separate smoking rooms of the accommodation facilities and other facilities that provide overnight stays, in the residential rooms

		of the old people's homes and in prisons, in separate smoking rooms of the psychiatric hospitals and in the rooms designed specially for smoking- the so called smoking rooms. It is not allowed to bring or serve food and drinks inside smoking rooms and they can comprise no more than 20% of the total area of the public or workplace. Smoking rooms are not allowed in places to which total ban of smoking has applied so far, i.e. healthcare and educational institutions. 受動喫煙防止法は、宿泊施設等の中にある喫煙室、老人ホームや刑務所内の居住用の個室、精神病院内の隔離された喫煙室、喫煙専用に設置された喫煙室の中でのみ、喫煙を許可している。喫煙室内に飲食物を持ち込んだり、提供したりすることは禁じられている。喫煙室は多数の者が利用する施設・職場面積の20%を超えてはならない。完全禁煙が適用されている場所に、喫煙室を設けることは認められていない。 例:医療機関、教育機関 Smoking rooms must meet the following conditions: - the space must be regulated so that air contaminated with tobacco smoke cannot flow freely from it into other spaces, - the space may not be designed for passage into other areas, and may not exceed more than 20% of the total surface area of the public space and/or work premises, - the space must be designed exclusively for smoking, with service not allowed in the space, - food and beverages may not be consumed in the space. 喫煙室には以下の条件が課されている: - タバコの煙に汚染された空気が他の空間に漏出しないように管理されていなければならない。 - 他の場所に通じる通路に設置してはならない。多数の者が利用する施設・職場の面積の20%を超えてはならない。 - 喫煙のみの目的で使用され、いかなる業務も行われない。 - 飲食は禁止。 We have very strict Rules on the conditions which must be fulfilled by smoking rooms. 喫煙室にはたいへん厳しい条件が課されている。
	条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	

資料 6

Other-6　スロバキア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	×はい	□いいえ	
		● 行政命令	□はい	□いいえ	
		● 自主協定	□はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	□	□
		● 業務用車両 (タクシー、救急車、配達車)	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他(詳細:)	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など):			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他(詳細:)	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		We have approved total ban of smoking in public places with exception bars, nightclubs and restaurants 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)の完全禁煙が認められた。バー、ナイトクラブ、レストランは、禁煙の対象外となっている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Total ban of moking covers all public transport vehicles 公共交通機関の車両は、すべて完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)での禁煙			

		Smoking in indoor public places is covered by national law on protection of non-smokers from 2004 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙は、2004 年から非喫煙者保護法（国法）により規制されている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	We haven´t still approved tha law of non-smokers where is established total ban of smoking in restaurants and bars. レストラン・バーを完全禁煙にする非喫煙者（保護）法は、未だ認可されていない。	

Other-8　アイルランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Section 47 of the Public Health Tobacco Act 2002 as amended provides for the prohibition of smoking in a specified placed which is defined as 2002年、公衆衛生タバコ法第47条が改正され、以下の場所での喫煙が禁止された。 (a) a place of work：すべての職場 (b) an aircraft, train, ship or other vessel, public service vehicle, or a vehicle used for the carriage of members of the public for reward other than a public service vehicle, insofar as it is a place of work, 　職場としての飛行機、電車、船・その他の船舶、公用車および公用車以外の		

		営利目的で多数の者を輸送する車両 (c) a health premises, insofar as it is a place of work：職場としての医療施設。 (d) a hospital that is not a health premises, insofar as it is a place of work： 医療施設以外の職場としての病院 (e) a school or college, insofar as it is a place of work： 職場としての学校、大学 (f) a building to which the public has access, either as of right or with the permission of the owner or occupier of the building, and which belongs to, or is in the occupation of—： 多数の者が訪れる建物で、建物所有者・占有者の正式な許可の下で、所属したり、以下の業務で使用したりする建物 (i) the State：国 (ii) a Minister of the Government：政府の省庁 (iii) the Commissioners of Public Works in Ireland： アイルランド公共事業委員会 (iv) a body established by or under an Act of the Oireachtas, insofar as it is a place of work：アイルランド議会で制定される法に基づいて・準じて設立された、職場としての組織。 (g) a cinema, theatre, concert hall or other place normally used for indoor public entertainment, insofar as it is a place of work： 職場としての映画館、劇場、コンサートホール、多数の者の娯楽として普段利用されるその他の屋内施設 (h) a licensed premises, insofar as it is a place of work, or 認可された、職場としての施設 (i) a registered club, insofar as it is a place of work. 登録された、職場としてのクラブ。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Section 48 of the Public Health Tobacco Acts as amended provides for the appointment of, and sets out the powers of the Authorised Officers who are charged with the enforcemnet of the Tobacco legislation. Sections 50 the Public Health Tobacco Acts as amended sets out the conditions for the taking of samples by the authorised officers in realtion to enforcement of the legislation. 公衆衛生タバコ法第 48 条は、職員を選任し権限を与え、職員が法の取り締まりを行えるよう改定された。公衆衛生タバコ法第 50 条は、取り締まりを目的として改定され、担当職員がサンプル調査を行う条件が定められた。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			

		● 屋内の職場での禁煙
		Smoking is prohibited in Ireland in all workplaces since 2004. アイルランドでは、2004年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Smoking is prohibited in all workplaces since 2004. アイルランドでは、2004 年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Smoking is prohobited in all workplaces since 2004. アイルランドでは、2004 年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Smoking in all workplaces has been prohibited in Ireland since 2004. アイルランドでは、2004 年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**	
	Smoke-free workplace legislation continues to enjoy strong public support and high levels of compliance. Active enforcement by Environmental Health Officers (EHOs) from the Health Service Executive (HSE), through the National Tobacco Control Inspection Programme, is critical to maintaining these compliance levels. 職場での禁煙に関する法律は国民からの高い支持を得ており、高い遵守率を誇っている。国家タバコ規制検査プログラムを通して派遣される、健康福祉庁(HSE)の環境保健担当官(EHOs) による取り締まりが、このような高い遵守率に貢献している。 In 2009, 25 cases taken for non-compliance with smoke-free workplace legislation, 18 of which were in respect of licensed premises. 2009年には、職場での禁煙に関する法律への違反が、25件確認された。そのうち18件は認可された施設で起こった。 In 2008, 25,350 smoke-free workplace inspections were conducted by Environmental Health Officers (EHOs). Of these: 2008 年、25,350 件の職場の遵守状況の立ち入り検査が、環境保健担当官（EHOs）により実施された。結果は以下の通り。 • 97% of workplaces inspected compliant with Section 47 of the Public Health Tobacco) Acts, 2002 and 2004： 立ち入り検査を行った職場のうち、97%は公衆衛生タバコ法第47条2002, 2004を遵守	

	していた。 • 24 cases taken for non-compliance with smoke-free workplace legislation, 17 of which were in respect of licensed premises; 24件の法律違反が確認されたが、そのうち17件は認可された施設で起きた。 Link to the legislation 法律へのリンク: http://www.oireachtas.ie/documents/bills28/acts/2004/A0604.pdf . Section 17 of this law (amending section 48 of the 2002 Public Health (Tobacco) Act) refers to enforcement of smoke-free measures. 法律第 17 条(2002 年改正の公衆衛生(タバコ)法第 48 条)にて禁煙の実施手段が述べられている。

Other-9 オランダ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段(詳細:)	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		1990: No more smoking in for example schools, hospitals, libraries, etc. モデル校、病院、図書館等が禁煙となる。 2002: Warning signs on packets of cigarettes, fine cut tobacco, sigars and pipe tobacco: タバコ、刻みタバコ、葉巻、パイプ用タバコの包装に警告が表示される。 2002: no more smoking on planes : 飛行機内が全面禁煙となる。 2003: no more selling of tobacco to under 16 year olds.		

		16歳以下の者にタバコを販売することが禁止される。 2003: ban on advertisement for tobacco products: タバコ製品の広告が禁止される。 2004: ban on smoking at the workplace:職場内が禁煙となる。 2004: ban on smoking in public transport:公共交通機関内が禁煙となる。 2008: ban on smoking in restaurants, café's, sport clubs and shopping malls. レストラン、カフェ、スポーツクラブ、ショッピングセンターが禁煙となる。 2011: exception of smoking ban for small café's: 小規模のカフェは禁煙の対象外となる。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		The Food and Consumer Safety Authority (NVWA) oversees compliance with the above measures. 食品消費者商品安全機関(NVWA)は上記事項が遵守されているかを監視。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	□	×
		● その他(詳細:　)	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	□	□
		● 業務用車両	×	□	□

資料 6

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		2004: ban of smoking at the workplace：職場内が禁煙となる。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		2004: ban of smoking in public transport：公共交通機関内が禁煙となる。 2002: ban of smoking in airplanes：飛行機内が禁煙となる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		2008: ban on smoking in restaurants, café's, sport clubs and shopping malls. レストラン、カフェ、スポーツクラブ、ショッピングセンターが禁煙となる。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	In 2011 small pubs, <70m2 were exempted from the smoking ban. 2011年に70㎡以下の小規模のパブは、禁煙の対象外となった。 The government felt that the smoking ban in all bars led to an unlevel playing field: small businesses (bars) were hard hit proportionally. Therefore, an exception was made for the small entrepreneurs.				

	(バー等の)小企業が禁煙規制の打撃を受けたことで、政府はすべてのバーを禁煙にすることは不公平であると考えた。そのため(バー等の)小企業は規制の対象外となった。

Other-10　マルタ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段(詳細:　)	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Please see 2007 report and Annex 5:　2007年レポートの添付資料5を参照。 14. (1) No person shall smoke any cigarette, cigar, tobacco or tobacco product on any public transport, in any cinema, theatre, hospital, clinic or other health institution, or in any television studio in any debate, discussion or other programme broadcast locally for public viewing whether live or pre-recorded; or in any other place or establishment or part thereof as the Minister may from time to time prescribe; nor shall any person smoke any such item in any classroom, corridor, yard or appurtenance of a school, day home or similar premises used by children under eighteen years of age. シガレット、葉巻、タバコ、タバコ製品を公共交通機関、映画館、劇場、病院、医院や医療機関、生放送・録画を問わずディベート、ディスカッションやその他の番組等の地域放送を撮影するテレビスタジオ内で喫煙してはらない。また、その他の場所や施設、大臣が随時指定する場所も禁煙である。18歳未満の子どもが使用する学校やデイホーム等の教室、廊下、校庭、付随する施設でも喫煙してはならない。 For the purposes of this subsection "school" includes a kindergarten, nursery school or similar premises.		

		この款でいう「学校」には、幼稚園、保育園、それに類似した施設が含まれる。 (2) It shall be the duty of the person in charge of any premises mentioned in subarticle (1), and of the driver and conductor of any public transport, to ensure that an appropriate sign or notice is put up in a prominent place or places as the case may require, so as to attract attention that smoking is prohibited, and it shall also be the duty of any such person to ensure that no smoking takes place on the premises or public transport, as the case may be. (2) 款(1)で挙げた施設の管理者、公共交通機関の運転士・操縦士の義務として、適切な標識や案内を目立つ場所または必要な場所に必ず掲示しなければならない。標識等を掲示するのは、禁煙であることや、禁煙規制を遵守させることが施設管理者や公共交通機関等の運転士・操縦士の義務であることを認知してもらうためである。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	□	□
		● フェリー	□	□	□

		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他 （詳細：food premises　飲食施設）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Legislation - Smoking in Premises Open to the Public Regulations (L.N. 414 of 2004) (Revoked by L.N. 23 of 2010) Smoking in Public Places Regulations, 2010 (L.N. 23 of 2010) https://ehealth.gov.mt/HealthPortal/public_health/environmental-health/legislation/legislation.aspx 法律－ 多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2004 年 L.N. 414）（2010 年 L.N. 23 により無効）2010 年　多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2010 年 L.N. 23）　詳しくは、上記 URL を参照。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Tobacco (Smoking Control) Act, (Cap 315) Article 14. ACT XLII of 1986, as amended by Act IX of 2003; and Legal Notice 424 of 2007Legislation--https://ehealth.gov.mt/HealthPortal/public_health/environmental-health/legislation/legislation.aspx- 受動喫煙防止法（Cap 315）第14条　1986年　法律XLII（2003年改正　法律IXに			

		より改正） 2007年の法律　法的通知第424番　　詳しくは、上記URLを参照。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Legislation - Smoking in Premises Open to the Public Regulations (L.N. 414 of 2004) (Revoked by L.N. 23 of 2010) Smoking in Public Places Regulations, 2010 (L.N. 23 of 2010) https://ehealth.gov.mt/HealthPortal/public_health/environmental-health/legislation/legislation.aspx- 法律 – 多数の者が利用する施設における喫煙規制（2014 年 L.N. 414）（2010 年 L.N. 23 により無効）2010 年　多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2010 年 L.N. 23）　詳しくは、上記 URL を参照。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Protection from exposure to tobacco smoke in indoor public places. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）における、受動喫煙からの保護対策が行われるようになった。 Smoking in Premises Open to the Public Regulations (L.N. 414 of 2004) (Revoked by L.N. 23 of 2010). Smoking in Public Places Regulations, 2010 (L.N. 23 of 2010) 立法 – 多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2014 年 L.N. 414）（2010 年 L.N. 23 により無効）。2010 年　多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2010 年 L.N. 23）	

Other-11　ハンガリー

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ

		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking bans have been significantly aggravated with the adoption of Act XLI. of 2011 on the amendment of Act XLII of 1999 on the Protection of Non-Smokers and Certain Regulations on the Consumption and Distribution of Tobacco Products on 26th April 2011 with an effect from 1st January 2012. 非喫煙者の保護およびタバコ製品の消費・供給一定規制に関する1999年XLII法を改正した、2011年XLI法（2012年1月1日施行）を2011年4月26日に採択したことにより、ハンガリーの禁煙政策は難航している。 Apart for areas designated for smoking, no smoking is permitted in rooms of public institutions that are open to the public, on means of public transport, at work places, in the following areas qualifying as public area: underpasses open to passenger traffic and in other connection spaces of public passageways with closed air spaces, in playgrounds in public places and within 5 metres of the external borderlines of playgrounds, in the areas of railway operation facilities in place for the provision of public railway services and in the accessories of the railway track that are open to the public, in the stops and stations constructed or designted to passengers boarding or alighting from the means of public transport, in waiting areas or rooms, and within a distance of 5 metres of the external borderlines of outdoor stops or waiting areas, providing, that if the external borderline of the area under smoking restriction cannot be unambiguously determined, then smoking is prohibited within a 5 meter range of the board or other sign designating the stop or waiting area.　No smoking area may be designated in public institutions, in rooms of closed air spaces, in work places, in rooms of closed air spaces, in means of public transport in local public transport services, on trains in local railway services, on buses/coaches in domestic intercity public transport services based on service schedules as well as on passenger trains in scheduled railway services.　No smoking area may be designated even in open air spaces in public education institutions, in child welfare and child protection institutions, in the premises of health service. Smoking area may also be designated in a closed air space for detainees held in penitentiary institutions and prisons (including those with mental disorders), for psychiatric patients in psychiatric institutions, at workplaces where the corrected effective temparature is over 24C° and -with certain conditions- at workplaces and establishments with increased risk or risk of fire and explosion and risk of fire.　Cigar rooms of hotels already operating at the time of the coming into		

		effect of the Act could also apply for derogation. At workplaces that the employer did not declare smoke-free, az open air smoking area shall be designated. The smoking ban also applies in case of apartment houses in enclosed rooms of common use unless at least four fifth of the owners decide otherwise. 多数の者に公開された施設、公共交通機関、職場、以下の多数の者が利用する施設に位置づけられる場所では、喫煙エリア以外の場所では禁煙である。多数の者が利用する施設に位置づけられる場所には、旅客交通に続いている地下道、その他の通路等の屋内空間、多数の者が利用する施設にある遊び場とその境界から周囲5m以内、多数の者が利用する公共鉄道サービス用地内にある鉄道運営施設、多数の者が利用する線路等の付随施設、公共交通機関からの乗客の乗降車用に建設または指定された停留所や駅、待合所、屋外の停留所・待合所から周囲5m以内の場所等の公共鉄道設備がある。禁煙エリアの境界があいまいな場合は、車両の乗降口や、駅の標識、停留所・待合所等から5m周囲以内は禁煙とする。 官公庁、屋内の空間、職場、部屋の中、地域の公共交通サービス内を運行する公共交通機関、地域鉄道サービスの電車内、スケジュールに沿って運行されるバス・都市間を結ぶ長距離バス・電車内には、喫煙エリアを作ることはできない。公共教育機関、児童福祉・保護施設、医療サービスを行う敷地内には、屋外であっても喫煙エリアを設けることはできない。 拘留施設・刑務所（精神障害者向け施設を含む）、精神神経科患者向けの施設、調節された気温が24度を上回る一定の条件下にあり、大きな危険因子や爆発・火災の危険がある職場や施設は、屋内であっても喫煙エリアを設けることができる。すでに法が施行される前から営業しているホテル内のシガールームも、規制対象から除外される。雇用主が敷地内全面禁煙としていない職場では、屋外に喫煙エリアが設置される。共同住宅の多数の者が利用する屋内の場所は、少なくとも5分の4以上の住民が喫煙を選択しない限り、禁煙が適用される。 **As to regulations on a subnational level 地方規模の規制に関して：** Local governments can issue regulations on smoking in open public areas, like imposing smoking ban in a larger area around certains types of insitutions (schools, kindergartens, health establishments). 地方政府は屋外の多数の者が利用する施設で、喫煙を禁止することができる。例えば、特定の種類の施設（学校、幼稚園、医療施設）の周囲の比較的大きなエリアで喫煙を禁じる等。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		

		Compliance with the provisions on smoking bans is controlled by the health authority which shall impose a health protection fine in the case of violations of those provisions, on the infringing natural or legal person or organisation without legal personality. 禁煙政策の運営・取り締まりは保健所が行う。規定に違反した者、法人、法人以外の組織には、健康保障違反の罰金が科せられる。 **The amount of the health care penalty 健康保障違反の罰金** a) in the event of any breach of the prohibitions or restrictions with regard to smoking is between 20 000 and 50 000 forints; 喫煙の禁止や規制への違反には20 000 から 50 000フォリントの罰金が科せられる。 b) in the event of failure to fulfil or to properly fulfil the obligation regarding designation of smoking areas and prohibitions on smoking, or any infringement of the supervisory obligation with regard to the enforcement of prohibitions and restrictions concerning smoking and the distribution of tobacco products: ba) is between 100 000 and 250 000 forints if imposed upon the person held liable to fulfill these obligation, or bb) between 1 000 000 and 2 500 000 forints if imposed upon an institution, organization, operator or business association. 喫煙エリアの指定や喫煙の禁止に関する義務を果たさない、もしくは適切に果たさない場合、また、喫煙とタバコの販売禁止や規制の監督義務を果たさない場合、義務を課せられた者に100 000 から 250 000フォリントの罰金 または施設、組織、経営者、商業団体に1 000 000 から 2 500 000フォリントの罰金。 If someone experiences a breach of the smoking bans, he/she can make complaint at the health authority. 違反を発見した者は、保健所に通報することができる。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細: ）	□	□	□
		公共交通機関:			

		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		There is no possibility to designate areas for smoking in work places except for workplaces where the corrected effective temparature is over 24C° and -with certain conditions- at workplaces and establishments with increased risk or risk of fire and explosion and risk of fire. 職場内には喫煙エリアを設けてはならない。しかし、調節された気温が24℃を上回る一定の状況下にあり、大きな危険因子や爆発・火災の危険等がある職場の場合は例外となる。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		There is no possibility to designate areas for smoking in means of public transport in local public transport services, on trains in local railway services, on buses/coaches in domestic intercity public transport services based on service schedules as well as on passenger trains in scheduled railway services.			

		地域の公共交通機関、地域鉄道の車両内、時刻表により運行している国内・市内のバス・長距離バス、旅客列車内に喫煙エリアを設けてはならない。 The same rule applies for areas of railway operation facilities in place for the provision of public railway services and in the accessories of the railway track that are open to the public, in the stops and stations constructed or designted to passengers boarding or alighting from the means of public transport, in waiting areas or rooms, and within a distance of 5 metres of the external borderlines of outdoor stops or waiting areas. 多数の者が利用する公共鉄道サービス用地内にある鉄道運営施設と付随施設（線路）、公共交通機関の乗客の乗り降り用に建設または指定された停留所や駅、待合所、待合室、屋外の停留所・待合所から5m以内の場所も同様となる。 In case of other means of public transport in service in the public transport system or in private transport services, decision on the designation of smoking areas shall be made by the operator of the service. その他の運行している公共交通機関、一般輸送サービスでは、運営者が喫煙エリアを決定する。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		There is no possibility to designate smoking areas in public institutions, in rooms of closed air spaces. No smoking area may be designated even in open air spaces in public education institutions, in child welfare and child protection institutions, in the premises of health service providers. Smoking area may also be designated in a closed air space for detainees held in penitentiary institutions and prisons, for psychiatric patients in psychiatric institutions. 官公庁の屋内施設に喫煙エリアを作ってはならない。公共教育機関、児童保育・福祉施設、医療サービスを提供する施設には、屋外であっても喫煙エリアを作ってはならない。拘留施設・刑務所、精神神経科患者向けの施設は、屋内であっても喫煙エリアを設けることができる。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	The Hungarian Parliament adopted Act XLI. of 2011 on the amendmentof Act XLII of 1999 on the Protection of Non-Smokers and Certain Regulations on the Consumption and Distribution of Tobacco Products on 26th April 2011. Most of the amendments had come into force on 1st January 2012. The text of the Act is attached to this report. 2011年4月26日にハンガリーの国民議会は非喫煙者の保護およびタバコ製品の消費・供給規制に関する1999年XLII法を改正した2011年XLI法を採択した。ほとんどの法改	

	正は2012年1月から施行された。法の本文は本レポートの添付資料となっている。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**
	According to the amendment (entered into force on the 1st of January 2012) of the decree no. 6/1996 of the Minister of Justice on rules applicable for the execution of pre-trial detention and imprisonment, in penal institutions smoker and non-smoker convicted persons shoud be placed separately. （2012年1月に施行された）法改正である、法務大臣令第6/1996番（審理前拘留と投獄についての規定）により、刑務所内で受刑する喫煙者と非喫煙者は分けて収容されるべきだとされた。 According to the decree mentioned above the convicted person should inform the penal institution in writing about his/her smoking habits at the beginning of the execution of his/her sentence and later in order to place him/her in a smoking or a non-smoking living area or cell. The longest period between the opportunities to inform the penal institution should not be longer than 3 months. When the convicted person informs the penal institution about the change of his/her smoking habits, his/her placement should be changed for the request of such person. When the convicted person should be placed into a non-smoking area because of sanitary reasons, the penal institution should change his/her placement immediately. 上記の法令では、有罪判決を受けた者は判決が執行される当初に、刑務所に書面で喫煙習慣を申告し、それから喫煙・非喫煙の房に収容されるべきだとしている。刑務所への申告は、3ヵ月以内に行われるべきである。有罪判決を受けた者の喫煙習慣が変わった際には、喫煙・禁煙房のどちらか希望する方へ移ることができる。衛生上の理由で有罪判決を受けた者を禁煙房に入れた方が良い場合は、刑務所はそれを直ちに実行しなければならない。

Other-12 ポルトガル

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	×はい	□いいえ

資料 6

		● 行政命令	□はい	□いいえ	
		● 自主協定	□はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Please see 2011 Report and Annex 1：　2011年レポート添付資料1を参照。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	×	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		complete ban, but a smoking room (with ventilation) can be allowed 完全禁煙であるが、（換気装置付きの）喫煙室の設置が認められている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		complete ban 完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		complete ban, but a smoking room (with ventilation) can be allowed 完全禁煙であるが、（換気装置付きの）喫煙室の設置が認められている。			
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	The 2007 Smoke Free Act, more restrictive regarding smoking inside public places and transports, entered into force on 1 January 2008. 多数の者が利用する施設と公共交通機関内での喫煙をさらに厳しく規制した、「2007年受動喫煙防止法」が2008年1月に施行された。 The overall accomplishment is good. Smoke free regulations in bars, pubs and other nightclubs are less well accomplished. 全体的な成果は上がっている。しかし、バー、パブ、ナイトクラブ等での喫煙規制は、あまり成果が上がっていない。 The text of the law is provided in Annex 1.				

	受動喫煙防止法の本文は、添付資料 1 を参照。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**
	Smoking is not allowed in health services, with exceptions for psychiatric services and drug and alcohol treatment services, where a properly ventilated smoking room can be set up. 医療サービス機関での喫煙は認められていないが、例外として精神科、麻薬・アルコール依存症治療サービス機関では、適切な換気装置付きの喫煙室を設けることができる。

Other-13 オーストリア

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	×はい	□いいえ
		● **行政命令**	×はい	□いいえ
		● **自主協定**	×はい	□いいえ
		● **その他の手段（詳細： ）**	□はい	□いいえ
3.2.2.3		**禁煙の実施手段の概要を記入。**		
		12 and 13 of the ("Tabakgesetz", Federal Law gazette no. 431/1995 idgF) for indoor public places (incl. offices and office buildings that can be accessed by clients), public transport タバコ法第12条・第13条、連邦法公報番号431/1995 idgF）は、（客が訪れる職場とオフィスビルを含む）多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、公共交通機関に対応している。 30 of the Austrian law on health and safety at work act ("Arbeitnehmerschutzgesetz", Federal law gazette No. 450/1994 idgF), 30 of the Austrian OSH regulations for public servants "Bundesbedienstetenschutzgesetz", Federal Law gazette No. 70/1999 idgF) and 88 h of the farm labour act ("Landarbeitergesetz", Federal law gazette no. 287/1984 idgF) for indoor		

		workplaces オーストリア労働安全衛生法第30条、連邦法公報番号450/1994 idgF、オーストリアOSH規定第30条、連邦法公報番号 70/1999 idgFは公務員を対象とし、農業労働法第88条、連邦法公報番号 287/1984 idgFは屋内の職場が対象。 Voluntary agreements going beyond the legal requirements for protection from tobacco smoke at the workplace can be found in many companies (mainly based on 97 Abs. 1 Z 1 "Arbeitsverfassungs-gesetz", Federal law gazette Nr. 22/1974 idgF). 職場での受動喫煙防止のために、法的に要求されている以上の対策を盛り込んだ自主協定を作る企業も多い（連邦法公報番号 22/1974 idgFに基づく)。 Some municipalities have introduced smoking bans on playgrounds/ outdoor public places on the basis of administrative/executice orders 市区町村によっては、行政命令として公園の遊び場・多数の者が利用する屋外施設での禁煙を実施している。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		14 of the Austrian tobacco act provides for the possibility to impose fines on smokers and tenants of public indoor places (including workplaces accessible to the public); the district administration authorities are competent for prosecuting violations of the tobacco act. The provisions of the Austrian law on health and safety at work act are controlled by specific inspectors ("Arbeitsinspektoren") on a regular basis and fines can be imposed if provisions for the protection of workers are violated. If there are sever threats to workers' health and safety an establishment can even be closed down. オーストリアタバコ法第14条は、喫煙した者と多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など。一般に公開された職場を含む）の店舗に罰金を科す可能性について定めている。地方自治体は、タバコ法違反を起訴することができる。オーストリア労働安全衛生法の規定は、専門の査察官が定期的に検査・取り締りを行って施行されている。もし労働者保護規定に違反した場合は、罰金を科せられることがある。労働者の安全衛生に重大な脅威をもたらすような団体は、閉鎖されることもある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			

		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		According to § 30 of the Austrian law on health and safety at work act as well as			

		§ 30 OSH regulations for public servants and § 88h farm labour act to the extent permitted by the type of operation, non-smokers must be protected against the effects of tobacco smoke. Smoking is banned if smokers and non-smokers have to work in the same office-rooms or similar work rooms. Smoking is banned in sanitary or changing rooms. In common- and standby rooms non-smokers must be protected by technical or organized measures against the effects of tobacco smoke. オーストリア労働安全衛生法第30条、ならびに公務員対象OSH規定第30条、農業労働法第88h条により、業務上の許容範囲内において、非喫煙者は受動喫煙から保護されなければならない。喫煙者と非喫煙者が同じオフィスや、それに類似した仕事部屋で共に働かなければならない場合は、禁煙となる。トイレや更衣室での喫煙は、禁じられている。共用や待機用の部屋では、非喫煙者は技術的・組織的な方法で受動喫煙から保護されなければならない。
		● 公共交通機関での禁煙
		Means of public transport are covered by a complete smoking ban according to § 13 iVm § 1 (1) Z 1 of the Austrian tobacco act. 公共交通機関は、オーストリアタバコ法（§ 13 iVm § 1 (1) Z 1）で定められた完全禁煙の対象となっている。 For taxis a smoking ban is introduced by laws/regulations of the federal states. 連邦州の法／規制によりタクシーは禁煙となった。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Notwithstanding employment law regulations and smoking bans pursuant to § 12 of the Austrian Tobacco Act (in facilities for teaching and training, negotiating and schools sports activities) smoking is generally forbidden in all indoor public places pursuant to § 13 of the Austrian Tobacco Act.: 雇用法規制とオーストリアタバコ法12条に準じた喫煙の禁止（教育・訓練施設、交渉施設、学校のスポーツ活動施設内）だけでなく、オーストリアタバコ法第13条により、喫煙は多数の者が利用するすべての屋内施設（飲食店等のサービス産業など）で広く禁じられている。 “indoor public places” are definded as rooms accessible to the general public (such as cultural facilities, etc.), others, including all rooms of means of public and private bus, rail, air and shipping transportation and additionally facilities such as business premises, office premises or similar frequented by customers/clients during office hours, such as shopping centres and many “多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）”は、多数の者

		が来訪できる空間（たとえば文化施設等）と定義されている。これには、公営・私営のバス、鉄道、飛行機、船舶、さらに事務所、オフィスビル、ショッピングセンターのような顧客・取引先が業務時間内に来訪するその他の事業所等の、すべての空間が含まれる。 Exemption: Rooms of public places are allowed to have seperate, enclosed smoking rooms if a sufficient number of rooms exist and it is guaranteed that no smoke escapes from those rooms; furthermore signs have to indicate that these rooms are smoking rooms. The possibility of providing a seperate, enclosed smoking room is expressly prohibited for educational or other facilities where children and adolescents are supervised, accommodated or sheltered. 例外：多数の者が利用する施設に、もし十分な数の部屋があって煙が漏出しないことが保証されれば、隔離・密閉された喫煙室の設置が認められている。喫煙室には標識を掲示しなければならない。教育施設やその他の児童・青少年が所属、宿泊、保護されている場所では、隔離・密閉された喫煙室であってもその設置は固く禁じられている。 For hospitality venues specific provisions laid down in § 13 a of the Austrian tobacco Act apply: 飲食店ではオーストリアタバコ法第 13 条の特別規定が適用される。 Smoking is generally forbidden in hospitality venues with the following exemptions: establishments that contain more than one room for serving guests , can allow for smoking in seperate, enclosed rooms if the main room and at least 50 % of the places are covered by a smoking ban. 飲食店での喫煙は次の例外を除き、おおむね禁じられている； 2部屋以上の客向けの部屋がある店舗には、隔離・密閉された喫煙室の設置が認められているが、この場合、主空間と50%以上の施設面積は禁煙でなければならない。 1-room-establishments with a surface of under 50 m² (in certain circumstances under 80 m² if a separation into two separate rooms is prohibited by law) can choose whether to be smoking or non-smoking venues. 面積が 50 ㎡未満で（80 ㎡未満であっても、客向けの部屋を分離することが法律で禁じられているような状況下にあれば）部屋が1つしかない飲食店は、店内を喫煙・禁煙のどちらにするかを選択することができる。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、**	

	過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。
	Amendments of national tobacco Act entered into force as of 1／1／2009- since that date hospitality venues are covered by a smoking restrictions. Sanctions for violations of the smoking bans/restrictions in public indoor places including hospitality venues were introduced (fines up to € 2.000,- for first violation by tenant, up to € 10.000,- for repeated/ongoing violations; fines up to € 100,- for first violation by smokers/up to € 1.000,- for second violation). 国法である改正タバコ法が 2009 年 1 月 1 日に施行された。後、飲食店には喫煙規制が導入された。飲食店等の多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙の禁止／規制に違反した場合の罰則も導入された（店舗による最初の違反は€ 2.000 以下、度重なる／継続的な違反には€ 10.000 以下、喫煙者の最初の違反は€ 100 以下、喫煙者の二回目以降の違反は€ 1.000 以下の罰金が科せられる）。

Other-14 ノルウェー

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Ban on smoking in indoor workplaces, indoor public places, and indoor public transport regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. タバコ規制法第 12 条で、屋内の職場、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、屋内の公共交通機関での喫煙が禁止された。一定の条件下では、喫煙エリアを設けることができる。		

資料 6

3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		In workplaces the Labour inspection authorities supervise compliance with the smokefree provisions. In other public areas, the municipal counsils supervise complicance. See section 13 of the tobacco control act. Persons in breach of the law can be removed from the premises. The owners/employers can be fined for non compliance. 職場での禁煙規定の遵守は、労働検査当局が監視する。その他の多数の者が利用する施設での遵守は、自治体の議会が監視する。タバコ規制法第 13 条を参照。法に違反する者は施設から退出させられることがある。法を遵守しない所有者／雇用主には罰金が科せられることがある。		
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Ban on smoking in indoor workplaces regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. Designated smoking areas are not allowed in hospitality venues (pubs and bars, restaurants, nightclubs etc) 屋内の職場での禁煙については、タバコ規制法第12条に定められている。一定の条件下で、喫煙エリアを設けることができるが、飲食店での喫煙エリアの設置は認められていない（パブやバー、レストラン、ナイトクラブ等）。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Ban on smoking in indoor public transport regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. 屋内の公共交通機関での禁煙については、タバコ規制法第12条に定められている。一定の条件下で、喫煙エリアを設けることができる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Ban on smoking in indoor public places regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. Designated smoking areas are not allowed in hospitality venues (pubs and bars, restaurants, nightclubs etc) 屋内の公共交通機関での禁煙については、タバコ規制法第 12 条に定められている。一定の条件下で、喫煙エリアを設けることができるが、飲食店に喫煙エリアを設けることは認められていない(パブやバー、レストラン、ナイトクラブ等)。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				

	A court case concerning the ambit of smokefree ban in built-in outdoor areas in the hospitality industry was decided in the Norwegian government's favour in the Supreme court in 2011. 飲食店の屋外部分の禁煙に関する訴訟は、2011年に最高裁判所でノルウェー政府に有利な形で判決が下された。

Other-15 ラトビア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		According to the Section 11 (Restrictions on Smoking) in the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, (1) It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法第11条（喫煙規制）により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in educational and correctional institutions; 教育機関および更正施設。 2) in medical treatment institutions, social care and rehabilitation establishments, places of imprisonment, except for premises, which are specially designated for smoking. The internal procedure regulations of the relevant institutions and establishments may provide for the possibility of the patients of the institutions or the inmates of the establishments to smoke also outside of the premises, which are specially designated for smoking, taking		

		into account the physical and mental condition of such patients or inmates; 医療機関、社会医療およびリハビリ施設、刑務所。ただし、喫煙用に設けられた場所は除く。関連機関・施設の内部規則によっては、施設の患者や受刑者が屋外で喫煙することもある。患者や受刑者の肉体的・精神的な状況を考慮して、このような喫煙用の場所が用意されている。 3) closer than 10 metres from the entrance of buildings or structures (also on the outside steps and landings), where State or local government institutions and capital companies in which more than 50 per cent of the capital shares (stock) is owned by the State or local governments are located. In such places there shall be displayed informative notices or symbols regarding the prohibition to smoke; 官公庁、または、国や地方政府が50%を超える資本を保有している企業のビル、建物の出入り口から10m以内の場所（屋外の階段と踊り場も含む）。このような場所には、禁煙の標識やマークが掲示される。 4) in the shelters of public transport stops and on platforms; 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 5) in the stairwells, hallways and other shared-use facilities of multiapartment residential buildings; 階段の吹き抜け、廊下、その他の集合住宅の多数の者が利用する施設。 6) in places of work in work-spaces and areas of common use, with the exception of specially designated smoking premises; 職場として多数の者が使う場所。ただし、喫煙専用場所を除く。 7) in public buildings, structures and premises (cinemas, concert and sports halls, other sports buildings and structures, post offices and other institution halls, discotheques and dance halls, etc.). This prohibition does not apply to existing apartments in public buildings; 多数の者が使用するビル、建物、施設（映画館、コンサート・スポーツホール、郵便局やその他の機関、ディスコ、ダンスホール等）。ただし、居住のために使用される空間を除く。 8) in public means of transport and taxis, with the exception of longdistance trains and ships, where there may be separate railway carriages or cabins designated for smoking; 公共交通機関とタクシー。ただし、喫煙車両や客室を設けている長距離列車と船を除く。

		9) during sports and other public events in stadiums and other enclosed territories, with the exception of specially designated smoking areas; スタジアムや屋内の場所で行われるスポーツや、その他の多数の者が訪れるイベント。ただし、喫煙エリアを除く。 10) in children's recreation areas and playgrounds; 子どものレクリエーションの場や遊び場。 11) in parks, squares and at bathing areas, except for specially designated smoking areas; and 公園、広場、浴場。ただし、喫煙エリアを除く。 12) in cafes, restaurants and other public catering locations, except in summer (open air) cafes only in specially designated smoking areas. カフェ、レストラン、その他の多数の者が利用する飲食の場。ただし、夏期の（野外）カフェの喫煙専用エリアを除く。 (2) In casinos and gaming halls it shall only be allowed to smoke in premises specially designated for smoking or in premises, which areseparated for smoking. カジノ、ゲームセンターでは、喫煙専用室か喫煙用に隔離された部屋でのみ、喫煙が認められている。 (3) Hotels and other short-term residence dwellings may have specially designated bedrooms in which it is permitted to smoke. ホテルや短期滞在用施設では、喫煙用の客室を設けることが認められている。 (4) Prohibition to smoke shall be indicated by an informative sign in the official language, using the sign "smeket aizliegts" [smoking prohibited] (white letters on a red background), but permission to smoke by a similar informative sign, using the sign "atlauts smeket" [smoking permitted] (white letters on a green background), or by symbols which are used in international smoking control practice. 禁煙の標識は、"smeket aizliegts" [禁煙]（赤い背景に白い文字）と公用語で示す。喫煙許可の標識は、"atlauts smeket" [喫煙許可]（緑の背景に白い文字）と示す。もしくは、国際的な喫煙規制の慣習に倣ったマークを使用する。 (5) The Cabinet shall determine the procedures by which informative notices or symbols regarding prohibition of smoking or allowing smoking shall be placed, as well as samples of the notices and symbols. 内閣は、禁煙か喫煙の標識やマークの掲示手順と、標識やマークの見本を決定する。

資料 6

		(6) Areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points. 喫煙エリアは、国際空港の出発エリアにある保安検査ゲートの先に設けることが出来る。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		According to the law "On restrictions regarding sale, advertising and use of tobacco products", the control of the restrictions and prohibition of smoking specified in the Law shall be performed by the State police and local government police. "タバコ製品の販売、広告、喫煙規制"法により、法に規定された喫煙規制と禁煙の取り締まりは、国家警察および地方警察が管轄する。 The Administrative Violation Code determines the type and amount of penalties for violations: 行政違反法に、罰則の種類と量が規定されている。 For smoking in a prohibited area, a fine in an amount up to 10 lats shall be imposed. 禁煙の場所で喫煙した場合、10ラッツ以下の罰金が科せられる。 In the case of designation of a room (place) for smoking which does not comply with the requirements of the law, a fine in an amount from 150 lats of up to 250 lats shall be imposed on a legal person. 法規定に適合しない部屋を喫煙室に指定した場合、150ラッツ以上250ラッツ以下の罰金が、法人に科せられる。 In the case of failure to display the informative notice or symbol regarding the prohibition of smoking as specified in the law, a fine in an amount from 50 lats up to 100 lats shall be imposed on the manager of the institution 法規定に則った禁煙の標識やマークを掲示しなかった場合、50ラッツ以上100ラッツ以下の罰金が施設の管理者に科せられる。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□

		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他 （詳細：カジノ・ゲームセンター）	□	×	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	×	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	×	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		An employee who does not smoke has the right to refuse to work in a workspace where other employees smoke. Such a refusal may not be regarded as violation of employment discipline or civil service regulations. An employer has a duty to provide an employee – non-smoker – with a workspace unpolluted by tobacco and herbal smoking product smoke.			

		非喫煙者の従業員は、他の従業員が喫煙する職場で働くことを拒否する権利がある。そのような拒否をすることは、雇用規律の侵害や公務員規則の違反とみなされない。雇用主には、非喫煙者の従業員にタバコ、その他のハーブ類の煙で汚染されていない職場を提供する義務がある。 According to the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in educational and correctional institutions; 教育機関および更正施設。 2) in medical treatment institutions, social care and rehabilitation establishments, places of imprisonment, except for premises, which are specially designated for smoking. The internal procedure regulations of the relevant institutions and establishments may provide for the possibility of the patients of the institutions or the inmates of the establishments to smoke also outside of the premises, which are specially designated for smoking, taking into account the physical and mental condition of such patients or inmates; 医療機関、社会医療およびリハビリ施設、刑務所。喫煙専用に設けられた場所は除く。関連機関・施設の内部規則によっては、施設の患者や受刑者が屋外で喫煙することもある。患者や受刑者の肉体的・精神的な状況を考慮して、このような喫煙専用の場所が用意されている。 3) closer than 10 metres from the entrance of buildings or structures (also on the outside steps and landings), where State or local government institutions and capital companies in which more than 50 per cent of the capital shares (stock) is owned by the State or local governments are located. In such places there shall be displayed informative notices or symbols regarding the prohibition to smoke; 官公庁、または、国や地方政府が50%を超える資本を保有している企業のビル、建物の出入り口から10m以内の場所（屋外の階段と踊り場も含む）。そのような場所には、禁煙の標識やマークが掲示される。 4) in places of work in work-spaces and areas of common use, with the exception of specially designated smoking premises. 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 Areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points.

		喫煙エリアは、国際空港の出発エリアにある保安検査ゲートの先に設けることが出来る。
		● 公共交通機関での禁煙
		According to the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in the shelters of public transport stops and on platforms; 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 2) in public means of transport and taxis, with the exception of long-distance trains and ships, where there may be separate railway carriages or cabins designated for smoking. 公共交通機関とタクシー。喫煙車両や客室を設けている長距離列車と船を除く。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		According to the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in educational and correctional institutions; 教育機関および更正施設。 2) in medical treatment institutions, social care and rehabilitation establishments, places of imprisonment, except for premises, which are specially designated for smoking. The internal procedure regulations of the relevant institutions and establishments may provide for the possibility of the patients of the institutions or the inmates of the establishments to smoke also outside of the premises, which are specially designated for smoking, taking into account the physical and mental condition of such patients or inmates; ただし、医療機関、社会医療およびリハビリ施設、刑務所。喫煙専用に設けられた場所は除く。関連機関・施設の内部規則によっては、施設の患者や受刑者が屋外で喫煙することもある。患者や受刑者の肉体的・精神的な状況を考慮して、このような喫煙用の場所が用意されている。 3) closer than 10 metres from the entrance of buildings or structures (also on the outside steps and landings), where State or local government institutions and capital companies in which more than 50 per cent of the capital shares (stock) is

		owned by the State or local governments are located. In such places there shall be displayed informative notices or symbols regarding the prohibition to smoke; 官公庁、または、国や地方政府が50%を超える資本を保有している企業のビル、建物の出入り口から10m以内の場所（屋外の階段と踊り場も含む）。そのような場所には、禁煙の標識やマークが掲示される。 4) in the shelters of public transport stops and on platforms; 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 5) in the stairwells, hallways and other shared-use facilities of multi-apartment residential buildings; 階段の吹き抜け、廊下、その他の集合住宅の共用部分。 6) in public buildings, structures and premises (cinemas, concert and sports halls, other sports buildings and structures, post offices and other institution halls, discotheques and dance halls, etc.). 多数の者が使用するビル、建物、敷地（映画館、コンサート・スポーツホール、郵便局やその他の機関、ディスコ、ダンスホール等）。 7) during sports and other public events in stadiums and other enclosed territories, with the exception of specially designated smoking areas; スタジアムや屋内の場所で行われるスポーツや多数の者が訪れるイベント。ただし、喫煙エリアを除く。 8) in children's recreation areas and playgrounds; 子どものレクリエーションの場や遊び場。 9) in parks, squares and at bathing areas, except for specially designated smoking areas; 公園、広場、浴場。喫煙エリアを除く。 10) in cafes, restaurants and other public catering locations, except in summer (open air) cafes only in specially designated smoking areas. カフェ、レストラン、その他の多数の者が利用する飲食の場。夏場の（野外）カフェの喫煙専用エリアを除く。 In casinos and gaming halls it shall only be allowed to smoke in premises specially designated for smoking or in premises, which are separated for smoking. カジノ、ゲームセンターでは、喫煙専用室か、喫煙用に隔離された部屋でのみ、喫煙が認められている。 Hotels and other short-term residence dwellings may have specially designated

		bedrooms in which it is permitted to smoke. ホテルや短期滞在用施設では、喫煙用の客室を設けることが認められている。 Areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points. 国際空港の出発エリアにある保安検査ゲートの先に喫煙エリアを設けることが出来る。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In 2010, it was prohibited to smoke on platforms in train stops. 2010年に鉄道駅のプラットフォームは禁煙となった。 Also in 2010, in order to protect people from the passive smoking in the international airport, areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points. 同じく2010年に、受動喫煙からの保護を目的として、国際空港の出発エリアにある保安検査ポイントの先に、喫煙エリアを設置出来るようになった。	

Other-16 デンマーク

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細： ）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The objective is to extend the smoke free environments in society and to avoid unvoluntary passive smoking at the worksite and public areas. If the owner decides it is legal to smoke at the worksite in designated smoking rooms and offices used for one person. Small bars (less than 40 square meters) could alowe smoking		

資料 6

		in the establishment but this applies only when you are allowed to serve alcohol and don't serve food. Restaurants and cafees could allow a designated smoking room but no serving is allowed in this room 禁煙政策の目的は、社会における禁煙環境を拡大し、職場や多数の者が利用する施設における受動喫煙を防止することである。所有者が職場での喫煙を許可できるのは喫煙専用室においてか、オフィスを一人で使用している場合のみである。小規模のバー（40㎡未満）は建物内で喫煙可能だが、この場合はアルコール類のみで食べ物は提供できない。レストランやカフェは喫煙専用室を設けることができるが、喫煙室では飲食物を提供してはならない。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Labour inspection system is taking care of the enforcement at the worksite 労働監督組織が職場の取り締まりを行っている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The ban is working well and most of the workforce (75 %) is working in a worksite that are completely smokefree indoor.　Compliance with the law are high.　禁煙政策は効力を発揮しており、ほとんどの就労人口（75%）が完全禁煙の屋内の職場で働いている。法律は高い遵守率を誇っている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		It is almost complete with high compliance 高い遵守率で、ほぼ完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		The law has changed the norms considerable.　The public indoor places are almost totally smokefree.　Though we see some violation of the law win bars.　Some of the bigger bars accept smoking even if it is not legal. 受動喫煙防止法の規定のほとんどが変更された。屋内の場所は、ほぼ完全禁煙である。しかし、バーでは多少の違反が見受けられる。大規模なバーでは、違法であることを知りながら、喫煙を容認する事例がある。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	The government has just decided to change the law on smokefree premises to come into force 15. August 2012.　After this date it is not allowed anyone to smoke in kindergartens, schools, highschools, vocational schools – every type of instituion - if the main part ot the children are less than 18 years old.　This means that smoking are not allowed indoor and				

	outdoor anymore in this institutions. At the same time smoking in an office where only one person works will be banned. No other changes will be made but the law state that a revision should be made within 3 years. The penalties will be increased as well. 建物内の禁煙についての法改正を2012年8月15日に施行することが最近決定した。改正法の施行後は、幼稚園、学校、高校、専門学校等のいかなる学校施設でも、生徒のほとんどが18歳未満の学校施設であれば、喫煙が認められなくなる。つまり、学校施設においては、屋内・屋外ともに喫煙が禁止される予定。同時に、喫煙が容認されていた一人用の職場でも、喫煙は禁止となる。また、改正内容は3年以内に見直しされることが法に定められており、罰則もさらに厳しくなる。

Other-17 スウェーデン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段 （詳細：policy, 政策）	×はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		In Sweden's second (five-year) report to the WHO, regulations concerning protection from exposure to tobacco smoke were described as "Complete" (see questions 3.2.2.2, 3.2.2.4 and 3.2.2.6 of the previous questionnaire). These interpretations were based on the fact that other measures, apart from legislation, had been taken which "in the public eye" made most areas completely smoke-free. In this report the answers have been chosen to describe the current protection from a legal point of view. スウェーデンによるWHOへの第2回（5年目）レポートでは、受動喫煙からの保護について“完全”と回答した（前回のアンケートの設問3.2.2.3、3.2.2.4、3.2.2.6を参照）。これは立法以外の“世間の目”が、ほとんどの場所を完全禁煙にしたと		

		いう事実に基づいている。このレポートは、現在の保護手段について、法的視点から回答がなされている。 Smoking is banned in all described areas. 記載されているすべての場所で、喫煙が禁じられている。 It is however possible to arrange designated smoking areas. In addition to legal requirements, the social norm of none-smoking in public areas has been widely accepted which in turn has resulted in relatively few designated smoking areas. This is in a large part due to individual policy's on completely smoke-free airplanes, trains, ferries, hotels and health-care facilities 喫煙エリアを設けることは可能であるが、法規制に加えて、多数の者が利用する施設を禁煙にすることが社会通念として受け入れられているため、喫煙エリアの数が比較的少ない。その大きな要因には、飛行機、電車、フェリー、ホテル、医療機関が個々に完全禁煙の方針に向かったことが挙げられる。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		It is possible, according to 19 a 2.a § och 20 § of the Tobacco Act, for a local authority to apply an administrative injunction which can be combined with an administrative fine for the owner or user of the property. The sanction should be used to make the owner or user of the property to stop and to prevent that smoking occurs where it forbidden according to e.g. 2 § of the Tobacco Act 受動喫煙防止法19 a 2.a § och 20 §により、地方自治体は、施設所有者か施設利用者に業務停止命令の発令や罰金を科すことができる。受動喫煙防止法第2条により、禁煙とされた施設での喫煙を施設所有者や利用者が止めさせたり、喫煙そのものが行われないようにするために、制裁措置が用意されている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	×	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		All indoor public places are smoke-free including restaurants and bars. Designated smoking rooms are however permitted, but only if they are situated so that nobody has to pass through them in order to reach other parts of the premises. No serving is allowed in the smoking rooms. Smoking rooms must have adequate ventilation to ensure that pollutants from the smoking do not spread to other parts of the premises. Some areas do not have legal support to be qualified as non-smoking areas, but due to successful policys these areas are perceived as non-smoking areas. There is a notion that the law is "complete", when it is more accurate to say that it has contributed to a national standard			

		stating that certain areas should be smoke-free. レストラン・バーを含む多数の者が利用するすべての施設は禁煙となっている。しかしながら、建物内の他の場所に到達するためにそこを通る必要がない場合にだけ、喫煙専用室の設置が認められている。喫煙専用室内に飲食物を提供してはならない。タバコからの汚染物質が他の場所に広がらないように、喫煙専用室には適切な換気装置を付けることが義務付けられている。法的に禁煙の対象となる場所でなくても、禁煙政策の成功により、禁煙エリアとみなされている場所もある。受動喫煙防止法が“完全”だという印象があるが、一定のエリアは禁煙にすべきだという国家基準の創出に受動喫煙防止法が貢献したという表現がより正確である。 Employers are responsible to assure that employees do not become exposed to tobacco smoke in the workplace (or at a similar place where the employee is active) against his or her will. 雇用主は、従業員が職場（あるいはそれに準じた場所）で自らの意思とは関係なくタバコの煙にさらされることがないよう、保証しなければならない。
		● 公共交通機関での禁煙
		It is permitted to arrange designated smoking areas 喫煙エリアの設置が認められている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		It is permitted to arrange designated smoking areas 喫煙エリアの設置が認められている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	146 out of 290 municipalities in Sweden have adopted smoke-free work time スウェーデンの290の自治体のうち、146が勤務時間中禁煙を採用した。 In addition to the Tobacco Act (1993:581) new subnational regulations require individuals in jail or custody to be smoke-free indoors. 受動喫煙防止法(1993:581)に加えて、新しい地方条例の罰則により、個人に投獄や保護観察が科せられることが定められた。 The regulations came into effect in 2011 (KVFS 2011:1 and KVFS 2011:2) この規制は2011年に施行された(KVFS 2011:1 and KVFS 2011:2)。 http://www.kriminalvarden.se/upload/om_kriminalvarden/foreskrifter/KVFS_2011_1.pdf	

	http://www.kriminalvarden.se/upload/om_kriminalvarden/foreskrifter/KVFS_2011_2.pdf
3.2.2.9	このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。
	The legal restrictions regarding designated smoking areas are stricter for restaurants, pubs, bars, nightclubs and cafés than for other public places. However, the Swedish National Institute of Public Health will examine the need for further progress relating to smoke-free public environments in 2012-2013 多数の者が利用する他の施設に比べて、レストラン、パブ、バー、ナイトクラブ、カフェで喫煙専用室に関する法規制がより厳しくなっている。しかしながら、スウェーデン国立公衆衛生研究所は公共の禁煙環境について、さらなる規制強化の必要性を2012年～2013年の間に検討する予定である。

Other-18 フィンランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking bans enacted in the Tobacco Act apply nationally. In addition, about a half of Finnish municipalities have declared themselves smokefree. 喫煙規制法が国全体で実施された。さらに、フィンランドの約半数の自治体が禁煙宣言をした。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		

		Under Section 17 of the Tobacco Act, local authorities must supervise the compliance with prohibitions and restrictions on smoking within their territory. If any activities contrary to provisions are observed during an inspection or otherwise, the local authority must prohibit the activities contrary to the provisions. The local authority may give notice of the matter to the prosecutor. The local authority may also reinforce the prohibition by a conditional fine or by the threat that any action not taken within the time limit laid down will be carried out at the defaulter's expense. 喫煙規制法第17条により、地方自治体に管轄地域の禁煙や喫煙規制の遵守を監督することが義務付けられた。検査中等に違反行為が見つかれば、地方自治体がその行為を差し止めなければならない。地方自治体は、査察官に違反行為を通報することができる。地方自治体は、違反者に条件付きの罰金を科したり、猶予付きの警告を行ったりすることができる。 Under Section 32 of the Tobacco Act, a person who continues to smoke on indoor or outdoor premises where smoking is prohibited under the provisions of section 12 despite an objection from the proprietor of the means of public transport, indoor or outdoor premises in question, or their representative, or the organiser of a public event or a person acting as a steward, or the supervisory authority shall be sentenced to a fine for a smoking violation. 喫煙規制法第 32 条により、公共交通機関や問題になっている屋内・屋外施設の所有者や代表者、公共イベントの主催者、給仕長、監督当局から注意されたにも関わらず、法第 12 条で喫煙が禁じられている場所で喫煙を継続する者には、喫煙規制違反として罰金が科せられる。 Under Section 33 of the Tobacco Act, the proprietor of a means of public transport or of indoor or outdoor premises or his or her representative, or the organiser of a public event that deliberately or through gross carelessness shall, unless the failure can be considered insignificant or a more severe punishment is prescribed for the action elsewhere in the law, be sentenced to a fine for failing to take protective measures required by the Act on Measures to Reduce Tobacco Smoking. 法第 33 条により、公共交通機関の所有者、屋内・屋外の敷地の所有者・代表者、多数の者が訪れるイベントの事務局が、不注意により以下の行為を行った場合、法で規定されている防護手段を怠ったとして、罰金が科せられる。違反が軽度でなければ、法によりさらに重い罰が科せられる。

		1) allows smoking contrary to section 12 on indoor or outdoor premises where it is prohibited; 喫煙規制法第 12 条に違反し、喫煙を屋内・屋外の敷地内で許可する場合。 2) fails, contrary to the provisions of section 12, paragraph 2, section 13 or 13 b, to undertake the action required by the prohibition or regulations issued by the local authority under section 17 in an individual case in order to prevent tobacco smoke from spreading into indoor premises where tobacco smoking is prohibited; or 法第12条第2節、第13条または第13条bの規定に違反し、第17条に準じて、地方自治体が定める禁煙の施設内で、タバコ煙の流入を防ぐための禁止・規制措置を実施する義務を怠った場合。 3) allows use of the smoking area for another purpose than that referred to in section 13 b, 第13条bの規定に反し、別の目的で喫煙エリアを利用させる。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	×	□
		● 業務用車両	□	×	□

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is prohibited on the joint and public indoor premises of workplaces and on their indoor premises intended for clients and customers. 喫煙規制法第 12 条により、一般企業や官公庁の屋内の職場、取引先や顧客向けの屋内施設での喫煙は禁じられている。 Under Section 13 of the Tobacco Act, the proprietors of indoor premises may, however, allow smoking in a room intended for this purpose or in part of the facilities or space as long as no tobacco smoke can enter those indoor premises where smoking is prohibited.　A separate room or other space for smoking shall not, however, be located in conjunction with indoor premises primarily used by persons under the age of eighteen. 喫煙規制法第 13 条により、屋内施設を管理する者は施設内および敷地内で喫煙専用室の設置を許可してもよいが、タバコ煙が禁煙の場所に漏出しないようにしなければならない。隔離された喫煙専用室等は、主に 18 歳未満の者が利用する屋内施設と連続している場所には設置できない。 Under Section 13 b of the Tobacco Act, smoking can be allowed on the indoor premises of restaurants only in a separate smoking area approved for smoking.			

		In that can case it must, however, be seen to it that tobacco smoke does not spread to the area where smoking is prohibited. It is prohibited to serve food or drink, or to eat or drink in the smoking area. 法第 13 条 b により、レストランの建物内では、隔離された喫煙専用エリアでのみ喫煙することができる。その場合、タバコ煙が禁煙の場所へ漏出しないようにしなくてはならない。喫煙専用エリアに飲食物を提供したり、飲食したりすることは禁じられている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is prohibited inside public means of transport. 喫煙規制法第12条により、公共交通機関内での喫煙は禁じられている。 Under Section 13 of the Tobacco Act, the proprietors of public means of transport may, however, allow smoking in a room intended for this purpose or in part of the facilities or space as long as no tobacco smoke can enter those indoor premises where smoking is prohibited. A separate room or other space for smoking shall not, however, be located in conjunction with indoor premises primarily used by persons under the age of eighteen. 法第13条により、公共交通機関の経営者は、施設内の喫煙専用室での喫煙を許可できる。経営者は、タバコ煙が禁煙の場所に漏出しないようにしなければならない。しかし、主に18歳未満の者が利用する施設と連続している場所に喫煙専用室等は設置できない。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is prohibited on the indoor premises of government agencies and authorities and comparable public bodies intended for the public and clients. Smoking is also prohibited at public events arranged indoors. 喫煙規制法第 12 条により、官公庁や、それに類似した多数の者や取引先のための公共団体の建物内では喫煙が禁じられている。多数の者が訪れる屋内のイベントでも、喫煙は禁じられている。 Under Section 13 of the Tobacco Act, the proprietors of indoor premises and the organisers of public events may, however, allow smoking in a room intended for this purpose or in part of the facilities or space as long as no tobacco smoke can enter those indoor premises where smoking is prohibited. A separate room or other space for smoking shall not, however, be located in conjunction with indoor

		premises primarily used by persons under the age of eighteen. 法第 13 条により、屋内施設の所有者や公共イベントの運営者は喫煙専用室等で喫煙を許可できるが、タバコ煙が施設内の禁煙の場所に漏出しないようにしなければならない。しかし、主に 18 歳未満の者が利用する施設と連続している場所には、喫煙専用室等は設置できない。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Amendments into Section 12 of the Tobacco Act entered into force 1 October 2010. Smoking is now prohibited: 喫煙規制法第 12 条の改正は 2010 年 10 月に施行され、以下の場所は禁煙となった。 1) on the indoor premises of family day care homes when family day care is provided there; 営業中の個人託児所の施設内。 2) on the indoor premises and outdoor areas of institutions providing care for persons under the age of eighteen in virtue of the Child Welfare Act or the Mental Health Act; 児童福祉法、精神保健法により、18歳未満の者を保護する屋内施設と屋外の敷地。 3) on the joint and public indoor premises of apartment house companies or residential real estates of other housing communities; and 一般・公共のアパート、企業用・住宅用不動産、その他の共同住宅の建物内等。 4) in shelters and spectators' halls at public events arranged outdoors, and on other premises intended for following the event where the participants stay on places assigned for them. シェルター、屋外の公共イベントの観覧席、参加者が所定の席に着席するその他のイベント会場の施設等。 Smoking bans for educational institutions have been specified. Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is now prohibited on the indoor premises of educational institutions providing basic, vocational or upper secondary education and in their student dormitories, as well as in the outdoor areas in their use. 教育機関での禁煙が細かく規定された。法第 12 条により、初等教育機関、職業教育機関、中学高校、学生寮の施設の屋内、屋外すべてで喫煙が禁止されるようになった。 Under Section 13 of the Tobacco Act, smoking may be allowed in at most one out of ten	

	rooms for accommodation of customers in hotels and corresponding establishments. Irrespective of the number of rooms, smoking can however be allowed in three rooms for accommodation. In that case it has to be seen to it that employees are not exposed to tobacco smoke when working in these rooms. 法第 13 条により、ホテルや類似施設で宿泊用の客室 10 部屋のうち、1 部屋を喫煙室にすることができる。喫煙できる宿泊用の客室は、全体の部屋数に関係なく 3 部屋まで許可される。そういた部屋で従業員が働く際に、受動喫煙にさらされることのないように“喫煙室”であることを明示しなければならない。

Other-19 エストニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	×はい	□いいえ	
		● 自主協定	×はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ	
		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□

		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		smoking is allowed in smoking areas or rooms 喫煙は、喫煙エリアか喫煙室内で認められている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		smoking rooms or areas are allowed in trains and ferries, all others types of			

		public transport are smoke free 電車とフェリーのみで、喫煙室か喫煙エリアを設けることが認められている。他の交通機関は禁煙となっている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		smoking is allowed in smoking areas or rooms 喫煙は、喫煙エリアか喫煙室内で認められている。
3.2.2.8	**FCTC 第 8 条の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	no changes in legislation since 2005.　2005 年から法律に変更はない。	

Other-20　ポーランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		

資料 6

		Art.5 of Tobacco Act prohibits smoking: タバコ法第5条により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 - in all areas of educational institutions and fealth services, 教育機関と医療サービス施設の敷地内すべて。 - - in indoor workplaces, culture institutions, sport facilities, other indoor public places, 屋内の職場、文化施設、スポーツ施設、その他の多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）。 - in public transport and bus/tram stops, 公共交通機関や、バス・路面電車の駅。 - in space for children's recreation and fun. 子ども向けのレクリエーション施設、遊び場。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□

資料 6

		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他 （詳細：bus/tram stops, バス停・路面電車の駅）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		special smoking rooms can be installed, 喫煙専用室の設置が可能である。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		special smoking rooms can be installed, 喫煙専用室の設置が可能である。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	2010 April - amendment to the Tobacco Act which effects with extention of smoke-free zones in public places (educational institutions, health care units space for children's recreation - totally smoke-free; in restaurants, bars, caffees etc. only smoking rooms can be instaled.				

	2010年4月に施行されたタバコ法の改正により、教育機関、医療機関、子どもの遊び場も完全禁煙の対象に拡大された。レストラン、バー、カフェ等に限り、喫煙専用室の設置が可能となっている。

Other-21 リトアニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Law on Tobacco Control Republic of Lithuania,　リトアニア共和国喫煙規制法		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		From 1 January 2007 part 1 of Article 19 „Restriction of Tobacco Product Consumption“ Law on Tobacco Control Republic of Lithuania appendet by 5 point: „in restourants, caffees, bars and another public catering premises, clubs, discoteques, exluded only clubs of cigars and pippes, which have special equip. Order and conditions of cigars ang pippes clubs establishment determined by Government of Respublic of Lithuania or her delegated institution. 2007 年 1 月リトアニア共和国"喫煙規制法" 19 条第 1 部付属 5 により、レストラン、カフェ、バー、その他の一般の飲食業の施設、クラブ、ディスコは禁煙となっている。専用設備を持つ葉巻・パイプクラブは対象外。リトアニア共和国政府またはその委託機関が、葉巻・パイプクラブ施設の規定と条件を決定する。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			

		● 屋内の職場での禁煙
		● 公共交通機関での禁煙
		Law on Tobacco Control Republic of Lithuania リトアニア共和国喫煙規制法
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		From 1 January 2007 part 1 of Article 19 „Restriction of Tobacco Product Consumption“ Law on Tobacco Control of Republic of Lithuania appendet by 5 point: „in restourants, caffees, bars and another public catering premises, clubs discoteques, exluded only clubs of cigars and pippes, which have special equip. Order and conditions of cigars and pippes clubs establishment determined by Government of Respublic of Lithuania or her delegated institution. 2007年1月、リトアニア共和国"喫煙規制法" 19条第1部付属5により、レストラン、カフェ、バー、その他の一般の飲食業の施設、クラブ、ディスコは禁煙となっている。専用設備を持つ葉巻・パイプクラブは対象外。リトアニア共和国政府またはその委託機関が、葉巻・パイプクラブ施設の規定と条件を決定する。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	From 1 January 2007 part 1 of Article 19 „Restriction of Tobacco Product Consumption“ Law on Tobacco Control of Republic of Lithuania was amended as follows: „in restourants, caffees, bars and another public catering premises, clubs discoteques, exluded only clubs of cigars and pippes, which have special equipment. Order and conditions of cigars and pipes clubs establishment are determined by the Government of Republic of Lithuania or its delegated institution. 2007年1月、リトアニア共和国"喫煙規制法" 19条第1部付属5により、レストラン、カフェ、バー、その他の一般の飲食業の施設、クラブ、ディスコは禁煙となっている。専用設備を持つ葉巻・パイプクラブは対象外となっている。リトアニア共和国政府またはその委託機関が、葉巻・パイプクラブ施設の規定と条件を決定する。	

資料 6

Other-22　ブルガリア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The Health Act establishes a control for tobacco smoking at indoor public places and the necessary sanctions when somebody infringes the law.　There is an Ordinance of the Ministry of Health which specifies the conditions under regulation of the law.　The Ordinance is implemented by the state health inspectors from our 28 regional health inspections.　Each employer has an obligation to disseminate the Order for employees/workers to follow the regulations of tobacco smoking legislation.　At this moment the Ministry of Health and NGO-s are in a procedure to conclude an agreement for volunteers-in-help from NGO-s of the state health inspectors as regards the tobacco control at indoor public places. 健康法は、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙規制と違反者への罰則を定めている。厚生省の省令に、法規制の条件が記されている。28州の衛生監視区域から派遣された州の衛生監視員が、省令を実施する。雇用主は従業員・労働者のために省令を周知し、喫煙規制に従わなければならない。現在、厚生省と各NGOは、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）で喫煙規制を取り締まるNGOボランティアが、州の衛生監視員として働くための取り決めを準備中である。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		

資料 6

		Each state health inspector has to be in a team with minimum one inspector or employee when realizes a control (in order to have a witness). Sometimes the control is realized with a policeman*woman in order the inspector to have a right to receive the identification card of the violator. The health inspector disposes of a blank for written administrative instructions, or devising an administrative act which could be litigate in the court (if the violator wants to do that). If the act is well proven then the director of the Regional Health Inspection juts a penal provision and the violator myst pay the penalty. それぞれの州の衛生監視員は、取り締りを行う際、もう一人の監視員か担当者を雇ってチームを組まなければならない（証人を得るため）。違反者の身分証明証を受け取る権利を行使する際には、警察官とともに取締りを行うこともある。衛生監視員は実施細則書式の空白を破棄するか、法廷訴訟を含む（違反者の希望があれば）行政処分を行う。法の主張が通れば、州の衛生監視局長が罰則を適用し、違反者は罰金を支払う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Complete smoking ban at workplaces means that the tobacco smoking is absolutely forbidden at the workplace - there are not any exceptions. A lot of employers forbid absolutely the smoking ban in the administrative buildings, pharmaceutical companies, manufactories inspite of the opportunity to allow separate smoking rooms according the law. But if the employer decide to allow smoking i.e. to enforce a partial ban of tobacco smoking then it is allowed according to the legislation only partial smoking i.e. smoking in separate smoking rooms. They have to be designated as smoking rooms, with special ventilation and they should be places forbidden for children up to 18 years old. 職場での完全禁煙とは、職場においての喫煙が例外なしに全面的に禁止されるということである。法に基づいて隔離された喫煙専用室を認めたにも関わらず、多くの雇用主が行政、製薬会社、工場等の建物内での完全禁煙を実施しなかった。しかしながら、もし雇用主が喫煙を許可する場合（すなわち部分的禁煙を実施する場合）は、法により限られた場所での喫煙が許可される（すなわち隔離された喫煙専用室での喫煙が許可される）。そのような場所は、換気装置を付け、喫煙専用室として指定されなければならない。未成年者（18 歳以下）は、立ち入ることができない。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		There is a complete ban in the public transport: busses, trolleys, taxies, trains, airplanes and so on. There are exceptions according to legislation for floating vessels like ships, ferries etc. where there is no any ban for tobacco smoking. 公共交通機関は完全禁煙になっている。バス、トロリー、タクシー、電車、飛行機等。船、フェリー等の船舶は、法の規制がないため例外となっている。			

		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Whether the ban is complete or partial it depends on the employers because the legislator allows smoking rooms. When the ban is partial then the smoking is allowed in a sepsrste smoking rooms which have to be designated with special ventilation with a ban for entering from persons up to 18 years old. There is not any ban in hospitality sector when the premise is less than 50 sq. m. 行政が喫煙室を許可しているため、完全禁煙と部分的禁煙のどちらを行うかは雇用主の判断に委ねられている。部分的禁煙を実施する場合、喫煙専用室での喫煙が許可されている。喫煙専用室は隔離、独立した換気設備があり、18歳以下の未成年者の立ち入りが禁止されている。面積が50㎡未満の飲食店には喫煙規制がない。
3.2.2.8		**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**
		The legislation forbidded persons under 18 years old to visit any kind of place where the smoking is allowed even with her/his parent or companion of adult. There are separate smoking rooms in the premises with area more than 50 sq.m. There are more specified requirements as regards ventilation, signalization and marking. There are more kind and bigger penalties. 18 歳未満の未成年者は、親や大人の同伴者がいても、喫煙が認められている場所に立ち入ることが法により禁じられている。隔離された喫煙専用室は、面積が 50 ㎡を超える施設内にある。換気設備、標識、マークにはさらに細かい規定があり、より多くの種類の規定と、さらに重い罰則も存在する。

Other-23 イラン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ

		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Accomplishing Article 8 of the FCTC, in order to protect public health against adverse health effect of tobacco, especially protection against exposure to tobacco products imposed, necessary regulation considered in Article 7 of the executive bylaw of the national tobacco control law. Based on this article, consumption of tobacco in public places is banned. Article 13 of the national tobacco control law also prohibited smoking tobacco products in the places stipulated in Article 18 of the Probing Administrative Offences Act [all government employees' offences are addressed by this Act]. FCTC第8条を達成し、タバコの有害性から公衆の健康を保護し、特に自らの意思とは関係なくタバコ製品にさらされることから保護するために必要な規制が、国家タバコ規制法 重要規定第7条に定められた。国家タバコ規制法第7条に基づき、多数の者が利用する施設でタバコ製品を使用することは禁じられている。国家タバコ規制法第13条により、行政犯罪調査法第18条で規定された場所での喫煙も禁じられている（すべての政府職員による違反についてはこの法で定められている）。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		Due to lack of administrative infrastructure needed on how to deal with individual offenses in public places (except government buildings), in accordance with Article 8 of the executive bylaw of the national tobacco control law, the responsibility to implement the smoking ban in public places and other places mentioned in the law, is settled on managers or employers of these places. Accordingly, officers, employers and public authorities are required to install the warning signs banning the consumption of tobacco products in public places in the proper sight of these places and doing necessary actions to implement restricting regulations and protect their clients against exposure to second hand tobacco smoke. 多数の者が利用する施設（官公庁の建物を除く）での個人の違反に対処する行政基盤が不十分なため、管理者や雇用主は国家タバコ規制法の重要規定第8条により、多数の者が利用する施設や、その他の法で指定されている場所を禁煙にする責任がある。職員、雇用主と公的機関はそれらの施設での喫煙を禁止する警告標識を適切な場所に掲示し、必要な規制実施策を講じて受動喫煙		

		から顧客を保護しなければならない。 Definition of public places covered by the regulations is given in item 8 of Article 1 of the executive bylaw of the national tobacco control law. It is worth noting the criteria of the provisions of this Convention, had stipulated in amended Article 13 of the eatable, drinkable, cosmetics and healthy substances' Act in 2000, years before entering into force the treaty. Under these regulations, all operators must abide by the requirements of banning smoking in public places by employees, workers and their clients. Fortunately, there is environmental health inspection system in the country's health network which synergies effective implementation of these regulations as well as other provisions which are related to control tobacco products' distribution and supply system. 規制の対象となる多数の者が利用する施設は、国家タバコ規制法の重要規定である第1条8項に記載されている。FCTCで定められた規定基準が、条約の発効前である2000年の飲食物・化粧品・健康物質法の改正第13条で規定されたのは評価すべきことである。これらの規制の下、従業員、労働者、顧客、取引先に多数の者が利用する施設で禁煙規定を守らせることを、すべての事業者に義務づけた。幸いなことに、国の保健ネットワーク内に環境衛生検査システムが存在し、規制の効果的な実施と相乗効果を発揮している。このような仕組みがタバコ製品の流通・供給規制につながっている。 Supervising the accurate enforcement of national regulations, environmental health inspectors in the Ministry of health by close collaboration with the police and the judicial system followed any violations in this regard. Since part of the foodstuff centers like supermarkets and grocery stores have been determined as tobacco sales agents based on the HQ'S decision (Appendix II) , environmental health inspectors beside their duties on monitoring and observance of regulations relating to the sale and distribution of foodstuffs also do the necessary monitoring on supply of tobacco products in these places. Smoking ban by operators and workers during the work covered by these regulations, banning the sale and supply of cigarettes in workshops, factories, premises, facilities and locations subject to this bylaw, except premises, facilities and sites that are licensed, prohibition against selling cigarettes to people younger than 18 years, banning smoking in any public areas of workshops and factories, requirement to install warning signs in appropriate locations and at sight by the operators, managers or employers subject to this bylaw, including locations mentioned in these regulations are relevant regulations which environmental health inspectors always supervise and monitor them during their work time.

		厚生省の環境衛生検査官が警察や司法制度と緊密に協力して、国家規模での規制が的確に実施されているかを監督し、違反の取り締まりを行った。本部決定（付属資料 II）により、スーパーや食料品店等の食料品販売センターは、タバコ販売代理店と位置づけられている。環境衛生査察官は食料品の販売流通規制の監視・観察と平行して、タバコ販売代理店でもタバコ製品供給において必要な監視もしている。 オペレーターや労働者の勤務時間中の喫煙も規則により禁止されている。この規定の対象となる作業場、工場、建物、施設、場所でのタバコの販売を禁止する（許可されている土地・施設・敷地は除く）。18 歳未満の者へのタバコの販売を禁止する。作業場や工場内にある共用空間での喫煙を禁止する。この規定の対象となるオペレーター・管理者・雇用主は、よく見える場所に警告標識を設置しなければならない（関連する規定で定められた場所も含む）。環境衛生査察官が、勤務時間中に常時監視する。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□

		● 自家用車	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	×
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smoking in all indoor work places is completely banned and enforced. すべての屋内の職場で、完全禁煙が実施されている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Smoking in all indoor public transports except is completely banned and enforced.　Private vehicles are subject to comply with national law but in practice due to dificulties in implementation of law, it can be seen some violations. すべての屋内の公共交通機関で、完全禁煙が実施されている。自家用車も国法による規制の対象であるが、実際には法の実施は困難で、違反が見られる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Smoking in all indoor public places except traditional teashops is completely banned and enforced.　Respecting the relogious principals (Islam), there is no pubs and bar in the I.R.IRAN. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてで、完全禁煙が実施されているが、伝統的な喫茶店は例外となっている。（イスラムの）宗教的信条を尊重し、イラン・イスラム共和国にはパブやバーは存在しない。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、				

	過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。
	Traditional teashops were being removed from the definition of public places in item 8 of the Article 1 of the national tobacco control bylaw 国家タバコ規制法第 1 条項目 8 により、伝統的な喫茶店は多数の者が利用する施設の定義から除外された。

Other-24 レバノン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Please see　以下を参照。 http://www.tobaccocontrol.gov.lb/Legislation/Pages/NationalLaw.aspx			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Please see 以下を参照。 http://www.tobaccocontrol.gov.lb/Legislation/Pages/Guidelines%20for%20Implementation.aspx			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Tobacco smoking is banned in all indoor public institutions and companies including: corridors, elevators, stairs, stairwells, lobbies, joint facilities, cafeterias, toilets, lounges, lunchrooms, outbuildings including roofs, as well as vehicles used within working hours.			

		すべての屋内の官公庁や国有企業での喫煙は禁止されている。これには、廊下、エレベーター、階段とその周囲、ロビー、付属建築物、カフェテリア、トイレ、ラウンジ、食堂、勤務時間中に使用されている車両が含まれる。
		● 公共交通機関での禁煙
		Smoking, lighting a tobacco product or using such a product is prohibited in all enclosed public places, workplaces and means of public transportation. 多数の者が利用する屋内施設、職場、公共交通機関でタバコ製品を点火したり、喫煙したりすることは禁止されている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Ministerial decision number 1/213 issued on 2 March 1993 and law number 394/95 issued on 12 January 1995 (http://www.emro.who.int/tfi/Legislation-members.htm) relate to second-hand smoke, prohibiting smoking in hospitals, infirmaries, pharmacies, theaters, public transport services, health clubs, and all schools, universities and in the elevators. 1993年3月2日の省令第1/213号、1995年1月12日法律第394/95号は、受動喫煙について定めており、病院、診療所、薬局、劇場、公共交通サービス、スポーツクラブ、すべての学校、大学、エレベーターでの喫煙を禁じている。 However being ministerial decrees and not state legislation, there is no implementation mechanism for these decrees, therefore most infringements go unchecked even by official authorities. しかし国法ではなく省令であるがゆえに、実施の仕組みがともなっていない。そのためほとんどの違反行為は、当局からも見過ごされている。

Other-25 *タイ*

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.1		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ

		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The Non-Smokers' Health Protection Act 1992 was drafted with the principal purpose of protecting non-smokers' health by prohibiting smoking in public places, and included a decree of punishment for violators. Presently, the Notification of the Ministry of Public Health No. 19, 2010 under the acts has enacted on June 28, 2010. Regarding to the notifications, most partial smoke free areas were upgraded to totally smoke free areas such as; smoking did not allow smoking in private room at government buildings, health care facilities, indoor workplaces, etc. 1992年非喫煙者健康保護法は、非喫煙者の健康保護を主な目的として起草された。同法では、多数の者が利用する施設での喫煙の禁止と、違反者への罰則が定められている。現在、同法に準じた保健省通達2010年第19号が2010年6月28日から施行されている。通達によって、ほとんどの部分的な禁煙エリアは、以下のような完全禁煙に改善された。官公庁の建物、医療施設、屋内の職場等は、禁煙となった。 The indoor workplaces and public places according to the new notifications have been divided into 2 groups この新たな通達により、屋内の職場と多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）は2つのグループとして分けられた。 Totally smoke-free areas; these are divided into 5 sub - groups as follows; **完全禁煙の施設**　以下の 5 つのサブグループに分けられる。 1) Health service and health promotion facilities, 医療サービス施設と健康増進施設。 2) Education institutes,　教育機関。 3) Public places both indoor and outdoor area where used by the general public or serving as a place of working 多数の者が利用する、または、職場として利用される屋内と屋外の施設 4) Public vehicles and stations and, 公共交通機関の車内と駅。 5) Religious places or places for performing religious rites of various all religions		

		and sects.　様々な宗教や宗派の宗教的な儀式が行われる場所。 Totally smoke-free in indoor workplaces; a smoking area may be specifically provided apart from the built-up or structured areas; **屋内の職場での完全禁煙**　喫煙エリアは、市街地や建築物の密集地域から離れた場所にのみ設けることができる。 1) higher educational institutes, 高等教育機関。 2) Petrol or gas service stations,　ガソリンスタンド。 3) workplaces of state agencies, state enterprises or any other governmental agencies. 州の機関、州の事業や、その他の政府機関等の職場。 Meanwhile, international airports may have designated smoking areas which based on the Notification of the Ministry of Public Health (No.9) 1997, Subject: Condition and appearance of smoking areas according to the Non-Smoker's Health Protection Act 1992. 一方、国際空港には、1997 年保健省通達第 9 号に基づいて喫煙エリアを設けることができる。通達事項：1992 年非喫煙者健康保護法に準じた喫煙エリアの条件と外観。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Thailand has a system to strenghthen human resources, especially law enforcers through various activities and effective enforcement as follows; タイには、以下のような多様かつ有効な方法で取り締まりを行う担当職員の人材強化システムがある。 1) provide the exactly role and responsibility for inspection and coordination among enforcement-related agencies anc civil society networks at national level, regional level as well as provincial & district level, 国・地域・県・郡レベルの法・条例の実施機関と市民社会ネットワークが査察と調整に適切な役割と責任を果たしている。 2) organize the regular training among law enforcers and key stateholders, especially the existing civil society networks for gaining the knowleage and skill of inspection and monitoring the violation issues of tobacco control law, 法の実施機関や既存の市民社会ネットワーク等の関係者が共同で、タバコ規制法の違反を査察と監視を行うための知識とスキルの習得を目的とした定期研		

		修を実施している。 3) establish the complaint center by telephone and website, and 電話とウェブサイトで問い合わせ受付センターを設置している。 4) regular raise people's awareness of the tobacco control law, especially the new law where it applies as well as penalties for non-compliance. タバコ規制法に違反した場合の罰則が定められた新法の広報活動を、定期的に行っている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：motorcycles transport, school buses, cars owned by government and organizations, taxi, etc. 旅客用バイク、通学バス、公的機関の公用車、タクシー）	×	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細： theatres, libraries, massage centers, indoor (sports) facilities/ stadiums, meeting rooms, drug stores buildings, outpatient clinics hospitals, places providing computer internet game karaoke services, food and beverage selling places etc. 劇場、図書館、マッサージサロン、屋内（スポーツ）施設／スタジアム、会議室、薬局ビル、外来病院、ネットゲームセンター、カラオケサービス、飲食物の販売所等）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The Notification of Ministrial of Public Health No.19 B.E.2553 (A.D.2010) states that all public building and indoor workplace shall be designated as non-smoking areas. 公共保健省通達第 19 号 B.E.2553 (2010 年)は、多数の者が利用するすべての建物と屋内の職場を全面禁煙としている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The Notification of Ministrial of Public Health No.19 B.E.2553 (A.D.2010) states that all public transports shall be designated as non-smoking areas. 保健省通達第 19 号 B.E.2553 (2010 年)は、すべての公共公共交通機関を全面禁煙としている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		The Notification of Ministrial of Public Health No.19 B.E.2553 (A.D.2010) states that all indoor public place shall be designated as non-smoking areas.			

		保健省通達第19号 B.E.2553 (2010年)は、多数の者が利用するすべての屋内施設（飲食店等のサービス産業など）と屋内の職場を全面禁煙にしている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	The Ministry of Public Health Notification, No.19 B.E. 2553 (A.D.2010), designates all indoor workplaces and public places to be 100% smoke-free. Only international airport is allowed to designate smoking room in the building. 保健省通達第19号 B.E.2553 (2010年)は、すべての屋内の職場と多数の者が利用する屋内施設を完全禁煙としている。国際空港のビル内のみ、喫煙専用室の設置が認められている。 In the past two years, apart from Action on Smoking and Health (ASH Thailand), the Teachers Alliance Against Tobacco (TAAT) also focuses on preventing initiation of smoking in public places, especially among youth in schools as well as smoke-free home through several campaigns. 過去 2 年間、禁煙・健康増進協会（Action on Smoking and Health / ASH Thailand）の活動以外で、喫煙防止教師連盟（Teachers Alliance Against Tobacco / TAAT）はキャンペーンを通じ、公共的な場所での喫煙をしないための教育、特に、学校教育期間多数の者が利用する施設での喫煙開始の防止と、家庭内の禁煙に取り組んでいる。	

Other-26 パキスタン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		

		Pakistan has promulgated "Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker's Health Ordinance, 2002". Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all public places listed in Sections 2(c) and 3 of the Ordinance, as Smoke Free. パキスタンは"2002 年喫煙禁止および非喫煙者保護法"を公布した。その後、同法第 2 条(c)と第 3 条に記載された多数の者が利用する施設はすべて禁煙であると宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が、公布された。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Authorized persons to take action against the violators of tobacco control laws have been declared/listed in the law. A mechanism have been provided to take action againt the violators. Provincial and district governments are empowred to implement / enforce the tobacco control laws. 法律違反者を取り締まる担当職員は、法律に記載／一覧表記されており、違反を取り締まる仕組みが存在する。タバコ規制法を実施し、取り締まる権限は、州と県政府に与えられている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他 （詳細：Universities, Auditoriums, Conference Halls, Waiting Lounges 大学、講堂、会議場、待合ラウンジ）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□

		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他 （詳細：Amusement Centres, Public Offices, Cinema Halls, Hotel Lounges, Libraries 娯楽施設、官公庁、映画館、ホテルラウンジ、図書館）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Pakistan has promulgated “Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker’s Health Ordinance, 2002”. Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all places of public work or use listed in Section 3 of the Ordinance, as Smoke Free. パキスタンは“2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”を公布。その後、受動喫煙および非喫煙者保護法第 2 条(c)と第 3 条に記載された、多数の者が利用する施設はすべて禁煙と宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が公布された。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Prohibition of Smoking & Protection of Non-Smokers Health Ordinance 2002 has introduced restrictions on smoking in public service vehicle including wagon,			

		bus, taxi, other public transports and also railways and aeroplanes. “2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”により、ワゴン、バス、タクシー、その他の公共交通機関と鉄道、飛行機を含む公共サービスを行う車両での喫煙規制が導入された。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Pakistan has promulgated “Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker’s Health Ordinance, 2002”. Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all places of public work or use listed in Section 3 of the Ordinance, as Smoke Free. パキスタンは“2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”を公布した。その後、受動喫煙および非喫煙者保護法第 2 条(c)と第 3 条に記載された、多数の者が利用する施設はすべて禁煙と宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が公布された。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Pakistan has promulgated “Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker’s Health Ordinance, 2002”. Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all places of public work or use listed in Section 3 of the Ordinance, as Smoke Free. Pakistan has enforced the law to protect people from exposure to tobacco smoke. Law enforcement agencies and other authorized persons have been trained. Awarness materials targetting non-smokers, to protect their right to breathe in clean air, have also been disseminated. パキスタンは“2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”を公布した。その後、受動喫煙および非喫煙者保護法第 2 条(c)と第 3 条に記載された、多数の者が利用する施設はすべて禁煙であると宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が公布された。パキスタンがこの法律を実施したのは、受動喫煙から国民を保護するためである。取り締まり機関や、その他の担当者達の研修が行われた。清潔な空気を呼吸する権利を守るため、非喫煙者の意識を高める資料も発信された。	

Other-27 シンガポール

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ

資料 6

3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking is prohibited under the Smoking (Prohibition in Certain Places) Act administered by the National Environment Agency (NEA). In addition, voluntary smoking restrictions in indoor places (house-rules) of hotels, private clubs, places of worship, casinos, are also administrative implemented and enforced by premise owners. 国家環境庁(NEA)が定めた喫煙（特定の場所での禁煙）法に準じた場所での喫煙は、禁じられている。さらに、ホテル、会員制クラブ、礼拝所、カジノ等の屋内の場所での自主的な喫煙規制（ハウスルール）も行政主導の下、施設所有者が実施している。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Under the Act, any person caught smoking at prohibited places is liable on conviction (in Court) to a fine not exceeding $1,000. Premise manager or operator caught for not performing their duties (i.e. inform person who smoke at prohibited to cease smoking, or request the person to leave the premise should the person not cease smoking) shall be liable on conviction (in Court) to a fine not exceeding $1,000 for the 1st offence and not exceeding $2,000 for the 2nd and subsequent offence. NEA officers carry out enforcement round at prohibited places on a daily basis. 法により、禁煙の場所で喫煙した者は（法廷で）1,000 シンガポールドル以下の罰金が科せられる有罪判決を受けることがある。義務を果たさない（つまり禁煙の場所で喫煙している者に喫煙をやめるよう忠告する、または、喫煙をやめない者にその場を去るよう要請する等）施設管理者や運営者は、（法廷で）初回は 1000 シンガポールドル以下の罰金、2 回目以降は 2000 シンガポールドル以下の罰金が科せられる有罪判決を受けることがある。国家環境庁(NEA)の職員が		

資料 6

		日常的に禁煙の場所を巡回する。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□

		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Places where smoking is prohibited under the Smoking (Prohibition in Certain Places) Act is given in the website: http://app2.nea.gov.sg/faq_smoking_ban_in_public_places.aspx 喫煙法（特定の場所での受動喫煙防止法）で喫煙が禁じられている場所は、上記ウェブサイトに掲載。 Note: All government offices are smoke-free through admistrative means. 注記：行政政策として、すべての官公庁オフィスは禁煙となっている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Please refer to the above link for places covered under NEA's Smoking (Prohibition in Certain Places) Act. 国家環境庁(NEA)の喫煙法（特定の場所での受動喫煙防止法）で対象となっている場所については上記リンクを参照。 In addition, under the Air Navigation Act (Chapter 6, section 3) administered by the Civil Aviation Authority of Singapore (CAAS), smoking is prohibited in any compartment of a Singapore aircraft at a time when smoking is prohibited in that compartment by a notice to that effect exhibited by or on behalf of the pilot-in-command of the air craft.　[Source 出典： http://www.caas.gov.sg/caasWeb2010/export/sites/caas/en/PDF_Documents/Legislation/ANO__inclusive_of_S570-2011_effective_4_October_2011.pdf] また、シンガポール民間航空庁(CAAS)が定めた航空法（第6章第3条）により、シンガポールのいかなる航空機内でも、機長やその代理により禁煙であることが通知されているときの喫煙は禁じられている。 For trains, the Rapid Transit Systems Regulations administred by SMRT prohibits smoking in any part of the railway premises where smoking is expressly prohibited by notice.　[Source 出典： http://www.smrt.com.sg/trains/documents/rts-regulation.pdf] 列車では、SMRT による高速輸送システム規制により、鉄道用地内のいかなる場所でも喫煙は固く禁じられている。			

		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Please refer to NEA's website: http://app2.nea.gov.sg/faq_smoking_ban_in_public_places.aspx for the list of smoke-free public places. 多数の者が利用する施設での禁煙については、上記ウェブサイトを参照。
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	No further amendments to the Smoking (Prohibition in Certain Places) Act in the past two years. 過去2年間、国家環境庁(NEA)の喫煙（特定の場所での禁煙）法の改正はなかった。 The smoking prohibition law is being reviewed and smoking will be prohibited in more public places in the coming year to include: common areas in residential buildings, including void decks, common corridors and staircases. Sheltered walkways, linkways and overhead bridges Outdoor hospital compounds A 5 metre buffer zone around bus shelters 受動喫煙防止法は見直しされており、来年には以下の場所も含め、より多くの多数の者が利用する施設で、喫煙が禁止される見通しである。 ヴォイドデッキ（1階にあるホール部分）を含む住居用建物の共用エリア、共用の廊下、階段。屋根等に囲まれた歩道、通路、歩道橋。屋外の複合病院施設。バスの待合所の周囲5m以内。	

Other-28 マレーシア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ

		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		The tobacco control enforcement activities are carried out by 3,500 health inspectors posted at 14 State Health Departments and District Health Offices throughout the country. These officers implement routine/ scheduled activities as well as various planned thematic enforcement operations conducted nationwide. The periodic, thematic operations is termed the "E-Infoblast". 州保健局と郡保健局から派遣された衛生検査官3,500人が、国全体でタバコ規制の取り締まりを実施している。衛生検査官は、ルーチンやスケジュールに沿った活動とあわせて、目的ごとに様々に計画された施策を全国で実施している。この定期的かつ目的をもった施策は"E-Infoblast"と呼ばれている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他 （詳細：premise or vehicle 建物内や車両内）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□

		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細: in any public lift or toilet; in any public vehicle or public transport terminal; in any airport 多数の者が利用するエレベーター、トイレ、公用車、公共交通機関の駅、空港）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	×	□
		● その他(詳細: エアコンを使用している飲食店・店舗）	□	×	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Complete banning of tobacco smoking in centralised air conditioning workplaces would be extended in future plans 集中制御型のエアコンを使用している職場も、将来計画では完全禁煙となる見通しである。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Currently it is completely banned in public transport			

		現在、公共交通機関は完全禁煙である。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Banning in shopping complexes, places of worship has already been undertaken ショッピングセンター、礼拝堂では、すでに禁煙が実施されている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Two more public places have been designated smokefree since 2009, i.e. National Service Training Centres & Indoor Workplace with Centralised Air-Conditioning Systems. 2009年から、さらに、多数の者が利用する以下の二施設が禁煙となった。 国民服務訓練センター、集中制御型のエアコンを使用している屋内の職場	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**	
	In April, 2010, The Melaka State Government i.e. one of the 15 states in Malaysia, which is also recognised as one of UNESCO World Heritage Sites had declared to be a "Smokefree City". The Malacca State Cheif Minister has also declared Malacca as a "Developed State" status at 20:10 hours, on the 20th. October 2010 or 20:10 (20.10.2010). 2010年4月マレーシアにある15州のひとつであり、ユネスコ世界遺産としても知られるマラッカ州の政府は“禁煙都市”宣言をした。2010年10月20日にマラッカ州の主席大臣は、マラッカ州を“先進州”であるとも宣言した。 Five zones (namely, Malacca world heritage city, Melaka Raya, Malacca International Trade Centre, Alor Gajah and Jasin town centres, all comprising of 338 hectares) were declared by the Health Minister as "Smokefree" areas in Malacca on June 15, 2011 which embarks upon the Ministry of Health's commitment to protect the public from the dangers of cigarette smoke, especially to women and children. マレーシア厚生省が、2011 年 6 月 15 日よりマラッカにて以下の 5 つの区域（具体的にはマラッカ世界遺産都市、マラッカラヤ、マラッカ国際貿易センター、アロー・ガジャ、ジャシン・タウン中心部からなる全部で 338 ヘクタールの地域）は、“全面禁煙”地域であると宣言した。これは、多数の者、特に女性や子どもをタバコの煙の害から保護するという厚生省の目標により始動した。	

Other-29 ブータン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の	×はい	□いいえ

資料 6

		喫煙は禁止されていますか。			
3.2.2.1		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい		□いいえ
		● 州法	□はい		□いいえ
		● 行政命令	×はい		□いいえ
		● 自主協定	□はい		□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい		□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		The Act bans smoking in public places including commercial centres, recreation centres, institutions, public gatherings/places, public transportations and any other public places or areas as may be declared by the Tobacco Control Board (Chapter two "Protection from exposure to tobacco smoke", section 3). Most indoor workplaces are covered under these institutions. タバコ規制法（第2章” タバコの煙にさらされることからの保護”、第3条）により、商業地区、レクリエーションセンター、公共機関、公共の集まり／場、公共交通機関、その他のタバコ規制理事会が指定する多数の者が利用する、施設・エリアを含む公共空間での喫煙は禁止されている。屋内の職場のほとんどは、この規制の対象となっている。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい		□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		The persons-in-charge of the establishments and authorized officers/ law enforcement personnel are mandated to supervise, inspect and enforce and implement Chapter Two (sections 4 to 10). 施設責任者、担当職員、取締官は第２章（第４条から10条）施行の監督・検査・取り締りを行う義務がある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Section 4 to 10 of the Tobacco Control Act of Bhutan 2010 provides an identification of a person-in-charge who is an owner, manager, supervisor or a person responsible for the operation of the public place or public transport			

		designated in section 3. The following measures are effective from 1st January 2011: ブータンのタバコ規制法（2010年）第4条から第10条は、多数の者が利用する施設や第3条の指定する公共交通機関の運営を任された所有者、管理者、監督者等の責任者の存在を明らかにしている。以下の手段は、2011年1月から実施されている。 - The person-in-charge shall display notices indicating smoking is prohibited in the area. 責任者は、禁煙エリアであることを示す標識を掲示する。 - The person-in-charge shall supervise and carry out measures to ensure that no person smokes in violation of the provisions of the Act. 責任者は、タバコ規制法の規定に違反して喫煙する者がいないよう監視し、必要な対策を取る。 - The person-in-charge who finds a person smoking in contravention of Section 3 shall request the offending person to refrain from smoking and if the offending person continues to smoke, the person-in-charge shall demand the offender to leave the place or transport. 第3条に違反して喫煙する者を発見した責任者は、違反者に対して喫煙をやめるよう要請する。もし違反者が喫煙をやめなければ、責任者は違反者に、その場所や交通手段から立ち去るよう要求する。 - Where the offending person refuses to stop smoking or leave, the person-in-charge shall report to an authorized officer or law enforcement personnel もし違反者が喫煙を継続し、その場を立ち去らない場合、責任者は担当職員か取締官に通報する。 - The person-in-charge of the hotels, motels, guesthouses, inns and lodgings shall arrange smoking floors or smoking rooms/spaces as appropriate. ホテル、モーテル、ゲストハウス、旅館、ロッジの責任者は、喫煙フロアや喫煙室・スペースを必要に応じて設けることができる。
		● 公共交通機関での禁煙
		同上。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での

		禁煙
		同上。
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	The persons-in-charge of the establishments and authorized officers/ law enforcement personnel are mandated to supervise, inspect and enforce and implement Chapter Two (sections 4 to 10). http://www.bnca.gov.bt/themes/acquia_marina/DownloadsBNCA/TobaccoControlNotic-English.pdf 施設責任者、担当職員、取締官は第 2 章（第 4 条から 10 条）施行の監督・検査・取り締まりを行う義務がある。詳しくは、上記 URL を参照。	

Other-30 ネパール

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Tobacco Product (Control and Regulatory) Act, 2011 says; no person shall be allowed to smoke or consume tobacco products in public places. The following places shall be considered as public places: 2011年のタバコ製品（管理規制）法は、多数の者が利用する施設でのタバコ製品の喫煙・使用を禁止している。		

資料 6

		以下の場所は、多数の者が利用する施設とみなされる。 (a) The bodies, institutions and offices of the State and of the Government, 国・政府の団体・機関。 (b) Educational institutions, libraries, training and health related institutions, 教育機関、図書館、訓練や医療関連施設。 (c) Airport, airlines and public transportations, 空港、航空交通機関、公共交通機関。 (d) Child Welfare Homes, Child Care Centers, Old Age Homes, Orphanage, Children Park and club, 児童福祉ホーム、保育所、老人ホーム、孤児院、児童公園、児童クラブ。 (e) Public toilets, 公衆トイレ。 (f) Work place of industries and factories; 製造業や工場の職場。 (g) Cinema hall, cultural centers and theatres. 映画館、文化センター、劇場。 (h) Hotel, motel, resort, restaurant, bar, dining hall, canteen, lodge, hostel and guest houses, ホテル、モーテル、リゾート、バー、会食室、食堂、ロッジ、ホステル、ゲストハウス。 (i) Stadium, covered halls, gymnasium, swimming pool houses, スタジアム、屋根付きのホール、体育館、屋内プール。 (j) Departmental store and Mini market, デパート、小規模の市場。 (k) Pilgrimage and religious places, 巡礼所、礼拝所。 (l) Public bus stand and ticketing center. 多数の者が利用するバス停、チケット売り場。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Ministry of Health and Population, Assistant CDO and the manager of the public places are responsible for the enforcement and implementation of the act. 保健・人口省、多数の者が利用する施設の管理者が、法の施行・実施をする。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場			
		● 官公庁	×	□	□

資料 6

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Tobacco smoking is completely banned in indoor workplaces.　No person is allowed to smoke or consume tobacco in indoor work places. 屋内の職場は、完全禁煙である。屋内の職場でのタバコの喫煙・使用は、禁止されている。			

		● 公共交通機関での禁煙
		Tobacco smoking is completely prohibited in public transport. No person is allowed to smoke in transportation in a way that may affect other person. 公共交通機関は、完全禁煙である。屋内の職場でのタバコの喫煙・使用は、禁止されている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Tobacco smoking is banned in indoor public places. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙は、禁止されている。
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	Tobacco Products (Control and Regulatory) Act, 2011 is effective since 7 August 2011 that guarantees every Nepalese the right to a smoke free environment. The Act probihits smoking in indoor workplaces, public transport and indoor public places. 2011 年のタバコ製品（管理規制）法は 2011 年 8 月 7 日に施行された。この法律はすべてのネパール国民にタバコの煙のない環境を求める権利を保障した。法により屋内の職場、公共交通機関、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙が、禁止された。	

Other-31 ベトナム

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	□はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ

資料 6

		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他 （詳細：places where burnings and explosion can be easily happened 火災・爆発が起こりやすい場所）	×	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The Gov. has issued documents of banning smoke in indoor workplaces: Gov. Resolution No 12/2000/NQ-CP, Article II.1(e); No 12/2000/NQ-CP, Article II.1(e) Prime Minister Decision No 1315/2009/QD-Ttg and some related documents issued by Ministries. ベトナム政府は、屋内の職場での禁煙を定めた以下の公文書を発行した。政府決定No 12/2000/NQ-CP, Article II.1(e)、首相決定No 1315/2009/QD-Ttgと関連した公文書を数件、省庁が発行。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The Gov. has issued documents of banning smoking in public transport: Derective No 02/2005/CT-BGTVT; Decision No 1315/2009/QD-TTg and some other documents. ベトナム政府は、公共交通機関での禁煙を定めた以下の公文書を発行した。首相指示No 02/2005/CT-BGTVT、首相決定No 1315/2009/QD-TTg等。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		The Gov. has issued documents of banning smoke in indoor public places: The Directive No 14/2002/CT-BVHTT; Decision No 4579/2009/QD-TTg; Decision No 1315/2009/QD-TTg and some other documents. ベトナム政府は、多数の者が利用する施設内での禁煙を定めた公文書を発行した。首相指示No 14/2002/CT-BVHTT、首相決定No 4579/2009/QD-TTg、首相決定No 1315/2009/QD-TTg等が発行された。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、				

	過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。
	The Government has issued many documents on protection from exposure to tobacco smoke, but the implementation are not good enough because we still do not have an effective mechanism to enforce the ban. ベトナム政府は、受動喫煙からの保護に関する公文書を数多く発行した。しかしベトナムには、禁煙を取り締まるための効果的な仕組みがいまだ存在していないため、禁煙が十分に実施されていない。

Other-32 ブルネイ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking was prohibited in almost all public places except parks and sports facilities; smoking rooms were allowed in certain specified places e.g. private companies and airport 公園やスポーツ施設以外の、多数の者が利用するほぼすべての施設で喫煙が禁止された。特定の施設には喫煙室の設置が認められた。例：一般企業、空港		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		The national laws contain provisions for penalties and compounding (issuance of fines).　国法は、罰則と罰金について定めている。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	□	×
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			

		● 屋内の職場での禁煙
		Partial ban of tobacco smoking at private companies i.e. smoking rooms allowed – according to the Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007, enforced since June 2008 一般企業での喫煙は、部分的に禁止されている（つまり喫煙室の設置は認められている）。2008年6月に施行された2007年タバコ通知に準拠。
		● 公共交通機関での禁煙
		Complete, including smoking ban at the terminal - according to the Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007, enforced since June 2008 駅を含め、完全禁煙である。2008 年 6 月に施行された 2007 年タバコ通知（特定の場所での禁煙）に準拠。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Complete ban - according to the Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007, enforced since June 2008 完全禁煙である。2008 年 6 月に施行された 2007 年タバコ通知（特定の場所での禁煙）に準拠。
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007 has been reviewed, new amendments in 2012 2007 年のタバコ通知は見直しされ、2012 年に改正された。	

Other-33 モンゴル

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ

資料 6

		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Tobacco Control Act 2005; see as annex to the first implementation report 付属資料　初回実施報告書　2005 年タバコ規制法を参照。 タバコ規制法第一条 The purpose of this law is to define the legal framework of tobacco control on protection of the population from the negative consequences of tobacco consumption and passive smoking (exposure to tobacco smoke) and to regulate the relations raised in connection with responsibilities of the state, citizens, business entities and organizations. タバコ規制法の目的は、公衆を喫煙と受動喫煙（タバコの煙にさらされる事）の悪影響から守るためのタバコ規制に関する法的枠組を築くこと、ならびに、国、一般市民、企業や企業組織の責任に関する規定を設けることである。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Articles 11 to 13 of the Act　タバコ規制法第11条から13条を参照。 **Article 11. Monitoring the execution of legislation on tobacco control** **第11条　タバコ規制法施行の監視** 11.1. The monitoring of the execution of legislation on tobacco control at the state level shall be carried out by the government, Governors of all levels, State administration agency in charge of professional inspection, police department and other organizations and officials, which have been authorized to this effect, respectively according to their authority; 11.1.　国内のタバコ規制法の施行の監視は、全政府、全首長、専門的な検査の実施を管轄する国の行政機関、警察、任命された他の機関や当局が実施。		

		11.2. The administration of business entities, organizations and their affiliates shall monitor the execution of legislation on tobacco control within their framework of authority, stated in the present law. 11.2. 企業や企業組織とその関連会社は、法で与えられた権限において、タバコ規制の施行を監視する。 11.3. The Association for the protection of consumer's rights and other non-governmental organizations may carry out public monitoring of the execution of legislation on tobacco control 消費者協会やその他の非政府機関が、一般市民のタバコ規制法遵守を監視する。 **Article 12. Filing complaints 第12条 通報** 12.1 Citizens and legal personality can file complaints to the related bodies, officials and courts if they consider to have suffered their rights and legal interests due to violation of laws and requlations on tobacco control . 12.1 市民や法人は、自らの権利が侵害されたと考えられる場合に、関連する機関、当局、裁判所に通報することができる。 **Article 13. Liability for offenders of legislation** **第13条 法律違反者の過失責任** 13.1. In case of the violation of the legislation on Tobacco Control, Governors of the soum, district, bag, horoo and an authorized police officer and state inspector, shall impose the following administrative penalties on the guilty person for the offence, if the offence is not punishable under the Penal Code: 13.1. タバコ規制法に違反した場合、もし刑法で違反を罰することができなくても郡・地区・村・horoo の知事、警察官、国の捜査官は、違犯者に以下の行政罰の処分を下すことができる。 13.1.1. In case of the violation of the article 6.4, 6.6, 6.7.1- 6.7.6, 6.7.8, 8.2 of this law, tobacco and illegal revenues shall be confiscated and the offending citizen, official and business entities shall be imposed fines of MNT 30000-50000, 40000-60000 and 230000-250000 respectively; 13.1.1. タバコ規制法第 6.4 条、6.6 条、6.7.1 条から 6.7.6 条、6.7.8 条、8.2 条に違反した場合、タバコと違法な収益が没収される。違反した市民、公職団体、企業にそれぞれ 30000 から 50000 トゥグルグ、40000 から 60000 トゥグルグ、230000 から 250000 トゥグルグの罰金が科せられる。

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	×	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	×	□
		● その他（詳細：petrol stations and petrol and flammable substances warehouse ガソリンスタンド、ガソリンや可燃物倉庫）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。
		● 屋内の職場での禁煙
		separate rooms allowed for smoking 隔離された喫煙室が認められている。
		● 公共交通機関での禁煙
		not allowed 禁煙である。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		separate rooms allowed for smoking 隔離された喫煙室が認められている。
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	revised draft for 100% smoke-free facilities submitted to the Parliament for its approval in October 2010. 施設内の完全禁煙化に関する改正草案は、**2010**年**10**月の可決に向けて国会に提出された。	

Other-37 バルバドス

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		

資料 6

		A comprehensive ban on smoking tobacco in public places, defined as: building, place, facillity or structure owned by the Crown; places or buildings that are fully or substantially enclosed; libraries, museums, historic sites or those of archealogical significnce to which the public has access whether paying or not 以下のような多数の者が利用する施設での喫煙は、全体的に禁止されている。国王所有の建物、場所、施設、建造物。完全に、または実質的に屋内の場所や建物。利用料金の有無に関わらず、図書館、博物館、史跡や、多数の者が訪れる考古学的に重要な場所等。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他 （詳細：historic sites and those of agricultural significance 史跡、農業的意義のある場所）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	□	□	□
		● 列車	□	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両	×	□	□

資料 6

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	Legislation was enacted in October 2010 法律は、2011 年 10 月に施行された。				

資料 6

Other-41　ナミビア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		A circular is in existence since 1997 prohibiting smoking in public and government premises.　Article 22 of the 2010 law refers to measures protecting people from exposure to tobacco smoke. See Annex 3. 多数の者が利用する施設と官公庁での喫煙が禁止され、1997 年より巡回が行われている。2010 年の法律第 22 条は、受動喫煙から多数の者を保護する手段について定めている。詳しくは、添付資料 3 を参照。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Inspectors will perform enforcement activities, as stipulated by article 29 of the Act (Provisions on enforcement of the Act). 法律（取り締まり規定）の第 29 条に基づき、検査官が取り締りを行う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The smoking ban applies to all public places.　Public places are defined in Article 1 (Definitions) of the law. (See Annex 3.)　This definition applies to all work places. 多数の者が利用するすべての施設で、喫煙が禁じられている。多数の者が利			

		用する施設の定義は、法律の第 1 条に定められている（添付資料 3 参照）。すべての職場が、この定義の対象となっている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Smoking is prohibited on all public transport. すべての公共交通機関で、喫煙が禁じられている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Smoking is prohibited in all indoor public places. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてで、喫煙が禁じられている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In protecting the public from tobacco exposure the Act provides for prohibition of smoking within a certain distance from a window of, ventilation inlet of, doorway to or entrance into a public places. The regulations will stipulate the distance. 多数の者を受動喫煙から保護するため、法律では、窓、換気扇の吸気口、多数の者が利用する施設への出入り口や玄関等から一定の距離内での喫煙を禁止している。その距離は法律によって定められている。	

Other-43 ケニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	□はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ

		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			

		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smoking prohibited in all workplaces すべての職場で、喫煙が禁じられている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Protection from exposure to tobacco smoke in public transport 公共交通機関では、受動喫煙からの保護対策が行われている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Smoking is prohibited in all indoor and outdoor public places 屋内と屋外の多数の者が利用するすべての施設で、喫煙が禁じられている。			
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	The Tobacco Control Act enacted in 2007 prohibits smoking in ALL public places. 2007年に受動喫煙防止法が施行され、多数の者が利用する“すべて”の施設で喫煙が禁止された。 To enforce this requirement, owners of such places are required to display warning of this prohibition including the penalties. 規制の取り締りのため、多数の者が利用する施設の所有者は罰則も含めた禁煙の警告を掲示することが義務付けられている。 Over 1,200 enforcement officers have been trained to enforce these				

	provisions.　取り締まりを目的として、1200名の取締官が研修を受けた。 The Ministry of Public Health continuously reminds the public of the provisions of the law to ensure sustained compliance.　持続的な法の遵守を目指し、公衆衛生省は禁煙規制について継続的に国民に広報している。

Other-44　タンザニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	□はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	□いいえ	
		● 行政命令	×はい	□いいえ	
		● 自主協定	×はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□

資料 6

		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		It is forbiden to smoke in workplaces　　職場での喫煙は、禁じられている。			
		● 公共交通機関での禁煙			

資料 6

		It is not allowed to smoke in Public transport 公共交通機関での喫煙は、禁じられている。
		● **多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙**
		It is very difficult to enforce this. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）を禁煙にすることは、たいへん困難である。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	No、 ない。	

産経新聞　平成25年(2013年)4月23日　火曜日

健康のため屋内全面禁煙を

分煙の喫煙室、大気汚染は北京の倍

分煙のために設置された喫煙室内は北京を上回る大気汚染濃度―。東京都内のオフィスの喫煙室で「PM2・5（微小粒子状物質）」の濃度を測定したところ、こんな結果が出た。喫煙者・非喫煙者双方に配慮しての分煙だが、専門家は「北京でも警報が出るレベルの汚染環境に喫煙者をさらすのは問題」と警鐘を鳴らす。

（平沢裕子）

受動喫煙防げず

「これはすごい。北京の大気汚染が最悪だった日の約2倍の汚染レベルだ」

今月中旬、東京都内のオフィス内に設置された喫煙室でPM2・5濃度を測定していた産業医科大学・健康開発科学研究室の大和浩教授は思わず声を上げた。

約9平方㍍の喫煙室内で喫煙していたのは10～15人。約7分間の測定中、PM2・5濃度の最高値は1立方㍍当たり1550㌍、最低値は同625㌍。北京の最悪の日は同700～800㌍だ。このオフィスでは喫煙室のドアをはさんで飲料の自動販売機が設置され、この部屋の最高値は同50㌍超。喫煙室内に比べればかなり低いが、感受性の高い人の呼吸器に症状が現れるレベルで、明らかに受動喫煙の状態だ。

もちろん喫煙室に一日中いる人はいない。しかし、たばこの煙の中には70種類近い発がん性物質が含まれ、それを吸い込むことは短時間でも体に悪影響を与えることがさまざまな研究から示されている。

平成15年施行の健康増進法で受動喫煙対策が施設管理者の努力義務となったこともあり、この10年ほどで多くの職場では建物内に喫煙室を設置することで分煙対策を進めた。

しかし、建物内の喫煙室は喫煙者が出入りする際にたばこの煙が漏れ、非喫煙者の受動喫煙を完全には防げない。喫煙室を掃除する人も職業的な受動喫煙にさらされる。さらに、屋内の喫煙室は換気が不十分で、屋外に比べて健康を害する可能性が高い。

大和教授は「自分や他人が吐き出した煙がこもる劣悪な喫煙室を利用させられることは、喫煙者本人にとっても気の毒なこと。喫煙者の中には病気になってもいいから吸いたいという人もいるが、喫煙関連疾患による医療費は非喫煙者も担っている。個人の嗜好や趣味で片付けられる問題ではない」と指摘する。

必要な禁煙環境

受動喫煙を防ぐため、日本も批准する「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（たばこ規制枠組条約、FCTC）」のガイドラインでは建物内の完全禁煙を勧めている。建物内が全面禁煙になれば、就業中は喫煙がほぼ不可能になる。喫煙者にとってはかなり厳しい状況に追い込まれるが、「吸えない環境をつくってあげることが長い目でみれば喫煙者のためになる」と大和教授。

大和教授もかつては喫煙者。浪人時代から吸い始め、呼吸器内科医になってからもやめられず、16年間で7回の禁煙に失敗。職場の禁煙環境が整ったことでようやく禁煙に成功し、環境の大切さを身をもって知った。

大和教授は「屋内に喫煙できる場所がある限り、そこで働く人の受動喫煙はなくならない。非喫煙者の受動喫煙を防ぎ、喫煙者の健康のためにも屋内の全面禁煙化を進めるべきだ」と話している。

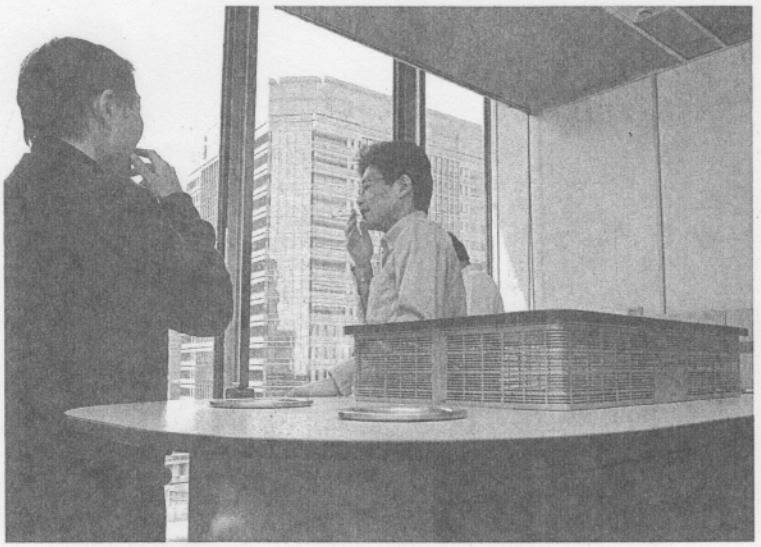

分煙のためにオフィス内に設置された喫煙室。10人以上が喫煙すると北京の最悪日の倍の大気汚染濃度となる

喫煙率減少に目標値

今年から開始された「健康日本21（第2次）」では、喫煙率と受動喫煙機会の減少に関する目標値が初めて定められている。具体的には、平成34年までに成人の喫煙率を12％まで減少させる▷未成年者・妊娠中の喫煙をなくす▷受動喫煙のない職場の実現―などが挙げられている。

また、厚生労働省は今月、「第1回たばこの健康影響専門委員会」を開催。たばことその成分の健康影響について科学的知見から検討し、報告書をまとめ、今後の施策の参考にする。

2013年(平成25年)5月12日(日曜日)　読売新聞

庁舎全面禁煙 32道府県

厚労省調査 県庁所在地は18市

受動喫煙対策で国が求めている地方自治体庁舎の禁煙化について、建物内を全面禁煙としている都道府県は約7割にとどまることが、厚生労働省研究班(代表＝大和浩・産業医大教授)の調べでわかった。県庁所在地の市や東京都の特別区はさらに実施率が低かった。

都道府県と県庁所在地の市、政令市、東京都23区の計121自治体に、2012年5月に調査票を送り、全てから回答を得た。

今年3月の時点で、47都道府県のうち32道府県で建物内禁煙が行われていた。議会棟・フロアまで禁煙化されているのは9府県だった。厚労省は10年2月の健康局長通知で、「少なくとも官公庁や医療施設は、全面禁煙とすることが望ましい」としている。建物内を全面禁煙としている32道府県のうち、15県は通知以降に禁煙化されていた。

県庁所在市の46市のうち、一般庁舎内を全面禁煙としているのは18市、議会棟・フロアも禁煙なのは13市だった。東京都23区では、一般庁舎内を全面禁煙にしているのは4区。政令市では20市のうち10市だった。

大阪府、福島市、大阪市、神戸市、足立区は議会部分まで含めて敷地内を全面禁煙としていた。長野県、大阪市、堺市、北九州市、足立区は勤務時間中の喫煙を禁止していた。

大和教授によると、建物内に喫煙室がある場合、廊下への漏れを防げないうえ、喫煙者自身や掃除をする人が高い濃度の受動喫煙にさらされる。大和教授は「受動喫煙を防ぐには建物内全面禁煙が必要。主要自治体は他の模範として、率先して進めてほしい」としている。

企画・制作／朝日広告社

健康最前線シリーズ

5月31日は世界禁煙デー

産業医科大学
産業生態科学研究所
教授・医学博士
大和　浩

タバコの煙は典型的なPM2.5

今年2月、中国からの越境汚染、直径が2.5μm以下の微小粒子状物質（PM2.5）が社会的な問題となりました。マスクをしたり、自治体が発表する「本日のPM2.5濃度」をみて外出をやめた人も多かったことと思います。しかし、PM2.5による大気汚染を怖がるよりもタバコ煙の方が重要であることをご存じでしょうか。

さて、空が青いのは高空に浮かんでいる微粒子が太陽光線の青い波長（約0.4μm）の一部を乱反射するからです。雲の粒子は1μmよりも大きいため赤い波長（約0.7μm）を含むすべての波長を乱反射して白く見えます。つまり、タバコの先端から発生する副流煙が青紫に見えるのは、その直径が青い光の波長と同じ0.4μmだからです。喫煙者が吸い込んだタバコ煙は、湿度100％の肺の中で約1μmに膨張するので口から吐き出される煙は白く見えるのです。タバコ煙は60種類以上の発がん性物質を含んでいるため、有害性の高いPM2.5なのです。だから、タバコ煙を吸う人はもちろん、受動喫煙に曝露される人も肺の奥まで粒子が浸入して病気を起こすのです。

1月1～31日のPM2.5観測データ

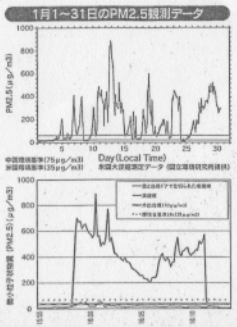

上の図は今年1月の北京市内のPM2.5、下は喫煙席を壁と自動ドアで仕切った喫茶店の喫煙席と禁煙席のPM2.5です。喫煙席はタバコ煙が籠もって北京のひどい日と同レベル（400～800μg／m3）、禁煙席に漏れ出したタバコ煙は外出自粛レベル（70μg／m3）でした。

健康を守るために重要なことは、①喫煙者は禁煙外来へ行って禁煙すること（自力でやめられる人はすでにやめています）、②吸わない人はタバコ臭い場所に入らないこと、です。

禁煙治療の正しい知識の普及に努めて参ります　（順不同）

禁煙治療・生活習慣病の御相談承ります。
千代クリニック
院長　平山　祐義
往診可　内科・循環器内科・リハビリテーション科
診療時間　月・火・木・金　午前 9:00～13:00　午後 14:30～18:00　水・土　午前 9:00～13:00
休診日　日曜・祝日／水・土曜午後（ただし、急患はこの限りではありません。）
〒807-1112 北九州市八幡西区千代1丁目7-3（都市高速小嶺インター出口ソバ）
Tel.093-614-5558　Fax.093-614-5561

日本内科学会認定総合内科専門医
日本呼吸器学会認定呼吸器専門医
日本呼吸器内視鏡学会認定気管支鏡専門医
医療法人
さかい内科呼吸器科医院
理事長　坂井　二郎
入院可　禁煙治療行っています
〒808-0034 北九州市若松区本町3丁目4-10
TEL.093-751-2790

内科・消化器科
田中クリニック
生活習慣病・介護予防 筋トレ室併設
院長　田中　裕
北九州市若松区島田3-2-9
TEL.093-791-6675

胃腸科・外科・リハビリテーション科
ごしまクリニック
院長　五島　秀行
禁煙外来治療行っております。
北九州市八幡西区本城東1丁目14-14
TEL.093(693)1610

医療法人
やまさき内科医院
院長　山崎　範子
北九州市小倉北区黒原3丁目2-32
TEL.093-921-7800

医療法人　ことぶき会
川波医院
理事長　川波　潔
院長　川波　壽
初回の禁煙外来は電話予約制です。
直方市津田町11-32
http://www.kawanami-cl.com/
TEL.0949-22-0252

医療法人
大串皮膚泌尿器科医院
●診療時間
月～金：9:00～12:30、14:00～18:00
土：9:00～12:30
日・祝日・水午前（第2・火曜を除く）休診
理事長　大串　康之
院長
北九州市小倉北区金鶏町1-38
☎093(651)3253

看護とリハビリテーションに力を入れてます
ニコチン依存症管理認定施設・通所リハ・訪問リハ
医療法人　神原クリニック
院長　江崎　嘉春
禁煙外来　整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・眼科・骨粗鬆症外来
北九州市八幡西区西神原町9-19　TEL093(642)8088

内科・循環器内科　呼吸器内科・リハビリテーション科
二宮内科循環器科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30～12:30	○	○	○	○	○	○	／
14:00～18:00	○	○	○	／	○	／	／

木・土は12:00まで往診応相談
禁煙治療行っています
北九州市八幡西区光明2丁目4-13　☎(093)693-2038（にのみや）

禁煙治療
ながた内科クリニック
内科・リハビリテーション科
院長　永田　一彦

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	○	○	○	○	○	○
14:00～18:00	○	○	○		○	

日・祝日 休診
※火曜日の午後2時～4時は往診の為、お待ちいただく場合があります。
〒808-0144
北九州市若松区高須東4丁目3-1
TEL.093-742-7770　FAX.093-980-2956
ホームページ http://www1.bbiq.jp/nagata-clinic

日本内科学会認定総合内科専門医・日本糖尿病学会認定糖尿病専門医
日本消化器病学会認定消化器病専門医
HIROHATA CLINIC
廣畑内科クリニック
We are here to help You
医学博士・院長　廣畑　佳秀
〒807-0857 北九州市八幡西区北筑2-19-15（永犬丸中央公園前）
TEL.093-693-1511　FAX.093-693-1516
http://www.hirohata-naika-clinic.com/

県庁舎禁煙 議会は「聖域」？

31日は世界禁煙デー。法律や国の後押しもあって、国内でも受動喫煙＝🔑＝を防ぐ対策が広がる。特に役所の庁舎は全面禁煙が当たり前になっているが、唯一、例外なのが議員たちの控室。長野県庁の議会棟で各会派の部屋はたばこのにおいが充満している。（軽部理人）

厚労省通知後も喫煙「自由」

議会棟の控室

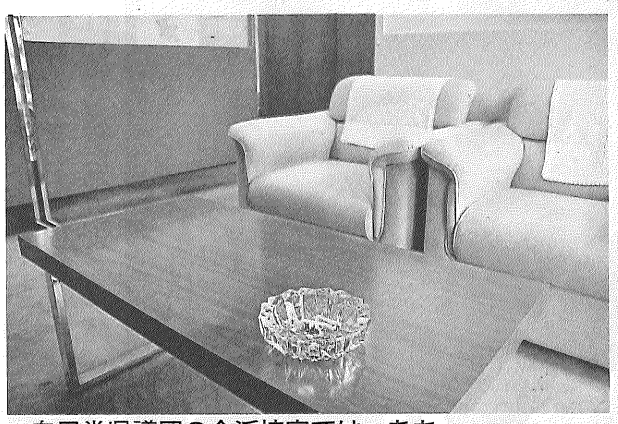

自民党県議団の会派控室では、あちこち灰皿が常備されている＝県庁

3月上旬。県議会の本会議で、民主・社民系会派「改革・新風」の山岸喜昭県議が、県の受動喫煙対策を質問した。

「長野県も、神奈川県の受動喫煙防止条例のように規制を考えてもよいのではないか」

たちまち自民党県議を中心にヤジが飛んだ。

「バカ言ってんじゃないよ」「それなら酒をやめろ」。ヤジを飛ばした県議の一人は「喫煙は個人の自由だ。どこで吸ってもいいじゃないか」と言った。

山岸県議は「国が受動喫煙対策を進める中、長野県も長寿県として、もっと強く取り組むべきだと思った」と質問をした理由を語った。「でも、うち（議会）がこの状態だと、なかなか難しそうですね」。苦笑いしながら移した視線の先には、改革・新風の控室にある「喫煙部屋」があり、数人が紫煙をくゆらせていた。

公共施設での受動喫煙の防止をうたった健康増進法が施行されたのは03年。厚生労働省は2010年と12年の2回、都道府県に「官公庁や医療施設は全面禁煙が望ましい」とする健康局長名での通知を出した。

県庁では同法の施行を受け、当時の田中康夫知事が庁舎内の全面禁煙を決定。喫煙所を閉鎖した。

いま、県庁舎内でたばこを吸える場所は、「屋上」「外のプレハブ小屋」「議会棟近くの屋外喫煙所」の3カ所しかない。

同じ敷地にあっても議会棟の会派控室は自由にたばこが吸える。

受動喫煙

厚労省は「室内またはそれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる」状態と定義していて、肺がんや循環器疾患などのリスク上昇を示す研究成果がある。国立がん研究センターは2010年、「受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡者数は年間約6800人」とする推計結果を発表している。

同省は昨年2月2022年度までに受動喫煙をしたと回答する人の割合を行政機関や病院などで0％、飲食店を現状の50・1％から15％とする目標値を初めて設定した。

県内喫煙率 全国平均下回る

県内の喫煙率は、全国平均の推移と同様、年々減り続けている。県が2010年に公表した喫煙率によると、男性の喫煙率は28・1％（全国32・2％）、女性は5・6％（同8・4％）と、いずれも全国平均を下回っている。

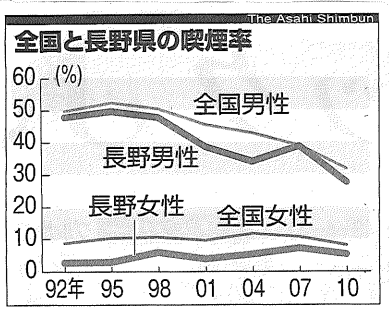

また、国の国民健康・栄養調査によると、06年～10年に県内に住む20歳以上の男性で習慣的に喫煙している人の割合は33・3％で、順位は全国では下から4番目と低い。また、未成年者の喫煙経験率も全国を大きく下回るなど、たばこを吸わない人が多い県と言える。

ルールは各会派任せに

元知事と遺恨も

会派ごとに、紫煙の濃さには違いがある。

まず前出の改革・新風（14人）。喫煙は控室内の小部屋に限っている。空気清浄機はあるが、換気設備はなく、扉の開閉時に外に煙が漏れる。

最大会派の自民党県議団（20人）は「各議員の良識に任せている」という。平野成基団長は「各県独自の事情があるし、議員たちが他人に迷惑をかけているとは思わない。喫煙者は貴重なたばこ税を納めているので、規制をするのも話が違うと思う」。

たばこを吸うある同党県議は「喫煙所に行く往復の時間がもったいないし、逆に非効率」と主張。議会棟活用課は「問題意識はある」というが、管理は各会派に任せており、県も口出しできない状況という。

控室には県職員が常駐し、他の県職員も条例案の説明などで出向く。陳情に訪れる県民もいる。議会棟の禁煙化について、県財産

内の通路は禁煙だが、「控室外の廊下に喫煙ブースでもつくってくれれば、そっちを使うけど」と言った。

県政ながの（6人）も控室で自由に吸うことができる。県民クラブ・公明（8人）と共産党（6人）はベランダに限って喫煙可としている。

県議会が禁煙化に踏み切らないのは、なぜか。一因として過去の遺恨を挙げる県議がいる。

県庁の全面禁煙を決めた田中元知事は、各議会の会派に、議会棟の控室も禁煙にするよう求める要請書を何度も出した。だが、当時は知事と議員たちの確執が激しく、議会側は知事の要求をことごとくはねつけていた。当然、議会棟の全面禁煙化も無視した。

また、このころは、「官公庁や医療施設は全面禁煙が望ましい」という厚労省の通知もまだなかった。

時代は変わったが、阿部守一知事は24日の会見で、「（控室の）ルールを決める人たちが、しっかり考えてもらう話だと思います」と各会派の判断に任せる考えを示している。

専門家「長寿県、賛成したら」

「仕切りなし」は22都府県

全面禁煙となる都道府県の庁舎が増えるなか、議会の控室だけは吸える状態になっているのは、長野県に限ったことではない。

受動喫煙の問題に詳しい産業医科大学の大和浩教授（健康開発科学）の最新の調査によると、47都道府県の議会棟のうち、全面禁煙にしているのは9府県だけ。16県は仕切られた喫煙スペースがあり、長野県のように仕切りもないなかで吸っているのは半数近い22都府県もある。

兵庫県は07年、喫煙スペースを廃止し、全国で初めて議会棟を全面禁煙にした。同県によると、当初は議員から反発もあったが、徐々に浸透したという。

10年に受動喫煙防止条例を施行した神奈川県では、控室の中に喫煙スペースを設けている。スペースには換気扇のほか、煙を吸い出す吸引器、空気清浄機も置き、県が定めた受動喫煙防止基準をクリアしている。

県の担当者は「議員が自主的に動いてくれたから、やりやすかった」と話す。

一方、長野と同様に仕切りがない秋田県では3年前、庁舎内の全面禁煙を進める県に対して、議員連盟が「やめてほしい」と要請した。たばこ税による地方財源の減少などが理由だったという。結局、庁舎は禁煙になったが、議員控室ではたばこを吸える。

大和教授は「長野は県庁の敷地内の全面禁煙に早くから取り組み、喫煙率も低い。長寿県でもあるのだから、国や自治体が進める全面禁煙に対し、思い切って議会も賛成した方が、県民からの理解も得られやすいのではないか」と語った。

総務課

日新聞　新聞定価 朝夕刊月ぎめ 3,925円(本体価格 3,738円、消費税 187円)、1部売り(税込み)朝刊 150円、夕刊 50円　第3種郵便物認可

隠れ喫煙 査察の目

大阪市厳罰化

職員停職 1年で50人

大阪市で、市職員の勤務時間中の喫煙に対する厳罰化が進んでいる。橋下徹市長の号令のもと、「隠れたばこ」を取り締まる査察チームも結成。喫煙による停職処分は1年で50人にのぼり、依願退職に追い込まれた職員もいる。「まるでたばこ狩りだ」。愛煙家の職員たちから悲鳴が上がる。

吸い殻がないか、トイレのバケツの中まで調べる大阪市水道局の巡視チーム＝6月6日、大阪市福島区海老江5丁目、川田惇史撮影

大阪市役所のすぐ南側を流れる土佐堀川沿いの遊歩道。昼休みになると、多いときで20～30人の市職員が集まり、紫煙をくゆらす。

市役所周辺は「路上喫煙禁止地区」だ。市役所内にも喫煙スペースはない。ぎりぎり禁止地区外にあたる遊歩道が愛煙家職員のオアシスになっている。

市が勤務時間中の喫煙を内規で禁じたのは昨年5月。4月に市営地下鉄の駅長室で助役が喫煙して火災報知機が作動し、電車が遅れたことがきっかけだった。激怒した橋下市長は「服務規律を厳格化する市長のメッセージを無視した。厳罰でいく」と表明。交通局は助役を停職3カ月とし、それから「勤務時間中の喫煙は停職」が定着した。

人事室によると、例えば40代の職員が停職1カ月の懲戒処分を受けると、140万円以上の生涯賃金が減る。村上龍一副市長は「たばこ1本100万円」と禁煙徹底を呼びかける。

処分者の相次ぐ環境局では昨年12月、警察OB2人を含む4人体制の特別査察チームを組んだ。水道局でも6月に職員約60人で巡視チームを結成した。しかし、「摘発に力を入れれば入れるほど処分者が増える悪循環」（市人事室関係者）。処分者は今年5月までの1年間で50人にのぼり、先月は消防署長が依願退職に追い込まれた。

自治体の禁煙実態を調べた大和浩（やまと）・産業医科大教授によると、全国の都道府県と県庁所在地の市、政令指定市、東京都23区の計121自治体のうち、今年3月時点で大阪市のほかに、長野県、堺市、北九州市、東京都足立区が勤務中の喫煙を禁じている。ただ、この4自治体で違反者を処分した事例はないという。

北九州市の人事担当者は「個人的な意見だが、大阪市の停職処分は厳しいと思う」と指摘する。

大阪市の幹部は「厳罰化は『決められたルールは守る』という橋下流服務規律の象徴」として手を緩めるつもりはない。

「ルールを守れないなら公務員失格。たばこやめるか、職員やめるかだ」

（川田惇史、神志那諒）

ロッカー室・便所…抜き打ち巡視

勤務時間中の喫煙を取り締まる市水道局の巡視チームの査察に同行した。

6月6日午後5時半、大阪市福島区の国道沿いにある水道局野田営業所。ワイシャツ姿の2人の男性が裏口に回った。インターホンを押さず、紙袋から取り出したカード型の合鍵で扉を開けて所内に踏み込んだ。

片手には営業所の見取り図。ロッカー室、トイレ、浴場、駐輪場。順番に見て回り、げた箱やロッカーの隙間をのぞき込む。吸い殻が落ちていないかの確認だ。居合わせた職員たちが困惑した表情で見守る。

この日は喫煙の実態は確認できなかったが、巡視チームの法務監査担当課長は「また来ますから」と声をかけ、営業所を去った。

市は4月から勤務時間中のたばこの携帯も禁じている。大阪市北区の市北部環境事業センターでは、ゴミ収集車が並ぶ車庫の机にケースを置いた。収集作業に出かける職員が、たばこを預けるためだ。多い時で約20人がたばこやライターを置いていく。

西川邦彦センター所長は「預ける場所を用意することで喫煙を水際で防ぐことができる」というが、1日約20本を吸うという男性職員(54)は「中学校や高校よりも厳しい」と嘆いた。

独裁的ルール

1日30本のヘビースモーカーの経済アナリスト、森永卓郎さんの話　まるで喫煙者を犯罪者扱いするような規則。ヒトラーやムソリーニの禁煙運動をもほうふつさせる。自分と違うスタイルの人間を認めないかのような独裁者的なルールだ。非喫煙者はひとごとと思っているかもしれないが、同じようなことがいつ自分の身にふりかかってくるか分からない。

禁煙環境必要

日本禁煙学会の作田学理事長の話　米国や豪州、カナダでは非喫煙者のみを雇用する企業も多い。禁煙対策が比較的遅れている日本の中で、大阪市は先進的な取り組みをしているといえる。ただ、たばこは依存性・中毒性が強い。勤務時間中に禁煙外来に通うのを許可したり、禁煙パッチや禁煙ガムを配るなど、たばこをやめやすい環境を整えることも必要だ。

なみじゃない、杉並！
中央線あるあるPROJECT

【社会】

揺れる禁煙足立区　昨年４月から全区施設内で実施

ツイート 44　B! 0　チェック　おすすめ 58　2

2013年8月26日 朝刊

昨年四月に屋外を含む区施設の敷地内を全面禁煙にした東京都足立区が揺れている。全国でも先進的な取り組みだったが、昨年八月に愛煙家が区役所への喫煙所設置を求め陳情、今年三月に区議会が採択したからだ。（奥野斐（あや））

足立区役所敷地内（後方）に喫煙所が無いため道路を隔てた灰皿が設置されている場所でたばこを吸う愛煙家たち＝東京都足立区で

区役所向かいのたばこ店。区役所の敷地内で吸えなくなってから訪れる人が増えたという。昼すぎ、喫煙者が入れ代わり立ち代わり、十人ほどが灰皿の前に並ぶ。二十代の男性は「敷地内に一つは喫煙所があった方がいい。外で集団で吸っていると目につくし、区のイメージが悪くなるでしょ」と苦笑した。

区は二〇〇六年、歩きたばこを禁止。受動喫煙防止のため厚生労働省が三年前に出した通知を受け、区民事務所や学校など、できる所から禁煙にした。一昨年四月には区の施設内を禁煙化。昨年四月、敷地内全域に広げた。それを機に禁煙した職員も多いという。

周知を図るため段階的に禁煙化を進めたが、区役所玄関の外にあった灰皿が撤去されると、喫煙所を求める声や「区役所敷地外での路上喫煙が増えた」との苦情が出てきた。

昨年八月、「八十二歳の愛煙者」を名乗る人物が区役所敷地内に喫煙所設置を求め区議会に陳情。五回の総務委員会では賛否両論が出たが、三月の本会議で賛成四十三、反対一で採択された。

陳情に拘束力はないが、戸惑ったのは区庁舎管理課。「副流煙はあり、分煙は完全な受動喫煙対策にならない」との姿勢を貫く一方、役所の近隣に煙が広がる現状も把握している。喫煙所を設置する場合の費用や場所を調べ、住民や喫煙・非喫煙者双方に意見を聞き検討しているが、佐藤進一課長は「両者の納得する答えがなかなか見つからない」と頭を抱える。

日本は〇四年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を批准。厚労省は公共施設の原則禁煙化を求める通知を出したが、対応は各自治体に委ねている。産業医科大（北九州市）の大和浩教授によると、本庁舎の敷地内が全面禁煙なのは、今年三月現在、全都道府県と県庁所在地、政令市、特別区の百二十一自治体のうち足立区、大阪府、大阪・福島・神戸市の五自治体のみだという。

この記事を印刷する

PR情報
世界のセレブも魅了！絶品とろける濃厚ガトーショコラ[47CLUB]
「肉の万世」自慢のハンバーグ！こだわりのデミグラスソース！【４７ＣＬＵＢ】

最新記事　記事一覧

ためしよみ | Webでためしよみ | 新聞購読

企画特集
都電荒川線絵画コンテスト
入賞作品発表！
魅力あふれる全26作品をご紹介します。

アクセスランキング
東京新聞　地方版記事
1 【政治】原発収束　待ったなし　平和の祭…
2 【経済】ＧＤＰ　なぜ大幅引き上げ？　設…
3 【社会】オリオン座１等星に異変？　大き…
4 【国際】日本人女性２人死傷　トルコ、ナ…
5 【社説・コラム】２０２０年　東京五輪　…

ニュース特集一覧
仕事を拓く
若い民からの成長戦略
憲法と、
岐路に立つ憲法。その６０年余を見つめ直します
望　～都の空から
東京の魅力や四季の彩り、さらに課題も空撮で紹介します
再生の原風景　独白　家電苦悩編
日米同盟と原発　探訪　都の企業

企画特集一覧
生活図鑑　首都圏公立高校入試
大図解　きょうの運勢
３００字小説募集中　東京歌壇　東京俳壇
号外一覧　政治に対するご意見
「発言」欄への投稿　ほっとコラム募集中

お知らせ
第35回　東京新聞　生活セミナー
平成２５年１０月５日（土）
「山登りを楽しもう！」

イベント情報

平成25年10月7日（月）読売新聞　夕刻6面

未実施 九大もついに

全大学病院 全面禁煙へ

受動喫煙防止のため病院の全面禁煙化が進む中、全国で未実施だった二つの大学病院のうち、九州大病院は来年1月6日から敷地内を全面禁煙とし、広島大病院も来年3月までに喫煙所を撤廃することを決めた。全国80の大学病院（本院）のすべてで、来春には敷地内禁煙が達成されることになる。（田村良彦）

広島大も決定

九州大病院では、来年1月から敷地内禁煙となるお知らせが掲示されている（福岡市東区で）

病院の禁煙化は、2003年施行の健康増進法に努力義務として盛り込まれた。06年に禁煙治療が保険適用になった際、敷地内禁煙が実施施設の条件とされたことにも後押しされ、徐々に拡大。10年2月の厚生労働省健康局長通知でも改めて「全面禁煙とすることが望ましい」とされている。

厚労省研究班（研究代表者・大和浩産業医科大教授）の調査では09年度までに70大学が敷地内禁煙と回答。今回、残る10大学について読売新聞社が取材したところ、8大学はすでに敷地内禁煙を実施したと答え、残る九大、広島大も全面禁煙を決めたことが判明した。

福岡市東区の九大馬出（まいだし）地区キャンパスにある九大病院は、建物は禁煙になっているが、キャンパス内に現在2か所の屋外喫煙所がある。今年7月に病院地区協議会を開き、健康増進法に基づく受動喫煙防止のため、2か所を廃止することを決めた。

広島大については、住民の相談を受け調査を行った総務省中国四国管区行政評価局が3月、改善を求めた。同大安全衛生管理委員会が9月、喫煙所を来春までに撤廃することを決めた。

産業医科大の大和教授は「他の病院の模範となるべき大学病院の敷地内禁煙が進んだことは喜ばしい。ただ、敷地外とは言いながら病院のすぐ近くにある医学部施設に喫煙所があるケースも散見される。病院だけでなく医学部も含む敷地内の全面禁煙、また、その正門と周辺道路も含めた禁煙化を進めていく必要がある」と話している。

総務課

平成25年10月29日（火）読売新聞　朝刊　35面（九州・山口総合面）

喫煙「大学デビュー」防げ

大学のキャンパスを禁煙化する取り組みが進んでいる。最近は高校生の喫煙率が下がり、大学入学後に吸い始めるケースが増加。受動喫煙の防止に加え、喫煙の〝大学デビュー〟を食い止めようと、各大学は知恵を絞っている。（田村良彦）

進むキャンパス禁煙化

保健師サポート■専任職員見回り

禁煙に挑戦中の学生と面接する九大キャンパスライフ・健康支援センターの保健師（中央、右は真崎准教授）

福岡県久留米市の久留米大御井キャンパス。約15ヘクタールの敷地には、「全面禁煙」と書かれたのぼりが、あちこちに立てられている。

禁煙化の話が持ち上がったのは2010年。禁煙推進プロジェクト委員会が組織され、12年4月にまず市内の別の場所にある医学部や病院の敷地を禁煙とし、今年4月からは文系学部のある同キャンパスも全面禁煙となった。

同委員長の豊増功次健康・スポーツ科学センター教授によると、御井キャンパスに45か所あった喫煙場所を10年には19か所、12年には7か所まで削減。ノースモーキングデーを設けるなど啓発を進め、喫煙場所の全面撤廃に踏み切った。

学生の受け止め方は様々だ。たばこを吸わない4年生男子は「学校などが禁煙になるのは、時代の流れだと思う」と話す。一方、喫煙者の4年生女子は「外に吸いに行かなければならないので面倒くさい。やめる気は全然ない」と、門を出るなり、歩きながらたばこに火を付けた。

4月から全面禁煙になった久留米大御井キャンパスには、至るところにのぼりが掲げられている（福岡県久留米市で）

御井キャンパスを禁煙にして以降、周辺の道路や住宅地での喫煙が増え、住民から苦情が寄せられるようになった。大学側はキャンパス外の住宅街や道路も禁煙エリアに追加指定。専任職員を雇ってパトロールを行うなど対応に追われている。豊増教授は「喫煙率の高い上級生が卒業する1～2年後には、禁煙指導の効果が顕著になっていくのではないか」と話す。

★喫煙開始に変化

大学の禁煙化が注目される背景には、若者の喫煙開始時期の変化がある。

厚生労働省研究班（代表・大井田隆日大教授）の調査によると、高校男子で「月に1日でも喫煙」する割合は、1996年に30・7％だったのが12年には5・0％に、「毎日喫煙」は18・0％が2・2％にまで減った。たばこの自動販売機に本人確認が必要なカード「タスポ」が導入されたことや、たばこの価格が上がったことなどが影響したとみられる。

一方、高橋裕子・奈良女子大教授によると、国立大学法人保健管理施設協議会がまとめた2005年の大学生の調査では、男女とも学年が上がるにつれ、喫煙者が増えていた。久留米大が今年、文系学部の学生に対して行った調査では、1年生はわずか1・9％なのが、2年生9・3％、3年生16・7％、4年生25・6％となっていた。

大学の禁煙化問題に詳しい産業医大（北九州市）の大和浩教授は「大学生の喫煙開始を防ぐことが、今や喫煙率低下の鍵を握っている」と話す。

★ソフト面注力も

キャンパスの禁煙化以外に、喫煙の大学デビューを防止する対策や、禁煙希望者のサポートといった〝ソフト〟面に力を入れる大学も増えている。

10月初旬、九州大キャンパスライフ・健康支援センター（福岡市）を同大3年生男子（22）が訪れた。禁煙を始めてちょうど1か月。学生は「きのうの夜、たばこを吸う夢を見た」とつらさを訴えた。保健師は「よく耐えたね」と励まし、ニコチンを補給してつらさを和らげるパッチをしっかり使うこと、ピンチになったら迷わず連絡してほしいことなどを伝えた。

九大は10年度から、3か月間の無料禁煙プログラムを実施。今年度までに学生78人、教職員67人が参加した。プログラム終了時には約6割が吸わないようになるが、1年後も続いた人は約4割。学生の禁煙成功率は教職員の半分程度だ。センターの真崎義憲准教授は「たばこの害に関する教育と環境整備、禁煙支援の3本柱で取り組むことが大切」と話す。

読売新聞が九州・山口・沖縄の国立大学と医学部がある大学計15校にアンケートしたところ、建物は熊本大を除く14校が全面禁煙としていた。キャンパスを全面禁煙としているのは久留米大、産業医大、大分大の3校。医学部や付属病院などがある一部の敷地を禁煙にしている大学が多い。鹿児島大と琉球大は教育学部も禁煙としていた。

キャンパス全面禁煙化の動きは徐々に広がっている。岩手大は2008年4月、東北大は11年10月から実施している。信州大は16年4月からの全面禁煙を決定。大阪大も15年4月からの全面禁煙を目指す、と宣言した。

崇城大薬学部「吸わない」入学条件

喫煙しないことを入学条件にする取り組みも。熊本市の崇城大薬学部は11年度から、入試の募集要項に「非喫煙者を対象とする」と明記した。

同学部の松倉誠教授は「卒業後は薬剤師として禁煙指導を行う立場であり、自分が吸わないのは当然。受験生の多くが未成年なので、それほど無理な条件ではないはず」と話す。罰則はないが、入学後に喫煙を見かければ厳しく指導する。現時点で入試倍率への影響は特にないという。

大学の禁煙化の取り組み
（国立と医学部のある大学）

大学名	建物	敷地	主な取り組み
山口大	○	△	ニコチンパッチの処方や保健センターの禁煙指導
九州大	○	ー※	禁煙支援プログラム。年2～3回の禁煙推進イベント
九州工業大	○	ー	保健センターに相談窓口。禁煙補助薬を用いたサポート
福岡教育大	○	ー	喫煙場所を2004年時から半減。ポスターで呼びかけ
福岡大	○	△	相談窓口を設置、禁煙教室やノースモーキングデー実施
久留米大	○	○	付属医療センターや保健室で禁煙支援
産業医大	○	○	健診時に禁煙の意思を聞き取り意思あれば禁煙指導
佐賀大	○	△	啓発小冊子を作成。ニコチンパッチ処方
長崎大	○	△	職員に禁煙研修会。学生は必修授業などで啓発
熊本大	△	△	新入生に啓発冊子配布
大分大	○	○	新入生に啓発冊子配布。希望者にはニコチンパッチ
宮崎大	○	△	05年度から禁煙支援のための講演会や授業を実施
鹿児島大	○	△	保健管理センターで禁煙相談、ニコチンパッチ無料配布
鹿屋体育大	○	ー	
琉球大	○	△	建物内にポスターなどを掲示し、周知を図る

○は全面禁煙、△は一部キャンパスで実施、ーは未実施
※九州大は医学部で14年1月から実施決定

今さら聞けない PLUS

子供の受動喫煙

ベランダの「蛍族」でも残る悪影響

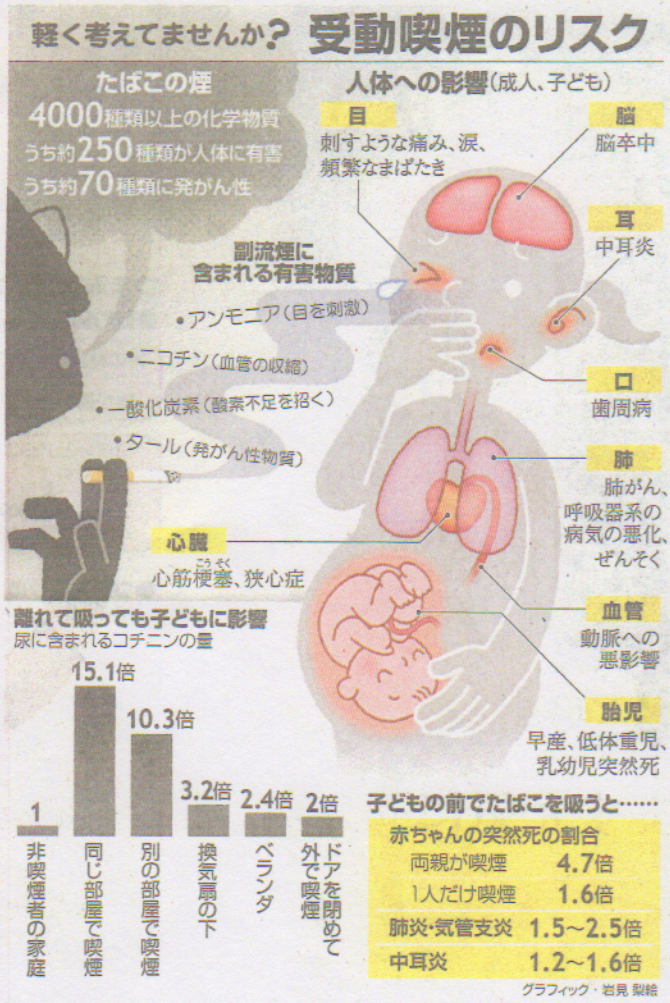

グラフィック・岩見 梨絵

たばこの煙にさらされる子どもの「受動喫煙」の危険性を示す様々なデータを根拠に、海外では規制強化が進んでいます。例えば英下院は2月、子どもを乗せた車の中での喫煙を禁じる法案を可決しました。吸わないのに受けてしまう、たばこの害をまとめました。

子どもが受動喫煙で受けるダメージは、大人より大きくなります。体が小さい分、体重当たりの呼吸量が大きく、有害物質をより多く取り込んでしまうからです。発達途中の内臓や脳は、取り込んだ有害物質を分解・排出する力が弱く、成長期で細胞分裂も盛んなため発がん性物質の影響も受けやすいのです。

□ □

胎児への影響も深刻です。たばこを吸う妊婦が産んだ新生児の平均体重は、吸わない妊婦よりも200㌘前後少なくなります。ニコチンの影響で血管が縮み、胎児に栄養が届きづらくなり、シアン化水素が成長に欠かせないたんぱく質の合成を邪魔するのです。

さらに一酸化炭素で胎児の脳が酸欠状態になり、脳の成長にも影響を及ぼします。幼児期の知能指数が4～6㌽低くなるという報告や、注意欠如多動性障害（ADHD）の出現率が2～3倍になるとの報告が出ています。

中国の大気汚染で、肺に入り込むほど小さな粒子（PM2・5）が注目されていますが、たばこの煙もまたPM2・5です。北京では1立方㍍当たりのPM2・5が300㌶グラムを超える「厳重汚染」の日が続き、不調を訴える子どもが病院に駆け込みました。日本でも産業医科大の大和浩教授らが、全席喫煙可の日本の喫茶店内の空気を調べたところ、午後6時ごろの平均濃度が371㌶グラムと「北京並み」の汚染でした。

車の運転席で吸った場合には、全ての窓を10㌢開けエアコンで換気をしても、車中の濃度は最大約3千㌶グラムになります。助手席より後部座席の方がより高濃度でした。たとえベランダや換気扇の下で吸っても、子どもは影響を受けます。家族がたばこを吸う家の子どもの尿中のコチニン（ニコチンの代謝物質）の量は、吸わない家庭に比べ、「換気扇の下」で3・2倍、「ベランダ喫煙」でも2・4倍と多かったのです。

喫煙後の服や、家具や壁などに残るたばこ由来の化学物質を触ったり吸い込んだりすることを「三次喫煙」と呼びます。たばこの害に詳しい村松弘康・中央内科クリニック院長は「健康影響を探る研究は始まったばかりだが、細胞のDNAを傷つける可能性などの報告がある。化学物質がついた家具や服に小さな子らが触っていることを知ってほしい」と訴えます。

□ □

それでも子どものために、禁煙する親は多くありません。全国の母子10万組が参加する環境省の「エコチル調査」によると、「妊娠に気づいてやめた」母親は全体の13％（暫定値、以下同）。5％が妊娠中期でも吸い、父親の喫煙率も妊娠初期が47％、中期も46％と、ほとんど変わっていません

たばこの影響で健康を損なったと思われる子どもたちを診てきた加治正行・静岡市保健所長は「これだけ体や知能にダメージを与え将来の健康も損ねるたばこを子どもの前で吸うのは一種の虐待行為」と訴えています。

自治体の取り組みも差があります。斎藤麗子・十文字学園女子大学教授は2011年、政令指定市と東京都内の全市区町村の児童公園の灰皿の有無を調べました。質問に答えた190自治体（指定市の行政区を含む）のうち、2割が「灰皿が置かれた児童公園がある」と回答。8割は禁煙の表示がありませんでした。都内23区は13区の公園に灰皿がありました。

「灰皿があった24自治体のうち、昨年末の追跡調査で半分以上が撤去。声を上げることが大事です」

記者のひとこと

6年前まで喫煙者でした。煙や臭いに気遣っていたつもりでしたが、「つもり」に過ぎなかったのが、やめた今は分かります。日本は屋内喫煙を強く規制せず、分煙という独特の慣習が広まりましたが、解決策になりません。煙を心配せずにすむ社会を後押しする法整備が不可欠です。（錦光山雅子）

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

発表者名	論文タイトル名	書籍名	ページ	出版社	出版年
大和　浩	タバコ関連疾患	内科学第10版	2352 - 2354	朝倉書店（東京）	2013
大和　浩	タバコの科学	歯科衛生士のための禁煙支援ガイドブック	2 - 3	医歯薬出版（東京）	2013
大和　浩	職域と家庭環境の喫煙状況と禁煙支援		88 - 91		2013
大和　浩	職場の喫煙対策、快適な職場環境の形成	産業保健マニュアル	136 - 137	南山堂（東京）	2013
大和　浩	禁煙・たばこ依存・受動喫煙	産業安全保健ハンドブック	810 - 813	公益財団法人労働科学研究所（東京）	2013

雑誌

発表者名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
大和　浩	受動喫煙による障害と受動喫煙防止法・条例による効果	日本臨牀	71(3)	464 - 468	2013
大和　浩	受動喫煙防止対策と禁煙支援	公衆衛生情報	42(11-1)	21 - 26	2013
大和　浩	わが国の受動喫煙対策に関わる法改正の動きとその課題	循環器専門医	21(2)	350 - 355	2013
大和　浩	タバコ煙のPM2.5としての有害性とその安全対策	呼吸	32(11)	1028 - 1035	2013
大和　浩	特集　喫煙対策はどうなるのか 世界各国とわが国の喫煙対策，現状と今後の方向性	健康開発	18(2)	14 - 23	2013
大和　浩	職場の受動喫煙防止対策にかかわる労働安全衛生法の改正の動きと職場での喫煙対策 の取り組み	労働衛生工学	52	31 - 36	2013
Yamato, H. et al.	Designated Smoking Areas in Streets Where Outdoor Smoking is Banned	Kobe Journal of Medical Sciences	59(3)	93 - 105	2013
大和　浩	職場における喫煙・受動喫煙対策	保健の科学	55(9)	623-628	2013
大和　浩	産業医学と喫煙対策	産業医科大学雑誌特集号「産業医と労働安全衛生法四十年」	35	133 - 140	2013
大和　浩	職域の喫煙対策の現状と未来	産業医学レビュー	25(4)	219 - 238	2013

その他

大和　浩	PM2.5から考えるタバコの害	少年写真新聞 小学保健ニュース		2 - 3	2013
大和　浩	オリンピック成功に必要な屋内の全面禁煙化！！	STOP受動喫煙新聞		2 - 3	2013

資料１：平成25年度厚労科研「受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究」

平成 25(2013)年 9 月 19 日（**10 月 11 日までに投函して下さい**）

都道府県庁、県庁所在市、政令市、23 特別区の受動喫煙対策に関する調査票（６回目）

自治体名（必ず記入をお願いします）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答者の所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　メール：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答についてお尋ねすることがありますので、名刺を同封して頂けないでしょうか。

質問の当てはまるところに☑でお答えください。（ ）内は選択肢の数字にマルをつけて下さい。

問１．本庁舎は敷地内全面禁煙（敷地内に喫煙場所がまったくない）、もしくは、建物内全面禁煙（屋内に喫煙場所がまったくない）ですか（議会部分は裏面です）。

□敷地内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□建物内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□建物内全面禁煙について検討中であるが、禁煙化の期日は未定である
□建物内全面禁煙について検討をしたが、当面、喫煙場所を残すことにした
□建物内全面禁煙について検討はおこなわれていない

問２．本庁舎（議会部分を除く）の建物内／敷地内に喫煙できる場所がありますか（複数回答可）。

屋内	喫煙室 （部屋として隔離）	カ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
	喫煙コーナー（開放型～カーテンなど簡単な仕切りのみ）	カ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
建物外	屋外の閉鎖型の喫煙室	カ所	
	庁舎に隣接しない屋外の喫煙コーナー（駐車場、駐輪場など）	カ所	
	庁舎に隣接した（出入口近傍の）喫煙コーナー	カ所	
	テラス・ベランダの喫煙コーナー	カ所	
	屋上の喫煙コーナー	カ所	

□ 敷地内には喫煙できる場所は一切ない（問１と同じ内容ですが念のための確認です）

問 3-1. 屋外の喫煙場所から建物内にタバコ煙が入り込んでくる、という苦情がありますか

□ しばしばある　□ 時々ある　□ほとんどない　□まったくない　□わからない

問 3-2. 屋外（敷地内）の喫煙場所の周囲がタバコ臭い、という苦情がありますか

□ しばしばある　□ 時々ある　□ほとんどない　□まったくない　□わからない

問 3-3. 屋内の喫煙室・喫煙コーナーの周囲がタバコ臭い、という苦情がありますか

□ しばしばある　□ 時々ある　□ほとんどない　□まったくない　□わからない

問４．公用車の喫煙についてお尋ねします。

□公用車は清掃車などを含めすべて禁煙である
□一般の公用車（現業系の清掃車などを除く）は禁煙である
□公用車内の禁煙は規定されていない（＝喫煙している）

問５．職員の勤務時間中の喫煙についてお尋ねします。

□勤務時間内の喫煙は**禁止**されている→（　　年　　月より）
□勤務時間内の喫煙は**自粛**するように呼びかけている
□勤務時間内の喫煙は禁止されていない／規定はない（＝勤務中に喫煙できる）

問６．貴施設周囲の路上では、条例によって路上喫煙が禁止（努力義務も含む）されていますか

□ はい　□ いいえ　□ わからない

問７．公費で購入した空気清浄機を保有していますか。

□ない　　□ある⇒本庁舎に（　　）台、議会部分に（　　）台

問８．「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とすべき」と示された厚労省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(健発0225第2号、平成22年2月25日)に続き、「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発1029第5号、平成24年10月29日)が発せられ、禁煙化の徹底が求められていることについてご存じですか。

□知っていた　　□知らなかった

問９．受動喫煙を防止する観点から、屋外の喫煙場所を「建物から極力離す」ことが厚生労働省から事務連絡（平成22年7月30日）として通知されていることを知っていますか。

□知っていた　　□知らなかった

問10．健康局長通知で「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間（児童公園、遊園地、通学路）では、受動喫煙防止のための配慮が必要」とされたことをご存じですか。

□知っていた　　□知らなかった

問11．貴施設の管理する公園は全面禁煙化されていますか。

□ すべて禁煙である　　□一部、禁煙である　　□知らなかった　　□わからない
□ 当自治体として管理する公園はない

問12．全国の自治体の対策のうち、貴自治体で実施していることをすべてチェックして下さい。

□ 自治体としての受動喫煙防止条例を施行ずみ・施行について検討している
□ 本庁だけでなく、出先機関も含めて建物内全面禁煙としている
□ 本庁周囲の道路も禁煙としている
□ 所管する施設の受動喫煙対策を定期的に調査している
□ 路上喫煙禁止区域を設け、定期的にパトロールを行っている
□ 路上喫煙禁止区域を設け、違反者には過料を科している　→（H25年度実績：　　件）
□ 路上喫煙禁止区域を設けているが、過料は設定していない
□ 喫煙する職員に禁煙の啓発活動をおこなっている
□ 管理監督者／全職員を対象に喫煙対策推進の必要性を解説する講習会を開催している
□ 職員の(1.禁煙治療　2.市販の禁煙補助薬)の費用を(1.一部　2.全部)負担している
□ 職員の勤務時間中の禁煙外来受診を許可している
□ 職員が喫煙しない日を設定している（1. 世界禁煙デー　2.その他：　　）
□ 市民を対象に禁煙教室を開催している
□ 市民を対象に禁煙治療が受けられる医療機関を紹介している
□ 建物内／敷地内禁煙の施設を認証／表彰する制度がある
□ 全面禁煙の飲食店を認証／表彰／ホームページで紹介している
□ 職員の喫煙率の変化をチェックしている

問13-1．議会棟・フロアは全面禁煙ですか。

□ 敷地内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□ 建物内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□ 建物内全面禁煙について検討中であるが、禁煙化の期日は未定である
□ 建物内全面禁煙について検討をしたが、当面、喫煙場所を残すことにした
□ 建物内全面禁煙について検討はおこなわれていない

問13-2．議会棟・フロアで喫煙が行われている場合、それはどこですか（複数回答可）。

□ 喫煙専用室　　□ 喫煙コーナー（開放型、簡単な仕切りのみ）
□ 会議室／委員会室　　□ 議会部分の喫茶店
□ 議員／会派控え室　　□ 喫煙できる場所はない

昨年8月以降の喫煙対策の変化、その他のご意見があれば余白にお願い致します。

資料１：平成25年度厚労科研「受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究」

平成 26(2014)年 1 月 10 日（1 月 31 日までに投函していただけないでしょうか）

中央省庁の受動喫煙対策に関する調査票（１回目）

省庁名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答者の所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ メール：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答についてお尋ねすることがありますので、名刺を同封して頂けないでしょうか。

質問の当てはまるところに☑でお答えください。（ ）内は選択肢の数字にマルをつけて下さい。

本調査票の Word ファイルが必要な場合、yamato@med.uoeh-u.ac.jp にご一報願います。

貴省庁の主要な建物（例：厚生労働省であれば中央合同庁舎第 5 号館）の対策について、ご回答いただければ結構です。

問１．当該庁舎は建物内全面禁煙ですか。

☐建物内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
☐建物内全面禁煙について検討中であるが、禁煙化の期日は未定である
☐建物内全面禁煙について検討をしたが、当面、喫煙場所を残すことにした
☐建物内全面禁煙について検討はおこなわれていない

問２．本庁舎の建物内／敷地内に喫煙できる場所がありますか（複数回答可）。

屋内	喫煙専用室 （部屋として隔離）	ヵ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
	喫煙コーナー （開放型～カーテン、パーティションなど簡単な仕切りのみ）	ヵ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
建物外	屋外の閉鎖型の喫煙室	ヵ所	
	庁舎に隣接しない屋外の喫煙コーナー（駐車場、駐輪場など）	ヵ所	
	庁舎に隣接した（出入口近傍の）喫煙コーナー	ヵ所	
	テラスやベランダの喫煙コーナー	ヵ所	
	屋上の喫煙コーナー	ヵ所	

問３．屋内の喫煙室・喫煙コーナーの周囲がタバコ臭い、という苦情がありますか

☐ しばしばある　☐ 時々ある　☐ほとんどない　☐まったくない　☐分からない

問４．公用車の喫煙についてお尋ねします。

☐公用車はすべて禁煙である
☐公用車内の禁煙は規定されていない（＝喫煙している）

問５．職員の勤務時間中の喫煙についてお尋ねします。

☐勤務時間内の喫煙は**禁止**されている→（　　年　　月より）
☐勤務時間内の喫煙は**自粛**するように呼びかけている
☐勤務時間内の喫煙は禁止されていない／規定はない（＝勤務中に喫煙できる）

問６．公費で購入した喫煙専用の空気清浄機を保有していますか。

□ない　　□ある⇒本庁舎に（　　）台

問７．「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とすべき」と示された厚労省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(健発0225第2号、平成22年2月25日）に続き、「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発1029第5号、平成24年10月29日）が発せられ、禁煙化の徹底が求められていることについてご存じですか。

□知っていた　　□知らなかった　　□分からない

問８．受動喫煙を防止する観点から、屋外の喫煙場所を「施設の出入口から極力離す」ことが厚生労働省から事務連絡（平成25年2月12日）として通知されていることを知っていますか。

□知っていた　　□知らなかった　　□分からない

問９．貴省庁の喫煙対策として実施していることをすべてチェックして下さい。

□ 本庁だけでなく、出先機関も含めて建物内全面禁煙としている
□ 所管する施設の受動喫煙対策を定期的に調査している
□ 喫煙する職員に禁煙の啓発活動をおこなっている
□ 管理監督者／全職員を対象に喫煙対策推進の必要性を解説する講習会を開催している
□ 職員の(1.禁煙治療　2.市販の禁煙補助薬)の費用を(1.一部　2.全部)負担している
□ 職員の勤務時間中の禁煙外来受診を許可している
□ 職員が喫煙しない日を設定している（1. 世界禁煙デー　2.その他：　　）
□ 建物内／敷地内禁煙の施設を認証／表彰する制度がある
□ 職員の喫煙率の変化をチェックしている

問10. 貴庁舎内でタバコの販売をしていますか。

□ 自動販売機も対面販売も行っている
□ 自動販売機のみである
□ 対面販売のみである
□ 販売中止を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）

問11. 貴庁舎内で喫煙専用場所以外で、喫煙している場所がありますか（複数回答可）。

□ 喫茶店
□ レストラン
□ 部長室などの個室
□ 議員／会派などの控え室
□ 会議室
□ 委員会室

その他のご意見があれば余白にお願い致します。

資料2: 都道府県庁の一般庁舎における禁煙実施状況の変化

望ましい変化	未検討 →	検討中 →	禁煙化予定→	建物内禁煙→	敷地内禁煙
望ましくない変化	未検討 →	検討中 →	喫煙場所を残す		

	一般庁舎の禁煙実施状況							喫煙場所	
	2007年度	2008年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	禁煙化日	屋内	屋外
北海道	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年4月	なし	喫煙室1
青森県	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	建物内禁煙	建物内禁煙	2013年1月	なし	出入口近傍喫煙コーナー1
岩手県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年9月	なし	喫煙室1
宮城県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年7月	なし	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1
秋田県	検討中	未検討	建物内禁煙 (試行期間を経て)	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年9月	なし	テラス・ベランダ2
山形県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年10月	なし	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1
福島県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室1	なし
茨城県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2007年4月	なし	喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3
栃木県	禁煙化予定	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2009年7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2
群馬県	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ5
埼玉県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2004年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ3　屋上1
千葉県	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年5月	なし	出入口近傍喫煙コーナー3
東京都	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		喫煙室31 (うち来庁者専用5)	なし
神奈川県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1、屋上2
新潟県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室15	なし
富山県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年11月	なし	隣接しない喫煙コーナー3
石川県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室11 (うち来庁者専用2)	なし
福井県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー1
山梨県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年5月	なし	隣接しない喫煙コーナー3 テラス・ベランダ4
長野県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年9月	なし	喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー1 屋上1
岐阜県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室4	なし
静岡県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室13	なし
愛知県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室8 (うち来庁者専用2)	なし
三重県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室6	喫煙室1
滋賀県	検討中	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2009年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1
京都府	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年6月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1
大阪府	未検討	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2008年5月	なし	なし
兵庫県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2007年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ6
奈良県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年9月	なし	隣接しない喫煙コーナー2
和歌山県	未検討	未検討	検討中	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年7月	なし	喫煙室4
鳥取県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	2012年1月	なし	喫煙室1 テラス・ベランダ1 屋上1
島根県	未検討	未検討	検討中	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年5月	なし	隣接しない喫煙コーナ3 出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1
岡山県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ3
広島県	検討中	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年10月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1
山口県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー10 テラス・ベランダ14
徳島県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1
香川県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ1、屋上1
愛媛県	未検討	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4
高知県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年11月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー(来庁者専用)1 屋上1
福岡県	未検討	未検討	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー5 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ8
佐賀県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年5月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4
長崎県	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		喫煙室7 喫煙コーナー1	出入口近傍喫煙コーナー1
熊本県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討		喫煙室6 喫煙コーナー5	なし
大分県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室2 喫煙コーナー11	なし
宮崎県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討		喫煙室5	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー5
鹿児島県	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		来庁者用喫煙室1	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー5
沖縄県	未検討	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4

資料3-1： 都道府県庁の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2014年3月11日時点）

禁煙実施状況	屋内喫煙場所＊
建物内禁煙	なし
禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	＊：禁煙実施状況の色は、当該団体で最も状況が悪い場所の色を使用

公用車	勤務中の喫煙
すべて禁煙	勤務時間中禁煙
禁煙化予定	
一般車両の禁煙	自粛の呼びかけ
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
建物内禁煙	建物内禁煙
禁煙化予定	議員・会派控え室
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議室・委員会室 喫茶店

	問1-1	問2		問4	問5	問11	問13-1	問13-2	問7	
	都道府県庁：一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア		空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	屋外の喫煙場所				禁煙実施状況	禁煙実施状況	一般庁舎	議会
北海道	建物内禁煙 2008.4.		喫煙室1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
青森県	建物内禁煙 2013.1.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	分煙	検討中	喫煙専用室	0	0
岩手県	建物内禁煙 2011.9.		喫煙室1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室	0	0
宮城県	建物内禁煙 2010.7.		喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	規定なし	規定なし	すべて喫煙	検討中	喫煙専用室	0	3
秋田県	建物内禁煙 2010.9.		テラス・ベランダ2	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	わからない	未検討	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
山形県	建物内禁煙 2005.10.		隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	すべて禁煙	規定なし	施設内 （建物内禁煙）	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
福島県	検討中	喫煙室1	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙ではない	未検討	議員・会派控室	2	9
茨城県	建物内禁煙 2007.4.		喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
栃木県	建物内禁煙 2009.7.		出入口近傍喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	5
群馬県	喫煙場所を残す	喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ5	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室 喫煙コーナー	0	3
埼玉県	建物内禁煙 2004.4.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ3、 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー	0	0
千葉県	建物内禁煙 2011.5		出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
東京都	喫煙場所を残す	喫煙室31（うち来庁者専用5）	なし	規定なし	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	3
神奈川県	建物内禁煙 2005.4.		出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1、屋上2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	1
新潟県	検討中	喫煙室15	出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	7
富山県	建物内禁煙2008.11.		隣接しない喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	1
石川県	検討中	喫煙室11（うち来庁者専用2）	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	4	1
福井県	建物内禁煙 2008.10.		隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	禁煙ではない	建物内禁煙 2010.6.		0	0
山梨県	建物内禁煙 2005.5.		隣接しない喫煙コーナー3 テラス・ベランダ4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
長野県	建物内禁煙 2003.9.		喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	すべて禁煙	勤務時間中禁煙	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	1	0
岐阜県	喫煙場所を残す	喫煙室4	なし	すべて禁煙	規定なし	禁煙ではない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	4	3
静岡県	検討中	喫煙室13	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	一般庁舎フロアの喫煙専用室	0	0
愛知県	検討中	喫煙室8 （うち来庁者専用2）	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
三重県	検討中	喫煙室6	閉鎖型喫煙1	すべて禁煙	規定なし	禁煙ではない	未検討	議員・会派控室	0	0
滋賀県	建物内禁煙 2009.4.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ 2012.2	一部禁煙	建物内禁煙 2009.4.		0	0
京都府	建物内禁煙 2008.6.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1	規定なし （自粛呼びかけ）	自粛の呼びかけ 2008.6	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
大阪府	敷地内禁煙 2008.5.		なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.4.		0	0
兵庫県	建物内禁煙 2007.4.		出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ6	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2007.4.		0	0
奈良県	建物内禁煙 2010.9.		隣接しない喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2010.9.		0	0
和歌山県	建物内禁煙 2011.7.		喫煙室4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室	1	0
鳥取県	建物内禁煙 2012.1.		閉鎖型喫煙1 テラス・ベランダ1 屋上1	すべて禁煙	規定なし（必要最小限、10分程度で）	一部禁煙	建物内禁煙 2012.1.		1	0
島根県	建物内禁煙 2011.5.		隣接しない喫煙コーナ3 出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.11.		0	0
岡山県	建物内禁煙 2010.10.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.4.		0	0
広島県	建物内禁煙 2011.10.		出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	わからない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
山口県	建物内禁煙 2003.7.		出入口近傍喫煙コーナー10 テラス・ベランダ14	すべて禁煙	規定なし	わからない	未検討	議員・会派控室	0	0
徳島県	建物内禁煙 2011.4.		隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室	0	0
香川県	建物内禁煙 2010.7.		出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ1、屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
愛媛県	建物内禁煙 2011.4.		出入口近傍喫煙コーナー4	規定なし	規定なし	屋内施設は禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
高知県	建物内禁煙 2005.11.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1 （うち来庁者専用1）、屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	未使用 3
福岡県	建物内禁煙 2011.4.		隣接しない喫煙コーナー5 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ8	すべて禁煙化の予定 2014.4.1.より	規定なし	一部禁煙	未検討	会議室・委員会室 喫煙コーナー 喫茶店 議員・会派控室	0	0
佐賀県	建物内禁煙 2003.5.		出入口近傍喫煙コーナー4	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙ではない	未検討	喫煙専用室	0	0
長崎県	喫煙場所を残す	喫煙室7 喫煙コーナー1	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
熊本県	喫煙場所を残す	喫煙室6 喫煙コーナー5	なし	すべて禁煙	規定なし	喫煙コーナーあり	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	13	2
大分県	喫煙場所を残す	喫煙室2 喫煙コーナー11	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
宮崎県	喫煙場所を残す	喫煙室5	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー5	すべて禁煙	規定なし（福祉保健部のみ自粛）	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	5	0
鹿児島県	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室1	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー5	すべて禁煙	節度ある喫煙を指示	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
沖縄県	建物内禁煙 2008.4.		出入口近傍喫煙コーナー4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2008.3.		0	0

資料3-2: 道府県庁所在市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2014年3月11日時点）

禁煙実施状況	屋内喫煙場所＊
建物内禁煙	なし
禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	＊:禁煙実施状況の色は、当該団体で最も状況が悪い場所の色を使用

公用車	勤務中の喫煙
すべて禁煙	勤務時間中禁煙
禁煙化予定	
一般車両の禁煙	自粛の呼びかけ
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
建物内禁煙	建物内禁煙
禁煙化予定	議員・会派控え室
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議室・委員会室 喫茶店

	問1-1	問2		問4	問5	問11	問13-1	問13-2	問7	
	都道府県庁:一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア		空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋内)	屋外の喫煙場所				禁煙実施状況	禁煙実施状況	一般庁舎	議会
札幌市	検討中	喫煙室10	なし	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	喫煙制限区域あり	喫煙場所を残す	喫煙専用室	7	2
青森市	建物内禁煙 2013.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2013.4.	一部看板等で啓発	建物内禁煙 2013.4.		0	0
盛岡市	検討中	喫煙室3 喫煙コーナー1	なし	すべて禁煙	規定なし	灰皿は撤去	未検討	議員・会派控室	0	0
仙台市	禁煙化予定 2015.4.	喫煙室7 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室 喫煙コーナー	0	1
秋田市	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室1	閉鎖型喫煙室1 庁舎に隣接しない喫煙コーナー3	一般公用車は禁煙	規定なし	すべて禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
山形市	建物内禁煙 2005.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー4 出入口近傍喫煙コーナー2	大部分禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2012.9.		0	0
福島市	敷地内禁煙2011.1.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.5	禁煙の表示なし	建物内禁煙 2011.1.		0	0
水戸市	検討中:仮庁舎は建物内禁煙		出入口近傍喫煙コーナー6	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	未検討	議員・会派控室	0	0
宇都宮市	建物内禁煙 2012.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2012.4.		0	0
前橋市	建物内禁煙 2013.4.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
さいたま市	喫煙場所を残す	喫煙室2	出入口近傍喫煙コーナー2	規定なし	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
千葉市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2012.4.		0	0
23特別区は別掲										
横浜市	禁煙化予定 2014.4.	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	4	2
新潟市	喫煙場所を残す	喫煙室10 (うち来庁者専用3)	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員/会派控え室	0	0
富山市	未検討	喫煙室2	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	わからない	未検討	喫煙専用室	1	1
金沢市	未検討	喫煙室9 (うち来庁者専用2)	なし	規定なし	規定なし	すべて禁煙	未検討	喫煙専用室 議員/会派控え室	0	1
福井市	検討中	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	未検討	議員・会派控室	0	0
甲府市	建物内禁煙 2004.10.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 (喫煙場所は設けていないが売店でタバコは販売)	公用車禁煙(一部除く)	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2004.6.		0	0
長野市	検討中	喫煙室5	なし	規定なし	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	検討中	喫煙専用室	0	0
岐阜市	検討中	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	3
静岡市	喫煙場所を残す	喫煙室4	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
名古屋市	建物内禁煙 2013.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2013.4.		0	0
津市	検討中	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	喫煙専用室	3	1
大津市	喫煙場所を残す	喫煙室2 (うち来庁者専用1)	屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	1
京都市	建物内禁煙 20011.8.		屋外の閉鎖型の喫煙室1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.8.		3	0
大阪市	敷地内禁煙 2010.4.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2010.10.	すべて禁煙	建物内禁煙 2012.6.		0	1
神戸市	敷地内禁煙 2011.5.		なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2011.5.		0	0
奈良市	建物内禁煙 2004.6.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 テラス・ベランダ1	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
和歌山市	喫煙場所を残す	喫煙室7 (うち来庁者専用1)	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー	9	0
鳥取市	検討中	喫煙室1 喫煙コーナー2	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
松江市	建物内禁煙 2011.8.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁 2011.8.		0	0
岡山市	喫煙場所を残す	喫煙室2 (うち来庁者専用2)	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
広島市	建物内禁煙 2008.9.		テラス・ベランダ1、屋上1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
山口市	建物内禁煙 2011.4.		喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー5	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2011.4.		0	0
徳島市	喫煙場所を残す	喫煙室12 (うち来庁者専用1) 来庁者用喫煙コーナー13	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	15	2
高松市	喫煙場所を残す	喫煙室2 (うち来庁者専用1) 喫煙コーナー2	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	2	1
松山市	喫煙場所を残す	喫煙室6 (うち来庁者専用2)	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	13	2
高知市	未検討	喫煙室4 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	未検討	議員・会派控室	0	0
福岡市	検討中	喫煙コーナー7	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	検討中	喫煙コーナー	0	0
佐賀市	喫煙場所を残す	喫煙室1	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙2003.5		0	0
長崎市	検討中	喫煙室6 (うち来庁者専用1)	出入口近傍喫煙コーナー4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
熊本市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー3 (うち来庁者専用1) テラス・ベランダ1	すべて禁煙	規定なし	灰皿設置	未検討	喫煙専用室	0	0
大分市	建物内禁煙 2004.4.		出入口近傍喫煙コーナー4 テラス・ベランダ8	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	4
宮崎市	建物内禁煙 2011.4.		庁舎に隣接する喫煙コーナー3 屋上の喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.4.		0	0
鹿児島市	建物内禁煙 2010.9.		出入口近傍喫煙コーナー7	規定なし	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2010.9.		0	0
那覇市	建物内禁煙 2003.6.		屋上の喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	わからない	建物内禁煙 2003.6.		0	0

資料3-3： 23特別区、政令市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2014年3月11日時点）

禁煙実施状況	屋内喫煙場所＊
建物内禁煙	なし
禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	＊:禁煙実施状況の色は、当該団体で最も状況が悪い場所の色を使用

公用車	勤務中の喫煙
すべて禁煙	勤務時間中禁煙
禁煙化予定	
一般車両の禁煙	自粛の呼びかけ
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
建物内禁煙	建物内禁煙
禁煙化予定	議員・会派控え室
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議室・委員会室 喫茶店

	問1-1	問2		問4	問5	問11	問13-1	問13-2	問7	
	都道府県庁：一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア		空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	屋外の喫煙場所				禁煙実施状況	禁煙実施状況	一般庁舎	議会
千代田区	喫煙場所を残す	喫煙室4	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部検討中	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	0
中央区	未検討	喫煙室4	なし	すべて禁煙	規定なし	公園一部喫煙可	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	1
港区	禁煙化予定 2015.4.	喫煙室1	なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2013.4.	一部禁煙（児童遊園はすべて禁煙）	喫煙場所を残す	喫煙専用室	1	0
新宿区	喫煙場所を残す	喫煙室1	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	規定なし	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	1
文京区	喫煙場所を残す	喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	6	1
台東区	喫煙場所を残す	喫煙室6	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	10	0
墨田区	検討中	喫煙室1	庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1	一般公用車は禁煙	規定なし		喫煙場所を残す	議員・会派控室	2	0
江東区	未検討	喫煙室3	テラス・ベランダ5	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控え室	1	0
品川区	喫煙場所を残す	喫煙室8 （うち来庁者専用2）	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
目黒区	敷地内禁煙化予定 2016.4.	喫煙室12	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	敷地内禁煙化決定 2016.4.	喫煙専用室	0	0
大田区	未検討	喫煙コーナー10	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	0	0
世田谷区	未検討	喫煙室1	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	1	1
渋谷区	喫煙場所を残す	喫煙コーナー4	出入口近傍1 テラス・ベランダ4	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	1	0
中野区	喫煙場所を残す	喫煙室3 （うち来庁者専用1）	なし	規定なし	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
杉並区	喫煙場所を残す	喫煙室2	なし	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	1
豊島区	喫煙場所を残す	喫煙室1	出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
北区	建物内禁煙　2004.6.		出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2012.4.		0	0
荒川区	建物内禁煙　2012.3.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	すべて禁煙	建物内禁煙　2012.3.		1	0
板橋区	禁煙化予定 2015.4	喫煙室2 （うち来庁者専用1）	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
練馬区	未検討	喫煙室6	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控え室	7	4
足立区	敷地内禁煙 2012.4.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.4.	すべて禁煙	敷地内禁煙 2012.4.		0	0
葛飾区	建物内禁煙 2010.1.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上3	一般公用車は禁煙	規定なし		喫煙場所を残す	議員・会派控室	3	0
江戸川区	喫煙場所を残す	喫煙室5	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0

	政令市（道府県庁所在市を含む）：一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア 禁煙実施状況	議会棟.フロア 喫煙場所	空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	喫煙場所（屋外）						一般庁舎	議会
札幌市	検討中	喫煙室10	なし	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	喫煙制限区域あり	喫煙場所を残す	喫煙専用室	7	2
仙台市	禁煙化予定 2015.7.	喫煙室7 （うち来庁者専用1）	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室 喫煙コーナー	0	1
さいたま市	喫煙場所を残す	喫煙室2	出入口近傍喫煙コーナー2	規定なし	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
千葉市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2012.4.		0	0
横浜市	禁煙化予定 2014.4.	喫煙室3 （うち来庁者専用1）	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	4	2
川崎市	未検討	喫煙室2	屋外の閉鎖型喫煙コーナー1 テラス・ベランダ1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	0	0
相模原市	喫煙場所を残す	喫煙室10	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	未検討	喫煙専用室	10	0
新潟市	喫煙場所を残す	喫煙室10 （うち来庁者専用3）	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
静岡市	喫煙場所を残す	喫煙室4	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
浜松市	建物内禁煙 2011.4.		屋外の閉鎖型喫煙コーナー1 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2011.4		0	0
名古屋市	建物内禁煙 2013.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2013.4		0	0
京都市	建物内禁煙 2011.8.		屋外の閉鎖型の喫煙室1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2011.8		3	0
大阪市	敷地内禁煙　2010.4.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2010.10.	すべて禁煙	建物内禁煙2012.6		0	1
堺市	建物内禁煙 2004.4.		出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.4.	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	2
神戸市	敷地内禁煙　2011.5.		なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁煙2011.5		0	0
岡山市	喫煙場所を残す	喫煙室2 （うち来庁者専用2）	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
広島市	建物内禁煙　2008.9.		テラス・ベランダ1、屋上1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
福岡市	検討中	喫煙コーナー7	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	検討中	喫煙コーナー	0	0
北九州市	建物内禁煙 2011.1.		屋外の閉鎖型喫煙コーナー1 庁舎に隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.1.	一部禁煙	建物内禁煙2011.1		1	2
熊本市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー3 （うち来庁者専用1） テラス・ベランダ1	すべて禁煙	規定なし	灰皿設置	検討なし	喫煙専用室	0	0

資料4-1：地方自治体の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
敷地内禁煙、勤務時間中の喫煙を禁止した大阪市役所の事例

・大阪市役所の周囲は2007年より路上喫煙禁止、違反の過料は1000円。
・2010年4月より建物内禁煙が実施されたことにより、実質的な敷地内禁煙に、最寄りの喫煙可能場所は堂島川を越えた場所にある喫煙コーナー。
・2010年10月より17時30分までの勤務時間中が喫煙禁止になると同時に、タバコ代の大幅値上げ（300円→410円）も行われた。

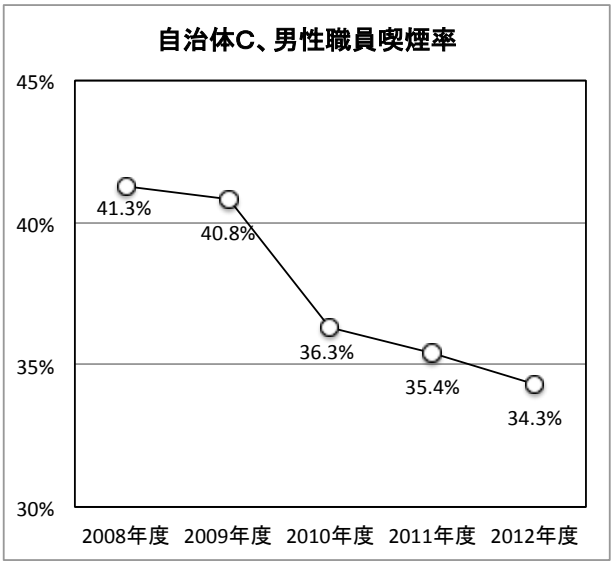

※職員定期健康診断問診票より集計
※消防局、交通局、水道局、病院局及び学校園の職員を除く

資料4-1：地方自治体の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
敷地内禁煙、勤務時間中の喫煙を禁止した大阪市役所の事例

日新聞　新聞定価 朝夕刊月ぎめ 3,925円（本体価格 3,738円、消費税 187円）、1部売り（税込み）朝刊 150円、夕刊 50円　第3種郵便物認可

隠れ喫煙 査察の目

大阪市厳罰化

職員停職 1年で50人

大阪市で、市職員の勤務時間中の喫煙に対する厳罰化が進んでいる。橋下徹市長の号令のもと、「隠れたばこ」を取り締まる査察チームも結成、喫煙による停職処分は1年で50人にのぼり、依願退職に追い込まれた職員もいる。「まるでたばこ狩りだ」。愛煙家の職員たちから悲鳴が上がる。

吸い殻がないか、トイレのバケツの中まで調べる大阪市水道局の巡視チーム＝6月6日、大阪市福島区海老江5丁目、川田厚史撮影

大阪市役所のすぐ南側を流れる土佐堀川沿いの遊歩道。昼休みになると、多いときで20～30人の市職員が集まり、紫煙をくゆらす。

市役所周辺は「路上喫煙禁止地区」だ。市役所内にも喫煙スペースはない。ぎりぎり禁止地区外にあたる遊歩道が愛煙家職員のオアシスになっている。

市が勤務時間中の喫煙を内規で禁じたのは昨年5月。4月に市営地下鉄の駅長室で助役が喫煙して火災報知機が作動し、電車が遅れたことがきっかけだった。激怒した橋下市長は「服務規律を厳格化する市長のメッセージを無視した。厳罰でいく」と表明。交通局は助役を停職3カ月とし、それから「勤務時間中の喫煙は停職」が定着した。

人事室によると、例えば40代の職員が停職1カ月の懲戒処分を受けると、140万円以上の生涯賃金が減る。村上龍一副市長は「たばこ1本100万円」と禁煙徹底を呼びかける。

処分者の相次ぐ環境局では昨年12月、警察OB2人を含む4人体制の特別査察チームを組んだ。水道局でも6月に職員約60人で巡視チームを結成した。しかし、摘発に力を入れれば入れるほど処分者が増える悪循環」（市人事室関係者）。処分者は今年5月までの1年間で50人にのぼり、先月は消防署長が依願退職に追い込まれた。

自治体の禁煙実態を調べた大和浩・産業医科大教授によると、全国の都道府県と県庁所在地の市、政令指定市、東京都23区の計121自治体のうち、今年3月時点で大阪市のほかに、長野県、堺市、北九州市、東京都足立区が勤務中の喫煙を禁じている。ただこの4自治体で違反者を処分した事例はないという。

北九州市の人事担当者は「個人的な意見だが、大阪市の停職処分は厳しいと思う」と指摘する。

大阪市の幹部は「厳罰化は『決められたルールは守る』という橋下流服務規律の象徴」として手を緩めるつもりはない。

「ルールを守れないなら公務員失格。たばこやめるか、職員やめるかだ」

（川田厚史、神志那源）

ロッカー室・便所…抜き打ち巡視

勤務時間中の喫煙を取り締まる市水道局の巡視チームの査察に同行した。

6月6日午後5時半、大阪市福島区の国道沿いにある水道局野田営業所。ワイシャツ姿の2人の男性が裏口に回った。インターホンを押さず、紙袋から取り出したカード型の合鍵で扉を開けて所内に踏み込んだ。

片手には営業所の見取り図。ロッカー室、トイレ、浴場、駐輪場。順番に見て回り、げた箱やロッカーの隙間をのぞき込む。吸い殻が落ちていないかの確認だ。居合わせた職員たちが困惑した表情で見守る。

この日は喫煙の実態は確認できなかったが、巡視チームの法務監査担当課長は「また来ますから」と声をかけ、営業所を去った。

市は4月から勤務時間中のたばこの携帯も禁じている。大阪市北区の市北部環境事業センターでは、ゴミ収集車が並ぶ車庫の机にケースを置いた。収集作業に出かける職員が、たばこを預けるためだ。多い時で約20人がたばこやライターを置いていく。

西川邦彦センター所長は「預ける場所を用意することで喫煙を水際で防ぐことができる」というが、1日約20本を吸うという男性職員（54）は「中学校や高校よりも厳しい」と嘆いた。

独裁的ルール

1日30本のヘビースモーカーの経済アナリスト、森永卓郎さんの話　まるで喫煙者を犯罪者扱いするような規則。ヒトラーやムソリーニの禁煙運動をもほうふつさせる。自分と違うスタイルの人間を認めないかのような独裁者的なルールだ。非喫煙者はひとごとと思っているかもしれないが、同じようなことがいつ自分の身にふりかかってくるか分からない。

禁煙環境必要

日本禁煙学会の作田学理事長の話　米国や豪州、カナダでは非喫煙者のみを雇用する企業も多い。禁煙対策が比較的遅れている日本の中で、大阪市は先進的な取り組みをしているといえる。ただ、たばこは依存性・中毒性が強い。勤務時間中に禁煙外来に通うのを許可したり、禁煙パッチや禁煙ガムを配るなど、たばこをやめやすい環境を整えることも必要だ。

2013年7月2日
朝日新聞

資料4-2：中央官庁の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
建物内禁煙を実施した厚生労働省、環境省（合同庁舎5号館）の事例

合同庁舎5号館、2006年、唯一の喫煙室（左）を談話室（右）として、建物内禁煙を実施

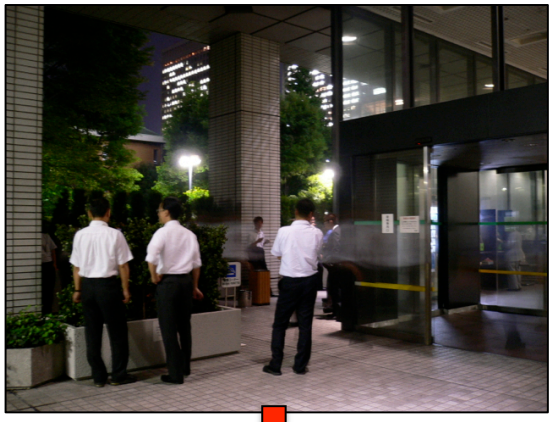

出入口の喫煙は通行の妨げ、
屋内へのタバコ煙流入の原因に。

衝立の奥を喫煙コーナーとするも、出入口に近いため受動喫煙の原因に。
2012年、この場所も禁煙化され、衝立ごと2階テラスへ移動。

資料4-2：中央官庁の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
建物内禁煙を実施した厚生労働省、環境省（合同庁舎5号館）の事例

2012年、出入口近傍の喫煙コーナーは衝立ごと2階テラスへ移動。

喫煙コーナー用の置き傘

合同庁舎5号館のレストランも全面禁煙

世界禁煙デー（5月31日）と
禁煙週間（6月１～6日）は自販機停止

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（G8）

			各種施設						公共交通機関および自家用車				公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
G8-1	イギリス	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○		罰金50£。 15日以内に支払えば30£	※注1
G8-2	ドイツ	国法・州法	○	○	△	△	△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		※注2
G8-3	カナダ	国法・州法、行政命令 自主協定、条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△		※注3
G8-4	フランス	国法	○	○	○	△	△	△	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		
G8-5	イタリア	国法	△	○	△	△	△	×	○	○	○	−	△	△	△	△	△	あり	初回違反27.5€、最大275€。	※注4
G8-6	アメリカ（52州）	州法	38	35	NA	NA	34	NA	公共交通機関の全面禁煙：40州			5	NA	30	28	NA	34	△		※注5
G8-7	ロシア	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2014年6月、全面禁煙					※注6
G8-8	日本	なし	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	「一定の要件を満たす喫煙室」		

※注1　イギリス全土に受動喫煙防止法が適用され、地方官庁により実施されている。

※注2　ババリア州とザールランド州は第8条に添った完全禁煙の州法あり。飲食店等のサービス産業などで、隔離された喫煙室の設置が認められている州もある。

※注3　一部の州では、緩和ケアや依存症治療施設、伝統的な施設が居住地である場合などの特殊は状況での喫煙を容認している。

※注4　バーなど「全席喫煙」の選択も可能であるが、それを選択しているのは3%以下。妊婦、子どもが居る場所での違反の罰則金は2倍。

※注5　州により対策が異なるため、CDC State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE) Systemを用い、2013年第4四半期時点で、完全禁煙の州の数を記載。NAは情報なし。

※注6　2013年6月、受動喫煙防止法を施行（2014年の冬季オリンピックのため、ソチで先行的に施行）。ホテルの客室も禁煙化。唯一の例外は長距離客船。

なお、ロシアの報告は英語ではないため、対策の実施状況のみ転記した。

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（G20）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
G20-1	オーストラリア	国法、州法 行政命令	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○		北部準州の罰金 AUD$200～400	※注7
G20-2	ブラジル	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	△	△	△	△	あり		
G20-3	中国	国法	△	○	○	ー	△	△	△	ー	△	ー	△	ー	×	×	△			
G20-4	インド	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	○	○	○	○	△	あり	罰金	※注8
G20-5	韓国	国法、州法、行政命令 自主協定、その他	○	○	○	○	○	ー	○	○	×	×	○	○	△	×	△	あり	罰金 100,000ウォン	
G20-6	メキシコ	国法、州法 行政命令	△	△	○	△	△	○	○	△	○	×	△	○	△	△	△			
G20-7	南アフリカ 共和国	国法	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	△	△	△	△	△	あり	罰金	※注9
G20-8	トルコ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			※注10

※注7　子どもを乗せている場合、自家用車内の喫煙は禁止

※注8　〇公会堂、スタジアム、鉄道駅、バス停 △ホテル、空港

※注9　〇個人宅使用の場合も含む営利目的の託児施設、学習塾、12歳未満の子どもが同乗する自動車両

※注10　2010年7月の受動喫煙防止法の完全実施当初から、喘息の危機的発作や呼吸器感染症による外来診療件数が20%減少した。

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（その他の国1）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
Other-1	ニュージーランド	国法、州法	○	△	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△		※注11
Other-2	スペイン	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			
Other-3	ギリシャ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり	罰則は国法に規定	※注12
Other-4	ベルギー	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり		※注13
Other-5	スロベニア	国法	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	△	×	△	△	△		※注14
Other-6	スロバキア	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	△	×	△	△			
Other-7	ルクセンブルグ	国法	○	○	○	○	△	○	○	ー	○	×	○	○	×	×	○			
Other-8	アイルランド	国法	○	○	○	○	○	○	○	△	○	ー	○	○	○	○	○	△		※注15
Other-9	オランダ	国法	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	△	○	○	あり		
Other-10	マルタ	国法、州法	○	○	○	ー	○	○	ー	ー	○	ー	○	ー	○	○	○			
Other-11	ハンガリー	国法、州法	○	○	○	○	○	△	○	△	△	×	○	○	○	○	○	△	罰金	
Other-12	ポルトガル	国法、州法	△	○	○	○	△	○	○	ー	○	×	○	△	△	△	△	あり		
Other-13	オーストリア	国法、州法 行政命令、自主協定	△	△	○	△	△	○	○	○	○	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-14	ノルウェー	国法	△	△	○	△	△	○	△	△	○	×	△	△	○	○	○	あり	罰金	
Other-15	ラトビア	国法	△	△	○	○	△	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり	罰金　個人10ラッツ以下 法人150～250ラッツ	※注16

※注11　1990年、全ての屋内が禁煙、例外は精神科病棟と終末医療施設では喫煙室を容認。2011年、刑務所が全面禁煙化。
※注12　×300㎡以上のカジノ、ナイトクラブ
※注13　×カジノ
※注14　○屋内とみなされない場所であっても、児童保育施設や教育施設に付随した場所では、喫煙が禁じられている。
※注15　2004年、全ての施設が禁煙化。
※注16　△カジノ、ゲームセンター

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（その他の国2）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
Other-16	デンマーク	国法	△	△	△	△	△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		
Other-17	スウェーデン	国法、行政命令 自主協定、政策	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-18	フィンランド	国法、自主協定	△	△	○	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-19	エストニア	国法、行政命令 自主協定	△	△	○	△	△	○	△	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		
Other-20	ポーランド	国法、州法	△	○	○	△	△	○	○	△	○	×	○	○	△	△	△	あり		※注17
Other-21	リトアニア	国法	△	○	○	△	△	○	△	△	○	×	○	○	○	△	○	△		
Other-22	ブルガリア	国法、州法 行政命令、自主協定	△	△	△	△	△	○	○	×	○	×	△	△	△	×	△	あり		
Other-23	イラン	国法、州法 行政命令、自主協定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	存在しない		○			※注18
Other-24	レバノン	国法	○	○	○	○	×	○	○	○	○	ー	○	○	○	○	○			
Other-25	タイ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり （空港ビルのみ）		※注19
Other-26	パキスタン	国法、州法 行政命令	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○			※注20
Other-27	シンガポール	国法、行政命令	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○	○	△	△	○		罰金 SGD$1000以下	
Other-28	マレーシア	国法	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×	○	○	×	×	△			※注21
Other-29	ブータン	国法、行政命令	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	○	○	○	○	○	○	あり （ホテル のみ）		
Other-30	ネパール	国法	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○			

※注17　○バス停、路面電車の駅

※注18　（イスラムの）宗教的信条を尊重し、イラン・イスラム共和国にはパブやバーは存在しない。

※注19　○輸送用バイク、通学バス、公用車、タクシー、劇場、図書館、マッサージサロン、屋内（スポーツ）施設／スタジアム、会議室、薬局ビル、外来病院、ネットゲームセンター、カラオケサービス、飲食物の販売所等

※注20　○大学、講堂、会議場、待合ラウンジ、娯楽施設、官公庁、映画館、ホテルラウンジ、図書館

※注21　○建物内や車両内、多くの者が利用するエレベーター、トイレ、公用車、公共交通機関の駅、空港 △エアコンを使用している飲食店・店舗

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（その他の国3）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
Other-31	ベトナム	政府決定	○	○	○	ー	△	○	○	ー	○	ー	○	ー	△	△	△		罰金	※注22
Other-32	ブルネイ	国法	○	○	○	○	△	○	×	×	○	×	○	○			○	あり	罰金	
Other-33	モンゴル	国法	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	あり	罰金	※注23
Other-34	エクアドル	国法、行政命令 条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			
Other-35	ウルグアイ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○		罰金	
Other-36	コロンビア	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
Other-37	バルバドス	国法	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	×	○	○	○	○	○			
Other-38	グアテマラ	国法	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	ー	○	○	○	○	○	ホテルの 客室	罰金	※注24
Other-39	チリ	国法、行政命令 自主協定	△	△	○	△	△	△	○	○	△	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-40	メキシコ	国法、州法 行政命令	△	△	○	△	△	○	○	△	○	×	△	○	△	△	△			
Other-41	ナミビア	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			
Other-42	チャド	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	○	△	△	×	×	ー			
Other-43	ケニア		○	○	○	ー	○	○	○	ー	○	ー	○	ー	○	○	○			
Other-44	タンザニア	行政命令、自主協定	△	○	○	△	○	△	○	○	△	×	△	△	×	×	×			
Other-45	コンゴ	自主協定	△	△	△	△	△	△	×	×	△	×	×	△	×	△	△			※注25

※注22　○火災・爆発が起こりやすい場所
※注23　○ガソリンスタンド、ガソリン・可燃物倉庫
※注24　△ホテル
※注25　△ホテル

なお、エクアドル、ウルグアイ、コロンビア、グアテマラ、チリ、メキシコ、チャド、コンゴの報告は英語ではないため、実施状況のみ転記した。

資料 6

WHO FCTC が 2012 年に実施した批准国の調査結果をもとに作成

翻訳：高橋（中田）ゆり、監訳：大和　浩

G8-1　イギリス

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	□いいえ	
		● 行政命令	□はい	□いいえ	
		● 自主協定	□はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Across the UK, smokefree legislation is enforced by local authorities. イギリス全土で、地方自治体が受動喫煙防止条例を施行している。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 ● （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 ● （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Legislation is in place throughout the United Kingdom prohibiting smoking in enclosed parts of workplaces and public places.　Throughout the United Kingdom, virtually all enclosed public places and workplaces must be smokefree, including all pubs, members clubs, cafes and restaurants as of 1 July 2007. イギリス全土の屋内の職場・多数の者が利用する施設での喫煙を禁じる法律が施行されている。2007 年 1 月よりパブ、会員制クラブ、カフェ、レストランを含む多数の者が利用するすべての施設と職場はイギリス全土で実質的に禁煙。			

		In England, the relevant legislation is within the Health Act 2006, the Smoke-free (Premises and Enforcement) Regulations (set out what is meant by enclosed and substantially enclosed and bodies responsible for enforcing smoke-free), the Smoke-free (Penalties and Discounted Amounts) Regulations (set out the levels of penalties for offences under smoke-free legislation, and the Smoke-free (Signs) Regulations (set out the requirements for no-smoking signs required under smoke-free legislation). イングランドにおける受動喫煙防止に関する法律には、2006 年の健康法がある。禁煙（その根拠と施行）規制（屋内の場所での禁煙政策を管轄する機関）、禁煙（罰則と減刑）規制（受動喫煙防止法違反への罰則規模）、禁煙（標識）規制（受動喫煙防止法に準じた禁煙標識）が規定されている。
		● 公共交通機関での禁煙
		The Smoke-free (Exemptions and Vehicles) Regulations set out the vehicles required to be smokefree including those used by member of the public. The Smoke-free (Vehicle Operators and penalty Notices) Regulations set out the responsibility on vehicle operators to prevent smoking in smokefree vehicles and the form for fixed penalty notices. 禁煙（例外と車両）規制は、公共交通機関も禁煙の対象にした。禁煙（運転士と罰則通知）規定は、運転士には禁煙車両での喫煙を防止する責任があるとした。また、罰則通知の書式も規定している。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		See above. 同上。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Across the United Kingdom, comprehensive smokefree legislation has been in place since at least July 2007. In England, compliance rates are around 98% according to the final complaince data report received in mid-2010. More than three-quarters of people say they support smokefree laws. イギリス全土において、包括的な受動喫煙防止法は、遅くとも2007年の段階で整備されていた。イングランドが2010年半ばに集計した最新の遵守に関する調査では、遵守率は98％である。4分の3を超える国民が受動喫煙防止法を支持している。	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**	
	Health Act 2006 available online at: 2006年の健康法は、オンラインで閲覧可能。 http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/28/contents	

	The "Smokefree England: One Year On" report presents a review of the legislation covering compliance, public opinion, the views of businesses and academic research into the health benefits of a smokefree England. Available online at: http://www.smokefreeengland.co.uk/thefacts/latest-research.html 「イングランド　禁煙化から1年レポート」では、イングランドに禁煙化がもたらした健康利益、コンプライアンス、世論、ビジネス観、学術研究等について詳述。上記URLで閲覧可能。 Summary of the findings of the smokefree legislation compliance data collection from local authorities in England from July 2007 to July 2010 available online at: http://www.smokefreeengland.co.uk/files/83840-coi-smokefree-compliance_period_tagged-13.pdf 2007年～2010年イングランド地方自治体受動喫煙防止法遵守調査結果概要データ集は、上記URLで閲覧可能。 In 2011, an academic review of the evidence of the impact of the smokefree legislation that was implemented in England in 2007 was published. The evidence is clear that smokefree legislation has had beneficial effects on health. The report is available at: http://www.dh.gov.uk/prod_consum_dh/groups/dh_digitalassets/documents/digitalasset/dh_124959.pdf 2011年、2007年の受動喫煙防止法がイングランドに与えた影響のエビデンスに関する学術考察が発表された。受動喫煙防止法が健康に有益であるというエビデンスが明確になった。レポートは上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in England is available online at: http://www.smokefreengland.co.uk/ イングランドの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in Scotland is available online at: http://www.clearingtheairscotland.com/ スコットランドの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in Wales is available online at:

	http://wales.gov.uk/smokingbanwalessub/home/?lang=en ウェールズの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in Northern Ireland is available online at: http://www.spacetobreathe.org.uk/ 北アイルランドの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記 URL で閲覧可能。

G8-2 ドイツ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Workplace - general (national workplace ordinance) 職場 - 全般（国家職場法） The employers has to take necessary measures to protect non-smoking emplyees from tobacco related health risk. If necessary, the employer must issue a general smoking ban or one restricted to individual areas of the workplace. 雇用主はタバコに関連した健康リスクからタバコを吸わない従業員を守るために、必要な対策を取らなければならない。雇用主は、必要に応じて職場全体を禁煙にするか、職場内にひとつ特定の禁煙エリアを設けなければならない。		

資料 6

		Regulations at federal level: 連邦規模の規制 : The employer has to take “all necessary measures to effectively protect non-smoking employees against the health hazards of tobacco smoke in the workplace”. The amendment in 2008 specified that a ban on smoking in the workplace is one of the ways to provide protection. In workplaces open to the public (i.e. primarily hospitality sector but also other areas where smoking by customers and visitors is allowed) the employers’ obligations are more limited. The federal government prohibited smoking in government buildings, on public transport (including taxis) and at public transport stations. 雇用主は"タバコを吸わない従業員をタバコの害から守るために必要な対策をすべて"取らなければならない。2008年の法改正は、受動喫煙対策のひとつとして、職場での禁煙に特化した。多数の者が出入りできるような職場（飲食店だけでなく、顧客や訪問者による喫煙が認められている場所）では、雇用主の義務はわずかである。連邦政府は官公庁、公共交通機関（タクシー含む）、公共交通機関の駅での喫煙を禁止した。 **Regulations at Länder (state) level:** 州規模の規制 : In March 2007 the Germany`s 16 Länder concluded a framework agreement with the federal government on introducing a smoking ban in the areas where the states have responsibility (Land, local institutions,educational facilities, health care facilities, cultural institutions, sport facilities, hospitality venues and other public places). Each Land had to enact the law through its own legislature. 2007 年 3 月、ドイツ連邦政府と 16 の州は、管轄地域（土地、地方施設、教育施設、医療施設、文化施設、スポーツ施設、飲食店等の多数の者が利用する施設）を禁煙とする枠組みについて合意した。各州が州議会で、法律を制定した。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Law enforcement lies within the responsibility of the local level, there are fines defined within the law. 地方政府が取り締まりを行う。法には罰金規定がある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場 :			

		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Employers obliged to protect non-smokers against passive smoking at federal and Länder (state) level except for workplaces accessible to the public			

		連邦・州規模で、タバコを吸わない従業員を受動喫煙から保護することが、雇用主に義務付けられている。多数の者が訪れるような職場は例外となっている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Yes 禁煙である。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Yes, separate smoking rooms are allowed 禁煙である。隔離された喫煙室の設置が認められている。
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	New law on Länder (state) level with a complete smoking ban in Bavaria, Saarland. バイエルン州とザールラント州で、完全禁煙を盛り込んだ新しい州法が制定された。	

G8-3 カナダ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：州法による規制）	×はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Canada has comprehensive national and sub national legislation protecting Canadians from exposure to tobacco smoke. Annex A provides a summary of select federal, provincial and municipal measures. カナダでは、国民を受動喫煙から保護するための包括的な国法、州法が制定さ		

		れている。連邦法、州法、地方条例の概要は添付資料Aに記載。 **Annex A** **Sub national measures protecting Canadians from exposure to tobacco smoke.** **添付資料A　州法によるカナダ国民の受動喫煙からの保護** **Nunavut　ヌナブト準州** Nunavut's Tobacco Control Act prohibits the sale of tobacco products to persons under 19, the prohibition of sale of products appearing to be tobacco products, due diligience and vicarious liability, tobacco displays and sales, prohibition of sale of tobacco in certain settlings (nursing homes, health facilities, pharmacies, etc.), packaging and signs, and controls related to smoking tobacco (prohibition of smoking in the workplace, and a minimum distance from public entries and exits).　There are also provisions in the Act related to inspection and enforcement of the Act. ヌナブト準州のタバコ規制法は、19歳未満の者へのタバコの販売禁止、タバコに類似した製品の販売禁止、タバコの陳列と販売方法、特定の場所でのタバコの販売禁止（老人ホーム、医療施設、薬局等）、包装とマーク、喫煙規制（職場、出入り口から近い場所での喫煙禁止）等を定めている。同法には、検査と取り締まりに関する規定も存在。 **British Columbia　ブリティッシュコロンビア州** The government of British Columbia has enacted the Tobacco Control ACT (TCA) section 2.3 and the Tobacco Control Regulation (TCR) section 4.22 which bans smoking in indoor public and work spaces and provides a 3 meter buffer zone from doorways, open windows and air intakes.　This legislation applies throughout British Columbia (BC). ブリティッシュコロンビア州政府は、タバコ規制法（TCA）第2.3条とタバコ規制法第4.22条を施行した。同法は多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、屋内の職場、出入り口や窓の開口部から3m以内の場所を禁煙にしている。この州法は、ブリティッシュコロンビア州全域で適用されている。 **Alberta　アルバータ州** In Alberta, the Tobacco Reduction Act and Tobacco Reduction Regulation prohibit smoking in indoor public places, workplaces, public vehicles, work vehicles and within 5 metres from a doorway, window or air intake to a public place or workplace. アルバータ州では、タバコ削減法とタバコ削減規制法により、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、職場、公用車、商用車、出入り

		口から5m以内、窓から5m以内、建物の吸気口から5m以内での喫煙が禁じられている。 In Alberta, certain communities have bylaws that are more restrictive than the provincial legislation.　These bylaws offer further protection from second-hand smoke. Some of them include bans on smoking in cars with children present, while other municipalities ban smoking within hotel rooms. アルバータ州では、州法よりも厳しい条例のある自治体もある。このような条例には、さらなる受動喫煙保護対策が盛り込まれている。ホテルのすべての客室内での喫煙を禁止、あるいは、子どもを乗せた自家用車での喫煙を禁止した地方自治体が存在する。 The Alberta Health Services Tobacco and Smoke Free Environments Policy prohibit the use of tobacco products and prevent exposure to second hand smoke at Alberta Health Services sites across the province. アルバータ州保健局による禁煙環境政策は、管轄している州内全域において葉巻やシガーを含むすべてのタバコ製品の使用を禁止し、受動喫煙を防止している。 **Saskatchewan　サスカチュワン州** The Ministry of Health's Tobacco Control Act prohibits smoking or holding lit tobacco in enclosed public places (EPP), within 3 metres of an EPP, and bans all tobacco use on school grounds. The Act and Regulations can be found at: http://www.qp.gov.sk.ca/documents/english/Statutes/Statutes/t14-1.pdf http://www.qp.gov.sk.ca/documents/english/Regulations/Regulations/t14-1r1.pdf 保健省によるタバコ規制法は喫煙、点火されたタバコを屋内で持つこと、屋内から3m以内で持つことを禁止し、学校の敷地内ですべてのタバコ製品の使用を禁止している。タバコ規制法と規制は、上記URLを参照。 Smoking is banned in all enclosed workplaces and worksites in Saskatchewan by section 77 of the Saskatchewan Occupational Health and Safety Regulations. There are some exemptions that are listed in the link below: http://www.lrws.gov.sk.ca/new-workplace-smoking-ban-faq サスカチュワン州の労働衛生安全規制法第77条により、サスカチュワン州では、すべての屋内の職場や仕事場での喫煙が禁止されている。上記URLの一覧表にあるような例外もある。 In some municipalities, the bylaws go beyond the provincial legislation to ban smoking in certain outdoor spaces, such as outdoor eating areas. Some stadiums are also voluntarily designated as smoke-free spaces.

		地方自治体によっては、飲食店の屋外のテラス席等の屋外の場所も禁煙とする等、州法よりも厳しい条例が施行されている。自主的に全面禁煙としたスタジアムもある。 **Manitoba　マニトバ州** Manitoba provides a complete ban on smoking in enclosed public places and indoor workplaces. マニトバ州では、多数の者が利用するすべての施設と職場が完全禁煙。 **Ontario　オンタリオ州** The Smoke-Free Ontario Act (SFOA) came into force on May 31, 2006.　The SFOA prohibits smoking in all enclosed public places and workplaces and prohibits retailers from selling tobacco products to a person less than 19 years of age. http://www.e-laws.gov.on.ca/html/statutes/english/elaws_statutes_94t10_e.htm http://www.e-laws.gov.on.ca/html/regs/english/elaws_regs_060048_e.htm 受動喫煙防止法が2006年3月31日に施行された。受動喫煙防止法は、すべての多数の者が利用する施設と職場での喫煙を禁止し、小売業者が19歳未満の者へタバコを販売することを禁止した。詳しくは、上記URLを参照。 **Québec　ケベック州** L'usage du tabac est interdit dans pratiquement tous les lieux fermés autre qu'une demeure. Dans certains lieux précis, pour les personnes hébergées, il est possible de fumer dans un fumoir fermé et ventilé. 屋内の喫煙は、すべての密閉空間で禁止されている。ただし、個人の居住区、および、排気装置のある喫煙室は除外されている。 **Prince Edward Island　プリンスエドワード島** Provincial Smoke-Free Places Act:　受動喫煙防止に関する州法 http://www.gov.pe.ca/health/index.php3?number=1020688&lang=E **Nova Scotia　ノバスコシア州** Smoke Free Places Act prohibits smoking in indoor workplaces, 4 meters away from air intake vents and opening windows, prohibits smoking in vehicles with passengers under 19 and in outdoor places where alchool and food are served. 受動喫煙防止法により、屋内の職場、および、建物の吸気口や窓の開口部から4m以内、19歳未満の子どもを乗せた車両、アルコール類や食事が提供される屋外の場所での喫煙を禁止している。 **Newfoundland and Labrador　ニューファンドランド・ラブラドール州**

資料 6

		The *Smoke-Free Environment Act,2005 prohibits* smoking in enclosed public places (e.g., restaurants, bars including patio decks, bingo halls, ferries), workplaces and in motor vehicles when people under the age of 16 are present as passengers. http://assembly.nl.ca/Legislation/sr/statutes/s16-2.htm 2005年の受動喫煙防止法により、多数の者が利用する施設内（例：レストラン、テラスデッキを含むバー、ビンゴホール、フェリー）、職場、16未満の子どもが同乗している自動車での喫煙を禁止している。詳しくは、上記URLを参照。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		National, sub national and municipal legislation provides enforcement support related to specific legislation and regulations. Annex B provides a highlight of the various mechanisms and infrastructure for support. 国法、州法、地方条例は、特定の立法に関連した規制の取り締まり支援について定めている。様々な仕組みや社会基盤の概要は、添付資料 B に記載。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他 （詳細：Designated smoking rooms (DSR) are permitted by a few sub-national jurisdictions in very limited circumstances (eg: in some cases on a compassionate basis) where traditional public spaces are deemed to be residential.(ie: palliative care and addiction treatment facilities where residents have permanent or extended	□	×	□

		residency). In most instances the compliance regulations renders the DSRs impractical and while permitted they are not widely used. 喫煙可能な部屋 (DSR)はいくつかの州法において、例えば、多数の者が利用する伝統的な施設が居住地である場合、もしくは、心情的な理由（例：居住者が永住または延長して居住するような緩和ケアや中毒治療施設）により、認められている場合がある）。多くの場合、遵守規定により、喫煙室 (DSR)は非現実的となり、認められてはいてもあまり広くは利用されていない。）			
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他	□	×	□

		（詳細：Group living facilities and specified hotel rooms. Extensive regulations exsist for ventilation and for resident use only 集団生活の場、ホテルの一部の喫煙用の客室。換気装置のある喫煙専用室。）			
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Canada has comprehensive smoke free legislation in public workplaces, primarily governed through sub national jurisdictions. Recognizing that over 98% of indoor workplaces in Canada are smoke free, there do exist in a limited number of jurisdictions provisions for tightly regulated designated smoking rooms in indoor workplaces. カナダは公共の職場を対象とした包括的な受動喫煙防止法を制定しており、州で施行されている。カナダの98%を越える屋内の職場が禁煙となっている。限られた州においてではあるが、厳しい規定の下で喫煙室が屋内の職場に設置されている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		National and sub-national jurisdictions provide for complete smoking bans in public transportation. A number of jurisdictions have implemented smoking bans in private vehicles where children are present. (The majority of jurisdictions identify children as under 16 with one jurisdiction under 19 years of age.) 国、州は公共交通機関を完全禁煙にしている。多くの州は子どもを乗せた自家用車での喫煙を禁止している。（ほとんどの州は16未満の子どもを対象としている。1つの州のみ19歳未満を対象。）			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Canada has virtually eliminated smoking in all indoor public places with the exception of group living facilities and specified hotel rooms. The number of designated smoking rooms has been drastically reduced. カナダは多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙を実質的に禁止したが、集団生活施設や特定のホテルの部屋は例外としている。喫煙室の数は大幅に減少している。			
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				

	There have been extensive developments in implementing Article 8. Comprehensive smoke-free legislation has been passed in all sub-national jurisdictions and numerous municipalities in Canada have adopted bylaws or policies to prohibit smoking in public places such as patios, play grounds and parks. 枠組条約第 8 条履行にあたり大きな進歩があった。包括的な受動喫煙防止法はカナダのすべての州や多くの自治体で可決され、テラス、遊び場、公園等の多数の者が利用する施設での喫煙を禁止する付属定款や方針が採用された。 Health Canada has provided funding for the development of tools, resources, guidebooks and knowledge transfer impacting smoke-free places and the dangers of second hand smoke. NGOs, universities, other governmental departments and agencies have received project funding supporting web based and hard copy resource material impacting smoke-free spaces in the home, car, public places, workplaces and public health and educational facilities. A detailed report on activities supporting the implementation of Article 8 is attached as Annex C カナダ保健省は、職場における禁煙や受動喫煙の危険性を啓発するツール、資料、ガイドブック等の開発、団体間での知識共有を行うための財政支援を行った。NGO、大学、その他の政府省庁・機関が、家庭、車、多数の者が利用する施設、職場、公衆衛生施設、教育施設での禁煙について取り扱った、インターネットや書類ベースの資料作成のための財政支援を受け取った。枠組条約第8条履行についての活動の詳細は添付資料Cに記載。

G8-5 イタリア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	□はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ

資料 6

3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（ambulances 救急車）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	× タクシー 救急車	□	× 配達車
		● 自家用車	□	□	□
		● その他 （詳細：クルーズ船、フェリー）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			

		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Partial ban since January, 10th 2005.　Fines for smoking were not allowed and for irregular or non signs posted.　No obligation exists for anybody in Italy, as a consequence of the smoking ban, to establish "smokers only" premises.　This should rather be understood as an option available to public commercial shops and services and workplaces intending to offer such premises to smokers.　In such a case, premises have to comply with the technical requirements imposed by the above-mentioned Decree 23 December 2003.　Obviously, if the premise is not in full compliance with the requirements of this Decree. It can only be used as a "no-smoking" premise. 2005年1月10日から部分的に禁煙となった。禁煙の場所で喫煙した場合、違反した場合、標識を掲示していない場合には、罰金が科せられる。イタリアでは、禁煙政策によって誰かが"喫煙者専用"施設を造る義務は発生しない。むしろ、この政策により多数の者が利用する商業施設、サービス、職場に、“喫煙者専用”施設を提供する選択肢が与えられたと理解されるべきである。その場合、施設は上述の2003年12月の法律が課す技術的な要件を満たさなければならない。しかし、施設が法律の要件を満たしていなければ、"非喫煙者専用"施設としてのみ利用されなければならない。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		complete ban since January, 10th 2005.　Fines for smoking where not allowed and for irregular or non signs posted 2005年1月に完全禁煙化が完了した。禁煙の場所で喫煙した場合、違反した場合、標識を掲示していない場合は、罰金が科せられる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Partial ban since January, 10th 2005.　Fines for smoking were not allowed and for irregular or non signs posted.　No obligation exists for anybody in Italy, as a			

		consequence of the smoking ban, to establish "smokers only" premises. This should rather be understood as an option available to public commercial shops and services and workplaces intending to offer such premises to smokers. In such a case, premises have to comply with the technical requirements imposed by the above-mentioned Decree 23 December 2003. Obviously, if the premise is not in full compliance with the requirements of this Decree. It can only be used as a "no-smoking" premise. 2005年1月10日から部分的に禁煙となった。禁煙の場所で喫煙した場合、違反した場合、標識を掲示していない場合には、罰金が科せられる。イタリアでは、禁煙政策によって誰かが"喫煙者専用"施設を造る義務は発生しない。むしろ、この政策により多数の者が利用する商業施設、サービス、職場に、“喫煙者専用”施設を提供する選択肢が与えられたと理解されるべきである。その場合、施設は上述の2003年12月の法律が課す技術的な要件を満たさなければならない。しかし、施設が法律の要件を満たしていなければ、"非喫煙者専用"施設としてのみ利用されなければならない。
3.2.2.8	**条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**	
	The "smokers only" premises are allowed by the Italian smoking ban but they are not very spread. Less than 3% of bar and restaurant organized such premises. Some Italian Municipalities established smoking ban in parks when in presence of children and pregnant women. “喫煙者専用”施設はイタリアで認められているものの、その数はあまり多くはない。わずか3%以下のバーやレストランが"喫煙者専用"施設として運営されている。子どもや妊娠中の女性が利用する公園を禁煙にしたイタリアの地方自治体もある。	

G8-8 日本

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	□はい	×いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	□はい	×いいえ
		● **州法**	□はい	×いいえ

資料 6

		● 行政命令	□はい		×いいえ
		● 自主協定	□はい		×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい		×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい		×いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	□	×
		● 医療施設	□	□	×
		● 教育施設	□	□	×
		● 大学	□	□	×
		● 一般企業	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	×
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	□	×
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	□	×
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	□	×
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	×

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	□	□	×
		● ショッピングセンター	□	□	×
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	□	×
		● その他（詳細:　）	□	□	×
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Occupational Safety and Health Act (Act No. 57 of June 8, 1972) stipulates the effort of employers to establish comfortable working environment including measures against passive smoking, and Guidelines on Restrict Smoking Area, etc. is provided. 労働安全衛生法（1972 年 6 月 8 日法律第 57 号）は雇用主に、受動喫煙対策等を含めた快適な職場環境を作る努力を要請し、喫煙エリアに関するガイドラインが定めている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Article 25 of the Health Promotion Act requires each facility manager to implement necessary measures regulating protection from exposure to tobacco smoke. Since the article does not specify the scope of the restriction, the actual application is left to the decision of each manager. 健康増進法第 25 条は施設管理者が受動喫煙を防止するために必要な対策を取るよう求めている。 同条は具体的な適用範囲を定めていないため、実際の適用範囲は施設管理者の判断に委ねられている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Article 25 of the Health Promotion Act requires each facility manager to implement necessary measures regulating protection from exposure to tobacco smoke. Since the article does not specify the scope of the restriction, the actual application is left to the descretion of each manager. 健康増進法第25条は、施設管理者が受動喫煙を防止するために必要な対策を取るよう求めている。同条は、具体的な適用範囲を定めていないため、実際			

		の適用範囲は施設管理者の判断に委ねられている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In 2010, Director-general of health service bureau notified that public space should be smoke-free. In 2010, cabinet decided to achieve smoke-free workplace before 2020. 2010 年、厚生労働省大臣が多数の者が利用する施設は禁煙であるべきだと発言した。 2010 年に内閣は 2020 年までに職場での禁煙を達成することを閣議決定した。	

資料 6

G20-1　オーストラリア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		In Australia, protection from exposure to tobacco smoke is primarily the responsibility of State and Territory governments. オーストラリアでは、受動喫煙対策は主に州・準州政府の責任で行われている。 Each State and Territory government has implemented tobacco control laws which include provisions to protect the public from exposure to tobacco smoke. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the primary tobacco control legislation in each State and Territory. 各州・準州政府は、受動喫煙から多数の者を保護する規定を含んだタバコ規制法を施行した。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		All Australian State and Territory tobacco control legislation has penalty and enforcement provisions.　Most States and Territories provide for enforcement and inspection mechanisms additional to the statutory penalty provisions. すべてのオーストラリアの州・準州のタバコ規制法には罰金と取り締まり規定が定められている。ほとんどの州・準州の法には罰則規定があり、取り締まりと検査		

		を行う仕組みが存在する。 The Victorian government provides funding to local councils to undertake inspections, education and enforcement activities in relation to tobacco smoke in dining and drinking venues. The arrangement is specified under a Service Agreement between the Victorian Department of Health and the Municipal Association of Victoria (the peak body representing local government authorities in Victoria). Inspection and enforcement activity for other workplaces is the responsibility of WorkSafe Victoria under a Memorandum of Understanding between the Department of Health and WorkSafe. Victorian police enforce the ban on smoking in cars with minors. ビクトリア州政府は、飲食店での喫煙に関する検査、教育、取り締まり活動のために地方自治体を財政支援している。ビクトリア州保健局とビクトリア州自治体協会（ビクトリアの地方政府機関の代表的組織）のサービス合意の下、このような取り決めが行われた。その他の職場の検査と取り締まり活動は、保健局と労働安全局間の覚書の下で、保健局と労働安全局が管轄している。ビクトリア州警察は、未成年者による車両内での喫煙を取り締まっている。 In New South Wales, compliance monitoring and investigation is carried out by authorised officers in Public Health Units of the fifteen Local Health Districts across the State. Enforcement activity is also undertaken by the New South Wales Ministry of Health. ニューサウスウェールズ州では、州内の15の地域健康区域で、公衆衛生局の担当職員が遵守の監視・調査を行っている。取り締まりはニューサウスウェールズの保健省でも行われている。 In South Australia, breaches of the legislation are enforced by South Australian police and monitored by Department of Health authorised officers. 南オーストラリア州では、南オーストラリア州警察が違反を取り締まり、保健局の職員が違反を監視する。 In Tasmania, nominated officers (volunteers) can be appointed to assist with enforcement of the legislation. タスマニア州では、任命された（ボランティアの）職員が取り締まりを支援する。 In Western Australia, investigators are gazetted to enforce the legislation. Restricted powers are also given to police and local authorities. 西オーストラリア州では、法の取り締まりを行う調査員が官報に掲載される。警察と地域団体に取り締まりの権限が与えられている。

		In the Australian Capital Territory, powers for the inspection of premises are regulated under the Smoke-Free Public Places Act 2003 (ACT). Police also have the power to stop vehicles to enforce the ban on smoking in cars with minors. オーストラリア首都特別地域では、2003年の多数の者が利用する施設における受動喫煙防止法に検査権限ついての規定がある。警察は未成年が車内で喫煙している車両を止める権限を持つ。 In the Northern Territory, non-compliance with the legislation is subject to on-the-spot fines of AUD $200-400 or prosecution. Authorised persons employed by the Northern Territory health department are also able to assist with enforcement. 北部準州で法に違反すると、現行犯の場合 AUD$200～400 の罰金または起訴となる。北部準州の保健局から任命された職員が取り締まりを支援する。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	×	□

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smoking is prohibited in all enclosed public places in Australia, including workplaces, with some limited exceptions varying between the States and Territories (including in relation to defined areas of casinos in New South Wales, Western Australia and Victoria; and certain other defined locations in Victoria). Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. オーストラリアでは、職場を含む多数の者が利用する施設内での喫煙は禁じられている。州・準州政府により多少の差異がある（ニューサウスウェールズ州・西オーストラリア州・ビクトリア州のカジノ関連区域、その他ビクトリア州の地域）。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Smoking is prohibited in all forms of public transport in Australia. This includes trains, buses, trams, airplanes, taxis, hire cars, ferries, covered areas of railway platforms, and bus shelters. In Queensland, Western Australia, Victoria, the Australian Capital Territory, New South Wales, Tasmania and South Australia, smoking is also banned in private motor vehicles where minors are present. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. オーストラリアのすべての公共交通機関で喫煙が禁じられている。電車、バス、飛行機、タクシー、レンタカー、フェリー、プラットフォーム内の対象エリア、バス			

		の待合所が対象となっている。クイーンズランド州、西オーストラリア州、ビクトリア州、オーストラリア首都特別地域、ニューサウスウェールズ州、タスマニア州、南オーストラリア州では、未成年者が同乗している場合は自家用車での喫煙が禁じられている。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Smoking is prohibited in all enclosed public places in Australia, with some limited exceptions varying between the States and Territories. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. オーストラリアでは、多数の者が利用する施設内のすべてで喫煙が禁じられている。州・準州政府により多少の差異がある。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は、添付資料 2 を参照。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	States and Territories have lead responsibility for smoking restrictions to prevent second-hand or passive smoking in Australia. Smoking is now banned in all indoor public places and transport and most jurisdictions have begun to extend bans on smoking to some outdoor public places. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. 州・準州政府は、オーストラリアの喫煙規制や、受動喫煙からの保護対策を牽引してきた。多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてと交通機関で喫煙が禁じられるようになった。ほとんどの州・準州政府が、多数の者が利用する屋外施設の一部までに禁煙の範囲を拡大している。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。	

G20-2 ブラジル

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ

		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		In Brazil, since 1996 there is a Federal Law that prohibits smoking in public enclosed places, but allows smoking designated areas and demands them to be "properly isolated and ventilated". Different interpretations on the language of the law have allowed different levels of implementation nationwide, ranging from a total ban mainly in companies, health-care units and government facilities to situations where smoking and non smoking areas share the same room. This last situation has been very usual mainly in bars, restaurants and other entertainment and hospitality sectors. ブラジルでは1996年より、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙を禁じる連邦法が施行されている。しかし"適切に隔離・換気された"喫煙室は認められている。法解釈の違いから、国内で施行規準が異なっている。主に企業、医療施設、官公庁は完全禁煙だが、喫煙エリアと禁煙エリアが同じ部屋内に存在することもある。主にバー、レストランやその他の娯楽・飲食店では、それが常態化している。 Another important problem with the current Federal law is related to the lack of inspection and penalties application by sanitary authorities in municipal level, what by its turn is a result from the low understanding of second hand smoke as a threat to health by policy makers in local level. 現在の連邦法の抱えるその他の重大な問題点は、地方衛生局による検査と罰則の適用が不十分なことである。原因は、地方の政治家の間で受動喫煙の害がよく理解されていないことである。 Since 2008 two Bills of law (BL 315/08 and BL 316/08), related to the Federal law, are under appreciation in Senate. But they are competitive: the BL 315/08 proposes a total ban and the BL 316/08 proposes to keep smoking designated areas, worsening the current federal legislation as it takes out the rule establishing that the smoking designated areas must be exclusively to smoke. There is a strong lobby from tobacco industry in National Congress to dismiss BL 315 and approve BL 316. 2008年から地方議会にて、連邦法に関連した二つの法律が制定された。しか		

		し、これらの法が矛盾している。"BL 315/08"は全面禁煙を提案しているのに対し、"BL 316/08"は喫煙室を容認し続けている。喫煙室の使用目的を喫煙のみとする連邦法の制定は、この矛盾によって困難な状況になっている。"BL 315"を却下して"BL 316"を承認させるため、タバコ業界は国民会議で強力なロビー活動をしている。 By the other hand from 2008 on, states and municipalities started to approve their own legislation on this matter. Currently 21 states and the Federal District (FD) approved their own legislation. From this total, 7 adopted a total ban (following the BL 315) and other 14 and the FD adopted a legislation following the BL 316 (keeping smoking in designated areas). In municipal level, 23 municipalities approved legislation banning smoking designated areas and 09 approved laws keeping it. Those states that banned smoking designated areas are being challenged in Court by organizations affiliated to tobacco industry under the argument that state and municipal laws are unconstitucional if more restrictive than the federal law. Until now it is awaiting to be judged by the Supreme Court. 一方、2008 年からは、州と連邦直轄地区はそれぞれにこの分野の法律を制定し始めた。現在、21 の州と連邦直轄地区が各々の法律を承認した。そのうち 7 州が全面禁煙を認め（BL 315 に準拠）、残りの 14 州・連邦直轄地区が喫煙室の継続を認めた（BL 316 に準拠）。地方自治体規模では、23 の地方自治体が喫煙エリアを禁じたが、9 の地方自治体は喫煙エリアの存続を認めた。連邦法よりも州法や地方自治体の条例が厳しいのは非合法的であるという議論の下、喫煙エリアを禁止した州は、タバコ産業の関連団体に訴訟を起こされている。現在もまだ最高裁での判決が出ていない。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		The municipal sanitary authoritie is responsible for the inspection and penalties application. 検査・罰則の適用は地方衛生局が管轄している。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙の実施手段の概要、部分的禁煙の実施手段の概要・詳細。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The latest national awareness campaigns conducted by the National Cancer Institute focused on workers' exposure to environmental tobacco smoke. ブラジル国立がん研究所が労働者の受動喫煙についての最新の啓発キャンペ			

		ーンを行っている。 Sensitizing labor and trader organizations, at state and local levels, about the importance of adopting tobacco-free environments. 州と地方の労働組合や貿易機関に、受動喫煙のない環境を作ることの重要性を訴えている。 Dissemination of studies and preparation of technical notes to support these actions. 研究成果を発表し、技術をわかりやすく解説していくことで、啓発活動が推進されている。
		● **公共交通機関での禁煙**
		This measure is largely fulfilled. 十分な成果が出ている。
		● **多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙**
		See information on workplaces, above. 上記の“屋内の職場での禁煙”を参照。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In Brazil, since 1996 there is a Federal Law that prohibits smoking in public enclosed places, but allows smoking designated areas and demands them to be “properly isolated and ventilated”. Different interpretations on the language of the law have allowed different levels of implementation nationwide, ranging from a total ban mainly in companies, health-care units and government facilities to situations where smoking and non smoking areas share the same room. This last situation has been very usual mainly in bars, restaurants and other entertainment and hospitality sectors. Another important problem with the current Federal law is related to the lack of inspection and penalties application by sanitary authorities in municipal level, what by its turn is a result from the low understanding of second hand smoke as a threat to health by policy makers in local level. ブラジルでは1996年より、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙を禁じる連邦法が施行されている。しかし“適切に隔離・換気された”喫煙室は認められている。法解釈の違いから、国内で施行規準が異なっている。主に企業、医療施設、官公庁は完全禁煙だが、喫煙エリアと禁煙エリアが同じ部屋内に存在することもある。主にバー、レストランやその他の娯楽・飲食店では、それが常態化している。現在の連邦法の抱えるその他の重大な問題点は、地方衛生局による検査と罰則の適用が不十分なことである。原因は、地方の政治家の間で受動喫煙の害がよく理解されていないことである。 Since 2008 two Bills of law (BL 315/08 and BL 316/08), related to the Federal law, are	

	under appreciation in Senate. But they are competitive: the BL 315/08 proposes a total ban and the BL 316/08 proposes to keep smoking designated areas, worsening the current federal legislation as it takes out the rule establishing that the smoking designated areas must be exclusively to smoke. There is a strong lobby from tobacco industry in National Congress to dismiss BL 315 and approve BL 316. 2008年から地方議会にて連邦法に関連した二つの法律が制定された。しかし、これらの法が矛盾している。"BL 315/08"は全面禁煙を提案しているのに対し、"BL 316/08"は喫煙室を容認し続けている。喫煙室の使用目的を喫煙のみとする連邦法の制定は、この矛盾によって困難な状況になっている。"BL 315"を却下して"BL 316"を承認させるため、タバコ業界は国民会議で強力なロビー活動をしている。 By the other hand from 2008 on, states and municipalities started to approve their own legislation on this matter. Currently 21 states and the Federal District (FD) approved their own legislation. From this total, 7 adopted a total ban (following the BL 315) and other 14 and the FD adopted a legislation following the BL 316 (keeping smoking in designated areas). In municipal level, 23 municipalities approved legislation banning smoking designated areas and 09 approved laws keeping it. Those states that banned smoking designated areas are being challenged in Court by organizations affiliated to tobacco industry under the argument that state and municipal laws are unconstitucional if more restrictive than the federal law. Until now it is awaiting to be judged by the Supreme Court. 一方 2008 年からは、州と連邦直轄地区はそれぞれにこの問題に向けた法律を制定し始めた。現在、21 の州と連邦直轄地区が各々の法律を承認した。そのうち 7 州が全面禁煙を認め（BL 315 に準拠）、残りの 14 州・連邦直轄地区が喫煙室の継続を認めた（BL 316 に準拠）。地方自治体規模では、23 の地方自治体が喫煙エリアを禁じたが、9 の地方自治体は喫煙エリアの存続を認めた。連邦法よりも州法や地方自治体の条例が厳しいのは非合法的であるという議論の下、喫煙エリアを禁止した州は、タバコ産業の関連団体に訴訟を起こされている。現在もまだ最高裁での判決が出ていない。

G20-4 インド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ

資料 6

		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The definition of 'public place' is comprehensive and includes all places visted by public whether as of right or not and includes all public places and private workplaces but does not include any open space. In addition, smoking is also prohibited at the open spaces that are visited by the public like open auditoriums, stadiums, railway stations, bus stops and such other places. 'No Smoking' signages as per provided specifications have to be prominently displayed in all public places. A physically segregated smoking area, subject to specifications provided by rules, may only be allowed in the following places:- “多数の者が利用する施設”は、多数の者が訪れるすべての場所を総合的に指している。これには一般企業も含まれるが、屋根のない場所は対象外である。さらに、屋根がなくても多数の者が訪れるような公会堂、スタジアム、鉄道駅、バス停留所のような場所は禁煙である。それらすべての施設で、規定の“禁煙”標識を目立つように表示させなければならない。規定により、隔離して設置されている喫煙エリアは以下の場所でのみ認められている。 Airports 空港。 Hotels with 30 or more rooms. 30 部屋以上あるホテル。 Restaurants with 30 or more seats. 30 席以上あるレストラン。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		The rules have designated 21 categories of authorized officers to ensure enforcement of smokefree rules in public places. As per these rules the owner/in-charge/proprietor/manager of a public place must ensure that: 権限別に21のカテゴリーに分けられた担当職員が、多数の者が利用する施設の禁煙規制の取り締まりを遂行する。規定により、多数の者が利用する施設の所有者、責任者、地権者、運営者は以下のことを必ず行わなければならない。 ● No person smokes in the public place under his jurisdiction		

		自らが管理する多数の者が利用する施設で誰にも喫煙させない。 ● A 60 X 30cm board saying, Smoking Here is an Offence" is prominently displayed at each entrance, floors, staircases, entrance of the lifts and at conspicuous place(s) inside "禁煙エリア　この場所での喫煙は違法です"と書かれた60×30cmのボードを入り口、フロア、階段、エレベーターの入り口、屋内の良く見える場所に目立つように掲示する。 ● Name of the person to whom a complaint may be made is prominently displayed 通報先の担当者名を目立つように掲示する。 ● No ashtrays, lighters matchsticks etc. are provided. 灰皿、ライター、マッチ等を提供しない。 ● 'Smoking area or space' is not provided at the entrance or exit of a restaurant, hotel or airport. Such area is distinctively marked as "Smoking Area" in English and the local language. "Smoking Area" is used only for the purposes of smoking and no service(s) are allowed therein. "喫煙エリアまたは喫煙スペース"をレストラン、ホテル、空港の出入り口に設けない。"喫煙エリア"であることを英語と現地語で明確に表示する。"喫煙エリア"内は喫煙目的のみで使用し、他の目的で使用したり、サービスの提供を行ったりすることは禁じられている。 If owner, manager, supervisor etc. fails to act upon any complaint he is liable to a fine equivalent to the number of individual offences recorded on his premises. もし所有者、経営者、管理者等が通報に対応しなかった場合、施設内で記録された違反の数に見合った罰金を支払わなければならない。 Guidelines have been developed and disseminated by Ministry of Health & Family Welfare to facilitate the state governments in implementation of the smokefree Rules. 州政府の禁煙政策を支援するため、保健家族福祉省がガイドラインを作成し配布した。 National level toll free reporting helpline has been established (1800110456) for reporting violations. 国の違反通報用無料電話相談サービスが開設された。(1800110456)			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● **官公庁**	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：auditorium, stadium, railway station, bus stand/stop 公会堂、スタジアム、鉄道駅、バス停）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関（バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両（タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他(詳細：ホテル、空港)	□	×	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The definition of 'public places' is comprehensive and includes all places visted by public whether as of right or not and includes auditorium, hospital buildings, railway waiting rooms, amusement centres, restrurants, public offices, court			

		buildings, educational institutions, libraries, public conveyances, refreshment rooms, banquet halls, discotheques, canteen, coffee house, pubs, bar, airport lounge, shopping malls, cinema halls and the like. However hotels having 30 or more rooms and restrurants having seating capacity of 30 or more persons and airports may create a separate smoking rooms as per the specifications and ventilation standards provided in rules. “多数の者が利用する施設”は、多数の者が訪れるすべての場所を総合的に指している（公会堂、病院の建物、鉄道の待合室、娯楽施設、レストラン、官公庁、裁判所の建物、教育機関、図書館、公的輸送機関、カフェテリア、バンケットホール、ディスコ、食堂、喫茶店、パブ、バー、空港ラウンジ、ショッピングセンター、映画館等）。ただし、30 部屋以上あるホテル、収容人数が 30 人以上のレストラン、空港には、換気装置付きで隔離されている等の管理基準に適合した喫煙室を設けることができる。
		● 公共交通機関での禁煙
		All public conveyance including railways. In addition sale of tobacco is banned in railways and its premises. 鉄道を含むすべての公共交通機関は、禁煙である。また、鉄道と鉄道施設内でのタバコの販売は、禁止されている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Public place includes all indoor workplaces, including private workplaces. 一般企業も含む屋内の職場等、多数の者が利用する施設は、禁煙である。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Regular communications are sent to the states to implement the smokefree Rules. Public advertisements are published from time to time in the leading national and regional dailies. The number of jurisdictions becoming smokefree has been increasing. Regular mass media campaign is being carried out under the National Tobacco Control programme to increase awareness against tobacco use and smokefree rules. Violations of anti-tobacco laws have been made part of monthly crime reporting by police authorities. 禁煙規制の実施のため、州への定期報告が実施されており、主要新聞と地方新聞に時折、公共広告が掲載されている。禁煙区域の数は増加している。国の禁煙プログラムに基づき、喫煙と受動喫煙防止法に関するマスメディアを使った啓発プログラムが定期的に行われている。受動喫煙防止法の違反は、警察当局によって毎月報告されている。 A series of advocacy workshops have been organised at state level to sensitise the key stakeholders on tobacco control laws.	

	受動喫煙防止法の主要な関係者の啓発を目的として、州規模で一連の支援ワークショップが行われた。 The orders of the various courts of law for implementation of the smokefree rules have been shared with all the states to strengthen implementation of the smokefree rules. 受動喫煙防止法施行のための様々な裁判所命令が、すべての州の間で共有された。 With the enforcement of smoke free rules in October 2008, a mechanism for monitoring of smoke free laws has been established. Various states have started conducting raids and challans by the dedicated staff for the violations related to ban on smoking in public places. There are also examples of cities, states, districts, villages going smokefree, all over the country. 2008 年 10 月の受動喫煙防止法施行にともない、受動喫煙防止法の監視機構が設立された。多数の者が利用する施設での禁煙規制違反に対応するため、多くの州が担当職員による強制捜査を行った。インドでは、禁煙を行った市、州、県、村の事例も多くある。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**
	Ministry of Health & FW has been advocating with the State Governments to make compliance to anti-tobacco laws a necessary condition for issue of licenses to eataries. 健康・家族福祉省は国と共に、受動喫煙防止法の遵守を飲食店向けの免許発行に必要な条件にすることを提唱している。

G20-5 韓国

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下のいずれかのような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	×はい	□いいえ
		● **行政命令**	×はい	□いいえ

資料 6

		● 自主協定	×はい	□いいえ	
		● その他（詳細：　）	×はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Non smoking areas in accordance with National Health Promotion has set the target facility. 国民健康増進法の禁煙エリアの対象となる施設が決定した。 For smoking in smoke-free areas, offenders will be fined up to KRW 100,000. 禁煙エリアで喫煙した者には、100,000 ウォン以下の罰金が科せられる。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Regulatory enforcement and crackdown is carried out by local government 地方自治体が、規制の実施と取締まりを行う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：託児施設）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両	□	□	×

資料 6

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	×
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	×
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The whole of the following facilities will be designated as smoking area. 以下の施設は施設全体が禁煙エリアに指定される。 - Government offices, public institutions, schools, health-care facilities, child nursing facilities, private institutes, office buildings, factories and multipurpose buildings, which are with a floor area of 1,000 m² and more. 1000㎡以上の床面積を持つ、官公庁、公共機関、学校、医療施設、保育施設、一般企業、オフィスビル、工場、多目的ビル。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The whole of the following facilities will be designated as smoking area. 以下の施設は施設全体が禁煙エリアに指定される。 - The public transport including lobbies, plaltforms and underground passagges in transportation facilities such as airports, ferries, railway stations, bus terminals, other types of transportation with more than 16 seats, children transport behicles 公共交通機関の施設内のロビー、プラットフォーム、地下通路。公共交通機関の施設には、空港、フェリー、鉄道駅、バスターミナル、その他の 16 席を超える公共交通機関、子どもを乗せる車両が含まれる。			

資料 6

		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		The whole of the following facilities will be designated as smoking area. 以下の施設は施設全体が禁煙エリアに指定される。 1. Youth activity center, library, children's play facilities ： 若者活動センター、図書館、子どもの遊戯施設 2. theaters with more than 300 seats, large stores ： 300席を超える劇場、大型店舗 3. underground shopping malls ： 地下のショッピングモール 4. tourist accommodations ： 宿泊施設 5. sports facilities whose capacity is more than 1,000 spectators. ： 収容人数が1,000人を超えるスポーツ施設 6. welfare facilities, public baths ： 福祉施設、公衆浴場 7. Game software suppliers targetting both youth and adults, internet computer game facilities and multimedia game content facilities. ： 若者や成人を対象としたゲームセンター、インターネットコンピューターゲームの娯楽施設、マルチメディアゲームの娯楽施設 8. Large restaurants, cafeteria and bakery, comic book stores. ： 大型レストラン、カフェテリア、ベーカリー、漫画書店
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	On 7 June 2011, the National Health Promotion Act was amended to introduce a comprehensive ban on smoking in public facilities, which came into effect from 8 Dec.2012. 2011年6月7日、国民健康増進法が改正され、多数の者が利用する施設での喫煙が総合的に禁止された。2012年8月に施行された。 In addition to the extension of non-smoking areas, it contains stricter rules concerning operation of public facilities and setting up of indoor smoking rooms. 禁煙エリアの拡大に加えて、多数の者が利用する施設と屋内の喫煙室の設置に関するさらに厳しい規則が含まれている。	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**	
	Under a comprehensive ban on smoking in public facilities, setting up of indoor smoking room is also allowed. 多数の者が利用する施設は全面的に禁煙だが、屋内に喫煙室を設けることは認められている。	

資料 6

G20-7　南アフリカ共和国

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		Individuals may be fined for smoking in non-smoking areas. 禁煙エリアで喫煙した者には罰金が科せられる。 Owners and managers of public places are responsible for ensuring that nobody smokis in nonsmoking areas and can be fined breaches of the law. 多数の者が利用する施設の所有者・管理者は禁煙エリアで喫煙する者がいないことを保証する責任があり、違反すると罰金が科せられる。 Environmental Health Practitioners monitor coplinace with the law. 環境衛生士が法の遵守を監視する。 Citizens can log complaints of establishments that d not comply with the law to the Tobacco or Health Information line 一般市民は法律違反の施設をタバコおよび健康情報ラインに通報できる。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：commercial child care or child tutoring facilities, even if in a private home 個人宅使用の場合も含む営利目的の託児施設、学習塾）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	×	□
		● その他 （詳細：motor vehicle when children under 12 years are passengers 12歳未満の子どもが同乗する自動車）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□

		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		All indoor workplaces are smokefree, however, currently smoking is allowed in designated areas which are no more than 25% of the public place, separately ventillated, physically isolated and signposted. すべての屋内の職場は禁煙だが、現状では喫煙室での喫煙が認められている。喫煙室は個別に換気・隔離されて標識があり、多数の者が利用する施設の面積の25%以下でなければならない。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Smoking is prohibited on public transport but trains can have smoking carriages 公共交通機関での喫煙は禁じられているが、電車には喫煙車両を設けることができる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		All indoor public places are smokefree, however, currently smoking is allowed in designated areas which are no more than 25% of the public place, separately ventillated, physically isolated and signposted. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべては禁煙だが、現状では、喫煙室での喫煙が認められている。喫煙室は個別に換気・隔離されて標識があり、多数の者が利用する施設の面積の25%以下でなければならない。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				

	The ban on smoking was extended to include partially covered public places and within a prescribed distance of an entrance to an enclosed public place. The Minister may also regulate smoking in selected outdoor areas where people congregate. Smoking is prohibited in motor vehicles when children under 12 years are passengers in the vehicle. Refer to Annex 1 – Tobacco Products Control Ammendment Act 2007. 禁煙の範囲は、部分的に屋根のある場所や、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）の出入り口から一定の距離内にまで拡大された。担当大臣により、人が集まる特定の屋外の場所についても喫煙が制限される可能性がある。12歳未満の子どもを乗せた自動車は、禁煙となった。添付資料1参照 – 改正タバコ製品規制法（2007年）

G20-8 トルコ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		100% smokefree law has been implemented in indoor workplaces, public transport and in indoor public places like bars, coffees and restaurants. 屋内の職場、公共交通機関、バー・カフェ・レストラン等の多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）を完全禁煙にする受動喫煙防止法が施行された。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		

資料 6

		Countrywide, in 81 provinces there are currently 2848 inspection teams who inspect and enforce the law when a violation takes place. 国内 81 県に現在 2,848 の検査チームがあり、 検査と法律違反の取り締まりを行っている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□

		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smokefree Law bans smoking in all indoor areas and on public transport, including in taxis and in hospitality venues.　As of 2011 total number of inspections in indoor workplaces is 148.745 受動喫煙防止法は、タクシー、飲食店を含むすべての屋内の場所での喫煙を禁止している。2011年現在、屋内の職場で行われた検査総数は、148.745件である。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		As of 2011, total number of inspections in public transport is 59.555. 2011年現在、公共交通機関で行われた検査総数は、59.555件である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		As of 2011, total number of inspections in public places like the hospitality venues ones is 1.119.060 2011年現在、飲食店のような多数の者が利用する施設で行われた検査総数は、1.119.060件である。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
3.2.2.9	このセクションで網羅されていない関連情報がある場合、以下の欄に記入。				
	Although it is free, smokers have decreased their smoking at 35% at home.　Moreover, a decline by 20% was determined in the applications to outpatient clinics due to asthma crisis and respiratory infections since the beginning of the full implementation of Smokefree Law until July 2010. 強制されたわけではないが、喫煙者の自宅内での喫煙が 35%減少した。さらに、2010 年 7 月の受動喫煙防止法の完全実施当初から、喘息の重責発作や呼吸器感染症による外来診療件数が 20%減少した。				

資料 6

Other-1　ニュージーランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking is banned in the enclosed areas of all workplaces, on all school grounds, in public transport, including buses and taxis, the indoor areas of restaurants, cafes and bars.　The provisions are set out in a 2003 anendment to the Smoke-free Environments Act 1990.　Many local authorities have no-smoking policies for parks, sports grounds, children's playgrounds and the like. 屋内空間にあるすべての職場、すべての学校の敷地内、バス・タクシーを含む公共交通機関、レストランの屋内部分、カフェ、バーで喫煙することは、禁じられている。1990年の禁煙環境法の改正は、2003年に実施された。多くの地方自治体は方針として公園、運動場、子どもの遊び場等を禁煙にしている。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		Smoke-free Officers attached to District Health Boards are located throughout the country.　They initiate investigations or receive complaints and investigate possible breaches of the Smoke-free Environments Act 1990, work to seek compliance or if appropriate prepare papers for prosecutions to be taken through through the Courts. 地区保健局の禁煙担当職員が全国に配備されている。担当職員は、調査や苦情の対応を行う。1990年の禁煙環境法への違反があれば捜査し、遵守するよう働きかけるか、必要であれば裁判に向けて資料を準備する。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

3.2.2.7		**完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。**
		● **屋内の職場での禁煙**
		The Smoke-free Environments Act 1990 requires all indoor workplaces to be smoke-free. There is a partial exemption for hospital care (mental health institutions) and for rest home where residents may be permitted to smoke in a dedicated smoking room which must be mechanically ventilated, and from which the escape of smoke is minimised (see section 6 of the Smoke-free Environments Act 1990). Prisons became smokefree in 2011. 1990年の禁煙環境法は、すべての屋内の職場での喫煙を禁止している。病院での看護施設（精神医療施設）、入居者が喫煙室での喫煙が認められている介護施設は、部分的に例外となっている。喫煙室には換気設備を設置して、漏出する煙を最小限に留めなければならない（1990年の禁煙環境法第6条を参照）。2011年から刑務所も禁煙となった。
		● **公共交通機関での禁煙**
		The Smoke-free Environments Act 1990 prohibits smoking in all passenger service vehicles, for example, buses, taxis 1990 年の禁煙環境法は、バスやタクシー等のすべての旅客輸送車両での喫煙を禁止している。
		● **多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙**
		The Smoke-free Environments Act 1990 prohibits smoking in certain public places including all school grounds at all times. 1990 年の禁煙環境法は、すべての学校の敷地を含む特定の多数の者が利用する施設での喫煙を、いかなるときも禁止している。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	New Zealand has been running mass media campaigns on the dangers of exposure to second-hand smoke. These campaigns have focused on smoke-free homes and smoke-free cars in recent years. ニュージーランドは、受動喫煙にさらされることの危険性についてマスメディアキャンペーンを行っている。近年のキャンペーンでは、家や車での禁煙について取り上げている。	

資料 6

Other-2　スペイン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	×はい	□いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Modificación de la Ley 28/2005 (Ley 42/2010): 法律2005年第28号を改正した法律2010年第42号が施行された。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□

		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：カジノ）	□	□	□

Other-3　ギリシャ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ

資料 6

		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		National law that prohibits smoking in all public places except casinos and night clubs more than 300 square meters 国法により、300 ㎡を超えるカジノ、ナイトクラブを除く、多数の者が利用するすべての施設での喫煙は禁じられている。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Penalties for violations are described in national law 違反への罰則は、国法に定められている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他	□	□	×

資料 6

		（詳細：casinos, night clubs more than 300 square meters **300** ㎡を超えるカジノ、ナイトクラブ）			
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：casinos, night clubs more than 300 square meters **300** ㎡を超えるカジノ、ナイトクラブ）	□	□	×
		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		● 公共交通機関での禁煙			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	A complete ban was implemented. The only exceptions are casinos and night clubs more than 300 square meters which have to pay a fee on an annual basis 完全禁煙が実施された。年会費のある300㎡を越えるカジノ・ナイトクラブのみ例外となっている。				

Other-4 ベルギー

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	□はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		

資料 6

		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Interdiction totale de fumer dans les lieux publics fermés sans exceptions. Seul un fumoir peut être installé sous certaines conditions très strictes (fermé, pas une zone de passage,extraction, 25% maximum de la surface du lieu, service interdit) 完全閉鎖の喫煙室で、一般の通行区域から離れた場所にあり、独立した排気装置を備え、かつ、そこで飲食や給仕は不可の場合にのみ許可される。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Le contrôle du respect de la législation est assuré en fonction des lieux par les services d'inspection du SPF Santé publique, de l'agence fédérale pour la sécurité de la chaine alimentaire ou du SPF Emploi. La police est compétente pour le contrôle de l'ensemble des lieux. 法律の施行は連邦公共衛生管理局（厚生省に相当）、食糧衛生管理連邦事務局、または、連邦雇用管理局（労働省に相当）の監査を受けた場所において保証される。警察はすべての場所の禁煙が遵守されていることを監視する責任がある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	□	□
		● 業務用車両 (タクシー、救急車、配達車)	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他(詳細:)	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など):			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他(詳細:カジノ)	□	□	×
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The ban is total but the employers can install a separated, ventilated and closed smoking room for smokers. Only smoking is allowed in this room. 完全禁煙であるが、雇用主は隔離・換気・密閉された喫煙室を設けることができる。喫煙は、喫煙室でのみ認められている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The ban is total. 完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)での禁煙			
		In bars where no food is served and in nigthclubs where a smoking zone can be			

		installed on 50 % on the surface.　食事の提供されないバー、ナイトクラブには面積の50%に喫煙ゾーンを設けることができる。 In casinos (gaming zone) there are no restrictions. カジノ(ゲームゾーン)には喫煙の制限がない。 In all other facilities (restaurants, cultural facilities,…) the ban is total with the possibility for the owner to install a separated, ventilated and closed smoking room for smokers.　Only smoking is allowed in this room. その他のすべての施設(レストラン、文化施設等)は完全禁煙であるが、所有者が隔離・換気・密閉された喫煙室を設けることができる。喫煙は、喫煙室でのみ認められている。
3.2.2.8	**条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	A new law have been implemented since January 2010.　It's stricter than the former one where it was still possible to smoke in bars where food was served.　The principle of the total smoking ban has been accepted and will be implemented on 1 July 2011.　See Annex 2 of this report. 新たな受動喫煙防止法が2010年1月に施行された。新法は、食事が提供されるバーでもまだ喫煙が可能だった旧法よりも、さらに厳しくなっている。完全禁煙の原則が認められ、2011年1月から施行される。添付資料2を参照。 The total ban without the exception of bars, nigthclubs and casinons will be implemented at the latest in July 2014 and at the shortest in January 2012.　A political decision is still to be taken. バー、ナイトクラブ、カジノの例外措置は遅くとも2014年7月に、早ければ2012年1月に廃止される。政治判断がまだ必要とされている。 In Flanders the general judicial framework was complemented with additional, stricter rules voor educational facilities (decree of 6/6/2008).　Smoking was banned on all school-related territory (inhouse and outhouse), not only for students and teachers, but also for parents and visitors.　Smoking is now also prohibited on educational trips. 教育機関にさらに厳しい条件を付け加えたことが、フランダースの司法業界全体から評価されている(2008年6月6日の法令)。生徒と教師だけでなく、親や訪問者も学校に関係するすべての場所で(屋内と屋外で)喫煙が禁止された。今では、社会見学でも喫煙が禁止されている。	

	A similar decree exists for the french community フランス共同体にも類似した法令がある。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**
	Annex 4 contains detailed information on the enforcement of the smoke-free legislation. 受動喫煙防止法の実施に関する詳細情報は添付資料 4 を参照。

Other-5　スロベニア

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	□はい	□いいえ
		● **行政命令**	□はい	□いいえ
		● **自主協定**	□はい	□いいえ
		● **その他の手段（詳細：　）**	□はい	□いいえ
3.2.2.3		**禁煙の実施手段の概要を記入。**		
		Act provides a total ban on smoking in all enclosed public places and workplaces, including bars and restaurants.　Smoking shall be still allowed: 受動喫煙防止法により、バーやレストランを含む多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてと職場での喫煙は、完全に禁止。以下の場所ではまだ喫煙が認められている。 - in areas specially designated for smokers at residential facilities and other accommodation providers, 住居やその他の宿泊施設で喫煙者専用に用意された場所。 - in senior citizens' homes and jails in areas not intended for common use, should smokers alone reside there, 老人ホームや刑務所内の共用でない場所で、喫煙者が一人で住んでいる場所。 - in areas specially designated for smokers in psychiatric hospitals and in areas		

		specially designated for smokers at other treatment providers for mental patients, 精神病院内や精神病患者向けの治療施設等で、喫煙者専用に用意された場所。 - in smoking rooms 喫煙専用室。 Public places pursuant to this act are those designed for activities in the fields of healthcare, childcare, education, social work, traffic, public transport, trade, catering and tourism, sport and recreation, and culture. 受動喫煙防止法にある多数の者が利用する施設とは、医療、児童保育、教育、社会福祉、運輸、公共交通、貿易、飲食や観光、スポーツやレクリエーション、文化等の活が行われる場所を指す。 Public places specified in the previous paragraph are specifically waiting rooms, conference rooms, cinema halls, theatres, health, childcare, education and social institutes, catering premises, shops, sports halls, means of public transport, lifts, cable cars, public toilets and other spaces where non-smokers are exposed to cigarette smoke against their will. Workplaces pursuant to this act means any closed area under the control of an employer where work and services are performed for the employer. 具体的には、待合室、会議室、映画館、劇場、医療施設、児童保育施設、教育施設、社会福祉施設、飲食施設、小売店、スポーツホール、公共交通機関、エレベーター、ケーブルカー、公衆トイレ等の、非喫煙者が自らの意思とは関係なくタバコの煙にさらされるような場所を指す。受動喫煙防止法の指す職場とは、雇用主が管理する場所で、雇用主のために労働が行われる場所のことである。 Any space with a roof where more than half of the area of the appurtenant walls is completely closed shall be deemed an enclosed public place or work premises. Smoking shall also be prohibited in areas that pursuant to this act are not deemed enclosed spaces, if they are part of the appurtenant functional land of areas where childcare and education are provided. 屋根があり半分を超える面積が壁で囲まれた場所は、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）または職場とみなされる。屋内とみなされない場所であっても、児童保育施設や教育施設に付随した場所では、法の下で喫煙が禁じられている。 A smoking room is an enclosed area that is physically separate from other

		enclosed areas, and is specially regulated exclusively for smoking, with service not allowed in the space. Food and beverages also may not be consumed in the smoking room. 喫煙室は、他の屋内の場所から隔離・密閉されて設置される。喫煙室は喫煙専用のため、中では接客も飲食も行われない。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい		□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Supervision of the implementation of the law shall be conducted by the Health Inspectorate of the Republic of Slovenia, the Labour Inspectorate of the Republic of Slovenia, the Market Inspectorate of the Republic of Slovenia, and the Customs Administration of the Republic of Slovenia. 受動喫煙防止法の施行・取り締まりは、スロベニア共和国の衛生監督局、労働監督局、市場監督局、関税局が行う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細: Smoking shall also be prohibited in areas that are not deemed enclosed places, if they are part of the appurtenant functional land of areas where childcare and education are provided. 屋内とみなされない場所であっても、児童保育施設や教育施設に付随した場所では、喫煙が禁じられている。）	×	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□

		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細: Public places are those designed for activities in the fields of healthcare, childcare, education, social work, traffic, public transport, trade, catering and tourism, sport and recreation, and culture. 医療、児童保育、教育、社会福祉、輸送、公共交通、貿易、飲食や観光、スポーツやレクリエーション、文化等の活動が行われる多数の者が利用する施設）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		On 5 August 2007 the Act Amending the Restriction of the Use of Tobacco Products Act entered into force in Slovenia, prohibiting smoking in all enclosed workplaces. すべての屋内の職場での喫煙を禁止する受動喫煙防止法（改正喫煙規制法）が、2007年8月5日にスロベニアで施行された。			

		Workplace pursuant to this act means any closed area under the control of an employer where work and services are performed for the employer. The principal goal of the act is total protection of the employees in all occupational groups against the exposure to harmful effects of the tobacco smoke at the workplace. 受動喫煙防止法の指す職場とは、雇用主が管理する屋内の場所で、雇用主のために労働や業務が行われる場所のことである。受動喫煙防止法の主な目的は、すべての職業の労働者を職場内で有害な受動喫煙から保護することである。 The Act allows smoking only in separate smoking rooms of the accommodation facilities and other facilities that provide overnight stays, in the residential rooms of the old people's homes and in prisons, in separate smoking rooms of the psychiatric hospitals and in the rooms designed specially for smoking- the so called smoking rooms. It is not allowed to bring or serve food and drinks inside smoking rooms and they can comprise no more than 20% of the total area of the public or workplace. Smoking rooms are not allowed in places to which total ban of smoking has applied so far, i.e. healthcare and educational institutions. 受動喫煙防止法は、宿泊施設等の中にある喫煙室、老人ホームや刑務所内の居住用の個室、精神病院内の隔離された喫煙室、喫煙専用に設置された喫煙室の中でのみ、喫煙を許可している。喫煙室内に飲食物を持ち込んだり、提供したりすることは禁止されている。喫煙室の面積は多数の者が利用する施設・職場の面積の20%を超えてはならない。完全禁煙が適用されている場所に、喫煙室を設けることは認められていない。 例:医療機関、教育機関。 Smoking rooms must meet the following conditions: - the space must be regulated so that air contaminated with tobacco smoke cannot flow freely from it into other spaces, - the space may not be designed for passage into other areas, and may not exceed more than 20% of the total surface area of the public space and/or work premises, - the space must be designed exclusively for smoking, with service not allowed in the space, - food and beverages may not be consumed in the space. 喫煙室には以下の条件が課されている。 - タバコの煙に汚染された空気が他の空間に漏出しないように管理されてい

		なければならない。他の場所に通じる通路に設置してはならない。多数の者が利用する施設・職場の面積の20%を超えてはならない。 - 喫煙のみの目的で使用され、いかなる業務も行われない。 - 飲食は禁止。 We have very strict Rules on the conditions which must be fulfilled by smoking rooms. 喫煙室にはたいへん厳しい条件が課されている。
		● 公共交通機関での禁煙
		The Act Amending the Restriction of the Use of Tobacco Products Act bans smoking in all means of public transport. 受動喫煙防止法（改正喫煙規制法）はすべての公共交通機関での喫煙を禁止している。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		On 5 August 2007 the Act Amending the Restriction of the Use of Tobacco Products Act entered into force in Slovenia, prohibiting smoking in all public places, including bars and restaurants. バー・レストランを含む、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてにおいて喫煙を禁止する受動喫煙防止法（改正喫煙規制法）が2007年8月5日にスロベニアで施行された。 Public places pursuant to this act are those designed for activities in the fields of healthcare, childcare, education, social work, traffic, public transport, trade, catering and tourism, sport and recreation, and culture. Public places specified in the previous paragraph are specifically waiting rooms, conference rooms, cinema halls, theatres, health, childcare, education and social institutes, catering premises, shops, sports halls, means of public transport, lifts, cable cars, public toilets and other spaces where non-smokers are exposed to cigarette smoke against their will. 受動喫煙防止法の対象となる多数の者が利用する施設とは、医療、児童保育、教育、社会福祉、運輸、貿易、飲食や観光、スポーツやレクリエーション、文化等の活動が行われる場所である。具体的には、待合室、会議室、映画館、劇場、医療施設、児童保育施設、教育施設、社会福祉施設、飲食施設、小売店、スポーツホール、公共交通機関、エレベーター、ケーブルカー、公衆トイレ等で非喫煙者が自らの意思とは関係なくタバコの煙にさらされるような場所を指す。 The Act allows smoking only in separate smoking rooms of the accommodation facilities and other facilities that provide overnight stays, in the residential rooms

		of the old people's homes and in prisons, in separate smoking rooms of the psychiatric hospitals and in the rooms designed specially for smoking- the so called smoking rooms. It is not allowed to bring or serve food and drinks inside smoking rooms and they can comprise no more than 20% of the total area of the public or workplace. Smoking rooms are not allowed in places to which total ban of smoking has applied so far, i.e. healthcare and educational institutions. 受動喫煙防止法は、宿泊施設等の中にある喫煙室、老人ホームや刑務所内の居住用の個室、精神病院内の隔離された喫煙室、喫煙専用に設置された喫煙室の中でのみ、喫煙を許可している。喫煙室内に飲食物を持ち込んだり、提供したりすることは禁じられている。喫煙室は多数の者が利用する施設・職場面積の20%を超えてはならない。完全禁煙が適用されている場所に、喫煙室を設けることは認められていない。 例:医療機関、教育機関 Smoking rooms must meet the following conditions: - the space must be regulated so that air contaminated with tobacco smoke cannot flow freely from it into other spaces, - the space may not be designed for passage into other areas, and may not exceed more than 20% of the total surface area of the public space and/or work premises, - the space must be designed exclusively for smoking, with service not allowed in the space, - food and beverages may not be consumed in the space. 喫煙室には以下の条件が課されている: - タバコの煙に汚染された空気が他の空間に漏出しないように管理されていなければならない。 - 他の場所に通じる通路に設置してはならない。多数の者が利用する施設・職場の面積の20%を超えてはならない。 - 喫煙のみの目的で使用され、いかなる業務も行われない。 - 飲食は禁止。 We have very strict Rules on the conditions which must be fulfilled by smoking rooms. 喫煙室にはたいへん厳しい条件が課されている。
	条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	

資料 6

Other-6　スロバキア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	×はい	□いいえ	
		● 行政命令	□はい	□いいえ	
		● 自主協定	□はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	□	□
		● 業務用車両 (タクシー、救急車、配達車)	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他(詳細:)	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など):			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他(詳細:)	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		We have approved total ban of smoking in public places with exception bars, nightclubs and restaurants 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)の完全禁煙が認められた。バー、ナイトクラブ、レストランは、禁煙の対象外となっている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Total ban of moking covers all public transport vehicles 公共交通機関の車両は、すべて完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)での禁煙			

		Smoking in indoor public places is covered by national law on protection of non-smokers from 2004 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙は、2004 年から非喫煙者保護法（国法）により規制されている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	We haven´t still approved tha law of non-smokers where is established total ban of smoking in restaurants and bars. レストラン・バーを完全禁煙にする非喫煙者（保護）法は、未だ認可されていない。	

Other-8　アイルランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Section 47 of the Public Health Tobacco Act 2002 as amended provides for the prohibition of smoking in a specified placed which is defined as 2002年、公衆衛生タバコ法第47条が改正され、以下の場所での喫煙が禁止された。 (a) a place of work：すべての職場 (b) an aircraft, train, ship or other vessel, public service vehicle, or a vehicle used for the carriage of members of the public for reward other than a public service vehicle, insofar as it is a place of work, 　職場としての飛行機、電車、船・その他の船舶、公用車および公用車以外の		

		営利目的で多数の者を輸送する車両 (c) a health premises, insofar as it is a place of work：職場としての医療施設。 (d) a hospital that is not a health premises, insofar as it is a place of work： 医療施設以外の職場としての病院 (e) a school or college, insofar as it is a place of work： 職場としての学校、大学 (f) a building to which the public has access, either as of right or with the permission of the owner or occupier of the building, and which belongs to, or is in the occupation of—： 多数の者が訪れる建物で、建物所有者・占有者の正式な許可の下で、所属したり、以下の業務で使用したりする建物 (i) the State：国 (ii) a Minister of the Government：政府の省庁 (iii) the Commissioners of Public Works in Ireland： アイルランド公共事業委員会 (iv) a body established by or under an Act of the Oireachtas, insofar as it is a place of work：アイルランド議会で制定される法に基づいて・準じて設立された、職場としての組織。 (g) a cinema, theatre, concert hall or other place normally used for indoor public entertainment, insofar as it is a place of work： 職場としての映画館、劇場、コンサートホール、多数の者の娯楽として普段利用されるその他の屋内施設 (h) a licensed premises, insofar as it is a place of work, or 認可された、職場としての施設 (i) a registered club, insofar as it is a place of work. 登録された、職場としてのクラブ。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Section 48 of the Public Health Tobacco Acts as amended provides for the appointment of, and sets out the powers of the Authorised Officers who are charged with the enforcemnet of the Tobacco legislation. Sections 50 the Public Health Tobacco Acts as amended sets out the conditions for the taking of samples by the authorised officers in realtion to enforcement of the legislation. 公衆衛生タバコ法第 48 条は、職員を選任し権限を与え、職員が法の取り締まりを行えるよう改定された。公衆衛生タバコ法第 50 条は、取り締まりを目的として改定され、担当職員がサンプル調査を行う条件が定められた。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			

		● 屋内の職場での禁煙
		Smoking is prohibited in Ireland in all workplaces since 2004. アイルランドでは、2004年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Smoking is prohibited in all workplaces since 2004. アイルランドでは、2004 年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Smoking is prohobited in all workplaces since 2004. アイルランドでは、2004 年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Smoking in all workplaces has been prohibited in Ireland since 2004. アイルランドでは、2004 年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**	
	Smoke-free workplace legislation continues to enjoy strong public support and high levels of compliance. Active enforcement by Environmental Health Officers (EHOs) from the Health Service Executive (HSE), through the National Tobacco Control Inspection Programme, is critical to maintaining these compliance levels. 職場での禁煙に関する法律は国民からの高い支持を得ており、高い遵守率を誇っている。国家タバコ規制検査プログラムを通して派遣される、健康福祉庁(HSE)の環境保健担当官(EHOs) による取り締まりが、このような高い遵守率に貢献している。 In 2009, 25 cases taken for non-compliance with smoke-free workplace legislation, 18 of which were in respect of licensed premises. 2009年には、職場での禁煙に関する法律への違反が、25件確認された。そのうち18件は認可された施設で起こった。 In 2008, 25,350 smoke-free workplace inspections were conducted by Environmental Health Officers (EHOs). Of these: 2008 年、25,350 件の職場の遵守状況の立ち入り検査が、環境保健担当官（EHOs）により実施された。結果は以下の通り。 • 97% of workplaces inspected compliant with Section 47 of the Public Health Tobacco) Acts, 2002 and 2004： 立ち入り検査を行った職場のうち、97%は公衆衛生タバコ法第47条2002, 2004を遵守	

	していた。 • 24 cases taken for non-compliance with smoke-free workplace legislation, 17 of which were in respect of licensed premises; 24件の法律違反が確認されたが、そのうち17件は認可された施設で起きた。 Link to the legislation 法律へのリンク: http://www.oireachtas.ie/documents/bills28/acts/2004/A0604.pdf . Section 17 of this law (amending section 48 of the 2002 Public Health (Tobacco) Act) refers to enforcement of smoke-free measures. 法律第 17 条(2002 年改正の公衆衛生(タバコ)法第 48 条)にて禁煙の実施手段が述べられている。

Other-9 オランダ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段(詳細:)	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		1990: No more smoking in for example schools, hospitals, libraries, etc. モデル校、病院、図書館等が禁煙となる。 2002: Warning signs on packets of cigarettes, fine cut tobacco, sigars and pipe tobacco: タバコ、刻みタバコ、葉巻、パイプ用タバコの包装に警告が表示される。 2002: no more smoking on planes : 飛行機内が全面禁煙となる。 2003: no more selling of tobacco to under 16 year olds.		

		16歳以下の者にタバコを販売することが禁止される。 2003: ban on advertisement for tobacco products: タバコ製品の広告が禁止される。 2004: ban on smoking at the workplace:職場内が禁煙となる。 2004: ban on smoking in public transport:公共交通機関内が禁煙となる。 2008: ban on smoking in restaurants, café's, sport clubs and shopping malls. レストラン、カフェ、スポーツクラブ、ショッピングセンターが禁煙となる。 2011: exception of smoking ban for small café's: 小規模のカフェは禁煙の対象外となる。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		The Food and Consumer Safety Authority (NVWA) oversees compliance with the above measures. 食品消費者商品安全機関(NVWA)は上記事項が遵守されているかを監視。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	□	×
		● その他(詳細:　)	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	□	□
		● 業務用車両	×	□	□

資料 6

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		2004: ban of smoking at the workplace：職場内が禁煙となる。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		2004: ban of smoking in public transport：公共交通機関内が禁煙となる。 2002: ban of smoking in airplanes：飛行機内が禁煙となる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		2008: ban on smoking in restaurants, café's, sport clubs and shopping malls. レストラン、カフェ、スポーツクラブ、ショッピングセンターが禁煙となる。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	In 2011 small pubs, <70m2 were exempted from the smoking ban. 2011年に70㎡以下の小規模のパブは、禁煙の対象外となった。 The government felt that the smoking ban in all bars led to an unlevel playing field: small businesses (bars) were hard hit proportionally. Therefore, an exception was made for the small entrepreneurs.				

	(バー等の)小企業が禁煙規制の打撃を受けたことで、政府はすべてのバーを禁煙にすることは不公平であると考えた。そのため(バー等の)小企業は規制の対象外となった。

Other-10　マルタ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段(詳細:　)	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Please see 2007 report and Annex 5:　2007年レポートの添付資料5を参照。 14. (1) No person shall smoke any cigarette, cigar, tobacco or tobacco product on any public transport, in any cinema, theatre, hospital, clinic or other health institution, or in any television studio in any debate, discussion or other programme broadcast locally for public viewing whether live or pre-recorded; or in any other place or establishment or part thereof as the Minister may from time to time prescribe; nor shall any person smoke any such item in any classroom, corridor, yard or appurtenance of a school, day home or similar premises used by children under eighteen years of age. シガレット、葉巻、タバコ、タバコ製品を公共交通機関、映画館、劇場、病院、医院や医療機関、生放送・録画を問わずディベート、ディスカッションやその他の番組等の地域放送を撮影するテレビスタジオ内で喫煙してはらない。また、その他の場所や施設、大臣が随時指定する場所も禁煙である。18歳未満の子どもが使用する学校やデイホーム等の教室、廊下、校庭、付随する施設でも喫煙してはならない。 For the purposes of this subsection "school" includes a kindergarten, nursery school or similar premises.		

		この款でいう「学校」には、幼稚園、保育園、それに類似した施設が含まれる。 (2) It shall be the duty of the person in charge of any premises mentioned in subarticle (1), and of the driver and conductor of any public transport, to ensure that an appropriate sign or notice is put up in a prominent place or places as the case may require, so as to attract attention that smoking is prohibited, and it shall also be the duty of any such person to ensure that no smoking takes place on the premises or public transport, as the case may be. (2) 款(1)で挙げた施設の管理者、公共交通機関の運転士・操縦士の義務として、適切な標識や案内を目立つ場所または必要な場所に必ず掲示しなければならない。標識等を掲示するのは、禁煙であることや、禁煙規制を遵守させることが施設管理者や公共交通機関等の運転士・操縦士の義務であることを認知してもらうためである。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	□	□
		● フェリー	□	□	□

		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他 （詳細：food premises　飲食施設）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Legislation - Smoking in Premises Open to the Public Regulations (L.N. 414 of 2004) (Revoked by L.N. 23 of 2010) Smoking in Public Places Regulations, 2010 (L.N. 23 of 2010) https://ehealth.gov.mt/HealthPortal/public_health/environmental-health/legislation/legislation.aspx 法律－ 多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2004 年 L.N. 414）（2010 年 L.N. 23 により無効）2010 年　多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2010 年 L.N. 23）　詳しくは、上記 URL を参照。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Tobacco (Smoking Control) Act, (Cap 315) Article 14. ACT XLII of 1986, as amended by Act IX of 2003; and Legal Notice 424 of 2007Legislation--https://ehealth.gov.mt/HealthPortal/public_health/environmental-health/legislation/legislation.aspx- 受動喫煙防止法（Cap 315）第14条　1986年　法律XLII（2003年改正　法律IXに			

		より改正） 2007年の法律　法的通知第424番　　詳しくは、上記URLを参照。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Legislation - Smoking in Premises Open to the Public Regulations (L.N. 414 of 2004) (Revoked by L.N. 23 of 2010) Smoking in Public Places Regulations, 2010 (L.N. 23 of 2010) https://ehealth.gov.mt/HealthPortal/public_health/environmental-health/legislation/legislation.aspx- 法律 – 多数の者が利用する施設における喫煙規制（2014 年 L.N. 414）（2010 年 L.N. 23 により無効）2010 年　多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2010 年 L.N. 23）　詳しくは、上記 URL を参照。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Protection from exposure to tobacco smoke in indoor public places. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）における、受動喫煙からの保護対策が行われるようになった。 Smoking in Premises Open to the Public Regulations (L.N. 414 of 2004) (Revoked by L.N. 23 of 2010). Smoking in Public Places Regulations, 2010 (L.N. 23 of 2010) 立法 – 多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2014 年 L.N. 414）（2010 年 L.N. 23 により無効）。2010 年　多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2010 年 L.N. 23）	

Other-11　ハンガリー

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ

		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking bans have been significantly aggravated with the adoption of Act XLI. of 2011 on the amendment of Act XLII of 1999 on the Protection of Non-Smokers and Certain Regulations on the Consumption and Distribution of Tobacco Products on 26th April 2011 with an effect from 1st January 2012. 非喫煙者の保護およびタバコ製品の消費・供給一定規制に関する1999年XLII法を改正した、2011年XLI法（2012年1月1日施行）を2011年4月26日に採択したことにより、ハンガリーの禁煙政策は難航している。 Apart for areas designated for smoking, no smoking is permitted in rooms of public institutions that are open to the public, on means of public transport, at work places, in the following areas qualifying as public area: underpasses open to passenger traffic and in other connection spaces of public passageways with closed air spaces, in playgrounds in public places and within 5 metres of the external borderlines of playgrounds, in the areas of railway operation facilities in place for the provision of public railway services and in the accessories of the railway track that are open to the public, in the stops and stations constructed or designted to passengers boarding or alighting from the means of public transport, in waiting areas or rooms, and within a distance of 5 metres of the external borderlines of outdoor stops or waiting areas, providing, that if the external borderline of the area under smoking restriction cannot be unambiguously determined, then smoking is prohibited within a 5 meter range of the board or other sign designating the stop or waiting area.　No smoking area may be designated in public institutions, in rooms of closed air spaces, in work places, in rooms of closed air spaces, in means of public transport in local public transport services, on trains in local railway services, on buses/coaches in domestic intercity public transport services based on service schedules as well as on passenger trains in scheduled railway services.　No smoking area may be designated even in open air spaces in public education institutions, in child welfare and child protection institutions, in the premises of health service. Smoking area may also be designated in a closed air space for detainees held in penitentiary institutions and prisons (including those with mental disorders), for psychiatric patients in psychiatric institutions, at workplaces where the corrected effective temparature is over 24C° and -with certain conditions- at workplaces and establishments with increased risk or risk of fire and explosion and risk of fire.　Cigar rooms of hotels already operating at the time of the coming into		

		effect of the Act could also apply for derogation. At workplaces that the employer did not declare smoke-free, az open air smoking area shall be designated. The smoking ban also applies in case of apartment houses in enclosed rooms of common use unless at least four fifth of the owners decide otherwise. 多数の者に公開された施設、公共交通機関、職場、以下の多数の者が利用する施設に位置づけられる場所では、喫煙エリア以外の場所では禁煙である。多数の者が利用する施設に位置づけられる場所には、旅客交通に続いている地下道、その他の通路等の屋内空間、多数の者が利用する施設にある遊び場とその境界から周囲5m以内、多数の者が利用する公共鉄道サービス用地内にある鉄道運営施設、多数の者が利用する線路等の付随施設、公共交通機関からの乗客の乗降車用に建設または指定された停留所や駅、待合所、屋外の停留所・待合所から周囲5m以内の場所等の公共鉄道設備がある。禁煙エリアの境界があいまいな場合は、車両の乗降口や、駅の標識、停留所・待合所等から5m周囲以内は禁煙とする。 官公庁、屋内の空間、職場、部屋の中、地域の公共交通サービス内を運行する公共交通機関、地域鉄道サービスの電車内、スケジュールに沿って運行されるバス・都市間を結ぶ長距離バス・電車内には、喫煙エリアを作ることはできない。公共教育機関、児童福祉・保護施設、医療サービスを行う敷地内には、屋外であっても喫煙エリアを設けることはできない。 拘留施設・刑務所（精神障害者向け施設を含む）、精神神経科患者向けの施設、調節された気温が24度を上回る一定の条件下にあり、大きな危険因子や爆発・火災の危険がある職場や施設は、屋内であっても喫煙エリアを設けることができる。すでに法が施行される前から営業しているホテル内のシガールームも、規制対象から除外される。雇用主が敷地内全面禁煙としていない職場では、屋外に喫煙エリアが設置される。共同住宅の多数の者が利用する屋内の場所は、少なくとも5分の4以上の住民が喫煙を選択しない限り、禁煙が適用される。 **As to regulations on a subnational level 地方規模の規制に関して：** Local governments can issue regulations on smoking in open public areas, like imposing smoking ban in a larger area around certains types of insitutions (schools, kindergartens, health establishments). 地方政府は屋外の多数の者が利用する施設で、喫煙を禁止することができる。例えば、特定の種類の施設（学校、幼稚園、医療施設）の周囲の比較的大きなエリアで喫煙を禁じる等。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		

		Compliance with the provisions on smoking bans is controlled by the health authority which shall impose a health protection fine in the case of violations of those provisions, on the infringing natural or legal person or organisation without legal personality. 禁煙政策の運営・取り締まりは保健所が行う。規定に違反した者、法人、法人以外の組織には、健康保障違反の罰金が科せられる。 **The amount of the health care penalty 健康保障違反の罰金** a) in the event of any breach of the prohibitions or restrictions with regard to smoking is between 20 000 and 50 000 forints; 喫煙の禁止や規制への違反には20 000 から 50 000フォリントの罰金が科せられる。 b) in the event of failure to fulfil or to properly fulfil the obligation regarding designation of smoking areas and prohibitions on smoking, or any infringement of the supervisory obligation with regard to the enforcement of prohibitions and restrictions concerning smoking and the distribution of tobacco products: ba) is between 100 000 and 250 000 forints if imposed upon the person held liable to fulfill these obligation, or bb) between 1 000 000 and 2 500 000 forints if imposed upon an institution, organization, operator or business association. 喫煙エリアの指定や喫煙の禁止に関する義務を果たさない、もしくは適切に果たさない場合、また、喫煙とタバコの販売禁止や規制の監督義務を果たさない場合、義務を課せられた者に100 000 から 250 000フォリントの罰金 または施設、組織、経営者、商業団体に1 000 000 から 2 500 000フォリントの罰金。 If someone experiences a breach of the smoking bans, he/she can make complaint at the health authority. 違反を発見した者は、保健所に通報することができる。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細: ）	□	□	□
		公共交通機関:			

		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		There is no possibility to designate areas for smoking in work places except for workplaces where the corrected effective temparature is over 24C° and -with certain conditions- at workplaces and establishments with increased risk or risk of fire and explosion and risk of fire. 職場内には喫煙エリアを設けてはならない。しかし、調節された気温が24℃を上回る一定の状況下にあり、大きな危険因子や爆発・火災の危険等がある職場の場合は例外となる。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		There is no possibility to designate areas for smoking in means of public transport in local public transport services, on trains in local railway services, on buses/coaches in domestic intercity public transport services based on service schedules as well as on passenger trains in scheduled railway services.			

		地域の公共交通機関、地域鉄道の車両内、時刻表により運行している国内・市内のバス・長距離バス、旅客列車内に喫煙エリアを設けてはならない。 The same rule applies for areas of railway operation facilities in place for the provision of public railway services and in the accessories of the railway track that are open to the public, in the stops and stations constructed or designted to passengers boarding or alighting from the means of public transport, in waiting areas or rooms, and within a distance of 5 metres of the external borderlines of outdoor stops or waiting areas. 多数の者が利用する公共鉄道サービス用地内にある鉄道運営施設と付随施設（線路）、公共交通機関の乗客の乗り降り用に建設または指定された停留所や駅、待合所、待合室、屋外の停留所・待合所から5m以内の場所も同様となる。 In case of other means of public transport in service in the public transport system or in private transport services, decision on the designation of smoking areas shall be made by the operator of the service. その他の運行している公共交通機関、一般輸送サービスでは、運営者が喫煙エリアを決定する。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		There is no possibility to designate smoking areas in public institutions, in rooms of closed air spaces. No smoking area may be designated even in open air spaces in public education institutions, in child welfare and child protection institutions, in the premises of health service providers. Smoking area may also be designated in a closed air space for detainees held in penitentiary institutions and prisons, for psychiatric patients in psychiatric institutions. 官公庁の屋内施設に喫煙エリアを作ってはならない。公共教育機関、児童保育・福祉施設、医療サービスを提供する施設には、屋外であっても喫煙エリアを作ってはならない。拘留施設・刑務所、精神神経科患者向けの施設は、屋内であっても喫煙エリアを設けることができる。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	The Hungarian Parliament adopted Act XLI. of 2011 on the amendmentof Act XLII of 1999 on the Protection of Non-Smokers and Certain Regulations on the Consumption and Distribution of Tobacco Products on 26th April 2011. Most of the amendments had come into force on 1st January 2012. The text of the Act is attached to this report. 2011年4月26日にハンガリーの国民議会は非喫煙者の保護およびタバコ製品の消費・供給規制に関する1999年XLII法を改正した2011年XLI法を採択した。ほとんどの法改	

	正は2012年1月から施行された。法の本文は本レポートの添付資料となっている。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**
	According to the amendment (entered into force on the 1st of January 2012) of the decree no. 6/1996 of the Minister of Justice on rules applicable for the execution of pre-trial detention and imprisonment, in penal institutions smoker and non-smoker convicted persons shoud be placed separately. （2012年1月に施行された）法改正である、法務大臣令第6/1996番（審理前拘留と投獄についての規定）により、刑務所内で受刑する喫煙者と非喫煙者は分けて収容されるべきだとされた。 According to the decree mentioned above the convicted person should inform the penal institution in writing about his/her smoking habits at the beginning of the execution of his/her sentence and later in order to place him/her in a smoking or a non-smoking living area or cell. The longest period between the opportunities to inform the penal institution should not be longer than 3 months. When the convicted person informs the penal institution about the change of his/her smoking habits, his/her placement should be changed for the request of such person. When the convicted person should be placed into a non-smoking area because of sanitary reasons, the penal institution should change his/her placement immediately. 上記の法令では、有罪判決を受けた者は判決が執行される当初に、刑務所に書面で喫煙習慣を申告し、それから喫煙・非喫煙の房に収容されるべきだとしている。刑務所への申告は、3ヵ月以内に行われるべきである。有罪判決を受けた者の喫煙習慣が変わった際には、喫煙・禁煙房のどちらか希望する方へ移ることができる。衛生上の理由で有罪判決を受けた者を禁煙房に入れた方が良い場合は、刑務所はそれを直ちに実行しなければならない。

Other-12 ポルトガル

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	×はい	□いいえ

資料 6

		● 行政命令	□はい	□いいえ	
		● 自主協定	□はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Please see 2011 Report and Annex 1：　2011年レポート添付資料1を参照。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	×	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		complete ban, but a smoking room (with ventilation) can be allowed 完全禁煙であるが、（換気装置付きの）喫煙室の設置が認められている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		complete ban 完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		complete ban, but a smoking room (with ventilation) can be allowed 完全禁煙であるが、（換気装置付きの）喫煙室の設置が認められている。			
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	The 2007 Smoke Free Act, more restrictive regarding smoking inside public places and transports, entered into force on 1 January 2008. 多数の者が利用する施設と公共交通機関内での喫煙をさらに厳しく規制した、「2007年受動喫煙防止法」が2008年1月に施行された。 The overall accomplishment is good. Smoke free regulations in bars, pubs and other nightclubs are less well accomplished. 全体的な成果は上がっている。しかし、バー、パブ、ナイトクラブ等での喫煙規制は、あまり成果が上がっていない。 The text of the law is provided in Annex 1.				

	受動喫煙防止法の本文は、添付資料 1 を参照。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**
	Smoking is not allowed in health services, with exceptions for psychiatric services and drug and alcohol treatment services, where a properly ventilated smoking room can be set up. 医療サービス機関での喫煙は認められていないが、例外として精神科、麻薬・アルコール依存症治療サービス機関では、適切な換気装置付きの喫煙室を設けることができる。

Other-13 オーストリア

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	×はい	□いいえ
		● **行政命令**	×はい	□いいえ
		● **自主協定**	×はい	□いいえ
		● **その他の手段（詳細： ）**	□はい	□いいえ
3.2.2.3		**禁煙の実施手段の概要を記入。**		
		12 and 13 of the ("Tabakgesetz", Federal Law gazette no. 431/1995 idgF) for indoor public places (incl. offices and office buildings that can be accessed by clients), public transport タバコ法第12条・第13条、連邦法公報番号431/1995 idgF）は、（客が訪れる職場とオフィスビルを含む）多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、公共交通機関に対応している。 30 of the Austrian law on health and safety at work act ("Arbeitnehmerschutzgesetz", Federal law gazette No. 450/1994 idgF), 30 of the Austrian OSH regulations for public servants "Bundesbedienstetenschutzgesetz", Federal Law gazette No. 70/1999 idgF) and 88 h of the farm labour act ("Landarbeitergesetz", Federal law gazette no. 287/1984 idgF) for indoor		

		workplaces オーストリア労働安全衛生法第30条、連邦法公報番号450/1994 idgF、オーストリアOSH規定第30条、連邦法公報番号 70/1999 idgFは公務員を対象とし、農業労働法第88条、連邦法公報番号 287/1984 idgFは屋内の職場が対象。 Voluntary agreements going beyond the legal requirements for protection from tobacco smoke at the workplace can be found in many companies (mainly based on 97 Abs. 1 Z 1 "Arbeitsverfassungs-gesetz", Federal law gazette Nr. 22/1974 idgF). 職場での受動喫煙防止のために、法的に要求されている以上の対策を盛り込んだ自主協定を作る企業も多い（連邦法公報番号 22/1974 idgFに基づく)。 Some municipalities have introduced smoking bans on playgrounds/ outdoor public places on the basis of administrative/executice orders 市区町村によっては、行政命令として公園の遊び場・多数の者が利用する屋外施設での禁煙を実施している。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		14 of the Austrian tobacco act provides for the possibility to impose fines on smokers and tenants of public indoor places (including workplaces accessible to the public); the district administration authorities are competent for prosecuting violations of the tobacco act. The provisions of the Austrian law on health and safety at work act are controlled by specific inspectors ("Arbeitsinspektoren") on a regular basis and fines can be imposed if provisions for the protection of workers are violated. If there are sever threats to workers' health and safety an establishment can even be closed down. オーストリアタバコ法第14条は、喫煙した者と多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など。一般に公開された職場を含む）の店舗に罰金を科す可能性について定めている。地方自治体は、タバコ法違反を起訴することができる。オーストリア労働安全衛生法の規定は、専門の査察官が定期的に検査・取り締りを行って施行されている。もし労働者保護規定に違反した場合は、罰金を科せられることがある。労働者の安全衛生に重大な脅威をもたらすような団体は、閉鎖されることもある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			

		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		According to § 30 of the Austrian law on health and safety at work act as well as			

		§ 30 OSH regulations for public servants and § 88h farm labour act to the extent permitted by the type of operation, non-smokers must be protected against the effects of tobacco smoke. Smoking is banned if smokers and non-smokers have to work in the same office-rooms or similar work rooms. Smoking is banned in sanitary or changing rooms. In common- and standby rooms non-smokers must be protected by technical or organized measures against the effects of tobacco smoke. オーストリア労働安全衛生法第30条、ならびに公務員対象OSH規定第30条、農業労働法第88h条により、業務上の許容範囲内において、非喫煙者は受動喫煙から保護されなければならない。喫煙者と非喫煙者が同じオフィスや、それに類似した仕事部屋で共に働かなければならない場合は、禁煙となる。トイレや更衣室での喫煙は、禁じられている。共用や待機用の部屋では、非喫煙者は技術的・組織的な方法で受動喫煙から保護されなければならない。
		● 公共交通機関での禁煙
		Means of public transport are covered by a complete smoking ban according to § 13 iVm § 1 (1) Z 1 of the Austrian tobacco act. 公共交通機関は、オーストリアタバコ法（§ 13 iVm § 1 (1) Z 1）で定められた完全禁煙の対象となっている。 For taxis a smoking ban is introduced by laws/regulations of the federal states. 連邦州の法／規制によりタクシーは禁煙となった。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Notwithstanding employment law regulations and smoking bans pursuant to § 12 of the Austrian Tobacco Act (in facilities for teaching and training, negotiating and schools sports activities) smoking is generally forbidden in all indoor public places pursuant to § 13 of the Austrian Tobacco Act.: 雇用法規制とオーストリアタバコ法12条に準じた喫煙の禁止（教育・訓練施設、交渉施設、学校のスポーツ活動施設内）だけでなく、オーストリアタバコ法第13条により、喫煙は多数の者が利用するすべての屋内施設（飲食店等のサービス産業など）で広く禁じられている。 “indoor public places” are definded as rooms accessible to the general public (such as cultural facilities, etc.), others, including all rooms of means of public and private bus, rail, air and shipping transportation and additionally facilities such as business premises, office premises or similar frequented by customers/clients during office hours, such as shopping centres and many “多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）”は、多数の者

		が来訪できる空間（たとえば文化施設等）と定義されている。これには、公営・私営のバス、鉄道、飛行機、船舶、さらに事務所、オフィスビル、ショッピングセンターのような顧客・取引先が業務時間内に来訪するその他の事業所等の、すべての空間が含まれる。 Exemption: Rooms of public places are allowed to have seperate, enclosed smoking rooms if a sufficient number of rooms exist and it is guaranteed that no smoke escapes from those rooms; furthermore signs have to indicate that these rooms are smoking rooms. The possibility of providing a seperate, enclosed smoking room is expressly prohibited for educational or other facilities where children and adolescents are supervised, accommodated or sheltered. 例外：多数の者が利用する施設に、もし十分な数の部屋があって煙が漏出しないことが保証されれば、隔離・密閉された喫煙室の設置が認められている。喫煙室には標識を掲示しなければならない。教育施設やその他の児童・青少年が所属、宿泊、保護されている場所では、隔離・密閉された喫煙室であってもその設置は固く禁じられている。 For hospitality venues specific provisions laid down in § 13 a of the Austrian tobacco Act apply: 飲食店ではオーストリアタバコ法第 13 条の特別規定が適用される。 Smoking is generally forbidden in hospitality venues with the following exemptions: establishments that contain more than one room for serving guests , can allow for smoking in seperate, enclosed rooms if the main room and at least 50 % of the places are covered by a smoking ban. 飲食店での喫煙は次の例外を除き、おおむね禁じられている； 2部屋以上の客向けの部屋がある店舗には、隔離・密閉された喫煙室の設置が認められているが、この場合、主空間と50%以上の施設面積は禁煙でなければならない。 1-room-establishments with a surface of under 50 m² (in certain circumstances under 80 m² if a separation into two separate rooms is prohibited by law) can choose whether to be smoking or non-smoking venues. 面積が 50 ㎡未満で（80 ㎡未満であっても、客向けの部屋を分離することが法律で禁じられているような状況下にあれば）部屋が1つしかない飲食店は、店内を喫煙・禁煙のどちらにするかを選択することができる。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、**	

	過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。
	Amendments of national tobacco Act entered into force as of 1／1／2009- since that date hospitality venues are covered by a smoking restrictions. Sanctions for violations of the smoking bans/restrictions in public indoor places including hospitality venues were introduced (fines up to € 2.000,- for first violation by tenant, up to € 10.000,- for repeated/ongoing violations; fines up to € 100,- for first violation by smokers/up to € 1.000,- for second violation). 国法である改正タバコ法が 2009 年 1 月 1 日に施行された。後、飲食店には喫煙規制が導入された。飲食店等の多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙の禁止／規制に違反した場合の罰則も導入された（店舗による最初の違反は€ 2.000 以下、度重なる／継続的な違反には€ 10.000 以下、喫煙者の最初の違反は€ 100 以下、喫煙者の二回目以降の違反は€ 1.000 以下の罰金が科せられる）。

Other-14 ノルウェー

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Ban on smoking in indoor workplaces, indoor public places, and indoor public transport regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. タバコ規制法第 12 条で、屋内の職場、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、屋内の公共交通機関での喫煙が禁止された。一定の条件下では、喫煙エリアを設けることができる。		

資料 6

3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		In workplaces the Labour inspection authorities supervise compliance with the smokefree provisions. In other public areas, the municipal counsils supervise complicance. See section 13 of the tobacco control act. Persons in breach of the law can be removed from the premises. The owners/employers can be fined for non compliance. 職場での禁煙規定の遵守は、労働検査当局が監視する。その他の多数の者が利用する施設での遵守は、自治体の議会が監視する。タバコ規制法第 13 条を参照。法に違反する者は施設から退出させられることがある。法を遵守しない所有者／雇用主には罰金が科せられることがある。		
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Ban on smoking in indoor workplaces regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. Designated smoking areas are not allowed in hospitality venues (pubs and bars, restaurants, nightclubs etc) 屋内の職場での禁煙については、タバコ規制法第12条に定められている。一定の条件下で、喫煙エリアを設けることができるが、飲食店での喫煙エリアの設置は認められていない（パブやバー、レストラン、ナイトクラブ等）。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Ban on smoking in indoor public transport regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. 屋内の公共交通機関での禁煙については、タバコ規制法第12条に定められている。一定の条件下で、喫煙エリアを設けることができる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Ban on smoking in indoor public places regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. Designated smoking areas are not allowed in hospitality venues (pubs and bars, restaurants, nightclubs etc) 屋内の公共交通機関での禁煙については、タバコ規制法第 12 条に定められている。一定の条件下で、喫煙エリアを設けることができるが、飲食店に喫煙エリアを設けることは認められていない(パブやバー、レストラン、ナイトクラブ等)。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				

	A court case concerning the ambit of smokefree ban in built-in outdoor areas in the hospitality industry was decided in the Norwegian government's favour in the Supreme court in 2011. 飲食店の屋外部分の禁煙に関する訴訟は、2011年に最高裁判所でノルウェー政府に有利な形で判決が下された。

Other-15 ラトビア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		According to the Section 11 (Restrictions on Smoking) in the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, (1) It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法第11条（喫煙規制）により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in educational and correctional institutions; 教育機関および更正施設。 2) in medical treatment institutions, social care and rehabilitation establishments, places of imprisonment, except for premises, which are specially designated for smoking. The internal procedure regulations of the relevant institutions and establishments may provide for the possibility of the patients of the institutions or the inmates of the establishments to smoke also outside of the premises, which are specially designated for smoking, taking		

		into account the physical and mental condition of such patients or inmates; 医療機関、社会医療およびリハビリ施設、刑務所。ただし、喫煙用に設けられた場所は除く。関連機関・施設の内部規則によっては、施設の患者や受刑者が屋外で喫煙することもある。患者や受刑者の肉体的・精神的な状況を考慮して、このような喫煙用の場所が用意されている。 3) closer than 10 metres from the entrance of buildings or structures (also on the outside steps and landings), where State or local government institutions and capital companies in which more than 50 per cent of the capital shares (stock) is owned by the State or local governments are located. In such places there shall be displayed informative notices or symbols regarding the prohibition to smoke; 官公庁、または、国や地方政府が50%を超える資本を保有している企業のビル、建物の出入り口から10m以内の場所（屋外の階段と踊り場も含む）。このような場所には、禁煙の標識やマークが掲示される。 4) in the shelters of public transport stops and on platforms; 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 5) in the stairwells, hallways and other shared-use facilities of multiapartment residential buildings; 階段の吹き抜け、廊下、その他の集合住宅の多数の者が利用する施設。 6) in places of work in work-spaces and areas of common use, with the exception of specially designated smoking premises; 職場として多数の者が使う場所。ただし、喫煙専用場所を除く。 7) in public buildings, structures and premises (cinemas, concert and sports halls, other sports buildings and structures, post offices and other institution halls, discotheques and dance halls, etc.). This prohibition does not apply to existing apartments in public buildings; 多数の者が使用するビル、建物、施設（映画館、コンサート・スポーツホール、郵便局やその他の機関、ディスコ、ダンスホール等）。ただし、居住のために使用される空間を除く。 8) in public means of transport and taxis, with the exception of longdistance trains and ships, where there may be separate railway carriages or cabins designated for smoking; 公共交通機関とタクシー。ただし、喫煙車両や客室を設けている長距離列車と船を除く。

		9) during sports and other public events in stadiums and other enclosed territories, with the exception of specially designated smoking areas; スタジアムや屋内の場所で行われるスポーツや、その他の多数の者が訪れるイベント。ただし、喫煙エリアを除く。 10) in children's recreation areas and playgrounds; 子どものレクリエーションの場や遊び場。 11) in parks, squares and at bathing areas, except for specially designated smoking areas; and 公園、広場、浴場。ただし、喫煙エリアを除く。 12) in cafes, restaurants and other public catering locations, except in summer (open air) cafes only in specially designated smoking areas. カフェ、レストラン、その他の多数の者が利用する飲食の場。ただし、夏期の（野外）カフェの喫煙専用エリアを除く。 (2) In casinos and gaming halls it shall only be allowed to smoke in premises specially designated for smoking or in premises, which areseparated for smoking. カジノ、ゲームセンターでは、喫煙専用室か喫煙用に隔離された部屋でのみ、喫煙が認められている。 (3) Hotels and other short-term residence dwellings may have specially designated bedrooms in which it is permitted to smoke. ホテルや短期滞在用施設では、喫煙用の客室を設けることが認められている。 (4) Prohibition to smoke shall be indicated by an informative sign in the official language, using the sign "smeket aizliegts" [smoking prohibited] (white letters on a red background), but permission to smoke by a similar informative sign, using the sign "atlauts smeket" [smoking permitted] (white letters on a green background), or by symbols which are used in international smoking control practice. 禁煙の標識は、"smeket aizliegts" [禁煙]（赤い背景に白い文字）と公用語で示す。喫煙許可の標識は、"atlauts smeket" [喫煙許可]（緑の背景に白い文字）と示す。もしくは、国際的な喫煙規制の慣習に倣ったマークを使用する。 (5) The Cabinet shall determine the procedures by which informative notices or symbols regarding prohibition of smoking or allowing smoking shall be placed, as well as samples of the notices and symbols. 内閣は、禁煙か喫煙の標識やマークの掲示手順と、標識やマークの見本を決定する。

資料 6

		(6) Areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points. 喫煙エリアは、国際空港の出発エリアにある保安検査ゲートの先に設けることが出来る。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		According to the law "On restrictions regarding sale, advertising and use of tobacco products", the control of the restrictions and prohibition of smoking specified in the Law shall be performed by the State police and local government police. "タバコ製品の販売、広告、喫煙規制"法により、法に規定された喫煙規制と禁煙の取り締まりは、国家警察および地方警察が管轄する。 The Administrative Violation Code determines the type and amount of penalties for violations: 行政違反法に、罰則の種類と量が規定されている。 For smoking in a prohibited area, a fine in an amount up to 10 lats shall be imposed. 禁煙の場所で喫煙した場合、10ラッツ以下の罰金が科せられる。 In the case of designation of a room (place) for smoking which does not comply with the requirements of the law, a fine in an amount from 150 lats of up to 250 lats shall be imposed on a legal person. 法規定に適合しない部屋を喫煙室に指定した場合、150ラッツ以上250ラッツ以下の罰金が、法人に科せられる。 In the case of failure to display the informative notice or symbol regarding the prohibition of smoking as specified in the law, a fine in an amount from 50 lats up to 100 lats shall be imposed on the manager of the institution 法規定に則った禁煙の標識やマークを掲示しなかった場合、50ラッツ以上100ラッツ以下の罰金が施設の管理者に科せられる。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□

		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他 （詳細：カジノ・ゲームセンター）	□	×	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	×	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	×	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		An employee who does not smoke has the right to refuse to work in a workspace where other employees smoke. Such a refusal may not be regarded as violation of employment discipline or civil service regulations. An employer has a duty to provide an employee – non-smoker – with a workspace unpolluted by tobacco and herbal smoking product smoke.			

		非喫煙者の従業員は、他の従業員が喫煙する職場で働くことを拒否する権利がある。そのような拒否をすることは、雇用規律の侵害や公務員規則の違反とみなされない。雇用主には、非喫煙者の従業員にタバコ、その他のハーブ類の煙で汚染されていない職場を提供する義務がある。 According to the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in educational and correctional institutions; 教育機関および更正施設。 2) in medical treatment institutions, social care and rehabilitation establishments, places of imprisonment, except for premises, which are specially designated for smoking. The internal procedure regulations of the relevant institutions and establishments may provide for the possibility of the patients of the institutions or the inmates of the establishments to smoke also outside of the premises, which are specially designated for smoking, taking into account the physical and mental condition of such patients or inmates; 医療機関、社会医療およびリハビリ施設、刑務所。喫煙専用に設けられた場所は除く。関連機関・施設の内部規則によっては、施設の患者や受刑者が屋外で喫煙することもある。患者や受刑者の肉体的・精神的な状況を考慮して、このような喫煙専用の場所が用意されている。 3) closer than 10 metres from the entrance of buildings or structures (also on the outside steps and landings), where State or local government institutions and capital companies in which more than 50 per cent of the capital shares (stock) is owned by the State or local governments are located. In such places there shall be displayed informative notices or symbols regarding the prohibition to smoke; 官公庁、または、国や地方政府が50%を超える資本を保有している企業のビル、建物の出入り口から10m以内の場所（屋外の階段と踊り場も含む）。そのような場所には、禁煙の標識やマークが掲示される。 4) in places of work in work-spaces and areas of common use, with the exception of specially designated smoking premises. 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 Areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points.

		喫煙エリアは、国際空港の出発エリアにある保安検査ゲートの先に設けることが出来る。
		● 公共交通機関での禁煙
		According to the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in the shelters of public transport stops and on platforms; 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 2) in public means of transport and taxis, with the exception of long-distance trains and ships, where there may be separate railway carriages or cabins designated for smoking. 公共交通機関とタクシー。喫煙車両や客室を設けている長距離列車と船を除く。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		According to the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in educational and correctional institutions; 教育機関および更正施設。 2) in medical treatment institutions, social care and rehabilitation establishments, places of imprisonment, except for premises, which are specially designated for smoking. The internal procedure regulations of the relevant institutions and establishments may provide for the possibility of the patients of the institutions or the inmates of the establishments to smoke also outside of the premises, which are specially designated for smoking, taking into account the physical and mental condition of such patients or inmates; ただし、医療機関、社会医療およびリハビリ施設、刑務所。喫煙専用に設けられた場所は除く。関連機関・施設の内部規則によっては、施設の患者や受刑者が屋外で喫煙することもある。患者や受刑者の肉体的・精神的な状況を考慮して、このような喫煙用の場所が用意されている。 3) closer than 10 metres from the entrance of buildings or structures (also on the outside steps and landings), where State or local government institutions and capital companies in which more than 50 per cent of the capital shares (stock) is

		owned by the State or local governments are located. In such places there shall be displayed informative notices or symbols regarding the prohibition to smoke; 官公庁、または、国や地方政府が50%を超える資本を保有している企業のビル、建物の出入り口から10m以内の場所（屋外の階段と踊り場も含む）。そのような場所には、禁煙の標識やマークが掲示される。 4) in the shelters of public transport stops and on platforms; 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 5) in the stairwells, hallways and other shared-use facilities of multi-apartment residential buildings; 階段の吹き抜け、廊下、その他の集合住宅の共用部分。 6) in public buildings, structures and premises (cinemas, concert and sports halls, other sports buildings and structures, post offices and other institution halls, discotheques and dance halls, etc.). 多数の者が使用するビル、建物、敷地（映画館、コンサート・スポーツホール、郵便局やその他の機関、ディスコ、ダンスホール等）。 7) during sports and other public events in stadiums and other enclosed territories, with the exception of specially designated smoking areas; スタジアムや屋内の場所で行われるスポーツや多数の者が訪れるイベント。ただし、喫煙エリアを除く。 8) in children's recreation areas and playgrounds; 子どものレクリエーションの場や遊び場。 9) in parks, squares and at bathing areas, except for specially designated smoking areas; 公園、広場、浴場。喫煙エリアを除く。 10) in cafes, restaurants and other public catering locations, except in summer (open air) cafes only in specially designated smoking areas. カフェ、レストラン、その他の多数の者が利用する飲食の場。夏場の（野外）カフェの喫煙専用エリアを除く。 In casinos and gaming halls it shall only be allowed to smoke in premises specially designated for smoking or in premises, which are separated for smoking. カジノ、ゲームセンターでは、喫煙専用室か、喫煙用に隔離された部屋でのみ、喫煙が認められている。 Hotels and other short-term residence dwellings may have specially designated

		bedrooms in which it is permitted to smoke. ホテルや短期滞在用施設では、喫煙用の客室を設けることが認められている。 Areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points. 国際空港の出発エリアにある保安検査ゲートの先に喫煙エリアを設けることが出来る。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In 2010, it was prohibited to smoke on platforms in train stops. 2010年に鉄道駅のプラットフォームは禁煙となった。 Also in 2010, in order to protect people from the passive smoking in the international airport, areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points. 同じく2010年に、受動喫煙からの保護を目的として、国際空港の出発エリアにある保安検査ポイントの先に、喫煙エリアを設置出来るようになった。	

Other-16 デンマーク

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細： ）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The objective is to extend the smoke free environments in society and to avoid unvoluntary passive smoking at the worksite and public areas. If the owner decides it is legal to smoke at the worksite in designated smoking rooms and offices used for one person. Small bars (less than 40 square meters) could alowe smoking		

資料 6

		in the establishment but this applies only when you are allowed to serve alcohol and don't serve food. Restaurants and cafees could allow a designated smoking room but no serving is allowed in this room 禁煙政策の目的は、社会における禁煙環境を拡大し、職場や多数の者が利用する施設における受動喫煙を防止することである。所有者が職場での喫煙を許可できるのは喫煙専用室においてか、オフィスを一人で使用している場合のみである。小規模のバー（40㎡未満）は建物内で喫煙可能だが、この場合はアルコール類のみで食べ物は提供できない。レストランやカフェは喫煙専用室を設けることができるが、喫煙室では飲食物を提供してはならない。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Labour inspection system is taking care of the enforcement at the worksite 労働監督組織が職場の取り締まりを行っている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The ban is working well and most of the workforce (75 %) is working in a worksite that are completely smokefree indoor.　Compliance with the law are high.　禁煙政策は効力を発揮しており、ほとんどの就労人口（75%）が完全禁煙の屋内の職場で働いている。法律は高い遵守率を誇っている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		It is almost complete with high compliance 高い遵守率で、ほぼ完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		The law has changed the norms considerable.　The public indoor places are almost totally smokefree.　Though we see some violation of the law win bars.　Some of the bigger bars accept smoking even if it is not legal. 受動喫煙防止法の規定のほとんどが変更された。屋内の場所は、ほぼ完全禁煙である。しかし、バーでは多少の違反が見受けられる。大規模なバーでは、違法であることを知りながら、喫煙を容認する事例がある。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	The government has just decided to change the law on smokefree premises to come into force 15. August 2012.　After this date it is not allowed anyone to smoke in kindergartens, schools, highschools, vocational schools – every type of instituion - if the main part ot the children are less than 18 years old.　This means that smoking are not allowed indoor and				

	outdoor anymore in this institutions. At the same time smoking in an office where only one person works will be banned. No other changes will be made but the law state that a revision should be made within 3 years. The penalties will be increased as well. 建物内の禁煙についての法改正を2012年8月15日に施行することが最近決定した。改正法の施行後は、幼稚園、学校、高校、専門学校等のいかなる学校施設でも、生徒のほとんどが18歳未満の学校施設であれば、喫煙が認められなくなる。つまり、学校施設においては、屋内・屋外ともに喫煙が禁止される予定。同時に、喫煙が容認されていた一人用の職場でも、喫煙は禁止となる。また、改正内容は3年以内に見直しされることが法に定められており、罰則もさらに厳しくなる。

Other-17 スウェーデン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段 （詳細：policy, 政策）	×はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		In Sweden's second (five-year) report to the WHO, regulations concerning protection from exposure to tobacco smoke were described as "Complete" (see questions 3.2.2.2, 3.2.2.4 and 3.2.2.6 of the previous questionnaire). These interpretations were based on the fact that other measures, apart from legislation, had been taken which "in the public eye" made most areas completely smoke-free. In this report the answers have been chosen to describe the current protection from a legal point of view. スウェーデンによるWHOへの第2回（5年目）レポートでは、受動喫煙からの保護について“完全”と回答した（前回のアンケートの設問3.2.2.3、3.2.2.4、3.2.2.6を参照）。これは立法以外の“世間の目”が、ほとんどの場所を完全禁煙にしたと		

		いう事実に基づいている。このレポートは、現在の保護手段について、法的視点から回答がなされている。 Smoking is banned in all described areas. 記載されているすべての場所で、喫煙が禁じられている。 It is however possible to arrange designated smoking areas. In addition to legal requirements, the social norm of none-smoking in public areas has been widely accepted which in turn has resulted in relatively few designated smoking areas. This is in a large part due to individual policy's on completely smoke-free airplanes, trains, ferries, hotels and health-care facilities 喫煙エリアを設けることは可能であるが、法規制に加えて、多数の者が利用する施設を禁煙にすることが社会通念として受け入れられているため、喫煙エリアの数が比較的少ない。その大きな要因には、飛行機、電車、フェリー、ホテル、医療機関が個々に完全禁煙の方針に向かったことが挙げられる。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		It is possible, according to 19 a 2.a § och 20 § of the Tobacco Act, for a local authority to apply an administrative injunction which can be combined with an administrative fine for the owner or user of the property. The sanction should be used to make the owner or user of the property to stop and to prevent that smoking occurs where it forbidden according to e.g. 2 § of the Tobacco Act 受動喫煙防止法19 a 2.a § och 20 §により、地方自治体は、施設所有者か施設利用者に業務停止命令の発令や罰金を科すことができる。受動喫煙防止法第2条により、禁煙とされた施設での喫煙を施設所有者や利用者が止めさせたり、喫煙そのものが行われないようにするために、制裁措置が用意されている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	×	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		All indoor public places are smoke-free including restaurants and bars. Designated smoking rooms are however permitted, but only if they are situated so that nobody has to pass through them in order to reach other parts of the premises. No serving is allowed in the smoking rooms. Smoking rooms must have adequate ventilation to ensure that pollutants from the smoking do not spread to other parts of the premises. Some areas do not have legal support to be qualified as non-smoking areas, but due to successful policys these areas are perceived as non-smoking areas. There is a notion that the law is "complete", when it is more accurate to say that it has contributed to a national standard			

		stating that certain areas should be smoke-free. レストラン・バーを含む多数の者が利用するすべての施設は禁煙となっている。しかしながら、建物内の他の場所に到達するためにそこを通る必要がない場合にだけ、喫煙専用室の設置が認められている。喫煙専用室内に飲食物を提供してはならない。タバコからの汚染物質が他の場所に広がらないように、喫煙専用室には適切な換気装置を付けることが義務付けられている。法的に禁煙の対象となる場所でなくても、禁煙政策の成功により、禁煙エリアとみなされている場所もある。受動喫煙防止法が“完全”だという印象があるが、一定のエリアは禁煙にすべきだという国家基準の創出に受動喫煙防止法が貢献したという表現がより正確である。 Employers are responsible to assure that employees do not become exposed to tobacco smoke in the workplace (or at a similar place where the employee is active) against his or her will. 雇用主は、従業員が職場（あるいはそれに準じた場所）で自らの意思とは関係なくタバコの煙にさらされることがないよう、保証しなければならない。
		● 公共交通機関での禁煙
		It is permitted to arrange designated smoking areas 喫煙エリアの設置が認められている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		It is permitted to arrange designated smoking areas 喫煙エリアの設置が認められている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	146 out of 290 municipalities in Sweden have adopted smoke-free work time スウェーデンの290の自治体のうち、146が勤務時間中禁煙を採用した。 In addition to the Tobacco Act (1993:581) new subnational regulations require individuals in jail or custody to be smoke-free indoors. 受動喫煙防止法(1993:581)に加えて、新しい地方条例の罰則により、個人に投獄や保護観察が科せられることが定められた。 The regulations came into effect in 2011 (KVFS 2011:1 and KVFS 2011:2) この規制は2011年に施行された(KVFS 2011:1 and KVFS 2011:2)。 http://www.kriminalvarden.se/upload/om_kriminalvarden/foreskrifter/KVFS_2011_1.pdf	

	http://www.kriminalvarden.se/upload/om_kriminalvarden/foreskrifter/KVFS_2011_2.pdf
3.2.2.9	このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。
	The legal restrictions regarding designated smoking areas are stricter for restaurants, pubs, bars, nightclubs and cafés than for other public places. However, the Swedish National Institute of Public Health will examine the need for further progress relating to smoke-free public environments in 2012-2013 多数の者が利用する他の施設に比べて、レストラン、パブ、バー、ナイトクラブ、カフェで喫煙専用室に関する法規制がより厳しくなっている。しかしながら、スウェーデン国立公衆衛生研究所は公共の禁煙環境について、さらなる規制強化の必要性を2012年～2013年の間に検討する予定である。

Other-18 フィンランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking bans enacted in the Tobacco Act apply nationally. In addition, about a half of Finnish municipalities have declared themselves smokefree. 喫煙規制法が国全体で実施された。さらに、フィンランドの約半数の自治体が禁煙宣言をした。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		

		Under Section 17 of the Tobacco Act, local authorities must supervise the compliance with prohibitions and restrictions on smoking within their territory. If any activities contrary to provisions are observed during an inspection or otherwise, the local authority must prohibit the activities contrary to the provisions. The local authority may give notice of the matter to the prosecutor. The local authority may also reinforce the prohibition by a conditional fine or by the threat that any action not taken within the time limit laid down will be carried out at the defaulter's expense. 喫煙規制法第17条により、地方自治体に管轄地域の禁煙や喫煙規制の遵守を監督することが義務付けられた。検査中等に違反行為が見つかれば、地方自治体がその行為を差し止めなければならない。地方自治体は、査察官に違反行為を通報することができる。地方自治体は、違反者に条件付きの罰金を科したり、猶予付きの警告を行ったりすることができる。 Under Section 32 of the Tobacco Act, a person who continues to smoke on indoor or outdoor premises where smoking is prohibited under the provisions of section 12 despite an objection from the proprietor of the means of public transport, indoor or outdoor premises in question, or their representative, or the organiser of a public event or a person acting as a steward, or the supervisory authority shall be sentenced to a fine for a smoking violation. 喫煙規制法第 32 条により、公共交通機関や問題になっている屋内・屋外施設の所有者や代表者、公共イベントの主催者、給仕長、監督当局から注意されたにも関わらず、法第 12 条で喫煙が禁じられている場所で喫煙を継続する者には、喫煙規制違反として罰金が科せられる。 Under Section 33 of the Tobacco Act, the proprietor of a means of public transport or of indoor or outdoor premises or his or her representative, or the organiser of a public event that deliberately or through gross carelessness shall, unless the failure can be considered insignificant or a more severe punishment is prescribed for the action elsewhere in the law, be sentenced to a fine for failing to take protective measures required by the Act on Measures to Reduce Tobacco Smoking. 法第 33 条により、公共交通機関の所有者、屋内・屋外の敷地の所有者・代表者、多数の者が訪れるイベントの事務局が、不注意により以下の行為を行った場合、法で規定されている防護手段を怠ったとして、罰金が科せられる。違反が軽度でなければ、法によりさらに重い罰が科せられる。

		1) allows smoking contrary to section 12 on indoor or outdoor premises where it is prohibited; 喫煙規制法第 12 条に違反し、喫煙を屋内・屋外の敷地内で許可する場合。 2) fails, contrary to the provisions of section 12, paragraph 2, section 13 or 13 b, to undertake the action required by the prohibition or regulations issued by the local authority under section 17 in an individual case in order to prevent tobacco smoke from spreading into indoor premises where tobacco smoking is prohibited; or 法第12条第2節、第13条または第13条bの規定に違反し、第17条に準じて、地方自治体が定める禁煙の施設内で、タバコ煙の流入を防ぐための禁止・規制措置を実施する義務を怠った場合。 3) allows use of the smoking area for another purpose than that referred to in section 13 b, 第13条bの規定に反し、別の目的で喫煙エリアを利用させる。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	×	□
		● 業務用車両	□	×	□

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is prohibited on the joint and public indoor premises of workplaces and on their indoor premises intended for clients and customers. 喫煙規制法第 12 条により、一般企業や官公庁の屋内の職場、取引先や顧客向けの屋内施設での喫煙は禁じられている。 Under Section 13 of the Tobacco Act, the proprietors of indoor premises may, however, allow smoking in a room intended for this purpose or in part of the facilities or space as long as no tobacco smoke can enter those indoor premises where smoking is prohibited.　A separate room or other space for smoking shall not, however, be located in conjunction with indoor premises primarily used by persons under the age of eighteen. 喫煙規制法第 13 条により、屋内施設を管理する者は施設内および敷地内で喫煙専用室の設置を許可してもよいが、タバコ煙が禁煙の場所に漏出しないようにしなければならない。隔離された喫煙専用室等は、主に 18 歳未満の者が利用する屋内施設と連続している場所には設置できない。 Under Section 13 b of the Tobacco Act, smoking can be allowed on the indoor premises of restaurants only in a separate smoking area approved for smoking.			

		In that can case it must, however, be seen to it that tobacco smoke does not spread to the area where smoking is prohibited. It is prohibited to serve food or drink, or to eat or drink in the smoking area. 法第 13 条 b により、レストランの建物内では、隔離された喫煙専用エリアでのみ喫煙することができる。その場合、タバコ煙が禁煙の場所へ漏出しないようにしなくてはならない。喫煙専用エリアに飲食物を提供したり、飲食したりすることは禁じられている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is prohibited inside public means of transport. 喫煙規制法第12条により、公共交通機関内での喫煙は禁じられている。 Under Section 13 of the Tobacco Act, the proprietors of public means of transport may, however, allow smoking in a room intended for this purpose or in part of the facilities or space as long as no tobacco smoke can enter those indoor premises where smoking is prohibited. A separate room or other space for smoking shall not, however, be located in conjunction with indoor premises primarily used by persons under the age of eighteen. 法第13条により、公共交通機関の経営者は、施設内の喫煙専用室での喫煙を許可できる。経営者は、タバコ煙が禁煙の場所に漏出しないようにしなければならない。しかし、主に18歳未満の者が利用する施設と連続している場所に喫煙専用室等は設置できない。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is prohibited on the indoor premises of government agencies and authorities and comparable public bodies intended for the public and clients. Smoking is also prohibited at public events arranged indoors. 喫煙規制法第 12 条により、官公庁や、それに類似した多数の者や取引先のための公共団体の建物内では喫煙が禁じられている。多数の者が訪れる屋内のイベントでも、喫煙は禁じられている。 Under Section 13 of the Tobacco Act, the proprietors of indoor premises and the organisers of public events may, however, allow smoking in a room intended for this purpose or in part of the facilities or space as long as no tobacco smoke can enter those indoor premises where smoking is prohibited. A separate room or other space for smoking shall not, however, be located in conjunction with indoor

		premises primarily used by persons under the age of eighteen. 法第 13 条により、屋内施設の所有者や公共イベントの運営者は喫煙専用室等で喫煙を許可できるが、タバコ煙が施設内の禁煙の場所に漏出しないようにしなければならない。しかし、主に 18 歳未満の者が利用する施設と連続している場所には、喫煙専用室等は設置できない。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Amendments into Section 12 of the Tobacco Act entered into force 1 October 2010. Smoking is now prohibited: 喫煙規制法第 12 条の改正は 2010 年 10 月に施行され、以下の場所は禁煙となった。 1) on the indoor premises of family day care homes when family day care is provided there; 営業中の個人託児所の施設内。 2) on the indoor premises and outdoor areas of institutions providing care for persons under the age of eighteen in virtue of the Child Welfare Act or the Mental Health Act; 児童福祉法、精神保健法により、18歳未満の者を保護する屋内施設と屋外の敷地。 3) on the joint and public indoor premises of apartment house companies or residential real estates of other housing communities; and 一般・公共のアパート、企業用・住宅用不動産、その他の共同住宅の建物内等。 4) in shelters and spectators' halls at public events arranged outdoors, and on other premises intended for following the event where the participants stay on places assigned for them. シェルター、屋外の公共イベントの観覧席、参加者が所定の席に着席するその他のイベント会場の施設等。 Smoking bans for educational institutions have been specified. Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is now prohibited on the indoor premises of educational institutions providing basic, vocational or upper secondary education and in their student dormitories, as well as in the outdoor areas in their use. 教育機関での禁煙が細かく規定された。法第 12 条により、初等教育機関、職業教育機関、中学高校、学生寮の施設の屋内、屋外すべてで喫煙が禁止されるようになった。 Under Section 13 of the Tobacco Act, smoking may be allowed in at most one out of ten	

	rooms for accommodation of customers in hotels and corresponding establishments. Irrespective of the number of rooms, smoking can however be allowed in three rooms for accommodation. In that case it has to be seen to it that employees are not exposed to tobacco smoke when working in these rooms. 法第 13 条により、ホテルや類似施設で宿泊用の客室 10 部屋のうち、1 部屋を喫煙室にすることができる。喫煙できる宿泊用の客室は、全体の部屋数に関係なく 3 部屋まで許可される。そういた部屋で従業員が働く際に、受動喫煙にさらされることのないように“喫煙室”であることを明示しなければならない。

Other-19 エストニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	×はい	□いいえ	
		● 自主協定	×はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ	
		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□

		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		smoking is allowed in smoking areas or rooms 喫煙は、喫煙エリアか喫煙室内で認められている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		smoking rooms or areas are allowed in trains and ferries, all others types of			

		public transport are smoke free 電車とフェリーのみで、喫煙室か喫煙エリアを設けることが認められている。他の交通機関は禁煙となっている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		smoking is allowed in smoking areas or rooms 喫煙は、喫煙エリアか喫煙室内で認められている。
3.2.2.8	**FCTC 第 8 条の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	no changes in legislation since 2005.　2005 年から法律に変更はない。	

Other-20　ポーランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		

資料 6

		Art.5 of Tobacco Act prohibits smoking: タバコ法第5条により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 - in all areas of educational institutions and fealth services, 教育機関と医療サービス施設の敷地内すべて。 - - in indoor workplaces, culture institutions, sport facilities, other indoor public places, 屋内の職場、文化施設、スポーツ施設、その他の多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）。 - in public transport and bus/tram stops, 公共交通機関や、バス・路面電車の駅。 - in space for children's recreation and fun. 子ども向けのレクリエーション施設、遊び場。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□

資料 6

		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他 （詳細：bus/tram stops, バス停・路面電車の駅）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		special smoking rooms can be installed, 喫煙専用室の設置が可能である。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		special smoking rooms can be installed, 喫煙専用室の設置が可能である。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	2010 April - amendment to the Tobacco Act which effects with extention of smoke-free zones in public places (educational institutions, health care units space for children's recreation - totally smoke-free; in restaurants, bars, caffees etc. only smoking rooms can be instaled.				

	2010年4月に施行されたタバコ法の改正により、教育機関、医療機関、子どもの遊び場も完全禁煙の対象に拡大された。レストラン、バー、カフェ等に限り、喫煙専用室の設置が可能となっている。

Other-21 リトアニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Law on Tobacco Control Republic of Lithuania,　リトアニア共和国喫煙規制法		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		From 1 January 2007 part 1 of Article 19 „Restriction of Tobacco Product Consumption“ Law on Tobacco Control Republic of Lithuania appendet by 5 point: „in restourants, caffees, bars and another public catering premises, clubs, discoteques, exluded only clubs of cigars and pippes, which have special equip. Order and conditions of cigars ang pippes clubs establishment determined by Government of Respublic of Lithuania or her delegated institution. 2007 年 1 月リトアニア共和国"喫煙規制法" 19 条第 1 部付属 5 により、レストラン、カフェ、バー、その他の一般の飲食業の施設、クラブ、ディスコは禁煙となっている。専用設備を持つ葉巻・パイプクラブは対象外。リトアニア共和国政府またはその委託機関が、葉巻・パイプクラブ施設の規定と条件を決定する。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			

		● 屋内の職場での禁煙
		● 公共交通機関での禁煙
		Law on Tobacco Control Republic of Lithuania リトアニア共和国喫煙規制法
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		From 1 January 2007 part 1 of Article 19 „Restriction of Tobacco Product Consumption“ Law on Tobacco Control of Republic of Lithuania appendet by 5 point: „in restourants, caffees, bars and another public catering premises, clubs discoteques, exluded only clubs of cigars and pippes, which have special equip. Order and conditions of cigars and pippes clubs establishment determined by Government of Respublic of Lithuania or her delegated institution. 2007年1月、リトアニア共和国"喫煙規制法" 19条第1部付属5により、レストラン、カフェ、バー、その他の一般の飲食業の施設、クラブ、ディスコは禁煙となっている。専用設備を持つ葉巻・パイプクラブは対象外。リトアニア共和国政府またはその委託機関が、葉巻・パイプクラブ施設の規定と条件を決定する。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	From 1 January 2007 part 1 of Article 19 „Restriction of Tobacco Product Consumption“ Law on Tobacco Control of Republic of Lithuania was amended as follows: „in restourants, caffees, bars and another public catering premises, clubs discoteques, exluded only clubs of cigars and pippes, which have special equipment. Order and conditions of cigars and pipes clubs establishment are determined by the Government of Republic of Lithuania or its delegated institution. 2007年1月、リトアニア共和国"喫煙規制法" 19条第1部付属5により、レストラン、カフェ、バー、その他の一般の飲食業の施設、クラブ、ディスコは禁煙となっている。専用設備を持つ葉巻・パイプクラブは対象外となっている。リトアニア共和国政府またはその委託機関が、葉巻・パイプクラブ施設の規定と条件を決定する。	

資料 6

Other-22　ブルガリア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The Health Act establishes a control for tobacco smoking at indoor public places and the necessary sanctions when somebody infringes the law.　There is an Ordinance of the Ministry of Health which specifies the conditions under regulation of the law.　The Ordinance is implemented by the state health inspectors from our 28 regional health inspections.　Each employer has an obligation to disseminate the Order for employees/workers to follow the regulations of tobacco smoking legislation.　At this moment the Ministry of Health and NGO-s are in a procedure to conclude an agreement for volunteers-in-help from NGO-s of the state health inspectors as regards the tobacco control at indoor public places. 健康法は、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙規制と違反者への罰則を定めている。厚生省の省令に、法規制の条件が記されている。28州の衛生監視区域から派遣された州の衛生監視員が、省令を実施する。雇用主は従業員・労働者のために省令を周知し、喫煙規制に従わなければならない。現在、厚生省と各NGOは、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）で喫煙規制を取り締まるNGOボランティアが、州の衛生監視員として働くための取り決めを準備中である。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		

資料 6

		Each state health inspector has to be in a team with minimum one inspector or employee when realizes a control (in order to have a witness). Sometimes the control is realized with a policeman*woman in order the inspector to have a right to receive the identification card of the violator. The health inspector disposes of a blank for written administrative instructions, or devising an administrative act which could be litigate in the court (if the violator wants to do that). If the act is well proven then the director of the Regional Health Inspection juts a penal provision and the violator myst pay the penalty. それぞれの州の衛生監視員は、取り締りを行う際、もう一人の監視員か担当者を雇ってチームを組まなければならない（証人を得るため）。違反者の身分証明証を受け取る権利を行使する際には、警察官とともに取締りを行うこともある。衛生監視員は実施細則書式の空白を破棄するか、法廷訴訟を含む（違反者の希望があれば）行政処分を行う。法の主張が通れば、州の衛生監視局長が罰則を適用し、違反者は罰金を支払う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Complete smoking ban at workplaces means that the tobacco smoking is absolutely forbidden at the workplace - there are not any exceptions. A lot of employers forbid absolutely the smoking ban in the administrative buildings, pharmaceutical companies, manufactories inspite of the opportunity to allow separate smoking rooms according the law. But if the employer decide to allow smoking i.e. to enforce a partial ban of tobacco smoking then it is allowed according to the legislation only partial smoking i.e. smoking in separate smoking rooms. They have to be designated as smoking rooms, with special ventilation and they should be places forbidden for children up to 18 years old. 職場での完全禁煙とは、職場においての喫煙が例外なしに全面的に禁止されるということである。法に基づいて隔離された喫煙専用室を認めたにも関わらず、多くの雇用主が行政、製薬会社、工場等の建物内での完全禁煙を実施しなかった。しかしながら、もし雇用主が喫煙を許可する場合（すなわち部分的禁煙を実施する場合）は、法により限られた場所での喫煙が許可される（すなわち隔離された喫煙専用室での喫煙が許可される）。そのような場所は、換気装置を付け、喫煙専用室として指定されなければならない。未成年者（18 歳以下）は、立ち入ることができない。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		There is a complete ban in the public transport: busses, trolleys, taxies, trains, airplanes and so on. There are exceptions according to legislation for floating vessels like ships, ferries etc. where there is no any ban for tobacco smoking. 公共交通機関は完全禁煙になっている。バス、トロリー、タクシー、電車、飛行機等。船、フェリー等の船舶は、法の規制がないため例外となっている。			

		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Whether the ban is complete or partial it depends on the employers because the legislator allows smoking rooms. When the ban is partial then the smoking is allowed in a sepsrste smoking rooms which have to be designated with special ventilation with a ban for entering from persons up to 18 years old. There is not any ban in hospitality sector when the premise is less than 50 sq. m. 行政が喫煙室を許可しているため、完全禁煙と部分的禁煙のどちらを行うかは雇用主の判断に委ねられている。部分的禁煙を実施する場合、喫煙専用室での喫煙が許可されている。喫煙専用室は隔離、独立した換気設備があり、18歳以下の未成年者の立ち入りが禁止されている。面積が50㎡未満の飲食店には喫煙規制がない。
3.2.2.8		**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**
		The legislation forbidded persons under 18 years old to visit any kind of place where the smoking is allowed even with her/his parent or companion of adult. There are separate smoking rooms in the premises with area more than 50 sq.m. There are more specified requirements as regards ventilation, signalization and marking. There are more kind and bigger penalties. 18 歳未満の未成年者は、親や大人の同伴者がいても、喫煙が認められている場所に立ち入ることが法により禁じられている。隔離された喫煙専用室は、面積が 50 ㎡を超える施設内にある。換気設備、標識、マークにはさらに細かい規定があり、より多くの種類の規定と、さらに重い罰則も存在する。

Other-23 イラン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ

		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Accomplishing Article 8 of the FCTC, in order to protect public health against adverse health effect of tobacco, especially protection against exposure to tobacco products imposed, necessary regulation considered in Article 7 of the executive bylaw of the national tobacco control law. Based on this article, consumption of tobacco in public places is banned. Article 13 of the national tobacco control law also prohibited smoking tobacco products in the places stipulated in Article 18 of the Probing Administrative Offences Act [all government employees' offences are addressed by this Act]. FCTC第8条を達成し、タバコの有害性から公衆の健康を保護し、特に自らの意思とは関係なくタバコ製品にさらされることから保護するために必要な規制が、国家タバコ規制法 重要規定第7条に定められた。国家タバコ規制法第7条に基づき、多数の者が利用する施設でタバコ製品を使用することは禁じられている。国家タバコ規制法第13条により、行政犯罪調査法第18条で規定された場所での喫煙も禁じられている（すべての政府職員による違反についてはこの法で定められている）。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		Due to lack of administrative infrastructure needed on how to deal with individual offenses in public places (except government buildings), in accordance with Article 8 of the executive bylaw of the national tobacco control law, the responsibility to implement the smoking ban in public places and other places mentioned in the law, is settled on managers or employers of these places. Accordingly, officers, employers and public authorities are required to install the warning signs banning the consumption of tobacco products in public places in the proper sight of these places and doing necessary actions to implement restricting regulations and protect their clients against exposure to second hand tobacco smoke. 多数の者が利用する施設（官公庁の建物を除く）での個人の違反に対処する行政基盤が不十分なため、管理者や雇用主は国家タバコ規制法の重要規定第8条により、多数の者が利用する施設や、その他の法で指定されている場所を禁煙にする責任がある。職員、雇用主と公的機関はそれらの施設での喫煙を禁止する警告標識を適切な場所に掲示し、必要な規制実施策を講じて受動喫煙		

		から顧客を保護しなければならない。 Definition of public places covered by the regulations is given in item 8 of Article 1 of the executive bylaw of the national tobacco control law. It is worth noting the criteria of the provisions of this Convention, had stipulated in amended Article 13 of the eatable, drinkable, cosmetics and healthy substances' Act in 2000, years before entering into force the treaty. Under these regulations, all operators must abide by the requirements of banning smoking in public places by employees, workers and their clients. Fortunately, there is environmental health inspection system in the country's health network which synergies effective implementation of these regulations as well as other provisions which are related to control tobacco products' distribution and supply system. 規制の対象となる多数の者が利用する施設は、国家タバコ規制法の重要規定である第1条8項に記載されている。FCTCで定められた規定基準が、条約の発効前である2000年の飲食物・化粧品・健康物質法の改正第13条で規定されたのは評価すべきことである。これらの規制の下、従業員、労働者、顧客、取引先に多数の者が利用する施設で禁煙規定を守らせることを、すべての事業者に義務づけた。幸いなことに、国の保健ネットワーク内に環境衛生検査システムが存在し、規制の効果的な実施と相乗効果を発揮している。このような仕組みがタバコ製品の流通・供給規制につながっている。 Supervising the accurate enforcement of national regulations, environmental health inspectors in the Ministry of health by close collaboration with the police and the judicial system followed any violations in this regard. Since part of the foodstuff centers like supermarkets and grocery stores have been determined as tobacco sales agents based on the HQ'S decision (Appendix II) , environmental health inspectors beside their duties on monitoring and observance of regulations relating to the sale and distribution of foodstuffs also do the necessary monitoring on supply of tobacco products in these places. Smoking ban by operators and workers during the work covered by these regulations, banning the sale and supply of cigarettes in workshops, factories, premises, facilities and locations subject to this bylaw, except premises, facilities and sites that are licensed, prohibition against selling cigarettes to people younger than 18 years, banning smoking in any public areas of workshops and factories, requirement to install warning signs in appropriate locations and at sight by the operators, managers or employers subject to this bylaw, including locations mentioned in these regulations are relevant regulations which environmental health inspectors always supervise and monitor them during their work time.

		厚生省の環境衛生検査官が警察や司法制度と緊密に協力して、国家規模での規制が的確に実施されているかを監督し、違反の取り締まりを行った。本部決定（付属資料 II）により、スーパーや食料品店等の食料品販売センターは、タバコ販売代理店と位置づけられている。環境衛生査察官は食料品の販売流通規制の監視・観察と平行して、タバコ販売代理店でもタバコ製品供給において必要な監視もしている。 オペレーターや労働者の勤務時間中の喫煙も規則により禁止されている。この規定の対象となる作業場、工場、建物、施設、場所でのタバコの販売を禁止する（許可されている土地・施設・敷地は除く）。18 歳未満の者へのタバコの販売を禁止する。作業場や工場内にある共用空間での喫煙を禁止する。この規定の対象となるオペレーター・管理者・雇用主は、よく見える場所に警告標識を設置しなければならない（関連する規定で定められた場所も含む）。環境衛生査察官が、勤務時間中に常時監視する。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□

		● 自家用車	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	×
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smoking in all indoor work places is completely banned and enforced. すべての屋内の職場で、完全禁煙が実施されている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Smoking in all indoor public transports except is completely banned and enforced.　Private vehicles are subject to comply with national law but in practice due to dificulties in implementation of law, it can be seen some violations. すべての屋内の公共交通機関で、完全禁煙が実施されている。自家用車も国法による規制の対象であるが、実際には法の実施は困難で、違反が見られる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Smoking in all indoor public places except traditional teashops is completely banned and enforced.　Respecting the relogious principals (Islam), there is no pubs and bar in the I.R.IRAN. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてで、完全禁煙が実施されているが、伝統的な喫茶店は例外となっている。（イスラムの）宗教的信条を尊重し、イラン・イスラム共和国にはパブやバーは存在しない。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、				

	過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。
	Traditional teashops were being removed from the definition of public places in item 8 of the Article 1 of the national tobacco control bylaw 国家タバコ規制法第 1 条項目 8 により、伝統的な喫茶店は多数の者が利用する施設の定義から除外された。

Other-24 レバノン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Please see　以下を参照。 http://www.tobaccocontrol.gov.lb/Legislation/Pages/NationalLaw.aspx			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Please see 以下を参照。 http://www.tobaccocontrol.gov.lb/Legislation/Pages/Guidelines%20for%20Implementation.aspx			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Tobacco smoking is banned in all indoor public institutions and companies including: corridors, elevators, stairs, stairwells, lobbies, joint facilities, cafeterias, toilets, lounges, lunchrooms, outbuildings including roofs, as well as vehicles used within working hours.			

		すべての屋内の官公庁や国有企業での喫煙は禁止されている。これには、廊下、エレベーター、階段とその周囲、ロビー、付属建築物、カフェテリア、トイレ、ラウンジ、食堂、勤務時間中に使用されている車両が含まれる。
		● 公共交通機関での禁煙
		Smoking, lighting a tobacco product or using such a product is prohibited in all enclosed public places, workplaces and means of public transportation. 多数の者が利用する屋内施設、職場、公共交通機関でタバコ製品を点火したり、喫煙したりすることは禁止されている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Ministerial decision number 1/213 issued on 2 March 1993 and law number 394/95 issued on 12 January 1995 (http://www.emro.who.int/tfi/Legislation-members.htm) relate to second-hand smoke, prohibiting smoking in hospitals, infirmaries, pharmacies, theaters, public transport services, health clubs, and all schools, universities and in the elevators. 1993年3月2日の省令第1/213号、1995年1月12日法律第394/95号は、受動喫煙について定めており、病院、診療所、薬局、劇場、公共交通サービス、スポーツクラブ、すべての学校、大学、エレベーターでの喫煙を禁じている。 However being ministerial decrees and not state legislation, there is no implementation mechanism for these decrees, therefore most infringements go unchecked even by official authorities. しかし国法ではなく省令であるがゆえに、実施の仕組みがともなっていない。そのためほとんどの違反行為は、当局からも見過ごされている。

Other-25 *タイ*

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.1		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ

		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The Non-Smokers' Health Protection Act 1992 was drafted with the principal purpose of protecting non-smokers' health by prohibiting smoking in public places, and included a decree of punishment for violators. Presently, the Notification of the Ministry of Public Health No. 19, 2010 under the acts has enacted on June 28, 2010. Regarding to the notifications, most partial smoke free areas were upgraded to totally smoke free areas such as; smoking did not allow smoking in private room at government buildings, health care facilities, indoor workplaces, etc. 1992年非喫煙者健康保護法は、非喫煙者の健康保護を主な目的として起草された。同法では、多数の者が利用する施設での喫煙の禁止と、違反者への罰則が定められている。現在、同法に準じた保健省通達2010年第19号が2010年6月28日から施行されている。通達によって、ほとんどの部分的な禁煙エリアは、以下のような完全禁煙に改善された。官公庁の建物、医療施設、屋内の職場等は、禁煙となった。 The indoor workplaces and public places according to the new notifications have been divided into 2 groups この新たな通達により、屋内の職場と多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）は2つのグループとして分けられた。 Totally smoke-free areas; these are divided into 5 sub - groups as follows; **完全禁煙の施設**　以下の 5 つのサブグループに分けられる。 1) Health service and health promotion facilities, 医療サービス施設と健康増進施設。 2) Education institutes,　教育機関。 3) Public places both indoor and outdoor area where used by the general public or serving as a place of working 多数の者が利用する、または、職場として利用される屋内と屋外の施設 4) Public vehicles and stations and, 公共交通機関の車内と駅。 5) Religious places or places for performing religious rites of various all religions		

		and sects.　様々な宗教や宗派の宗教的な儀式が行われる場所。 Totally smoke-free in indoor workplaces; a smoking area may be specifically provided apart from the built-up or structured areas; **屋内の職場での完全禁煙**　喫煙エリアは、市街地や建築物の密集地域から離れた場所にのみ設けることができる。 1) higher educational institutes, 高等教育機関。 2) Petrol or gas service stations,　ガソリンスタンド。 3) workplaces of state agencies, state enterprises or any other governmental agencies. 州の機関、州の事業や、その他の政府機関等の職場。 Meanwhile, international airports may have designated smoking areas which based on the Notification of the Ministry of Public Health (No.9) 1997, Subject: Condition and appearance of smoking areas according to the Non-Smoker's Health Protection Act 1992. 一方、国際空港には、1997 年保健省通達第 9 号に基づいて喫煙エリアを設けることができる。通達事項：1992 年非喫煙者健康保護法に準じた喫煙エリアの条件と外観。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Thailand has a system to strenghthen human resources, especially law enforcers through various activities and effective enforcement as follows; タイには、以下のような多様かつ有効な方法で取り締まりを行う担当職員の人材強化システムがある。 1) provide the exactly role and responsibility for inspection and coordination among enforcement-related agencies anc civil society networks at national level, regional level as well as provincial & district level, 国・地域・県・郡レベルの法・条例の実施機関と市民社会ネットワークが査察と調整に適切な役割と責任を果たしている。 2) organize the regular training among law enforcers and key stateholders, especially the existing civil society networks for gaining the knowleage and skill of inspection and monitoring the violation issues of tobacco control law, 法の実施機関や既存の市民社会ネットワーク等の関係者が共同で、タバコ規制法の違反を査察と監視を行うための知識とスキルの習得を目的とした定期研		

		修を実施している。 3) establish the complaint center by telephone and website, and 電話とウェブサイトで問い合わせ受付センターを設置している。 4) regular raise people's awareness of the tobacco control law, especially the new law where it applies as well as penalties for non-compliance. タバコ規制法に違反した場合の罰則が定められた新法の広報活動を、定期的に行っている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：motorcycles transport, school buses, cars owned by government and organizations, taxi, etc. 旅客用バイク、通学バス、公的機関の公用車、タクシー）	×	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細： theatres, libraries, massage centers, indoor (sports) facilities/ stadiums, meeting rooms, drug stores buildings, outpatient clinics hospitals, places providing computer internet game karaoke services, food and beverage selling places etc. 劇場、図書館、マッサージサロン、屋内（スポーツ）施設／スタジアム、会議室、薬局ビル、外来病院、ネットゲームセンター、カラオケサービス、飲食物の販売所等）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The Notification of Ministrial of Public Health No.19 B.E.2553 (A.D.2010) states that all public building and indoor workplace shall be designated as non-smoking areas. 公共保健省通達第 19 号 B.E.2553 (2010 年)は、多数の者が利用するすべての建物と屋内の職場を全面禁煙としている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The Notification of Ministrial of Public Health No.19 B.E.2553 (A.D.2010) states that all public transports shall be designated as non-smoking areas. 保健省通達第 19 号 B.E.2553 (2010 年)は、すべての公共公共交通機関を全面禁煙としている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		The Notification of Ministrial of Public Health No.19 B.E.2553 (A.D.2010) states that all indoor public place shall be designated as non-smoking areas.			

		保健省通達第19号 B.E.2553 (2010年)は、多数の者が利用するすべての屋内施設（飲食店等のサービス産業など）と屋内の職場を全面禁煙にしている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	The Ministry of Public Health Notification, No.19 B.E. 2553 (A.D.2010), designates all indoor workplaces and public places to be 100% smoke-free. Only international airport is allowed to designate smoking room in the building. 保健省通達第19号 B.E.2553 (2010年)は、すべての屋内の職場と多数の者が利用する屋内施設を完全禁煙としている。国際空港のビル内のみ、喫煙専用室の設置が認められている。 In the past two years, apart from Action on Smoking and Health (ASH Thailand), the Teachers Alliance Against Tobacco (TAAT) also focuses on preventing initiation of smoking in public places, especially among youth in schools as well as smoke-free home through several campaigns. 過去 2 年間、禁煙・健康増進協会（Action on Smoking and Health / ASH Thailand）の活動以外で、喫煙防止教師連盟（Teachers Alliance Against Tobacco / TAAT）はキャンペーンを通じ、公共的な場所での喫煙をしないための教育、特に、学校教育期間多数の者が利用する施設での喫煙開始の防止と、家庭内の禁煙に取り組んでいる。	

Other-26 パキスタン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		

		Pakistan has promulgated "Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker's Health Ordinance, 2002". Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all public places listed in Sections 2(c) and 3 of the Ordinance, as Smoke Free. パキスタンは"2002 年喫煙禁止および非喫煙者保護法"を公布した。その後、同法第 2 条(c)と第 3 条に記載された多数の者が利用する施設はすべて禁煙であると宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が、公布された。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Authorized persons to take action against the violators of tobacco control laws have been declared/listed in the law. A mechanism have been provided to take action againt the violators. Provincial and district governments are empowred to implement / enforce the tobacco control laws. 法律違反者を取り締まる担当職員は、法律に記載／一覧表記されており、違反を取り締まる仕組みが存在する。タバコ規制法を実施し、取り締まる権限は、州と県政府に与えられている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他 （詳細：Universities, Auditoriums, Conference Halls, Waiting Lounges 大学、講堂、会議場、待合ラウンジ）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□

		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他 （詳細：Amusement Centres, Public Offices, Cinema Halls, Hotel Lounges, Libraries 娯楽施設、官公庁、映画館、ホテルラウンジ、図書館）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Pakistan has promulgated “Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker’s Health Ordinance, 2002”. Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all places of public work or use listed in Section 3 of the Ordinance, as Smoke Free. パキスタンは“2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”を公布。その後、受動喫煙および非喫煙者保護法第 2 条(c)と第 3 条に記載された、多数の者が利用する施設はすべて禁煙と宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が公布された。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Prohibition of Smoking & Protection of Non-Smokers Health Ordinance 2002 has introduced restrictions on smoking in public service vehicle including wagon,			

		bus, taxi, other public transports and also railways and aeroplanes. “2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”により、ワゴン、バス、タクシー、その他の公共交通機関と鉄道、飛行機を含む公共サービスを行う車両での喫煙規制が導入された。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Pakistan has promulgated “Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker’s Health Ordinance, 2002”. Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all places of public work or use listed in Section 3 of the Ordinance, as Smoke Free. パキスタンは“2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”を公布した。その後、受動喫煙および非喫煙者保護法第 2 条(c)と第 3 条に記載された、多数の者が利用する施設はすべて禁煙と宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が公布された。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Pakistan has promulgated “Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker’s Health Ordinance, 2002”. Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all places of public work or use listed in Section 3 of the Ordinance, as Smoke Free. Pakistan has enforced the law to protect people from exposure to tobacco smoke. Law enforcement agencies and other authorized persons have been trained. Awarness materials targetting non-smokers, to protect their right to breathe in clean air, have also been disseminated. パキスタンは“2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”を公布した。その後、受動喫煙および非喫煙者保護法第 2 条(c)と第 3 条に記載された、多数の者が利用する施設はすべて禁煙であると宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が公布された。パキスタンがこの法律を実施したのは、受動喫煙から国民を保護するためである。取り締まり機関や、その他の担当者達の研修が行われた。清潔な空気を呼吸する権利を守るため、非喫煙者の意識を高める資料も発信された。	

Other-27 シンガポール

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ

資料 6

3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking is prohibited under the Smoking (Prohibition in Certain Places) Act administered by the National Environment Agency (NEA). In addition, voluntary smoking restrictions in indoor places (house-rules) of hotels, private clubs, places of worship, casinos, are also administrative implemented and enforced by premise owners. 国家環境庁(NEA)が定めた喫煙（特定の場所での禁煙）法に準じた場所での喫煙は、禁じられている。さらに、ホテル、会員制クラブ、礼拝所、カジノ等の屋内の場所での自主的な喫煙規制（ハウスルール）も行政主導の下、施設所有者が実施している。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Under the Act, any person caught smoking at prohibited places is liable on conviction (in Court) to a fine not exceeding $1,000. Premise manager or operator caught for not performing their duties (i.e. inform person who smoke at prohibited to cease smoking, or request the person to leave the premise should the person not cease smoking) shall be liable on conviction (in Court) to a fine not exceeding $1,000 for the 1st offence and not exceeding $2,000 for the 2nd and subsequent offence. NEA officers carry out enforcement round at prohibited places on a daily basis. 法により、禁煙の場所で喫煙した者は（法廷で）1,000 シンガポールドル以下の罰金が科せられる有罪判決を受けることがある。義務を果たさない（つまり禁煙の場所で喫煙している者に喫煙をやめるよう忠告する、または、喫煙をやめない者にその場を去るよう要請する等）施設管理者や運営者は、（法廷で）初回は 1000 シンガポールドル以下の罰金、2 回目以降は 2000 シンガポールドル以下の罰金が科せられる有罪判決を受けることがある。国家環境庁(NEA)の職員が		

資料 6

		日常的に禁煙の場所を巡回する。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□

		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Places where smoking is prohibited under the Smoking (Prohibition in Certain Places) Act is given in the website: http://app2.nea.gov.sg/faq_smoking_ban_in_public_places.aspx 喫煙法（特定の場所での受動喫煙防止法）で喫煙が禁じられている場所は、上記ウェブサイトに掲載。 Note: All government offices are smoke-free through admistrative means. 注記：行政政策として、すべての官公庁オフィスは禁煙となっている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Please refer to the above link for places covered under NEA's Smoking (Prohibition in Certain Places) Act. 国家環境庁(NEA)の喫煙法（特定の場所での受動喫煙防止法）で対象となっている場所については上記リンクを参照。 In addition, under the Air Navigation Act (Chapter 6, section 3) administered by the Civil Aviation Authority of Singapore (CAAS), smoking is prohibited in any compartment of a Singapore aircraft at a time when smoking is prohibited in that compartment by a notice to that effect exhibited by or on behalf of the pilot-in-command of the air craft.　[Source 出典： http://www.caas.gov.sg/caasWeb2010/export/sites/caas/en/PDF_Documents/Legislation/ANO__inclusive_of_S570-2011_effective_4_October_2011.pdf] また、シンガポール民間航空庁(CAAS)が定めた航空法（第6章第3条）により、シンガポールのいかなる航空機内でも、機長やその代理により禁煙であることが通知されているときの喫煙は禁じられている。 For trains, the Rapid Transit Systems Regulations administred by SMRT prohibits smoking in any part of the railway premises where smoking is expressly prohibited by notice.　[Source 出典： http://www.smrt.com.sg/trains/documents/rts-regulation.pdf] 列車では、SMRT による高速輸送システム規制により、鉄道用地内のいかなる場所でも喫煙は固く禁じられている。			

		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Please refer to NEA's website: http://app2.nea.gov.sg/faq_smoking_ban_in_public_places.aspx for the list of smoke-free public places. 多数の者が利用する施設での禁煙については、上記ウェブサイトを参照。
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	No further amendments to the Smoking (Prohibition in Certain Places) Act in the past two years. 過去2年間、国家環境庁(NEA)の喫煙（特定の場所での禁煙）法の改正はなかった。 The smoking prohibition law is being reviewed and smoking will be prohibited in more public places in the coming year to include: common areas in residential buildings, including void decks, common corridors and staircases. Sheltered walkways, linkways and overhead bridges Outdoor hospital compounds A 5 metre buffer zone around bus shelters 受動喫煙防止法は見直しされており、来年には以下の場所も含め、より多くの多数の者が利用する施設で、喫煙が禁止される見通しである。 ヴォイドデッキ（1階にあるホール部分）を含む住居用建物の共用エリア、共用の廊下、階段。屋根等に囲まれた歩道、通路、歩道橋。屋外の複合病院施設。バスの待合所の周囲5m以内。	

Other-28 マレーシア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ

		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		The tobacco control enforcement activities are carried out by 3,500 health inspectors posted at 14 State Health Departments and District Health Offices throughout the country. These officers implement routine/ scheduled activities as well as various planned thematic enforcement operations conducted nationwide. The periodic, thematic operations is termed the "E-Infoblast". 州保健局と郡保健局から派遣された衛生検査官3,500人が、国全体でタバコ規制の取り締まりを実施している。衛生検査官は、ルーチンやスケジュールに沿った活動とあわせて、目的ごとに様々に計画された施策を全国で実施している。この定期的かつ目的をもった施策は"E-Infoblast"と呼ばれている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他 （詳細：premise or vehicle 建物内や車両内）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□

		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細: in any public lift or toilet; in any public vehicle or public transport terminal; in any airport 多数の者が利用するエレベーター、トイレ、公用車、公共交通機関の駅、空港）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	×	□
		● その他(詳細: エアコンを使用している飲食店・店舗）	□	×	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Complete banning of tobacco smoking in centralised air conditioning workplaces would be extended in future plans 集中制御型のエアコンを使用している職場も、将来計画では完全禁煙となる見通しである。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Currently it is completely banned in public transport			

		現在、公共交通機関は完全禁煙である。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Banning in shopping complexes, places of worship has already been undertaken ショッピングセンター、礼拝堂では、すでに禁煙が実施されている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Two more public places have been designated smokefree since 2009, i.e. National Service Training Centres & Indoor Workplace with Centralised Air-Conditioning Systems. 2009年から、さらに、多数の者が利用する以下の二施設が禁煙となった。 国民服務訓練センター、集中制御型のエアコンを使用している屋内の職場	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**	
	In April, 2010, The Melaka State Government i.e. one of the 15 states in Malaysia, which is also recognised as one of UNESCO World Heritage Sites had declared to be a "Smokefree City". The Malacca State Cheif Minister has also declared Malacca as a "Developed State" status at 20:10 hours, on the 20th. October 2010 or 20:10 (20.10.2010). 2010年4月マレーシアにある15州のひとつであり、ユネスコ世界遺産としても知られるマラッカ州の政府は“禁煙都市”宣言をした。2010年10月20日にマラッカ州の主席大臣は、マラッカ州を“先進州”であるとも宣言した。 Five zones (namely, Malacca world heritage city, Melaka Raya, Malacca International Trade Centre, Alor Gajah and Jasin town centres, all comprising of 338 hectares) were declared by the Health Minister as "Smokefree" areas in Malacca on June 15, 2011 which embarks upon the Ministry of Health's commitment to protect the public from the dangers of cigarette smoke, especially to women and children. マレーシア厚生省が、2011 年 6 月 15 日よりマラッカにて以下の 5 つの区域（具体的にはマラッカ世界遺産都市、マラッカラヤ、マラッカ国際貿易センター、アロー・ガジャ、ジャシン・タウン中心部からなる全部で 338 ヘクタールの地域）は、“全面禁煙”地域であると宣言した。これは、多数の者、特に女性や子どもをタバコの煙の害から保護するという厚生省の目標により始動した。	

Other-29 ブータン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の	×はい	□いいえ

資料 6

		喫煙は禁止されていますか。			
3.2.2.1		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい		□いいえ
		● 州法	□はい		□いいえ
		● 行政命令	×はい		□いいえ
		● 自主協定	□はい		□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい		□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		The Act bans smoking in public places including commercial centres, recreation centres, institutions, public gatherings/places, public transportations and any other public places or areas as may be declared by the Tobacco Control Board (Chapter two "Protection from exposure to tobacco smoke", section 3). Most indoor workplaces are covered under these institutions. タバコ規制法（第2章” タバコの煙にさらされることからの保護”、第3条）により、商業地区、レクリエーションセンター、公共機関、公共の集まり／場、公共交通機関、その他のタバコ規制理事会が指定する多数の者が利用する、施設・エリアを含む公共空間での喫煙は禁止されている。屋内の職場のほとんどは、この規制の対象となっている。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい		□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		The persons-in-charge of the establishments and authorized officers/ law enforcement personnel are mandated to supervise, inspect and enforce and implement Chapter Two (sections 4 to 10). 施設責任者、担当職員、取締官は第２章（第４条から10条）施行の監督・検査・取り締りを行う義務がある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Section 4 to 10 of the Tobacco Control Act of Bhutan 2010 provides an identification of a person-in-charge who is an owner, manager, supervisor or a person responsible for the operation of the public place or public transport			

		designated in section 3. The following measures are effective from 1st January 2011: ブータンのタバコ規制法（2010年）第4条から第10条は、多数の者が利用する施設や第3条の指定する公共交通機関の運営を任された所有者、管理者、監督者等の責任者の存在を明らかにしている。以下の手段は、2011年1月から実施されている。 - The person-in-charge shall display notices indicating smoking is prohibited in the area. 責任者は、禁煙エリアであることを示す標識を掲示する。 - The person-in-charge shall supervise and carry out measures to ensure that no person smokes in violation of the provisions of the Act. 責任者は、タバコ規制法の規定に違反して喫煙する者がいないよう監視し、必要な対策を取る。 - The person-in-charge who finds a person smoking in contravention of Section 3 shall request the offending person to refrain from smoking and if the offending person continues to smoke, the person-in-charge shall demand the offender to leave the place or transport. 第3条に違反して喫煙する者を発見した責任者は、違反者に対して喫煙をやめるよう要請する。もし違反者が喫煙をやめなければ、責任者は違反者に、その場所や交通手段から立ち去るよう要求する。 - Where the offending person refuses to stop smoking or leave, the person-in-charge shall report to an authorized officer or law enforcement personnel もし違反者が喫煙を継続し、その場を立ち去らない場合、責任者は担当職員か取締官に通報する。 - The person-in-charge of the hotels, motels, guesthouses, inns and lodgings shall arrange smoking floors or smoking rooms/spaces as appropriate. ホテル、モーテル、ゲストハウス、旅館、ロッジの責任者は、喫煙フロアや喫煙室・スペースを必要に応じて設けることができる。
		● 公共交通機関での禁煙
		同上。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での

		禁煙
		同上。
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	The persons-in-charge of the establishments and authorized officers/ law enforcement personnel are mandated to supervise, inspect and enforce and implement Chapter Two (sections 4 to 10). http://www.bnca.gov.bt/themes/acquia_marina/DownloadsBNCA/TobaccoControlNotic-English.pdf 施設責任者、担当職員、取締官は第 2 章（第 4 条から 10 条）施行の監督・検査・取り締まりを行う義務がある。詳しくは、上記 URL を参照。	

Other-30 ネパール

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Tobacco Product (Control and Regulatory) Act, 2011 says; no person shall be allowed to smoke or consume tobacco products in public places. The following places shall be considered as public places: 2011年のタバコ製品（管理規制）法は、多数の者が利用する施設でのタバコ製品の喫煙・使用を禁止している。		

資料 6

		以下の場所は、多数の者が利用する施設とみなされる。 (a) The bodies, institutions and offices of the State and of the Government, 国・政府の団体・機関。 (b) Educational institutions, libraries, training and health related institutions, 教育機関、図書館、訓練や医療関連施設。 (c) Airport, airlines and public transportations, 空港、航空交通機関、公共交通機関。 (d) Child Welfare Homes, Child Care Centers, Old Age Homes, Orphanage, Children Park and club, 児童福祉ホーム、保育所、老人ホーム、孤児院、児童公園、児童クラブ。 (e) Public toilets, 公衆トイレ。 (f) Work place of industries and factories; 製造業や工場の職場。 (g) Cinema hall, cultural centers and theatres. 映画館、文化センター、劇場。 (h) Hotel, motel, resort, restaurant, bar, dining hall, canteen, lodge, hostel and guest houses, ホテル、モーテル、リゾート、バー、会食室、食堂、ロッジ、ホステル、ゲストハウス。 (i) Stadium, covered halls, gymnasium, swimming pool houses, スタジアム、屋根付きのホール、体育館、屋内プール。 (j) Departmental store and Mini market, デパート、小規模の市場。 (k) Pilgrimage and religious places, 巡礼所、礼拝所。 (l) Public bus stand and ticketing center. 多数の者が利用するバス停、チケット売り場。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Ministry of Health and Population, Assistant CDO and the manager of the public places are responsible for the enforcement and implementation of the act. 保健・人口省、多数の者が利用する施設の管理者が、法の施行・実施をする。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場			
		● 官公庁	×	□	□

資料 6

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Tobacco smoking is completely banned in indoor workplaces.　No person is allowed to smoke or consume tobacco in indoor work places. 屋内の職場は、完全禁煙である。屋内の職場でのタバコの喫煙・使用は、禁止されている。			

		● 公共交通機関での禁煙
		Tobacco smoking is completely prohibited in public transport. No person is allowed to smoke in transportation in a way that may affect other person. 公共交通機関は、完全禁煙である。屋内の職場でのタバコの喫煙・使用は、禁止されている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Tobacco smoking is banned in indoor public places. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙は、禁止されている。
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	Tobacco Products (Control and Regulatory) Act, 2011 is effective since 7 August 2011 that guarantees every Nepalese the right to a smoke free environment. The Act probihits smoking in indoor workplaces, public transport and indoor public places. 2011 年のタバコ製品（管理規制）法は 2011 年 8 月 7 日に施行された。この法律はすべてのネパール国民にタバコの煙のない環境を求める権利を保障した。法により屋内の職場、公共交通機関、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙が、禁止された。	

Other-31 ベトナム

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	□はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ

資料 6

		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他 （詳細：places where burnings and explosion can be easily happened 火災・爆発が起こりやすい場所）	×	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The Gov. has issued documents of banning smoke in indoor workplaces: Gov. Resolution No 12/2000/NQ-CP, Article II.1(e); No 12/2000/NQ-CP, Article II.1(e) Prime Minister Decision No 1315/2009/QD-Ttg and some related documents issued by Ministries. ベトナム政府は、屋内の職場での禁煙を定めた以下の公文書を発行した。政府決定No 12/2000/NQ-CP, Article II.1(e)、首相決定No 1315/2009/QD-Ttgと関連した公文書を数件、省庁が発行。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The Gov. has issued documents of banning smoking in public transport: Derective No 02/2005/CT-BGTVT; Decision No 1315/2009/QD-TTg and some other documents. ベトナム政府は、公共交通機関での禁煙を定めた以下の公文書を発行した。首相指示No 02/2005/CT-BGTVT、首相決定No 1315/2009/QD-TTg等。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		The Gov. has issued documents of banning smoke in indoor public places: The Directive No 14/2002/CT-BVHTT; Decision No 4579/2009/QD-TTg; Decision No 1315/2009/QD-TTg and some other documents. ベトナム政府は、多数の者が利用する施設内での禁煙を定めた公文書を発行した。首相指示No 14/2002/CT-BVHTT、首相決定No 4579/2009/QD-TTg、首相決定No 1315/2009/QD-TTg等が発行された。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、				

	過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。
	The Government has issued many documents on protection from exposure to tobacco smoke, but the implementation are not good enough because we still do not have an effective mechanism to enforce the ban. ベトナム政府は、受動喫煙からの保護に関する公文書を数多く発行した。しかしベトナムには、禁煙を取り締まるための効果的な仕組みがいまだ存在していないため、禁煙が十分に実施されていない。

Other-32 ブルネイ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking was prohibited in almost all public places except parks and sports facilities; smoking rooms were allowed in certain specified places e.g. private companies and airport 公園やスポーツ施設以外の、多数の者が利用するほぼすべての施設で喫煙が禁止された。特定の施設には喫煙室の設置が認められた。例：一般企業、空港		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		The national laws contain provisions for penalties and compounding (issuance of fines).　国法は、罰則と罰金について定めている。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	□	×
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			

		● 屋内の職場での禁煙
		Partial ban of tobacco smoking at private companies i.e. smoking rooms allowed – according to the Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007, enforced since June 2008 一般企業での喫煙は、部分的に禁止されている（つまり喫煙室の設置は認められている）。2008年6月に施行された2007年タバコ通知に準拠。
		● 公共交通機関での禁煙
		Complete, including smoking ban at the terminal - according to the Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007, enforced since June 2008 駅を含め、完全禁煙である。2008 年 6 月に施行された 2007 年タバコ通知（特定の場所での禁煙）に準拠。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Complete ban - according to the Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007, enforced since June 2008 完全禁煙である。2008 年 6 月に施行された 2007 年タバコ通知（特定の場所での禁煙）に準拠。
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007 has been reviewed, new amendments in 2012 2007 年のタバコ通知は見直しされ、2012 年に改正された。	

Other-33 モンゴル

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ

資料 6

		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Tobacco Control Act 2005; see as annex to the first implementation report 付属資料　初回実施報告書　2005 年タバコ規制法を参照。 タバコ規制法第一条 The purpose of this law is to define the legal framework of tobacco control on protection of the population from the negative consequences of tobacco consumption and passive smoking (exposure to tobacco smoke) and to regulate the relations raised in connection with responsibilities of the state, citizens, business entities and organizations. タバコ規制法の目的は、公衆を喫煙と受動喫煙（タバコの煙にさらされる事）の悪影響から守るためのタバコ規制に関する法的枠組を築くこと、ならびに、国、一般市民、企業や企業組織の責任に関する規定を設けることである。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Articles 11 to 13 of the Act　タバコ規制法第11条から13条を参照。 **Article 11. Monitoring the execution of legislation on tobacco control** **第11条　タバコ規制法施行の監視** 11.1. The monitoring of the execution of legislation on tobacco control at the state level shall be carried out by the government, Governors of all levels, State administration agency in charge of professional inspection, police department and other organizations and officials, which have been authorized to this effect, respectively according to their authority; 11.1.　国内のタバコ規制法の施行の監視は、全政府、全首長、専門的な検査の実施を管轄する国の行政機関、警察、任命された他の機関や当局が実施。		

		11.2. The administration of business entities, organizations and their affiliates shall monitor the execution of legislation on tobacco control within their framework of authority, stated in the present law. 11.2. 企業や企業組織とその関連会社は、法で与えられた権限において、タバコ規制の施行を監視する。 11.3. The Association for the protection of consumer's rights and other non-governmental organizations may carry out public monitoring of the execution of legislation on tobacco control 消費者協会やその他の非政府機関が、一般市民のタバコ規制法遵守を監視する。 **Article 12. Filing complaints 第12条 通報** 12.1 Citizens and legal personality can file complaints to the related bodies, officials and courts if they consider to have suffered their rights and legal interests due to violation of laws and requlations on tobacco control . 12.1 市民や法人は、自らの権利が侵害されたと考えられる場合に、関連する機関、当局、裁判所に通報することができる。 **Article 13. Liability for offenders of legislation** **第13条 法律違反者の過失責任** 13.1. In case of the violation of the legislation on Tobacco Control, Governors of the soum, district, bag, horoo and an authorized police officer and state inspector, shall impose the following administrative penalties on the guilty person for the offence, if the offence is not punishable under the Penal Code: 13.1. タバコ規制法に違反した場合、もし刑法で違反を罰することができなくても郡・地区・村・horoo の知事、警察官、国の捜査官は、違犯者に以下の行政罰の処分を下すことができる。 13.1.1. In case of the violation of the article 6.4, 6.6, 6.7.1- 6.7.6, 6.7.8, 8.2 of this law, tobacco and illegal revenues shall be confiscated and the offending citizen, official and business entities shall be imposed fines of MNT 30000-50000, 40000-60000 and 230000-250000 respectively; 13.1.1. タバコ規制法第 6.4 条、6.6 条、6.7.1 条から 6.7.6 条、6.7.8 条、8.2 条に違反した場合、タバコと違法な収益が没収される。違反した市民、公職団体、企業にそれぞれ 30000 から 50000 トゥグルグ、40000 から 60000 トゥグルグ、230000 から 250000 トゥグルグの罰金が科せられる。

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	×	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	×	□
		● その他（詳細：petrol stations and petrol and flammable substances warehouse ガソリンスタンド、ガソリンや可燃物倉庫）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。
		● 屋内の職場での禁煙
		separate rooms allowed for smoking 隔離された喫煙室が認められている。
		● 公共交通機関での禁煙
		not allowed 禁煙である。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		separate rooms allowed for smoking 隔離された喫煙室が認められている。
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	revised draft for 100% smoke-free facilities submitted to the Parliament for its approval in October 2010. 施設内の完全禁煙化に関する改正草案は、**2010**年**10**月の可決に向けて国会に提出された。	

Other-37 バルバドス

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		

資料 6

		A comprehensive ban on smoking tobacco in public places, defined as: building, place, facillity or structure owned by the Crown; places or buildings that are fully or substantially enclosed; libraries, museums, historic sites or those of archealogical significnce to which the public has access whether paying or not 以下のような多数の者が利用する施設での喫煙は、全体的に禁止されている。国王所有の建物、場所、施設、建造物。完全に、または実質的に屋内の場所や建物。利用料金の有無に関わらず、図書館、博物館、史跡や、多数の者が訪れる考古学的に重要な場所等。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他 （詳細：historic sites and those of agricultural significance 史跡、農業的意義のある場所）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	□	□	□
		● 列車	□	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両	×	□	□

資料 6

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	Legislation was enacted in October 2010 法律は、2011 年 10 月に施行された。				

資料 6

Other-41　ナミビア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		A circular is in existence since 1997 prohibiting smoking in public and government premises.　Article 22 of the 2010 law refers to measures protecting people from exposure to tobacco smoke. See Annex 3. 多数の者が利用する施設と官公庁での喫煙が禁止され、1997 年より巡回が行われている。2010 年の法律第 22 条は、受動喫煙から多数の者を保護する手段について定めている。詳しくは、添付資料 3 を参照。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Inspectors will perform enforcement activities, as stipulated by article 29 of the Act (Provisions on enforcement of the Act). 法律（取り締まり規定）の第 29 条に基づき、検査官が取り締りを行う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The smoking ban applies to all public places.　Public places are defined in Article 1 (Definitions) of the law. (See Annex 3.)　This definition applies to all work places. 多数の者が利用するすべての施設で、喫煙が禁じられている。多数の者が利			

		用する施設の定義は、法律の第 1 条に定められている（添付資料 3 参照）。すべての職場が、この定義の対象となっている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Smoking is prohibited on all public transport. すべての公共交通機関で、喫煙が禁じられている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Smoking is prohibited in all indoor public places. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてで、喫煙が禁じられている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In protecting the public from tobacco exposure the Act provides for prohibition of smoking within a certain distance from a window of, ventilation inlet of, doorway to or entrance into a public places. The regulations will stipulate the distance. 多数の者を受動喫煙から保護するため、法律では、窓、換気扇の吸気口、多数の者が利用する施設への出入り口や玄関等から一定の距離内での喫煙を禁止している。その距離は法律によって定められている。	

Other-43 ケニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	□はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ

		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			

		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smoking prohibited in all workplaces すべての職場で、喫煙が禁じられている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Protection from exposure to tobacco smoke in public transport 公共交通機関では、受動喫煙からの保護対策が行われている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Smoking is prohibited in all indoor and outdoor public places 屋内と屋外の多数の者が利用するすべての施設で、喫煙が禁じられている。			
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	The Tobacco Control Act enacted in 2007 prohibits smoking in ALL public places. 2007年に受動喫煙防止法が施行され、多数の者が利用する“すべて”の施設で喫煙が禁止された。 To enforce this requirement, owners of such places are required to display warning of this prohibition including the penalties. 規制の取り締りのため、多数の者が利用する施設の所有者は罰則も含めた禁煙の警告を掲示することが義務付けられている。 Over 1,200 enforcement officers have been trained to enforce these				

	provisions.　取り締まりを目的として、1200名の取締官が研修を受けた。 The Ministry of Public Health continuously reminds the public of the provisions of the law to ensure sustained compliance.　持続的な法の遵守を目指し、公衆衛生省は禁煙規制について継続的に国民に広報している。

Other-44　タンザニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	□はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	□いいえ	
		● 行政命令	×はい	□いいえ	
		● 自主協定	×はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□

資料 6

		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		It is forbiden to smoke in workplaces　　職場での喫煙は、禁じられている。			
		● 公共交通機関での禁煙			

資料 6

		It is not allowed to smoke in Public transport 公共交通機関での喫煙は、禁じられている。
		● **多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙**
		It is very difficult to enforce this. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）を禁煙にすることは、たいへん困難である。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	No、 ない。	

産経新聞　平成25年(2013年)4月23日　火曜日

健康のため屋内全面禁煙を

分煙の喫煙室、大気汚染は北京の倍

分煙のために設置された喫煙室内は北京を上回る大気汚染濃度―。東京都内のオフィスの喫煙室で「PM2・5（微小粒子状物質）」の濃度を測定したところ、こんな結果が出た。喫煙者・非喫煙者双方に配慮しての分煙だが、専門家は「北京でも警報が出るレベルの汚染環境に喫煙者をさらすのは問題」と警鐘を鳴らす。

（平沢裕子）

受動喫煙防げず

「これはすごい。北京の大気汚染が最悪だった日の約2倍の汚染レベルだ」

今月中旬、東京都内のオフィス内に設置された喫煙室でPM2・5濃度を測定していた産業医科大学・健康開発科学研究室の大和浩教授は思わず声を上げた。

約9平方㍍の喫煙室内で喫煙していたのは10～15人。約7分間の測定中、PM2・5濃度の最高値は1立方㍍当たり1550㌍、最低値は同625㌍。北京の最悪の日は同700～800㌍だ。このオフィスでは喫煙室のドアをはさんで飲料の自動販売機が設置され、この部屋の最高値は同50㌍超。喫煙室内に比べればかなり低いが、感受性の高い人の呼吸器に症状が現れるレベルで、明らかに受動喫煙の状態だ。

もちろん喫煙室に一日中いる人はいない。しかし、たばこの煙の中には70種類近い発がん性物質が含まれ、それを吸い込むことは短時間でも体に悪影響を与えることがさまざまな研究から示されている。

平成15年施行の健康増進法で受動喫煙対策が施設管理者の努力義務となったこともあり、この10年ほどで多くの職場では建物内に喫煙室を設置することで分煙対策を進めた。

しかし、建物内の喫煙室は喫煙者が出入りする際にたばこの煙が漏れ、非喫煙者の受動喫煙を完全には防げない。喫煙室を掃除する人も職業的な受動喫煙にさらされる。さらに、屋内の喫煙室は換気が不十分で、屋外に比べて健康を害する可能性が高い。

大和教授は「自分や他人が吐き出した煙がこもる劣悪な喫煙室を利用させられることは、喫煙者本人にとっても気の毒なこと。喫煙者の中には病気になってもいいから吸いたいという人もいるが、喫煙関連疾患による医療費は非喫煙者も担っている。個人の嗜好や趣味で片付けられる問題ではない」と指摘する。

必要な禁煙環境

受動喫煙を防ぐため、日本も批准する「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（たばこ規制枠組条約、FCTC）」のガイドラインでは建物内の完全禁煙を勧めている。建物内が全面禁煙になれば、就業中は喫煙がほぼ不可能になる。喫煙者にとってはかなり厳しい状況に追い込まれるが、「吸えない環境をつくってあげることが長い目でみれば喫煙者のためになる」と大和教授。

大和教授もかつては喫煙者。浪人時代から吸い始め、呼吸器内科医になってからもやめられず、16年間で7回の禁煙に失敗。職場の禁煙環境が整ったことでようやく禁煙に成功し、環境の大切さを身をもって知った。

大和教授は「屋内に喫煙できる場所がある限り、そこで働く人の受動喫煙はなくならない。非喫煙者の受動喫煙を防ぎ、喫煙者の健康のためにも屋内の全面禁煙化を進めるべきだ」と話している。

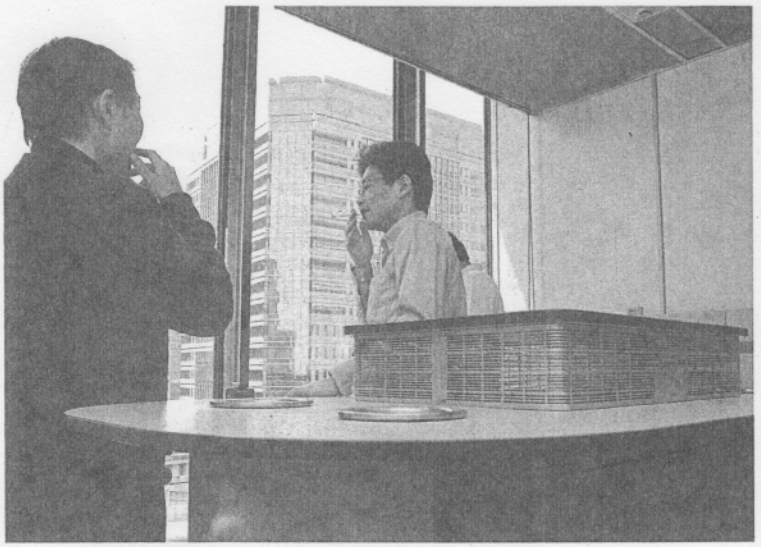

分煙のためにオフィス内に設置された喫煙室。10人以上が喫煙すると北京の最悪日の倍の大気汚染濃度となる

喫煙率減少に目標値

今年から開始された「健康日本21（第2次）」では、喫煙率と受動喫煙機会の減少に関する目標値が初めて定められている。具体的には、平成34年までに成人の喫煙率を12％まで減少させる▷未成年者・妊娠中の喫煙をなくす▷受動喫煙のない職場の実現―などが挙げられている。

また、厚生労働省は今月、「第1回たばこの健康影響専門委員会」を開催。たばことその成分の健康影響について科学的知見から検討し、報告書をまとめ、今後の施策の参考にする。

2013年(平成25年)5月12日(日曜日)　読売新聞

庁舎全面禁煙 32道府県

厚労省調査 県庁所在地は18市

受動喫煙対策で国が求めている地方自治体庁舎の禁煙化について、建物内を全面禁煙としている都道府県は約7割にとどまることが、厚生労働省研究班(代表＝大和浩・産業医大教授)の調べでわかった。県庁所在地の市や東京都の特別区はさらに実施率が低かった。

都道府県と県庁所在地の市、政令市、東京都23区の計121自治体に、2012年5月に調査票を送り、全てから回答を得た。

今年3月の時点で、47都道府県のうち32道府県で建物内禁煙が行われていた。議会棟・フロアまで禁煙化されているのは9府県だった。厚労省は10年2月の健康局長通知で、「少なくとも官公庁や医療施設は、全面禁煙とすることが望ましい」としている。建物内を全面禁煙としている32道府県のうち、15県は通知以降に禁煙化されていた。

県庁所在市の46市のうち、一般庁舎内を全面禁煙としているのは18市、議会棟・フロアも禁煙なのは13市だった。東京都23区では、一般庁舎内を全面禁煙にしているのは4区。政令市では20市のうち10市だった。

大阪府、福島市、大阪市、神戸市、足立区は議会部分まで含めて敷地内を全面禁煙としていた。長野県、大阪市、堺市、北九州市、足立区は勤務時間中の喫煙を禁止していた。

大和教授によると、建物内に喫煙室がある場合、廊下への漏れを防げないうえ、喫煙者自身や掃除をする人が高い濃度の受動喫煙にさらされる。大和教授は「受動喫煙を防ぐには建物内全面禁煙が必要。主要自治体は他の模範として、率先して進めてほしい」としている。

企画・制作／朝日広告社

健康最前線シリーズ

5月31日は世界禁煙デー

産業医科大学
産業生態科学研究所
教授・医学博士
大和　浩

タバコの煙は典型的なPM2.5

今年2月、中国からの越境汚染、直径が2.5μm以下の微小粒子状物質（PM2.5）が社会的な問題となりました。マスクをしたり、自治体が発表する「本日のPM2.5濃度」をみて外出をやめた人も多かったことと思います。しかし、PM2.5による大気汚染を怖がるよりもタバコ煙の方が重要であることをご存じでしょうか。

さて、空が青いのは高空に浮かんでいる微粒子が太陽光線の青い波長（約0.4μm）の一部を乱反射するからです。雲の粒子は1μmよりも大きいため赤い波長（約0.7μm）を含むすべての波長を乱反射して白く見えます。つまり、タバコの先端から発生する副流煙が青紫に見えるのは、その直径が青い光の波長と同じ0.4μmだからです。喫煙者が吸い込んだタバコ煙は、湿度100％の肺の中で約1μmに膨張するので口から吐き出される煙は白く見えるのです。タバコ煙は60種類以上の発がん性物質を含んでいるため、有害性の高いPM2.5なのです。だから、タバコ煙を吸う人はもちろん、受動喫煙に曝露される人も肺の奥まで粒子が浸入して病気を起こすのです。

1月1～31日のPM2.5観測データ

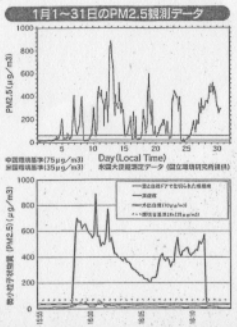

上の図は今年1月の北京市内のPM2.5、下は喫煙席を壁と自動ドアで仕切った喫茶店の喫煙席と禁煙席のPM2.5です。喫煙席はタバコ煙が籠もって北京のひどい日と同レベル（400～800μg／m3）、禁煙席に漏れ出したタバコ煙は外出自粛レベル（70μg／m3）でした。

健康を守るために重要なことは、①喫煙者は禁煙外来へ行って禁煙すること（自力でやめられる人はすでにやめています）、②吸わない人はタバコ臭い場所に入らないこと、です。

禁煙治療の正しい知識の普及に努めて参ります　（順不同）

禁煙治療・生活習慣病の御相談承ります。
千代クリニック
院長　平山　祐義
往診可　内科・循環器内科・リハビリテーション科
診療時間　月・火・木・金　午前 9:00～13:00　午後 14:30～18:00　水・土　午前 9:00～13:00
休診日　日曜・祝日／水・土曜午後（ただし、急患はこの限りではありません。）
〒807-1112 北九州市八幡西区千代1丁目7-3（都市高速小嶺インター出口ソバ）
Tel.093-614-5558　Fax.093-614-5561

日本内科学会認定総合内科専門医
日本呼吸器学会認定呼吸器専門医
日本呼吸器内視鏡学会認定気管支鏡専門医
医療法人
さかい内科呼吸器科医院
理事長　坂井　二郎
入院可　禁煙治療行っています
〒808-0034 北九州市若松区本町3丁目4-10
TEL.093-751-2790

内科・消化器科
田中クリニック
生活習慣病・介護予防 筋トレ室併設
院長　田中　裕
北九州市若松区島田3-2-9
TEL.093-791-6675

胃腸科・外科・リハビリテーション科
ごしまクリニック
院長　五島　秀行
禁煙外来治療行っております。
北九州市八幡西区本城東1丁目14-14
TEL.093(693)1610

医療法人
やまさき内科医院
院長　山崎　範子
北九州市小倉北区黒原3丁目2-32
TEL.093-921-7800

医療法人　ことぶき会
川波医院
理事長　川波　潔
院長　川波　壽
初回の禁煙外来は電話予約制です。
直方市津田町11-32
http://www.kawanami-cl.com/
TEL.0949-22-0252

医療法人
大串皮膚泌尿器科医院
●診療時間
月～金：9:00～12:30、14:00～18:00
土：9:00～12:30
日・祝日・水午前（第2・火曜を除く）休診
理事長　大串　康之
院長
北九州市小倉北区金鶏町1-38
☎093(651)3253

看護とリハビリテーションに力を入れてます
ニコチン依存症管理認定施設・通所リハ・訪問リハ
医療法人　神原クリニック
院長　江崎　嘉春
禁煙外来　整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・眼科・骨粗鬆症外来
北九州市八幡西区西神原町9-19　TEL093(642)8088

内科・循環器内科　呼吸器内科・リハビリテーション科
二宮内科循環器科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30～12:30	○	○	○	○	○	○	／
14:00～18:00	○	○	○	／	○	／	／

木・土は12:00まで往診応相談
禁煙治療行っています
北九州市八幡西区光明2丁目4-13　☎(093)693-2038（にのみや）

禁煙治療
ながた内科クリニック
内科・リハビリテーション科
院長　永田　一彦

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	○	○	○	○	○	○
14:00～18:00	○	○	○		○	

日・祝日 休診
※火曜日の午後2時～4時は往診の為、お待ちいただく場合があります。
〒808-0144
北九州市若松区高須東4丁目3-1
TEL.093-742-7770　FAX.093-980-2956
ホームページ http://www1.bbiq.jp/nagata-clinic

日本内科学会認定総合内科専門医・日本糖尿病学会認定糖尿病専門医
日本消化器病学会認定消化器病専門医
HIROHATA CLINIC
廣畑内科クリニック
We are here to help You
医学博士・院長　廣畑　佳秀
〒807-0857 北九州市八幡西区北筑2-19-15（永犬丸中央公園前）
TEL.093-693-1511　FAX.093-693-1516
http://www.hirohata-naika-clinic.com/

県庁舎禁煙 議会は「聖域」？

31日は世界禁煙デー。法律や国の後押しもあって、国内でも受動喫煙＝🔑＝を防ぐ対策が広がる。特に役所の庁舎は全面禁煙が当たり前になっているが、唯一、例外なのが議員たちの控室。長野県庁の議会棟で各会派の部屋はたばこのにおいが充満している。（軽部理人）

厚労省通知後も喫煙「自由」

議会棟の控室

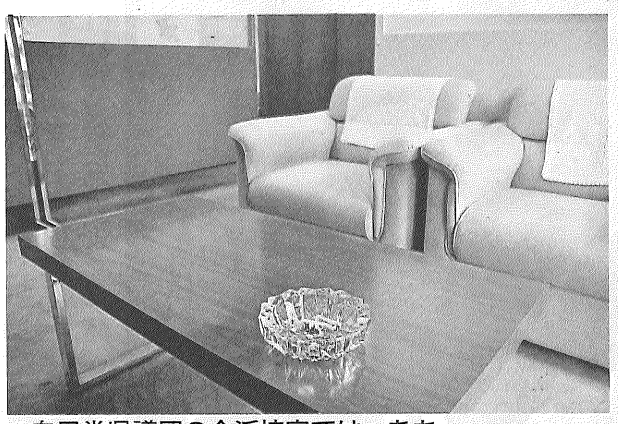

自民党県議団の会派控室では、あちこち灰皿が常備されている＝県庁

3月上旬。県議会の本会議で、民主・社民系会派「改革・新風」の山岸喜昭県議が、県の受動喫煙対策を質問した。

「長野県も、神奈川県の受動喫煙防止条例のように規制を考えてもよいのではないか」

たちまち自民党県議を中心にヤジが飛んだ。

「バカ言ってんじゃないよ」「それなら酒をやめろ」。ヤジを飛ばした県議の一人は「喫煙は個人の自由だ。どこで吸ってもいいじゃないか」と言った。

山岸県議は「国が受動喫煙対策を進める中、長野県も長寿県として、もっと強く取り組むべきだと思った」と質問をした理由を語った。「でも、うち（議会）がこの状態だと、なかなか難しそうですね」。苦笑いしながら移した視線の先には、改革・新風の控室にある「喫煙部屋」があり、数人が紫煙をくゆらせていた。

公共施設での受動喫煙の防止をうたった健康増進法が施行されたのは03年。厚生労働省は2010年と12年の2回、都道府県に「官公庁や医療施設は全面禁煙が望ましい」とする健康局長名での通知を出した。

県庁では同法の施行を受け、当時の田中康夫知事が庁舎内の全面禁煙を決定。喫煙所を閉鎖した。

いま、県庁舎内でたばこを吸える場所は、「屋上」「外のプレハブ小屋」「議会棟近くの屋外喫煙所」の3カ所しかない。

同じ敷地にあっても議会棟の会派控室は自由にたばこが吸える。

受動喫煙

厚労省は「室内またはそれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる」状態と定義していて、肺がんや循環器疾患などのリスク上昇を示す研究成果がある。国立がん研究センターは2010年、「受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡者数は年間約6800人」とする推計結果を発表している。

同省は昨年2月2022年度までに受動喫煙をしたと回答する人の割合を行政機関や病院などで0％、飲食店を現状の50・1％から15％とする目標値を初めて設定した。

県内喫煙率 全国平均下回る

県内の喫煙率は、全国平均の推移と同様、年々減り続けている。県が2010年に公表した喫煙率によると、男性の喫煙率は28・1％（全国32・2％）、女性は5・6％（同8・4％）と、いずれも全国平均を下回っている。

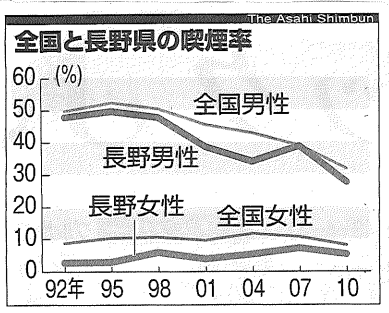

また、国の国民健康・栄養調査によると、06年～10年に県内に住む20歳以上の男性で習慣的に喫煙している人の割合は33・3％で、順位は全国では下から4番目と低い。また、未成年者の喫煙経験率も全国を大きく下回るなど、たばこを吸わない人が多い県と言える。

ルールは各会派任せに

元知事と遺恨も

会派ごとに、紫煙の濃さには違いがある。

まず前出の改革・新風（14人）。喫煙は控室内の小部屋に限っている。空気清浄機はあるが、換気設備はなく、扉の開閉時に外に煙が漏れる。

最大会派の自民党県議団（20人）は「各議員の良識に任せている」という。平野成基団長は「各県独自の事情があるし、議員たちが他人に迷惑をかけているとは思わない。喫煙者は貴重なたばこ税を納めているので、規制をするのも話が違うと思う」。

たばこを吸うある同党県議は「喫煙所に行く往復の時間がもったいないし、逆に非効率」と主張。議会棟活用課は「問題意識はある」というが、管理は各会派に任せており、県も口出しできない状況という。

控室には県職員が常駐し、他の県職員も条例案の説明などで出向く。陳情に訪れる県民もいる。議会棟の禁煙化について、県財産

内の通路は禁煙だが、「控室外の廊下に喫煙ブースでもつくってくれれば、そっちを使うけど」と言った。

県政ながの（6人）も控室で自由に吸うことができる。県民クラブ・公明（8人）と共産党（6人）はベランダに限って喫煙可としている。

県議会が禁煙化に踏み切らないのは、なぜか。一因として過去の遺恨を挙げる県議がいる。

県庁の全面禁煙を決めた田中元知事は、各議会の会派に、議会棟の控室も禁煙にするよう求める要請書を何度も出した。だが、当時は知事と議員たちの確執が激しく、議会側は知事の要求をことごとくはねつけていた。当然、議会棟の全面禁煙化も無視した。

また、このころは、「官公庁や医療施設は全面禁煙が望ましい」という厚労省の通知もまだなかった。

時代は変わったが、阿部守一知事は24日の会見で、「（控室の）ルールを決める人たちが、しっかり考えてもらう話だと思います」と各会派の判断に任せる考えを示している。

専門家「長寿県、賛成したら」

「仕切りなし」は22都府県

全面禁煙となる都道府県の庁舎が増えるなか、議会の控室だけは吸える状態になっているのは、長野県に限ったことではない。

受動喫煙の問題に詳しい産業医科大学の大和浩教授（健康開発科学）の最新の調査によると、47都道府県の議会棟のうち、全面禁煙にしているのは9府県だけ。16県は仕切られた喫煙スペースがあり、長野県のように仕切りもないなかで吸っているのは半数近い22都府県もある。

兵庫県は07年、喫煙スペースを廃止し、全国で初めて議会棟を全面禁煙にした。同県によると、当初は議員から反発もあったが、徐々に浸透したという。

10年に受動喫煙防止条例を施行した神奈川県では、控室の中に喫煙スペースを設けている。スペースには換気扇のほか、煙を吸い出す吸引器、空気清浄機も置き、県が定めた受動喫煙防止基準をクリアしている。

県の担当者は「議員が自主的に動いてくれたから、やりやすかった」と話す。

一方、長野と同様に仕切りがない秋田県では3年前、庁舎内の全面禁煙を進める県に対して、議員連盟が「やめてほしい」と要請した。たばこ税による地方財源の減少などが理由だったという。結局、庁舎は禁煙になったが、議員控室ではたばこを吸える。

大和教授は「長野は県庁の敷地内の全面禁煙に早くから取り組み、喫煙率も低い。長寿県でもあるのだから、国や自治体が進める全面禁煙に対し、思い切って議会も賛成した方が、県民からの理解も得られやすいのではないか」と語った。

総務課

日新聞　新聞定価 朝夕刊月ぎめ 3,925円(本体価格 3,738円、消費税 187円)、1部売り(税込み)朝刊 150円、夕刊 50円　第3種郵便物認可

隠れ喫煙 査察の目

大阪市厳罰化

職員停職 1年で50人

大阪市で、市職員の勤務時間中の喫煙に対する厳罰化が進んでいる。橋下徹市長の号令のもと、「隠れたばこ」を取り締まる査察チームも結成。喫煙による停職処分は1年で50人にのぼり、依願退職に追い込まれた職員もいる。「まるでたばこ狩りだ」。愛煙家の職員たちから悲鳴が上がる。

吸い殻がないか、トイレのバケツの中まで調べる大阪市水道局の巡視チーム＝6月6日、大阪市福島区海老江5丁目、川田惇史撮影

大阪市役所のすぐ南側を流れる土佐堀川沿いの遊歩道。昼休みになると、多いときで20～30人の市職員が集まり、紫煙をくゆらす。

市役所周辺は「路上喫煙禁止地区」だ。市役所内にも喫煙スペースはない。ぎりぎり禁止地区外にあたる遊歩道が愛煙家職員のオアシスになっている。

市が勤務時間中の喫煙を内規で禁じたのは昨年5月。4月に市営地下鉄の駅長室で助役が喫煙して火災報知機が作動し、電車が遅れたことがきっかけだった。激怒した橋下市長は「服務規律を厳格化する市長のメッセージを無視した。厳罰でいく」と表明。交通局は助役を停職3カ月とし、それから「勤務時間中の喫煙は停職」が定着した。

人事室によると、例えば40代の職員が停職1カ月の懲戒処分を受けると、140万円以上の生涯賃金が減る。村上龍一副市長は「たばこ1本100万円」と禁煙徹底を呼びかける。

処分者の相次ぐ環境局では昨年12月、警察OB2人を含む4人体制の特別査察チームを組んだ。水道局でも6月に職員約60人で巡視チームを結成した。しかし、「摘発に力を入れれば入れるほど処分者が増える悪循環」（市人事室関係者）。処分者は今年5月までの1年間で50人にのぼり、先月は消防署長が依願退職に追い込まれた。

自治体の禁煙実態を調べた大和浩（やまと）・産業医科大教授によると、全国の都道府県と県庁所在地の市、政令指定市、東京都23区の計121自治体のうち、今年3月時点で大阪市のほかに、長野県、堺市、北九州市、東京都足立区が勤務中の喫煙を禁じている。ただ、この4自治体で違反者を処分した事例はないという。

北九州市の人事担当者は「個人的な意見だが、大阪市の停職処分は厳しいと思う」と指摘する。

大阪市の幹部は「厳罰化は『決められたルールは守る』という橋下流服務規律の象徴」として手を緩めるつもりはない。

「ルールを守れないなら公務員失格。たばこやめるか、職員やめるかだ」

（川田惇史、神志那諒）

ロッカー室・便所…抜き打ち巡視

勤務時間中の喫煙を取り締まる市水道局の巡視チームの査察に同行した。

6月6日午後5時半、大阪市福島区の国道沿いにある水道局野田営業所。ワイシャツ姿の2人の男性が裏口に回った。インターホンを押さず、紙袋から取り出したカード型の合鍵で扉を開けて所内に踏み込んだ。

片手には営業所の見取り図。ロッカー室、トイレ、浴場、駐輪場。順番に見て回り、げた箱やロッカーの隙間をのぞき込む。吸い殻が落ちていないかの確認だ。居合わせた職員たちが困惑した表情で見守る。

この日は喫煙の実態は確認できなかったが、巡視チームの法務監査担当課長は「また来ますから」と声をかけ、営業所を去った。

市は4月から勤務時間中のたばこの携帯も禁じている。大阪市北区の市北部環境事業センターでは、ゴミ収集車が並ぶ車庫の机にケースを置いた。収集作業に出かける職員が、たばこを預けるためだ。多い時で約20人がたばこやライターを置いていく。

西川邦彦センター所長は「預ける場所を用意することで喫煙を水際で防ぐことができる」というが、1日約20本を吸うという男性職員(54)は「中学校や高校よりも厳しい」と嘆いた。

独裁的ルール

1日30本のヘビースモーカーの経済アナリスト、森永卓郎さんの話　まるで喫煙者を犯罪者扱いするような規則。ヒトラーやムソリーニの禁煙運動をもほうふつさせる。自分と違うスタイルの人間を認めないかのような独裁者的なルールだ。非喫煙者はひとごとと思っているかもしれないが、同じようなことがいつ自分の身にふりかかってくるか分からない。

禁煙環境必要

日本禁煙学会の作田学理事長の話　米国や豪州、カナダでは非喫煙者のみを雇用する企業も多い。禁煙対策が比較的遅れている日本の中で、大阪市は先進的な取り組みをしているといえる。ただ、たばこは依存性・中毒性が強い。勤務時間中に禁煙外来に通うのを許可したり、禁煙パッチや禁煙ガムを配るなど、たばこをやめやすい環境を整えることも必要だ。

なみじゃない、杉並！
中央線あるあるPROJECT

【社会】

揺れる禁煙足立区　昨年４月から全区施設内で実施

ツイート 44　B! 0　チェック　おすすめ 58　2

2013年8月26日 朝刊

昨年四月に屋外を含む区施設の敷地内を全面禁煙にした東京都足立区が揺れている。全国でも先進的な取り組みだったが、昨年八月に愛煙家が区役所への喫煙所設置を求め陳情、今年三月に区議会が採択したからだ。（奥野斐（あや））

足立区役所敷地内（後方）に喫煙所が無いため道路を隔てた灰皿が設置されている場所でたばこを吸う愛煙家たち＝東京都足立区で

区役所向かいのたばこ店。区役所の敷地内で吸えなくなってから訪れる人が増えたという。昼すぎ、喫煙者が入れ代わり立ち代わり、十人ほどが灰皿の前に並ぶ。二十代の男性は「敷地内に一つは喫煙所があった方がいい。外で集団で吸っていると目につくし、区のイメージが悪くなるでしょ」と苦笑した。

区は二〇〇六年、歩きたばこを禁止。受動喫煙防止のため厚生労働省が三年前に出した通知を受け、区民事務所や学校など、できる所から禁煙にした。一昨年四月には区の施設内を禁煙化。昨年四月、敷地内全域に広げた。それを機に禁煙した職員も多いという。

周知を図るため段階的に禁煙化を進めたが、区役所玄関の外にあった灰皿が撤去されると、喫煙所を求める声や「区役所敷地外での路上喫煙が増えた」との苦情が出てきた。

昨年八月、「八十二歳の愛煙者」を名乗る人物が区役所敷地内に喫煙所設置を求め区議会に陳情。五回の総務委員会では賛否両論が出たが、三月の本会議で賛成四十三、反対一で採択された。

陳情に拘束力はないが、戸惑ったのは区庁舎管理課。「副流煙はあり、分煙は完全な受動喫煙対策にならない」との姿勢を貫く一方、役所の近隣に煙が広がる現状も把握している。喫煙所を設置する場合の費用や場所を調べ、住民や喫煙・非喫煙者双方に意見を聞き検討しているが、佐藤進一課長は「両者の納得する答えがなかなか見つからない」と頭を抱える。

日本は〇四年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を批准。厚労省は公共施設の原則禁煙化を求める通知を出したが、対応は各自治体に委ねている。産業医科大（北九州市）の大和浩教授によると、本庁舎の敷地内が全面禁煙なのは、今年三月現在、全都道府県と県庁所在地、政令市、特別区の百二十一自治体のうち足立区、大阪府、大阪・福島・神戸市の五自治体のみだという。

この記事を印刷する

PR情報
世界のセレブも魅了！絶品とろける濃厚ガトーショコラ[47CLUB]
「肉の万世」自慢のハンバーグ！こだわりのデミグラスソース！【４７ＣＬＵＢ】

最新記事　記事一覧

ためしよみ | Webでためしよみ | 新聞購読

企画特集
都電荒川線絵画コンテスト
入賞作品発表！
魅力あふれる全26作品をご紹介します。

アクセスランキング
東京新聞　地方版記事
1 【政治】原発収束　待ったなし　平和の祭…
2 【経済】ＧＤＰ　なぜ大幅引き上げ？　設…
3 【社会】オリオン座１等星に異変？　大き…
4 【国際】日本人女性２人死傷　トルコ、ナ…
5 【社説・コラム】２０２０年　東京五輪　…

ニュース特集一覧
仕事を拓く
若い民からの成長戦略
憲法と、
岐路に立つ憲法。その６０年余を見つめ直します
望　～都の空から
東京の魅力や四季の彩り、さらに課題も空撮で紹介します
再生の原風景　独白　家電苦悩編
日米同盟と原発　探訪　都の企業

企画特集一覧
生活図鑑　首都圏公立高校入試
大図解　きょうの運勢
３００字小説募集中　東京歌壇　東京俳壇
号外一覧　政治に対するご意見
「発言」欄への投稿　ほっとコラム募集中

お知らせ
第35回　東京新聞　生活セミナー
平成２５年１０月５日（土）
「山登りを楽しもう！」

イベント情報

平成25年10月7日（月）読売新聞　夕刻6面

未実施 九大もついに

全大学病院 全面禁煙へ

受動喫煙防止のため病院の全面禁煙化が進む中、全国で未実施だった二つの大学病院のうち、九州大病院は来年1月6日から敷地内を全面禁煙とし、広島大病院も来年3月までに喫煙所を撤廃することを決めた。全国80の大学病院（本院）のすべてで、来春には敷地内禁煙が達成されることになる。（田村良彦）

広島大も決定

九州大病院では、来年1月から敷地内禁煙となるお知らせが掲示されている（福岡市東区で）

病院の禁煙化は、2003年施行の健康増進法に努力義務として盛り込まれた。06年に禁煙治療が保険適用になった際、敷地内禁煙が実施施設の条件とされたことにも後押しされ、徐々に拡大。10年2月の厚生労働省健康局長通知でも改めて「全面禁煙とすることが望ましい」とされている。

厚労省研究班（研究代表者・大和浩産業医科大教授）の調査では09年度までに70大学が敷地内禁煙と回答。今回、残る10大学について読売新聞社が取材したところ、8大学はすでに敷地内禁煙を実施したと答え、残る九大、広島大も全面禁煙を決めたことが判明した。

福岡市東区の九大馬出（まいだし）地区キャンパスにある九大病院は、建物は禁煙になっているが、キャンパス内に現在2か所の屋外喫煙所がある。今年7月に病院地区協議会を開き、健康増進法に基づく受動喫煙防止のため、2か所を廃止することを決めた。

広島大については、住民の相談を受け調査を行った総務省中国四国管区行政評価局が3月、改善を求めた。同大安全衛生管理委員会が9月、喫煙所を来春までに撤廃することを決めた。

産業医科大の大和教授は「他の病院の模範となるべき大学病院の敷地内禁煙が進んだことは喜ばしい。ただ、敷地外とは言いながら病院のすぐ近くにある医学部施設に喫煙所があるケースも散見される。病院だけでなく医学部も含む敷地内の全面禁煙、また、その正門と周辺道路も含めた禁煙化を進めていく必要がある」と話している。

総務課

平成25年10月29日（火）読売新聞　朝刊　35面（九州・山口総合面）

喫煙「大学デビュー」防げ

大学のキャンパスを禁煙化する取り組みが進んでいる。最近は高校生の喫煙率が下がり、大学入学後に吸い始めるケースが増加。受動喫煙の防止に加え、喫煙の〝大学デビュー〟を食い止めようと、各大学は知恵を絞っている。（田村良彦）

進むキャンパス禁煙化

保健師サポート■専任職員見回り

禁煙に挑戦中の学生と面接する九大キャンパスライフ・健康支援センターの保健師（中央、右は真崎准教授）

福岡県久留米市の久留米大御井キャンパス。約15ヘクタールの敷地には、「全面禁煙」と書かれたのぼりが、あちこちに立てられている。

禁煙化の話が持ち上がったのは2010年。禁煙推進プロジェクト委員会が組織され、12年4月にまず市内の別の場所にある医学部や病院の敷地を禁煙とし、今年4月からは文系学部のある同キャンパスも全面禁煙となった。

同委員長の豊増功次健康・スポーツ科学センター教授によると、御井キャンパスに45か所あった喫煙場所を10年には19か所、12年には7か所まで削減。ノースモーキングデーを設けるなど啓発を進め、喫煙場所の全面撤廃に踏み切った。

学生の受け止め方は様々だ。たばこを吸わない4年生男子は「学校などが禁煙になるのは、時代の流れだと思う」と話す。一方、喫煙者の4年生女子は「外に吸いに行かなければならないので面倒くさい。やめる気は全然ない」と、門を出るなり、歩きながらたばこに火を付けた。

4月から全面禁煙になった久留米大御井キャンパスには、至るところにのぼりが掲げられている（福岡県久留米市で）

御井キャンパスを禁煙にして以降、周辺の道路や住宅地での喫煙が増え、住民から苦情が寄せられるようになった。大学側はキャンパス外の住宅街や道路も禁煙エリアに追加指定。専任職員を雇ってパトロールを行うなど対応に追われている。豊増教授は「喫煙率の高い上級生が卒業する1～2年後には、禁煙指導の効果が顕著になっていくのではないか」と話す。

★喫煙開始に変化

大学の禁煙化が注目される背景には、若者の喫煙開始時期の変化がある。

厚生労働省研究班（代表・大井田隆日大教授）の調査によると、高校男子で「月に1日でも喫煙」する割合は、1996年に30・7％だったのが12年には5・0％に、「毎日喫煙」は18・0％が2・2％にまで減った。たばこの自動販売機に本人確認が必要なカード「タスポ」が導入されたことや、たばこの価格が上がったことなどが影響したとみられる。

一方、高橋裕子・奈良女子大教授によると、国立大学法人保健管理施設協議会がまとめた2005年の大学生の調査では、男女とも学年が上がるにつれ、喫煙者が増えていた。久留米大が今年、文系学部の学生に対して行った調査では、1年生はわずか1・9％なのが、2年生9・3％、3年生16・7％、4年生25・6％となっていた。

大学の禁煙化問題に詳しい産業医大（北九州市）の大和浩教授は「大学生の喫煙開始を防ぐことが、今や喫煙率低下の鍵を握っている」と話す。

★ソフト面注力も

キャンパスの禁煙化以外に、喫煙の大学デビューを防止する対策や、禁煙希望者のサポートといった〝ソフト〟面に力を入れる大学も増えている。

10月初旬、九州大キャンパスライフ・健康支援センター（福岡市）を同大3年生男子（22）が訪れた。禁煙を始めてちょうど1か月。学生は「きのうの夜、たばこを吸う夢を見た」とつらさを訴えた。保健師は「よく耐えたね」と励まし、ニコチンを補給してつらさを和らげるパッチをしっかり使うこと、ピンチになったら迷わず連絡してほしいことなどを伝えた。

九大は10年度から、3か月間の無料禁煙プログラムを実施。今年度までに学生78人、教職員67人が参加した。プログラム終了時には約6割が吸わないようになるが、1年後も続いた人は約4割。学生の禁煙成功率は教職員の半分程度だ。センターの真崎義憲准教授は「たばこの害に関する教育と環境整備、禁煙支援の3本柱で取り組むことが大切」と話す。

読売新聞が九州・山口・沖縄の国立大学と医学部がある大学計15校にアンケートしたところ、建物は熊本大を除く14校が全面禁煙としていた。キャンパスを全面禁煙としているのは久留米大、産業医大、大分大の3校。医学部や付属病院などがある一部の敷地を禁煙にしている大学が多い。鹿児島大と琉球大は教育学部も禁煙としていた。

キャンパス全面禁煙化の動きは徐々に広がっている。岩手大は2008年4月、東北大は11年10月から実施している。信州大は16年4月からの全面禁煙を決定。大阪大も15年4月からの全面禁煙を目指す、と宣言した。

崇城大薬学部「吸わない」入学条件

喫煙しないことを入学条件にする取り組みも。熊本市の崇城大薬学部は11年度から、入試の募集要項に「非喫煙者を対象とする」と明記した。

同学部の松倉誠教授は「卒業後は薬剤師として禁煙指導を行う立場であり、自分が吸わないのは当然。受験生の多くが未成年なので、それほど無理な条件ではないはず」と話す。罰則はないが、入学後に喫煙を見かければ厳しく指導する。現時点で入試倍率への影響は特にないという。

大学の禁煙化の取り組み
（国立と医学部のある大学）

大学名	建物	敷地	主な取り組み
山口大	○	△	ニコチンパッチの処方や保健センターの禁煙指導
九州大	○	ー※	禁煙支援プログラム。年2～3回の禁煙推進イベント
九州工業大	○	ー	保健センターに相談窓口。禁煙補助薬を用いたサポート
福岡教育大	○	ー	喫煙場所を2004年時から半減。ポスターで呼びかけ
福岡大	○	△	相談窓口を設置、禁煙教室やノースモーキングデー実施
久留米大	○	○	付属医療センターや保健室で禁煙支援
産業医大	○	○	健診時に禁煙の意思を聞き取り意思あれば禁煙指導
佐賀大	○	△	啓発小冊子を作成。ニコチンパッチ処方
長崎大	○	△	職員に禁煙研修会。学生は必修授業などで啓発
熊本大	△	△	新入生に啓発冊子配布
大分大	○	○	新入生に啓発冊子配布。希望者にはニコチンパッチ
宮崎大	○	△	05年度から禁煙支援のための講演会や授業を実施
鹿児島大	○	△	保健管理センターで禁煙相談、ニコチンパッチ無料配布
鹿屋体育大	○	ー	
琉球大	○	△	建物内にポスターなどを掲示し、周知を図る

○は全面禁煙、△は一部キャンパスで実施、ーは未実施
※九州大は医学部で14年1月から実施決定

今さら聞けない PLUS

子供の受動喫煙

ベランダの「蛍族」でも残る悪影響

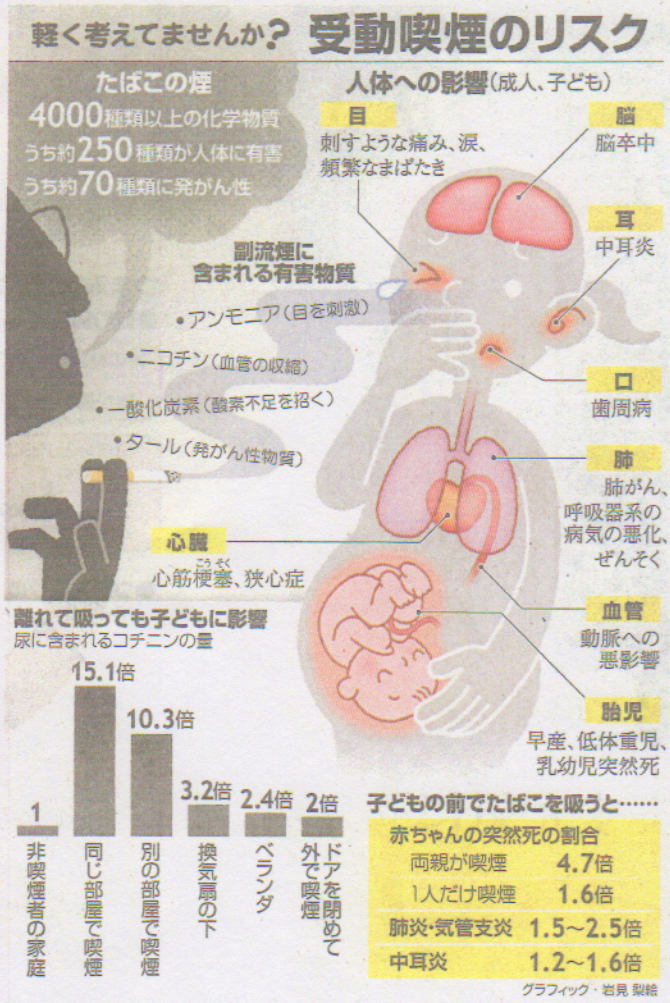

グラフィック・岩見 梨絵

たばこの煙にさらされる子どもの「受動喫煙」の危険性を示す様々なデータを根拠に、海外では規制強化が進んでいます。例えば英下院は2月、子どもを乗せた車の中での喫煙を禁じる法案を可決しました。吸わないのに受けてしまう、たばこの害をまとめました。

子どもが受動喫煙で受けるダメージは、大人より大きくなります。体が小さい分、体重当たりの呼吸量が大きく、有害物質をより多く取り込んでしまうからです。発達途中の内臓や脳は、取り込んだ有害物質を分解・排出する力が弱く、成長期で細胞分裂も盛んなため発がん性物質の影響も受けやすいのです。

□ □

胎児への影響も深刻です。たばこを吸う妊婦が産んだ新生児の平均体重は、吸わない妊婦よりも200㌘前後少なくなります。ニコチンの影響で血管が縮み、胎児に栄養が届きづらくなり、シアン化水素が成長に欠かせないたんぱく質の合成を邪魔するのです。

さらに一酸化炭素で胎児の脳が酸欠状態になり、脳の成長にも影響を及ぼします。幼児期の知能指数が4～6㌽低くなるという報告や、注意欠如多動性障害（ADHD）の出現率が2～3倍になるとの報告が出ています。

中国の大気汚染で、肺に入り込むほど小さな粒子（PM2・5）が注目されていますが、たばこの煙もまたPM2・5です。北京では1立方㍍当たりのPM2・5が300㌶グラムを超える「厳重汚染」の日が続き、不調を訴える子どもが病院に駆け込みました。日本でも産業医科大の大和浩教授らが、全席喫煙可の日本の喫茶店内の空気を調べたところ、午後6時ごろの平均濃度が371㌶グラムと「北京並み」の汚染でした。

車の運転席で吸った場合には、全ての窓を10㌢開けエアコンで換気をしても、車中の濃度は最大約3千㌶グラムになります。助手席より後部座席の方がより高濃度でした。たとえベランダや換気扇の下で吸っても、子どもは影響を受けます。家族がたばこを吸う家の子どもの尿中のコチニン（ニコチンの代謝物質）の量は、吸わない家庭に比べ、「換気扇の下」で3・2倍、「ベランダ喫煙」でも2・4倍と多かったのです。

喫煙後の服や、家具や壁などに残るたばこ由来の化学物質を触ったり吸い込んだりすることを「三次喫煙」と呼びます。たばこの害に詳しい村松弘康・中央内科クリニック院長は「健康影響を探る研究は始まったばかりだが、細胞のDNAを傷つける可能性などの報告がある。化学物質がついた家具や服に小さな子らが触っていることを知ってほしい」と訴えます。

□ □

それでも子どものために、禁煙する親は多くありません。全国の母子10万組が参加する環境省の「エコチル調査」によると、「妊娠に気づいてやめた」母親は全体の13％（暫定値、以下同）。5％が妊娠中期でも吸い、父親の喫煙率も妊娠初期が47％、中期も46％と、ほとんど変わっていません

たばこの影響で健康を損なったと思われる子どもたちを診てきた加治正行・静岡市保健所長は「これだけ体や知能にダメージを与え将来の健康も損ねるたばこを子どもの前で吸うのは一種の虐待行為」と訴えています。

自治体の取り組みも差があります。斎藤麗子・十文字学園女子大学教授は2011年、政令指定市と東京都内の全市区町村の児童公園の灰皿の有無を調べました。質問に答えた190自治体（指定市の行政区を含む）のうち、2割が「灰皿が置かれた児童公園がある」と回答。8割は禁煙の表示がありませんでした。都内23区は13区の公園に灰皿がありました。

「灰皿があった24自治体のうち、昨年末の追跡調査で半分以上が撤去。声を上げることが大事です」

記者のひとこと

6年前まで喫煙者でした。煙や臭いに気遣っていたつもりでしたが、「つもり」に過ぎなかったのが、やめた今は分かります。日本は屋内喫煙を強く規制せず、分煙という独特の慣習が広まりましたが、解決策になりません。煙を心配せずにすむ社会を後押しする法整備が不可欠です。（錦光山雅子）

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

発表者名	論文タイトル名	書籍名	ページ	出版社	出版年
大和　浩	タバコ関連疾患	内科学第10版	2352 - 2354	朝倉書店（東京）	2013
大和　浩	タバコの科学	歯科衛生士のための禁煙支援ガイドブック	2 - 3	医歯薬出版（東京）	2013
大和　浩	職域と家庭環境の喫煙状況と禁煙支援		88 - 91		2013
大和　浩	職場の喫煙対策、快適な職場環境の形成	産業保健マニュアル	136 - 137	南山堂（東京）	2013
大和　浩	禁煙・たばこ依存・受動喫煙	産業安全保健ハンドブック	810 - 813	公益財団法人労働科学研究所（東京）	2013

雑誌

発表者名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
大和　浩	受動喫煙による障害と受動喫煙防止法・条例による効果	日本臨牀	71(3)	464 - 468	2013
大和　浩	受動喫煙防止対策と禁煙支援	公衆衛生情報	42(11-1)	21 - 26	2013
大和　浩	わが国の受動喫煙対策に関わる法改正の動きとその課題	循環器専門医	21(2)	350 - 355	2013
大和　浩	タバコ煙のPM2.5としての有害性とその安全対策	呼吸	32(11)	1028 - 1035	2013
大和　浩	特集　喫煙対策はどうなるのか 世界各国とわが国の喫煙対策，現状と今後の方向性	健康開発	18(2)	14 - 23	2013
大和　浩	職場の受動喫煙防止対策にかかわる労働安全衛生法の改正の動きと職場での喫煙対策 の取り組み	労働衛生工学	52	31 - 36	2013
Yamato, H. et al.	Designated Smoking Areas in Streets Where Outdoor Smoking is Banned	Kobe Journal of Medical Sciences	59(3)	93 - 105	2013
大和　浩	職場における喫煙・受動喫煙対策	保健の科学	55(9)	623-628	2013
大和　浩	産業医学と喫煙対策	産業医科大学雑誌特集号「産業医と労働安全衛生法四十年」	35	133 - 140	2013
大和　浩	職域の喫煙対策の現状と未来	産業医学レビュー	25(4)	219 - 238	2013

その他

大和　浩	PM2.5から考えるタバコの害	少年写真新聞 小学保健ニュース		2 - 3	2013
大和　浩	オリンピック成功に必要な屋内の全面禁煙化！！	STOP受動喫煙新聞		2 - 3	2013

資料１：平成25年度厚労科研「受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究」

平成 25(2013)年 9 月 19 日（**10 月 11 日までに投函して下さい**）

都道府県庁、県庁所在市、政令市、23 特別区の受動喫煙対策に関する調査票（６回目）

自治体名（必ず記入をお願いします）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答者の所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　メール：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答についてお尋ねすることがありますので、名刺を同封して頂けないでしょうか。

質問の当てはまるところに☑でお答えください。（ ）内は選択肢の数字にマルをつけて下さい。

問１．本庁舎は敷地内全面禁煙（敷地内に喫煙場所がまったくない）、もしくは、建物内全面禁煙（屋内に喫煙場所がまったくない）ですか（議会部分は裏面です）。

□敷地内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□建物内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□建物内全面禁煙について検討中であるが、禁煙化の期日は未定である
□建物内全面禁煙について検討をしたが、当面、喫煙場所を残すことにした
□建物内全面禁煙について検討はおこなわれていない

問２．本庁舎（議会部分を除く）の建物内／敷地内に喫煙できる場所がありますか（複数回答可）。

屋内	喫煙室 （部屋として隔離）	カ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
	喫煙コーナー（開放型～カーテンなど簡単な仕切りのみ）	カ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
建物外	屋外の閉鎖型の喫煙室	カ所	
	庁舎に隣接しない屋外の喫煙コーナー（駐車場、駐輪場など）	カ所	
	庁舎に隣接した（出入口近傍の）喫煙コーナー	カ所	
	テラス・ベランダの喫煙コーナー	カ所	
	屋上の喫煙コーナー	カ所	

□ 敷地内には喫煙できる場所は一切ない（問１と同じ内容ですが念のための確認です）

問 3-1. 屋外の喫煙場所から建物内にタバコ煙が入り込んでくる、という苦情がありますか

□ しばしばある　□ 時々ある　□ほとんどない　□まったくない　□わからない

問 3-2. 屋外（敷地内）の喫煙場所の周囲がタバコ臭い、という苦情がありますか

□ しばしばある　□ 時々ある　□ほとんどない　□まったくない　□わからない

問 3-3. 屋内の喫煙室・喫煙コーナーの周囲がタバコ臭い、という苦情がありますか

□ しばしばある　□ 時々ある　□ほとんどない　□まったくない　□わからない

問４．公用車の喫煙についてお尋ねします。

□公用車は清掃車などを含めすべて禁煙である
□一般の公用車（現業系の清掃車などを除く）は禁煙である
□公用車内の禁煙は規定されていない（＝喫煙している）

問５．職員の勤務時間中の喫煙についてお尋ねします。

□勤務時間内の喫煙は**禁止**されている→（　　年　　月より）
□勤務時間内の喫煙は**自粛**するように呼びかけている
□勤務時間内の喫煙は禁止されていない／規定はない（＝勤務中に喫煙できる）

問６．貴施設周囲の路上では、条例によって路上喫煙が禁止（努力義務も含む）されていますか

□ はい　□ いいえ　□ わからない

問７．公費で購入した空気清浄機を保有していますか。

□ない　　□ある⇒本庁舎に（　　）台、議会部分に（　　）台

問８．「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とすべき」と示された厚労省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(健発0225第2号、平成22年2月25日)に続き、「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発1029第5号、平成24年10月29日)が発せられ、禁煙化の徹底が求められていることについてご存じですか。

□知っていた　　□知らなかった

問９．受動喫煙を防止する観点から、屋外の喫煙場所を「建物から極力離す」ことが厚生労働省から事務連絡（平成22年7月30日）として通知されていることを知っていますか。

□知っていた　　□知らなかった

問10．健康局長通知で「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間（児童公園、遊園地、通学路）では、受動喫煙防止のための配慮が必要」とされたことをご存じですか。

□知っていた　　□知らなかった

問11．貴施設の管理する公園は全面禁煙化されていますか。

□ すべて禁煙である　　□一部、禁煙である　　□知らなかった　　□わからない
□ 当自治体として管理する公園はない

問12．全国の自治体の対策のうち、貴自治体で実施していることをすべてチェックして下さい。

□ 自治体としての受動喫煙防止条例を施行ずみ・施行について検討している
□ 本庁だけでなく、出先機関も含めて建物内全面禁煙としている
□ 本庁周囲の道路も禁煙としている
□ 所管する施設の受動喫煙対策を定期的に調査している
□ 路上喫煙禁止区域を設け、定期的にパトロールを行っている
□ 路上喫煙禁止区域を設け、違反者には過料を科している　→（H25年度実績：　　件）
□ 路上喫煙禁止区域を設けているが、過料は設定していない
□ 喫煙する職員に禁煙の啓発活動をおこなっている
□ 管理監督者／全職員を対象に喫煙対策推進の必要性を解説する講習会を開催している
□ 職員の(1.禁煙治療　2.市販の禁煙補助薬)の費用を(1.一部　2.全部)負担している
□ 職員の勤務時間中の禁煙外来受診を許可している
□ 職員が喫煙しない日を設定している（1. 世界禁煙デー　2.その他：　　）
□ 市民を対象に禁煙教室を開催している
□ 市民を対象に禁煙治療が受けられる医療機関を紹介している
□ 建物内／敷地内禁煙の施設を認証／表彰する制度がある
□ 全面禁煙の飲食店を認証／表彰／ホームページで紹介している
□ 職員の喫煙率の変化をチェックしている

問13-1．議会棟・フロアは全面禁煙ですか。

□ 敷地内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□ 建物内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
□ 建物内全面禁煙について検討中であるが、禁煙化の期日は未定である
□ 建物内全面禁煙について検討をしたが、当面、喫煙場所を残すことにした
□ 建物内全面禁煙について検討はおこなわれていない

問13-2．議会棟・フロアで喫煙が行われている場合、それはどこですか（複数回答可）。

□ 喫煙専用室　　□ 喫煙コーナー（開放型、簡単な仕切りのみ）
□ 会議室／委員会室　　□ 議会部分の喫茶店
□ 議員／会派控え室　　□ 喫煙できる場所はない

昨年8月以降の喫煙対策の変化、その他のご意見があれば余白にお願い致します。

資料１：平成25年度厚労科研「受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究」

平成 26(2014)年 1 月 10 日（1 月 31 日までに投函していただけないでしょうか）

中央省庁の受動喫煙対策に関する調査票（１回目）

省庁名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答者の所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ メール：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答についてお尋ねすることがありますので、名刺を同封して頂けないでしょうか。

質問の当てはまるところに☑でお答えください。（ ）内は選択肢の数字にマルをつけて下さい。

本調査票の Word ファイルが必要な場合、yamato@med.uoeh-u.ac.jp にご一報願います。

貴省庁の主要な建物（例：厚生労働省であれば中央合同庁舎第 5 号館）の対策について、ご回答いただければ結構です。

問１．当該庁舎は建物内全面禁煙ですか。

☐建物内全面禁煙を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）
☐建物内全面禁煙について検討中であるが、禁煙化の期日は未定である
☐建物内全面禁煙について検討をしたが、当面、喫煙場所を残すことにした
☐建物内全面禁煙について検討はおこなわれていない

問２．本庁舎の建物内／敷地内に喫煙できる場所がありますか（複数回答可）。

屋内	喫煙専用室 （部屋として隔離）	ヵ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
	喫煙コーナー （開放型～カーテン、パーティションなど簡単な仕切りのみ）	ヵ所	→うち来庁者専用（　　）ヵ所
建物外	屋外の閉鎖型の喫煙室	ヵ所	
	庁舎に隣接しない屋外の喫煙コーナー（駐車場、駐輪場など）	ヵ所	
	庁舎に隣接した（出入口近傍の）喫煙コーナー	ヵ所	
	テラスやベランダの喫煙コーナー	ヵ所	
	屋上の喫煙コーナー	ヵ所	

問３．屋内の喫煙室・喫煙コーナーの周囲がタバコ臭い、という苦情がありますか

☐ しばしばある　☐ 時々ある　☐ほとんどない　☐まったくない　☐分からない

問４．公用車の喫煙についてお尋ねします。

☐公用車はすべて禁煙である
☐公用車内の禁煙は規定されていない（＝喫煙している）

問５．職員の勤務時間中の喫煙についてお尋ねします。

☐勤務時間内の喫煙は**禁止**されている→（　　年　　月より）
☐勤務時間内の喫煙は**自粛**するように呼びかけている
☐勤務時間内の喫煙は禁止されていない／規定はない（＝勤務中に喫煙できる）

問６．公費で購入した喫煙専用の空気清浄機を保有していますか。

□ない　　□ある⇒本庁舎に（　　）台

問７．「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とすべき」と示された厚労省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(健発0225第2号、平成22年2月25日）に続き、「受動喫煙防止対策の徹底について」(健発1029第5号、平成24年10月29日）が発せられ、禁煙化の徹底が求められていることについてご存じですか。

□知っていた　　□知らなかった　　□分からない

問８．受動喫煙を防止する観点から、屋外の喫煙場所を「施設の出入口から極力離す」ことが厚生労働省から事務連絡（平成25年2月12日）として通知されていることを知っていますか。

□知っていた　　□知らなかった　　□分からない

問９．貴省庁の喫煙対策として実施していることをすべてチェックして下さい。

□ 本庁だけでなく、出先機関も含めて建物内全面禁煙としている
□ 所管する施設の受動喫煙対策を定期的に調査している
□ 喫煙する職員に禁煙の啓発活動をおこなっている
□ 管理監督者／全職員を対象に喫煙対策推進の必要性を解説する講習会を開催している
□ 職員の(1.禁煙治療　2.市販の禁煙補助薬)の費用を(1.一部　2.全部)負担している
□ 職員の勤務時間中の禁煙外来受診を許可している
□ 職員が喫煙しない日を設定している（1. 世界禁煙デー　2.その他：　　）
□ 建物内／敷地内禁煙の施設を認証／表彰する制度がある
□ 職員の喫煙率の変化をチェックしている

問10. 貴庁舎内でタバコの販売をしていますか。

□ 自動販売機も対面販売も行っている
□ 自動販売機のみである
□ 対面販売のみである
□ 販売中止を（1.実施ずみ　2.決定）→（　　年　　月より）

問11. 貴庁舎内で喫煙専用場所以外で、喫煙している場所がありますか（複数回答可）。

□ 喫茶店
□ レストラン
□ 部長室などの個室
□ 議員／会派などの控え室
□ 会議室
□ 委員会室

その他のご意見があれば余白にお願い致します。

資料2: 都道府県庁の一般庁舎における禁煙実施状況の変化

望ましい変化	未検討 →	検討中 →	禁煙化予定→	建物内禁煙→	敷地内禁煙
望ましくない変化	未検討 →	検討中 →	喫煙場所を残す		

	一般庁舎の禁煙実施状況							喫煙場所	
	2007年度	2008年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	禁煙化日	屋内	屋外
北海道	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年4月	なし	喫煙室1
青森県	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	建物内禁煙	建物内禁煙	2013年1月	なし	出入口近傍喫煙コーナー1
岩手県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年9月	なし	喫煙室1
宮城県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年7月	なし	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1
秋田県	検討中	未検討	建物内禁煙 (試行期間を経て)	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年9月	なし	テラス・ベランダ2
山形県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1
福島県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室1	なし
茨城県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2007年4月	なし	喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3
栃木県	禁煙化予定	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2009年7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2
群馬県	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ5
埼玉県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2004年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ3、 屋上1
千葉県	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年5月	なし	出入口近傍喫煙コーナー3
東京都	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		喫煙室31 (うち来庁者専用5)	なし
神奈川県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1、屋上2
新潟県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室15	出入口近傍喫煙コーナー1
富山県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年11月	なし	隣接しない喫煙コーナー3
石川県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室11 (うち来庁者専用2)	なし
福井県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー1
山梨県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年5月	なし	隣接しない喫煙コーナー3 テラス・ベランダ4
長野県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年9月	なし	喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー1 屋上1
岐阜県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す		喫煙室4	なし
静岡県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室13	なし
愛知県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室8 (うち来庁者専用2)	なし
三重県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室6	喫煙室1
滋賀県	検討中	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2009年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1
京都府	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年6月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1
大阪府	未検討	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2008年5月	なし	なし
兵庫県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2007年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ6
奈良県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年9月	なし	隣接しない喫煙コーナー2
和歌山県	未検討	未検討	検討中	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年7月	なし	喫煙室4
鳥取県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	2012年1月	なし	喫煙室1 テラス・ベランダ1 屋上1
島根県	未検討	未検討	検討中	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年5月	なし	隣接しない喫煙コーナ3 出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1
岡山県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ3
広島県	検討中	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年10月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1
山口県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー10 テラス・ベランダ14
徳島県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1
香川県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ1、屋上1
愛媛県	未検討	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4
高知県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年11月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー(来庁者専用)1 屋上1
福岡県	未検討	未検討	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年4月	なし	隣接しない喫煙コーナー5 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ8
佐賀県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年5月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4
長崎県	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		喫煙室7 喫煙コーナー1	出入口近傍喫煙コーナー1
熊本県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場所を残す		喫煙室6 喫煙コーナー5	なし
大分県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す		喫煙室2 喫煙コーナー11	なし
宮崎県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場所を残す		喫煙室5	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー5
鹿児島県	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		来庁者用喫煙室1	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー5
沖縄県	未検討	禁煙化予定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4

資料3-1： 都道府県庁の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2014年3月11日時点）

禁煙実施状況	屋内喫煙場所＊
建物内禁煙	なし
禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	＊：禁煙実施状況の色は、当該団体で最も状況が悪い場所の色を使用

公用車	勤務中の喫煙
すべて禁煙	勤務時間中禁煙
禁煙化予定	
一般車両の禁煙	自粛の呼びかけ
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
建物内禁煙	建物内禁煙
禁煙化予定	議員・会派控え室
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議室・委員会室 喫茶店

	問1-1	問2		問4	問5	問11	問13-1	問13-2	問7	
	都道府県庁：一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア		空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	屋外の喫煙場所				禁煙実施状況	禁煙実施状況	一般庁舎	議会
北海道	建物内禁煙 2008.4.		喫煙室1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
青森県	建物内禁煙 2013.1.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	分煙	検討中	喫煙専用室	0	0
岩手県	建物内禁煙 2011.9.		喫煙室1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室	0	0
宮城県	建物内禁煙 2010.7.		喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	規定なし	規定なし	すべて喫煙	検討中	喫煙専用室	0	3
秋田県	建物内禁煙 2010.9.		テラス・ベランダ2	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	わからない	未検討	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
山形県	建物内禁煙 2005.10.		隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	すべて禁煙	規定なし	施設内 （建物内禁煙）	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
福島県	検討中	喫煙室1	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙ではない	未検討	議員・会派控室	2	9
茨城県	建物内禁煙 2007.4.		喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
栃木県	建物内禁煙 2009.7.		出入口近傍喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	5
群馬県	喫煙場所を残す	喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ5	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室 喫煙コーナー	0	3
埼玉県	建物内禁煙 2004.4.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ3、 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー	0	0
千葉県	建物内禁煙 2011.5		出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
東京都	喫煙場所を残す	喫煙室31（うち来庁者専用5）	なし	規定なし	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	3
神奈川県	建物内禁煙 2005.4.		出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1、屋上2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	1
新潟県	検討中	喫煙室15	出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	7
富山県	建物内禁煙2008.11.		隣接しない喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	1
石川県	検討中	喫煙室11（うち来庁者専用2）	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	4	1
福井県	建物内禁煙 2008.10.		隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	禁煙ではない	建物内禁煙 2010.6.		0	0
山梨県	建物内禁煙 2005.5.		隣接しない喫煙コーナー3 テラス・ベランダ4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
長野県	建物内禁煙 2003.9.		喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	すべて禁煙	勤務時間中禁煙	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	1	0
岐阜県	喫煙場所を残す	喫煙室4	なし	すべて禁煙	規定なし	禁煙ではない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	4	3
静岡県	検討中	喫煙室13	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	一般庁舎フロアの喫煙専用室	0	0
愛知県	検討中	喫煙室8 （うち来庁者専用2）	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
三重県	検討中	喫煙室6	閉鎖型喫煙1	すべて禁煙	規定なし	禁煙ではない	未検討	議員・会派控室	0	0
滋賀県	建物内禁煙 2009.4.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ 2012.2	一部禁煙	建物内禁煙 2009.4.		0	0
京都府	建物内禁煙 2008.6.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1	規定なし （自粛呼びかけ）	自粛の呼びかけ 2008.6	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
大阪府	敷地内禁煙 2008.5.		なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.4.		0	0
兵庫県	建物内禁煙 2007.4.		出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ6	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2007.4.		0	0
奈良県	建物内禁煙 2010.9.		隣接しない喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2010.9.		0	0
和歌山県	建物内禁煙 2011.7.		喫煙室4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室	1	0
鳥取県	建物内禁煙 2012.1.		閉鎖型喫煙1 テラス・ベランダ1 屋上1	すべて禁煙	規定なし（必要最小限、10分程度で）	一部禁煙	建物内禁煙 2012.1.		1	0
島根県	建物内禁煙 2011.5.		隣接しない喫煙コーナ3 出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.11.		0	0
岡山県	建物内禁煙 2010.10.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.4.		0	0
広島県	建物内禁煙 2011.10.		出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	わからない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
山口県	建物内禁煙 2003.7.		出入口近傍喫煙コーナー10 テラス・ベランダ14	すべて禁煙	規定なし	わからない	未検討	議員・会派控室	0	0
徳島県	建物内禁煙 2011.4.		隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室	0	0
香川県	建物内禁煙 2010.7.		出入口近傍喫煙コーナー6 テラス・ベランダ1、屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
愛媛県	建物内禁煙 2011.4.		出入口近傍喫煙コーナー4	規定なし	規定なし	屋内施設は禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
高知県	建物内禁煙 2005.11.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1 （うち来庁者専用1）、屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	未使用 3
福岡県	建物内禁煙 2011.4.		隣接しない喫煙コーナー5 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ8	すべて禁煙化の予定 2014.4.1.より	規定なし	一部禁煙	未検討	会議室・委員会室 喫煙コーナー 喫茶店 議員・会派控室	0	0
佐賀県	建物内禁煙 2003.5.		出入口近傍喫煙コーナー4	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙ではない	未検討	喫煙専用室	0	0
長崎県	喫煙場所を残す	喫煙室7 喫煙コーナー1	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
熊本県	喫煙場所を残す	喫煙室6 喫煙コーナー5	なし	すべて禁煙	規定なし	喫煙コーナーあり	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	13	2
大分県	喫煙場所を残す	喫煙室2 喫煙コーナー11	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
宮崎県	喫煙場所を残す	喫煙室5	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー5	すべて禁煙	規定なし（福祉保健部のみ自粛）	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	5	0
鹿児島県	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室1	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー5	すべて禁煙	節度ある喫煙を指示	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
沖縄県	建物内禁煙 2008.4.		出入口近傍喫煙コーナー4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2008.3.		0	0

資料3-2: 道府県庁所在市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2014年3月11日時点）

禁煙実施状況	屋内喫煙場所＊
建物内禁煙	なし
禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	＊:禁煙実施状況の色は、当該団体で最も状況が悪い場所の色を使用

公用車	勤務中の喫煙
すべて禁煙	勤務時間中禁煙
禁煙化予定	
一般車両の禁煙	自粛の呼びかけ
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
建物内禁煙	建物内禁煙
禁煙化予定	議員・会派控え室
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議室・委員会室 喫茶店

	問1-1	問2		問4	問5	問11	問13-1	問13-2	問7	
	都道府県庁:一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア		空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋内)	屋外の喫煙場所				禁煙実施状況	禁煙実施状況	一般庁舎	議会
札幌市	検討中	喫煙室10	なし	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	喫煙制限区域あり	喫煙場所を残す	喫煙専用室	7	2
青森市	建物内禁煙 2013.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2013.4.	一部看板等で啓発	建物内禁煙 2013.4.		0	0
盛岡市	検討中	喫煙室3 喫煙コーナー1	なし	すべて禁煙	規定なし	灰皿は撤去	未検討	議員・会派控室	0	0
仙台市	禁煙化予定 2015.4.	喫煙室7 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室 喫煙コーナー	0	1
秋田市	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室1	閉鎖型喫煙室1 庁舎に隣接しない喫煙コーナー3	一般公用車は禁煙	規定なし	すべて禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
山形市	建物内禁煙 2005.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー4 出入口近傍喫煙コーナー2	大部分禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2012.9.		0	0
福島市	敷地内禁煙2011.1.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.5	禁煙の表示なし	建物内禁煙 2011.1.		0	0
水戸市	検討中:仮庁舎は建物内禁煙		出入口近傍喫煙コーナー6	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	未検討	議員・会派控室	0	0
宇都宮市	建物内禁煙 2012.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2012.4.		0	0
前橋市	建物内禁煙 2013.4.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
さいたま市	喫煙場所を残す	喫煙室2	出入口近傍喫煙コーナー2	規定なし	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
千葉市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2012.4.		0	0
23特別区は別掲										
横浜市	禁煙化予定 2014.4.	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	4	2
新潟市	喫煙場所を残す	喫煙室10 (うち来庁者専用3)	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員/会派控え室	0	0
富山市	未検討	喫煙室2	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	わからない	未検討	喫煙専用室	1	1
金沢市	未検討	喫煙室9 (うち来庁者専用2)	なし	規定なし	規定なし	すべて禁煙	未検討	喫煙専用室 議員/会派控え室	0	1
福井市	検討中	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	未検討	議員・会派控室	0	0
甲府市	建物内禁煙 2004.10.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 (喫煙場所は設けていないが売店でタバコは販売)	公用車禁煙(一部除く)	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2004.6.		0	0
長野市	検討中	喫煙室5	なし	規定なし	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	検討中	喫煙専用室	0	0
岐阜市	検討中	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	3
静岡市	喫煙場所を残す	喫煙室4	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
名古屋市	建物内禁煙 2013.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2013.4.		0	0
津市	検討中	喫煙室3 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	喫煙専用室	3	1
大津市	喫煙場所を残す	喫煙室2 (うち来庁者専用1)	屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	1
京都市	建物内禁煙 20011.8.		屋外の閉鎖型の喫煙室1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.8.		3	0
大阪市	敷地内禁煙 2010.4.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2010.10.	すべて禁煙	建物内禁煙 2012.6.		0	1
神戸市	敷地内禁煙 2011.5.		なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2011.5.		0	0
奈良市	建物内禁煙 2004.6.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 テラス・ベランダ1	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
和歌山市	喫煙場所を残す	喫煙室7 (うち来庁者専用1)	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー	9	0
鳥取市	検討中	喫煙室1 喫煙コーナー2	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
松江市	建物内禁煙 2011.8.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁 2011.8.		0	0
岡山市	喫煙場所を残す	喫煙室2 (うち来庁者専用2)	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
広島市	建物内禁煙 2008.9.		テラス・ベランダ1、屋上1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
山口市	建物内禁煙 2011.4.		喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー5	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2011.4.		0	0
徳島市	喫煙場所を残す	喫煙室12 (うち来庁者専用1) 来庁者用喫煙コーナー13	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	15	2
高松市	喫煙場所を残す	喫煙室2 (うち来庁者専用1) 喫煙コーナー2	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	2	1
松山市	喫煙場所を残す	喫煙室6 (うち来庁者専用2)	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	13	2
高知市	未検討	喫煙室4 (うち来庁者専用1)	なし	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	未検討	議員・会派控室	0	0
福岡市	検討中	喫煙コーナー7	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	検討中	喫煙コーナー	0	0
佐賀市	喫煙場所を残す	喫煙室1	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	建物内禁煙2003.5		0	0
長崎市	検討中	喫煙室6 (うち来庁者専用1)	出入口近傍喫煙コーナー4	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
熊本市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー3 (うち来庁者専用1) テラス・ベランダ1	すべて禁煙	規定なし	灰皿設置	未検討	喫煙専用室	0	0
大分市	建物内禁煙 2004.4.		出入口近傍喫煙コーナー4 テラス・ベランダ8	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	4
宮崎市	建物内禁煙 2011.4.		庁舎に隣接する喫煙コーナー3 屋上の喫煙コーナー2	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2011.4.		0	0
鹿児島市	建物内禁煙 2010.9.		出入口近傍喫煙コーナー7	規定なし	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁煙 2010.9.		0	0
那覇市	建物内禁煙 2003.6.		屋上の喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	わからない	建物内禁煙 2003.6.		0	0

資料3-3： 23特別区、政令市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2014年3月11日時点）

禁煙実施状況	屋内喫煙場所＊
建物内禁煙	なし
禁煙化予定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	＊:禁煙実施状況の色は、当該団体で最も状況が悪い場所の色を使用

公用車	勤務中の喫煙
すべて禁煙	勤務時間中禁煙
禁煙化予定	
一般車両の禁煙	自粛の呼びかけ
規定なし	規定なし

禁煙実施状況	喫煙場所
建物内禁煙	建物内禁煙
禁煙化予定	議員・会派控え室
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	会議室・委員会室 喫茶店

	問1-1	問2		問4	問5	問11	問13-1	問13-2	問7	
	都道府県庁：一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア		空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	屋外の喫煙場所				禁煙実施状況	禁煙実施状況	一般庁舎	議会
千代田区	喫煙場所を残す	喫煙室4	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部検討中	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	0
中央区	未検討	喫煙室4	なし	すべて禁煙	規定なし	公園一部喫煙可	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	1
港区	禁煙化予定 2015.4.	喫煙室1	なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2013.4.	一部禁煙（児童遊園はすべて禁煙）	喫煙場所を残す	喫煙専用室	1	0
新宿区	喫煙場所を残す	喫煙室1	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	規定なし	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	1
文京区	喫煙場所を残す	喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	6	1
台東区	喫煙場所を残す	喫煙室6	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	10	0
墨田区	検討中	喫煙室1	庁舎に隣接しない喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1	一般公用車は禁煙	規定なし		喫煙場所を残す	議員・会派控室	2	0
江東区	未検討	喫煙室3	テラス・ベランダ5	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控え室	1	0
品川区	喫煙場所を残す	喫煙室8 （うち来庁者専用2）	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
目黒区	敷地内禁煙化予定 2016.4.	喫煙室12	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	敷地内禁煙化決定 2016.4.	喫煙専用室	0	0
大田区	未検討	喫煙コーナー10	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	0	0
世田谷区	未検討	喫煙室1	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	1	1
渋谷区	喫煙場所を残す	喫煙コーナー4	出入口近傍1 テラス・ベランダ4	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	1	0
中野区	喫煙場所を残す	喫煙室3 （うち来庁者専用1）	なし	規定なし	規定なし	一部禁煙	未検討	議員・会派控室	0	0
杉並区	喫煙場所を残す	喫煙室2	なし	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	3	1
豊島区	喫煙場所を残す	喫煙室1	出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
北区	建物内禁煙　2004.6.		出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙 2012.4.		0	0
荒川区	建物内禁煙　2012.3.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	すべて禁煙	建物内禁煙　2012.3.		1	0
板橋区	禁煙化予定 2015.4	喫煙室2 （うち来庁者専用1）	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
練馬区	未検討	喫煙室6	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控え室	7	4
足立区	敷地内禁煙 2012.4.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.4.	すべて禁煙	敷地内禁煙 2012.4.		0	0
葛飾区	建物内禁煙 2010.1.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上3	一般公用車は禁煙	規定なし		喫煙場所を残す	議員・会派控室	3	0
江戸川区	喫煙場所を残す	喫煙室5	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0

	政令市（道府県庁所在市を含む）：一般庁舎			公用車	勤務中の喫煙禁止	管理公園	議会棟・フロア 禁煙実施状況	議会棟.フロア 喫煙場所	空気清浄機	
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	喫煙場所（屋外）						一般庁舎	議会
札幌市	検討中	喫煙室10	なし	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	喫煙制限区域あり	喫煙場所を残す	喫煙専用室	7	2
仙台市	禁煙化予定 2015.7.	喫煙室7 （うち来庁者専用1）	なし	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	検討中	議員・会派控室 喫煙コーナー	0	1
さいたま市	喫煙場所を残す	喫煙室2	出入口近傍喫煙コーナー2	規定なし	規定なし	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
千葉市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2012.4.		0	0
横浜市	禁煙化予定 2014.4.	喫煙室3 （うち来庁者専用1）	なし	一般公用車は禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室	4	2
川崎市	未検討	喫煙室2	屋外の閉鎖型喫煙コーナー1 テラス・ベランダ1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	未検討	喫煙専用室	0	0
相模原市	喫煙場所を残す	喫煙室10	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	未検討	喫煙専用室	10	0
新潟市	喫煙場所を残す	喫煙室10 （うち来庁者専用3）	なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
静岡市	喫煙場所を残す	喫煙室4	出入口近傍喫煙コーナー1	一般公用車は禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	0
浜松市	建物内禁煙 2011.4.		屋外の閉鎖型喫煙コーナー1 屋上の喫煙コーナー1	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2011.4		0	0
名古屋市	建物内禁煙 2013.4.		庁舎に隣接しない喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2013.4		0	0
京都市	建物内禁煙 2011.8.		屋外の閉鎖型の喫煙室1	一般公用車は禁煙	規定なし	一部禁煙	建物内禁煙2011.8		3	0
大阪市	敷地内禁煙　2010.4.		なし	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2010.10.	すべて禁煙	建物内禁煙2012.6		0	1
堺市	建物内禁煙 2004.4.		出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.4.	一部禁煙	喫煙場所を残す	喫煙専用室	0	2
神戸市	敷地内禁煙　2011.5.		なし	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	禁煙とはしていない	建物内禁煙2011.5		0	0
岡山市	喫煙場所を残す	喫煙室2 （うち来庁者専用2）	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1	すべて禁煙	規定なし	わからない	喫煙場所を残す	喫煙専用室 議員・会派控室	0	0
広島市	建物内禁煙　2008.9.		テラス・ベランダ1、屋上1	すべて禁煙	自粛の呼びかけ	一部禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	0	0
福岡市	検討中	喫煙コーナー7	庁舎に隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	すべて禁煙	規定なし	禁煙とはしていない	検討中	喫煙コーナー	0	0
北九州市	建物内禁煙 2011.1.		屋外の閉鎖型喫煙コーナー1 庁舎に隣接しない喫煙コーナー1	すべて禁煙	勤務時間中禁煙 2011.1.	一部禁煙	建物内禁煙2011.1		1	2
熊本市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー3 （うち来庁者専用1） テラス・ベランダ1	すべて禁煙	規定なし	灰皿設置	検討なし	喫煙専用室	0	0

資料4-1：地方自治体の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
敷地内禁煙、勤務時間中の喫煙を禁止した大阪市役所の事例

・大阪市役所の周囲は2007年より路上喫煙禁止、違反の過料は1000円。
・2010年4月より建物内禁煙が実施されたことにより、実質的な敷地内禁煙に、最寄りの喫煙可能場所は堂島川を越えた場所にある喫煙コーナー。
・2010年10月より17時30分までの勤務時間中が喫煙禁止になると同時に、タバコ代の大幅値上げ（300円→410円）も行われた。

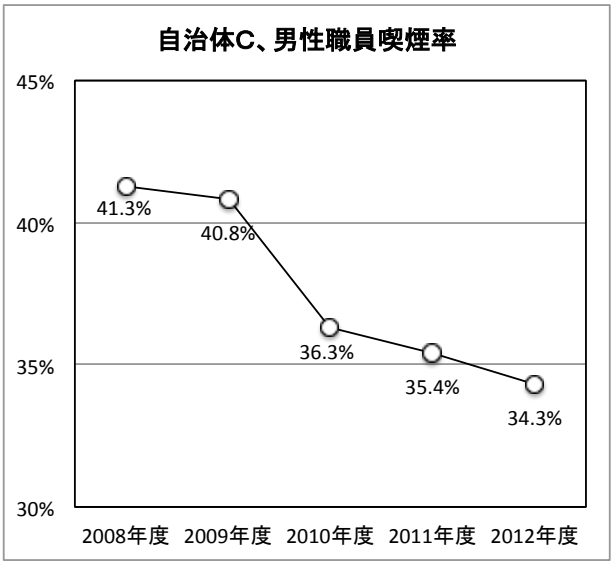

※職員定期健康診断問診票より集計
※消防局、交通局、水道局、病院局及び学校園の職員を除く

資料4-1：地方自治体の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
敷地内禁煙、勤務時間中の喫煙を禁止した大阪市役所の事例

日新聞　新聞定価 朝夕刊月ぎめ 3,925円（本体価格 3,738円、消費税 187円）、1部売り（税込み）朝刊 150円、夕刊 50円　第3種郵便物認可

隠れ喫煙 査察の目

大阪市厳罰化

職員停職 1年で50人

大阪市で、市職員の勤務時間中の喫煙に対する厳罰化が進んでいる。橋下徹市長の号令のもと、「隠れたばこ」を取り締まる査察チームも結成、喫煙による停職処分は1年で50人にのぼり、依願退職に追い込まれた職員もいる。「まるでたばこ狩りだ」。愛煙家の職員たちから悲鳴が上がる。

吸い殻がないか、トイレのバケツの中まで調べる大阪市水道局の巡視チーム＝6月6日、大阪市福島区海老江5丁目、川田厚史撮影

大阪市役所のすぐ南側を流れる土佐堀川沿いの遊歩道。昼休みになると、多いときで20～30人の市職員が集まり、紫煙をくゆらす。

市役所周辺は「路上喫煙禁止地区」だ。市役所内にも喫煙スペースはない。ぎりぎり禁止地区外にあたる遊歩道が愛煙家職員のオアシスになっている。

市が勤務時間中の喫煙を内規で禁じたのは昨年5月。4月に市営地下鉄の駅長室で助役が喫煙して火災報知機が作動し、電車が遅れたことがきっかけだった。激怒した橋下市長は「服務規律を厳格化する市長のメッセージを無視した。厳罰でいく」と表明。交通局は助役を停職3カ月とし、それから「勤務時間中の喫煙は停職」が定着した。

人事室によると、例えば40代の職員が停職1カ月の懲戒処分を受けると、140万円以上の生涯賃金が減る。村上龍一副市長は「たばこ1本100万円」と禁煙徹底を呼びかける。

処分者の相次ぐ環境局では昨年12月、警察OB2人を含む4人体制の特別査察チームを組んだ。水道局でも6月に職員約60人で巡視チームを結成した。しかし、摘発に力を入れれば入れるほど処分者が増える悪循環」（市人事室関係者）。処分者は今年5月までの1年間で50人にのぼり、先月は消防署長が依願退職に追い込まれた。

自治体の禁煙実態を調べた大和浩・産業医科大教授によると、全国の都道府県と県庁所在地の市、政令指定市、東京都23区の計121自治体のうち、今年3月時点で大阪市のほかに、長野県、堺市、北九州市、東京都足立区が勤務中の喫煙を禁じている。ただこの4自治体で違反者を処分した事例はないという。

北九州市の人事担当者は「個人的な意見だが、大阪市の停職処分は厳しいと思う」と指摘する。

大阪市の幹部は「厳罰化は『決められたルールは守る』という橋下流服務規律の象徴」として手を緩めるつもりはない。

「ルールを守れないなら公務員失格。たばこやめるか、職員やめるかだ」

（川田厚史、神志那源）

ロッカー室・便所…抜き打ち巡視

勤務時間中の喫煙を取り締まる市水道局の巡視チームの査察に同行した。

6月6日午後5時半、大阪市福島区の国道沿いにある水道局野田営業所。ワイシャツ姿の2人の男性が裏口に回った。インターホンを押さず、紙袋から取り出したカード型の合鍵で扉を開けて所内に踏み込んだ。

片手には営業所の見取り図。ロッカー室、トイレ、浴場、駐輪場。順番に見て回り、げた箱やロッカーの隙間をのぞき込む。吸い殻が落ちていないかの確認だ。居合わせた職員たちが困惑した表情で見守る。

この日は喫煙の実態は確認できなかったが、巡視チームの法務監査担当課長は「また来ますから」と声をかけ、営業所を去った。

市は4月から勤務時間中のたばこの携帯も禁じている。大阪市北区の市北部環境事業センターでは、ゴミ収集車が並ぶ車庫の机にケースを置いた。収集作業に出かける職員が、たばこを預けるためだ。多い時で約20人がたばこやライターを置いていく。

西川邦彦センター所長は「預ける場所を用意することで喫煙を水際で防ぐことができる」というが、1日約20本を吸うという男性職員（54）は「中学校や高校よりも厳しい」と嘆いた。

独裁的ルール

1日30本のヘビースモーカーの経済アナリスト、森永卓郎さんの話　まるで喫煙者を犯罪者扱いするような規則。ヒトラーやムソリーニの禁煙運動をもほうふつさせる。自分と違うスタイルの人間を認めないかのような独裁者的なルールだ。非喫煙者はひとごとと思っているかもしれないが、同じようなことがいつ自分の身にふりかかってくるか分からない。

禁煙環境必要

日本禁煙学会の作田学理事長の話　米国や豪州、カナダでは非喫煙者のみを雇用する企業も多い。禁煙対策が比較的遅れている日本の中で、大阪市は先進的な取り組みをしているといえる。ただ、たばこは依存性・中毒性が強い。勤務時間中に禁煙外来に通うのを許可したり、禁煙パッチや禁煙ガムを配るなど、たばこをやめやすい環境を整えることも必要だ。

2013年7月2日
朝日新聞

資料4-2：中央官庁の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
建物内禁煙を実施した厚生労働省、環境省（合同庁舎5号館）の事例

合同庁舎5号館、2006年、唯一の喫煙室（左）を談話室（右）として、建物内禁煙を実施

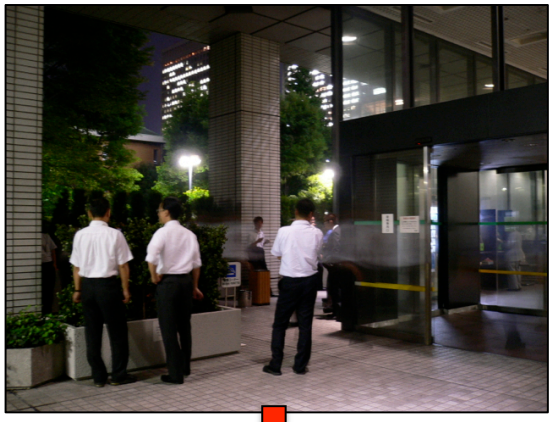

出入口の喫煙は通行の妨げ、
屋内へのタバコ煙流入の原因に。

衝立の奥を喫煙コーナーとするも、出入口に近いため受動喫煙の原因に。
2012年、この場所も禁煙化され、衝立ごと2階テラスへ移動。

資料4-2：中央官庁の喫煙対策の好事例（グッドプラクティス）
建物内禁煙を実施した厚生労働省、環境省（合同庁舎5号館）の事例

2012年、出入口近傍の喫煙コーナーは衝立ごと2階テラスへ移動。

喫煙コーナー用の置き傘

合同庁舎5号館のレストランも全面禁煙

世界禁煙デー（5月31日）と
禁煙週間（6月１～6日）は自販機停止

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（G8）

			各種施設						公共交通機関および自家用車				公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
G8-1	イギリス	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○		罰金50£。 15日以内に支払えば30£	※注1
G8-2	ドイツ	国法・州法	○	○	△	△	△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		※注2
G8-3	カナダ	国法・州法、行政命令 自主協定、条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△		※注3
G8-4	フランス	国法	○	○	○	△	△	△	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		
G8-5	イタリア	国法	△	○	△	△	△	×	○	○	○	−	△	△	△	△	△	あり	初回違反27.5€、最大275€。	※注4
G8-6	アメリカ（52州）	州法	38	35	NA	NA	34	NA	公共交通機関の全面禁煙：40州			5	NA	30	28	NA	34	△		※注5
G8-7	ロシア	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2014年6月、全面禁煙					※注6
G8-8	日本	なし	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	「一定の要件を満たす喫煙室」		

※注1　イギリス全土に受動喫煙防止法が適用され、地方官庁により実施されている。

※注2　ババリア州とザールランド州は第8条に添った完全禁煙の州法あり。飲食店等のサービス産業などで、隔離された喫煙室の設置が認められている州もある。

※注3　一部の州では、緩和ケアや依存症治療施設、伝統的な施設が居住地である場合などの特殊は状況での喫煙を容認している。

※注4　バーなど「全席喫煙」の選択も可能であるが、それを選択しているのは3%以下。妊婦、子どもが居る場所での違反の罰則金は2倍。

※注5　州により対策が異なるため、CDC State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE) Systemを用い、2013年第4四半期時点で、完全禁煙の州の数を記載。NAは情報なし。

※注6　2013年6月、受動喫煙防止法を施行（2014年の冬季オリンピックのため、ソチで先行的に施行）。ホテルの客室も禁煙化。唯一の例外は長距離客船。

なお、ロシアの報告は英語ではないため、対策の実施状況のみ転記した。

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（G20）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
G20-1	オーストラリア	国法、州法 行政命令	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○		北部準州の罰金 AUD$200～400	※注7
G20-2	ブラジル	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	△	△	△	△	あり		
G20-3	中国	国法	△	○	○	ー	△	△	△	ー	△	ー	△	ー	×	×	△			
G20-4	インド	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	○	○	○	○	△	あり	罰金	※注8
G20-5	韓国	国法、州法、行政命令 自主協定、その他	○	○	○	○	○	ー	○	○	×	×	○	○	△	×	△	あり	罰金 100,000ウォン	
G20-6	メキシコ	国法、州法 行政命令	△	△	○	△	△	○	○	△	○	×	△	○	△	△	△			
G20-7	南アフリカ 共和国	国法	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	△	△	△	△	△	あり	罰金	※注9
G20-8	トルコ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			※注10

※注7　子どもを乗せている場合、自家用車内の喫煙は禁止

※注8　〇公会堂、スタジアム、鉄道駅、バス停 △ホテル、空港

※注9　〇個人宅使用の場合も含む営利目的の託児施設、学習塾、12歳未満の子どもが同乗する自動車両

※注10　2010年7月の受動喫煙防止法の完全実施当初から、喘息の危機的発作や呼吸器感染症による外来診療件数が20%減少した。

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（その他の国1）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
Other-1	ニュージーランド	国法、州法	○	△	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△		※注11
Other-2	スペイン	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			
Other-3	ギリシャ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり	罰則は国法に規定	※注12
Other-4	ベルギー	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり		※注13
Other-5	スロベニア	国法	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	△	×	△	△	△		※注14
Other-6	スロバキア	国法、州法	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	△	×	△	△			
Other-7	ルクセンブルグ	国法	○	○	○	○	△	○	○	ー	○	×	○	○	×	×	○			
Other-8	アイルランド	国法	○	○	○	○	○	○	○	△	○	ー	○	○	○	○	○	△		※注15
Other-9	オランダ	国法	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	△	○	○	あり		
Other-10	マルタ	国法、州法	○	○	○	ー	○	○	ー	ー	○	ー	○	ー	○	○	○			
Other-11	ハンガリー	国法、州法	○	○	○	○	○	△	○	△	△	×	○	○	○	○	○	△	罰金	
Other-12	ポルトガル	国法、州法	△	○	○	○	△	○	○	ー	○	×	○	△	△	△	△	あり		
Other-13	オーストリア	国法、州法 行政命令、自主協定	△	△	○	△	△	○	○	○	○	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-14	ノルウェー	国法	△	△	○	△	△	○	△	△	○	×	△	△	○	○	○	あり	罰金	
Other-15	ラトビア	国法	△	△	○	○	△	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり	罰金　個人10ラッツ以下 法人150～250ラッツ	※注16

※注11　1990年、全ての屋内が禁煙、例外は精神科病棟と終末医療施設では喫煙室を容認。2011年、刑務所が全面禁煙化。
※注12　×300㎡以上のカジノ、ナイトクラブ
※注13　×カジノ
※注14　○屋内とみなされない場所であっても、児童保育施設や教育施設に付随した場所では、喫煙が禁じられている。
※注15　2004年、全ての施設が禁煙化。
※注16　△カジノ、ゲームセンター

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（その他の国2）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
Other-16	デンマーク	国法	△	△	△	△	△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		
Other-17	スウェーデン	国法、行政命令 自主協定、政策	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-18	フィンランド	国法、自主協定	△	△	○	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-19	エストニア	国法、行政命令 自主協定	△	△	○	△	△	○	△	△	○	×	△	△	△	△	△	あり		
Other-20	ポーランド	国法、州法	△	○	○	△	△	○	○	△	○	×	○	○	△	△	△	あり		※注17
Other-21	リトアニア	国法	△	○	○	△	△	○	△	△	○	×	○	○	○	△	○	△		
Other-22	ブルガリア	国法、州法 行政命令、自主協定	△	△	△	△	△	○	○	×	○	×	△	△	△	×	△	あり		
Other-23	イラン	国法、州法 行政命令、自主協定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	存在しない		○			※注18
Other-24	レバノン	国法	○	○	○	○	×	○	○	○	○	ー	○	○	○	○	○			
Other-25	タイ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	あり （空港ビルのみ）		※注19
Other-26	パキスタン	国法、州法 行政命令	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○			※注20
Other-27	シンガポール	国法、行政命令	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○	○	△	△	○		罰金 SGD$1000以下	
Other-28	マレーシア	国法	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×	○	○	×	×	△			※注21
Other-29	ブータン	国法、行政命令	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	○	○	○	○	○	○	あり （ホテル のみ）		
Other-30	ネパール	国法	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○			

※注17　○バス停、路面電車の駅

※注18　（イスラムの）宗教的信条を尊重し、イラン・イスラム共和国にはパブやバーは存在しない。

※注19　○輸送用バイク、通学バス、公用車、タクシー、劇場、図書館、マッサージサロン、屋内（スポーツ）施設／スタジアム、会議室、薬局ビル、外来病院、ネットゲームセンター、カラオケサービス、飲食物の販売所等

※注20　○大学、講堂、会議場、待合ラウンジ、娯楽施設、官公庁、映画館、ホテルラウンジ、図書館

※注21　○建物内や車両内、多くの者が利用するエレベーター、トイレ、公用車、公共交通機関の駅、空港 △エアコンを使用している飲食店・店舗

主要国の受動喫煙防止法の施行状況（その他の国3）

			各種施設										公共的施設							
番号	2012年時点	受動喫煙防止法	官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	列車	フェリー	タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン	喫煙室の容認	罰則	備考
Other-31	ベトナム	政府決定	○	○	○	ー	△	○	○	ー	○	ー	○	ー	△	△	△		罰金	※注22
Other-32	ブルネイ	国法	○	○	○	○	△	○	×	×	○	×	○	○			○	あり	罰金	
Other-33	モンゴル	国法	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	あり	罰金	※注23
Other-34	エクアドル	国法、行政命令 条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			
Other-35	ウルグアイ	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○		罰金	
Other-36	コロンビア	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
Other-37	バルバドス	国法	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	×	○	○	○	○	○			
Other-38	グアテマラ	国法	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	ー	○	○	○	○	○	ホテルの 客室	罰金	※注24
Other-39	チリ	国法、行政命令 自主協定	△	△	○	△	△	△	○	○	△	×	△	△	△	△	△	あり	罰金	
Other-40	メキシコ	国法、州法 行政命令	△	△	○	△	△	○	○	△	○	×	△	○	△	△	△			
Other-41	ナミビア	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○			
Other-42	チャド	国法	○	○	○	○	○	○	○	○	ー	○	△	△	×	×	ー			
Other-43	ケニア		○	○	○	ー	○	○	○	ー	○	ー	○	ー	○	○	○			
Other-44	タンザニア	行政命令、自主協定	△	○	○	△	○	△	○	○	△	×	△	△	×	×	×			
Other-45	コンゴ	自主協定	△	△	△	△	△	△	×	×	△	×	×	△	×	△	△			※注25

※注22　○火災・爆発が起こりやすい場所
※注23　○ガソリンスタンド、ガソリン・可燃物倉庫
※注24　△ホテル
※注25　△ホテル

なお、エクアドル、ウルグアイ、コロンビア、グアテマラ、チリ、メキシコ、チャド、コンゴの報告は英語ではないため、実施状況のみ転記した。

資料 6

WHO FCTC が 2012 年に実施した批准国の調査結果をもとに作成

翻訳：高橋（中田）ゆり、監訳：大和　浩

G8-1　イギリス

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	□いいえ	
		● 行政命令	□はい	□いいえ	
		● 自主協定	□はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Across the UK, smokefree legislation is enforced by local authorities. イギリス全土で、地方自治体が受動喫煙防止条例を施行している。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 ● （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 ● （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Legislation is in place throughout the United Kingdom prohibiting smoking in enclosed parts of workplaces and public places.　Throughout the United Kingdom, virtually all enclosed public places and workplaces must be smokefree, including all pubs, members clubs, cafes and restaurants as of 1 July 2007. イギリス全土の屋内の職場・多数の者が利用する施設での喫煙を禁じる法律が施行されている。2007 年 1 月よりパブ、会員制クラブ、カフェ、レストランを含む多数の者が利用するすべての施設と職場はイギリス全土で実質的に禁煙。			

		In England, the relevant legislation is within the Health Act 2006, the Smoke-free (Premises and Enforcement) Regulations (set out what is meant by enclosed and substantially enclosed and bodies responsible for enforcing smoke-free), the Smoke-free (Penalties and Discounted Amounts) Regulations (set out the levels of penalties for offences under smoke-free legislation, and the Smoke-free (Signs) Regulations (set out the requirements for no-smoking signs required under smoke-free legislation). イングランドにおける受動喫煙防止に関する法律には、2006 年の健康法がある。禁煙（その根拠と施行）規制（屋内の場所での禁煙政策を管轄する機関）、禁煙（罰則と減刑）規制（受動喫煙防止法違反への罰則規模）、禁煙（標識）規制（受動喫煙防止法に準じた禁煙標識）が規定されている。
		● 公共交通機関での禁煙
		The Smoke-free (Exemptions and Vehicles) Regulations set out the vehicles required to be smokefree including those used by member of the public. The Smoke-free (Vehicle Operators and penalty Notices) Regulations set out the responsibility on vehicle operators to prevent smoking in smokefree vehicles and the form for fixed penalty notices. 禁煙（例外と車両）規制は、公共交通機関も禁煙の対象にした。禁煙（運転士と罰則通知）規定は、運転士には禁煙車両での喫煙を防止する責任があるとした。また、罰則通知の書式も規定している。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		See above. 同上。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Across the United Kingdom, comprehensive smokefree legislation has been in place since at least July 2007. In England, compliance rates are around 98% according to the final complaince data report received in mid-2010. More than three-quarters of people say they support smokefree laws. イギリス全土において、包括的な受動喫煙防止法は、遅くとも2007年の段階で整備されていた。イングランドが2010年半ばに集計した最新の遵守に関する調査では、遵守率は98％である。4分の3を超える国民が受動喫煙防止法を支持している。	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**	
	Health Act 2006 available online at: 2006年の健康法は、オンラインで閲覧可能。 http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/28/contents	

	The "Smokefree England: One Year On" report presents a review of the legislation covering compliance, public opinion, the views of businesses and academic research into the health benefits of a smokefree England. Available online at: http://www.smokefreeengland.co.uk/thefacts/latest-research.html 「イングランド　禁煙化から1年レポート」では、イングランドに禁煙化がもたらした健康利益、コンプライアンス、世論、ビジネス観、学術研究等について詳述。上記URLで閲覧可能。 Summary of the findings of the smokefree legislation compliance data collection from local authorities in England from July 2007 to July 2010 available online at: http://www.smokefreeengland.co.uk/files/83840-coi-smokefree-compliance_period_tagged-13.pdf 2007年～2010年イングランド地方自治体受動喫煙防止法遵守調査結果概要データ集は、上記URLで閲覧可能。 In 2011, an academic review of the evidence of the impact of the smokefree legislation that was implemented in England in 2007 was published. The evidence is clear that smokefree legislation has had beneficial effects on health. The report is available at: http://www.dh.gov.uk/prod_consum_dh/groups/dh_digitalassets/documents/digitalasset/dh_124959.pdf 2011年、2007年の受動喫煙防止法がイングランドに与えた影響のエビデンスに関する学術考察が発表された。受動喫煙防止法が健康に有益であるというエビデンスが明確になった。レポートは上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in England is available online at: http://www.smokefreengland.co.uk/ イングランドの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in Scotland is available online at: http://www.clearingtheairscotland.com/ スコットランドの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in Wales is available online at:

	http://wales.gov.uk/smokingbanwalessub/home/?lang=en ウェールズの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記URLで閲覧可能。 Further information, guidance and resources (including signage) for smokefree legislation in Northern Ireland is available online at: http://www.spacetobreathe.org.uk/ 北アイルランドの受動喫煙防止法ガイダンスと資料（標識含む）に関する詳しい情報は、上記 URL で閲覧可能。

G8-2 ドイツ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Workplace - general (national workplace ordinance) 職場 - 全般（国家職場法） The employers has to take necessary measures to protect non-smoking emplyees from tobacco related health risk. If necessary, the employer must issue a general smoking ban or one restricted to individual areas of the workplace. 雇用主はタバコに関連した健康リスクからタバコを吸わない従業員を守るために、必要な対策を取らなければならない。雇用主は、必要に応じて職場全体を禁煙にするか、職場内にひとつ特定の禁煙エリアを設けなければならない。		

資料 6

		Regulations at federal level: 連邦規模の規制 : The employer has to take “all necessary measures to effectively protect non-smoking employees against the health hazards of tobacco smoke in the workplace”. The amendment in 2008 specified that a ban on smoking in the workplace is one of the ways to provide protection. In workplaces open to the public (i.e. primarily hospitality sector but also other areas where smoking by customers and visitors is allowed) the employers’ obligations are more limited. The federal government prohibited smoking in government buildings, on public transport (including taxis) and at public transport stations. 雇用主は"タバコを吸わない従業員をタバコの害から守るために必要な対策をすべて"取らなければならない。2008年の法改正は、受動喫煙対策のひとつとして、職場での禁煙に特化した。多数の者が出入りできるような職場（飲食店だけでなく、顧客や訪問者による喫煙が認められている場所）では、雇用主の義務はわずかである。連邦政府は官公庁、公共交通機関（タクシー含む）、公共交通機関の駅での喫煙を禁止した。 **Regulations at Länder (state) level:** 州規模の規制 : In March 2007 the Germany`s 16 Länder concluded a framework agreement with the federal government on introducing a smoking ban in the areas where the states have responsibility (Land, local institutions,educational facilities, health care facilities, cultural institutions, sport facilities, hospitality venues and other public places). Each Land had to enact the law through its own legislature. 2007 年 3 月、ドイツ連邦政府と 16 の州は、管轄地域（土地、地方施設、教育施設、医療施設、文化施設、スポーツ施設、飲食店等の多数の者が利用する施設）を禁煙とする枠組みについて合意した。各州が州議会で、法律を制定した。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Law enforcement lies within the responsibility of the local level, there are fines defined within the law. 地方政府が取り締まりを行う。法には罰金規定がある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場 :			

		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Employers obliged to protect non-smokers against passive smoking at federal and Länder (state) level except for workplaces accessible to the public			

		連邦・州規模で、タバコを吸わない従業員を受動喫煙から保護することが、雇用主に義務付けられている。多数の者が訪れるような職場は例外となっている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Yes 禁煙である。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Yes, separate smoking rooms are allowed 禁煙である。隔離された喫煙室の設置が認められている。
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	New law on Länder (state) level with a complete smoking ban in Bavaria, Saarland. バイエルン州とザールラント州で、完全禁煙を盛り込んだ新しい州法が制定された。	

G8-3 カナダ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：州法による規制）	×はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Canada has comprehensive national and sub national legislation protecting Canadians from exposure to tobacco smoke. Annex A provides a summary of select federal, provincial and municipal measures. カナダでは、国民を受動喫煙から保護するための包括的な国法、州法が制定さ		

		れている。連邦法、州法、地方条例の概要は添付資料Aに記載。 **Annex A** **Sub national measures protecting Canadians from exposure to tobacco smoke.** **添付資料A　州法によるカナダ国民の受動喫煙からの保護** **Nunavut　ヌナブト準州** Nunavut's Tobacco Control Act prohibits the sale of tobacco products to persons under 19, the prohibition of sale of products appearing to be tobacco products, due diligience and vicarious liability, tobacco displays and sales, prohibition of sale of tobacco in certain settlings (nursing homes, health facilities, pharmacies, etc.), packaging and signs, and controls related to smoking tobacco (prohibition of smoking in the workplace, and a minimum distance from public entries and exits).　There are also provisions in the Act related to inspection and enforcement of the Act. ヌナブト準州のタバコ規制法は、19歳未満の者へのタバコの販売禁止、タバコに類似した製品の販売禁止、タバコの陳列と販売方法、特定の場所でのタバコの販売禁止（老人ホーム、医療施設、薬局等）、包装とマーク、喫煙規制（職場、出入り口から近い場所での喫煙禁止）等を定めている。同法には、検査と取り締まりに関する規定も存在。 **British Columbia　ブリティッシュコロンビア州** The government of British Columbia has enacted the Tobacco Control ACT (TCA) section 2.3 and the Tobacco Control Regulation (TCR) section 4.22 which bans smoking in indoor public and work spaces and provides a 3 meter buffer zone from doorways, open windows and air intakes.　This legislation applies throughout British Columbia (BC). ブリティッシュコロンビア州政府は、タバコ規制法（TCA）第2.3条とタバコ規制法第4.22条を施行した。同法は多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、屋内の職場、出入り口や窓の開口部から3m以内の場所を禁煙にしている。この州法は、ブリティッシュコロンビア州全域で適用されている。 **Alberta　アルバータ州** In Alberta, the Tobacco Reduction Act and Tobacco Reduction Regulation prohibit smoking in indoor public places, workplaces, public vehicles, work vehicles and within 5 metres from a doorway, window or air intake to a public place or workplace. アルバータ州では、タバコ削減法とタバコ削減規制法により、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、職場、公用車、商用車、出入り

		口から5m以内、窓から5m以内、建物の吸気口から5m以内での喫煙が禁じられている。 In Alberta, certain communities have bylaws that are more restrictive than the provincial legislation.　These bylaws offer further protection from second-hand smoke. Some of them include bans on smoking in cars with children present, while other municipalities ban smoking within hotel rooms. アルバータ州では、州法よりも厳しい条例のある自治体もある。このような条例には、さらなる受動喫煙保護対策が盛り込まれている。ホテルのすべての客室内での喫煙を禁止、あるいは、子どもを乗せた自家用車での喫煙を禁止した地方自治体が存在する。 The Alberta Health Services Tobacco and Smoke Free Environments Policy prohibit the use of tobacco products and prevent exposure to second hand smoke at Alberta Health Services sites across the province. アルバータ州保健局による禁煙環境政策は、管轄している州内全域において葉巻やシガーを含むすべてのタバコ製品の使用を禁止し、受動喫煙を防止している。 **Saskatchewan　サスカチュワン州** The Ministry of Health's Tobacco Control Act prohibits smoking or holding lit tobacco in enclosed public places (EPP), within 3 metres of an EPP, and bans all tobacco use on school grounds. The Act and Regulations can be found at: http://www.qp.gov.sk.ca/documents/english/Statutes/Statutes/t14-1.pdf http://www.qp.gov.sk.ca/documents/english/Regulations/Regulations/t14-1r1.pdf 保健省によるタバコ規制法は喫煙、点火されたタバコを屋内で持つこと、屋内から3m以内で持つことを禁止し、学校の敷地内ですべてのタバコ製品の使用を禁止している。タバコ規制法と規制は、上記URLを参照。 Smoking is banned in all enclosed workplaces and worksites in Saskatchewan by section 77 of the Saskatchewan Occupational Health and Safety Regulations. There are some exemptions that are listed in the link below: http://www.lrws.gov.sk.ca/new-workplace-smoking-ban-faq サスカチュワン州の労働衛生安全規制法第77条により、サスカチュワン州では、すべての屋内の職場や仕事場での喫煙が禁止されている。上記URLの一覧表にあるような例外もある。 In some municipalities, the bylaws go beyond the provincial legislation to ban smoking in certain outdoor spaces, such as outdoor eating areas. Some stadiums are also voluntarily designated as smoke-free spaces.

		地方自治体によっては、飲食店の屋外のテラス席等の屋外の場所も禁煙とする等、州法よりも厳しい条例が施行されている。自主的に全面禁煙としたスタジアムもある。 **Manitoba　マニトバ州** Manitoba provides a complete ban on smoking in enclosed public places and indoor workplaces. マニトバ州では、多数の者が利用するすべての施設と職場が完全禁煙。 **Ontario　オンタリオ州** The Smoke-Free Ontario Act (SFOA) came into force on May 31, 2006.　The SFOA prohibits smoking in all enclosed public places and workplaces and prohibits retailers from selling tobacco products to a person less than 19 years of age. http://www.e-laws.gov.on.ca/html/statutes/english/elaws_statutes_94t10_e.htm http://www.e-laws.gov.on.ca/html/regs/english/elaws_regs_060048_e.htm 受動喫煙防止法が2006年3月31日に施行された。受動喫煙防止法は、すべての多数の者が利用する施設と職場での喫煙を禁止し、小売業者が19歳未満の者へタバコを販売することを禁止した。詳しくは、上記URLを参照。 **Québec　ケベック州** L'usage du tabac est interdit dans pratiquement tous les lieux fermés autre qu'une demeure. Dans certains lieux précis, pour les personnes hébergées, il est possible de fumer dans un fumoir fermé et ventilé. 屋内の喫煙は、すべての密閉空間で禁止されている。ただし、個人の居住区、および、排気装置のある喫煙室は除外されている。 **Prince Edward Island　プリンスエドワード島** Provincial Smoke-Free Places Act:　受動喫煙防止に関する州法 http://www.gov.pe.ca/health/index.php3?number=1020688&lang=E **Nova Scotia　ノバスコシア州** Smoke Free Places Act prohibits smoking in indoor workplaces, 4 meters away from air intake vents and opening windows, prohibits smoking in vehicles with passengers under 19 and in outdoor places where alchool and food are served. 受動喫煙防止法により、屋内の職場、および、建物の吸気口や窓の開口部から4m以内、19歳未満の子どもを乗せた車両、アルコール類や食事が提供される屋外の場所での喫煙を禁止している。 **Newfoundland and Labrador　ニューファンドランド・ラブラドール州**

資料 6

		The *Smoke-Free Environment Act,2005 prohibits* smoking in enclosed public places (e.g., restaurants, bars including patio decks, bingo halls, ferries), workplaces and in motor vehicles when people under the age of 16 are present as passengers. http://assembly.nl.ca/Legislation/sr/statutes/s16-2.htm 2005年の受動喫煙防止法により、多数の者が利用する施設内（例：レストラン、テラスデッキを含むバー、ビンゴホール、フェリー）、職場、16未満の子どもが同乗している自動車での喫煙を禁止している。詳しくは、上記URLを参照。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		National, sub national and municipal legislation provides enforcement support related to specific legislation and regulations. Annex B provides a highlight of the various mechanisms and infrastructure for support. 国法、州法、地方条例は、特定の立法に関連した規制の取り締まり支援について定めている。様々な仕組みや社会基盤の概要は、添付資料 B に記載。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他 （詳細：Designated smoking rooms (DSR) are permitted by a few sub-national jurisdictions in very limited circumstances (eg: in some cases on a compassionate basis) where traditional public spaces are deemed to be residential.(ie: palliative care and addiction treatment facilities where residents have permanent or extended	□	×	□

		residency). In most instances the compliance regulations renders the DSRs impractical and while permitted they are not widely used. 喫煙可能な部屋 (DSR)はいくつかの州法において、例えば、多数の者が利用する伝統的な施設が居住地である場合、もしくは、心情的な理由（例：居住者が永住または延長して居住するような緩和ケアや中毒治療施設）により、認められている場合がある）。多くの場合、遵守規定により、喫煙室 (DSR)は非現実的となり、認められてはいてもあまり広くは利用されていない。）			
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他	□	×	□

		（詳細：Group living facilities and specified hotel rooms. Extensive regulations exsist for ventilation and for resident use only 集団生活の場、ホテルの一部の喫煙用の客室。換気装置のある喫煙専用室。）			
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Canada has comprehensive smoke free legislation in public workplaces, primarily governed through sub national jurisdictions. Recognizing that over 98% of indoor workplaces in Canada are smoke free, there do exist in a limited number of jurisdictions provisions for tightly regulated designated smoking rooms in indoor workplaces. カナダは公共の職場を対象とした包括的な受動喫煙防止法を制定しており、州で施行されている。カナダの98%を越える屋内の職場が禁煙となっている。限られた州においてではあるが、厳しい規定の下で喫煙室が屋内の職場に設置されている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		National and sub-national jurisdictions provide for complete smoking bans in public transportation. A number of jurisdictions have implemented smoking bans in private vehicles where children are present. (The majority of jurisdictions identify children as under 16 with one jurisdiction under 19 years of age.) 国、州は公共交通機関を完全禁煙にしている。多くの州は子どもを乗せた自家用車での喫煙を禁止している。（ほとんどの州は16未満の子どもを対象としている。1つの州のみ19歳未満を対象。）			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Canada has virtually eliminated smoking in all indoor public places with the exception of group living facilities and specified hotel rooms. The number of designated smoking rooms has been drastically reduced. カナダは多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙を実質的に禁止したが、集団生活施設や特定のホテルの部屋は例外としている。喫煙室の数は大幅に減少している。			
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				

	There have been extensive developments in implementing Article 8. Comprehensive smoke-free legislation has been passed in all sub-national jurisdictions and numerous municipalities in Canada have adopted bylaws or policies to prohibit smoking in public places such as patios, play grounds and parks. 枠組条約第 8 条履行にあたり大きな進歩があった。包括的な受動喫煙防止法はカナダのすべての州や多くの自治体で可決され、テラス、遊び場、公園等の多数の者が利用する施設での喫煙を禁止する付属定款や方針が採用された。 Health Canada has provided funding for the development of tools, resources, guidebooks and knowledge transfer impacting smoke-free places and the dangers of second hand smoke. NGOs, universities, other governmental departments and agencies have received project funding supporting web based and hard copy resource material impacting smoke-free spaces in the home, car, public places, workplaces and public health and educational facilities. A detailed report on activities supporting the implementation of Article 8 is attached as Annex C カナダ保健省は、職場における禁煙や受動喫煙の危険性を啓発するツール、資料、ガイドブック等の開発、団体間での知識共有を行うための財政支援を行った。NGO、大学、その他の政府省庁・機関が、家庭、車、多数の者が利用する施設、職場、公衆衛生施設、教育施設での禁煙について取り扱った、インターネットや書類ベースの資料作成のための財政支援を受け取った。枠組条約第8条履行についての活動の詳細は添付資料Cに記載。

G8-5 イタリア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	□はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ

資料 6

3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（ambulances 救急車）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	× タクシー 救急車	□	× 配達車
		● 自家用車	□	□	□
		● その他 （詳細：クルーズ船、フェリー）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			

		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Partial ban since January, 10th 2005.　Fines for smoking were not allowed and for irregular or non signs posted.　No obligation exists for anybody in Italy, as a consequence of the smoking ban, to establish "smokers only" premises.　This should rather be understood as an option available to public commercial shops and services and workplaces intending to offer such premises to smokers.　In such a case, premises have to comply with the technical requirements imposed by the above-mentioned Decree 23 December 2003.　Obviously, if the premise is not in full compliance with the requirements of this Decree. It can only be used as a "no-smoking" premise. 2005年1月10日から部分的に禁煙となった。禁煙の場所で喫煙した場合、違反した場合、標識を掲示していない場合には、罰金が科せられる。イタリアでは、禁煙政策によって誰かが"喫煙者専用"施設を造る義務は発生しない。むしろ、この政策により多数の者が利用する商業施設、サービス、職場に、“喫煙者専用”施設を提供する選択肢が与えられたと理解されるべきである。その場合、施設は上述の2003年12月の法律が課す技術的な要件を満たさなければならない。しかし、施設が法律の要件を満たしていなければ、"非喫煙者専用"施設としてのみ利用されなければならない。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		complete ban since January, 10th 2005.　Fines for smoking where not allowed and for irregular or non signs posted 2005年1月に完全禁煙化が完了した。禁煙の場所で喫煙した場合、違反した場合、標識を掲示していない場合は、罰金が科せられる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Partial ban since January, 10th 2005.　Fines for smoking were not allowed and for irregular or non signs posted.　No obligation exists for anybody in Italy, as a			

		consequence of the smoking ban, to establish "smokers only" premises. This should rather be understood as an option available to public commercial shops and services and workplaces intending to offer such premises to smokers. In such a case, premises have to comply with the technical requirements imposed by the above-mentioned Decree 23 December 2003. Obviously, if the premise is not in full compliance with the requirements of this Decree. It can only be used as a "no-smoking" premise. 2005年1月10日から部分的に禁煙となった。禁煙の場所で喫煙した場合、違反した場合、標識を掲示していない場合には、罰金が科せられる。イタリアでは、禁煙政策によって誰かが"喫煙者専用"施設を造る義務は発生しない。むしろ、この政策により多数の者が利用する商業施設、サービス、職場に、“喫煙者専用”施設を提供する選択肢が与えられたと理解されるべきである。その場合、施設は上述の2003年12月の法律が課す技術的な要件を満たさなければならない。しかし、施設が法律の要件を満たしていなければ、"非喫煙者専用"施設としてのみ利用されなければならない。
3.2.2.8	**条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**	
	The "smokers only" premises are allowed by the Italian smoking ban but they are not very spread. Less than 3% of bar and restaurant organized such premises. Some Italian Municipalities established smoking ban in parks when in presence of children and pregnant women. “喫煙者専用”施設はイタリアで認められているものの、その数はあまり多くはない。わずか3%以下のバーやレストランが"喫煙者専用"施設として運営されている。子どもや妊娠中の女性が利用する公園を禁煙にしたイタリアの地方自治体もある。	

G8-8 日本

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	□はい	×いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	□はい	×いいえ
		● **州法**	□はい	×いいえ

資料 6

		● 行政命令	□はい		×いいえ
		● 自主協定	□はい		×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい		×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい		×いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	□	×
		● 医療施設	□	□	×
		● 教育施設	□	□	×
		● 大学	□	□	×
		● 一般企業	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	×
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	□	×
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	□	×
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	□	×
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	×

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	□	□	×
		● ショッピングセンター	□	□	×
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	□	×
		● その他（詳細:　）	□	□	×
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Occupational Safety and Health Act (Act No. 57 of June 8, 1972) stipulates the effort of employers to establish comfortable working environment including measures against passive smoking, and Guidelines on Restrict Smoking Area, etc. is provided. 労働安全衛生法（1972 年 6 月 8 日法律第 57 号）は雇用主に、受動喫煙対策等を含めた快適な職場環境を作る努力を要請し、喫煙エリアに関するガイドラインが定めている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Article 25 of the Health Promotion Act requires each facility manager to implement necessary measures regulating protection from exposure to tobacco smoke. Since the article does not specify the scope of the restriction, the actual application is left to the decision of each manager. 健康増進法第 25 条は施設管理者が受動喫煙を防止するために必要な対策を取るよう求めている。 同条は具体的な適用範囲を定めていないため、実際の適用範囲は施設管理者の判断に委ねられている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Article 25 of the Health Promotion Act requires each facility manager to implement necessary measures regulating protection from exposure to tobacco smoke. Since the article does not specify the scope of the restriction, the actual application is left to the descretion of each manager. 健康増進法第25条は、施設管理者が受動喫煙を防止するために必要な対策を取るよう求めている。同条は、具体的な適用範囲を定めていないため、実際			

		の適用範囲は施設管理者の判断に委ねられている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In 2010, Director-general of health service bureau notified that public space should be smoke-free. In 2010, cabinet decided to achieve smoke-free workplace before 2020. 2010 年、厚生労働省大臣が多数の者が利用する施設は禁煙であるべきだと発言した。 2010 年に内閣は 2020 年までに職場での禁煙を達成することを閣議決定した。	

資料 6

G20-1　オーストラリア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		In Australia, protection from exposure to tobacco smoke is primarily the responsibility of State and Territory governments. オーストラリアでは、受動喫煙対策は主に州・準州政府の責任で行われている。 Each State and Territory government has implemented tobacco control laws which include provisions to protect the public from exposure to tobacco smoke. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the primary tobacco control legislation in each State and Territory. 各州・準州政府は、受動喫煙から多数の者を保護する規定を含んだタバコ規制法を施行した。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		All Australian State and Territory tobacco control legislation has penalty and enforcement provisions.　Most States and Territories provide for enforcement and inspection mechanisms additional to the statutory penalty provisions. すべてのオーストラリアの州・準州のタバコ規制法には罰金と取り締まり規定が定められている。ほとんどの州・準州の法には罰則規定があり、取り締まりと検査		

		を行う仕組みが存在する。 The Victorian government provides funding to local councils to undertake inspections, education and enforcement activities in relation to tobacco smoke in dining and drinking venues. The arrangement is specified under a Service Agreement between the Victorian Department of Health and the Municipal Association of Victoria (the peak body representing local government authorities in Victoria). Inspection and enforcement activity for other workplaces is the responsibility of WorkSafe Victoria under a Memorandum of Understanding between the Department of Health and WorkSafe. Victorian police enforce the ban on smoking in cars with minors. ビクトリア州政府は、飲食店での喫煙に関する検査、教育、取り締まり活動のために地方自治体を財政支援している。ビクトリア州保健局とビクトリア州自治体協会（ビクトリアの地方政府機関の代表的組織）のサービス合意の下、このような取り決めが行われた。その他の職場の検査と取り締まり活動は、保健局と労働安全局間の覚書の下で、保健局と労働安全局が管轄している。ビクトリア州警察は、未成年者による車両内での喫煙を取り締まっている。 In New South Wales, compliance monitoring and investigation is carried out by authorised officers in Public Health Units of the fifteen Local Health Districts across the State. Enforcement activity is also undertaken by the New South Wales Ministry of Health. ニューサウスウェールズ州では、州内の15の地域健康区域で、公衆衛生局の担当職員が遵守の監視・調査を行っている。取り締まりはニューサウスウェールズの保健省でも行われている。 In South Australia, breaches of the legislation are enforced by South Australian police and monitored by Department of Health authorised officers. 南オーストラリア州では、南オーストラリア州警察が違反を取り締まり、保健局の職員が違反を監視する。 In Tasmania, nominated officers (volunteers) can be appointed to assist with enforcement of the legislation. タスマニア州では、任命された（ボランティアの）職員が取り締まりを支援する。 In Western Australia, investigators are gazetted to enforce the legislation. Restricted powers are also given to police and local authorities. 西オーストラリア州では、法の取り締まりを行う調査員が官報に掲載される。警察と地域団体に取り締まりの権限が与えられている。

		In the Australian Capital Territory, powers for the inspection of premises are regulated under the Smoke-Free Public Places Act 2003 (ACT). Police also have the power to stop vehicles to enforce the ban on smoking in cars with minors. オーストラリア首都特別地域では、2003年の多数の者が利用する施設における受動喫煙防止法に検査権限ついての規定がある。警察は未成年が車内で喫煙している車両を止める権限を持つ。 In the Northern Territory, non-compliance with the legislation is subject to on-the-spot fines of AUD $200-400 or prosecution. Authorised persons employed by the Northern Territory health department are also able to assist with enforcement. 北部準州で法に違反すると、現行犯の場合 AUD$200～400 の罰金または起訴となる。北部準州の保健局から任命された職員が取り締まりを支援する。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	×	□

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smoking is prohibited in all enclosed public places in Australia, including workplaces, with some limited exceptions varying between the States and Territories (including in relation to defined areas of casinos in New South Wales, Western Australia and Victoria; and certain other defined locations in Victoria). Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. オーストラリアでは、職場を含む多数の者が利用する施設内での喫煙は禁じられている。州・準州政府により多少の差異がある（ニューサウスウェールズ州・西オーストラリア州・ビクトリア州のカジノ関連区域、その他ビクトリア州の地域）。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Smoking is prohibited in all forms of public transport in Australia. This includes trains, buses, trams, airplanes, taxis, hire cars, ferries, covered areas of railway platforms, and bus shelters. In Queensland, Western Australia, Victoria, the Australian Capital Territory, New South Wales, Tasmania and South Australia, smoking is also banned in private motor vehicles where minors are present. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. オーストラリアのすべての公共交通機関で喫煙が禁じられている。電車、バス、飛行機、タクシー、レンタカー、フェリー、プラットフォーム内の対象エリア、バス			

		の待合所が対象となっている。クイーンズランド州、西オーストラリア州、ビクトリア州、オーストラリア首都特別地域、ニューサウスウェールズ州、タスマニア州、南オーストラリア州では、未成年者が同乗している場合は自家用車での喫煙が禁じられている。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Smoking is prohibited in all enclosed public places in Australia, with some limited exceptions varying between the States and Territories. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. オーストラリアでは、多数の者が利用する施設内のすべてで喫煙が禁じられている。州・準州政府により多少の差異がある。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は、添付資料 2 を参照。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	States and Territories have lead responsibility for smoking restrictions to prevent second-hand or passive smoking in Australia. Smoking is now banned in all indoor public places and transport and most jurisdictions have begun to extend bans on smoking to some outdoor public places. Please see Annex 1 for further information, and Annex 2 for links to the relevant State and Territory legislation. 州・準州政府は、オーストラリアの喫煙規制や、受動喫煙からの保護対策を牽引してきた。多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてと交通機関で喫煙が禁じられるようになった。ほとんどの州・準州政府が、多数の者が利用する屋外施設の一部までに禁煙の範囲を拡大している。詳しい情報については添付資料 1 を、オーストラリアの州と準州の立法に関する詳しい情報は添付資料 2 を参照。	

G20-2 ブラジル

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ

		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		In Brazil, since 1996 there is a Federal Law that prohibits smoking in public enclosed places, but allows smoking designated areas and demands them to be "properly isolated and ventilated". Different interpretations on the language of the law have allowed different levels of implementation nationwide, ranging from a total ban mainly in companies, health-care units and government facilities to situations where smoking and non smoking areas share the same room. This last situation has been very usual mainly in bars, restaurants and other entertainment and hospitality sectors. ブラジルでは1996年より、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙を禁じる連邦法が施行されている。しかし"適切に隔離・換気された"喫煙室は認められている。法解釈の違いから、国内で施行規準が異なっている。主に企業、医療施設、官公庁は完全禁煙だが、喫煙エリアと禁煙エリアが同じ部屋内に存在することもある。主にバー、レストランやその他の娯楽・飲食店では、それが常態化している。 Another important problem with the current Federal law is related to the lack of inspection and penalties application by sanitary authorities in municipal level, what by its turn is a result from the low understanding of second hand smoke as a threat to health by policy makers in local level. 現在の連邦法の抱えるその他の重大な問題点は、地方衛生局による検査と罰則の適用が不十分なことである。原因は、地方の政治家の間で受動喫煙の害がよく理解されていないことである。 Since 2008 two Bills of law (BL 315/08 and BL 316/08), related to the Federal law, are under appreciation in Senate. But they are competitive: the BL 315/08 proposes a total ban and the BL 316/08 proposes to keep smoking designated areas, worsening the current federal legislation as it takes out the rule establishing that the smoking designated areas must be exclusively to smoke. There is a strong lobby from tobacco industry in National Congress to dismiss BL 315 and approve BL 316. 2008年から地方議会にて、連邦法に関連した二つの法律が制定された。しか		

		し、これらの法が矛盾している。"BL 315/08"は全面禁煙を提案しているのに対し、"BL 316/08"は喫煙室を容認し続けている。喫煙室の使用目的を喫煙のみとする連邦法の制定は、この矛盾によって困難な状況になっている。"BL 315"を却下して"BL 316"を承認させるため、タバコ業界は国民会議で強力なロビー活動をしている。 By the other hand from 2008 on, states and municipalities started to approve their own legislation on this matter. Currently 21 states and the Federal District (FD) approved their own legislation. From this total, 7 adopted a total ban (following the BL 315) and other 14 and the FD adopted a legislation following the BL 316 (keeping smoking in designated areas). In municipal level, 23 municipalities approved legislation banning smoking designated areas and 09 approved laws keeping it. Those states that banned smoking designated areas are being challenged in Court by organizations affiliated to tobacco industry under the argument that state and municipal laws are unconstitucional if more restrictive than the federal law. Until now it is awaiting to be judged by the Supreme Court. 一方、2008 年からは、州と連邦直轄地区はそれぞれにこの分野の法律を制定し始めた。現在、21 の州と連邦直轄地区が各々の法律を承認した。そのうち 7 州が全面禁煙を認め（BL 315 に準拠）、残りの 14 州・連邦直轄地区が喫煙室の継続を認めた（BL 316 に準拠）。地方自治体規模では、23 の地方自治体が喫煙エリアを禁じたが、9 の地方自治体は喫煙エリアの存続を認めた。連邦法よりも州法や地方自治体の条例が厳しいのは非合法的であるという議論の下、喫煙エリアを禁止した州は、タバコ産業の関連団体に訴訟を起こされている。現在もまだ最高裁での判決が出ていない。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		The municipal sanitary authoritie is responsible for the inspection and penalties application. 検査・罰則の適用は地方衛生局が管轄している。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙の実施手段の概要、部分的禁煙の実施手段の概要・詳細。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The latest national awareness campaigns conducted by the National Cancer Institute focused on workers' exposure to environmental tobacco smoke. ブラジル国立がん研究所が労働者の受動喫煙についての最新の啓発キャンペ			

		ーンを行っている。 Sensitizing labor and trader organizations, at state and local levels, about the importance of adopting tobacco-free environments. 州と地方の労働組合や貿易機関に、受動喫煙のない環境を作ることの重要性を訴えている。 Dissemination of studies and preparation of technical notes to support these actions. 研究成果を発表し、技術をわかりやすく解説していくことで、啓発活動が推進されている。
		● **公共交通機関での禁煙**
		This measure is largely fulfilled. 十分な成果が出ている。
		● **多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙**
		See information on workplaces, above. 上記の“屋内の職場での禁煙”を参照。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In Brazil, since 1996 there is a Federal Law that prohibits smoking in public enclosed places, but allows smoking designated areas and demands them to be “properly isolated and ventilated”. Different interpretations on the language of the law have allowed different levels of implementation nationwide, ranging from a total ban mainly in companies, health-care units and government facilities to situations where smoking and non smoking areas share the same room. This last situation has been very usual mainly in bars, restaurants and other entertainment and hospitality sectors. Another important problem with the current Federal law is related to the lack of inspection and penalties application by sanitary authorities in municipal level, what by its turn is a result from the low understanding of second hand smoke as a threat to health by policy makers in local level. ブラジルでは1996年より、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙を禁じる連邦法が施行されている。しかし“適切に隔離・換気された”喫煙室は認められている。法解釈の違いから、国内で施行規準が異なっている。主に企業、医療施設、官公庁は完全禁煙だが、喫煙エリアと禁煙エリアが同じ部屋内に存在することもある。主にバー、レストランやその他の娯楽・飲食店では、それが常態化している。現在の連邦法の抱えるその他の重大な問題点は、地方衛生局による検査と罰則の適用が不十分なことである。原因は、地方の政治家の間で受動喫煙の害がよく理解されていないことである。 Since 2008 two Bills of law (BL 315/08 and BL 316/08), related to the Federal law, are	

	under appreciation in Senate. But they are competitive: the BL 315/08 proposes a total ban and the BL 316/08 proposes to keep smoking designated areas, worsening the current federal legislation as it takes out the rule establishing that the smoking designated areas must be exclusively to smoke. There is a strong lobby from tobacco industry in National Congress to dismiss BL 315 and approve BL 316. 2008年から地方議会にて連邦法に関連した二つの法律が制定された。しかし、これらの法が矛盾している。"BL 315/08"は全面禁煙を提案しているのに対し、"BL 316/08"は喫煙室を容認し続けている。喫煙室の使用目的を喫煙のみとする連邦法の制定は、この矛盾によって困難な状況になっている。"BL 315"を却下して"BL 316"を承認させるため、タバコ業界は国民会議で強力なロビー活動をしている。 By the other hand from 2008 on, states and municipalities started to approve their own legislation on this matter. Currently 21 states and the Federal District (FD) approved their own legislation. From this total, 7 adopted a total ban (following the BL 315) and other 14 and the FD adopted a legislation following the BL 316 (keeping smoking in designated areas). In municipal level, 23 municipalities approved legislation banning smoking designated areas and 09 approved laws keeping it. Those states that banned smoking designated areas are being challenged in Court by organizations affiliated to tobacco industry under the argument that state and municipal laws are unconstitucional if more restrictive than the federal law. Until now it is awaiting to be judged by the Supreme Court. 一方 2008 年からは、州と連邦直轄地区はそれぞれにこの問題に向けた法律を制定し始めた。現在、21 の州と連邦直轄地区が各々の法律を承認した。そのうち 7 州が全面禁煙を認め（BL 315 に準拠）、残りの 14 州・連邦直轄地区が喫煙室の継続を認めた（BL 316 に準拠）。地方自治体規模では、23 の地方自治体が喫煙エリアを禁じたが、9 の地方自治体は喫煙エリアの存続を認めた。連邦法よりも州法や地方自治体の条例が厳しいのは非合法的であるという議論の下、喫煙エリアを禁止した州は、タバコ産業の関連団体に訴訟を起こされている。現在もまだ最高裁での判決が出ていない。

G20-4 インド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ

資料 6

		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The definition of 'public place' is comprehensive and includes all places visted by public whether as of right or not and includes all public places and private workplaces but does not include any open space. In addition, smoking is also prohibited at the open spaces that are visited by the public like open auditoriums, stadiums, railway stations, bus stops and such other places. 'No Smoking' signages as per provided specifications have to be prominently displayed in all public places. A physically segregated smoking area, subject to specifications provided by rules, may only be allowed in the following places:- “多数の者が利用する施設”は、多数の者が訪れるすべての場所を総合的に指している。これには一般企業も含まれるが、屋根のない場所は対象外である。さらに、屋根がなくても多数の者が訪れるような公会堂、スタジアム、鉄道駅、バス停留所のような場所は禁煙である。それらすべての施設で、規定の“禁煙”標識を目立つように表示させなければならない。規定により、隔離して設置されている喫煙エリアは以下の場所でのみ認められている。 Airports 空港。 Hotels with 30 or more rooms. 30 部屋以上あるホテル。 Restaurants with 30 or more seats. 30 席以上あるレストラン。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		The rules have designated 21 categories of authorized officers to ensure enforcement of smokefree rules in public places. As per these rules the owner/in-charge/proprietor/manager of a public place must ensure that: 権限別に21のカテゴリーに分けられた担当職員が、多数の者が利用する施設の禁煙規制の取り締まりを遂行する。規定により、多数の者が利用する施設の所有者、責任者、地権者、運営者は以下のことを必ず行わなければならない。 ● No person smokes in the public place under his jurisdiction		

		自らが管理する多数の者が利用する施設で誰にも喫煙させない。 ● A 60 X 30cm board saying, Smoking Here is an Offence" is prominently displayed at each entrance, floors, staircases, entrance of the lifts and at conspicuous place(s) inside "禁煙エリア　この場所での喫煙は違法です"と書かれた60×30cmのボードを入り口、フロア、階段、エレベーターの入り口、屋内の良く見える場所に目立つように掲示する。 ● Name of the person to whom a complaint may be made is prominently displayed 通報先の担当者名を目立つように掲示する。 ● No ashtrays, lighters matchsticks etc. are provided. 灰皿、ライター、マッチ等を提供しない。 ● 'Smoking area or space' is not provided at the entrance or exit of a restaurant, hotel or airport. Such area is distinctively marked as "Smoking Area" in English and the local language. "Smoking Area" is used only for the purposes of smoking and no service(s) are allowed therein. "喫煙エリアまたは喫煙スペース"をレストラン、ホテル、空港の出入り口に設けない。"喫煙エリア"であることを英語と現地語で明確に表示する。"喫煙エリア"内は喫煙目的のみで使用し、他の目的で使用したり、サービスの提供を行ったりすることは禁じられている。 If owner, manager, supervisor etc. fails to act upon any complaint he is liable to a fine equivalent to the number of individual offences recorded on his premises. もし所有者、経営者、管理者等が通報に対応しなかった場合、施設内で記録された違反の数に見合った罰金を支払わなければならない。 Guidelines have been developed and disseminated by Ministry of Health & Family Welfare to facilitate the state governments in implementation of the smokefree Rules. 州政府の禁煙政策を支援するため、保健家族福祉省がガイドラインを作成し配布した。 National level toll free reporting helpline has been established (1800110456) for reporting violations. 国の違反通報用無料電話相談サービスが開設された。(1800110456)			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● **官公庁**	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：auditorium, stadium, railway station, bus stand/stop 公会堂、スタジアム、鉄道駅、バス停）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関（バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両（タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他(詳細：ホテル、空港)	□	×	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The definition of 'public places' is comprehensive and includes all places visted by public whether as of right or not and includes auditorium, hospital buildings, railway waiting rooms, amusement centres, restrurants, public offices, court			

		buildings, educational institutions, libraries, public conveyances, refreshment rooms, banquet halls, discotheques, canteen, coffee house, pubs, bar, airport lounge, shopping malls, cinema halls and the like. However hotels having 30 or more rooms and restrurants having seating capacity of 30 or more persons and airports may create a separate smoking rooms as per the specifications and ventilation standards provided in rules. “多数の者が利用する施設”は、多数の者が訪れるすべての場所を総合的に指している（公会堂、病院の建物、鉄道の待合室、娯楽施設、レストラン、官公庁、裁判所の建物、教育機関、図書館、公的輸送機関、カフェテリア、バンケットホール、ディスコ、食堂、喫茶店、パブ、バー、空港ラウンジ、ショッピングセンター、映画館等）。ただし、30 部屋以上あるホテル、収容人数が 30 人以上のレストラン、空港には、換気装置付きで隔離されている等の管理基準に適合した喫煙室を設けることができる。
		● 公共交通機関での禁煙
		All public conveyance including railways. In addition sale of tobacco is banned in railways and its premises. 鉄道を含むすべての公共交通機関は、禁煙である。また、鉄道と鉄道施設内でのタバコの販売は、禁止されている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Public place includes all indoor workplaces, including private workplaces. 一般企業も含む屋内の職場等、多数の者が利用する施設は、禁煙である。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Regular communications are sent to the states to implement the smokefree Rules. Public advertisements are published from time to time in the leading national and regional dailies. The number of jurisdictions becoming smokefree has been increasing. Regular mass media campaign is being carried out under the National Tobacco Control programme to increase awareness against tobacco use and smokefree rules. Violations of anti-tobacco laws have been made part of monthly crime reporting by police authorities. 禁煙規制の実施のため、州への定期報告が実施されており、主要新聞と地方新聞に時折、公共広告が掲載されている。禁煙区域の数は増加している。国の禁煙プログラムに基づき、喫煙と受動喫煙防止法に関するマスメディアを使った啓発プログラムが定期的に行われている。受動喫煙防止法の違反は、警察当局によって毎月報告されている。 A series of advocacy workshops have been organised at state level to sensitise the key stakeholders on tobacco control laws.	

	受動喫煙防止法の主要な関係者の啓発を目的として、州規模で一連の支援ワークショップが行われた。 The orders of the various courts of law for implementation of the smokefree rules have been shared with all the states to strengthen implementation of the smokefree rules. 受動喫煙防止法施行のための様々な裁判所命令が、すべての州の間で共有された。 With the enforcement of smoke free rules in October 2008, a mechanism for monitoring of smoke free laws has been established. Various states have started conducting raids and challans by the dedicated staff for the violations related to ban on smoking in public places. There are also examples of cities, states, districts, villages going smokefree, all over the country. 2008 年 10 月の受動喫煙防止法施行にともない、受動喫煙防止法の監視機構が設立された。多数の者が利用する施設での禁煙規制違反に対応するため、多くの州が担当職員による強制捜査を行った。インドでは、禁煙を行った市、州、県、村の事例も多くある。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**
	Ministry of Health & FW has been advocating with the State Governments to make compliance to anti-tobacco laws a necessary condition for issue of licenses to eataries. 健康・家族福祉省は国と共に、受動喫煙防止法の遵守を飲食店向けの免許発行に必要な条件にすることを提唱している。

G20-5 韓国

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下のいずれかのような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	×はい	□いいえ
		● **行政命令**	×はい	□いいえ

資料 6

		● 自主協定	×はい	□いいえ	
		● その他（詳細：　）	×はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Non smoking areas in accordance with National Health Promotion has set the target facility. 国民健康増進法の禁煙エリアの対象となる施設が決定した。 For smoking in smoke-free areas, offenders will be fined up to KRW 100,000. 禁煙エリアで喫煙した者には、100,000 ウォン以下の罰金が科せられる。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Regulatory enforcement and crackdown is carried out by local government 地方自治体が、規制の実施と取締まりを行う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：託児施設）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両	□	□	×

資料 6

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	×
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	×
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The whole of the following facilities will be designated as smoking area. 以下の施設は施設全体が禁煙エリアに指定される。 - Government offices, public institutions, schools, health-care facilities, child nursing facilities, private institutes, office buildings, factories and multipurpose buildings, which are with a floor area of 1,000 m² and more. 1000㎡以上の床面積を持つ、官公庁、公共機関、学校、医療施設、保育施設、一般企業、オフィスビル、工場、多目的ビル。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The whole of the following facilities will be designated as smoking area. 以下の施設は施設全体が禁煙エリアに指定される。 - The public transport including lobbies, plaltforms and underground passagges in transportation facilities such as airports, ferries, railway stations, bus terminals, other types of transportation with more than 16 seats, children transport behicles 公共交通機関の施設内のロビー、プラットフォーム、地下通路。公共交通機関の施設には、空港、フェリー、鉄道駅、バスターミナル、その他の 16 席を超える公共交通機関、子どもを乗せる車両が含まれる。			

資料 6

		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		The whole of the following facilities will be designated as smoking area. 以下の施設は施設全体が禁煙エリアに指定される。 1. Youth activity center, library, children's play facilities ： 若者活動センター、図書館、子どもの遊戯施設 2. theaters with more than 300 seats, large stores ： 300席を超える劇場、大型店舗 3. underground shopping malls ： 地下のショッピングモール 4. tourist accommodations ： 宿泊施設 5. sports facilities whose capacity is more than 1,000 spectators. ： 収容人数が1,000人を超えるスポーツ施設 6. welfare facilities, public baths ： 福祉施設、公衆浴場 7. Game software suppliers targetting both youth and adults, internet computer game facilities and multimedia game content facilities. ： 若者や成人を対象としたゲームセンター、インターネットコンピューターゲームの娯楽施設、マルチメディアゲームの娯楽施設 8. Large restaurants, cafeteria and bakery, comic book stores. ： 大型レストラン、カフェテリア、ベーカリー、漫画書店
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	On 7 June 2011, the National Health Promotion Act was amended to introduce a comprehensive ban on smoking in public facilities, which came into effect from 8 Dec.2012. 2011年6月7日、国民健康増進法が改正され、多数の者が利用する施設での喫煙が総合的に禁止された。2012年8月に施行された。 In addition to the extension of non-smoking areas, it contains stricter rules concerning operation of public facilities and setting up of indoor smoking rooms. 禁煙エリアの拡大に加えて、多数の者が利用する施設と屋内の喫煙室の設置に関するさらに厳しい規則が含まれている。	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**	
	Under a comprehensive ban on smoking in public facilities, setting up of indoor smoking room is also allowed. 多数の者が利用する施設は全面的に禁煙だが、屋内に喫煙室を設けることは認められている。	

資料 6

G20-7　南アフリカ共和国

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		Individuals may be fined for smoking in non-smoking areas. 禁煙エリアで喫煙した者には罰金が科せられる。 Owners and managers of public places are responsible for ensuring that nobody smokis in nonsmoking areas and can be fined breaches of the law. 多数の者が利用する施設の所有者・管理者は禁煙エリアで喫煙する者がいないことを保証する責任があり、違反すると罰金が科せられる。 Environmental Health Practitioners monitor coplinace with the law. 環境衛生士が法の遵守を監視する。 Citizens can log complaints of establishments that d not comply with the law to the Tobacco or Health Information line 一般市民は法律違反の施設をタバコおよび健康情報ラインに通報できる。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：commercial child care or child tutoring facilities, even if in a private home 個人宅使用の場合も含む営利目的の託児施設、学習塾）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	×	□
		● その他 （詳細：motor vehicle when children under 12 years are passengers 12歳未満の子どもが同乗する自動車）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□

		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		All indoor workplaces are smokefree, however, currently smoking is allowed in designated areas which are no more than 25% of the public place, separately ventillated, physically isolated and signposted. すべての屋内の職場は禁煙だが、現状では喫煙室での喫煙が認められている。喫煙室は個別に換気・隔離されて標識があり、多数の者が利用する施設の面積の25%以下でなければならない。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Smoking is prohibited on public transport but trains can have smoking carriages 公共交通機関での喫煙は禁じられているが、電車には喫煙車両を設けることができる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		All indoor public places are smokefree, however, currently smoking is allowed in designated areas which are no more than 25% of the public place, separately ventillated, physically isolated and signposted. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべては禁煙だが、現状では、喫煙室での喫煙が認められている。喫煙室は個別に換気・隔離されて標識があり、多数の者が利用する施設の面積の25%以下でなければならない。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				

	The ban on smoking was extended to include partially covered public places and within a prescribed distance of an entrance to an enclosed public place. The Minister may also regulate smoking in selected outdoor areas where people congregate. Smoking is prohibited in motor vehicles when children under 12 years are passengers in the vehicle. Refer to Annex 1 – Tobacco Products Control Ammendment Act 2007. 禁煙の範囲は、部分的に屋根のある場所や、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）の出入り口から一定の距離内にまで拡大された。担当大臣により、人が集まる特定の屋外の場所についても喫煙が制限される可能性がある。12歳未満の子どもを乗せた自動車は、禁煙となった。添付資料1参照 – 改正タバコ製品規制法（2007年）

G20-8 トルコ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		100% smokefree law has been implemented in indoor workplaces, public transport and in indoor public places like bars, coffees and restaurants. 屋内の職場、公共交通機関、バー・カフェ・レストラン等の多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）を完全禁煙にする受動喫煙防止法が施行された。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		

資料 6

		Countrywide, in 81 provinces there are currently 2848 inspection teams who inspect and enforce the law when a violation takes place. 国内 81 県に現在 2,848 の検査チームがあり、 検査と法律違反の取り締まりを行っている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□

		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smokefree Law bans smoking in all indoor areas and on public transport, including in taxis and in hospitality venues.　As of 2011 total number of inspections in indoor workplaces is 148.745 受動喫煙防止法は、タクシー、飲食店を含むすべての屋内の場所での喫煙を禁止している。2011年現在、屋内の職場で行われた検査総数は、148.745件である。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		As of 2011, total number of inspections in public transport is 59.555. 2011年現在、公共交通機関で行われた検査総数は、59.555件である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		As of 2011, total number of inspections in public places like the hospitality venues ones is 1.119.060 2011年現在、飲食店のような多数の者が利用する施設で行われた検査総数は、1.119.060件である。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
3.2.2.9	このセクションで網羅されていない関連情報がある場合、以下の欄に記入。				
	Although it is free, smokers have decreased their smoking at 35% at home.　Moreover, a decline by 20% was determined in the applications to outpatient clinics due to asthma crisis and respiratory infections since the beginning of the full implementation of Smokefree Law until July 2010. 強制されたわけではないが、喫煙者の自宅内での喫煙が 35%減少した。さらに、2010 年 7 月の受動喫煙防止法の完全実施当初から、喘息の重責発作や呼吸器感染症による外来診療件数が 20%減少した。				

資料 6

Other-1　ニュージーランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking is banned in the enclosed areas of all workplaces, on all school grounds, in public transport, including buses and taxis, the indoor areas of restaurants, cafes and bars.　The provisions are set out in a 2003 anendment to the Smoke-free Environments Act 1990.　Many local authorities have no-smoking policies for parks, sports grounds, children's playgrounds and the like. 屋内空間にあるすべての職場、すべての学校の敷地内、バス・タクシーを含む公共交通機関、レストランの屋内部分、カフェ、バーで喫煙することは、禁じられている。1990年の禁煙環境法の改正は、2003年に実施された。多くの地方自治体は方針として公園、運動場、子どもの遊び場等を禁煙にしている。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		Smoke-free Officers attached to District Health Boards are located throughout the country.　They initiate investigations or receive complaints and investigate possible breaches of the Smoke-free Environments Act 1990, work to seek compliance or if appropriate prepare papers for prosecutions to be taken through through the Courts. 地区保健局の禁煙担当職員が全国に配備されている。担当職員は、調査や苦情の対応を行う。1990年の禁煙環境法への違反があれば捜査し、遵守するよう働きかけるか、必要であれば裁判に向けて資料を準備する。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

3.2.2.7		**完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。**
		● **屋内の職場での禁煙**
		The Smoke-free Environments Act 1990 requires all indoor workplaces to be smoke-free. There is a partial exemption for hospital care (mental health institutions) and for rest home where residents may be permitted to smoke in a dedicated smoking room which must be mechanically ventilated, and from which the escape of smoke is minimised (see section 6 of the Smoke-free Environments Act 1990). Prisons became smokefree in 2011. 1990年の禁煙環境法は、すべての屋内の職場での喫煙を禁止している。病院での看護施設（精神医療施設）、入居者が喫煙室での喫煙が認められている介護施設は、部分的に例外となっている。喫煙室には換気設備を設置して、漏出する煙を最小限に留めなければならない（1990年の禁煙環境法第6条を参照）。2011年から刑務所も禁煙となった。
		● **公共交通機関での禁煙**
		The Smoke-free Environments Act 1990 prohibits smoking in all passenger service vehicles, for example, buses, taxis 1990 年の禁煙環境法は、バスやタクシー等のすべての旅客輸送車両での喫煙を禁止している。
		● **多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙**
		The Smoke-free Environments Act 1990 prohibits smoking in certain public places including all school grounds at all times. 1990 年の禁煙環境法は、すべての学校の敷地を含む特定の多数の者が利用する施設での喫煙を、いかなるときも禁止している。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	New Zealand has been running mass media campaigns on the dangers of exposure to second-hand smoke. These campaigns have focused on smoke-free homes and smoke-free cars in recent years. ニュージーランドは、受動喫煙にさらされることの危険性についてマスメディアキャンペーンを行っている。近年のキャンペーンでは、家や車での禁煙について取り上げている。	

資料 6

Other-2　スペイン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	×はい	□いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Modificación de la Ley 28/2005 (Ley 42/2010): 法律2005年第28号を改正した法律2010年第42号が施行された。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□

		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：カジノ）	□	□	□

Other-3　ギリシャ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ

資料 6

		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		National law that prohibits smoking in all public places except casinos and night clubs more than 300 square meters 国法により、300 ㎡を超えるカジノ、ナイトクラブを除く、多数の者が利用するすべての施設での喫煙は禁じられている。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Penalties for violations are described in national law 違反への罰則は、国法に定められている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他	□	□	×

資料 6

		（詳細：casinos, night clubs more than 300 square meters **300** ㎡を超えるカジノ、ナイトクラブ）			
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：casinos, night clubs more than 300 square meters **300** ㎡を超えるカジノ、ナイトクラブ）	□	□	×
		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		● 公共交通機関での禁煙			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	A complete ban was implemented. The only exceptions are casinos and night clubs more than 300 square meters which have to pay a fee on an annual basis 完全禁煙が実施された。年会費のある300㎡を越えるカジノ・ナイトクラブのみ例外となっている。				

Other-4 ベルギー

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	□はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		

資料 6

		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Interdiction totale de fumer dans les lieux publics fermés sans exceptions. Seul un fumoir peut être installé sous certaines conditions très strictes (fermé, pas une zone de passage,extraction, 25% maximum de la surface du lieu, service interdit) 完全閉鎖の喫煙室で、一般の通行区域から離れた場所にあり、独立した排気装置を備え、かつ、そこで飲食や給仕は不可の場合にのみ許可される。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Le contrôle du respect de la législation est assuré en fonction des lieux par les services d'inspection du SPF Santé publique, de l'agence fédérale pour la sécurité de la chaine alimentaire ou du SPF Emploi. La police est compétente pour le contrôle de l'ensemble des lieux. 法律の施行は連邦公共衛生管理局（厚生省に相当）、食糧衛生管理連邦事務局、または、連邦雇用管理局（労働省に相当）の監査を受けた場所において保証される。警察はすべての場所の禁煙が遵守されていることを監視する責任がある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	□	□
		● 業務用車両 (タクシー、救急車、配達車)	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他(詳細:)	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など):			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他(詳細:カジノ)	□	□	×
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The ban is total but the employers can install a separated, ventilated and closed smoking room for smokers. Only smoking is allowed in this room. 完全禁煙であるが、雇用主は隔離・換気・密閉された喫煙室を設けることができる。喫煙は、喫煙室でのみ認められている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The ban is total. 完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)での禁煙			
		In bars where no food is served and in nigthclubs where a smoking zone can be			

		installed on 50 % on the surface.　食事の提供されないバー、ナイトクラブには面積の50%に喫煙ゾーンを設けることができる。 In casinos (gaming zone) there are no restrictions. カジノ(ゲームゾーン)には喫煙の制限がない。 In all other facilities (restaurants, cultural facilities,…) the ban is total with the possibility for the owner to install a separated, ventilated and closed smoking room for smokers.　Only smoking is allowed in this room. その他のすべての施設(レストラン、文化施設等)は完全禁煙であるが、所有者が隔離・換気・密閉された喫煙室を設けることができる。喫煙は、喫煙室でのみ認められている。
3.2.2.8	**条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	A new law have been implemented since January 2010.　It's stricter than the former one where it was still possible to smoke in bars where food was served.　The principle of the total smoking ban has been accepted and will be implemented on 1 July 2011.　See Annex 2 of this report. 新たな受動喫煙防止法が2010年1月に施行された。新法は、食事が提供されるバーでもまだ喫煙が可能だった旧法よりも、さらに厳しくなっている。完全禁煙の原則が認められ、2011年1月から施行される。添付資料2を参照。 The total ban without the exception of bars, nigthclubs and casinons will be implemented at the latest in July 2014 and at the shortest in January 2012.　A political decision is still to be taken. バー、ナイトクラブ、カジノの例外措置は遅くとも2014年7月に、早ければ2012年1月に廃止される。政治判断がまだ必要とされている。 In Flanders the general judicial framework was complemented with additional, stricter rules voor educational facilities (decree of 6/6/2008).　Smoking was banned on all school-related territory (inhouse and outhouse), not only for students and teachers, but also for parents and visitors.　Smoking is now also prohibited on educational trips. 教育機関にさらに厳しい条件を付け加えたことが、フランダースの司法業界全体から評価されている(2008年6月6日の法令)。生徒と教師だけでなく、親や訪問者も学校に関係するすべての場所で(屋内と屋外で)喫煙が禁止された。今では、社会見学でも喫煙が禁止されている。	

	A similar decree exists for the french community フランス共同体にも類似した法令がある。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**
	Annex 4 contains detailed information on the enforcement of the smoke-free legislation. 受動喫煙防止法の実施に関する詳細情報は添付資料 4 を参照。

Other-5　スロベニア

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	□はい	□いいえ
		● **行政命令**	□はい	□いいえ
		● **自主協定**	□はい	□いいえ
		● **その他の手段（詳細：　）**	□はい	□いいえ
3.2.2.3		**禁煙の実施手段の概要を記入。**		
		Act provides a total ban on smoking in all enclosed public places and workplaces, including bars and restaurants.　Smoking shall be still allowed: 受動喫煙防止法により、バーやレストランを含む多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてと職場での喫煙は、完全に禁止。以下の場所ではまだ喫煙が認められている。 - in areas specially designated for smokers at residential facilities and other accommodation providers, 住居やその他の宿泊施設で喫煙者専用に用意された場所。 - in senior citizens' homes and jails in areas not intended for common use, should smokers alone reside there, 老人ホームや刑務所内の共用でない場所で、喫煙者が一人で住んでいる場所。 - in areas specially designated for smokers in psychiatric hospitals and in areas		

		specially designated for smokers at other treatment providers for mental patients, 精神病院内や精神病患者向けの治療施設等で、喫煙者専用に用意された場所。 - in smoking rooms 喫煙専用室。 Public places pursuant to this act are those designed for activities in the fields of healthcare, childcare, education, social work, traffic, public transport, trade, catering and tourism, sport and recreation, and culture. 受動喫煙防止法にある多数の者が利用する施設とは、医療、児童保育、教育、社会福祉、運輸、公共交通、貿易、飲食や観光、スポーツやレクリエーション、文化等の活が行われる場所を指す。 Public places specified in the previous paragraph are specifically waiting rooms, conference rooms, cinema halls, theatres, health, childcare, education and social institutes, catering premises, shops, sports halls, means of public transport, lifts, cable cars, public toilets and other spaces where non-smokers are exposed to cigarette smoke against their will. Workplaces pursuant to this act means any closed area under the control of an employer where work and services are performed for the employer. 具体的には、待合室、会議室、映画館、劇場、医療施設、児童保育施設、教育施設、社会福祉施設、飲食施設、小売店、スポーツホール、公共交通機関、エレベーター、ケーブルカー、公衆トイレ等の、非喫煙者が自らの意思とは関係なくタバコの煙にさらされるような場所を指す。受動喫煙防止法の指す職場とは、雇用主が管理する場所で、雇用主のために労働が行われる場所のことである。 Any space with a roof where more than half of the area of the appurtenant walls is completely closed shall be deemed an enclosed public place or work premises. Smoking shall also be prohibited in areas that pursuant to this act are not deemed enclosed spaces, if they are part of the appurtenant functional land of areas where childcare and education are provided. 屋根があり半分を超える面積が壁で囲まれた場所は、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）または職場とみなされる。屋内とみなされない場所であっても、児童保育施設や教育施設に付随した場所では、法の下で喫煙が禁じられている。 A smoking room is an enclosed area that is physically separate from other

		enclosed areas, and is specially regulated exclusively for smoking, with service not allowed in the space. Food and beverages also may not be consumed in the smoking room. 喫煙室は、他の屋内の場所から隔離・密閉されて設置される。喫煙室は喫煙専用のため、中では接客も飲食も行われない。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい		□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Supervision of the implementation of the law shall be conducted by the Health Inspectorate of the Republic of Slovenia, the Labour Inspectorate of the Republic of Slovenia, the Market Inspectorate of the Republic of Slovenia, and the Customs Administration of the Republic of Slovenia. 受動喫煙防止法の施行・取り締まりは、スロベニア共和国の衛生監督局、労働監督局、市場監督局、関税局が行う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細: Smoking shall also be prohibited in areas that are not deemed enclosed places, if they are part of the appurtenant functional land of areas where childcare and education are provided. 屋内とみなされない場所であっても、児童保育施設や教育施設に付随した場所では、喫煙が禁じられている。）	×	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□

		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細: Public places are those designed for activities in the fields of healthcare, childcare, education, social work, traffic, public transport, trade, catering and tourism, sport and recreation, and culture. 医療、児童保育、教育、社会福祉、輸送、公共交通、貿易、飲食や観光、スポーツやレクリエーション、文化等の活動が行われる多数の者が利用する施設）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		On 5 August 2007 the Act Amending the Restriction of the Use of Tobacco Products Act entered into force in Slovenia, prohibiting smoking in all enclosed workplaces. すべての屋内の職場での喫煙を禁止する受動喫煙防止法（改正喫煙規制法）が、2007年8月5日にスロベニアで施行された。			

		Workplace pursuant to this act means any closed area under the control of an employer where work and services are performed for the employer. The principal goal of the act is total protection of the employees in all occupational groups against the exposure to harmful effects of the tobacco smoke at the workplace. 受動喫煙防止法の指す職場とは、雇用主が管理する屋内の場所で、雇用主のために労働や業務が行われる場所のことである。受動喫煙防止法の主な目的は、すべての職業の労働者を職場内で有害な受動喫煙から保護することである。 The Act allows smoking only in separate smoking rooms of the accommodation facilities and other facilities that provide overnight stays, in the residential rooms of the old people's homes and in prisons, in separate smoking rooms of the psychiatric hospitals and in the rooms designed specially for smoking- the so called smoking rooms. It is not allowed to bring or serve food and drinks inside smoking rooms and they can comprise no more than 20% of the total area of the public or workplace. Smoking rooms are not allowed in places to which total ban of smoking has applied so far, i.e. healthcare and educational institutions. 受動喫煙防止法は、宿泊施設等の中にある喫煙室、老人ホームや刑務所内の居住用の個室、精神病院内の隔離された喫煙室、喫煙専用に設置された喫煙室の中でのみ、喫煙を許可している。喫煙室内に飲食物を持ち込んだり、提供したりすることは禁止されている。喫煙室の面積は多数の者が利用する施設・職場の面積の20%を超えてはならない。完全禁煙が適用されている場所に、喫煙室を設けることは認められていない。 例:医療機関、教育機関。 Smoking rooms must meet the following conditions: - the space must be regulated so that air contaminated with tobacco smoke cannot flow freely from it into other spaces, - the space may not be designed for passage into other areas, and may not exceed more than 20% of the total surface area of the public space and/or work premises, - the space must be designed exclusively for smoking, with service not allowed in the space, - food and beverages may not be consumed in the space. 喫煙室には以下の条件が課されている。 - タバコの煙に汚染された空気が他の空間に漏出しないように管理されてい

		なければならない。他の場所に通じる通路に設置してはならない。多数の者が利用する施設・職場の面積の20%を超えてはならない。 - 喫煙のみの目的で使用され、いかなる業務も行われない。 - 飲食は禁止。 We have very strict Rules on the conditions which must be fulfilled by smoking rooms. 喫煙室にはたいへん厳しい条件が課されている。
		● 公共交通機関での禁煙
		The Act Amending the Restriction of the Use of Tobacco Products Act bans smoking in all means of public transport. 受動喫煙防止法（改正喫煙規制法）はすべての公共交通機関での喫煙を禁止している。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		On 5 August 2007 the Act Amending the Restriction of the Use of Tobacco Products Act entered into force in Slovenia, prohibiting smoking in all public places, including bars and restaurants. バー・レストランを含む、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてにおいて喫煙を禁止する受動喫煙防止法（改正喫煙規制法）が2007年8月5日にスロベニアで施行された。 Public places pursuant to this act are those designed for activities in the fields of healthcare, childcare, education, social work, traffic, public transport, trade, catering and tourism, sport and recreation, and culture. Public places specified in the previous paragraph are specifically waiting rooms, conference rooms, cinema halls, theatres, health, childcare, education and social institutes, catering premises, shops, sports halls, means of public transport, lifts, cable cars, public toilets and other spaces where non-smokers are exposed to cigarette smoke against their will. 受動喫煙防止法の対象となる多数の者が利用する施設とは、医療、児童保育、教育、社会福祉、運輸、貿易、飲食や観光、スポーツやレクリエーション、文化等の活動が行われる場所である。具体的には、待合室、会議室、映画館、劇場、医療施設、児童保育施設、教育施設、社会福祉施設、飲食施設、小売店、スポーツホール、公共交通機関、エレベーター、ケーブルカー、公衆トイレ等で非喫煙者が自らの意思とは関係なくタバコの煙にさらされるような場所を指す。 The Act allows smoking only in separate smoking rooms of the accommodation facilities and other facilities that provide overnight stays, in the residential rooms

		of the old people's homes and in prisons, in separate smoking rooms of the psychiatric hospitals and in the rooms designed specially for smoking- the so called smoking rooms. It is not allowed to bring or serve food and drinks inside smoking rooms and they can comprise no more than 20% of the total area of the public or workplace. Smoking rooms are not allowed in places to which total ban of smoking has applied so far, i.e. healthcare and educational institutions. 受動喫煙防止法は、宿泊施設等の中にある喫煙室、老人ホームや刑務所内の居住用の個室、精神病院内の隔離された喫煙室、喫煙専用に設置された喫煙室の中でのみ、喫煙を許可している。喫煙室内に飲食物を持ち込んだり、提供したりすることは禁じられている。喫煙室は多数の者が利用する施設・職場面積の20%を超えてはならない。完全禁煙が適用されている場所に、喫煙室を設けることは認められていない。 例:医療機関、教育機関 Smoking rooms must meet the following conditions: - the space must be regulated so that air contaminated with tobacco smoke cannot flow freely from it into other spaces, - the space may not be designed for passage into other areas, and may not exceed more than 20% of the total surface area of the public space and/or work premises, - the space must be designed exclusively for smoking, with service not allowed in the space, - food and beverages may not be consumed in the space. 喫煙室には以下の条件が課されている: - タバコの煙に汚染された空気が他の空間に漏出しないように管理されていなければならない。 - 他の場所に通じる通路に設置してはならない。多数の者が利用する施設・職場の面積の20%を超えてはならない。 - 喫煙のみの目的で使用され、いかなる業務も行われない。 - 飲食は禁止。 We have very strict Rules on the conditions which must be fulfilled by smoking rooms. 喫煙室にはたいへん厳しい条件が課されている。
	条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	

資料 6

Other-6　スロバキア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	×はい	□いいえ	
		● 行政命令	□はい	□いいえ	
		● 自主協定	□はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	□	□
		● 業務用車両 (タクシー、救急車、配達車)	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他(詳細:)	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など):			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他(詳細:)	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		We have approved total ban of smoking in public places with exception bars, nightclubs and restaurants 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)の完全禁煙が認められた。バー、ナイトクラブ、レストランは、禁煙の対象外となっている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Total ban of moking covers all public transport vehicles 公共交通機関の車両は、すべて完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)での禁煙			

		Smoking in indoor public places is covered by national law on protection of non-smokers from 2004 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙は、2004 年から非喫煙者保護法（国法）により規制されている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	We haven´t still approved tha law of non-smokers where is established total ban of smoking in restaurants and bars. レストラン・バーを完全禁煙にする非喫煙者（保護）法は、未だ認可されていない。	

Other-8　アイルランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Section 47 of the Public Health Tobacco Act 2002 as amended provides for the prohibition of smoking in a specified placed which is defined as 2002年、公衆衛生タバコ法第47条が改正され、以下の場所での喫煙が禁止された。 (a) a place of work：すべての職場 (b) an aircraft, train, ship or other vessel, public service vehicle, or a vehicle used for the carriage of members of the public for reward other than a public service vehicle, insofar as it is a place of work, 　職場としての飛行機、電車、船・その他の船舶、公用車および公用車以外の		

		営利目的で多数の者を輸送する車両 (c) a health premises, insofar as it is a place of work：職場としての医療施設。 (d) a hospital that is not a health premises, insofar as it is a place of work： 医療施設以外の職場としての病院 (e) a school or college, insofar as it is a place of work： 職場としての学校、大学 (f) a building to which the public has access, either as of right or with the permission of the owner or occupier of the building, and which belongs to, or is in the occupation of—： 多数の者が訪れる建物で、建物所有者・占有者の正式な許可の下で、所属したり、以下の業務で使用したりする建物 (i) the State：国 (ii) a Minister of the Government：政府の省庁 (iii) the Commissioners of Public Works in Ireland： アイルランド公共事業委員会 (iv) a body established by or under an Act of the Oireachtas, insofar as it is a place of work：アイルランド議会で制定される法に基づいて・準じて設立された、職場としての組織。 (g) a cinema, theatre, concert hall or other place normally used for indoor public entertainment, insofar as it is a place of work： 職場としての映画館、劇場、コンサートホール、多数の者の娯楽として普段利用されるその他の屋内施設 (h) a licensed premises, insofar as it is a place of work, or 認可された、職場としての施設 (i) a registered club, insofar as it is a place of work. 登録された、職場としてのクラブ。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Section 48 of the Public Health Tobacco Acts as amended provides for the appointment of, and sets out the powers of the Authorised Officers who are charged with the enforcemnet of the Tobacco legislation. Sections 50 the Public Health Tobacco Acts as amended sets out the conditions for the taking of samples by the authorised officers in realtion to enforcement of the legislation. 公衆衛生タバコ法第 48 条は、職員を選任し権限を与え、職員が法の取り締まりを行えるよう改定された。公衆衛生タバコ法第 50 条は、取り締まりを目的として改定され、担当職員がサンプル調査を行う条件が定められた。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			

		● 屋内の職場での禁煙
		Smoking is prohibited in Ireland in all workplaces since 2004. アイルランドでは、2004年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Smoking is prohibited in all workplaces since 2004. アイルランドでは、2004 年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Smoking is prohobited in all workplaces since 2004. アイルランドでは、2004 年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Smoking in all workplaces has been prohibited in Ireland since 2004. アイルランドでは、2004 年よりすべての職場で喫煙が禁じられている。	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がありましたら、以下の欄に記入。**	
	Smoke-free workplace legislation continues to enjoy strong public support and high levels of compliance. Active enforcement by Environmental Health Officers (EHOs) from the Health Service Executive (HSE), through the National Tobacco Control Inspection Programme, is critical to maintaining these compliance levels. 職場での禁煙に関する法律は国民からの高い支持を得ており、高い遵守率を誇っている。国家タバコ規制検査プログラムを通して派遣される、健康福祉庁(HSE)の環境保健担当官(EHOs) による取り締まりが、このような高い遵守率に貢献している。 In 2009, 25 cases taken for non-compliance with smoke-free workplace legislation, 18 of which were in respect of licensed premises. 2009年には、職場での禁煙に関する法律への違反が、25件確認された。そのうち18件は認可された施設で起こった。 In 2008, 25,350 smoke-free workplace inspections were conducted by Environmental Health Officers (EHOs). Of these: 2008 年、25,350 件の職場の遵守状況の立ち入り検査が、環境保健担当官（EHOs）により実施された。結果は以下の通り。 • 97% of workplaces inspected compliant with Section 47 of the Public Health Tobacco) Acts, 2002 and 2004： 立ち入り検査を行った職場のうち、97%は公衆衛生タバコ法第47条2002, 2004を遵守	

	していた。 • 24 cases taken for non-compliance with smoke-free workplace legislation, 17 of which were in respect of licensed premises; 24件の法律違反が確認されたが、そのうち17件は認可された施設で起きた。 Link to the legislation 法律へのリンク: http://www.oireachtas.ie/documents/bills28/acts/2004/A0604.pdf . Section 17 of this law (amending section 48 of the 2002 Public Health (Tobacco) Act) refers to enforcement of smoke-free measures. 法律第 17 条(2002 年改正の公衆衛生(タバコ)法第 48 条)にて禁煙の実施手段が述べられている。

Other-9 オランダ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段(詳細:)	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		1990: No more smoking in for example schools, hospitals, libraries, etc. モデル校、病院、図書館等が禁煙となる。 2002: Warning signs on packets of cigarettes, fine cut tobacco, sigars and pipe tobacco: タバコ、刻みタバコ、葉巻、パイプ用タバコの包装に警告が表示される。 2002: no more smoking on planes : 飛行機内が全面禁煙となる。 2003: no more selling of tobacco to under 16 year olds.		

		16歳以下の者にタバコを販売することが禁止される。 2003: ban on advertisement for tobacco products: タバコ製品の広告が禁止される。 2004: ban on smoking at the workplace:職場内が禁煙となる。 2004: ban on smoking in public transport:公共交通機関内が禁煙となる。 2008: ban on smoking in restaurants, café's, sport clubs and shopping malls. レストラン、カフェ、スポーツクラブ、ショッピングセンターが禁煙となる。 2011: exception of smoking ban for small café's: 小規模のカフェは禁煙の対象外となる。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		The Food and Consumer Safety Authority (NVWA) oversees compliance with the above measures. 食品消費者商品安全機関(NVWA)は上記事項が遵守されているかを監視。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	□	×
		● その他(詳細:　)	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	□	□
		● 業務用車両	×	□	□

資料 6

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		2004: ban of smoking at the workplace：職場内が禁煙となる。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		2004: ban of smoking in public transport：公共交通機関内が禁煙となる。 2002: ban of smoking in airplanes：飛行機内が禁煙となる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		2008: ban on smoking in restaurants, café's, sport clubs and shopping malls. レストラン、カフェ、スポーツクラブ、ショッピングセンターが禁煙となる。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	In 2011 small pubs, <70m2 were exempted from the smoking ban. 2011年に70㎡以下の小規模のパブは、禁煙の対象外となった。 The government felt that the smoking ban in all bars led to an unlevel playing field: small businesses (bars) were hard hit proportionally. Therefore, an exception was made for the small entrepreneurs.				

	(バー等の)小企業が禁煙規制の打撃を受けたことで、政府はすべてのバーを禁煙にすることは不公平であると考えた。そのため(バー等の)小企業は規制の対象外となった。

Other-10　マルタ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段(詳細:　)	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Please see 2007 report and Annex 5:　2007年レポートの添付資料5を参照。 14. (1) No person shall smoke any cigarette, cigar, tobacco or tobacco product on any public transport, in any cinema, theatre, hospital, clinic or other health institution, or in any television studio in any debate, discussion or other programme broadcast locally for public viewing whether live or pre-recorded; or in any other place or establishment or part thereof as the Minister may from time to time prescribe; nor shall any person smoke any such item in any classroom, corridor, yard or appurtenance of a school, day home or similar premises used by children under eighteen years of age. シガレット、葉巻、タバコ、タバコ製品を公共交通機関、映画館、劇場、病院、医院や医療機関、生放送・録画を問わずディベート、ディスカッションやその他の番組等の地域放送を撮影するテレビスタジオ内で喫煙してはらない。また、その他の場所や施設、大臣が随時指定する場所も禁煙である。18歳未満の子どもが使用する学校やデイホーム等の教室、廊下、校庭、付随する施設でも喫煙してはならない。 For the purposes of this subsection "school" includes a kindergarten, nursery school or similar premises.		

		この款でいう「学校」には、幼稚園、保育園、それに類似した施設が含まれる。 (2) It shall be the duty of the person in charge of any premises mentioned in subarticle (1), and of the driver and conductor of any public transport, to ensure that an appropriate sign or notice is put up in a prominent place or places as the case may require, so as to attract attention that smoking is prohibited, and it shall also be the duty of any such person to ensure that no smoking takes place on the premises or public transport, as the case may be. (2) 款(1)で挙げた施設の管理者、公共交通機関の運転士・操縦士の義務として、適切な標識や案内を目立つ場所または必要な場所に必ず掲示しなければならない。標識等を掲示するのは、禁煙であることや、禁煙規制を遵守させることが施設管理者や公共交通機関等の運転士・操縦士の義務であることを認知してもらうためである。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	□	□
		● フェリー	□	□	□

		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他 （詳細：food premises　飲食施設）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Legislation - Smoking in Premises Open to the Public Regulations (L.N. 414 of 2004) (Revoked by L.N. 23 of 2010) Smoking in Public Places Regulations, 2010 (L.N. 23 of 2010) https://ehealth.gov.mt/HealthPortal/public_health/environmental-health/legislation/legislation.aspx 法律－ 多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2004 年 L.N. 414）（2010 年 L.N. 23 により無効）2010 年　多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2010 年 L.N. 23）　詳しくは、上記 URL を参照。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Tobacco (Smoking Control) Act, (Cap 315) Article 14. ACT XLII of 1986, as amended by Act IX of 2003; and Legal Notice 424 of 2007Legislation--https://ehealth.gov.mt/HealthPortal/public_health/environmental-health/legislation/legislation.aspx- 受動喫煙防止法（Cap 315）第14条　1986年　法律XLII（2003年改正　法律IXに			

		より改正） 2007年の法律　法的通知第424番　　詳しくは、上記URLを参照。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Legislation - Smoking in Premises Open to the Public Regulations (L.N. 414 of 2004) (Revoked by L.N. 23 of 2010) Smoking in Public Places Regulations, 2010 (L.N. 23 of 2010) https://ehealth.gov.mt/HealthPortal/public_health/environmental-health/legislation/legislation.aspx- 法律 – 多数の者が利用する施設における喫煙規制（2014 年 L.N. 414）（2010 年 L.N. 23 により無効）2010 年　多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2010 年 L.N. 23）　詳しくは、上記 URL を参照。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Protection from exposure to tobacco smoke in indoor public places. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）における、受動喫煙からの保護対策が行われるようになった。 Smoking in Premises Open to the Public Regulations (L.N. 414 of 2004) (Revoked by L.N. 23 of 2010). Smoking in Public Places Regulations, 2010 (L.N. 23 of 2010) 立法 – 多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2014 年 L.N. 414）（2010 年 L.N. 23 により無効）。2010 年　多数の者が利用する施設における喫煙規制法（2010 年 L.N. 23）	

Other-11　ハンガリー

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ

		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking bans have been significantly aggravated with the adoption of Act XLI. of 2011 on the amendment of Act XLII of 1999 on the Protection of Non-Smokers and Certain Regulations on the Consumption and Distribution of Tobacco Products on 26th April 2011 with an effect from 1st January 2012. 非喫煙者の保護およびタバコ製品の消費・供給一定規制に関する1999年XLII法を改正した、2011年XLI法（2012年1月1日施行）を2011年4月26日に採択したことにより、ハンガリーの禁煙政策は難航している。 Apart for areas designated for smoking, no smoking is permitted in rooms of public institutions that are open to the public, on means of public transport, at work places, in the following areas qualifying as public area: underpasses open to passenger traffic and in other connection spaces of public passageways with closed air spaces, in playgrounds in public places and within 5 metres of the external borderlines of playgrounds, in the areas of railway operation facilities in place for the provision of public railway services and in the accessories of the railway track that are open to the public, in the stops and stations constructed or designted to passengers boarding or alighting from the means of public transport, in waiting areas or rooms, and within a distance of 5 metres of the external borderlines of outdoor stops or waiting areas, providing, that if the external borderline of the area under smoking restriction cannot be unambiguously determined, then smoking is prohibited within a 5 meter range of the board or other sign designating the stop or waiting area.　No smoking area may be designated in public institutions, in rooms of closed air spaces, in work places, in rooms of closed air spaces, in means of public transport in local public transport services, on trains in local railway services, on buses/coaches in domestic intercity public transport services based on service schedules as well as on passenger trains in scheduled railway services.　No smoking area may be designated even in open air spaces in public education institutions, in child welfare and child protection institutions, in the premises of health service. Smoking area may also be designated in a closed air space for detainees held in penitentiary institutions and prisons (including those with mental disorders), for psychiatric patients in psychiatric institutions, at workplaces where the corrected effective temparature is over 24C° and -with certain conditions- at workplaces and establishments with increased risk or risk of fire and explosion and risk of fire.　Cigar rooms of hotels already operating at the time of the coming into		

		effect of the Act could also apply for derogation. At workplaces that the employer did not declare smoke-free, az open air smoking area shall be designated. The smoking ban also applies in case of apartment houses in enclosed rooms of common use unless at least four fifth of the owners decide otherwise. 多数の者に公開された施設、公共交通機関、職場、以下の多数の者が利用する施設に位置づけられる場所では、喫煙エリア以外の場所では禁煙である。多数の者が利用する施設に位置づけられる場所には、旅客交通に続いている地下道、その他の通路等の屋内空間、多数の者が利用する施設にある遊び場とその境界から周囲5m以内、多数の者が利用する公共鉄道サービス用地内にある鉄道運営施設、多数の者が利用する線路等の付随施設、公共交通機関からの乗客の乗降車用に建設または指定された停留所や駅、待合所、屋外の停留所・待合所から周囲5m以内の場所等の公共鉄道設備がある。禁煙エリアの境界があいまいな場合は、車両の乗降口や、駅の標識、停留所・待合所等から5m周囲以内は禁煙とする。 官公庁、屋内の空間、職場、部屋の中、地域の公共交通サービス内を運行する公共交通機関、地域鉄道サービスの電車内、スケジュールに沿って運行されるバス・都市間を結ぶ長距離バス・電車内には、喫煙エリアを作ることはできない。公共教育機関、児童福祉・保護施設、医療サービスを行う敷地内には、屋外であっても喫煙エリアを設けることはできない。 拘留施設・刑務所（精神障害者向け施設を含む）、精神神経科患者向けの施設、調節された気温が24度を上回る一定の条件下にあり、大きな危険因子や爆発・火災の危険がある職場や施設は、屋内であっても喫煙エリアを設けることができる。すでに法が施行される前から営業しているホテル内のシガールームも、規制対象から除外される。雇用主が敷地内全面禁煙としていない職場では、屋外に喫煙エリアが設置される。共同住宅の多数の者が利用する屋内の場所は、少なくとも5分の4以上の住民が喫煙を選択しない限り、禁煙が適用される。 **As to regulations on a subnational level 地方規模の規制に関して：** Local governments can issue regulations on smoking in open public areas, like imposing smoking ban in a larger area around certains types of insitutions (schools, kindergartens, health establishments). 地方政府は屋外の多数の者が利用する施設で、喫煙を禁止することができる。例えば、特定の種類の施設（学校、幼稚園、医療施設）の周囲の比較的大きなエリアで喫煙を禁じる等。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		

		Compliance with the provisions on smoking bans is controlled by the health authority which shall impose a health protection fine in the case of violations of those provisions, on the infringing natural or legal person or organisation without legal personality. 禁煙政策の運営・取り締まりは保健所が行う。規定に違反した者、法人、法人以外の組織には、健康保障違反の罰金が科せられる。 **The amount of the health care penalty 健康保障違反の罰金** a) in the event of any breach of the prohibitions or restrictions with regard to smoking is between 20 000 and 50 000 forints; 喫煙の禁止や規制への違反には20 000 から 50 000フォリントの罰金が科せられる。 b) in the event of failure to fulfil or to properly fulfil the obligation regarding designation of smoking areas and prohibitions on smoking, or any infringement of the supervisory obligation with regard to the enforcement of prohibitions and restrictions concerning smoking and the distribution of tobacco products: ba) is between 100 000 and 250 000 forints if imposed upon the person held liable to fulfill these obligation, or bb) between 1 000 000 and 2 500 000 forints if imposed upon an institution, organization, operator or business association. 喫煙エリアの指定や喫煙の禁止に関する義務を果たさない、もしくは適切に果たさない場合、また、喫煙とタバコの販売禁止や規制の監督義務を果たさない場合、義務を課せられた者に100 000 から 250 000フォリントの罰金 または施設、組織、経営者、商業団体に1 000 000 から 2 500 000フォリントの罰金。 If someone experiences a breach of the smoking bans, he/she can make complaint at the health authority. 違反を発見した者は、保健所に通報することができる。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細: ）	□	□	□
		公共交通機関:			

		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		There is no possibility to designate areas for smoking in work places except for workplaces where the corrected effective temparature is over 24C° and -with certain conditions- at workplaces and establishments with increased risk or risk of fire and explosion and risk of fire. 職場内には喫煙エリアを設けてはならない。しかし、調節された気温が24℃を上回る一定の状況下にあり、大きな危険因子や爆発・火災の危険等がある職場の場合は例外となる。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		There is no possibility to designate areas for smoking in means of public transport in local public transport services, on trains in local railway services, on buses/coaches in domestic intercity public transport services based on service schedules as well as on passenger trains in scheduled railway services.			

		地域の公共交通機関、地域鉄道の車両内、時刻表により運行している国内・市内のバス・長距離バス、旅客列車内に喫煙エリアを設けてはならない。 The same rule applies for areas of railway operation facilities in place for the provision of public railway services and in the accessories of the railway track that are open to the public, in the stops and stations constructed or designted to passengers boarding or alighting from the means of public transport, in waiting areas or rooms, and within a distance of 5 metres of the external borderlines of outdoor stops or waiting areas. 多数の者が利用する公共鉄道サービス用地内にある鉄道運営施設と付随施設（線路）、公共交通機関の乗客の乗り降り用に建設または指定された停留所や駅、待合所、待合室、屋外の停留所・待合所から5m以内の場所も同様となる。 In case of other means of public transport in service in the public transport system or in private transport services, decision on the designation of smoking areas shall be made by the operator of the service. その他の運行している公共交通機関、一般輸送サービスでは、運営者が喫煙エリアを決定する。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		There is no possibility to designate smoking areas in public institutions, in rooms of closed air spaces. No smoking area may be designated even in open air spaces in public education institutions, in child welfare and child protection institutions, in the premises of health service providers. Smoking area may also be designated in a closed air space for detainees held in penitentiary institutions and prisons, for psychiatric patients in psychiatric institutions. 官公庁の屋内施設に喫煙エリアを作ってはならない。公共教育機関、児童保育・福祉施設、医療サービスを提供する施設には、屋外であっても喫煙エリアを作ってはならない。拘留施設・刑務所、精神神経科患者向けの施設は、屋内であっても喫煙エリアを設けることができる。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	The Hungarian Parliament adopted Act XLI. of 2011 on the amendmentof Act XLII of 1999 on the Protection of Non-Smokers and Certain Regulations on the Consumption and Distribution of Tobacco Products on 26th April 2011. Most of the amendments had come into force on 1st January 2012. The text of the Act is attached to this report. 2011年4月26日にハンガリーの国民議会は非喫煙者の保護およびタバコ製品の消費・供給規制に関する1999年XLII法を改正した2011年XLI法を採択した。ほとんどの法改	

	正は2012年1月から施行された。法の本文は本レポートの添付資料となっている。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**
	According to the amendment (entered into force on the 1st of January 2012) of the decree no. 6/1996 of the Minister of Justice on rules applicable for the execution of pre-trial detention and imprisonment, in penal institutions smoker and non-smoker convicted persons shoud be placed separately. （2012年1月に施行された）法改正である、法務大臣令第6/1996番（審理前拘留と投獄についての規定）により、刑務所内で受刑する喫煙者と非喫煙者は分けて収容されるべきだとされた。 According to the decree mentioned above the convicted person should inform the penal institution in writing about his/her smoking habits at the beginning of the execution of his/her sentence and later in order to place him/her in a smoking or a non-smoking living area or cell. The longest period between the opportunities to inform the penal institution should not be longer than 3 months. When the convicted person informs the penal institution about the change of his/her smoking habits, his/her placement should be changed for the request of such person. When the convicted person should be placed into a non-smoking area because of sanitary reasons, the penal institution should change his/her placement immediately. 上記の法令では、有罪判決を受けた者は判決が執行される当初に、刑務所に書面で喫煙習慣を申告し、それから喫煙・非喫煙の房に収容されるべきだとしている。刑務所への申告は、3ヵ月以内に行われるべきである。有罪判決を受けた者の喫煙習慣が変わった際には、喫煙・禁煙房のどちらか希望する方へ移ることができる。衛生上の理由で有罪判決を受けた者を禁煙房に入れた方が良い場合は、刑務所はそれを直ちに実行しなければならない。

Other-12 ポルトガル

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	×はい	□いいえ

資料 6

		● 行政命令	□はい	□いいえ	
		● 自主協定	□はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Please see 2011 Report and Annex 1：　2011年レポート添付資料1を参照。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	×	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		complete ban, but a smoking room (with ventilation) can be allowed 完全禁煙であるが、（換気装置付きの）喫煙室の設置が認められている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		complete ban 完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		complete ban, but a smoking room (with ventilation) can be allowed 完全禁煙であるが、（換気装置付きの）喫煙室の設置が認められている。			
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	The 2007 Smoke Free Act, more restrictive regarding smoking inside public places and transports, entered into force on 1 January 2008. 多数の者が利用する施設と公共交通機関内での喫煙をさらに厳しく規制した、「2007年受動喫煙防止法」が2008年1月に施行された。 The overall accomplishment is good. Smoke free regulations in bars, pubs and other nightclubs are less well accomplished. 全体的な成果は上がっている。しかし、バー、パブ、ナイトクラブ等での喫煙規制は、あまり成果が上がっていない。 The text of the law is provided in Annex 1.				

	受動喫煙防止法の本文は、添付資料 1 を参照。
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**
	Smoking is not allowed in health services, with exceptions for psychiatric services and drug and alcohol treatment services, where a properly ventilated smoking room can be set up. 医療サービス機関での喫煙は認められていないが、例外として精神科、麻薬・アルコール依存症治療サービス機関では、適切な換気装置付きの喫煙室を設けることができる。

Other-13 オーストリア

3.2.2	8.2	**受動喫煙からの保護対策について**		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		**多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● **国法**	×はい	□いいえ
		● **州法**	×はい	□いいえ
		● **行政命令**	×はい	□いいえ
		● **自主協定**	×はい	□いいえ
		● **その他の手段（詳細： ）**	□はい	□いいえ
3.2.2.3		**禁煙の実施手段の概要を記入。**		
		12 and 13 of the ("Tabakgesetz", Federal Law gazette no. 431/1995 idgF) for indoor public places (incl. offices and office buildings that can be accessed by clients), public transport タバコ法第12条・第13条、連邦法公報番号431/1995 idgF）は、（客が訪れる職場とオフィスビルを含む）多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、公共交通機関に対応している。 30 of the Austrian law on health and safety at work act ("Arbeitnehmerschutzgesetz", Federal law gazette No. 450/1994 idgF), 30 of the Austrian OSH regulations for public servants "Bundesbedienstetenschutzgesetz", Federal Law gazette No. 70/1999 idgF) and 88 h of the farm labour act ("Landarbeitergesetz", Federal law gazette no. 287/1984 idgF) for indoor		

		workplaces オーストリア労働安全衛生法第30条、連邦法公報番号450/1994 idgF、オーストリアOSH規定第30条、連邦法公報番号 70/1999 idgFは公務員を対象とし、農業労働法第88条、連邦法公報番号 287/1984 idgFは屋内の職場が対象。 Voluntary agreements going beyond the legal requirements for protection from tobacco smoke at the workplace can be found in many companies (mainly based on 97 Abs. 1 Z 1 "Arbeitsverfassungs-gesetz", Federal law gazette Nr. 22/1974 idgF). 職場での受動喫煙防止のために、法的に要求されている以上の対策を盛り込んだ自主協定を作る企業も多い（連邦法公報番号 22/1974 idgFに基づく)。 Some municipalities have introduced smoking bans on playgrounds/ outdoor public places on the basis of administrative/executice orders 市区町村によっては、行政命令として公園の遊び場・多数の者が利用する屋外施設での禁煙を実施している。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		14 of the Austrian tobacco act provides for the possibility to impose fines on smokers and tenants of public indoor places (including workplaces accessible to the public); the district administration authorities are competent for prosecuting violations of the tobacco act. The provisions of the Austrian law on health and safety at work act are controlled by specific inspectors ("Arbeitsinspektoren") on a regular basis and fines can be imposed if provisions for the protection of workers are violated. If there are sever threats to workers' health and safety an establishment can even be closed down. オーストリアタバコ法第14条は、喫煙した者と多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など。一般に公開された職場を含む）の店舗に罰金を科す可能性について定めている。地方自治体は、タバコ法違反を起訴することができる。オーストリア労働安全衛生法の規定は、専門の査察官が定期的に検査・取り締りを行って施行されている。もし労働者保護規定に違反した場合は、罰金を科せられることがある。労働者の安全衛生に重大な脅威をもたらすような団体は、閉鎖されることもある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			

		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		According to § 30 of the Austrian law on health and safety at work act as well as			

		§ 30 OSH regulations for public servants and § 88h farm labour act to the extent permitted by the type of operation, non-smokers must be protected against the effects of tobacco smoke. Smoking is banned if smokers and non-smokers have to work in the same office-rooms or similar work rooms. Smoking is banned in sanitary or changing rooms. In common- and standby rooms non-smokers must be protected by technical or organized measures against the effects of tobacco smoke. オーストリア労働安全衛生法第30条、ならびに公務員対象OSH規定第30条、農業労働法第88h条により、業務上の許容範囲内において、非喫煙者は受動喫煙から保護されなければならない。喫煙者と非喫煙者が同じオフィスや、それに類似した仕事部屋で共に働かなければならない場合は、禁煙となる。トイレや更衣室での喫煙は、禁じられている。共用や待機用の部屋では、非喫煙者は技術的・組織的な方法で受動喫煙から保護されなければならない。
		● 公共交通機関での禁煙
		Means of public transport are covered by a complete smoking ban according to § 13 iVm § 1 (1) Z 1 of the Austrian tobacco act. 公共交通機関は、オーストリアタバコ法（§ 13 iVm § 1 (1) Z 1）で定められた完全禁煙の対象となっている。 For taxis a smoking ban is introduced by laws/regulations of the federal states. 連邦州の法／規制によりタクシーは禁煙となった。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Notwithstanding employment law regulations and smoking bans pursuant to § 12 of the Austrian Tobacco Act (in facilities for teaching and training, negotiating and schools sports activities) smoking is generally forbidden in all indoor public places pursuant to § 13 of the Austrian Tobacco Act.: 雇用法規制とオーストリアタバコ法12条に準じた喫煙の禁止（教育・訓練施設、交渉施設、学校のスポーツ活動施設内）だけでなく、オーストリアタバコ法第13条により、喫煙は多数の者が利用するすべての屋内施設（飲食店等のサービス産業など）で広く禁じられている。 “indoor public places” are definded as rooms accessible to the general public (such as cultural facilities, etc.), others, including all rooms of means of public and private bus, rail, air and shipping transportation and additionally facilities such as business premises, office premises or similar frequented by customers/clients during office hours, such as shopping centres and many “多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）”は、多数の者

		が来訪できる空間（たとえば文化施設等）と定義されている。これには、公営・私営のバス、鉄道、飛行機、船舶、さらに事務所、オフィスビル、ショッピングセンターのような顧客・取引先が業務時間内に来訪するその他の事業所等の、すべての空間が含まれる。 Exemption: Rooms of public places are allowed to have seperate, enclosed smoking rooms if a sufficient number of rooms exist and it is guaranteed that no smoke escapes from those rooms; furthermore signs have to indicate that these rooms are smoking rooms. The possibility of providing a seperate, enclosed smoking room is expressly prohibited for educational or other facilities where children and adolescents are supervised, accommodated or sheltered. 例外：多数の者が利用する施設に、もし十分な数の部屋があって煙が漏出しないことが保証されれば、隔離・密閉された喫煙室の設置が認められている。喫煙室には標識を掲示しなければならない。教育施設やその他の児童・青少年が所属、宿泊、保護されている場所では、隔離・密閉された喫煙室であってもその設置は固く禁じられている。 For hospitality venues specific provisions laid down in § 13 a of the Austrian tobacco Act apply: 飲食店ではオーストリアタバコ法第 13 条の特別規定が適用される。 Smoking is generally forbidden in hospitality venues with the following exemptions: establishments that contain more than one room for serving guests , can allow for smoking in seperate, enclosed rooms if the main room and at least 50 % of the places are covered by a smoking ban. 飲食店での喫煙は次の例外を除き、おおむね禁じられている； 2部屋以上の客向けの部屋がある店舗には、隔離・密閉された喫煙室の設置が認められているが、この場合、主空間と50%以上の施設面積は禁煙でなければならない。 1-room-establishments with a surface of under 50 m² (in certain circumstances under 80 m² if a separation into two separate rooms is prohibited by law) can choose whether to be smoking or non-smoking venues. 面積が 50 ㎡未満で（80 ㎡未満であっても、客向けの部屋を分離することが法律で禁じられているような状況下にあれば）部屋が1つしかない飲食店は、店内を喫煙・禁煙のどちらにするかを選択することができる。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、**	

	過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。
	Amendments of national tobacco Act entered into force as of 1／1／2009- since that date hospitality venues are covered by a smoking restrictions. Sanctions for violations of the smoking bans/restrictions in public indoor places including hospitality venues were introduced (fines up to € 2.000,- for first violation by tenant, up to € 10.000,- for repeated/ongoing violations; fines up to € 100,- for first violation by smokers/up to € 1.000,- for second violation). 国法である改正タバコ法が 2009 年 1 月 1 日に施行された。後、飲食店には喫煙規制が導入された。飲食店等の多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙の禁止／規制に違反した場合の罰則も導入された（店舗による最初の違反は€ 2.000 以下、度重なる／継続的な違反には€ 10.000 以下、喫煙者の最初の違反は€ 100 以下、喫煙者の二回目以降の違反は€ 1.000 以下の罰金が科せられる）。

Other-14 ノルウェー

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Ban on smoking in indoor workplaces, indoor public places, and indoor public transport regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. タバコ規制法第 12 条で、屋内の職場、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）、屋内の公共交通機関での喫煙が禁止された。一定の条件下では、喫煙エリアを設けることができる。		

資料 6

3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		In workplaces the Labour inspection authorities supervise compliance with the smokefree provisions. In other public areas, the municipal counsils supervise complicance. See section 13 of the tobacco control act. Persons in breach of the law can be removed from the premises. The owners/employers can be fined for non compliance. 職場での禁煙規定の遵守は、労働検査当局が監視する。その他の多数の者が利用する施設での遵守は、自治体の議会が監視する。タバコ規制法第 13 条を参照。法に違反する者は施設から退出させられることがある。法を遵守しない所有者／雇用主には罰金が科せられることがある。		
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Ban on smoking in indoor workplaces regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. Designated smoking areas are not allowed in hospitality venues (pubs and bars, restaurants, nightclubs etc) 屋内の職場での禁煙については、タバコ規制法第12条に定められている。一定の条件下で、喫煙エリアを設けることができるが、飲食店での喫煙エリアの設置は認められていない（パブやバー、レストラン、ナイトクラブ等）。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Ban on smoking in indoor public transport regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. 屋内の公共交通機関での禁煙については、タバコ規制法第12条に定められている。一定の条件下で、喫煙エリアを設けることができる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Ban on smoking in indoor public places regulated in the tobacco control act, section 12. Designated smoking areas are allowed under certain conditions. Designated smoking areas are not allowed in hospitality venues (pubs and bars, restaurants, nightclubs etc) 屋内の公共交通機関での禁煙については、タバコ規制法第 12 条に定められている。一定の条件下で、喫煙エリアを設けることができるが、飲食店に喫煙エリアを設けることは認められていない(パブやバー、レストラン、ナイトクラブ等)。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				

	A court case concerning the ambit of smokefree ban in built-in outdoor areas in the hospitality industry was decided in the Norwegian government's favour in the Supreme court in 2011. 飲食店の屋外部分の禁煙に関する訴訟は、2011年に最高裁判所でノルウェー政府に有利な形で判決が下された。

Other-15 ラトビア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		According to the Section 11 (Restrictions on Smoking) in the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, (1) It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法第11条（喫煙規制）により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in educational and correctional institutions; 教育機関および更正施設。 2) in medical treatment institutions, social care and rehabilitation establishments, places of imprisonment, except for premises, which are specially designated for smoking. The internal procedure regulations of the relevant institutions and establishments may provide for the possibility of the patients of the institutions or the inmates of the establishments to smoke also outside of the premises, which are specially designated for smoking, taking		

		into account the physical and mental condition of such patients or inmates; 医療機関、社会医療およびリハビリ施設、刑務所。ただし、喫煙用に設けられた場所は除く。関連機関・施設の内部規則によっては、施設の患者や受刑者が屋外で喫煙することもある。患者や受刑者の肉体的・精神的な状況を考慮して、このような喫煙用の場所が用意されている。 3) closer than 10 metres from the entrance of buildings or structures (also on the outside steps and landings), where State or local government institutions and capital companies in which more than 50 per cent of the capital shares (stock) is owned by the State or local governments are located. In such places there shall be displayed informative notices or symbols regarding the prohibition to smoke; 官公庁、または、国や地方政府が50%を超える資本を保有している企業のビル、建物の出入り口から10m以内の場所（屋外の階段と踊り場も含む）。このような場所には、禁煙の標識やマークが掲示される。 4) in the shelters of public transport stops and on platforms; 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 5) in the stairwells, hallways and other shared-use facilities of multiapartment residential buildings; 階段の吹き抜け、廊下、その他の集合住宅の多数の者が利用する施設。 6) in places of work in work-spaces and areas of common use, with the exception of specially designated smoking premises; 職場として多数の者が使う場所。ただし、喫煙専用場所を除く。 7) in public buildings, structures and premises (cinemas, concert and sports halls, other sports buildings and structures, post offices and other institution halls, discotheques and dance halls, etc.). This prohibition does not apply to existing apartments in public buildings; 多数の者が使用するビル、建物、施設（映画館、コンサート・スポーツホール、郵便局やその他の機関、ディスコ、ダンスホール等）。ただし、居住のために使用される空間を除く。 8) in public means of transport and taxis, with the exception of longdistance trains and ships, where there may be separate railway carriages or cabins designated for smoking; 公共交通機関とタクシー。ただし、喫煙車両や客室を設けている長距離列車と船を除く。

		9) during sports and other public events in stadiums and other enclosed territories, with the exception of specially designated smoking areas; スタジアムや屋内の場所で行われるスポーツや、その他の多数の者が訪れるイベント。ただし、喫煙エリアを除く。 10) in children's recreation areas and playgrounds; 子どものレクリエーションの場や遊び場。 11) in parks, squares and at bathing areas, except for specially designated smoking areas; and 公園、広場、浴場。ただし、喫煙エリアを除く。 12) in cafes, restaurants and other public catering locations, except in summer (open air) cafes only in specially designated smoking areas. カフェ、レストラン、その他の多数の者が利用する飲食の場。ただし、夏期の（野外）カフェの喫煙専用エリアを除く。 (2) In casinos and gaming halls it shall only be allowed to smoke in premises specially designated for smoking or in premises, which areseparated for smoking. カジノ、ゲームセンターでは、喫煙専用室か喫煙用に隔離された部屋でのみ、喫煙が認められている。 (3) Hotels and other short-term residence dwellings may have specially designated bedrooms in which it is permitted to smoke. ホテルや短期滞在用施設では、喫煙用の客室を設けることが認められている。 (4) Prohibition to smoke shall be indicated by an informative sign in the official language, using the sign "smeket aizliegts" [smoking prohibited] (white letters on a red background), but permission to smoke by a similar informative sign, using the sign "atlauts smeket" [smoking permitted] (white letters on a green background), or by symbols which are used in international smoking control practice. 禁煙の標識は、"smeket aizliegts" [禁煙]（赤い背景に白い文字）と公用語で示す。喫煙許可の標識は、"atlauts smeket" [喫煙許可]（緑の背景に白い文字）と示す。もしくは、国際的な喫煙規制の慣習に倣ったマークを使用する。 (5) The Cabinet shall determine the procedures by which informative notices or symbols regarding prohibition of smoking or allowing smoking shall be placed, as well as samples of the notices and symbols. 内閣は、禁煙か喫煙の標識やマークの掲示手順と、標識やマークの見本を決定する。

資料 6

		(6) Areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points. 喫煙エリアは、国際空港の出発エリアにある保安検査ゲートの先に設けることが出来る。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		According to the law "On restrictions regarding sale, advertising and use of tobacco products", the control of the restrictions and prohibition of smoking specified in the Law shall be performed by the State police and local government police. "タバコ製品の販売、広告、喫煙規制"法により、法に規定された喫煙規制と禁煙の取り締まりは、国家警察および地方警察が管轄する。 The Administrative Violation Code determines the type and amount of penalties for violations: 行政違反法に、罰則の種類と量が規定されている。 For smoking in a prohibited area, a fine in an amount up to 10 lats shall be imposed. 禁煙の場所で喫煙した場合、10ラッツ以下の罰金が科せられる。 In the case of designation of a room (place) for smoking which does not comply with the requirements of the law, a fine in an amount from 150 lats of up to 250 lats shall be imposed on a legal person. 法規定に適合しない部屋を喫煙室に指定した場合、150ラッツ以上250ラッツ以下の罰金が、法人に科せられる。 In the case of failure to display the informative notice or symbol regarding the prohibition of smoking as specified in the law, a fine in an amount from 50 lats up to 100 lats shall be imposed on the manager of the institution 法規定に則った禁煙の標識やマークを掲示しなかった場合、50ラッツ以上100ラッツ以下の罰金が施設の管理者に科せられる。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□

		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他 （詳細：カジノ・ゲームセンター）	□	×	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	×	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	×	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		An employee who does not smoke has the right to refuse to work in a workspace where other employees smoke. Such a refusal may not be regarded as violation of employment discipline or civil service regulations. An employer has a duty to provide an employee – non-smoker – with a workspace unpolluted by tobacco and herbal smoking product smoke.			

		非喫煙者の従業員は、他の従業員が喫煙する職場で働くことを拒否する権利がある。そのような拒否をすることは、雇用規律の侵害や公務員規則の違反とみなされない。雇用主には、非喫煙者の従業員にタバコ、その他のハーブ類の煙で汚染されていない職場を提供する義務がある。 According to the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in educational and correctional institutions; 教育機関および更正施設。 2) in medical treatment institutions, social care and rehabilitation establishments, places of imprisonment, except for premises, which are specially designated for smoking. The internal procedure regulations of the relevant institutions and establishments may provide for the possibility of the patients of the institutions or the inmates of the establishments to smoke also outside of the premises, which are specially designated for smoking, taking into account the physical and mental condition of such patients or inmates; 医療機関、社会医療およびリハビリ施設、刑務所。喫煙専用に設けられた場所は除く。関連機関・施設の内部規則によっては、施設の患者や受刑者が屋外で喫煙することもある。患者や受刑者の肉体的・精神的な状況を考慮して、このような喫煙専用の場所が用意されている。 3) closer than 10 metres from the entrance of buildings or structures (also on the outside steps and landings), where State or local government institutions and capital companies in which more than 50 per cent of the capital shares (stock) is owned by the State or local governments are located. In such places there shall be displayed informative notices or symbols regarding the prohibition to smoke; 官公庁、または、国や地方政府が50%を超える資本を保有している企業のビル、建物の出入り口から10m以内の場所（屋外の階段と踊り場も含む）。そのような場所には、禁煙の標識やマークが掲示される。 4) in places of work in work-spaces and areas of common use, with the exception of specially designated smoking premises. 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 Areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points.

		喫煙エリアは、国際空港の出発エリアにある保安検査ゲートの先に設けることが出来る。
		● 公共交通機関での禁煙
		According to the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in the shelters of public transport stops and on platforms; 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 2) in public means of transport and taxis, with the exception of long-distance trains and ships, where there may be separate railway carriages or cabins designated for smoking. 公共交通機関とタクシー。喫煙車両や客室を設けている長距離列車と船を除く。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		According to the law “On Restrictions Regarding Sale, Advertising and Use of Tobacco Products”, It is prohibited to smoke: “タバコ製品の販売、広告、喫煙規制”法により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 1) in educational and correctional institutions; 教育機関および更正施設。 2) in medical treatment institutions, social care and rehabilitation establishments, places of imprisonment, except for premises, which are specially designated for smoking. The internal procedure regulations of the relevant institutions and establishments may provide for the possibility of the patients of the institutions or the inmates of the establishments to smoke also outside of the premises, which are specially designated for smoking, taking into account the physical and mental condition of such patients or inmates; ただし、医療機関、社会医療およびリハビリ施設、刑務所。喫煙専用に設けられた場所は除く。関連機関・施設の内部規則によっては、施設の患者や受刑者が屋外で喫煙することもある。患者や受刑者の肉体的・精神的な状況を考慮して、このような喫煙用の場所が用意されている。 3) closer than 10 metres from the entrance of buildings or structures (also on the outside steps and landings), where State or local government institutions and capital companies in which more than 50 per cent of the capital shares (stock) is

		owned by the State or local governments are located. In such places there shall be displayed informative notices or symbols regarding the prohibition to smoke; 官公庁、または、国や地方政府が50%を超える資本を保有している企業のビル、建物の出入り口から10m以内の場所（屋外の階段と踊り場も含む）。そのような場所には、禁煙の標識やマークが掲示される。 4) in the shelters of public transport stops and on platforms; 公共交通機関の駅やプラットフォームにある待合室。 5) in the stairwells, hallways and other shared-use facilities of multi-apartment residential buildings; 階段の吹き抜け、廊下、その他の集合住宅の共用部分。 6) in public buildings, structures and premises (cinemas, concert and sports halls, other sports buildings and structures, post offices and other institution halls, discotheques and dance halls, etc.). 多数の者が使用するビル、建物、敷地（映画館、コンサート・スポーツホール、郵便局やその他の機関、ディスコ、ダンスホール等）。 7) during sports and other public events in stadiums and other enclosed territories, with the exception of specially designated smoking areas; スタジアムや屋内の場所で行われるスポーツや多数の者が訪れるイベント。ただし、喫煙エリアを除く。 8) in children's recreation areas and playgrounds; 子どものレクリエーションの場や遊び場。 9) in parks, squares and at bathing areas, except for specially designated smoking areas; 公園、広場、浴場。喫煙エリアを除く。 10) in cafes, restaurants and other public catering locations, except in summer (open air) cafes only in specially designated smoking areas. カフェ、レストラン、その他の多数の者が利用する飲食の場。夏場の（野外）カフェの喫煙専用エリアを除く。 In casinos and gaming halls it shall only be allowed to smoke in premises specially designated for smoking or in premises, which are separated for smoking. カジノ、ゲームセンターでは、喫煙専用室か、喫煙用に隔離された部屋でのみ、喫煙が認められている。 Hotels and other short-term residence dwellings may have specially designated

		bedrooms in which it is permitted to smoke. ホテルや短期滞在用施設では、喫煙用の客室を設けることが認められている。 Areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points. 国際空港の出発エリアにある保安検査ゲートの先に喫煙エリアを設けることが出来る。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In 2010, it was prohibited to smoke on platforms in train stops. 2010年に鉄道駅のプラットフォームは禁煙となった。 Also in 2010, in order to protect people from the passive smoking in the international airport, areas specially designated for smoking may be situated in the public departure areas of international airports behind the security control points. 同じく2010年に、受動喫煙からの保護を目的として、国際空港の出発エリアにある保安検査ポイントの先に、喫煙エリアを設置出来るようになった。	

Other-16 デンマーク

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細： ）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The objective is to extend the smoke free environments in society and to avoid unvoluntary passive smoking at the worksite and public areas. If the owner decides it is legal to smoke at the worksite in designated smoking rooms and offices used for one person. Small bars (less than 40 square meters) could alowe smoking		

資料 6

		in the establishment but this applies only when you are allowed to serve alcohol and don't serve food. Restaurants and cafees could allow a designated smoking room but no serving is allowed in this room 禁煙政策の目的は、社会における禁煙環境を拡大し、職場や多数の者が利用する施設における受動喫煙を防止することである。所有者が職場での喫煙を許可できるのは喫煙専用室においてか、オフィスを一人で使用している場合のみである。小規模のバー（40㎡未満）は建物内で喫煙可能だが、この場合はアルコール類のみで食べ物は提供できない。レストランやカフェは喫煙専用室を設けることができるが、喫煙室では飲食物を提供してはならない。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Labour inspection system is taking care of the enforcement at the worksite 労働監督組織が職場の取り締まりを行っている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The ban is working well and most of the workforce (75 %) is working in a worksite that are completely smokefree indoor.　Compliance with the law are high.　禁煙政策は効力を発揮しており、ほとんどの就労人口（75%）が完全禁煙の屋内の職場で働いている。法律は高い遵守率を誇っている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		It is almost complete with high compliance 高い遵守率で、ほぼ完全禁煙である。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		The law has changed the norms considerable.　The public indoor places are almost totally smokefree.　Though we see some violation of the law win bars.　Some of the bigger bars accept smoking even if it is not legal. 受動喫煙防止法の規定のほとんどが変更された。屋内の場所は、ほぼ完全禁煙である。しかし、バーでは多少の違反が見受けられる。大規模なバーでは、違法であることを知りながら、喫煙を容認する事例がある。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	The government has just decided to change the law on smokefree premises to come into force 15. August 2012.　After this date it is not allowed anyone to smoke in kindergartens, schools, highschools, vocational schools – every type of instituion - if the main part ot the children are less than 18 years old.　This means that smoking are not allowed indoor and				

	outdoor anymore in this institutions. At the same time smoking in an office where only one person works will be banned. No other changes will be made but the law state that a revision should be made within 3 years. The penalties will be increased as well. 建物内の禁煙についての法改正を2012年8月15日に施行することが最近決定した。改正法の施行後は、幼稚園、学校、高校、専門学校等のいかなる学校施設でも、生徒のほとんどが18歳未満の学校施設であれば、喫煙が認められなくなる。つまり、学校施設においては、屋内・屋外ともに喫煙が禁止される予定。同時に、喫煙が容認されていた一人用の職場でも、喫煙は禁止となる。また、改正内容は3年以内に見直しされることが法に定められており、罰則もさらに厳しくなる。

Other-17 スウェーデン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段 （詳細：policy, 政策）	×はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		In Sweden's second (five-year) report to the WHO, regulations concerning protection from exposure to tobacco smoke were described as "Complete" (see questions 3.2.2.2, 3.2.2.4 and 3.2.2.6 of the previous questionnaire). These interpretations were based on the fact that other measures, apart from legislation, had been taken which "in the public eye" made most areas completely smoke-free. In this report the answers have been chosen to describe the current protection from a legal point of view. スウェーデンによるWHOへの第2回（5年目）レポートでは、受動喫煙からの保護について“完全”と回答した（前回のアンケートの設問3.2.2.3、3.2.2.4、3.2.2.6を参照）。これは立法以外の“世間の目”が、ほとんどの場所を完全禁煙にしたと		

		いう事実に基づいている。このレポートは、現在の保護手段について、法的視点から回答がなされている。 Smoking is banned in all described areas. 記載されているすべての場所で、喫煙が禁じられている。 It is however possible to arrange designated smoking areas. In addition to legal requirements, the social norm of none-smoking in public areas has been widely accepted which in turn has resulted in relatively few designated smoking areas. This is in a large part due to individual policy's on completely smoke-free airplanes, trains, ferries, hotels and health-care facilities 喫煙エリアを設けることは可能であるが、法規制に加えて、多数の者が利用する施設を禁煙にすることが社会通念として受け入れられているため、喫煙エリアの数が比較的少ない。その大きな要因には、飛行機、電車、フェリー、ホテル、医療機関が個々に完全禁煙の方針に向かったことが挙げられる。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		It is possible, according to 19 a 2.a § och 20 § of the Tobacco Act, for a local authority to apply an administrative injunction which can be combined with an administrative fine for the owner or user of the property. The sanction should be used to make the owner or user of the property to stop and to prevent that smoking occurs where it forbidden according to e.g. 2 § of the Tobacco Act 受動喫煙防止法19 a 2.a § och 20 §により、地方自治体は、施設所有者か施設利用者に業務停止命令の発令や罰金を科すことができる。受動喫煙防止法第2条により、禁煙とされた施設での喫煙を施設所有者や利用者が止めさせたり、喫煙そのものが行われないようにするために、制裁措置が用意されている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□

		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	×	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		All indoor public places are smoke-free including restaurants and bars. Designated smoking rooms are however permitted, but only if they are situated so that nobody has to pass through them in order to reach other parts of the premises. No serving is allowed in the smoking rooms. Smoking rooms must have adequate ventilation to ensure that pollutants from the smoking do not spread to other parts of the premises. Some areas do not have legal support to be qualified as non-smoking areas, but due to successful policys these areas are perceived as non-smoking areas. There is a notion that the law is "complete", when it is more accurate to say that it has contributed to a national standard			

		stating that certain areas should be smoke-free. レストラン・バーを含む多数の者が利用するすべての施設は禁煙となっている。しかしながら、建物内の他の場所に到達するためにそこを通る必要がない場合にだけ、喫煙専用室の設置が認められている。喫煙専用室内に飲食物を提供してはならない。タバコからの汚染物質が他の場所に広がらないように、喫煙専用室には適切な換気装置を付けることが義務付けられている。法的に禁煙の対象となる場所でなくても、禁煙政策の成功により、禁煙エリアとみなされている場所もある。受動喫煙防止法が“完全”だという印象があるが、一定のエリアは禁煙にすべきだという国家基準の創出に受動喫煙防止法が貢献したという表現がより正確である。 Employers are responsible to assure that employees do not become exposed to tobacco smoke in the workplace (or at a similar place where the employee is active) against his or her will. 雇用主は、従業員が職場（あるいはそれに準じた場所）で自らの意思とは関係なくタバコの煙にさらされることがないよう、保証しなければならない。
		● 公共交通機関での禁煙
		It is permitted to arrange designated smoking areas 喫煙エリアの設置が認められている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		It is permitted to arrange designated smoking areas 喫煙エリアの設置が認められている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	146 out of 290 municipalities in Sweden have adopted smoke-free work time スウェーデンの290の自治体のうち、146が勤務時間中禁煙を採用した。 In addition to the Tobacco Act (1993:581) new subnational regulations require individuals in jail or custody to be smoke-free indoors. 受動喫煙防止法(1993:581)に加えて、新しい地方条例の罰則により、個人に投獄や保護観察が科せられることが定められた。 The regulations came into effect in 2011 (KVFS 2011:1 and KVFS 2011:2) この規制は2011年に施行された(KVFS 2011:1 and KVFS 2011:2)。 http://www.kriminalvarden.se/upload/om_kriminalvarden/foreskrifter/KVFS_2011_1.pdf	

	http://www.kriminalvarden.se/upload/om_kriminalvarden/foreskrifter/KVFS_2011_2.pdf
3.2.2.9	このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。
	The legal restrictions regarding designated smoking areas are stricter for restaurants, pubs, bars, nightclubs and cafés than for other public places. However, the Swedish National Institute of Public Health will examine the need for further progress relating to smoke-free public environments in 2012-2013 多数の者が利用する他の施設に比べて、レストラン、パブ、バー、ナイトクラブ、カフェで喫煙専用室に関する法規制がより厳しくなっている。しかしながら、スウェーデン国立公衆衛生研究所は公共の禁煙環境について、さらなる規制強化の必要性を2012年～2013年の間に検討する予定である。

Other-18 フィンランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking bans enacted in the Tobacco Act apply nationally. In addition, about a half of Finnish municipalities have declared themselves smokefree. 喫煙規制法が国全体で実施された。さらに、フィンランドの約半数の自治体が禁煙宣言をした。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		

		Under Section 17 of the Tobacco Act, local authorities must supervise the compliance with prohibitions and restrictions on smoking within their territory. If any activities contrary to provisions are observed during an inspection or otherwise, the local authority must prohibit the activities contrary to the provisions. The local authority may give notice of the matter to the prosecutor. The local authority may also reinforce the prohibition by a conditional fine or by the threat that any action not taken within the time limit laid down will be carried out at the defaulter's expense. 喫煙規制法第17条により、地方自治体に管轄地域の禁煙や喫煙規制の遵守を監督することが義務付けられた。検査中等に違反行為が見つかれば、地方自治体がその行為を差し止めなければならない。地方自治体は、査察官に違反行為を通報することができる。地方自治体は、違反者に条件付きの罰金を科したり、猶予付きの警告を行ったりすることができる。 Under Section 32 of the Tobacco Act, a person who continues to smoke on indoor or outdoor premises where smoking is prohibited under the provisions of section 12 despite an objection from the proprietor of the means of public transport, indoor or outdoor premises in question, or their representative, or the organiser of a public event or a person acting as a steward, or the supervisory authority shall be sentenced to a fine for a smoking violation. 喫煙規制法第 32 条により、公共交通機関や問題になっている屋内・屋外施設の所有者や代表者、公共イベントの主催者、給仕長、監督当局から注意されたにも関わらず、法第 12 条で喫煙が禁じられている場所で喫煙を継続する者には、喫煙規制違反として罰金が科せられる。 Under Section 33 of the Tobacco Act, the proprietor of a means of public transport or of indoor or outdoor premises or his or her representative, or the organiser of a public event that deliberately or through gross carelessness shall, unless the failure can be considered insignificant or a more severe punishment is prescribed for the action elsewhere in the law, be sentenced to a fine for failing to take protective measures required by the Act on Measures to Reduce Tobacco Smoking. 法第 33 条により、公共交通機関の所有者、屋内・屋外の敷地の所有者・代表者、多数の者が訪れるイベントの事務局が、不注意により以下の行為を行った場合、法で規定されている防護手段を怠ったとして、罰金が科せられる。違反が軽度でなければ、法によりさらに重い罰が科せられる。

		1) allows smoking contrary to section 12 on indoor or outdoor premises where it is prohibited; 喫煙規制法第 12 条に違反し、喫煙を屋内・屋外の敷地内で許可する場合。 2) fails, contrary to the provisions of section 12, paragraph 2, section 13 or 13 b, to undertake the action required by the prohibition or regulations issued by the local authority under section 17 in an individual case in order to prevent tobacco smoke from spreading into indoor premises where tobacco smoking is prohibited; or 法第12条第2節、第13条または第13条bの規定に違反し、第17条に準じて、地方自治体が定める禁煙の施設内で、タバコ煙の流入を防ぐための禁止・規制措置を実施する義務を怠った場合。 3) allows use of the smoking area for another purpose than that referred to in section 13 b, 第13条bの規定に反し、別の目的で喫煙エリアを利用させる。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	×	□
		● 業務用車両	□	×	□

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is prohibited on the joint and public indoor premises of workplaces and on their indoor premises intended for clients and customers. 喫煙規制法第 12 条により、一般企業や官公庁の屋内の職場、取引先や顧客向けの屋内施設での喫煙は禁じられている。 Under Section 13 of the Tobacco Act, the proprietors of indoor premises may, however, allow smoking in a room intended for this purpose or in part of the facilities or space as long as no tobacco smoke can enter those indoor premises where smoking is prohibited.　A separate room or other space for smoking shall not, however, be located in conjunction with indoor premises primarily used by persons under the age of eighteen. 喫煙規制法第 13 条により、屋内施設を管理する者は施設内および敷地内で喫煙専用室の設置を許可してもよいが、タバコ煙が禁煙の場所に漏出しないようにしなければならない。隔離された喫煙専用室等は、主に 18 歳未満の者が利用する屋内施設と連続している場所には設置できない。 Under Section 13 b of the Tobacco Act, smoking can be allowed on the indoor premises of restaurants only in a separate smoking area approved for smoking.			

		In that can case it must, however, be seen to it that tobacco smoke does not spread to the area where smoking is prohibited. It is prohibited to serve food or drink, or to eat or drink in the smoking area. 法第 13 条 b により、レストランの建物内では、隔離された喫煙専用エリアでのみ喫煙することができる。その場合、タバコ煙が禁煙の場所へ漏出しないようにしなくてはならない。喫煙専用エリアに飲食物を提供したり、飲食したりすることは禁じられている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is prohibited inside public means of transport. 喫煙規制法第12条により、公共交通機関内での喫煙は禁じられている。 Under Section 13 of the Tobacco Act, the proprietors of public means of transport may, however, allow smoking in a room intended for this purpose or in part of the facilities or space as long as no tobacco smoke can enter those indoor premises where smoking is prohibited. A separate room or other space for smoking shall not, however, be located in conjunction with indoor premises primarily used by persons under the age of eighteen. 法第13条により、公共交通機関の経営者は、施設内の喫煙専用室での喫煙を許可できる。経営者は、タバコ煙が禁煙の場所に漏出しないようにしなければならない。しかし、主に18歳未満の者が利用する施設と連続している場所に喫煙専用室等は設置できない。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is prohibited on the indoor premises of government agencies and authorities and comparable public bodies intended for the public and clients. Smoking is also prohibited at public events arranged indoors. 喫煙規制法第 12 条により、官公庁や、それに類似した多数の者や取引先のための公共団体の建物内では喫煙が禁じられている。多数の者が訪れる屋内のイベントでも、喫煙は禁じられている。 Under Section 13 of the Tobacco Act, the proprietors of indoor premises and the organisers of public events may, however, allow smoking in a room intended for this purpose or in part of the facilities or space as long as no tobacco smoke can enter those indoor premises where smoking is prohibited. A separate room or other space for smoking shall not, however, be located in conjunction with indoor

		premises primarily used by persons under the age of eighteen. 法第 13 条により、屋内施設の所有者や公共イベントの運営者は喫煙専用室等で喫煙を許可できるが、タバコ煙が施設内の禁煙の場所に漏出しないようにしなければならない。しかし、主に 18 歳未満の者が利用する施設と連続している場所には、喫煙専用室等は設置できない。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Amendments into Section 12 of the Tobacco Act entered into force 1 October 2010. Smoking is now prohibited: 喫煙規制法第 12 条の改正は 2010 年 10 月に施行され、以下の場所は禁煙となった。 1) on the indoor premises of family day care homes when family day care is provided there; 営業中の個人託児所の施設内。 2) on the indoor premises and outdoor areas of institutions providing care for persons under the age of eighteen in virtue of the Child Welfare Act or the Mental Health Act; 児童福祉法、精神保健法により、18歳未満の者を保護する屋内施設と屋外の敷地。 3) on the joint and public indoor premises of apartment house companies or residential real estates of other housing communities; and 一般・公共のアパート、企業用・住宅用不動産、その他の共同住宅の建物内等。 4) in shelters and spectators' halls at public events arranged outdoors, and on other premises intended for following the event where the participants stay on places assigned for them. シェルター、屋外の公共イベントの観覧席、参加者が所定の席に着席するその他のイベント会場の施設等。 Smoking bans for educational institutions have been specified. Under Section 12 of the Tobacco Act, smoking is now prohibited on the indoor premises of educational institutions providing basic, vocational or upper secondary education and in their student dormitories, as well as in the outdoor areas in their use. 教育機関での禁煙が細かく規定された。法第 12 条により、初等教育機関、職業教育機関、中学高校、学生寮の施設の屋内、屋外すべてで喫煙が禁止されるようになった。 Under Section 13 of the Tobacco Act, smoking may be allowed in at most one out of ten	

	rooms for accommodation of customers in hotels and corresponding establishments. Irrespective of the number of rooms, smoking can however be allowed in three rooms for accommodation. In that case it has to be seen to it that employees are not exposed to tobacco smoke when working in these rooms. 法第 13 条により、ホテルや類似施設で宿泊用の客室 10 部屋のうち、1 部屋を喫煙室にすることができる。喫煙できる宿泊用の客室は、全体の部屋数に関係なく 3 部屋まで許可される。そういた部屋で従業員が働く際に、受動喫煙にさらされることのないように“喫煙室”であることを明示しなければならない。

Other-19 エストニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	×はい	□いいえ	
		● 自主協定	×はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ	
		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□

		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		smoking is allowed in smoking areas or rooms 喫煙は、喫煙エリアか喫煙室内で認められている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		smoking rooms or areas are allowed in trains and ferries, all others types of			

		public transport are smoke free 電車とフェリーのみで、喫煙室か喫煙エリアを設けることが認められている。他の交通機関は禁煙となっている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		smoking is allowed in smoking areas or rooms 喫煙は、喫煙エリアか喫煙室内で認められている。
3.2.2.8	**FCTC 第 8 条の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	no changes in legislation since 2005.　2005 年から法律に変更はない。	

Other-20　ポーランド

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		

資料 6

		Art.5 of Tobacco Act prohibits smoking: タバコ法第5条により、以下の場所での喫煙は禁じられている。 - in all areas of educational institutions and fealth services, 教育機関と医療サービス施設の敷地内すべて。 - - in indoor workplaces, culture institutions, sport facilities, other indoor public places, 屋内の職場、文化施設、スポーツ施設、その他の多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）。 - in public transport and bus/tram stops, 公共交通機関や、バス・路面電車の駅。 - in space for children's recreation and fun. 子ども向けのレクリエーション施設、遊び場。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□

資料 6

		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他 （詳細：bus/tram stops, バス停・路面電車の駅）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		special smoking rooms can be installed, 喫煙専用室の設置が可能である。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		special smoking rooms can be installed, 喫煙専用室の設置が可能である。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	2010 April - amendment to the Tobacco Act which effects with extention of smoke-free zones in public places (educational institutions, health care units space for children's recreation - totally smoke-free; in restaurants, bars, caffees etc. only smoking rooms can be instaled.				

	2010年4月に施行されたタバコ法の改正により、教育機関、医療機関、子どもの遊び場も完全禁煙の対象に拡大された。レストラン、バー、カフェ等に限り、喫煙専用室の設置が可能となっている。

Other-21 リトアニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Law on Tobacco Control Republic of Lithuania,　リトアニア共和国喫煙規制法		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		From 1 January 2007 part 1 of Article 19 „Restriction of Tobacco Product Consumption“ Law on Tobacco Control Republic of Lithuania appendet by 5 point: „in restourants, caffees, bars and another public catering premises, clubs, discoteques, exluded only clubs of cigars and pippes, which have special equip. Order and conditions of cigars ang pippes clubs establishment determined by Government of Respublic of Lithuania or her delegated institution. 2007 年 1 月リトアニア共和国"喫煙規制法" 19 条第 1 部付属 5 により、レストラン、カフェ、バー、その他の一般の飲食業の施設、クラブ、ディスコは禁煙となっている。専用設備を持つ葉巻・パイプクラブは対象外。リトアニア共和国政府またはその委託機関が、葉巻・パイプクラブ施設の規定と条件を決定する。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		公共交通機関:			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細:　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			

		● 屋内の職場での禁煙
		● 公共交通機関での禁煙
		Law on Tobacco Control Republic of Lithuania リトアニア共和国喫煙規制法
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		From 1 January 2007 part 1 of Article 19 „Restriction of Tobacco Product Consumption“ Law on Tobacco Control of Republic of Lithuania appendet by 5 point: „in restourants, caffees, bars and another public catering premises, clubs discoteques, exluded only clubs of cigars and pippes, which have special equip. Order and conditions of cigars and pippes clubs establishment determined by Government of Respublic of Lithuania or her delegated institution. 2007年1月、リトアニア共和国"喫煙規制法" 19条第1部付属5により、レストラン、カフェ、バー、その他の一般の飲食業の施設、クラブ、ディスコは禁煙となっている。専用設備を持つ葉巻・パイプクラブは対象外。リトアニア共和国政府またはその委託機関が、葉巻・パイプクラブ施設の規定と条件を決定する。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	From 1 January 2007 part 1 of Article 19 „Restriction of Tobacco Product Consumption“ Law on Tobacco Control of Republic of Lithuania was amended as follows: „in restourants, caffees, bars and another public catering premises, clubs discoteques, exluded only clubs of cigars and pippes, which have special equipment. Order and conditions of cigars and pipes clubs establishment are determined by the Government of Republic of Lithuania or its delegated institution. 2007年1月、リトアニア共和国"喫煙規制法" 19条第1部付属5により、レストラン、カフェ、バー、その他の一般の飲食業の施設、クラブ、ディスコは禁煙となっている。専用設備を持つ葉巻・パイプクラブは対象外となっている。リトアニア共和国政府またはその委託機関が、葉巻・パイプクラブ施設の規定と条件を決定する。	

資料 6

Other-22　ブルガリア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The Health Act establishes a control for tobacco smoking at indoor public places and the necessary sanctions when somebody infringes the law.　There is an Ordinance of the Ministry of Health which specifies the conditions under regulation of the law.　The Ordinance is implemented by the state health inspectors from our 28 regional health inspections.　Each employer has an obligation to disseminate the Order for employees/workers to follow the regulations of tobacco smoking legislation.　At this moment the Ministry of Health and NGO-s are in a procedure to conclude an agreement for volunteers-in-help from NGO-s of the state health inspectors as regards the tobacco control at indoor public places. 健康法は、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙規制と違反者への罰則を定めている。厚生省の省令に、法規制の条件が記されている。28州の衛生監視区域から派遣された州の衛生監視員が、省令を実施する。雇用主は従業員・労働者のために省令を周知し、喫煙規制に従わなければならない。現在、厚生省と各NGOは、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）で喫煙規制を取り締まるNGOボランティアが、州の衛生監視員として働くための取り決めを準備中である。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		

資料 6

		Each state health inspector has to be in a team with minimum one inspector or employee when realizes a control (in order to have a witness). Sometimes the control is realized with a policeman*woman in order the inspector to have a right to receive the identification card of the violator. The health inspector disposes of a blank for written administrative instructions, or devising an administrative act which could be litigate in the court (if the violator wants to do that). If the act is well proven then the director of the Regional Health Inspection juts a penal provision and the violator myst pay the penalty. それぞれの州の衛生監視員は、取り締りを行う際、もう一人の監視員か担当者を雇ってチームを組まなければならない（証人を得るため）。違反者の身分証明証を受け取る権利を行使する際には、警察官とともに取締りを行うこともある。衛生監視員は実施細則書式の空白を破棄するか、法廷訴訟を含む（違反者の希望があれば）行政処分を行う。法の主張が通れば、州の衛生監視局長が罰則を適用し、違反者は罰金を支払う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細:　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Complete smoking ban at workplaces means that the tobacco smoking is absolutely forbidden at the workplace - there are not any exceptions. A lot of employers forbid absolutely the smoking ban in the administrative buildings, pharmaceutical companies, manufactories inspite of the opportunity to allow separate smoking rooms according the law. But if the employer decide to allow smoking i.e. to enforce a partial ban of tobacco smoking then it is allowed according to the legislation only partial smoking i.e. smoking in separate smoking rooms. They have to be designated as smoking rooms, with special ventilation and they should be places forbidden for children up to 18 years old. 職場での完全禁煙とは、職場においての喫煙が例外なしに全面的に禁止されるということである。法に基づいて隔離された喫煙専用室を認めたにも関わらず、多くの雇用主が行政、製薬会社、工場等の建物内での完全禁煙を実施しなかった。しかしながら、もし雇用主が喫煙を許可する場合（すなわち部分的禁煙を実施する場合）は、法により限られた場所での喫煙が許可される（すなわち隔離された喫煙専用室での喫煙が許可される）。そのような場所は、換気装置を付け、喫煙専用室として指定されなければならない。未成年者（18 歳以下）は、立ち入ることができない。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		There is a complete ban in the public transport: busses, trolleys, taxies, trains, airplanes and so on. There are exceptions according to legislation for floating vessels like ships, ferries etc. where there is no any ban for tobacco smoking. 公共交通機関は完全禁煙になっている。バス、トロリー、タクシー、電車、飛行機等。船、フェリー等の船舶は、法の規制がないため例外となっている。			

		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Whether the ban is complete or partial it depends on the employers because the legislator allows smoking rooms. When the ban is partial then the smoking is allowed in a sepsrste smoking rooms which have to be designated with special ventilation with a ban for entering from persons up to 18 years old. There is not any ban in hospitality sector when the premise is less than 50 sq. m. 行政が喫煙室を許可しているため、完全禁煙と部分的禁煙のどちらを行うかは雇用主の判断に委ねられている。部分的禁煙を実施する場合、喫煙専用室での喫煙が許可されている。喫煙専用室は隔離、独立した換気設備があり、18歳以下の未成年者の立ち入りが禁止されている。面積が50㎡未満の飲食店には喫煙規制がない。
3.2.2.8		**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**
		The legislation forbidded persons under 18 years old to visit any kind of place where the smoking is allowed even with her/his parent or companion of adult. There are separate smoking rooms in the premises with area more than 50 sq.m. There are more specified requirements as regards ventilation, signalization and marking. There are more kind and bigger penalties. 18 歳未満の未成年者は、親や大人の同伴者がいても、喫煙が認められている場所に立ち入ることが法により禁じられている。隔離された喫煙専用室は、面積が 50 ㎡を超える施設内にある。換気設備、標識、マークにはさらに細かい規定があり、より多くの種類の規定と、さらに重い罰則も存在する。

Other-23 イラン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ

		● 自主協定	×はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Accomplishing Article 8 of the FCTC, in order to protect public health against adverse health effect of tobacco, especially protection against exposure to tobacco products imposed, necessary regulation considered in Article 7 of the executive bylaw of the national tobacco control law. Based on this article, consumption of tobacco in public places is banned. Article 13 of the national tobacco control law also prohibited smoking tobacco products in the places stipulated in Article 18 of the Probing Administrative Offences Act [all government employees' offences are addressed by this Act]. FCTC第8条を達成し、タバコの有害性から公衆の健康を保護し、特に自らの意思とは関係なくタバコ製品にさらされることから保護するために必要な規制が、国家タバコ規制法 重要規定第7条に定められた。国家タバコ規制法第7条に基づき、多数の者が利用する施設でタバコ製品を使用することは禁じられている。国家タバコ規制法第13条により、行政犯罪調査法第18条で規定された場所での喫煙も禁じられている（すべての政府職員による違反についてはこの法で定められている）。		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		Due to lack of administrative infrastructure needed on how to deal with individual offenses in public places (except government buildings), in accordance with Article 8 of the executive bylaw of the national tobacco control law, the responsibility to implement the smoking ban in public places and other places mentioned in the law, is settled on managers or employers of these places. Accordingly, officers, employers and public authorities are required to install the warning signs banning the consumption of tobacco products in public places in the proper sight of these places and doing necessary actions to implement restricting regulations and protect their clients against exposure to second hand tobacco smoke. 多数の者が利用する施設（官公庁の建物を除く）での個人の違反に対処する行政基盤が不十分なため、管理者や雇用主は国家タバコ規制法の重要規定第8条により、多数の者が利用する施設や、その他の法で指定されている場所を禁煙にする責任がある。職員、雇用主と公的機関はそれらの施設での喫煙を禁止する警告標識を適切な場所に掲示し、必要な規制実施策を講じて受動喫煙		

		から顧客を保護しなければならない。 Definition of public places covered by the regulations is given in item 8 of Article 1 of the executive bylaw of the national tobacco control law. It is worth noting the criteria of the provisions of this Convention, had stipulated in amended Article 13 of the eatable, drinkable, cosmetics and healthy substances' Act in 2000, years before entering into force the treaty. Under these regulations, all operators must abide by the requirements of banning smoking in public places by employees, workers and their clients. Fortunately, there is environmental health inspection system in the country's health network which synergies effective implementation of these regulations as well as other provisions which are related to control tobacco products' distribution and supply system. 規制の対象となる多数の者が利用する施設は、国家タバコ規制法の重要規定である第1条8項に記載されている。FCTCで定められた規定基準が、条約の発効前である2000年の飲食物・化粧品・健康物質法の改正第13条で規定されたのは評価すべきことである。これらの規制の下、従業員、労働者、顧客、取引先に多数の者が利用する施設で禁煙規定を守らせることを、すべての事業者に義務づけた。幸いなことに、国の保健ネットワーク内に環境衛生検査システムが存在し、規制の効果的な実施と相乗効果を発揮している。このような仕組みがタバコ製品の流通・供給規制につながっている。 Supervising the accurate enforcement of national regulations, environmental health inspectors in the Ministry of health by close collaboration with the police and the judicial system followed any violations in this regard. Since part of the foodstuff centers like supermarkets and grocery stores have been determined as tobacco sales agents based on the HQ'S decision (Appendix II) , environmental health inspectors beside their duties on monitoring and observance of regulations relating to the sale and distribution of foodstuffs also do the necessary monitoring on supply of tobacco products in these places. Smoking ban by operators and workers during the work covered by these regulations, banning the sale and supply of cigarettes in workshops, factories, premises, facilities and locations subject to this bylaw, except premises, facilities and sites that are licensed, prohibition against selling cigarettes to people younger than 18 years, banning smoking in any public areas of workshops and factories, requirement to install warning signs in appropriate locations and at sight by the operators, managers or employers subject to this bylaw, including locations mentioned in these regulations are relevant regulations which environmental health inspectors always supervise and monitor them during their work time.

		厚生省の環境衛生検査官が警察や司法制度と緊密に協力して、国家規模での規制が的確に実施されているかを監督し、違反の取り締まりを行った。本部決定（付属資料 II）により、スーパーや食料品店等の食料品販売センターは、タバコ販売代理店と位置づけられている。環境衛生査察官は食料品の販売流通規制の監視・観察と平行して、タバコ販売代理店でもタバコ製品供給において必要な監視もしている。 オペレーターや労働者の勤務時間中の喫煙も規則により禁止されている。この規定の対象となる作業場、工場、建物、施設、場所でのタバコの販売を禁止する（許可されている土地・施設・敷地は除く）。18 歳未満の者へのタバコの販売を禁止する。作業場や工場内にある共用空間での喫煙を禁止する。この規定の対象となるオペレーター・管理者・雇用主は、よく見える場所に警告標識を設置しなければならない（関連する規定で定められた場所も含む）。環境衛生査察官が、勤務時間中に常時監視する。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□

		● 自家用車	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	×
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smoking in all indoor work places is completely banned and enforced. すべての屋内の職場で、完全禁煙が実施されている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Smoking in all indoor public transports except is completely banned and enforced.　Private vehicles are subject to comply with national law but in practice due to dificulties in implementation of law, it can be seen some violations. すべての屋内の公共交通機関で、完全禁煙が実施されている。自家用車も国法による規制の対象であるが、実際には法の実施は困難で、違反が見られる。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Smoking in all indoor public places except traditional teashops is completely banned and enforced.　Respecting the relogious principals (Islam), there is no pubs and bar in the I.R.IRAN. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてで、完全禁煙が実施されているが、伝統的な喫茶店は例外となっている。（イスラムの）宗教的信条を尊重し、イラン・イスラム共和国にはパブやバーは存在しない。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、				

	過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。
	Traditional teashops were being removed from the definition of public places in item 8 of the Article 1 of the national tobacco control bylaw 国家タバコ規制法第 1 条項目 8 により、伝統的な喫茶店は多数の者が利用する施設の定義から除外された。

Other-24 レバノン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		Please see　以下を参照。 http://www.tobaccocontrol.gov.lb/Legislation/Pages/NationalLaw.aspx			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Please see 以下を参照。 http://www.tobaccocontrol.gov.lb/Legislation/Pages/Guidelines%20for%20Implementation.aspx			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Tobacco smoking is banned in all indoor public institutions and companies including: corridors, elevators, stairs, stairwells, lobbies, joint facilities, cafeterias, toilets, lounges, lunchrooms, outbuildings including roofs, as well as vehicles used within working hours.			

		すべての屋内の官公庁や国有企業での喫煙は禁止されている。これには、廊下、エレベーター、階段とその周囲、ロビー、付属建築物、カフェテリア、トイレ、ラウンジ、食堂、勤務時間中に使用されている車両が含まれる。
		● 公共交通機関での禁煙
		Smoking, lighting a tobacco product or using such a product is prohibited in all enclosed public places, workplaces and means of public transportation. 多数の者が利用する屋内施設、職場、公共交通機関でタバコ製品を点火したり、喫煙したりすることは禁止されている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Ministerial decision number 1/213 issued on 2 March 1993 and law number 394/95 issued on 12 January 1995 (http://www.emro.who.int/tfi/Legislation-members.htm) relate to second-hand smoke, prohibiting smoking in hospitals, infirmaries, pharmacies, theaters, public transport services, health clubs, and all schools, universities and in the elevators. 1993年3月2日の省令第1/213号、1995年1月12日法律第394/95号は、受動喫煙について定めており、病院、診療所、薬局、劇場、公共交通サービス、スポーツクラブ、すべての学校、大学、エレベーターでの喫煙を禁じている。 However being ministerial decrees and not state legislation, there is no implementation mechanism for these decrees, therefore most infringements go unchecked even by official authorities. しかし国法ではなく省令であるがゆえに、実施の仕組みがともなっていない。そのためほとんどの違反行為は、当局からも見過ごされている。

Other-25 *タイ*

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.1		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ

		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		The Non-Smokers' Health Protection Act 1992 was drafted with the principal purpose of protecting non-smokers' health by prohibiting smoking in public places, and included a decree of punishment for violators. Presently, the Notification of the Ministry of Public Health No. 19, 2010 under the acts has enacted on June 28, 2010. Regarding to the notifications, most partial smoke free areas were upgraded to totally smoke free areas such as; smoking did not allow smoking in private room at government buildings, health care facilities, indoor workplaces, etc. 1992年非喫煙者健康保護法は、非喫煙者の健康保護を主な目的として起草された。同法では、多数の者が利用する施設での喫煙の禁止と、違反者への罰則が定められている。現在、同法に準じた保健省通達2010年第19号が2010年6月28日から施行されている。通達によって、ほとんどの部分的な禁煙エリアは、以下のような完全禁煙に改善された。官公庁の建物、医療施設、屋内の職場等は、禁煙となった。 The indoor workplaces and public places according to the new notifications have been divided into 2 groups この新たな通達により、屋内の職場と多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）は2つのグループとして分けられた。 Totally smoke-free areas; these are divided into 5 sub - groups as follows; **完全禁煙の施設**　以下の 5 つのサブグループに分けられる。 1) Health service and health promotion facilities, 医療サービス施設と健康増進施設。 2) Education institutes,　教育機関。 3) Public places both indoor and outdoor area where used by the general public or serving as a place of working 多数の者が利用する、または、職場として利用される屋内と屋外の施設 4) Public vehicles and stations and, 公共交通機関の車内と駅。 5) Religious places or places for performing religious rites of various all religions		

		and sects.　様々な宗教や宗派の宗教的な儀式が行われる場所。 Totally smoke-free in indoor workplaces; a smoking area may be specifically provided apart from the built-up or structured areas; **屋内の職場での完全禁煙**　喫煙エリアは、市街地や建築物の密集地域から離れた場所にのみ設けることができる。 1) higher educational institutes, 高等教育機関。 2) Petrol or gas service stations,　ガソリンスタンド。 3) workplaces of state agencies, state enterprises or any other governmental agencies. 州の機関、州の事業や、その他の政府機関等の職場。 Meanwhile, international airports may have designated smoking areas which based on the Notification of the Ministry of Public Health (No.9) 1997, Subject: Condition and appearance of smoking areas according to the Non-Smoker's Health Protection Act 1992. 一方、国際空港には、1997 年保健省通達第 9 号に基づいて喫煙エリアを設けることができる。通達事項：1992 年非喫煙者健康保護法に準じた喫煙エリアの条件と外観。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Thailand has a system to strenghthen human resources, especially law enforcers through various activities and effective enforcement as follows; タイには、以下のような多様かつ有効な方法で取り締まりを行う担当職員の人材強化システムがある。 1) provide the exactly role and responsibility for inspection and coordination among enforcement-related agencies anc civil society networks at national level, regional level as well as provincial & district level, 国・地域・県・郡レベルの法・条例の実施機関と市民社会ネットワークが査察と調整に適切な役割と責任を果たしている。 2) organize the regular training among law enforcers and key stateholders, especially the existing civil society networks for gaining the knowleage and skill of inspection and monitoring the violation issues of tobacco control law, 法の実施機関や既存の市民社会ネットワーク等の関係者が共同で、タバコ規制法の違反を査察と監視を行うための知識とスキルの習得を目的とした定期研		

		修を実施している。 3) establish the complaint center by telephone and website, and 電話とウェブサイトで問い合わせ受付センターを設置している。 4) regular raise people's awareness of the tobacco control law, especially the new law where it applies as well as penalties for non-compliance. タバコ規制法に違反した場合の罰則が定められた新法の広報活動を、定期的に行っている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：motorcycles transport, school buses, cars owned by government and organizations, taxi, etc. 旅客用バイク、通学バス、公的機関の公用車、タクシー）	×	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細： theatres, libraries, massage centers, indoor (sports) facilities/ stadiums, meeting rooms, drug stores buildings, outpatient clinics hospitals, places providing computer internet game karaoke services, food and beverage selling places etc. 劇場、図書館、マッサージサロン、屋内（スポーツ）施設／スタジアム、会議室、薬局ビル、外来病院、ネットゲームセンター、カラオケサービス、飲食物の販売所等）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The Notification of Ministrial of Public Health No.19 B.E.2553 (A.D.2010) states that all public building and indoor workplace shall be designated as non-smoking areas. 公共保健省通達第 19 号 B.E.2553 (2010 年)は、多数の者が利用するすべての建物と屋内の職場を全面禁煙としている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The Notification of Ministrial of Public Health No.19 B.E.2553 (A.D.2010) states that all public transports shall be designated as non-smoking areas. 保健省通達第 19 号 B.E.2553 (2010 年)は、すべての公共公共交通機関を全面禁煙としている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		The Notification of Ministrial of Public Health No.19 B.E.2553 (A.D.2010) states that all indoor public place shall be designated as non-smoking areas.			

		保健省通達第19号 B.E.2553 (2010年)は、多数の者が利用するすべての屋内施設（飲食店等のサービス産業など）と屋内の職場を全面禁煙にしている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	The Ministry of Public Health Notification, No.19 B.E. 2553 (A.D.2010), designates all indoor workplaces and public places to be 100% smoke-free. Only international airport is allowed to designate smoking room in the building. 保健省通達第19号 B.E.2553 (2010年)は、すべての屋内の職場と多数の者が利用する屋内施設を完全禁煙としている。国際空港のビル内のみ、喫煙専用室の設置が認められている。 In the past two years, apart from Action on Smoking and Health (ASH Thailand), the Teachers Alliance Against Tobacco (TAAT) also focuses on preventing initiation of smoking in public places, especially among youth in schools as well as smoke-free home through several campaigns. 過去 2 年間、禁煙・健康増進協会（Action on Smoking and Health / ASH Thailand）の活動以外で、喫煙防止教師連盟（Teachers Alliance Against Tobacco / TAAT）はキャンペーンを通じ、公共的な場所での喫煙をしないための教育、特に、学校教育期間多数の者が利用する施設での喫煙開始の防止と、家庭内の禁煙に取り組んでいる。	

Other-26 パキスタン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	×はい	□いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		

		Pakistan has promulgated "Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker's Health Ordinance, 2002". Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all public places listed in Sections 2(c) and 3 of the Ordinance, as Smoke Free. パキスタンは"2002 年喫煙禁止および非喫煙者保護法"を公布した。その後、同法第 2 条(c)と第 3 条に記載された多数の者が利用する施設はすべて禁煙であると宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が、公布された。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Authorized persons to take action against the violators of tobacco control laws have been declared/listed in the law. A mechanism have been provided to take action againt the violators. Provincial and district governments are empowred to implement / enforce the tobacco control laws. 法律違反者を取り締まる担当職員は、法律に記載／一覧表記されており、違反を取り締まる仕組みが存在する。タバコ規制法を実施し、取り締まる権限は、州と県政府に与えられている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他 （詳細：Universities, Auditoriums, Conference Halls, Waiting Lounges 大学、講堂、会議場、待合ラウンジ）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□

		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他 （詳細：Amusement Centres, Public Offices, Cinema Halls, Hotel Lounges, Libraries 娯楽施設、官公庁、映画館、ホテルラウンジ、図書館）	×	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Pakistan has promulgated “Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker’s Health Ordinance, 2002”. Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all places of public work or use listed in Section 3 of the Ordinance, as Smoke Free. パキスタンは“2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”を公布。その後、受動喫煙および非喫煙者保護法第 2 条(c)と第 3 条に記載された、多数の者が利用する施設はすべて禁煙と宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が公布された。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Prohibition of Smoking & Protection of Non-Smokers Health Ordinance 2002 has introduced restrictions on smoking in public service vehicle including wagon,			

		bus, taxi, other public transports and also railways and aeroplanes. “2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”により、ワゴン、バス、タクシー、その他の公共交通機関と鉄道、飛行機を含む公共サービスを行う車両での喫煙規制が導入された。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Pakistan has promulgated “Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker’s Health Ordinance, 2002”. Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all places of public work or use listed in Section 3 of the Ordinance, as Smoke Free. パキスタンは“2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”を公布した。その後、受動喫煙および非喫煙者保護法第 2 条(c)と第 3 条に記載された、多数の者が利用する施設はすべて禁煙と宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が公布された。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Pakistan has promulgated “Prohibition of Smoking and Protection of Non-Smoker’s Health Ordinance, 2002”. Subsequently, an SRO (KE 51-2009) has been issued, declaring all places of public work or use listed in Section 3 of the Ordinance, as Smoke Free. Pakistan has enforced the law to protect people from exposure to tobacco smoke. Law enforcement agencies and other authorized persons have been trained. Awarness materials targetting non-smokers, to protect their right to breathe in clean air, have also been disseminated. パキスタンは“2002 年受動喫煙および非喫煙者保護法”を公布した。その後、受動喫煙および非喫煙者保護法第 2 条(c)と第 3 条に記載された、多数の者が利用する施設はすべて禁煙であると宣言した政令（SRO）（KE 51-2009）が公布された。パキスタンがこの法律を実施したのは、受動喫煙から国民を保護するためである。取り締まり機関や、その他の担当者達の研修が行われた。清潔な空気を呼吸する権利を守るため、非喫煙者の意識を高める資料も発信された。	

Other-27 シンガポール

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下のような適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ

資料 6

3.2.2.2		**3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。**		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	×はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking is prohibited under the Smoking (Prohibition in Certain Places) Act administered by the National Environment Agency (NEA). In addition, voluntary smoking restrictions in indoor places (house-rules) of hotels, private clubs, places of worship, casinos, are also administrative implemented and enforced by premise owners. 国家環境庁(NEA)が定めた喫煙（特定の場所での禁煙）法に準じた場所での喫煙は、禁じられている。さらに、ホテル、会員制クラブ、礼拝所、カジノ等の屋内の場所での自主的な喫煙規制（ハウスルール）も行政主導の下、施設所有者が実施している。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Under the Act, any person caught smoking at prohibited places is liable on conviction (in Court) to a fine not exceeding $1,000. Premise manager or operator caught for not performing their duties (i.e. inform person who smoke at prohibited to cease smoking, or request the person to leave the premise should the person not cease smoking) shall be liable on conviction (in Court) to a fine not exceeding $1,000 for the 1st offence and not exceeding $2,000 for the 2nd and subsequent offence. NEA officers carry out enforcement round at prohibited places on a daily basis. 法により、禁煙の場所で喫煙した者は（法廷で）1,000 シンガポールドル以下の罰金が科せられる有罪判決を受けることがある。義務を果たさない（つまり禁煙の場所で喫煙している者に喫煙をやめるよう忠告する、または、喫煙をやめない者にその場を去るよう要請する等）施設管理者や運営者は、（法廷で）初回は 1000 シンガポールドル以下の罰金、2 回目以降は 2000 シンガポールドル以下の罰金が科せられる有罪判決を受けることがある。国家環境庁(NEA)の職員が		

資料 6

		日常的に禁煙の場所を巡回する。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□

		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Places where smoking is prohibited under the Smoking (Prohibition in Certain Places) Act is given in the website: http://app2.nea.gov.sg/faq_smoking_ban_in_public_places.aspx 喫煙法（特定の場所での受動喫煙防止法）で喫煙が禁じられている場所は、上記ウェブサイトに掲載。 Note: All government offices are smoke-free through admistrative means. 注記：行政政策として、すべての官公庁オフィスは禁煙となっている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Please refer to the above link for places covered under NEA's Smoking (Prohibition in Certain Places) Act. 国家環境庁(NEA)の喫煙法（特定の場所での受動喫煙防止法）で対象となっている場所については上記リンクを参照。 In addition, under the Air Navigation Act (Chapter 6, section 3) administered by the Civil Aviation Authority of Singapore (CAAS), smoking is prohibited in any compartment of a Singapore aircraft at a time when smoking is prohibited in that compartment by a notice to that effect exhibited by or on behalf of the pilot-in-command of the air craft.　[Source 出典： http://www.caas.gov.sg/caasWeb2010/export/sites/caas/en/PDF_Documents/Legislation/ANO__inclusive_of_S570-2011_effective_4_October_2011.pdf] また、シンガポール民間航空庁(CAAS)が定めた航空法（第6章第3条）により、シンガポールのいかなる航空機内でも、機長やその代理により禁煙であることが通知されているときの喫煙は禁じられている。 For trains, the Rapid Transit Systems Regulations administred by SMRT prohibits smoking in any part of the railway premises where smoking is expressly prohibited by notice.　[Source 出典： http://www.smrt.com.sg/trains/documents/rts-regulation.pdf] 列車では、SMRT による高速輸送システム規制により、鉄道用地内のいかなる場所でも喫煙は固く禁じられている。			

		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Please refer to NEA's website: http://app2.nea.gov.sg/faq_smoking_ban_in_public_places.aspx for the list of smoke-free public places. 多数の者が利用する施設での禁煙については、上記ウェブサイトを参照。
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	No further amendments to the Smoking (Prohibition in Certain Places) Act in the past two years. 過去2年間、国家環境庁(NEA)の喫煙（特定の場所での禁煙）法の改正はなかった。 The smoking prohibition law is being reviewed and smoking will be prohibited in more public places in the coming year to include: common areas in residential buildings, including void decks, common corridors and staircases. Sheltered walkways, linkways and overhead bridges Outdoor hospital compounds A 5 metre buffer zone around bus shelters 受動喫煙防止法は見直しされており、来年には以下の場所も含め、より多くの多数の者が利用する施設で、喫煙が禁止される見通しである。 ヴォイドデッキ（1階にあるホール部分）を含む住居用建物の共用エリア、共用の廊下、階段。屋根等に囲まれた歩道、通路、歩道橋。屋外の複合病院施設。バスの待合所の周囲5m以内。	

Other-28 マレーシア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ

		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		The tobacco control enforcement activities are carried out by 3,500 health inspectors posted at 14 State Health Departments and District Health Offices throughout the country. These officers implement routine/ scheduled activities as well as various planned thematic enforcement operations conducted nationwide. The periodic, thematic operations is termed the "E-Infoblast". 州保健局と郡保健局から派遣された衛生検査官3,500人が、国全体でタバコ規制の取り締まりを実施している。衛生検査官は、ルーチンやスケジュールに沿った活動とあわせて、目的ごとに様々に計画された施策を全国で実施している。この定期的かつ目的をもった施策は"E-Infoblast"と呼ばれている。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他 （詳細：premise or vehicle 建物内や車両内）	×	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□

		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細: in any public lift or toilet; in any public vehicle or public transport terminal; in any airport 多数の者が利用するエレベーター、トイレ、公用車、公共交通機関の駅、空港）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）:			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	×	□
		● その他(詳細: エアコンを使用している飲食店・店舗）	□	×	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Complete banning of tobacco smoking in centralised air conditioning workplaces would be extended in future plans 集中制御型のエアコンを使用している職場も、将来計画では完全禁煙となる見通しである。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Currently it is completely banned in public transport			

		現在、公共交通機関は完全禁煙である。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Banning in shopping complexes, places of worship has already been undertaken ショッピングセンター、礼拝堂では、すでに禁煙が実施されている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	Two more public places have been designated smokefree since 2009, i.e. National Service Training Centres & Indoor Workplace with Centralised Air-Conditioning Systems. 2009年から、さらに、多数の者が利用する以下の二施設が禁煙となった。 国民服務訓練センター、集中制御型のエアコンを使用している屋内の職場	
3.2.2.9	**このセクションで網羅されていない関連情報がある場合は、以下の欄に記入。**	
	In April, 2010, The Melaka State Government i.e. one of the 15 states in Malaysia, which is also recognised as one of UNESCO World Heritage Sites had declared to be a "Smokefree City". The Malacca State Cheif Minister has also declared Malacca as a "Developed State" status at 20:10 hours, on the 20th. October 2010 or 20:10 (20.10.2010). 2010年4月マレーシアにある15州のひとつであり、ユネスコ世界遺産としても知られるマラッカ州の政府は“禁煙都市”宣言をした。2010年10月20日にマラッカ州の主席大臣は、マラッカ州を“先進州”であるとも宣言した。 Five zones (namely, Malacca world heritage city, Melaka Raya, Malacca International Trade Centre, Alor Gajah and Jasin town centres, all comprising of 338 hectares) were declared by the Health Minister as "Smokefree" areas in Malacca on June 15, 2011 which embarks upon the Ministry of Health's commitment to protect the public from the dangers of cigarette smoke, especially to women and children. マレーシア厚生省が、2011 年 6 月 15 日よりマラッカにて以下の 5 つの区域（具体的にはマラッカ世界遺産都市、マラッカラヤ、マラッカ国際貿易センター、アロー・ガジャ、ジャシン・タウン中心部からなる全部で 338 ヘクタールの地域）は、“全面禁煙”地域であると宣言した。これは、多数の者、特に女性や子どもをタバコの煙の害から保護するという厚生省の目標により始動した。	

Other-29 ブータン

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の	×はい	□いいえ

資料 6

		喫煙は禁止されていますか。			
3.2.2.1		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい		□いいえ
		● 州法	□はい		□いいえ
		● 行政命令	×はい		□いいえ
		● 自主協定	□はい		□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい		□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		The Act bans smoking in public places including commercial centres, recreation centres, institutions, public gatherings/places, public transportations and any other public places or areas as may be declared by the Tobacco Control Board (Chapter two "Protection from exposure to tobacco smoke", section 3). Most indoor workplaces are covered under these institutions. タバコ規制法（第2章” タバコの煙にさらされることからの保護”、第3条）により、商業地区、レクリエーションセンター、公共機関、公共の集まり／場、公共交通機関、その他のタバコ規制理事会が指定する多数の者が利用する、施設・エリアを含む公共空間での喫煙は禁止されている。屋内の職場のほとんどは、この規制の対象となっている。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい		□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		The persons-in-charge of the establishments and authorized officers/ law enforcement personnel are mandated to supervise, inspect and enforce and implement Chapter Two (sections 4 to 10). 施設責任者、担当職員、取締官は第２章（第４条から10条）施行の監督・検査・取り締りを行う義務がある。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	□	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Section 4 to 10 of the Tobacco Control Act of Bhutan 2010 provides an identification of a person-in-charge who is an owner, manager, supervisor or a person responsible for the operation of the public place or public transport			

		designated in section 3. The following measures are effective from 1st January 2011: ブータンのタバコ規制法（2010年）第4条から第10条は、多数の者が利用する施設や第3条の指定する公共交通機関の運営を任された所有者、管理者、監督者等の責任者の存在を明らかにしている。以下の手段は、2011年1月から実施されている。 - The person-in-charge shall display notices indicating smoking is prohibited in the area. 責任者は、禁煙エリアであることを示す標識を掲示する。 - The person-in-charge shall supervise and carry out measures to ensure that no person smokes in violation of the provisions of the Act. 責任者は、タバコ規制法の規定に違反して喫煙する者がいないよう監視し、必要な対策を取る。 - The person-in-charge who finds a person smoking in contravention of Section 3 shall request the offending person to refrain from smoking and if the offending person continues to smoke, the person-in-charge shall demand the offender to leave the place or transport. 第3条に違反して喫煙する者を発見した責任者は、違反者に対して喫煙をやめるよう要請する。もし違反者が喫煙をやめなければ、責任者は違反者に、その場所や交通手段から立ち去るよう要求する。 - Where the offending person refuses to stop smoking or leave, the person-in-charge shall report to an authorized officer or law enforcement personnel もし違反者が喫煙を継続し、その場を立ち去らない場合、責任者は担当職員か取締官に通報する。 - The person-in-charge of the hotels, motels, guesthouses, inns and lodgings shall arrange smoking floors or smoking rooms/spaces as appropriate. ホテル、モーテル、ゲストハウス、旅館、ロッジの責任者は、喫煙フロアや喫煙室・スペースを必要に応じて設けることができる。
		● 公共交通機関での禁煙
		同上。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での

		禁煙
		同上。
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	The persons-in-charge of the establishments and authorized officers/ law enforcement personnel are mandated to supervise, inspect and enforce and implement Chapter Two (sections 4 to 10). http://www.bnca.gov.bt/themes/acquia_marina/DownloadsBNCA/TobaccoControlNotic-English.pdf 施設責任者、担当職員、取締官は第 2 章（第 4 条から 10 条）施行の監督・検査・取り締まりを行う義務がある。詳しくは、上記 URL を参照。	

Other-30 ネパール

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	×いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Tobacco Product (Control and Regulatory) Act, 2011 says; no person shall be allowed to smoke or consume tobacco products in public places. The following places shall be considered as public places: 2011年のタバコ製品（管理規制）法は、多数の者が利用する施設でのタバコ製品の喫煙・使用を禁止している。		

資料 6

		以下の場所は、多数の者が利用する施設とみなされる。 (a) The bodies, institutions and offices of the State and of the Government, 国・政府の団体・機関。 (b) Educational institutions, libraries, training and health related institutions, 教育機関、図書館、訓練や医療関連施設。 (c) Airport, airlines and public transportations, 空港、航空交通機関、公共交通機関。 (d) Child Welfare Homes, Child Care Centers, Old Age Homes, Orphanage, Children Park and club, 児童福祉ホーム、保育所、老人ホーム、孤児院、児童公園、児童クラブ。 (e) Public toilets, 公衆トイレ。 (f) Work place of industries and factories; 製造業や工場の職場。 (g) Cinema hall, cultural centers and theatres. 映画館、文化センター、劇場。 (h) Hotel, motel, resort, restaurant, bar, dining hall, canteen, lodge, hostel and guest houses, ホテル、モーテル、リゾート、バー、会食室、食堂、ロッジ、ホステル、ゲストハウス。 (i) Stadium, covered halls, gymnasium, swimming pool houses, スタジアム、屋根付きのホール、体育館、屋内プール。 (j) Departmental store and Mini market, デパート、小規模の市場。 (k) Pilgrimage and religious places, 巡礼所、礼拝所。 (l) Public bus stand and ticketing center. 多数の者が利用するバス停、チケット売り場。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
		Ministry of Health and Population, Assistant CDO and the manager of the public places are responsible for the enforcement and implementation of the act. 保健・人口省、多数の者が利用する施設の管理者が、法の施行・実施をする。			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	**完全規制**	**部分規制**	**規制なし**
		屋内の職場			
		● 官公庁	×	□	□

資料 6

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Tobacco smoking is completely banned in indoor workplaces.　No person is allowed to smoke or consume tobacco in indoor work places. 屋内の職場は、完全禁煙である。屋内の職場でのタバコの喫煙・使用は、禁止されている。			

		● 公共交通機関での禁煙
		Tobacco smoking is completely prohibited in public transport. No person is allowed to smoke in transportation in a way that may affect other person. 公共交通機関は、完全禁煙である。屋内の職場でのタバコの喫煙・使用は、禁止されている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Tobacco smoking is banned in indoor public places. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙は、禁止されている。
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	Tobacco Products (Control and Regulatory) Act, 2011 is effective since 7 August 2011 that guarantees every Nepalese the right to a smoke free environment. The Act probihits smoking in indoor workplaces, public transport and indoor public places. 2011 年のタバコ製品（管理規制）法は 2011 年 8 月 7 日に施行された。この法律はすべてのネパール国民にタバコの煙のない環境を求める権利を保障した。法により屋内の職場、公共交通機関、多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での喫煙が、禁止された。	

Other-31 ベトナム

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	□はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ

資料 6

		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他 （詳細：places where burnings and explosion can be easily happened 火災・爆発が起こりやすい場所）	×	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

資料 6

		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The Gov. has issued documents of banning smoke in indoor workplaces: Gov. Resolution No 12/2000/NQ-CP, Article II.1(e); No 12/2000/NQ-CP, Article II.1(e) Prime Minister Decision No 1315/2009/QD-Ttg and some related documents issued by Ministries. ベトナム政府は、屋内の職場での禁煙を定めた以下の公文書を発行した。政府決定No 12/2000/NQ-CP, Article II.1(e)、首相決定No 1315/2009/QD-Ttgと関連した公文書を数件、省庁が発行。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		The Gov. has issued documents of banning smoking in public transport: Derective No 02/2005/CT-BGTVT; Decision No 1315/2009/QD-TTg and some other documents. ベトナム政府は、公共交通機関での禁煙を定めた以下の公文書を発行した。首相指示No 02/2005/CT-BGTVT、首相決定No 1315/2009/QD-TTg等。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		The Gov. has issued documents of banning smoke in indoor public places: The Directive No 14/2002/CT-BVHTT; Decision No 4579/2009/QD-TTg; Decision No 1315/2009/QD-TTg and some other documents. ベトナム政府は、多数の者が利用する施設内での禁煙を定めた公文書を発行した。首相指示No 14/2002/CT-BVHTT、首相決定No 4579/2009/QD-TTg、首相決定No 1315/2009/QD-TTg等が発行された。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、				

	過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。
	The Government has issued many documents on protection from exposure to tobacco smoke, but the implementation are not good enough because we still do not have an effective mechanism to enforce the ban. ベトナム政府は、受動喫煙からの保護に関する公文書を数多く発行した。しかしベトナムには、禁煙を取り締まるための効果的な仕組みがいまだ存在していないため、禁煙が十分に実施されていない。

Other-32 ブルネイ

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Smoking was prohibited in almost all public places except parks and sports facilities; smoking rooms were allowed in certain specified places e.g. private companies and airport 公園やスポーツ施設以外の、多数の者が利用するほぼすべての施設で喫煙が禁止された。特定の施設には喫煙室の設置が認められた。例：一般企業、空港		
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。		
		The national laws contain provisions for penalties and compounding (issuance of fines).　国法は、罰則と罰金について定めている。		

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	□	×
		● フェリー	□	□	×
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	□	□	□
		● ナイトクラブ	□	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			

		● 屋内の職場での禁煙
		Partial ban of tobacco smoking at private companies i.e. smoking rooms allowed – according to the Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007, enforced since June 2008 一般企業での喫煙は、部分的に禁止されている（つまり喫煙室の設置は認められている）。2008年6月に施行された2007年タバコ通知に準拠。
		● 公共交通機関での禁煙
		Complete, including smoking ban at the terminal - according to the Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007, enforced since June 2008 駅を含め、完全禁煙である。2008 年 6 月に施行された 2007 年タバコ通知（特定の場所での禁煙）に準拠。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Complete ban - according to the Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007, enforced since June 2008 完全禁煙である。2008 年 6 月に施行された 2007 年タバコ通知（特定の場所での禁煙）に準拠。
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	Tobacco (Prohibition in Certain Places) Notification 2007 has been reviewed, new amendments in 2012 2007 年のタバコ通知は見直しされ、2012 年に改正された。	

Other-33 モンゴル

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ

資料 6

		● 州法	□はい	×いいえ
		● 行政命令	□はい	×いいえ
		● 自主協定	□はい	×いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		
		Tobacco Control Act 2005; see as annex to the first implementation report 付属資料　初回実施報告書　2005 年タバコ規制法を参照。 タバコ規制法第一条 The purpose of this law is to define the legal framework of tobacco control on protection of the population from the negative consequences of tobacco consumption and passive smoking (exposure to tobacco smoke) and to regulate the relations raised in connection with responsibilities of the state, citizens, business entities and organizations. タバコ規制法の目的は、公衆を喫煙と受動喫煙（タバコの煙にさらされる事）の悪影響から守るためのタバコ規制に関する法的枠組を築くこと、ならびに、国、一般市民、企業や企業組織の責任に関する規定を設けることである。		
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**		
		Articles 11 to 13 of the Act　タバコ規制法第11条から13条を参照。 **Article 11. Monitoring the execution of legislation on tobacco control** **第11条　タバコ規制法施行の監視** 11.1. The monitoring of the execution of legislation on tobacco control at the state level shall be carried out by the government, Governors of all levels, State administration agency in charge of professional inspection, police department and other organizations and officials, which have been authorized to this effect, respectively according to their authority; 11.1.　国内のタバコ規制法の施行の監視は、全政府、全首長、専門的な検査の実施を管轄する国の行政機関、警察、任命された他の機関や当局が実施。		

		11.2. The administration of business entities, organizations and their affiliates shall monitor the execution of legislation on tobacco control within their framework of authority, stated in the present law. 11.2. 企業や企業組織とその関連会社は、法で与えられた権限において、タバコ規制の施行を監視する。 11.3. The Association for the protection of consumer's rights and other non-governmental organizations may carry out public monitoring of the execution of legislation on tobacco control 消費者協会やその他の非政府機関が、一般市民のタバコ規制法遵守を監視する。 **Article 12. Filing complaints 第12条 通報** 12.1 Citizens and legal personality can file complaints to the related bodies, officials and courts if they consider to have suffered their rights and legal interests due to violation of laws and requlations on tobacco control . 12.1 市民や法人は、自らの権利が侵害されたと考えられる場合に、関連する機関、当局、裁判所に通報することができる。 **Article 13. Liability for offenders of legislation** **第13条 法律違反者の過失責任** 13.1. In case of the violation of the legislation on Tobacco Control, Governors of the soum, district, bag, horoo and an authorized police officer and state inspector, shall impose the following administrative penalties on the guilty person for the offence, if the offence is not punishable under the Penal Code: 13.1. タバコ規制法に違反した場合、もし刑法で違反を罰することができなくても郡・地区・村・horoo の知事、警察官、国の捜査官は、違犯者に以下の行政罰の処分を下すことができる。 13.1.1. In case of the violation of the article 6.4, 6.6, 6.7.1- 6.7.6, 6.7.8, 8.2 of this law, tobacco and illegal revenues shall be confiscated and the offending citizen, official and business entities shall be imposed fines of MNT 30000-50000, 40000-60000 and 230000-250000 respectively; 13.1.1. タバコ規制法第 6.4 条、6.6 条、6.7.1 条から 6.7.6 条、6.7.8 条、8.2 条に違反した場合、タバコと違法な収益が没収される。違反した市民、公職団体、企業にそれぞれ 30000 から 50000 トゥグルグ、40000 から 60000 トゥグルグ、230000 から 250000 トゥグルグの罰金が科せられる。

資料 6

3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	□	×	□
		● 教育施設	□	×	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	□	×	□
		● 列車	□	×	□
		● フェリー	□	×	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	□	×	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	×	□
		● その他（詳細：petrol stations and petrol and flammable substances warehouse ガソリンスタンド、ガソリンや可燃物倉庫）	×	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	×	□
		● ナイトクラブ	□	×	□
		● レストラン	□	×	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□

3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。
		● 屋内の職場での禁煙
		separate rooms allowed for smoking 隔離された喫煙室が認められている。
		● 公共交通機関での禁煙
		not allowed 禁煙である。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		separate rooms allowed for smoking 隔離された喫煙室が認められている。
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	revised draft for 100% smoke-free facilities submitted to the Parliament for its approval in October 2010. 施設内の完全禁煙化に関する改正草案は、**2010**年**10**月の可決に向けて国会に提出された。	

Other-37 バルバドス

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	×はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		

資料 6

		A comprehensive ban on smoking tobacco in public places, defined as: building, place, facillity or structure owned by the Crown; places or buildings that are fully or substantially enclosed; libraries, museums, historic sites or those of archealogical significnce to which the public has access whether paying or not 以下のような多数の者が利用する施設での喫煙は、全体的に禁止されている。国王所有の建物、場所、施設、建造物。完全に、または実質的に屋内の場所や建物。利用料金の有無に関わらず、図書館、博物館、史跡や、多数の者が訪れる考古学的に重要な場所等。			
3.2.2.4		**3.2.2.2 で "はい"の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。**	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4 で"はい"と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。**			
3.2.2.6		**3.2.2.1 で"はい"の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。**	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他 （詳細：historic sites and those of agricultural significance 史跡、農業的意義のある場所）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	□	□	□
		● 列車	□	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両	×	□	□

資料 6

		（タクシー、救急車、配達車）			
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
3.2.2.8	条約第 **8** 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 **2** 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	Legislation was enacted in October 2010 法律は、2011 年 10 月に施行された。				

資料 6

Other-41　ナミビア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	×はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	×いいえ	
		● 行政命令	□はい	×いいえ	
		● 自主協定	□はい	×いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		A circular is in existence since 1997 prohibiting smoking in public and government premises.　Article 22 of the 2010 law refers to measures protecting people from exposure to tobacco smoke. See Annex 3. 多数の者が利用する施設と官公庁での喫煙が禁止され、1997 年より巡回が行われている。2010 年の法律第 22 条は、受動喫煙から多数の者を保護する手段について定めている。詳しくは、添付資料 3 を参照。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
		Inspectors will perform enforcement activities, as stipulated by article 29 of the Act (Provisions on enforcement of the Act). 法律（取り締まり規定）の第 29 条に基づき、検査官が取り締りを行う。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□

		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	×	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			
		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	×	□	□
		● パブ・バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		The smoking ban applies to all public places.　Public places are defined in Article 1 (Definitions) of the law. (See Annex 3.)　This definition applies to all work places. 多数の者が利用するすべての施設で、喫煙が禁じられている。多数の者が利			

		用する施設の定義は、法律の第 1 条に定められている（添付資料 3 参照）。すべての職場が、この定義の対象となっている。
		● 公共交通機関での禁煙
		Smoking is prohibited on all public transport. すべての公共交通機関で、喫煙が禁じられている。
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙
		Smoking is prohibited in all indoor public places. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）のすべてで、喫煙が禁じられている。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	In protecting the public from tobacco exposure the Act provides for prohibition of smoking within a certain distance from a window of, ventilation inlet of, doorway to or entrance into a public places. The regulations will stipulate the distance. 多数の者を受動喫煙から保護するため、法律では、窓、換気扇の吸気口、多数の者が利用する施設への出入り口や玄関等から一定の距離内での喫煙を禁止している。その距離は法律によって定められている。	

Other-43 ケニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	□はい	□いいえ
		● 州法	□はい	□いいえ
		● 行政命令	□はい	□いいえ
		● 自主協定	□はい	□いいえ

		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	□いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	×	□	□
		● 医療施設	×	□	□
		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	□	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	□	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	×	□	□
		● 自家用車	□	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）			

		● 文化施設	×	□	□
		● ショッピングセンター	□	□	□
		● バー	×	□	□
		● ナイトクラブ	×	□	□
		● レストラン	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Smoking prohibited in all workplaces すべての職場で、喫煙が禁じられている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Protection from exposure to tobacco smoke in public transport 公共交通機関では、受動喫煙からの保護対策が行われている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙			
		Smoking is prohibited in all indoor and outdoor public places 屋内と屋外の多数の者が利用するすべての施設で、喫煙が禁じられている。			
3.2.2.8	条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。				
	The Tobacco Control Act enacted in 2007 prohibits smoking in ALL public places. 2007年に受動喫煙防止法が施行され、多数の者が利用する“すべて”の施設で喫煙が禁止された。 To enforce this requirement, owners of such places are required to display warning of this prohibition including the penalties. 規制の取り締りのため、多数の者が利用する施設の所有者は罰則も含めた禁煙の警告を掲示することが義務付けられている。 Over 1,200 enforcement officers have been trained to enforce these				

	provisions.　取り締まりを目的として、1200名の取締官が研修を受けた。 The Ministry of Public Health continuously reminds the public of the provisions of the law to ensure sustained compliance.　持続的な法の遵守を目指し、公衆衛生省は禁煙規制について継続的に国民に広報している。

Other-44　タンザニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	□いいえ	
3.2.2.2		**3.2.2.1** で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	□はい	□いいえ	
		● 州法	□はい	□いいえ	
		● 行政命令	×はい	□いいえ	
		● 自主協定	×はい	□いいえ	
		● その他の手段（詳細：　）	□はい	□いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		**3.2.2.2** で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	□はい	×いいえ	
3.2.2.5		**3.2.2.4** で“はい”と答えた場合は、システム／社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		**3.2.2.1** で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場：			
		● 官公庁	□	×	□
		● 医療施設	×	□	□

資料 6

		● 教育施設	×	□	□
		● 大学	□	×	□
		● 一般企業	×	□	□
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		公共交通機関：			
		● 飛行機	×	□	□
		● 列車	×	□	□
		● フェリー	×	□	□
		● 陸上公共交通機関 （バス、トロリーバス、列車）	×	□	□
		● 業務用車両 （タクシー、救急車、配達車）	□	×	□
		● 自家用車	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
		多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）：			
		● 文化施設	□	×	□
		● ショッピングセンター	□	×	□
		● パブ・バー	□	□	×
		● ナイトクラブ	□	□	×
		● レストラン	□	□	×
		● その他（詳細：　）	□	□	□
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		It is forbiden to smoke in workplaces　　職場での喫煙は、禁じられている。			
		● 公共交通機関での禁煙			

資料 6

		It is not allowed to smoke in Public transport 公共交通機関での喫煙は、禁じられている。
		● **多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙**
		It is very difficult to enforce this. 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）を禁煙にすることは、たいへん困難である。
3.2.2.8	**条約第 8 条（タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約）の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。**	
	No、 ない。	

産経新聞　平成25年(2013年)4月23日　火曜日

健康のため屋内全面禁煙を

分煙の喫煙室、大気汚染は北京の倍

分煙のために設置された喫煙室内は北京を上回る大気汚染濃度―。東京都内のオフィスの喫煙室で「PM2・5（微小粒子状物質）」の濃度を測定したところ、こんな結果が出た。喫煙者・非喫煙者双方に配慮しての分煙だが、専門家は「北京でも警報が出るレベルの汚染環境に喫煙者をさらすのは問題」と警鐘を鳴らす。

（平沢裕子）

受動喫煙防げず

「これはすごい。北京の大気汚染が最悪だった日の約2倍の汚染レベルだ」

今月中旬、東京都内のオフィス内に設置された喫煙室でPM2・5濃度を測定していた産業医科大学・健康開発科学研究室の大和浩教授は思わず声を上げた。

約9平方㍍の喫煙室内で喫煙していたのは10～15人。約7分間の測定中、PM2・5濃度の最高値は1立方㍍当たり1550㌍、最低値は同625㌍。北京の最悪の日は同700～800㌍だ。このオフィスでは喫煙室のドアをはさんで飲料の自動販売機が設置され、この部屋の最高値は同50㌍超。喫煙室内に比べればかなり低いが、感受性の高い人の呼吸器に症状が現れるレベルで、明らかに受動喫煙の状態だ。

もちろん喫煙室に一日中いる人はいない。しかし、たばこの煙の中には70種類近い発がん性物質が含まれ、それを吸い込むことは短時間でも体に悪影響を与えることがさまざまな研究から示されている。

平成15年施行の健康増進法で受動喫煙対策が施設管理者の努力義務となったこともあり、この10年ほどで多くの職場では建物内に喫煙室を設置することで分煙対策を進めた。

しかし、建物内の喫煙室は喫煙者が出入りする際にたばこの煙が漏れ、非喫煙者の受動喫煙を完全には防げない。喫煙室を掃除する人も職業的な受動喫煙にさらされる。さらに、屋内の喫煙室は換気が不十分で、屋外に比べて健康を害する可能性が高い。

大和教授は「自分や他人が吐き出した煙がこもる劣悪な喫煙室を利用させられることは、喫煙者本人にとっても気の毒なこと。喫煙者の中には病気になってもいいから吸いたいという人もいるが、喫煙関連疾患による医療費は非喫煙者も担っている。個人の嗜好や趣味で片付けられる問題ではない」と指摘する。

必要な禁煙環境

受動喫煙を防ぐため、日本も批准する「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（たばこ規制枠組条約、FCTC）」のガイドラインでは建物内の完全禁煙を勧めている。建物内が全面禁煙になれば、就業中は喫煙がほぼ不可能になる。喫煙者にとってはかなり厳しい状況に追い込まれるが、「吸えない環境をつくってあげることが長い目でみれば喫煙者のためになる」と大和教授。

大和教授もかつては喫煙者。浪人時代から吸い始め、呼吸器内科医になってからもやめられず、16年間で7回の禁煙に失敗。職場の禁煙環境が整ったことでようやく禁煙に成功し、環境の大切さを身をもって知った。

大和教授は「屋内に喫煙できる場所がある限り、そこで働く人の受動喫煙はなくならない。非喫煙者の受動喫煙を防ぎ、喫煙者の健康のためにも屋内の全面禁煙化を進めるべきだ」と話している。

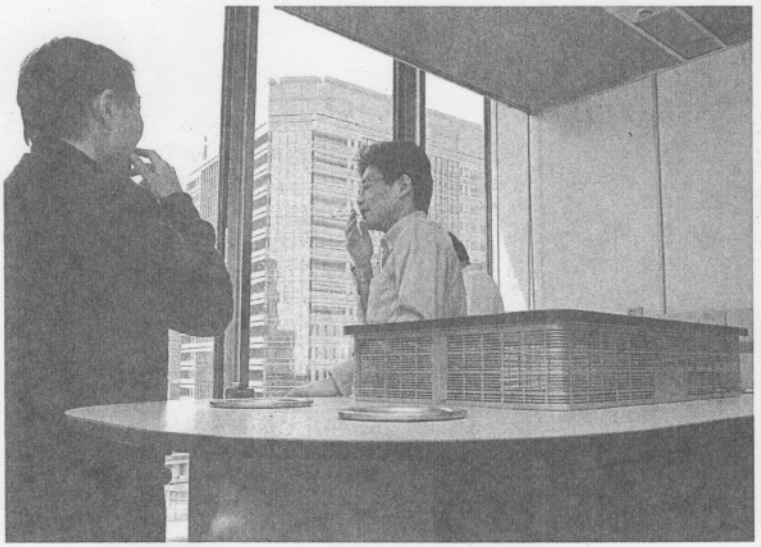

分煙のためにオフィス内に設置された喫煙室。10人以上が喫煙すると北京の最悪日の倍の大気汚染濃度となる

喫煙率減少に目標値

今年から開始された「健康日本21（第2次）」では、喫煙率と受動喫煙機会の減少に関する目標値が初めて定められている。具体的には、平成34年までに成人の喫煙率を12％まで減少させる▷未成年者・妊娠中の喫煙をなくす▷受動喫煙のない職場の実現―などが挙げられている。

また、厚生労働省は今月、「第1回たばこの健康影響専門委員会」を開催。たばことその成分の健康影響について科学的知見から検討し、報告書をまとめ、今後の施策の参考にする。

2013年(平成25年)5月12日(日曜日)　読売新聞

庁舎全面禁煙 32道府県

厚労省調査 県庁所在地は18市

受動喫煙対策で国が求めている地方自治体庁舎の禁煙化について、建物内を全面禁煙としている都道府県は約7割にとどまることが、厚生労働省研究班(代表＝大和浩・産業医大教授)の調べでわかった。県庁所在地の市や東京都の特別区はさらに実施率が低かった。

都道府県と県庁所在地の市、政令市、東京都23区の計121自治体に、2012年5月に調査票を送り、全てから回答を得た。

今年3月の時点で、47都道府県のうち32道府県で建物内禁煙が行われていた。議会棟・フロアまで禁煙化されているのは9府県だった。厚労省は10年2月の健康局長通知で、「少なくとも官公庁や医療施設は、全面禁煙とすることが望ましい」としている。建物内を全面禁煙としている32道府県のうち、15県は通知以降に禁煙化されていた。

県庁所在市の46市のうち、一般庁舎内を全面禁煙としているのは18市、議会棟・フロアも禁煙なのは13市だった。東京都23区では、一般庁舎内を全面禁煙にしているのは4区。政令市では20市のうち10市だった。

大阪府、福島市、大阪市、神戸市、足立区は議会部分まで含めて敷地内を全面禁煙としていた。長野県、大阪市、堺市、北九州市、足立区は勤務時間中の喫煙を禁止していた。

大和教授によると、建物内に喫煙室がある場合、廊下への漏れを防げないうえ、喫煙者自身や掃除をする人が高い濃度の受動喫煙にさらされる。大和教授は「受動喫煙を防ぐには建物内全面禁煙が必要。主要自治体は他の模範として、率先して進めてほしい」としている。

企画・制作／朝日広告社

健康最前線シリーズ

5月31日は世界禁煙デー

産業医科大学
産業生態科学研究所
教授・医学博士
大和　浩

タバコの煙は典型的なPM2.5

今年2月、中国からの越境汚染、直径が2.5μm以下の微小粒子状物質（PM2.5）が社会的な問題となりました。マスクをしたり、自治体が発表する「本日のPM2.5濃度」をみて外出をやめた人も多かったことと思います。しかし、PM2.5による大気汚染を怖がるよりもタバコ煙の方が重要であることをご存じでしょうか。

さて、空が青いのは高空に浮かんでいる微粒子が太陽光線の青い波長（約0.4μm）の一部を乱反射するからです。雲の粒子は1μmよりも大きいため赤い波長（約0.7μm）を含むすべての波長を乱反射して白く見えます。つまり、タバコの先端から発生する副流煙が青紫に見えるのは、その直径が青い光の波長と同じ0.4μmだからです。喫煙者が吸い込んだタバコ煙は、湿度100％の肺の中で約1μmに膨張するので口から吐き出される煙は白く見えるのです。タバコ煙は60種類以上の発がん性物質を含んでいるため、有害性の高いPM2.5なのです。だから、タバコ煙を吸う人はもちろん、受動喫煙に曝露される人も肺の奥まで粒子が浸入して病気を起こすのです。

1月1～31日のPM2.5観測データ

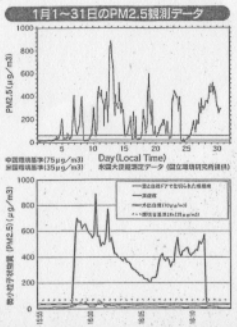

上の図は今年1月の北京市内のPM2.5、下は喫煙席を壁と自動ドアで仕切った喫茶店の喫煙席と禁煙席のPM2.5です。喫煙席はタバコ煙が籠もって北京のひどい日と同レベル（400～800μg／m3）、禁煙席に漏れ出したタバコ煙は外出自粛レベル（70μg／m3）でした。

健康を守るために重要なことは、①喫煙者は禁煙外来へ行って禁煙すること（自力でやめられる人はすでにやめています）、②吸わない人はタバコ臭い場所に入らないこと、です。

禁煙治療の正しい知識の普及に努めて参ります　（順不同）

禁煙治療・生活習慣病の御相談承ります。
千代クリニック
院長　平山　祐義
往診可　内科・循環器内科・リハビリテーション科
診療時間　月・火・木・金　午前 9:00～13:00　午後 14:30～18:00　水・土　午前 9:00～13:00
休診日　日曜・祝日／水・土曜午後（ただし、急患はこの限りではありません。）
〒807-1112 北九州市八幡西区千代1丁目7-3（都市高速小嶺インター出口ソバ）
Tel.093-614-5558　Fax.093-614-5561

日本内科学会認定総合内科専門医
日本呼吸器学会認定呼吸器専門医
日本呼吸器内視鏡学会認定気管支鏡専門医
医療法人
さかい内科呼吸器科医院
理事長　坂井　二郎
入院可　禁煙治療行っています
〒808-0034 北九州市若松区本町3丁目4-10
TEL.093-751-2790

内科・消化器科
田中クリニック
生活習慣病・介護予防 筋トレ室併設
院長　田中　裕
北九州市若松区島田3-2-9
TEL.093-791-6675

胃腸科・外科・リハビリテーション科
ごしまクリニック
院長　五島　秀行
禁煙外来治療行っております。
北九州市八幡西区本城東1丁目14-14
TEL.093(693)1610

医療法人
やまさき内科医院
院長　山崎　範子
北九州市小倉北区黒原3丁目2-32
TEL.093-921-7800

医療法人　ことぶき会
川波医院
理事長　川波　潔
院長　川波　壽
初回の禁煙外来は電話予約制です。
直方市津田町11-32
http://www.kawanami-cl.com/
TEL.0949-22-0252

医療法人
大串皮膚泌尿器科医院
●診療時間
月～金：9:00～12:30、14:00～18:00
土：9:00～12:30
日・祝日・水午前（第2・火曜を除く）休診
理事長　大串　康之
院長
北九州市小倉北区金鶏町1-38
☎093(651)3253

看護とリハビリテーションに力を入れてます
ニコチン依存症管理認定施設・通所リハ・訪問リハ
医療法人　神原クリニック
院長　江崎　嘉春
禁煙外来　整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・眼科・骨粗鬆症外来
北九州市八幡西区西神原町9-19　TEL093(642)8088

内科・循環器内科　呼吸器内科・リハビリテーション科
二宮内科循環器科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30～12:30	○	○	○	○	○	○	／
14:00～18:00	○	○	○	／	○	／	／

木・土は12:00まで往診応相談
禁煙治療行っています
北九州市八幡西区光明2丁目4-13　☎(093)693-2038（にのみや）

禁煙治療
ながた内科クリニック
内科・リハビリテーション科
院長　永田　一彦

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	○	○	○	○	○	○
14:00～18:00	○	○	○		○	

日・祝日 休診
※火曜日の午後2時～4時は往診の為、お待ちいただく場合があります。
〒808-0144
北九州市若松区高須東4丁目3-1
TEL.093-742-7770　FAX.093-980-2956
ホームページ http://www1.bbiq.jp/nagata-clinic

日本内科学会認定総合内科専門医・日本糖尿病学会認定糖尿病専門医
日本消化器病学会認定消化器病専門医
HIROHATA CLINIC
廣畑内科クリニック
We are here to help You
医学博士・院長　廣畑　佳秀
〒807-0857 北九州市八幡西区北筑2-19-15（永犬丸中央公園前）
TEL.093-693-1511　FAX.093-693-1516
http://www.hirohata-naika-clinic.com/

県庁舎禁煙 議会は「聖域」？

31日は世界禁煙デー。法律や国の後押しもあって、国内でも受動喫煙＝🔑＝を防ぐ対策が広がる。特に役所の庁舎は全面禁煙が当たり前になっているが、唯一、例外なのが議員たちの控室。長野県庁の議会棟で各会派の部屋はたばこのにおいが充満している。（軽部理人）

厚労省通知後も喫煙「自由」

議会棟の控室

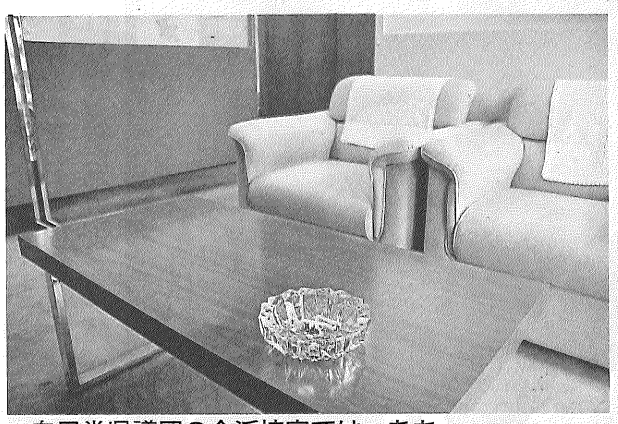

自民党県議団の会派控室では、あちこち灰皿が常備されている＝県庁

3月上旬。県議会の本会議で、民主・社民系会派「改革・新風」の山岸喜昭県議が、県の受動喫煙対策を質問した。

「長野県も、神奈川県の受動喫煙防止条例のように規制を考えてもよいのではないか」

たちまち自民党県議を中心にヤジが飛んだ。

「バカ言ってんじゃないよ」「それなら酒をやめろ」。ヤジを飛ばした県議の一人は「喫煙は個人の自由だ。どこで吸ってもいいじゃないか」と言った。

山岸県議は「国が受動喫煙対策を進める中、長野県も長寿県として、もっと強く取り組むべきだと思った」と質問をした理由を語った。「でも、うち（議会）がこの状態だと、なかなか難しそうですね」。苦笑いしながら移した視線の先には、改革・新風の控室にある「喫煙部屋」があり、数人が紫煙をくゆらせていた。

公共施設での受動喫煙の防止をうたった健康増進法が施行されたのは03年。厚生労働省は2010年と12年の2回、都道府県に「官公庁や医療施設は全面禁煙が望ましい」とする健康局長名での通知を出した。

県庁では同法の施行を受け、当時の田中康夫知事が庁舎内の全面禁煙を決定。喫煙所を閉鎖した。

いま、県庁舎内でたばこを吸える場所は、「屋上」「外のプレハブ小屋」「議会棟近くの屋外喫煙所」の3カ所しかない。

同じ敷地にあっても議会棟の会派控室は自由にたばこが吸える。

受動喫煙

厚労省は「室内またはそれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる」状態と定義していて、肺がんや循環器疾患などのリスク上昇を示す研究成果がある。国立がん研究センターは2010年、「受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡者数は年間約6800人」とする推計結果を発表している。

同省は昨年2月2022年度までに受動喫煙をしたと回答する人の割合を行政機関や病院などで0％、飲食店を現状の50・1％から15％とする目標値を初めて設定した。

県内喫煙率 全国平均下回る

県内の喫煙率は、全国平均の推移と同様、年々減り続けている。県が2010年に公表した喫煙率によると、男性の喫煙率は28・1％（全国32・2％）、女性は5・6％（同8・4％）と、いずれも全国平均を下回っている。

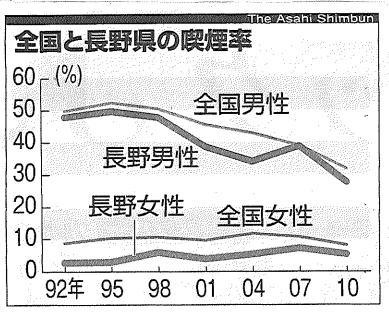

また、国の国民健康・栄養調査によると、06年～10年に県内に住む20歳以上の男性で習慣的に喫煙している人の割合は33・3％で、順位は全国では下から4番目と低い。また、未成年者の喫煙経験率も全国を大きく下回るなど、たばこを吸わない人が多い県と言える。

ルールは各会派任せに

元知事と遺恨も

会派ごとに、紫煙の濃さには違いがある。

まず前出の改革・新風（14人）。喫煙は控室内の小部屋に限っている。空気清浄機はあるが、換気設備はなく、扉の開閉時に外に煙が漏れる。

最大会派の自民党県議団（20人）は「各議員の良識に任せている」という。平野成基団長は「各県独自の事情があるし、議員たちが他人に迷惑をかけているとは思わない。喫煙者は貴重なたばこ税を納めているので、規制をするのも話が違うと思う」。

たばこを吸うある同党県議は「喫煙所に行く往復の時間がもったいないし、逆に非効率」と主張。議会棟活用課は「問題意識はある」というが、管理は各会派に任せており、県も口出しできない状況という。

控室には県職員が常駐し、他の県職員も条例案の説明などで出向く。陳情に訪れる県民もいる。議会棟の禁煙化について、県財産

内の通路は禁煙だが、「控室外の廊下に喫煙ブースでもつくってくれれば、そっちを使うけど」と言った。

県政ながの（6人）も控室で自由に吸うことができる。県民クラブ・公明（8人）と共産党（6人）はベランダに限って喫煙可としている。

県議会が禁煙化に踏み切らないのは、なぜか。一因として過去の遺恨を挙げる県議がいる。

県庁の全面禁煙を決めた田中元知事は、各議会の会派に、議会棟の控室も禁煙にするよう求める要請書を何度も出した。だが、当時は知事と議員たちの確執が激しく、議会側は知事の要求をことごとくはねつけていた。当然、議会棟の全面禁煙化も無視した。

また、このころは、「官公庁や医療施設は全面禁煙が望ましい」という厚労省の通知もまだなかった。

時代は変わったが、阿部守一知事は24日の会見で、「（控室の）ルールを決める人たちが、しっかり考えてもらう話だと思います」と各会派の判断に任せる考えを示している。

専門家「長寿県、賛成したら」

「仕切りなし」は22都府県

全面禁煙となる都道府県の庁舎が増えるなか、議会の控室だけは吸える状態になっているのは、長野県に限ったことではない。

受動喫煙の問題に詳しい産業医科大学の大和浩教授（健康開発科学）の最新の調査によると、47都道府県の議会棟のうち、全面禁煙にしているのは9府県だけ。16県は仕切られた喫煙スペースがあり、長野県のように仕切りもないなかで吸っているのは半数近い22都府県もある。

兵庫県は07年、喫煙スペースを廃止し、全国で初めて議会棟を全面禁煙にした。同県によると、当初は議員から反発もあったが、徐々に浸透したという。

10年に受動喫煙防止条例を施行した神奈川県では、控室の中に喫煙スペースを設けている。スペースには換気扇のほか、煙を吸い出す吸引器、空気清浄機も置き、県が定めた受動喫煙防止基準をクリアしている。

県の担当者は「議員が自主的に動いてくれたから、やりやすかった」と話す。

一方、長野と同様に仕切りがない秋田県では3年前、庁舎内の全面禁煙を進める県に対して、議員連盟が「やめてほしい」と要請した。たばこ税による地方財源の減少などが理由だったという。結局、庁舎は禁煙になったが、議員控室ではたばこを吸える。

大和教授は「長野は県庁の敷地内の全面禁煙に早くから取り組み、喫煙率も低い。長寿県でもあるのだから、国や自治体が進める全面禁煙に対し、思い切って議会も賛成した方が、県民からの理解も得られやすいのではないか」と語った。

総務課

日新聞　新聞定価 朝夕刊月ぎめ 3,925円(本体価格 3,738円、消費税 187円)、1部売り(税込み)朝刊 150円、夕刊 50円　第3種郵便物認可

隠れ喫煙 査察の目

大阪市厳罰化

職員停職 1年で50人

大阪市で、市職員の勤務時間中の喫煙に対する厳罰化が進んでいる。橋下徹市長の号令のもと、「隠れたばこ」を取り締まる査察チームも結成。喫煙による停職処分は1年で50人にのぼり、依願退職に追い込まれた職員もいる。「まるでたばこ狩りだ」。愛煙家の職員たちから悲鳴が上がる。

吸い殻がないか、トイレのバケツの中まで調べる大阪市水道局の巡視チーム＝6月6日、大阪市福島区海老江5丁目、川田惇史撮影

大阪市役所のすぐ南側を流れる土佐堀川沿いの遊歩道。昼休みになると、多いときで20～30人の市職員が集まり、紫煙をくゆらす。

市役所周辺は「路上喫煙禁止地区」だ。市役所内にも喫煙スペースはない。ぎりぎり禁止地区外にあたる遊歩道が愛煙家職員のオアシスになっている。

市が勤務時間中の喫煙を内規で禁じたのは昨年5月。4月に市営地下鉄の駅長室で助役が喫煙して火災報知機が作動し、電車が遅れたことがきっかけだった。激怒した橋下市長は「服務規律を厳格化する市長のメッセージを無視した。厳罰でいく」と表明。交通局は助役を停職3カ月とし、それから「勤務時間中の喫煙は停職」が定着した。

人事室によると、例えば40代の職員が停職1カ月の懲戒処分を受けると、140万円以上の生涯賃金が減る。村上龍一副市長は「たばこ1本100万円」と禁煙徹底を呼びかける。

処分者の相次ぐ環境局では昨年12月、警察OB2人を含む4人体制の特別査察チームを組んだ。水道局でも6月に職員約60人で巡視チームを結成した。しかし、「摘発に力を入れれば入れるほど処分者が増える悪循環」（市人事室関係者）。処分者は今年5月までの1年間で50人にのぼり、先月は消防署長が依願退職に追い込まれた。

自治体の禁煙実態を調べた大和浩（やまと）・産業医科大教授によると、全国の都道府県と県庁所在地の市、政令指定市、東京都23区の計121自治体のうち、今年3月時点で大阪市のほかに、長野県、堺市、北九州市、東京都足立区が勤務中の喫煙を禁じている。ただ、この4自治体で違反者を処分した事例はないという。

北九州市の人事担当者は「個人的な意見だが、大阪市の停職処分は厳しいと思う」と指摘する。

大阪市の幹部は「厳罰化は『決められたルールは守る』という橋下流服務規律の象徴」として手を緩めるつもりはない。

「ルールを守れないなら公務員失格。たばこやめるか、職員やめるかだ」

（川田惇史、神志那諒）

ロッカー室・便所…抜き打ち巡視

勤務時間中の喫煙を取り締まる市水道局の巡視チームの査察に同行した。

6月6日午後5時半、大阪市福島区の国道沿いにある水道局野田営業所。ワイシャツ姿の2人の男性が裏口に回った。インターホンを押さず、紙袋から取り出したカード型の合鍵で扉を開けて所内に踏み込んだ。

片手には営業所の見取り図。ロッカー室、トイレ、浴場、駐輪場。順番に見て回り、げた箱やロッカーの隙間をのぞき込む。吸い殻が落ちていないかの確認だ。居合わせた職員たちが困惑した表情で見守る。

この日は喫煙の実態は確認できなかったが、巡視チームの法務監査担当課長は「また来ますから」と声をかけ、営業所を去った。

市は4月から勤務時間中のたばこの携帯も禁じている。大阪市北区の市北部環境事業センターでは、ゴミ収集車が並ぶ車庫の机にケースを置いた。収集作業に出かける職員が、たばこを預けるためだ。多い時で約20人がたばこやライターを置いていく。

西川邦彦センター所長は「預ける場所を用意することで喫煙を水際で防ぐことができる」というが、1日約20本を吸うという男性職員(54)は「中学校や高校よりも厳しい」と嘆いた。

独裁的ルール

1日30本のヘビースモーカーの経済アナリスト、森永卓郎さんの話　まるで喫煙者を犯罪者扱いするような規則。ヒトラーやムソリーニの禁煙運動をもほうふつさせる。自分と違うスタイルの人間を認めないかのような独裁者的なルールだ。非喫煙者はひとごとと思っているかもしれないが、同じようなことがいつ自分の身にふりかかってくるか分からない。

禁煙環境必要

日本禁煙学会の作田学理事長の話　米国や豪州、カナダでは非喫煙者のみを雇用する企業も多い。禁煙対策が比較的遅れている日本の中で、大阪市は先進的な取り組みをしているといえる。ただ、たばこは依存性・中毒性が強い。勤務時間中に禁煙外来に通うのを許可したり、禁煙パッチや禁煙ガムを配るなど、たばこをやめやすい環境を整えることも必要だ。

なみじゃない、杉並！
中央線あるあるPROJECT

【社会】

揺れる禁煙足立区　昨年４月から全区施設内で実施

ツイート 44　B! 0　チェック　おすすめ 58　2

2013年8月26日 朝刊

昨年四月に屋外を含む区施設の敷地内を全面禁煙にした東京都足立区が揺れている。全国でも先進的な取り組みだったが、昨年八月に愛煙家が区役所への喫煙所設置を求め陳情、今年三月に区議会が採択したからだ。（奥野斐（あや））

足立区役所敷地内（後方）に喫煙所が無いため道路を隔てた灰皿が設置されている場所でたばこを吸う愛煙家たち＝東京都足立区で

区役所向かいのたばこ店。区役所の敷地内で吸えなくなってから訪れる人が増えたという。昼すぎ、喫煙者が入れ代わり立ち代わり、十人ほどが灰皿の前に並ぶ。二十代の男性は「敷地内に一つは喫煙所があった方がいい。外で集団で吸っていると目につくし、区のイメージが悪くなるでしょ」と苦笑した。

区は二〇〇六年、歩きたばこを禁止。受動喫煙防止のため厚生労働省が三年前に出した通知を受け、区民事務所や学校など、できる所から禁煙にした。一昨年四月には区の施設内を禁煙化。昨年四月、敷地内全域に広げた。それを機に禁煙した職員も多いという。

周知を図るため段階的に禁煙化を進めたが、区役所玄関の外にあった灰皿が撤去されると、喫煙所を求める声や「区役所敷地外での路上喫煙が増えた」との苦情が出てきた。

昨年八月、「八十二歳の愛煙者」を名乗る人物が区役所敷地内に喫煙所設置を求め区議会に陳情。五回の総務委員会では賛否両論が出たが、三月の本会議で賛成四十三、反対一で採択された。

陳情に拘束力はないが、戸惑ったのは区庁舎管理課。「副流煙はあり、分煙は完全な受動喫煙対策にならない」との姿勢を貫く一方、役所の近隣に煙が広がる現状も把握している。喫煙所を設置する場合の費用や場所を調べ、住民や喫煙・非喫煙者双方に意見を聞き検討しているが、佐藤進一課長は「両者の納得する答えがなかなか見つからない」と頭を抱える。

日本は〇四年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を批准。厚労省は公共施設の原則禁煙化を求める通知を出したが、対応は各自治体に委ねている。産業医科大（北九州市）の大和浩教授によると、本庁舎の敷地内が全面禁煙なのは、今年三月現在、全都道府県と県庁所在地、政令市、特別区の百二十一自治体のうち足立区、大阪府、大阪・福島・神戸市の五自治体のみだという。

この記事を印刷する

PR情報
世界のセレブも魅了！絶品とろける濃厚ガトーショコラ[47CLUB]
「肉の万世」自慢のハンバーグ！こだわりのデミグラスソース！【４７ＣＬＵＢ】

最新記事　記事一覧

ためしよみ | Webでためしよみ | 新聞購読

企画特集
都電荒川線絵画コンテスト
入賞作品発表！
魅力あふれる全26作品をご紹介します。

アクセスランキング
東京新聞　地方版記事
1 【政治】原発収束　待ったなし　平和の祭…
2 【経済】ＧＤＰ　なぜ大幅引き上げ？　設…
3 【社会】オリオン座１等星に異変？　大き…
4 【国際】日本人女性２人死傷　トルコ、ナ…
5 【社説・コラム】２０２０年　東京五輪　…

ニュース特集一覧
仕事を拓く
若い民からの成長戦略
憲法と、
岐路に立つ憲法。その６０年余を見つめ直します
望　～都の空から
東京の魅力や四季の彩り、さらに課題も空撮で紹介します
再生の原風景　独白　家電苦悩編
日米同盟と原発　探訪　都の企業

企画特集一覧
生活図鑑　首都圏公立高校入試
大図解　きょうの運勢
３００字小説募集中　東京歌壇　東京俳壇
号外一覧　政治に対するご意見
「発言」欄への投稿　ほっとコラム募集中

お知らせ
第35回　東京新聞　生活セミナー
平成２５年１０月５日（土）
「山登りを楽しもう！」

イベント情報

平成25年10月7日（月）読売新聞　夕刻6面

未実施 九大もついに

全大学病院 全面禁煙へ

受動喫煙防止のため病院の全面禁煙化が進む中、全国で未実施だった二つの大学病院のうち、九州大病院は来年1月6日から敷地内を全面禁煙とし、広島大病院も来年3月までに喫煙所を撤廃することを決めた。全国80の大学病院（本院）のすべてで、来春には敷地内禁煙が達成されることになる。（田村良彦）

広島大も決定

九州大病院では、来年1月から敷地内禁煙となるお知らせが掲示されている（福岡市東区で）

病院の禁煙化は、2003年施行の健康増進法に努力義務として盛り込まれた。06年に禁煙治療が保険適用になった際、敷地内禁煙が実施施設の条件とされたことにも後押しされ、徐々に拡大。10年2月の厚生労働省健康局長通知でも改めて「全面禁煙とすることが望ましい」とされている。

厚労省研究班（研究代表者・大和浩産業医科大教授）の調査では09年度までに70大学が敷地内禁煙と回答。今回、残る10大学について読売新聞社が取材したところ、8大学はすでに敷地内禁煙を実施したと答え、残る九大、広島大も全面禁煙を決めたことが判明した。

福岡市東区の九大馬出（まいだし）地区キャンパスにある九大病院は、建物は禁煙になっているが、キャンパス内に現在2か所の屋外喫煙所がある。今年7月に病院地区協議会を開き、健康増進法に基づく受動喫煙防止のため、2か所を廃止することを決めた。

広島大については、住民の相談を受け調査を行った総務省中国四国管区行政評価局が3月、改善を求めた。同大安全衛生管理委員会が9月、喫煙所を来春までに撤廃することを決めた。

産業医科大の大和教授は「他の病院の模範となるべき大学病院の敷地内禁煙が進んだことは喜ばしい。ただ、敷地外とは言いながら病院のすぐ近くにある医学部施設に喫煙所があるケースも散見される。病院だけでなく医学部も含む敷地内の全面禁煙、また、その正門と周辺道路も含めた禁煙化を進めていく必要がある」と話している。

総務課

平成25年10月29日（火）読売新聞　朝刊　35面（九州・山口総合面）

喫煙「大学デビュー」防げ

大学のキャンパスを禁煙化する取り組みが進んでいる。最近は高校生の喫煙率が下がり、大学入学後に吸い始めるケースが増加。受動喫煙の防止に加え、喫煙の〝大学デビュー〟を食い止めようと、各大学は知恵を絞っている。（田村良彦）

進むキャンパス禁煙化

保健師サポート■専任職員見回り

禁煙に挑戦中の学生と面接する九大キャンパスライフ・健康支援センターの保健師（中央、右は真崎准教授）

福岡県久留米市の久留米大御井キャンパス。約15ヘクタールの敷地には、「全面禁煙」と書かれたのぼりが、あちこちに立てられている。

禁煙化の話が持ち上がったのは2010年。禁煙推進プロジェクト委員会が組織され、12年4月にまず市内の別の場所にある医学部や病院の敷地を禁煙とし、今年4月からは文系学部のある同キャンパスも全面禁煙となった。

同委員長の豊増功次健康・スポーツ科学センター教授によると、御井キャンパスに45か所あった喫煙場所を10年には19か所、12年には7か所まで削減。ノースモーキングデーを設けるなど啓発を進め、喫煙場所の全面撤廃に踏み切った。

学生の受け止め方は様々だ。たばこを吸わない4年生男子は「学校などが禁煙になるのは、時代の流れだと思う」と話す。一方、喫煙者の4年生女子は「外に吸いに行かなければならないので面倒くさい。やめる気は全然ない」と、門を出るなり、歩きながらたばこに火を付けた。

4月から全面禁煙になった久留米大御井キャンパスには、至るところにのぼりが掲げられている（福岡県久留米市で）

御井キャンパスを禁煙にして以降、周辺の道路や住宅地での喫煙が増え、住民から苦情が寄せられるようになった。大学側はキャンパス外の住宅街や道路も禁煙エリアに追加指定。専任職員を雇ってパトロールを行うなど対応に追われている。豊増教授は「喫煙率の高い上級生が卒業する1～2年後には、禁煙指導の効果が顕著になっていくのではないか」と話す。

★喫煙開始に変化

大学の禁煙化が注目される背景には、若者の喫煙開始時期の変化がある。

厚生労働省研究班（代表・大井田隆日大教授）の調査によると、高校男子で「月に1日でも喫煙」する割合は、1996年に30・7％だったのが12年には5・0％に、「毎日喫煙」は18・0％が2・2％にまで減った。たばこの自動販売機に本人確認が必要なカード「タスポ」が導入されたことや、たばこの価格が上がったことなどが影響したとみられる。

一方、高橋裕子・奈良女子大教授によると、国立大学法人保健管理施設協議会がまとめた2005年の大学生の調査では、男女とも学年が上がるにつれ、喫煙者が増えていた。久留米大が今年、文系学部の学生に対して行った調査では、1年生はわずか1・9％なのが、2年生9・3％、3年生16・7％、4年生25・6％となっていた。

大学の禁煙化問題に詳しい産業医大（北九州市）の大和浩教授は「大学生の喫煙開始を防ぐことが、今や喫煙率低下の鍵を握っている」と話す。

★ソフト面注力も

キャンパスの禁煙化以外に、喫煙の大学デビューを防止する対策や、禁煙希望者のサポートといった〝ソフト〟面に力を入れる大学も増えている。

10月初旬、九州大キャンパスライフ・健康支援センター（福岡市）を同大3年生男子（22）が訪れた。禁煙を始めてちょうど1か月。学生は「きのうの夜、たばこを吸う夢を見た」とつらさを訴えた。保健師は「よく耐えたね」と励まし、ニコチンを補給してつらさを和らげるパッチをしっかり使うこと、ピンチになったら迷わず連絡してほしいことなどを伝えた。

九大は10年度から、3か月間の無料禁煙プログラムを実施。今年度までに学生78人、教職員67人が参加した。プログラム終了時には約6割が吸わないようになるが、1年後も続いた人は約4割。学生の禁煙成功率は教職員の半分程度だ。センターの真崎義憲准教授は「たばこの害に関する教育と環境整備、禁煙支援の3本柱で取り組むことが大切」と話す。

読売新聞が九州・山口・沖縄の国立大学と医学部がある大学計15校にアンケートしたところ、建物は熊本大を除く14校が全面禁煙としていた。キャンパスを全面禁煙としているのは久留米大、産業医大、大分大の3校。医学部や付属病院などがある一部の敷地を禁煙にしている大学が多い。鹿児島大と琉球大は教育学部も禁煙としていた。

キャンパス全面禁煙化の動きは徐々に広がっている。岩手大は2008年4月、東北大は11年10月から実施している。信州大は16年4月からの全面禁煙を決定。大阪大も15年4月からの全面禁煙を目指す、と宣言した。

崇城大薬学部「吸わない」入学条件

喫煙しないことを入学条件にする取り組みも。熊本市の崇城大薬学部は11年度から、入試の募集要項に「非喫煙者を対象とする」と明記した。

同学部の松倉誠教授は「卒業後は薬剤師として禁煙指導を行う立場であり、自分が吸わないのは当然。受験生の多くが未成年なので、それほど無理な条件ではないはず」と話す。罰則はないが、入学後に喫煙を見かければ厳しく指導する。現時点で入試倍率への影響は特にないという。

大学の禁煙化の取り組み
（国立と医学部のある大学）

大学名	建物	敷地	主な取り組み
山口大	○	△	ニコチンパッチの処方や保健センターの禁煙指導
九州大	○	ー※	禁煙支援プログラム。年2～3回の禁煙推進イベント
九州工業大	○	ー	保健センターに相談窓口。禁煙補助薬を用いたサポート
福岡教育大	○	ー	喫煙場所を2004年時から半減。ポスターで呼びかけ
福岡大	○	△	相談窓口を設置、禁煙教室やノースモーキングデー実施
久留米大	○	○	付属医療センターや保健室で禁煙支援
産業医大	○	○	健診時に禁煙の意思を聞き取り意思あれば禁煙指導
佐賀大	○	△	啓発小冊子を作成。ニコチンパッチ処方
長崎大	○	△	職員に禁煙研修会。学生は必修授業などで啓発
熊本大	△	△	新入生に啓発冊子配布
大分大	○	○	新入生に啓発冊子配布。希望者にはニコチンパッチ
宮崎大	○	△	05年度から禁煙支援のための講演会や授業を実施
鹿児島大	○	△	保健管理センターで禁煙相談、ニコチンパッチ無料配布
鹿屋体育大	○	ー	
琉球大	○	△	建物内にポスターなどを掲示し、周知を図る

○は全面禁煙、△は一部キャンパスで実施、ーは未実施
※九州大は医学部で14年1月から実施決定

今さら聞けない PLUS

子供の受動喫煙

ベランダの「蛍族」でも残る悪影響

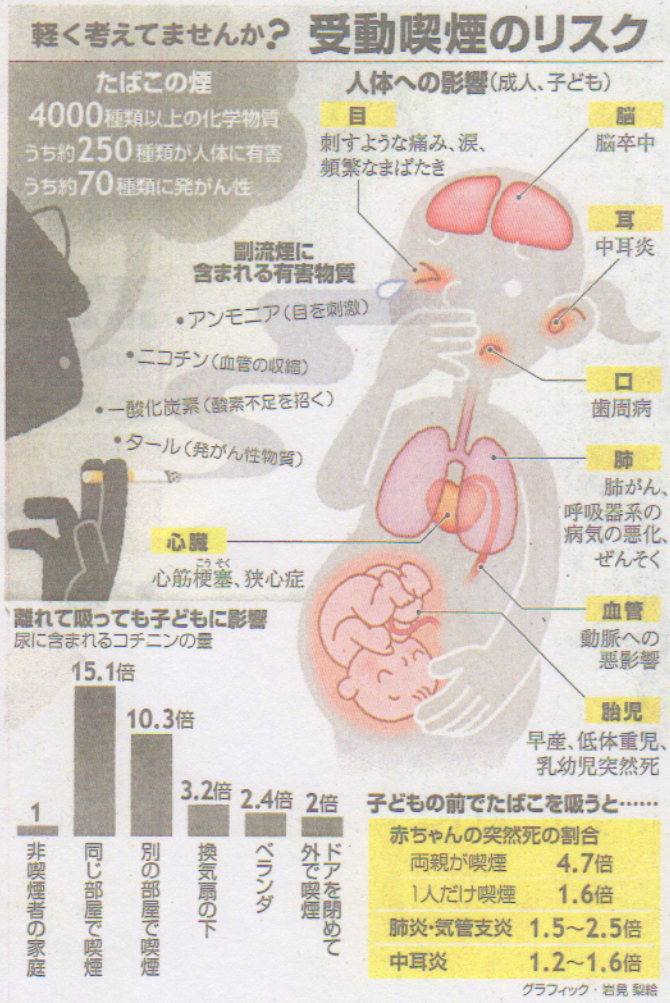

グラフィック・岩見 梨絵

たばこの煙にさらされる子どもの「受動喫煙」の危険性を示す様々なデータを根拠に、海外では規制強化が進んでいます。例えば英下院は2月、子どもを乗せた車の中での喫煙を禁じる法案を可決しました。吸わないのに受けてしまう、たばこの害をまとめました。

子どもが受動喫煙で受けるダメージは、大人より大きくなります。体が小さい分、体重当たりの呼吸量が大きく、有害物質をより多く取り込んでしまうからです。発達途中の内臓や脳は、取り込んだ有害物質を分解・排出する力が弱く、成長期で細胞分裂も盛んなため発がん性物質の影響も受けやすいのです。

□ □

胎児への影響も深刻です。たばこを吸う妊婦が産んだ新生児の平均体重は、吸わない妊婦よりも200㌘前後少なくなります。ニコチンの影響で血管が縮み、胎児に栄養が届きづらくなり、シアン化水素が成長に欠かせないたんぱく質の合成を邪魔するのです。

さらに一酸化炭素で胎児の脳が酸欠状態になり、脳の成長にも影響を及ぼします。幼児期の知能指数が4～6㌽低くなるという報告や、注意欠如多動性障害（ADHD）の出現率が2～3倍になるとの報告が出ています。

中国の大気汚染で、肺に入り込むほど小さな粒子（PM2・5）が注目されていますが、たばこの煙もまたPM2・5です。北京では1立方㍍当たりのPM2・5が300㌶グラムを超える「厳重汚染」の日が続き、不調を訴える子どもが病院に駆け込みました。日本でも産業医科大の大和浩教授らが、全席喫煙可の日本の喫茶店内の空気を調べたところ、午後6時ごろの平均濃度が371㌶グラムと「北京並み」の汚染でした。

車の運転席で吸った場合には、全ての窓を10㌢開けエアコンで換気をしても、車中の濃度は最大約3千㌶グラムになります。助手席より後部座席の方がより高濃度でした。たとえベランダや換気扇の下で吸っても、子どもは影響を受けます。家族がたばこを吸う家の子どもの尿中のコチニン（ニコチンの代謝物質）の量は、吸わない家庭に比べ、「換気扇の下」で3・2倍、「ベランダ喫煙」でも2・4倍と多かったのです。

喫煙後の服や、家具や壁などに残るたばこ由来の化学物質を触ったり吸い込んだりすることを「三次喫煙」と呼びます。たばこの害に詳しい村松弘康・中央内科クリニック院長は「健康影響を探る研究は始まったばかりだが、細胞のDNAを傷つける可能性などの報告がある。化学物質がついた家具や服に小さな子らが触っていることを知ってほしい」と訴えます。

□ □

それでも子どものために、禁煙する親は多くありません。全国の母子10万組が参加する環境省の「エコチル調査」によると、「妊娠に気づいてやめた」母親は全体の13％（暫定値、以下同）。5％が妊娠中期でも吸い、父親の喫煙率も妊娠初期が47％、中期も46％と、ほとんど変わっていません

たばこの影響で健康を損なったと思われる子どもたちを診てきた加治正行・静岡市保健所長は「これだけ体や知能にダメージを与え将来の健康も損ねるたばこを子どもの前で吸うのは一種の虐待行為」と訴えています。

自治体の取り組みも差があります。斎藤麗子・十文字学園女子大学教授は2011年、政令指定市と東京都内の全市区町村の児童公園の灰皿の有無を調べました。質問に答えた190自治体（指定市の行政区を含む）のうち、2割が「灰皿が置かれた児童公園がある」と回答。8割は禁煙の表示がありませんでした。都内23区は13区の公園に灰皿がありました。

「灰皿があった24自治体のうち、昨年末の追跡調査で半分以上が撤去。声を上げることが大事です」

記者のひとこと

6年前まで喫煙者でした。煙や臭いに気遣っていたつもりでしたが、「つもり」に過ぎなかったのが、やめた今は分かります。日本は屋内喫煙を強く規制せず、分煙という独特の慣習が広まりましたが、解決策になりません。煙を心配せずにすむ社会を後押しする法整備が不可欠です。（錦光山雅子）

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

発表者名	論文タイトル名	書籍名	ページ	出版社	出版年
大和　浩	タバコ関連疾患	内科学第10版	2352 - 2354	朝倉書店（東京）	2013
大和　浩	タバコの科学	歯科衛生士のための禁煙支援ガイドブック	2 - 3	医歯薬出版（東京）	2013
大和　浩	職域と家庭環境の喫煙状況と禁煙支援		88 - 91		2013
大和　浩	職場の喫煙対策、快適な職場環境の形成	産業保健マニュアル	136 - 137	南山堂（東京）	2013
大和　浩	禁煙・たばこ依存・受動喫煙	産業安全保健ハンドブック	810 - 813	公益財団法人労働科学研究所（東京）	2013

雑誌

発表者名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
大和　浩	受動喫煙による障害と受動喫煙防止法・条例による効果	日本臨牀	71(3)	464 - 468	2013
大和　浩	受動喫煙防止対策と禁煙支援	公衆衛生情報	42(11-1)	21 - 26	2013
大和　浩	わが国の受動喫煙対策に関わる法改正の動きとその課題	循環器専門医	21(2)	350 - 355	2013
大和　浩	タバコ煙のPM2.5としての有害性とその安全対策	呼吸	32(11)	1028 - 1035	2013
大和　浩	特集　喫煙対策はどうなるのか 世界各国とわが国の喫煙対策，現状と今後の方向性	健康開発	18(2)	14 - 23	2013
大和　浩	職場の受動喫煙防止対策にかかわる労働安全衛生法の改正の動きと職場での喫煙対策 の取り組み	労働衛生工学	52	31 - 36	2013
Yamato, H. et al.	Designated Smoking Areas in Streets Where Outdoor Smoking is Banned	Kobe Journal of Medical Sciences	59(3)	93 - 105	2013
大和　浩	職場における喫煙・受動喫煙対策	保健の科学	55(9)	623-628	2013
大和　浩	産業医学と喫煙対策	産業医科大学雑誌特集号「産業医と労働安全衛生法四十年」	35	133 - 140	2013
大和　浩	職域の喫煙対策の現状と未来	産業医学レビュー	25(4)	219 - 238	2013

その他

大和　浩	PM2.5から考えるタバコの害	少年写真新聞 小学保健ニュース		2 - 3	2013
大和　浩	オリンピック成功に必要な屋内の全面禁煙化！！	STOP受動喫煙新聞		2 - 3	2013